

令和5年度

大阪府水防計画

(資料編)

大阪府

大阪府水防計画

(資料編)

付	表	1頁
付	図	241頁
水門操作協定書等		259頁
国土交通省直轄河川 重要水防箇所表		401頁
国土交通省直轄河川 洪水予報実施要領		459頁
大阪府知事指定河川 洪水予報実施要領		547頁
大阪府土砂災害警戒 情報に関する実施要領		609頁
寝屋川流域における 下水道の雨水ポンプ施 設の操作に関する要綱		629頁
様	式	637頁
水防工法		675頁
土砂災害警戒区域等 一 覧 表		693頁

付 表

第 1 表	一般防災関係重要水防区域	1 頁
第 2 表	ため池防災関係水防区域	45 頁
第 3 表	重要水こう門一覧表	74 頁
第 4 表	重要防潮水門等一覧表	88 頁
第 5 表	重要防潮扉設置箇所一覧表	95 頁
第 6 表	主要排水施設設置箇所一覧表	122 頁
第 7 表	主要貯留施設一覧表	127 頁
第 8 表	ダム一覧表	131 頁
第 9 表	河川別水防値及び資材整備基準表	132 頁
第 10 表	ため池水防値及び資材表	158 頁
第 11 表	管内保有水防施設資器材並びに水防要員表	179 頁
第 12 表	ため池水防資材備蓄品調書	187 頁
第 13 表	大阪府水防倉庫一覧表	188 頁
第 14 表	水防時の通信システム	190 頁
第 15 表	管内雨量観測所一覧表	192 頁
第 16 表	管内河川水位観測所一覧表	214 頁
第 17 表	管内潮位観測所一覧表	224 頁
第 18 表	管内ため池水位観測所一覧表	225 頁
第 19 表	大阪府水防災情報システム施設一覧表	234 頁
第 20 表	国土交通省近畿地方整備局災害対策用資機材一覧表	236 頁

第1表 一般防災関係重要水防区域

A : 特に重要な水防区域

B : 重要水防区域

重要水防箇所評定基準

大阪府河川室

種 別	重 要 度		
	A 特に重要な水防区域（赤）	B 重要水防区域（黄）	要注意箇所
堤防形態 【築堤区間】 （流下能力）	リスク表示図における 1/100 確率降雨において、破堤による浸水範囲に家屋等がある一定の区間。	左記(A)の区間以外で、市街化区域内の区間	
堤防形態 【掘込区間】 （流下能力）	リスク表示図における 1/10 確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間。	左記(A)の区間以外で、リスク表示図における 1/100 確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 左記(A)の区間以外で、市街化区域内の区間	
堤防形態 【高潮区域】	計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所	計画高潮位と現況堤防高の差が堤防の計画余裕高に満たない箇所 市街化区域における築堤区間	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の 1/2 未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ 1/2 以上確保されている箇所。	
法くずれ ・すべり	法くずれ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法くずれ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法くずれ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法くずれ又はすべりが発生する恐れのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生する恐れがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の河川横断工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が 1/10 未対応となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が 1/10 対応となるが、1/100 未対応となる箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で、築造後 3 年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘・鉄扉等			陸閘・鉄扉等が設置されている箇所。

※・破堤による浸水リスクの高い築堤区間のうち①から④のいずれかの条件により**特に堤防の監視等が重要な箇所・区間**を【大阪府重要水防区域図】に記載。

- ①狭窄部な箇所・区間 ②河川巡視点検結果で異常が見られた箇所・区間 ③漏水や浸食が発生、もしくは恐れがある箇所・区間（対策済みの箇所・区間は除く）
④ その他、市町村が注視している箇所・区間

・堤防断面、法くずれ・すべり、漏水、水衝・洗掘、工作物、工事施工、新堤防・破堤跡・旧川跡、陸閘・鉄扉等については、大阪府ホームページ/水防計画のページに掲載。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/boujyo/suiboukeikaku.html>

(洪水区域)

河川	海	関係土木事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
天竺川	左岸	池田	豊中市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 豊南橋下流30m 至 長島橋上流90m 自 真珠橋上流170m 至 広田橋下流150m 自 にしき橋下流100m 至 熊野田上橋下流100m	1,120	自 神崎川合流点 至 豊南橋下流30m 自 長島橋上流90m 至 真珠橋上流170m 自 広田橋下流150m 至 にしき橋下流100m 自 熊野田上橋下流100m 至 熊野田上橋	5,240	6,360			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 熊野田上橋上流50m 至 熊野田上橋上流70m 自 勝負谷橋上流50m 至 勝負谷橋上流70m 自 熊野田上橋 至 熊野田上橋上流50m 自 熊野田上橋上流70m 至 勝負谷橋上流50m 自 勝負谷橋上流70m 至 一級河川区域	40	1,209	1,249		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間
	右岸	〃	〃	堤防形態【築堤区 間】(流下能力) 堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 にしき橋下流100m 至 熊野田上橋	860	自 神崎川合流点 至 にしき橋下流100m	5,500	6,360			B: 市街化区域内の区間
							自 熊野田上橋 至 一級河川区域	1,300	1,300			B: 市街化区域内の区間

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
兎川	左岸	池田	豊中市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 熊野橋上流20m 至 熊野橋上流220m 自 東豊中橋下流120m 至 東豊中橋下流80m 自 東豊中橋上流40m 至 東豊中橋上流80m	280	自 熊野橋下流60m 至 熊野橋上流20m 自 新兎川橋上流150m 至 東豊中橋下流120m 自 東豊中橋下流80m 自 東豊中橋上流40m 自 東豊中橋上流80m 至 一級河川区域	617	897		
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 八坂小橋上流50m 至 八坂小橋上流70m 自 熊野橋上流220m 至 熊野橋上流280m 自 新兎川橋上流80m 至 新兎川橋上流100m 自 天竺川合流点 至 八坂小橋上流50m 自 八坂小橋上流70m 自 熊野橋下流60m 自 熊野橋上流280m 至 新兎川橋上流80m 自 新兎川橋上流100m 至 新兎川橋上流150m	100	530	630	B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 熊野橋下流60m 至 熊野橋上流40m	100			100		
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 熊野橋上流40m 至 熊野橋上流100m 自 新兎川橋下流40m 至 新兎川橋 自 新兎川橋上流60m 至 新兎川橋上流100m 自 天竺川合流点 至 熊野橋下流60m 自 熊野橋上流100m 至 新兎川橋下流40m 自 新兎川橋 至 新兎川橋上流60m 自 新兎川橋上流100m 至 一級河川区域		140	1,433	1,293

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要	
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)		
千里川	左岸	池 田	豊 中 市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)		自 猪名川合流点 至 千里川橋 自 春日橋下流230m 至 春日橋 自 昭和橋 至 新大正橋	3,900	3,900				
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 唐子2号橋上流270m 至 唐子2号橋上流290m 自 千里川橋 至 春日橋下流230m 自 春日橋 至 昭和橋 自 新大正橋 至 唐子2号橋上流270m 自 唐子2号橋上流290m 至 一級河川区域	20 6,807	6,827		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 神津橋下流10m 至 神津橋	10	自 猪名川合流点 至 千里川橋 自 春日橋下流230m 至 春日橋 自 神津橋 至 番堂橋上流80m	4,260	4,270			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 千里川橋 至 春日橋下流230m 自 春日橋 至 神津橋下流10m 自 番堂橋上流80m 至 一級河川区域	6,395	6,395		B: 市街化区域内の区間		
旧猪名川	左岸	"	豊 中 市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 神崎川合流点 至 一級河川区域	1,425	1,425			B: 市街化区域内の区間	
神田川	左岸	"	池 田 市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 猪名川合流点 至 一級河川区域	70	70			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 猪名川合流点 至 一級河川区域	70	70			"	

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
余 野 川	左 岸	池 田	池田市 箕面市 豊能町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 中川原橋上流190m 至 高橋下流200m 自 高橋下流50m 至 高橋上流50m 自 大正橋上流200m 至 大正橋上流360m 自 高見橋下流270m 至 高見橋下流50m	800		800			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 古江橋 至 古江橋上流60m 自 小泉橋上流120m 至 城之越橋下流50m 自 城之越橋上流170m 至 城之越橋上流190m 自 城之越橋上流330m 至 城之越橋上流350m	160	自 古江橋上流60m 至 中川原橋下流400m 自 中川原橋下流110m 至 中川原橋上流70m 自 高橋下流200m 至 高橋下流50m 自 高橋上流50m 至 高橋上流310m 自 ヒヤケ橋上流250m 至 ヒヤケ橋上流270m 自 砂子橋上流220m 至 砂子橋上流280m 自 大正橋 至 大正橋上流200m 自 上之所橋下流40m 至 上之所橋下流20m 自 高橋下流180m 至 高橋下流160m 自 高橋上流80m 至 高橋上流180m 自 谷山橋上流20m 至 内田橋上流160m 自 木代界橋上流140m 至 木代界橋上流160m 自 小泉橋下流200m 至 小泉橋上流120m 自 城之越橋上流310m 至 城之越橋上流330m	1,940	2,230	B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
							自 猪名川合流点 至 古江橋	130			B: 市街化区域内の区間

河川 海岸	関係土木 事務所 工 場 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
余野川	右岸	池田	池田市 箕面市 豊能町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 木代界橋上流210m 至 木代界橋上流270m	60		60			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 古江橋上流300m 至 古江橋上流340m 自 大正橋下流110m 至 大正橋下流90m 自 高橋下流70m 至 高橋下流50m 自 谷山橋下流130m 至 谷山橋下流90m 自 木代界橋上流60m 至 木代界橋上流80m 自 小泉橋上流120m 至 城之越橋下流50m 自 城之越橋上流270m 至 城之越橋上流310m	240	自 古江橋 至 古江橋上流300m 自 古江橋上流340m 至 新吉田橋 自 新吉田橋上流200m 至 新吉田橋上流340m 自 新千代橋上流20m 至 新千代橋上流40m 自 番匠屋橋下流110m 至 番匠屋橋下流50m 自 大正橋下流190m 至 大正橋下流110m 自 大正橋下流90m 至 大正橋上流30m 自 高見橋下流100m 至 高見橋下流80m 自 高見橋上流80m 至 高見橋上流100m 自 高見橋上流380m 至 高見橋上流480m 自 高橋下流120m 至 高橋下流70m 自 高橋下流50m 至 高橋下流20m 自 木代界橋 至 木代界橋上流60m 自 木代界橋上流80m 至 木代界橋上流120m 自 小泉橋下流70m 至 小泉橋下流50m 自 城之越橋下流50m 至 城之越橋上流90m	2,940	3,330	B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
					自 猪名川合流点 至 古江橋	150					B: 市街化区域内の区間

河川	海岸	関係土木事務所 工営所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
木代川	左岸	池田	豊能町	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 三位橋上流60m 至 三位橋上流160m	100	100			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)		120			120			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 小玉橋下流470m 至 小玉橋下流450m 自 小玉橋上流30m 至 小玉橋上流70m 自 三位橋下流260m 至 三位橋下流220m 自 新木代橋下流160m 至 新木代橋 自 新木代橋上流40m 至 新木代橋上流90m 自 新木代橋上流170m 至 新木代橋上流190m	330	330		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
野間川	左岸	池田	能勢町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 来見橋下流20m 至 野入橋上流30m	300			300			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 中島橋下流20m 至 野入橋上流30m 自 木野川合流点 至 大けやき橋上流120m	1,400			1,400			

河川 海	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
田 尻 川	左 岸	池 田	能 勢 町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 地藏橋下流70m 至 蹄橋	490		490			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 岡花橋 至 石橋上流134_0m	440		440			
	右 岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 唐木橋 至 蹄橋 自 当刈橋下流100m 至 当刈橋上流250m	970		970			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 歌垣橋上流90m 至 久保田橋上流0m 自 かやの木橋 至 岡花橋下流130m 自 石橋上流160m 至 石橋上流310m	880	自 岡花橋下流130m 至 石橋下流70m	340	1,220		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間

河川	川岸	関係土木事務所 工 営 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
大一路次川庫	左岸	池田	能勢町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 天神橋 至 新田橋上流570m	470			470			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 鳥越橋上流240m 至 鳥越橋上流510m 自 清水橋下流220m 至 清水橋下流120m	370	自 新田橋上流570m 至 無名橋	230	600		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
大一路次川庫	右岸	池田	能勢町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 妙見橋下流300m 至 譲川合流点 自 山百合橋 至 新田橋上流570m	3,620			3,620			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 清水橋下流200m 至 清水橋	200	自 新田橋上流570m 至 無名橋	230	840	自 清水橋下流420m 至 清水橋下流200m 自 清水橋 至 山田川合流点 自 深田橋下流50m 至 深田橋上流30m	410	

河川	岸	関係土木事務所 工 営 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
箕川	左岸	池田 茨木	箕面市 茨木市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 箕川橋下流710m 至 箕川橋下流690m 自 箕川橋下流480m 至 箕川橋下流460m	40	3,667		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
							自 箕川橋下流730m 至 箕川橋下流710m 自 箕川橋下流690m 至 箕川橋下流480m 自 箕川橋下流460m 至 一級河川区間	3,627			B: 市街化区域内の区間	
	右岸	”	”	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 箕川橋下流480m 至 箕川橋下流460m 自 勝尾寺川合流点 至 箕川橋下流480m 自 箕川橋下流460m 至 一級河川区間	20 3,827	3,847		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間	
郷之 久保川	左岸	池 田	箕 面 市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 箕川合流点 至 一級河川区間	851	851		B: 市街化区域内の区間	
	右岸	”	”	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 箕川合流点 至 一級河川区間	870	870		B: 市街化区域内の区間	
川合 裏川	左岸	池 田 茨 木	箕 面 市 茨 木 市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 裏川橋上流260m 至 一級河川区間	1,888	1,888		B: 市街化区域内の区間	
	右岸	”	”	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 裏川橋上流260m 至 一級河川区間	1,888	1,888		B: 市街化区域内の区間	
箕面川	左岸	池田	池田市 箕面市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 天神橋上流50m 至 天神橋上流70m 自 兵庫県堺 至 天神橋上流50m 自 天神橋上流70m 至 一の橋	20 6,260	6,280		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間	
	右岸	”	”	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 天神橋上流50m 至 天神橋上流70m 自 兵庫県堺 至 天神橋上流50m 自 天神橋上流70m 至 一の橋	20 6,260	6,280		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間	
石澄川	左岸	”	”	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 石澄川橋上流240m 至 石澄川橋上流260m 自 箕面川合流点 至 石澄川橋上流240m 自 石澄川橋上流260m 至 一級河川区域	20 2,247	2,267		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間	
	右岸	”	”	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 石澄川橋上流180m 至 石澄川橋上流260m 自 箕面川合流点 至 石澄川橋上流180m 自 石澄川橋上流260m 至 一級河川区域	80 2,169	2,249		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間	

河川 海 岸	関係土木 事務所 工 堂 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
山 田 川	左 岸	池 田	能 勢 町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 塩坪橋 至 藤井橋上150m 自 湯小屋橋 至 湯小屋橋上流250m	2,200		2,200			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 新橋 至 塩坪橋	1,100	1,100		B:市街化区域内の区間
	右 岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 塩坪橋 至 森上大橋 自 無名橋 至 湯小屋橋	1,980		1,980			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 一庫・大路次川合流点 至 学園橋 自 汐の湯橋下流170m 至 汐の湯橋 自 塩坪橋下流130m 至 塩坪橋	1,150	1,150		B:市街化区域内の区間
長 谷 川	左 岸	池田	能勢町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 山田川合流点 至 稲地橋	240		240			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 稲地橋 至 稲地橋上流90m	90	90		B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間

河川	海岸	関係土木事務所 工営所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
山辺川	左岸	池田	能勢町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 中正橋上流390m 至 鎌角橋下流130m 自 城山橋下流80m 至 山辺大橋上流220m 自 清水橋 至 新砂原橋下流50m	3,100			3,100			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 山辺大橋上流220m 至 清水橋	340	340		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
山辺川	右岸	池田	能勢町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 和田子橋 至 山辺大橋下流80m 自 今仲橋 至 新砂原橋下流150m 自 砂原橋 至 砂原橋上流110m	2,000			2,000			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 柳橋 至 和田子橋	230	590		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
												B: 市街化区域内の区間
初谷川	左岸	〃	豊能町	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 ときわ大橋下流250m 至 ときわ大橋下流230m	20		自 光風台大橋下流170m 至 光風台大橋上流400m 自 ときわ大橋下流210m 至 ときわ上橋上流10m	990	1,010		B: 市街化区域内の区間
	右岸	〃	〃	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 ときわ大橋下流210m 至 ときわ上橋上流10m	420	420			B: 市街化区域内の区間
裏川	左岸	〃	箕面市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 勝尾寺川合流点 至 一級河川区間	774	774			B: 市街化区域内の区間
	右岸	〃	〃	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 勝尾寺川合流点 至 一級河川区間	801	801			B: 市街化区域内の区間

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
高川	左岸	池田 茨木	豊中市 吹田市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 稻荷橋上流280m 至 水路橋下流10m 自 新豊吹橋下流240m 至 新豊吹橋下流200m 自 新石橋上流120m 至 新石橋上流160m	230	自 神崎川合流点 至 稻荷橋上流280m 水路橋下流10m 自 新豊吹橋下流240m 至 新石橋上流160m 至 新石橋上流420m	1,950	2,180		
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 新石橋上流640m 至 新石橋上流680m 自 新豊吹橋下流200m 至 新石橋上流120m 自 新石橋上流420m 至 新石橋上流640m 自 新石橋上流680m 至 一級河川区間	40 2,044	2,084	B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 稻荷橋上流280m 至 水路橋下流10m 自 新豊吹橋下流240m 至 新豊吹橋下流40m	350	自 神崎川合流点 至 稻荷橋上流280m 水路橋下流10m 自 新豊吹橋下流240m 至 新豊吹橋下流40m 至 新石橋上流140m	3,190	3,540		
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 新石橋上流640m 至 新石橋上流660m 自 新石橋上流140m 至 新石橋上流640m 自 新石橋上流660m 至 一級河川区間	20 680	700	B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間	
鍋箕 田川面	左岸	池田	箕面市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 新鍋田橋下流40m 至 新鍋田橋下流20m	20	自 新鍋田橋下流20m 至 新鍋田橋	20	40		
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 竹下橋下流50m 至 竹下橋下流30m 自 千里川合流点 至 新鍋田橋下流40m 自 新鍋田橋 至 竹下橋下流50m 自 竹下橋下流30m 至 一級河川区間	20 1,526	1,546	B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 三平橋上流130m 至 三平橋上流150m	20	自 三平橋上流110m 至 三平橋上流130m 自 三平橋上流150m 至 曲り池橋下流120m 自 竹下橋下流50m 至 竹下橋下流30m	140	1,592	B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
							自 千里川合流点 至 三平橋上流110m 自 曲り池橋下流120m 至 竹下橋下流50m 自 竹下橋下流30m 至 一級河川区間	1,432		B: 市街化区域内の区間	

河川	岸	関係土木事務所 工営所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
芋川	左岸	池田	箕面市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 千里川合流点 至 一級河川区間	1,095	1,095			B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 西宿橋上流10m 至 西宿橋上流30m 自 千里川合流点 至 西宿橋上流10m 自 西宿橋上流30m 至 一級河川区間	20 1,051	1,071			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B:市街化区域内の区間
上の川	左岸	茨木	吹田市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 暗渠入口 至 一級河川区域	490	自 糸田川合流点 至 暗渠入口	1,300	1,790			B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 暗渠入口 至 一級河川区域	480	自 糸田川合流点 至 暗渠入口	1,300	1,780			B:市街化区域内の区間
水無瀬川	左岸	"	島本町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 桂川合流点 至 名神高速道路	1,300			1,300			
	右岸	"	淀川右岸 島本町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	1,300			1,300			
檜尾川	左岸	"	淀川右岸 高槻市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 磐手橋 至 東樟尾川合流点	800	800			B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 東海道新幹線 至 琴堂橋 自 山手橋 至 山手橋上流350m 自 名神高速道路 至 琴堂橋	2,050 2,250	2,050 2,250			B:市街化区域内の区間
芥川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 城西橋 至 芥川橋	1,340			1,340			
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 女瀬川合流点 至 門前橋	2,820	自 摂津峡大橋下流700m 至 大森橋上流50m	2,200	2,200			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
女瀬川	左岸	"	高槻市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 芥川合流点 至 国道171号	2,450	自 国道171号 至 宮田町市道橋下流70m	200	2,650			
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 芥川合流点 至 国道171号	2,450	自 宮田町市道橋下流70m 至 奈佐原橋	2,350	2,350			B:市街化区域内の区間
安威川	左岸	"	茨木市 淀川右岸	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 神崎川合流点 至 太田橋	13,600			13,600			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	13,600			13,600			

河川	海	左岸	関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計(m)	要注意箇所		摘要
						区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
茨木川	左岸	茨木	茨木市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 国道171号 至 勝尾寺川合流点	1,600	自 安威川合流点 至 国道171号	300	1,900				
		右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 国道171号 至 名神高速道路	700	自 安威川合流点 至 国道171号 自 名神高速道路 至 勝尾寺川合流点	1,200	1,900			
佐保川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 勝尾寺合流点 至 山西橋下流200m	300			300				
		右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 勝尾寺合流点 至 山西橋下流200m	300			300			
勝尾寺川	左岸	池田 茨木	箕面市 茨木市	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 中河原橋上流300m 至 豊川橋 自 大井出橋下流280m 至 ごご橋	2,260	2,260			B:市街化区域内の区間	
		右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力) 堤防形態【堀込区間】(流下能力)	自 茨木川合流点 至 中河原橋	300	自 中河原橋 至 新鍛冶屋橋 自 清水橋下流90m 至 清水橋 自 大井出橋下流280m 至 西田橋	3,380	3,380			B:市街化区域内の区間
大正川	左岸	茨木	摂津市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 安威川合流点 至 (新)大阪高槻京都線 上流100m	830	自 (新)大阪高槻京都線 上流100m 至 三条川合流点	2,180	3,010				
				堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 三条川合流点 至 一級河川区域	2,200	2,200			B:市街化区域内の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力) 堤防形態【堀込区間】(流下能力)	自 安威川合流点 至 高水橋	2,340	自 高水橋 至 三条川合流点 自 三条川合流点 至 一級河川区域	770 2,200	3,110 2,200			B:市街化区域内の区間	
新大正川	左岸	"	茨木市	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 大正川合流点 至 一級河川区域	1,140	1,140			"	
		右岸	"	"	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			"	1,150	1,150			"
境川	左岸	"	摂津市	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 大正川合流点 至 一級河川区域	950	950			"	
		右岸	"	"	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			"	950	950			"
山田川	左岸	"	吹田市 摂津市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 安威川合流点 至 渡場橋上流30m	200	200				
				堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 渡場橋上流30m 至 一級河川区域	7,160	7,160			B:市街化区域内の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力) 堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 安威川合流点 至 旧川合流点 自 旧川合流点 至 一級河川区域	1,300 6,055	1,300 6,055			B:市街化区域内の区間	

河川	海岸	関係土木事務所 工 営 所	担当水防管理 団 体 名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
糸田川	左岸	茨木	吹田市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 神崎川合流点 上の川合流点 阪急千里線 自 一級河川終点	2,090	2,090			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 上の川合流点 阪急千里線	140	140			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 神崎川合流点 上の川合流点 阪急千里線 自 一級河川終点	2,090	2,090			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 上の川合流点 阪急千里線	140	140			B: 市街化区域内の区間
正雀川	左岸	"	吹田市 摂津市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 安威川合流点 阪急京都線	650	650			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 阪急京都線 一級河川区域	2,880	2,880			B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 安威川合流点 阪急京都線	650	650			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 阪急京都線 一級河川区域	2,880	2,880			B: 市街化区域内の区間
東檜尾川	左岸	"	高槻市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 檜尾川合流点 至 一級河川区域	810			810			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	800			800			
三条川	左岸	茨木	吹田市 茨木市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 大正川合流点 至 一級河川区域		1,670	1,670		B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			"		1,660	1,660		"
東山川	左岸	"	高槻市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 西山川合流点 至 一級河川区域	680				680		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	680				680		
西山川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 芥川合流点 至 一級河川区域	910				910		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	920				920		
真如寺川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 芥川合流点 至 一級河川区域		960	960		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			"		990	990		
分正水雀路川	左岸	茨木	吹田市 摂津市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 正雀川分派点 至 山田川合流点		521	521		B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			"		500	500		"
分土室路川	左岸	"	高槻市 茨木市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 安威川合流点 至 一級河川区域		1,080	1,080		"
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			"		1,080	1,080		"

河川	岸	関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計(m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
船橋川	左岸	枚方	枚方市淀川左岸	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 下田近橋 至 中田近橋	250	自 淀川合流点 新登橋 自 中田近橋 至 国道1号300m下流 自 国道1号 至 ぼえむ南橋	2,500	2,750			堤防監視箇所: 下田近橋上流50m(左岸)【枚方市招堤元町四丁目、27.2 km】
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 下田近橋 至 中田近橋	250	自 淀川合流点 下田近橋 自 中田近橋 至 一級河川区域	4,990	5,240			
穂谷川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 国道1号 至 惣喜池	3,150	自 淀川合流点 至 穂谷川新橋	3,000	6,150			堤防監視箇所: 出屋敷高架橋左岸上流300m【枚方市大峰北町1丁目、44.2km】
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 馬場前橋 至 国道1号 自 出屋敷橋 至 出屋敷高架橋 自 八十八橋 至 JR学研都市線 自 第2京阪 至 一級河川区域	4,170	自 淀川合流点 馬場前橋 自 国道1号 至 長ヶ嶺橋 自 JR学研都市線 至 第2京阪	2,700	6,870			堤防監視箇所: 穂谷川橋下流50m【枚方市招堤南町2丁目、3.1km】
天野川	左岸	"	交野市淀川左岸	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 淀川合流点 浜橋 自 藤田橋 至 交野橋 自 JR学研都市線 至 私市橋上流120m	5,670	5,670			堤防監視箇所: 北川合流点左岸上流50m【枚方市藤田町、3.1km】
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 淀川合流点 浜橋 自 北川橋 至 日の出橋	6,500	6,500			
北川	左岸	"	枚方市交野市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 天野川合流点 至 京阪交野線	460	460			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 京阪交野線 至 一級河川区域	840	840			
前川	左岸	"	交野市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 スタコ橋 至 一級河川区域	400	自 天野川合流点 スタコ橋	270	670			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 スタコ橋 至 一級河川区域	400	自 天野川合流点 スタコ橋	270	670			
藤田川	左岸	"	枚方市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 天野川合流点上流150m 至 一級河川区域	800	800			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 天野川合流点上流150m 至 一級河川区域	800	800			
江蟬川	左岸	"	四條畷市寝屋川市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川治水緑地越流堤 至 一級河川区域	1,300	1,300			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川治水緑地越流堤 至 一級河川区域	1,300	1,300			
権現川	左岸	"	四條畷市大東市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 国道170号 至 一級河川区域	2,460	2,460			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 国道170号 至 府道大東四條畷線	1,450	自 府道大東四條畷線 至 一級河川区域	1,010	2,460			

河川	岸	関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計(m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
鍋田川	左岸	枚方	大東市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点 至 一級河川区域	2,860	2,860			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点 至 一級河川区域	2,860	2,860			
南前川	左岸	"	寝屋川市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点 至 一級河川区域	1,330	1,330			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点 至 一級河川区域	1,330	1,330			
讃良川	左岸	"	寝屋川市 四條畷市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 国道170号	1,700	自 寝屋川合流点 至 一級河川区域	950	2,650			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 国道170号下流200m	1,500	自 国道170号 至 一級河川区域	1,230	2,730			堤防監視箇所:岡部川合流点右岸上流30m【寝屋川市堀溝1丁目～讃良東町、0.3km】
岡部川	左岸	"	寝屋川市 四條畷市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 讃良川合流点 至 岡部小橋	450	自 岡部小橋 至 一級河川区域	1,770	2,220			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 讃良川合流点 至 岡部小橋	450	自 岡部小橋 至 国道170号下流200m 至 国道170号 至 一級河川区域	1,570	2,020			
清滝川	左岸	"	寝屋川市 四條畷市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点 至 一級河川区域	3,070	3,070			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点 至 一級河川区域	3,070	3,070			
清水滝路川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 岡部川合流点 至 清滝川分流域	1,000	1,000			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 岡部川合流点 至 清滝川分流域	1,000	1,000			
たち川	左岸	"	寝屋川市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点 至 無名橋 自 JR学研都市線 至 一級河川区域	420	420			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点 至 一級河川区域	1,330	1,330			
打上川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点 至 第2京阪 自 JR学研都市線 至 府道枚方富田林泉佐野線	2,000	2,000			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 寝屋川合流点+1400m 至 第2京阪 自 府道枚方富田林泉佐野線 至 一級河川区域	400	400			
導水屋路川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 淀川合流点 至 寝屋川合流点	1,740	1,740			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 淀川合流点 至 寝屋川合流点	1,740	1,740			
谷田川	左岸	"	大東市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 鍋田川合流点 至 一級河川区域	2,570	2,570			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 鍋田川合流点 至 一級河川区域	2,570	2,570			

河川	川岸	関係土木事務所 工務所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
寝屋川	左岸	枚方寝屋川	寝屋川市 大東市 大阪市 東大阪市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 旧淀川合流点 至 一級河川区間	21,270			21,270			
	右岸	"	門真市 大東市 寝屋川市 大阪市 東大阪市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	21,210			21,210			
第二寝屋川	左岸	寝屋川	大阪市 八尾市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 恩智川分派点	11,630			11,630			
	右岸	"	大阪市 東大阪市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	11,630			11,630			
恩智川	左岸	八尾寝屋川	恩智川水防 柏原市 大東市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 大畑橋 自 大畑橋 至 ひらなべばし 自 ひらなべばし 至 高尾橋 自 高尾橋 至 大泉橋	11,890	2,654	14,544				
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 信貴乃橋下流220m 至 信貴乃橋上流40m	260	100	360			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 大畑橋	11,600	2,667	14,267				
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 信貴乃橋下流320m 至 信貴乃橋上流40m		360	360			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
平野川	左岸	寝屋川	八尾市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 第2寝屋川合流点 至 中央環状線橋梁	9,600			9,600			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	9,600			9,600			

河川	岸	関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計(m)	要注意箇所		摘要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
平野川	左岸	八尾	八尾市 八尾市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 大和川分派点 至 八尾空港 自 八尾空港 至 大阪中央環状線南亀井橋	2,684	2,684			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 大和川分派点 至 八尾空港 自 八尾空港 至 大阪中央環状線南亀井橋	4,620	4,620			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 大和川分派点 至 八尾空港 自 八尾空港 至 大阪中央環状線南亀井橋	3,765	3,765			
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 大和川分派点 至 八尾空港 自 八尾空港 至 大阪中央環状線南亀井橋	3,540	3,540			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
分水野 路川	左岸	寝屋川	大阪市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 平野川分派点	6,650			6,650			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	6,650			6,650			
今川	左岸	大阪市	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 平野川合流点 至 内環状線	4,510	4,510			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			"	4,510	4,510			"
駒川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 今川合流点 至 内環状線	3,800	3,800			"
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			"	3,800	3,800			"
鳴戸川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 東住吉区中野町 至 今川合流点	1,100	1,100			"
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			"	1,100	1,100			"
古川	左岸	寝屋川	大阪市 真市市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 寝屋川市御幸西町	7,400			7,400			
	右岸	"	大阪市 守口真市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 守口市大久保町	7,400			7,400			
城北川	左岸	"	大阪市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川分派点 至 大川合流点	5,620			5,620			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	5,620			5,620			

河川	川岸	関係土木事務所 工営所	担当水防管理団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計(m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
神崎川	左岸	西大阪	淀川右岸水防事務組合	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 高川合流点下流 至 江口橋	7,143			7,143			
	右岸	"	淀川右岸水防事務組合 吹田市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	"	5,981			5,981			
大川	左岸	八尾	東大阪市 恩智川水防	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 恩智川合流点 至 (旧)国道170号		1,020		1,020			
				堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 (旧)国道170号 至 東大阪市善根寺町 (管理終点)	650		650		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間		
	右岸	"	恩智川水防 東大阪市 大東市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 恩智川合流点 至 (旧)国道170号		985		985			
				堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 (旧)国道170号 至 東大阪市善根寺町 (管理終点)	650		650		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間		
音川	左岸	"	東大阪市 恩智川水防	堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 (旧)国道170号下流170m 至 音川橋上流140m	550	1,588		2,138			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 (旧)国道170号下流220m 至 音川橋上流300m	800	1,378		2,178			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
御神田川	左岸	"	恩智川水防	堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 長門川合流点 至 (旧)国道170号橋梁下流端		642		642			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 長門川合流点 至 (旧)国道170号橋梁下流端		634		634			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
長門川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 恩智川合流点上流360m 至 府道大阪東大阪線		380		380			
				堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 府道大阪東大阪線 至 (旧)国道170号鳴川橋	1,136		1,136		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 恩智川合流点上流360m 至 恩智川合流点上流400m		40		40			
				堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 恩智川合流点上流400m 至 (旧)国道170号鳴川橋	1,485		1,485		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間		
日下川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 恩智川合流点上流130m 至 恩智川合流点上流190m	60	130		190			
				堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 恩智川合流点上流180m 至 国道170号(新)	168		168		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 恩智川合流点上流210m 至 国道170号(新)	80	130		210			
				堤防形態【掘込区間】(流下能力)	自 恩智川合流点上流130m 至 国道170号(新)	150		150				

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
箕後川	左岸	八尾	恩智川水防	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点上流40m 至 恩智川合流点上流220m	180	180			
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点 至 国道170号(新)	991	991			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
楠根川	左岸	"	八尾市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 第2寝屋川合流点上流 370m 至 第2寝屋川合流点上流 600m	230	自 新家中ノ橋 至 近鉄大阪線	1,236	1,466		
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 第2寝屋川合流点 至 新家中ノ橋	530	自 新家中ノ橋 至 近鉄大阪線	1,210	1,740		B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 第2寝屋川合流点 至 第2寝屋川合流点上流 370m	370	自 新家東橋 至 近鉄大阪線	1,480	1,850		
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 第2寝屋川合流点上流 370m 至 新家東橋	180	自 新家東橋 至 近鉄大阪線	1,140	1,320		B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
新川	左岸	"	恩智川水防	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点 至 東大阪市弥生町(管理終 点)	858	858			"
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点 至 東大阪市弥生町(管理終 点)	863	863			"
原川	左岸	"	柏原市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 大和川合流点 至 西名阪自動車道	2,396	2,396			"
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		"	2,379	2,379			"
落堀川	左岸	富田林	松原市 藤井寺市 八尾市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 東除川合流点 至 中橋上流120m 自 津堂落堀橋下流180m 至 一級河川管理区間	3,390	3,390			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)		自 東除川合流点 至 中橋上流120m 自 津堂落堀橋下流100m 至 一級河川管理区間	3,320	3,320			"

河川 海岸	関係土木 事務所 工 場 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
石川	左岸	富田林	藤井寺市 羽曳野市 河内長野市 富田林市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川橋 至 西名阪自動車道上流90m 自 西名阪自動車道上流290m 至 西名阪自動車道上流410m 自 西名阪自動車道上流740m 至 西名阪自動車道上流820m 自 近鉄橋梁下流150m 至 近鉄橋梁上流240m 自 南阪奈道路上流300m 至 南阪奈道路上流930m 自 河南橋下流440m 至 河南橋 自 喜志大橋上流400m 至 喜志大橋上流810m 自 川西大橋上流70m 至 川西大橋上流420m	3,690	自 昭和橋下流360m 至 昭和橋上流100m 自 南阪奈道路上流930m 至 南阪奈道路上流1100m 自 河南橋 至 河南橋上流100m 自 金剛大橋 至 金剛大橋上流460m	1,190	4,880		堤防監視箇所：玉手橋左岸上流310m、玉手橋左岸上流 540m
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 千代田橋下流260m 至 千代田橋 自 千代田橋上流390m 至 千代田橋上流500m	370	自 新大黒橋 至 南阪奈道路上流300m 自 南阪奈道路上流1100m 至 南阪奈道路上流1420m 自 河南橋上流100m 至 喜志大橋上流400m 自 金剛大橋下流920m 至 金剛大橋 自 金剛大橋上流460m 至 金剛大橋上流740m 自 千代田橋下流600m 至 千代田橋下流260m 自 千代田橋 至 千代田橋上流390m 自 千代田橋上流500m 至 町井大橋下流370m	7,030	7,400	B：市街化区域内の区間	
	右岸	富田林 八尾	柏原市 羽曳野市 河南町 富田林市 河内長野市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 飛鳥川合流点 至 臥龍橋 自 南阪奈道路上流160m 至 南阪奈道路上流220m 自 梅川合流点 至 梅川合流点上流280m 自 千早川合流点 至 千早川合流点上流100m 自 金剛大橋上流180m 至 金剛大橋上流720m	1,500	自 千早川合流点上流100m 至 新北橋 上流90m	510	2,010		堤防監視箇所：玉手橋右岸上流300m、喜志大橋右岸上流 140m
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 金剛大橋下流180m 至 金剛大橋上流180m 自 諸越橋 下流480m 至 町井大橋下流270m 自 南阪奈道路 至 南阪奈道路上流160m	2,810	160	2,970	B：市街化区域内の区間 B：溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間

河川	海岸	関係土木事務所 工営所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
天見川	左岸	富田林	河内長野市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 南海鉄道橋 至 三日市新橋 自 三日市新橋上流210m 至 加賀田川合流点上流60m 自 無名橋上流30m 至 無名橋上流100m	1,090	自 石川合流点 至 南海鉄道橋 自 三日市新橋 至 三日市新橋上流210m 自 加賀田川合流点上流60m 至 無名橋	2,420	3,510			B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 南海鉄道橋 至 加賀田川合流点 自 加賀田川合流点上流320m 至 新町橋下流220m 自 無名橋下流20m 至 無名橋上流20m 自 無名橋下流40m 至 無名橋上流130m	1,420	自 石川合流点 至 喜多畑橋下流160m 自 喜多畑橋 至 南海鉄道橋下流190m 自 加賀田川合流点 至 加賀田川合流点上流290m 自 新町橋下流220m 至 大川橋	1,560	2,980			"
佐備川	左岸	富田林	富田林市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 大伴橋 至 新旭橋 自 鎌田橋 至 板持橋 上流30m	1,070	1,190			B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 甘城橋 下流120m 至 甘城橋 (法定区間上流端)	120				
宇奈田川	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 大伴橋 至 大伴橋上流70m 自 新旭橋下流140m 至 新旭橋上流310m 自 鎌田橋 至 清水橋	70	70			B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 法定区間上流端下流50m 至 法定区間上流端	50	50			

河川	岸	関係土木事務所 工 営 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
千早川	左岸	富田林	富田林市 河南町 千早赤阪村	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 下東条橋下流150m 自 南大伴橋 至 上東條橋上流410m 自 上東阪橋上流180m 至 上東阪橋上流240m 自 岩井谷橋 上流20m 至 岩井谷橋 上流140m	1,230			1,230			B:市街化区域内の区間
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 八千代橋 下流330m 至 八千代橋 下流280m 自 八千代橋 下流230m 至 八千代橋	400	自 葛城橋上流20m 至 赤坂大橋上流60m 自 甲取橋 至 出合橋上流210m	1,650		2,050		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 下東条橋上流100m 自 南大伴橋下流240m 至 南大伴橋	900			900			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 無名橋下流50m 至 無名橋上流30m 自 上東阪橋 下流130m 至 上東阪橋 下流60m 自 八千代橋 下流330m 至 八千代橋 下流200m 自 八千代橋 下流50m 至 八千代橋	330	自 葛城橋上流70m 至 葛城橋上流370m 自 葛城橋上流510m 至 出合橋	1,320	1,650	B:市街化区域内の区間 【堤防監視箇所】甲取橋上流50m L=20m		
水越川	左岸	"	千早赤阪村	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 牛滝橋 至 牛滝橋上流170m 自 無名橋下流110m 至 無名橋	280	自 千早川合流点 至 水越橋 自 松本谷橋 至 音滝橋	600	880		B:市街化区域内の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力) 水衝・洗堀	自 牛滝橋下流100m 至 牛滝橋上流50m	150	自 千早川合流点 至 宮の橋上流30m 自 無名橋上流140m 至 無名橋上流230m	1,000 90	1,150 90		B:市街化区域内の区間	
梅川	左岸	"	河 南 町 太 子 町 富 田 林 市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 石川合流点上流70m	70	自 東山橋上流50m 至 東山橋上流260m	210	280			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 田久橋下流150m 至 田久橋下流40m 自 寺田橋下流120m 至 寺田橋上流60m 自 和田橋下流60m 至 和田橋上流20m	370	自 東山橋下流330m 至 東山橋上流50m 自 東山橋上流260m 至 新梅川橋下流190m 自 加納橋下流240m 至 加納橋	1,810	2,180	B:市街化区域内の区間		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 石川合流点上流230m	230	自 中之橋 下流310m 至 中之橋	310	540			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 寺田橋下流120m 至 寺田橋上流20m 自 寺田橋上流170m 至 寺田橋上流310m 自 加納橋 至 和田橋上流90m 自 無名橋 至 鳥川橋	980	自 東山橋 至 中之橋 下流310m 自 中之橋 至 大宝橋上流60m 自 新梅川橋上流100m 至 田久橋下流70m 自 新梅川橋下流340m 至 新梅川橋	890 340	2,210	B:市街化区域内の区間 B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間		

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
太井川	左岸	富田林	太子町	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 松本橋 至 松本橋上流240m 自 太井川橋下流180m 至 太井川小橋上流60m	630	630		B:市街化区域内の区間
	右岸	〃	太子町 富田林市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 太井川橋下流30m 至 仏眼寺橋	990	990		〃
飛鳥川	左岸	〃	羽曳野市 太子町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 石川合流点上流80m	80			80		
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 中橋 至 山田橋上流170m 自 葡萄葛橋下流90m 至 八丁橋 自 松本橋下流50m 至 無名橋上流30m	1,320		自 鉄道橋上流60m 至 鉄道橋上流110m 自 無名橋上流30m 至 六枚橋	1,260	2,580	B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	富田林 八尾	羽曳野市 柏原市 太子町	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 石川合流点上流80m	80			80		B:市街化区域内の区間
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 無名橋上流60m 至 新飛鳥橋上流40m 自 松本橋下流50m 至 松本橋上流50m	490		自 飛鳥川橋 至 飛鳥川橋上流140m 自 龍王寺橋下流110m 至 金井戸橋 自 春日橋 至 六枚橋 自 飛鳥川橋下流110m 至 飛鳥川橋 自 月読橋 至 山田橋上流100m 自 八丁橋上流80m 至 八丁橋上流180m 自 新飛鳥橋上流40m 至 鉄道橋 自 金井戸橋 至 金井戸橋上流130m	1,410 880	2,780	B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間

河川	海	左岸	関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計(m)	要注意箇所		摘要
						区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
大乗川	左岸	富田林	羽曳野市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 石川合流点 至 大乗橋上流60m 自 無名橋 至 高屋橋	290			290				
				堤防形態【堀込区間】(流下能力)	自 下西浦橋上流 30m 至 中西浦橋上流 30m 自 上西浦橋 至 法定区間上流端	290		870	1,160			B:市街化区域内の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区間】(流下能力)	自 石川合流点 上流1120m 至 法定区間上流端	830		820	1,650			B:市街化区域内の区間	
東除川	左岸	"	松原市 羽曳野市 堺市 大阪狭山市 大阪市 富田林市	堤防形態【堀込区間】(流下能力)	自 菅生橋 上流330m 至 菅生橋 上流350m	20		6,570	6,590			B:市街化区域内の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 菅生橋 上流210m 至 菅生橋 上流360m	150		60	210			堤防監視箇所:北脇橋上流50m	
放水除路川	左岸	"	堺市	堤防形態【堀込区間】(流下能力)				自 大和川合流点 至 東除川合流点上流92m	92	92			B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区間】(流下能力)				自 大和川合流点 至 東除川合流点上流92m	92	92			B:市街化区域内の区間

河川 海岸	関係土木 事務所 工 堂 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
西除川	左岸	富田林	堺市 松原市 大阪狭山市 河内長野市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自天野橋下流 90m 至天野橋下流 40m	50	自大和川合流点 至 聖堂橋上流 50m 自西除橋下流 120m 至今井新橋上流 150m 自今井南新橋下流 40m 至 法雲寺橋 自 渡丈橋下流 240m 至 吊り橋上流120m 自大正橋 至 東茶蔭木橋上流140m 自天野大橋 至 無名橋上流 20m	14,320	14,370		B:市街化区域内の区間
	右岸	"	堺市 松原市 大阪狭山市 河内長野市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自大和川合流点 至 聖堂橋下流 210m 自西除橋下流 120m 至今井新橋 自今井南新橋下流 40m 至 法雲寺橋 自 渡丈橋下流 100m 至 吊り橋下流180m 自大正橋上流90m 至 大正橋上流190m 自天野大橋 至 大塚橋	14,590	14,590		B:市街化区域内の区間 【堤防監視箇所】あかしあ台1丁目無名橋上流170m
				堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自大正橋 至 大正橋上流90m 自 大正橋上流190m 至 洞ヶ淵橋	820	820		
平尾小川	右岸	"	堺市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 東除川合流点 至 東除川合流点上流220m	220	220		B:市街化区域内の区間
大水川	左岸	"	藤井寺市 羽曳野市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 落堀川合流点 至 大阪外環状線	2,450	2,450		"
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			"	2,450	2,450		"
三津屋川	左岸	"	大阪狭山市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 主要地方道 堺狭山線 至 地藏橋	350	350		B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 地藏橋 至 池之内橋	310	310		"
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 主要地方道 堺狭山線 至 池之内橋	660	660		"

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
加賀田川	左岸	富田林	河内長野市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自合流点 至合流点上流100m 自加賀田橋上流50m 至加賀田橋上流200m 自無名橋下流70m 至無名橋	320	自合流点上流100m 至加賀田橋上流50m	170	490		B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自合流点 至合流点上流100m 自加賀田橋上流130m 至加賀田橋上流400m 自矢伏橋下流60m 至矢伏橋	430	自合流点上流100m 至加賀田橋上流130m 自加賀田橋上流400m 至矢伏橋下流60m 自矢伏橋 至尾花橋	1,370	1,800		B:市街化区域内の区間
石見川	左岸	"	河内長野市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自天見川合流点 至片添新橋 自無名橋上流90m 至無名橋上流180m 自南大門橋下流350m 至南大門橋	680	自片添新橋 至無名橋	1,070	1,750		B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自天見川合流点 至片添新橋	240	自片添新橋 至かご池橋上流180m	720	960		B:市街化区域内の区間
狭間川	左岸	堺市	堺市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自西除川合流点 至狭間小橋下流60m	580	580		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自新金岡橋上流150m 至一級河川区域	810	自狭間小橋下流60m 至新金岡橋上流150m	950	950		B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
内川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自西除川合流点 至狭間小橋下流60m	580	580		
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自新金岡橋上流150m 至一級河川区域	810	自狭間小橋下流60m 至新金岡橋上流150m	950	950		B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
放水路	左岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自海 至内川橋	2,034	2,034		"
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			"	2,034	2,034		"
土居川	左岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自海 至内川分岐点	557	557		"
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			"	557	557		"
土居川	左岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自内川合流点 至二級河川区域	2,127	2,127		"
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			"	2,127	2,127		"

河川	岸	関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計(m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
石津川	左岸	鳳	塚 市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	自 宮本橋 至 家原橋 自 毛穴大橋 至 落合大橋	2,150			2,150			堤防監視箇所: 禅海寺橋付近【塚市西区神石市之町、No.20】
				堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 石津橋下流300m 至 宮本橋 自 家原橋 至 毛穴大橋 自 落合大橋 至 平井大橋	3,850	3,850		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)	"	2,150			2,150			堤防監視箇所: 禅海寺橋付近【塚市西区神石市之町、No.20】、津久野大橋下流付近【塚市西区津久野町、No.32】
				堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 石津橋下流300m 至 宮本橋 自 家原橋 至 毛穴大橋 自 落合大橋 至 陶器川合流点	3,550	3,550		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
和田川	左岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 石津川合流点 至 菱木橋	1,550	1,550			
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			"	1,550	1,550			
百済川	左岸	"	"	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 石津川合流点 至 石長橋	2,319	2,319			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			"	2,383	2,383			"
百舌鳥川	左岸	"	"	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 百済川合流点 至 百舌鳥橋	1,235	1,235			"
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			"	1,224	1,224			"
陶器川	右岸	"	"	堤防形態【堀込区間】(流下能力)			自 石津川合流点 至 二級河川始点(前田川合流点)	1,444	1,444			"
大津川	左岸	"	忠岡町	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			自 楯並橋下流220m 至 牛滝川・楯尾川合流点	1,688	1,688			堤防監視箇所: 楯並橋下流200m付近【忠岡町忠岡北二丁目、No.10】、牛滝川・楯尾川合流点付近【忠岡町馬瀬三丁目、No.0】
	右岸	"	泉大津市	堤防形態【築堤区間】(流下能力)			"	1,720	1,720			堤防監視箇所: 楯並橋下流100m付近【泉大津市清水町、No.11】

河川	海	関係土木事務所 工営所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
牛滝川	左岸	鳳和田	忠岡町 岸和田市 和泉市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)								堤防監視箇所:高橋下流付近【岸和田市西大路町、No.21】
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 九頭神橋 自 昭和橋上流250m 自 追橋 自 山直橋上流100m	1,040	自 JR阪和線橋梁 自 九頭神橋 自 昭和橋上流250m 自 追橋 自 山直橋上流100m 自 包近高橋	4,900	5,940			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	泉大津市 忠岡町 岸和田市 和泉市	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 新大路橋 自 昭和橋 自 追橋 自 山直橋上流100m	1,990	自 JR阪和線橋梁 自 新大路橋 自 昭和橋 自 追橋 自 山直橋上流100m 自 包近高橋上流100m 自 手越橋 自 的場橋	4,850	6,840			"
槇尾川	左岸	鳳	泉大津市 和泉市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 柳田橋 自 和泉大橋 自 大川橋 自 そうず橋上流	1,500			1,500			堤防監視箇所:柳田橋上流付近【和泉市和気町二丁目、 No.19】、和泉大橋上流付近【和泉市府中町四丁目、No.25】
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 桑原橋 自 上川橋 自 城前橋 自 川中橋	2,760	自 大津川合流 自 柳田橋 自 和泉大橋 自 桑原大橋 自 新郷庄橋 自 郷庄橋上流 自 神田橋 自 横山橋 自 宮之前橋下流300m 自 大川橋	4,000	6,760			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 大津川合流 自 板原橋 自 柳田橋 自 和泉大橋 自 大川橋 自 そうず橋上流	2,100			2,100			堤防監視箇所:柳田橋上流付近【和泉市和気町三丁目、 No.19】、和泉大橋上流付近【和泉市和気町四丁目、No.25】
				堤防形態【掘込区 間】(流下能力)	自 桑原橋 自 上川橋 自 城前橋 自 川中橋	2,740	自 板原橋 自 柳田橋 自 和泉大橋 自 桑原橋 自 新郷庄橋 自 郷庄橋上流 自 泰成橋 自 上川橋 自 城前橋 自 川中橋上流 自 神田橋 自 横山橋 自 宮之前橋下流 自 大川橋	4,700	7,440			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間

河川	海	岸	関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計(m)	要注意箇所		摘要
						区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
松尾川	左岸	鳳	和泉市 岸和田市 忠岡町	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 牛滝川合流点 至 前川橋 自 新出橋 至 角川橋 自 郡界橋上流 至 久保惣橋上流 自 庄の川橋 至 冬堂橋上流	5,340	5,340			''	
	右岸	''	''	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 牛滝川合流点 至 角川橋 自 郡界橋上流 至 東松尾川合流点 自 庄の川橋 至 冬堂橋上流 自 久保之川橋下流 至 久保之川橋	6,371	6,371			''	
東横尾川	左岸	''	和泉市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 横尾川合流点 至 塩谷橋 自 南面利川合流 至 二級河川始点	2,055	2,055			''	
	右岸	''	''	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 横尾川合流点 至 塩谷橋	1,200	1,200			''	
王子川	左岸	''	高石市 泉大津市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 新王子橋 至 二級河川始点(南海鉄道 橋)	533	533			''	
	右岸	''	高石市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			''	485	485			''	
芦田川	左岸	鳳	高石市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 万成橋 至 二級河川始点(国道26号)	1,090	自 伽羅橋 至 万成橋	1,180	2,270			''	
	右岸	''	''	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	''	1,050	''	1,180	2,230			''	
春木川	左岸	岸和田	岸和田市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 春木橋 至 平寿橋	4,667	4,667			''	
	右岸	''	''	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			''	4,573	4,573			''	
津田川	左岸	''	貝塚市 岸和田市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 南海本線(橋梁) 至 青木橋	1,300	3,500			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
							自 青木橋 至 権現橋下流150m	2,200				B: 市街化区域内の区間	
津田川	右岸	''	''	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 南海本線(橋梁) 至 青木橋	1,550	5,350			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
							自 船渡橋 至 河合中央橋						
							自 青木橋 至 滝原大橋下流400m	3,800				B: 市街化区域内の区間	

河川	海	左岸	関係土木事務所 工 事 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
						区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
見出川		左岸	岸和田	貝塚市 泉佐野市 熊取町	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 鶴沢橋 至 柏木橋	3,220	3,220			B:市街化区域内の区間
		右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 鶴沢橋 至 王子新橋上流240m 自 平池橋 至 柏木橋	1,490	1,490			B:市街化区域内の区間
近木川		左岸	"	貝塚市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 永久橋 至 清見橋上流200m 自 千石橋 至 千石橋上流350m 自 三ツ松大橋上流端 至 水間大橋下流200m 自 柵谷川合流点 至 葛城橋下流180m 自 大橋 至 脇出大橋上流250m	6,250	6,570			B:市街化区域内の区間
								自 奥谷橋下流100m 至 畑橋下流140m 自 蕎原大橋下流80m 至 蕎原大橋上流70m	320				
		右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 永久橋 至 竹田橋 自 奥谷橋下流100m 至 畑橋下流140m 自 蕎原大橋下流80m 至 蕎原大橋上流70m	8,100	320	8,420		
柵谷川		右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 近木川合流点 至 上出橋	886	886			B:市街化区域内の区間
佐野川		左岸	"	泉佐野市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 昭平橋 至 兩山川合流点	2,052	2,052			B:市街化区域内の区間
		右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 昭平橋 至 佐野川橋 自 佐野川橋 至 中庄橋	650 1,170	1,820			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B:市街化区域内の区間

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
住吉川	左岸	岸和田	熊取町 泉佐野市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 住吉橋 至 紺屋橋	810	自 紺屋橋 くまとりスクエア 至 佐野川合流点 自 住吉橋 くまとりスクエア 町道久保和田線橋梁 至	290 2,830	3,930		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 住吉橋 至 上出橋下流50m	300	自 上出橋下流50m 至上出橋 自 万福橋上流200m 至 桐方橋 自 野添橋 至 住吉橋 自 上出橋 至 万福橋上流200m 自 桐方橋 至 町道久保和田線橋梁	900 2,410	3,610		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 B: 市街化区域内の区間
雨山川	左岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 籠谷橋上流220m 至 籠谷橋上流320m	100	自 佐野川合流点 至 籠谷橋上流220m 自 籠谷橋上流320m 至 豊穰橋	1,304	1,404		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 JR阪和線橋梁 至 巽橋下流250m	400	自 住吉川合流点 JR阪和線橋梁 自 巽橋下流250m 至 豊穰橋	991	1,391		B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
田尻川	左岸	"	田尻町	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 田尻橋 至 小藪橋下流40m	630	630		B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	田尻町 泉佐野市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 田尻橋 至 南海本線橋梁 自 市道岡本船岡山1号線橋 梁 至 2級上流端	730	730		B: 市街化区域内の区間
樫井川	左岸	"	泉南市 泉佐野市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 樫井川橋 至 新家川合流点 自 明治大橋上流200m 至 大正大橋下流180m	630	630		B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	泉南市 田尻町 泉佐野市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 樫井川橋下流140m 至 大正大橋上流200m	1,400	1,400		B: 市街化区域内の区間
							自 女形橋 至 大井関橋 自 古川橋 至 前川橋	1,350 650	2,000		B: 市街化区域内の区間 B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
新家川	左岸	"	泉南市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 JR阪和線橋梁 至 府道新家川橋上流	50	自 明治小橋 至 影原橋上流40m 府道新家川橋上流 自 千森橋 自 高野橋 至 高野橋上流500m	1,680	1,730		B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 JR阪和線橋梁 至 府道新家川橋上流	50	自 三谷橋下流90m JR阪和線橋梁 府道新家川橋上流 自 向田橋	500	550		B: 市街化区域内の区間

河川	海	岸	関係土木事務所 工営所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計(m)	要注意箇所		摘 要
						区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
男里川	左岸	右岸	岸和田	阪南市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 菟砥橋 至 昭和橋上流100m	770	770			B:市街化区域内の区間
					堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 菟砥橋 至 金熊寺川合流点	1,400	1,400			B:市街化区域内の区間
金熊寺川	左岸	右岸	泉南市	泉南市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 男里橋 至 金熊寺橋下流250m	600	自 金熊寺橋下流250m 至 幡代橋	720	1,320			B:市街化区域内の区間
					堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 阪和自動車道 至 六尾橋 自 金熊寺北大橋 至 無名橋(蓮信寺入口)	1,020	1,020			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	泉南市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 男里川合流点 至 男里橋 自 金熊寺橋上流200m 至 幡代橋上流180m	650	650			B:市街化区域内の区間		
			堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 阪和自動車道 至 六尾橋 自 金熊寺北大橋 至 無名橋(蓮信寺入口)	1,020	1,020			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間		
山中川	左岸	右岸	泉南市	泉南市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 明心寺橋 至 山中川橋	800			800			
					堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 自然田高架橋 至 滑下橋	1,140	1,140			B:市街化区域内の区間
	右岸	泉南市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 明心寺橋 至 山中川橋	800			800					
			堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 自然田高架橋 至 滑下橋	1,220	1,220			B:市街化区域内の区間		
菟砥川	左岸	右岸	岸和田	岸和田	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 沢田橋 至 井関川・小川合流点	1,330	1,330			B:市街化区域内の区間
	右岸	岸和田	岸和田	岸和田	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 大口橋 至 井関川・小川合流点	1,160	1,160			B:市街化区域内の区間
茶屋川	左岸	右岸	岸和田	岸和田	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 南海本線橋梁 至上茶屋橋下流70m 自 5号農道橋 至 6号農道橋下流50m	360	360			B:市街化区域内の区間
	右岸	岸和田	岸和田	岸和田	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 南海本線橋梁 至 4号農道橋上流60m	680	680			B:市街化区域内の区間

河川	川岸	関係土木事務所 工営所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
番川	左岸	岸和田	岬町	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 淡輪水道橋上流90m 至 大渡橋上流180m 自 無名橋上流60m 至 無名橋上流360m	750	750			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
							自 祇園橋下流80m 至 田身輪橋上流30m	1,020	1,020			B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 淡輪水道橋 至 淡輪水道橋上流90m 自 大渡橋上流160m 至 無名橋上流60m	360			360			
							自 田身輪橋上流130m 至 淡輪水道橋 自 淡輪水道橋上流90m 至 大渡橋上流160m 自 無名橋上流260m 至 無名橋上流360m	840	840			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
						自 祇園橋下流80m 至 田身輪橋上流130m	1,120	1,120			B:市街化区域内の区間	
大川	左岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 宮下橋上流230m 至 南海橋上流310m 自 高瀬橋下流220m 至 高瀬橋下流100m	670			670			
							自 昭南橋上流150m 至 宮下橋上流230m 自 南海橋上流310m 至 大町橋下流140m 自 大町橋 至 中山橋上流450m	1,610	1,610			B:溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
							自 昭南橋 至 昭南橋上流150m 自 大町橋下流140m 至 大町橋	290	290			B:市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 昭南橋上流150m 至 南海橋上流160m	800			800			
						自 昭南橋 至 昭南橋上流150m 自 南海橋上流160m 至 大町橋	690	690			B:市街化区域内の区間	

河川	海岸	関係土木事務所 工営所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
東川	左岸	岸和田	岬町	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 平野橋下流150m 至 平野橋	150	150			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
							自 一軒家橋 至 平野橋下流150m 自 平野橋 至 平野橋上流180m	580	580			B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 平野橋下流210m 至 平野橋	210			210			
							自 平野橋 至 平野橋上流80m	80	80			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
						自 一軒家橋 至 平野橋下流210m 自 平野橋上流80m 至 石砂坪橋	740	740				B: 市街化区域内の区間
西川	左岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 恒屋橋 至 楠木橋	700	700			B: 市街化区域内の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 恒屋橋 極楽橋上流70m 自 楠木橋下流240m 至 楠木橋	470	470			B: 市街化区域内の区間
洪水区域合計						296,472 m		504,950 m	799,802 m		0 m	

(高潮区域・河川)

河川	関係土木事務所	担当水防管理団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計(m)	要注意箇所		摘要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
西島川	左岸	西大阪	淀川右岸水防事務組合	堤防形態【高潮区域】		自 両島橋下流 至 神崎川分派点	1,530	1,530			
	右岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		自 淀川合流点 至 神崎川分派点	1,440	1,440			
(旧淀川)	左岸	"	淀川左岸水防事務組合	堤防形態【高潮区域】		自 土佐堀川分派点 至 毛馬橋下流	4,098	4,098			
	右岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		"	3,782	3,782			
(堂淀川)	左岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		自 土佐堀川合流点 至 土佐堀川分派点	3,300	3,300			
	右岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		"	3,475	3,475			
正蓮寺川	左岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		自 海 至 六軒家川分派点	3,500	3,500			
	右岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		"	3,600	3,600			
六軒家川	左岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		自 旧淀川合流点 至 正蓮寺川分派点	1,100	1,100			
	右岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		"	1,100	1,100			
木津川	左岸	"	大和川右岸水防事務組合 淀川左岸水防事務組合	堤防形態【高潮区域】		自 敷津運河分派点 至 旧淀川分派点	9,183	9,183			三軒家川及び木津川運河を除く
	右岸	"	淀川左岸水防事務組合	堤防形態【高潮区域】		自 三軒家川合流点下流 至 旧淀川分派点	4,411	4,411			"
尻無川	左岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		自 尻無川水門 至 木津川分派点	1,889	1,889			"
	右岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		自 西区・港区境 至 木津川分派点	669	669			三軒家川及び木津川運河を除く 三十間堀川の一部を含む
(旧淀川)	左岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		自 西区・港区境 至 土佐堀川合流点	2,822	2,822			
	右岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		自 桜島入堀 至 土佐堀川合流点	5,576	5,576			
土佐堀川	左岸	"	淀川左岸水防事務組合 大阪市	堤防形態【高潮区域】		自 旧淀川分派点 至 旧淀川合流点	3,105	3,105			
	右岸	"	淀川左岸水防事務組合	堤防形態【高潮区域】		"	3,054	3,054			
道頓堀川	左岸	大阪市	淀川左岸水防事務組合 大阪市	堤防形態【高潮区域】		自 木津川合流点 至 東横堀川合流点	2,800	2,800			
	右岸	"	"	堤防形態【高潮区域】		"	2,700	2,700			

河川	岸	関係土木事務所 工務所	担当 防水管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
東横堀川	左岸	大阪市	大阪市	堤防形態 【高潮区域】			自土佐堀川合流点 至道頓堀川	2,450	2,450			
	右岸	"	"	堤防形態 【高潮区域】			"	2,450	2,450			
住吉川	左岸	"	大和川右岸 水防事務組合	堤防形態 【高潮区域】	自木津川合流点 至住吉川水門	2,300	自住吉川水門 至十三間堀川合流点	1,000	3,300			
	右岸	"	"	堤防形態 【高潮区域】	"	2,300	"	1,000	3,300			
三軒家川	左岸	"	淀川左岸 水防事務組合	堤防形態 【高潮区域】	自三軒家水門 至三軒家入堀内	1,100			1,100			
	右岸	"	"	堤防形態 【高潮区域】	"	1,100			1,100			
中島川	左岸	西大阪	淀川右岸 水防事務組合	堤防形態 【高潮区域】			自布屋海岸 至神崎川分派点	2,759	2,759			
	右岸	"	"	堤防形態 【高潮区域】			自左門殿川合流点 至神崎川分派点	653	653			
左門殿川	左岸	"	"	堤防形態 【高潮区域】			自中島川合流点 至神崎川分派点	2,598	2,598			
神崎川	左岸	"	"	堤防形態 【高潮区域】			自海 至高川合流点下流	11,490	11,490			
	右岸	"	淀川右岸 水防事務組合 吹田市	堤防形態 【高潮区域】			"	11,170	11,170			
島屋北	入堀	"	淀川左岸 水防事務組合	堤防形態 【高潮区域】			此花区	360	360			
旧伝法川	伝法入堀	"	"	堤防形態 【高潮区域】			入堀部	900	900			
石津川	左岸	鳳	堺市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至石津橋下流300m	1,000	1,000			
	右岸	"	"	堤防形態 【高潮区域】			"	1,000	1,000			
大津川	左岸	"	忠岡町	堤防形態 【高潮区域】			自海 至楠並橋下流220m	900	900			
	右岸	"	泉大津市	堤防形態 【高潮区域】			"	900	900			
王子川	左岸	"	高石市 泉大津市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至新王子橋	450	450			
	右岸	"	高石市	堤防形態 【高潮区域】			"	450	450			

河川	岸	関係土木事務所 工務所	担当 防水管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
芦田川	左岸	鳳	高石市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至伽羅橋	420	420			
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			〃	420	420			
春木川	左岸	岸和田	岸和田市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至春木橋	1,100	1,100			B:市街化区域の区間
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			〃	1,100	1,100			〃
津田川	左岸	〃	貝塚市 岸和田市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至南海本線	600	600			〃
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			自海 至南海本線	600	600			〃
近木川	左岸	〃	貝塚市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至永久橋	810	810			〃
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			〃	810	810			〃
見出川	左岸	〃	貝塚市 泉佐野市 熊取町	堤防形態 【高潮区域】			自海 至鶴沢橋	600	600			〃
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			自海 至鶴沢橋	600	600			〃
佐野川	左岸	〃	泉佐野市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至昭平橋	900	900			〃
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			〃	900	900			〃
樫井川	左岸	〃	泉南市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至江永橋	490	490			〃
	右岸	〃	田尻町 泉佐野市	堤防形態 【高潮区域】			〃	490	490			〃
男里川	左岸	〃	阪南市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至菟砥橋	530	530			〃
	右岸	〃	泉南市	堤防形態 【高潮区域】			〃	530	530			〃
茶屋川	左岸	〃	阪南市	堤防形態 【高潮区域】			自海 至南海本線	520	520			〃
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			〃	520	520			〃
番川	左岸	〃	岬町	堤防形態 【高潮区域】			自海 至祇園橋下流80m	300	300	古田橋鉄扉	3	〃
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			自海 至祇園橋下流80m	300	300	古田橋鉄扉	3	〃
大川	左岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			自海 至昭南橋	500	500			〃
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			〃	500	500			〃

河川	川岸	関係土木事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
東川	左岸	岸和田	〃	堤防形態 【高潮区域】			自海 至一軒家橋	450	450	落合橋鉄扉、谷川新港鉄扉	12	B:市街化区域の区間
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			〃	450	450	落合橋鉄扉	8	〃
西川	左岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			自東川合流点 至恒屋橋	110	110			〃
	右岸	〃	〃	堤防形態 【高潮区域】			〃	110	110			〃
高潮区域・河川合計						6,800 m		119,324 m	126,124 m		26 m	

(高潮区域・海岸)

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
布屋 海岸	西大阪	大阪市	堤防形態 【高潮区域】			西淀川区中島	962	962			
大阪港 海岸	大阪 港湾局	淀川左岸 大和川右岸	堤防形態 【高潮区域】	大正区 此花区 港区 住之江区	46,468			46,468			
泉北 海岸	大阪 港湾局	堺市 高石市 泉大津市	堤防形態 【高潮区域】			堺市、高石市、泉大津市	18,545	18,545			
泉南 海岸	"	忠岡町	堤防形態 【高潮区域】			忠岡町	862	862			
	"	岸和田市 貝塚市 泉佐野市 田尻町 泉南市 阪南市 岬町	堤防形態 【高潮区域】			岸和田市、貝塚市、泉佐野市、 田尻町、泉南市、阪南市、岬町	53,639	53,639			
高潮区域・海岸合計					46,468 m		74,008 m	120,476 m		0 m	

集計表

区域別		A 特に重要な水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	B 重要水防区域		摘 要
		延 長	延 長		延 長	延 長	
洪水区域		296,472 m	504,950 m	799,802 m		0 m	
高潮区域・河川		6,800 m	119,324 m	126,124 m		26 m	
高潮区域・海岸		46,468 m	74,008 m	120,476 m		0 m	
合 計		349,740 m	698,282 m	1,046,402 m		26 m	

第2表 ため池防災関係水防区域

A：特に重要な防災重点ため池

B：重要な防災重点ため池

C：防災重点ため池

その他：その他の防災重点ため池

第2表 ため池防災関係水防区域 ため池水防計画総括表

関係事務所	関係市町村名	A 級	B 級	C 級	その他	計
北部農と緑の総合事務所	05 吹田市		1	4	33	38
	07 高槻市		1	14	31	46
	11 茨木市		4	22	59	85
	24 摂津市			1		1
	33 島本町			3	2	5
	03 豊中市		4	6	4	14
	04 池田市		3	4	11	18
	20 箕面市	1	5	19	32	57
	34 豊能町			3	31	34
	35 能勢町			3	187	190
	計	1	18	79	390	488
中部農と緑の総合事務所	00 大阪市					0
	12 八尾市		2	39	107	148
	21 柏原市		1	4	14	19
	27 東大阪市		5	10	21	36
	09 守口市					0
	10 枚方市		5	11	44	60
	15 寝屋川市			5	10	15
	18 大東市			1	4	5
	23 門真市					0
	29 四條畷市		3	8	4	15
	30 交野市	1	4	9	16	30
	計	1	20	87	220	328

関係事務所	関係市町村名	A 級	B 級	C 級	その他	計
南河内農と緑の総合事務所	14 富田林市		4	40	85	129
	16 河内長野市	2		17	83	102
	17 松原市		2	4	27	33
	22 羽曳野市		3	12	60	75
	26 藤井寺市		1	2	4	7
	31 大阪狭山市		3	12	26	41
	40 太子町		1	12	39	52
	41 河南町			15	7	22
	42 千早赤阪村			1	10	11
	計	2	14	115	341	472
泉州農と緑の総合事務所	01 堺市	1	23	44	231	299
	06 泉大津市		1	1	1	3
	19 和泉市	2	5	56	118	181
	25 高石市				1	1
	36 忠岡町				1	1
	02 岸和田市	2	14	61	118	195
	08 貝塚市		12	35	59	106
	13 泉佐野市	5	10	26	29	70
	28 泉南市	2	7	39	38	86
	32 阪南市	4	2	30	26	62
	37 熊取町	1	4	19	81	105
	38 田尻町			2		2
	39 岬町	2		17	68	87
	計	19	78	330	771	1,198
合 計	23	130	611	1,722	2,486	

第2表 ため池防災関係水防区域 A・B級ため池表
 北部農と緑の総合事務所

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防 値	図番	備考
272030005	南門前池	豊中市	蛭池中町1丁目	豊中市長	147	6.0	0.9	23	B	1	
272030006	豊洲池	豊中市	上野西3丁目	豊中市長	145	5.8	0.6	14	B	2	
272030023	山所池	豊中市	蛭池中町4丁目	教育委員会	200	6.5	0.6	16	B	3	
272030024	箕輪池	豊中市	刀根山3丁目	豊中市長	67	5.0	0.7	18	B	4	
272040016	二尾池	池田市	鉢塚3丁目	才尊農業実行組合	54	10.5	0.5	21	B	5	
272040017	中山池	池田市	石橋3丁目	大阪大学	105	4.6	1.3	32	B	6	
272040018	宮ノ前池	池田市	住吉2丁目	四ヶ村水利組合	450	5.4	1.6	34	B	7	
272050002	釈迦ヶ池	吹田市	岸部北4丁目	吹田市釈迦ヶ池土地改良区	164	5.0	4.1	82	B	8	
272070066	安満新池	高槻市	安満北の町	安満水利組合	215	4.5	1.2	17	B	9	
272110057	下池(下ノ池)	茨木市	郡山1丁目	郡山実行組合	70	5.6	0.5	11	B	10	
272110058	イカリ池(錨ヶ池)	茨木市	郡2丁目	郡実行組合	95	4.5	1.4	25	B	11	
272110071	松沢池	茨木市	南春日丘4丁目	春日地区土地改良区	157	9.9	7.4	252	B	12	
272110074	長池	茨木市	中穂積2丁目	春日地区土地改良区	163	4.3	1.4	25	B	13	
272200012	才ヶ原池	箕面市	箕面	上下水道局	63	16.5	1.2	120	A	1	
272200018	半町池	箕面市	新稲2丁目	新稲水利組合	74	8.4	0.6	19	B	14	
272200025	芦原池	箕面市	箕面5丁目	四大字水利組合	98	5.0	0.7	18	B	15	
272200037	導心ヶ谷池	箕面市	白島3丁目	東西坊島如意谷水利組合	73	13.7	0.7	37	B	16	
272200038	五藤池	箕面市	白島3丁目	白島・石丸水利組合	199	10.1	1.2	50	B	17	
272200039	薩摩池	箕面市	白島3丁目	白島・石丸水利組合	148	7.2	1.3	37	B	18	

A・B級ため池表

中部農と緑の総合事務所

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防 値	図番	備考
272100008	中宮大池	枚方市	中宮大池4丁目	中宮土地改良区	550	7.0	4.1	115	B	19	
272100010	惣喜池	枚方市	津田北町3丁目	津田水利組合	650	10.6	6.9	300	B	20	
272100013	地藏池	枚方市	津田元町4丁目	津田水利組合	140	12.0	1.9	92	B	21	
272100018	林地	枚方市	春日東町1丁目	春日水利組合	330	5.0	1.2	24	B	22	
272100021	黒土池	枚方市	春日東町2丁目	春日水利組合	200	3.0	0.5	7	B	23	
272120002	寺池	八尾市	教興寺	教興寺水利組合	129	4.0	0.4	9	B	24	
272120035	服部川惣池	八尾市	服部川8丁目	服部川水利組合	224	5.2	0.6	13	B	25	
272210008	田辺池	柏原市	田辺1丁目	柏原市・田辺池水利組合	140	4.5	2.0	74	B	26	
272270003	河内山池	東大阪市	客坊町	河内財産区	100	10.5	0.1	4	B	27	
272270008	六万寺半堂池	東大阪市	六万寺町2丁目	六万寺財産区	180	8.0	0.4	12	B	28	
272270009	下岡池	東大阪市	六万寺町1丁目	六万寺財産区	110	17.2	0.2	18	B	29	
272270010	河内中池	東大阪市	客坊町	河内財産区	145	3.0	0.4	5	B	30	
272270033	ヨシタ池	東大阪市	上四条町	自然人	32	3.0	0.1	1	B	31	
272290002	岡山新池	四條畷市	大字岡山	砂、岡山新池水利組合	220	4.0	1.8	28	B	32	
272290008	室池(古)池	四條畷市	大字南野	室池用水調整協議会	95	9.3	5.7	182	B	33	
272290009	室池新池	四條畷市	大字南野	室池用水調整協議会	90	11.0	6.1	155	B	34	
272300009	白旗池	交野市	倉治	倉治区	108	18.5	2.1	105	A	2	
272300013	星田大池	交野市	星田8丁目	星田用水組合	172	14.7	3.4	200	B	35	
272300014	全現堂池	交野市	星田8丁目	星田用水組合	194	3.6	0.7	10	B	36	
272300016	星田緑池	交野市	星田7丁目	星田用水組合	59	5.4	0.2	4	B	37	
272300020	大谷新池	交野市	星田西2丁目	大谷養水組合	111	13.5	2.4	130	B	38	

A・B級ため池表

南河内農と緑の総合事務所

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防 値	図番	備考
272140003	久保堂池	富田林市	新堂	自然人	85	6.6	1.2	33	B	39	
272140017	寺池	富田林市	錦織北3丁目	錦織北水利組合	116	4.8	0.7	14	B	40	
272140019	須賀小池	富田林市	須賀1丁目	須賀水利組合組合	80	10.0	0.6	24	B	41	
272140090	新池	富田林市	富ヶ丘町	毛人谷水利委員会	97	5.9	0.7	17	B	42	
272160011	寺ヶ池	河内長野市	木戸町	寺ヶ池水利組合	124	15.1	11.3	662	A	3	
272160030	滝畑ダム	河内長野市	滝畑	大阪府	120	62.0	52.3	9,340	A	4	
272170001	深淵池	松原市	三宅西1丁目	松原市三宅町土地改良区	280	2.8	3.2	45	B	43	
272170002	今池	松原市	別所6丁目	別所水利組合	340	1.5	3.5	45	B	44	
272220005	高松池	羽曳野市	はびきの1丁目	野々上水利組合	170	4.3	0.9	26	B	45	
272220048	二つ池	羽曳野市	西浦5丁目	二ツ池水利組合	79	7.2	0.8	24	B	46	
272220049	乙ヶ池	羽曳野市	西浦5丁目	二ツ池水利組合	80	4.5	0.3	5	B	47	
272260004	下ノ田池	藤井寺市	青山3丁目	野中水利組合	300	3.7	1.2	23	B	48	
272310001	大鳥池	大阪狭山市	東池尻5丁目	大鳥池水利組合	246	7.5	8.3	331	B	49	
272310005	太満池	大阪狭山市	池尻北1丁目	狭山池土地改良区	305	9.0	5.7	236	B	50	
272310040	副池	大阪狭山市	池之原1丁目	狭山池土地改良区	46	11.0	4.7	207	B	51	
273810002	東谷池	南河内郡太子町	大字春日	春日財産区管理委員会	69	6.0	0.4	9	B	52	

A・B級ため池表

泉州農と緑の総合事務所

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防 値	図番	備考
271420025	星谷池	堺市中区	新家町	星谷池水利組合	98	1.5	0.5	10	B	53	
271420033	土塔菰池	堺市中区	土塔町	菰池水利組合	403	3.9	6.7	75	B	54	
271420116	阿弥陀池	堺市中区	陶器北	堺市陶器北土地改良区	135	10.8	3.9	119	B	55	
271420122	柏原池	堺市中区	土塔町	土塔水利組合	150	4.5	1.4	15	B	56	
271430005	日置荘(坊ヶ池) あたらし池	堺市東区	日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合	140	4.0	1.5	30	B	57	
271430015	石原新池	堺市東区	石原町4丁	石原町水利組合	284	3.4	0.8	18	B	58	
271430024	大津池	堺市東区	野尻町	北区金岡町自治連合会東区野尻町内会	509	4.1	4.2	127	B	59	
271430029	日置荘西池	堺市東区	日置荘北町	日置荘北町水利組合	130	3.6	0.4	11	B	60	
271430036	日置荘今池	堺市東区	日置荘原寺町	日置荘原寺水利組合	482	5.0	3.9	100	B	61	
271430040	九文度池	堺市東区	日置荘田中町	日置荘田中町水利組合	244	3.5	1.3	25	B	62	
271430046	千鶴(ちじ) 池	堺市東区	高松	高松水利組合	149	4.5	1.1	33	B	63	
271430048	高松大池	堺市東区	高松	高松水利組合 丈六水利組合	120	5.4	2.1	23	B	64	
271430050	丈六大池	堺市東区	丈六	丈六水利組合・堺市	391	5.0	1.7	31	B	65	
271430123	石原石池	堺市東区	菩提町3丁	石原町水利組合	286	3.3	1.3	27	B	66	
271440022	浜寺今池	堺市西区	浜寺船尾町西	浜寺船尾水利組合	398	3.6	2.3	24	B	67	
271450094	戌之坊(晴 美台)新池	堺市南区	晴美台1丁	車東庭水利組合・堺市	125	6.0	1.6	69	B	68	
271450394	大正池	堺市南区	豊田	堺市大正池土地改良区	120	23.0	5.6	325	A	5	
271460005	中村大池	堺市北区	中村町	中村町水利組合	436	2.0	6.3	139	B	69	
271460007	金岡長池	堺市北区	金岡町	長池水利組合	1,010	4.7	6.2	187	B	70	
271460017	信濃池	堺市北区	中百舌鳥町	信濃池水利組合	341	3.6	2.6	52	B	71	
271460021	仁山田池	堺市北区	百舌鳥西之町	仁山田池梅町水利組合・堺市	1,326	3.9	4.6	87	B	72	
271470044	小寺大池	堺市美原区	小寺	小寺水利組合・堺市	180	3.1	0.8	16	B	73	

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防 値	図番	備考
271470126	白池	堺市美原区	丹上	丹上実行水利組合	502	3.2	1.4	18	B	74	
271470143	笠田池	堺市美原区	多治井	多治井水利実行組合	270	2.5	5.1	51	B	75	
272020001	久米田池	岸和田市	池尻町	久米田土地改良区	376	4.4	45.6	1,500	A	6	
272020022	フタツ池	岸和田市	三田町	三田水利組合	393	5.6	1.6	48	B	76	
272020025	合池	岸和田市	下松町	下野町水利組合	148	7.0	3.0	84	B	77	
272020031	中島池	岸和田市	土生町	土生水利組合	960	6.7	4.2	127	B	78	
272020032	孟正寺池	岸和田市	土生町	土生水利組合	559	6.3	3.8	70	B	79	
272020044	箱谷池	岸和田市	田治米町	田治米水利組合	142	10.4	3.6	151	B	80	
272020047	雁又池	岸和田市	阿間河滝町	阿間河滝水利組合	248	14.0	2.9	162	B	81	
272020060	傍示池	岸和田市	尾生町	神於山土地改良区	259	3.6	1.8	51	B	82	
272020062	隣徳池	岸和田市	尾生町	尾生水利組合	340	16.2	3.9	150	A	7	
272020077	新池	岸和田市	河合町	河合町水利組合	60	12.0	2.9	139	B	83	
272020079	石谷池	岸和田市	土生滝町	土生滝町水利組合	154	14.3	1.8	102	B	84	
272020080	真ノ池	岸和田市	土生滝町	真上町水利組合	165	11.7	3.4	159	B	85	
272020083	濁り池	岸和田市	土生町	土生町水利組合	180	8.0	2.1	66	B	86	
272020090	流木今池	岸和田市	流木町	三ヶ町水利組合	241	11.4	4.9	150	B	87	
272020179	大池	岸和田市	尾生町	福田水利組合	289	11.0	4.3	189	B	88	
272020233	太田池	岸和田市	藤井町3丁目	下野町水利組合	154	3.5	1.0	14	B	89	
272060001	小寺池	泉大津市	板原町二丁目	板原水利組合	400	2.8	1.1	11	B	90	
272080001	永寿池	貝塚市	地藏堂	永寿池水利組合	520	11.4	6.8	230	B	91	

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防 値	図番	備考
272080003	今池(堀)	貝塚市	堀1丁目	堀水利組合	375	4.0	0.8	14	B	92	
272080004	堀大池	貝塚市	堀1丁目	堀水利組合	500	3.5	2.0	35	B	93	
272080008	唐間池	貝塚市	半田	半田水利組合	160	2.3	1.3	17	B	94	
272080009	新井の池	貝塚市	半田	新井の池水利組合	520	4.5	2.6	71	B	95	
272080010	海塚大池	貝塚市	海塚	海塚水利組合	420	2.4	2.4	41	B	96	
272080011	海塚小池	貝塚市	海塚	海塚水利組合	285	4.0	0.8	12	B	97	
272080016	大池(麻生中)	貝塚市	麻生中	麻生中水利組合	220	5.0	3.5	86	B	98	
272080021	澱池	貝塚市	沢	沢浦田水利組合	645	4.0	2.4	42	B	99	
272080023	森大池	貝塚市	東山4丁目	森・三ツ松(下代)水利組合	200	6.8	2.9	88	B	100	
272080027	鳥の池	貝塚市	名越	名越水利組合	650	3.2	1.9	36	B	101	
272080043	谷田池	貝塚市	三ツ松	三ツ松水利組合	130	9.5	1.7	32	B	102	
272130001	大細利池	泉佐野市	市場南三丁目	稲倉池土地改良区	250	6.0	2.5	44	B	103	
272130006	七ノ池	泉佐野市	中庄	市土地改良区	151	6.8	3.4	92	B	104	
272130008	道ノ池	泉佐野市	下瓦屋	市土地改良区	510	3.5	4.2	59	B	105	
272130009	三念寺池	泉佐野市	上瓦屋	市土地改良区	560	5.1	2.4	49	B	106	
272130012	中ノ池	泉佐野市	上瓦屋	市土地改良区	280	2.2	2.3	21	B	107	
272130025	四角池	泉佐野市	鶴原	市土地改良区	441	3.9	2.3	36	B	108	
272130026	大池	泉佐野市	日根野	日根野土地改良区	360	16.0	12.8	862	A	8	
272130027	郷之池	泉佐野市	日根野	上之郷土地改良区	183	10.3	3.7	112	B	109	
272130031	十二谷池	泉佐野市	日根野	日根野土地改良区	530	11.7	8.1	263	B	110	

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防 値	図番	備考
272130035	俵屋新池	泉佐野市	俵屋	日根野土地改良区	420	4.2	3.0	50	B	111	
272130042	滝ノ池	泉佐野市	上之郷	上之郷土地改良区	117	18.5	5.4	350	A	9	
272130043	新池(上之郷)	泉佐野市	上之郷	上之郷土地改良区	114	18.3	2.6	103	A	10	
272130051	稲倉池	泉佐野市	日根野	稲倉池土地改良区	173	32.2	14.4	1,283	A	11	
272130052	中大細利池	泉佐野市	市場南三丁目	稲倉池土地改良区	277	5.6	2.8	48	B	112	
272130079	新滝の池	泉佐野市	上之郷	用水運営協議会	105	26.0	7.0	500	A	12	
272190001	大野池	和泉市	尾井町	光明池土地改良区	194	15.7	22.5	1,153	A	13	
272190004	中津池	和泉市	黒鳥町	中津池水利組合	103	7.7	0.6	19	B	113	
272190010	軽部池	和泉市	小田町	軽部池土地改良区	675	4.1	6.0	99	B	114	
272190019	光明池	和泉市	和田町	光明池土地改良区	350	26.0	35.6	3,696	A	14	
272190032	三林長池	和泉市	三林町	三林水利組合	181	10.9	3.0	198	B	115	
272190036	梨本池	和泉市	鍛冶屋町	梨本池水利組合	221	10.4	6.9	154	B	116	
272190039	谷山池	和泉市	府中町飛地	谷山池管理委員会	229	10.0	6.5	259	B	117	
272280002	君ヶ池	泉南市	樽井二丁目	樽井水利	700	6.3	2.0	87	B	118	
272280003	本田池	泉南市	樽井一丁目	樽井水利	313	5.9	2.0	73	B	119	
272280004	海宮宮池	泉南市	信達大苗代	五ヶ池郷水利組合	350	9.2	7.3	289	B	120	
272280006	谷口池	泉南市	樽井三丁目	樽井水利	90	5.9	1.1	25	B	121	
272280010	双子下池	泉南市	男里	男里土地改良区	455	5.0	1.9	37	B	122	
272280028	タブサ池	泉南市	兔田79-1	兔田区	190	9.7	8.9	215	B	123	
272280033	昭和池	泉南市	新家	大掛水利組合	58	58.2	3.5	175	A	15	
272280037	堀河ダム池	泉南市	信達童子畑	童子畑水利組合	130	45.4	19.5	2,519	A	16	
272280041	大池	泉南市	新家	新家大池土地改良区	464	10.0	7.5	350	B	124	

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防 値	図番	備考
272320001	自然田新池	阪南市	石田	西畑原水利組合	71	15.0	2.2	132	A	17	
272320008	大谷池	阪南市	自然田	畑池総原水利組合	97	18.7	2.8	115	A	18	
272320009	裏芝池	阪南市	鳥取中	阪南市	97	26.1	4.5	200	A	19	
272320012	下出宮池	阪南市	下出	下出宮池水利組合	70	12.0	0.9	45	B	125	
272320026	東新池	阪南市	箱作	箱作東水利組合	80	12.7	2.9	174	B	126	
272320031	鳥取池	阪南市	桑畑	阪南市	88	29.5	4.3	323	A	20	
273610002	弘法池	泉南郡熊取町	朝代西3丁目	弘法池水利組合	180	9.3	6.1	203	B	127	
273610007	大谷池	泉南郡熊取町	大久保北1丁目	大谷池水利組合	222	6.8	2.5	130	B	128	
273610013	永楽ダム池	泉南郡熊取町	大字久保	熊取町土地改良区	133	40.0	5.9	729	A	21	
273610014	大池	泉南郡熊取町	大宮4丁目	大池土地改良区	230	12.3	6.5	260	B	129	
273610039	永楽池	泉南郡熊取町	大字久保	高田水利組合	88	13.3	1.5	729	B	130	
273660003	逢帰ダム	泉南郡岬町	孝子	岬町	93	33.2	8.3	1,024	A	22	
273660015	蛸池	泉南郡岬町	深日	深日南池土地改良区	51	15.0	2.6	126	A	23	

第2表 ため池防災関係水防区域 C級ため池表

北部農と緑の総合事務所

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272030010	深谷池	豊中市	東豊中町3丁目	豊中市
272030011	三ツ池	豊中市	東豊中町3丁目	豊中市
272030013	上野新池	豊中市	上野東2丁目	豊中市
272030014	二の切池	豊中市	東豊中町5丁目	豊中市
272030015	打越池	豊中市	西泉丘1丁目	豊中市
272030025	蛍池	豊中市	刀根山3丁目	豊中市
272040004	沼池	池田市	古江町	池田市
272040009	尻池	池田市	畑3丁目	秦野土地改良区
272040014	新池	池田市	渋谷2丁目	下渋谷農業組合
272040022	寺池	池田市	五月丘4丁目	池田市
272050004	今池	吹田市	原町2丁目	原部落有財産管理委員会
272050010	王子池	吹田市	山田西4丁目	吹田市山田上自治会
272050053	272050053池	吹田市	上山手町	自然人
272050054	272050054池	吹田市	上山手町	自然人
272070009	大谷池	高槻市	古曽部町5丁目	古曽部実行組合
272070011	新池(西池)	高槻市	山手町1丁目	山手町実行組合
272070012	清ヶ谷池	高槻市	大字中畑小字清谷	中畑実行組合
272070013	奥の谷池	高槻市	田能上條奥の谷	田能実行組合
272070021	長谷池	高槻市	古曽部町3丁目	古曽部実行組合
272070025	川池	高槻市	奈佐原町大柳	奈佐原実行組合
272070026	平辻池	高槻市	奈佐原大柳	奈佐原実行組合
272070033	錦池	高槻市	奈佐原	奈佐原実行組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272070036	中の池	高槻市	上土室3丁目	土室実行組合
272070040	河池	高槻市	氷室町5丁目	氷室実行組合
272070041	弁天池	高槻市	氷室町5丁目	氷室実行組合
272070054	荒内池	高槻市	塚原東山	塚原実行組合
272070055	大谷池	高槻市	塚原1丁目	塚原実行組合
272070091	中池(山手町中池)	高槻市	山手町1丁目	山手町実行組合
272110006	二ツ池	茨木市	大字安威	安威西代土地改良区
272110007	安威大池	茨木市	安威3丁目	安威西代土地改良区
272110008	崩池	茨木市	安威2丁目	安威西代土地改良区
272110020	新池(奈良新池)	茨木市	天王1丁目	奈良財産区
272110031	上河原池	茨木市	宿久庄5丁目	上河原実行組合
272110032	墓谷池	茨木市	清水2丁目	山ノ井水利組合
272110033	清水宮池	茨木市	清水2丁目	山ノ井水利組合
272110036	鳥羽新池	茨木市	宿久庄4丁目	大野土地改良区
272110039	柳ヶ池	茨木市	西豊川町	上平実行組合
272110040	蓮池	茨木市	豊川4丁目	上平実行組合
272110046	大池	茨木市	大字宿久庄	東村実行組合
272110047	寺池	茨木市	大字宿久庄	東村実行組合
272110053	雁又池	茨木市	郡山2丁目	下井実行組合
272110054	新池(郡新池)	茨木市	郡5丁目	郡実行組合
272110055	菱(上)池	茨木市	郡山2丁目	郡山実行組合
272110056	中池(中ノ池)	茨木市	郡山1丁目	郡山実行組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272110059	今池	茨木市	上穂積4丁目	春日地区土地改良区
272110061	宮池	茨木市	西穂積町	春日地区土地改良区
272110063	弁天上池	茨木市	西穂積町	宗教法人辯天宗
272110064	弁天中池	茨木市	西穂積町	宗教法人辯天宗
272110072	榭池	茨木市	南春日丘2丁目	春日地区土地改良区
272110089	深谷池	茨木市	清水2丁目(箕面市粟生新家)	清水実行組合
272200001	新薩摩池	箕面市	白島3丁目	三ヶ村水利組合
272200010	川合池	箕面市	粟生間谷東1丁目	小谷山水利組合
272200013	粟生新池(東大畑池)	箕面市	粟生外院	粟生外院水利組合
272200019	新築池	箕面市	新稲2丁目	新稲水利組合
272200021	寺池	箕面市	新稲2丁目	新稲水利組合
272200022	清水池	箕面市	新稲5丁目	新稲水利組合
272200027	泉池	箕面市	如意谷4丁目	如意谷水利組合
272200028	山口池	箕面市	如意谷4丁目	如意谷水利組合
272200029	上池	箕面市	白島3丁目	東西坊島如意谷水利組合
272200030	取池	箕面市	白島3丁目	東西坊島如意谷水利組合
272200031	普請池	箕面市	白島3丁目	東西坊島如意谷水利組合
272200032	大宮寺池	箕面市	白島1丁目	東西坊島如意谷水利組合
272200041	打越池	箕面市	石丸3丁目	白島石丸水利組合
272200042	尺下池	箕面市	石丸2丁目	白島石丸水利組合
272200055	神田池	箕面市	今宮3丁目	神田池水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272200058	松出池	箕面市	小野原西2丁目	小野原水利組合
272200059	宮之前池	箕面市	小野原西5丁目	小野原水利組合
272200070	摺鉢池	箕面市	白島摺鉢池	箕面市
272200120	中池	箕面市	新稲2丁目	新稲水利組合
272240001	市場池	摂津市	千里丘6丁目	味舌財産区
273010001	水上池	三島郡島本町	桜井	桜井水利組合
273010002	越谷池	三島郡島本町	桜井	桜井水利組合
273010003	御所ヶ池	三島郡島本町	桜井	桜井水利組合
273210006	上杉池	豊能郡豊能町	吉川上杉	上杉池水利組合
273210033	山/神上池	豊能郡豊能町	豊能町吉川	自然人
273210086	山/神下池	豊能郡豊能町	吉川	自然人
273220022	大池	豊能郡能勢町	野間中	今川井堰組合
273220025	山村池	豊能郡能勢町	宿野	大阪府
273220044	東山新池	豊能郡能勢町	吉野	吉野農業協同組合

中部農と緑の総合事務所

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272100001	長尾大池	枚方市	長尾東町1丁目	長尾土地改良区
272100002	御堂池	枚方市	招提元町3丁目	招提土地改良区
272100005	トンボ池	枚方市	長尾元町3丁目	長尾土地改良区
272100006	今池	枚方市	招提中町2丁目	招提土地改良区
272100007	新大池	枚方市	招提東町3丁目	招提土地改良区
272100009	最早池	枚方市	野村北町	野水利組合
272100014	大池	枚方市	津田南町2丁目	津田水利組合
272100016	新池	枚方市	春日野1丁目	春日水利組合
272100017	古池	枚方市	春日野1丁目	春日水利組合
272100031	下谷池	枚方市	大字杉	杉区
272100041	小倉池	枚方市	北片鉾町	農協小倉支部
272120001	山畑惣池	八尾市	山畑	山畑実行組合
272120003	立原池	八尾市	恩智	恩智土木水利委員会
272120004	水越惣池	八尾市	水越	水越実行組合
272120006	観音池	八尾市	大竹4丁目	自然人
272120007	新池	八尾市	大竹	大竹実行組合
272120008	恩智惣池	八尾市	恩智	恩智土木水利委員会
272120009	馬洗池	八尾市	服部川9丁目	服部川水利組合
272120010	楽音寺惣池	八尾市	楽音寺	楽音寺水利組合
272120011	大竹惣池	八尾市	大竹	大竹実行組合
272120012	箕淵池	八尾市	大窪	大窪自治会
272120014	御池	八尾市	大竹	大竹実行組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272120018	定池	八尾市	大竹	大竹実行組合
272120021	トンボ池	八尾市	水越	水越実行組合
272120026	清水池	八尾市	垣内	垣内地区水利組合
272120028	山の惣池	八尾市	郡川	郡川水利組合
272120029	郡川寄合池	八尾市	郡川	自然人
272120032	神光寺池	八尾市	服部川	自然人
272120033	サラ池	八尾市	服部川	自然人
272120034	川村池	八尾市	服部川	自然人
272120038	八尾池	八尾市	郡川6丁目	自然人
272120039	大窪大池	八尾市	大窪	大窪自治会
272120067	蓮池	八尾市	大窪	自然人
272120041	大窪惣池	八尾市	大窪	大窪自治会
272120043	ヤブ池	八尾市	千塚3丁目	高安水利組合
272120046	千塚大池	八尾市	千塚3丁目	自然人
272120048	新池	八尾市	水越8丁目	自然人
272120049	小長坊池	八尾市	垣内6丁目	垣内地区水利組合
272120050	誕生惣池	八尾市	郡川4丁目	郡川水利組合
272120051	重頭池	八尾市	黒谷2丁目	黒谷地区水利組合
272120052	郡川惣池	八尾市	郡川5丁目	郡川水利組合
272120053	千塚惣池	八尾市	千塚3丁目	千塚水利組合
272120054	菱池	八尾市	大竹7丁目	大竹実行組合
272120069	神堀池	八尾市	大窪	自然人

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272120089	浅生池	八尾市	服部川	自然人
272120091	稲田池	八尾市	服部川	自然人
272120095	竹本池	八尾市	郡川6丁目	自然人
272120098	坂上池	八尾市	黒谷6丁目	自然人
272120101	油谷池	八尾市	恩智	大阪市
272120247	木山谷池	八尾市	神立6丁目	自然人
272150006	権現堂池	寝屋川市	高宮2丁目	大字高宮財産管理委員会
272150007	蔵王池	寝屋川市	明和1丁目	寝屋川市
272150012	五藤ヶ池	寝屋川市	高宮新町	大字高宮財産管理委員会
272150015	今池	寝屋川市	太秦元町	太秦財産会
272150011	新池	寝屋川市	高宮2丁目	大字高宮財産管理委員会
272180004	野崎新池	大東市	野崎3丁目	奥の池土地改良区
272210004	皿池	柏原市	大泉4丁目	柏原市
272210010	北羽座間池	柏原市	安堂町	安堂実行組合
272210011	安堂池	柏原市	安堂町	安堂実行組合
272210019	山ノ井大池	柏原市	山ノ井町	山ノ井水利組合
272270001	日下新池	東大阪市	日下町	日下財産区
272270002	豊浦山池	東大阪市	東豊浦町	豊浦財産区
272270004	横小路今池	東大阪市	横小路町2丁目	横小路財産区
272270005	横小路新池	東大阪市	横小路町1丁目	横小路財産区
272270017	金沢池	東大阪市	日下町8丁目	自然人
272270018	東様池	東大阪市	日下町8丁目	自然人
272270019	山口池	東大阪市	日下町1丁目	自然人
272270020	樽井池	東大阪市	日下町1丁目	自然人

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272270036	菅尾池	東大阪市	六万寺町1丁目	自然人
272270038	川上池	東大阪市	六万寺町1丁目	自然人
272290001	寒谷池	四條畷市	大字下田原	下田原土地改良区
272290003	鳥ヶ池	四條畷市	大字岡山	鳥ヶ池用水組合
272290006	室池(砂溜池)	四條畷市	大字南野	室池用水調整協議会
272290007	室池(中ヶ池)	四條畷市	大字南野	室池用水調整協議会
272290011	堂尾池	四條畷市	大字下田原	下田原土地改良区
272290012	北谷池	四條畷市	大字上田原	上田原土地改良区
272290014	大谷池	四條畷市	大字岡山	鳥ヶ池用水組合
272290015	北谷(新)池	四條畷市	大字上田原	上田原土地改良区
272300001	星田新池	交野市	星田	星田用水組合
272300002	松塚上池	交野市	倉治	倉治区
272300003	倉治外池	交野市	倉治	倉治区
272300008	源氏池	交野市	倉治	倉治区
272300010	私部大池	交野市	青山5丁目	焼垣内法水利組合
272300011	森堂の池	交野市	森	森水利組合
272300019	神宮寺奥山3号池	交野市	倉治	倉治区
272300021	星田妙音池	交野市	星田	星田用水組合
272300043	272300043池	交野市	森	自然人

南河内農と緑の総合事務所

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272140002	御観寺池	富田林市	中野	中野水利委員会
272140004	六反池	富田林市	新堂	自然人
272140005	太郎池	富田林市	甲田	宮甲田水利組合
272140006	びわ池	富田林市	甲田	宮甲田水利組合
272140007	丸池	富田林市	山中田町3丁目	自然人
272140009	寅ヶ池	富田林市	別井4丁目	南別井水利組合 北別井水利組合
272140011	新池	富田林市	伏山3丁目	自然人
272140012	今池	富田林市	伏山3丁目	自然人
272140014	須賀大池	富田林市	須賀1丁目	須賀水利組合組合
272140015	堤池	富田林市	錦織	錦織北水利組合
272140020	奥ノ池	富田林市	錦織	錦織北水利組合
272140021	赤穂池	富田林市	錦織	錦織北水利組合
272140023	上ノ池	富田林市	錦織	錦織北水利組合
272140024	中之池	富田林市	錦織	錦織北水利組合
272140025	円満池	富田林市	彼方	彼方水利組合
272140026	中ノ池	富田林市	彼方	彼方水利組合
272140027	今池	富田林市	彼方	彼方水利組合
272140029	引谷池	富田林市	彼方	彼方水利組合
272140032	桓内池	富田林市	佐備	上乃浦水利組合
272140035	辰池	富田林市	喜志	喜志土地改良区
272140039	新池	富田林市	新家	川西新家水利組合
272140040	引谷池	富田林市	廿山	錦織北水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272140041	上池	富田林市	伏山3丁目	自然人
272140068	新池	富田林市	錦織	錦織北水利組合組合
272140069	下池	富田林市	伏山3丁目	自然人
272140071	宮林池	富田林市	桜ヶ丘町	宮甲田水利組合
272140072	妙楽池	富田林市	毛人谷	毛人谷水利組合
272140082	上ノ池	富田林市	宮町1丁目	喜志土地改良区
272140084	摺鉢池	富田林市	宮町1丁目	喜志土地改良区
272140085	七廻池	富田林市	喜志	喜志土地改良区
272140087	星ヶ池	富田林市	喜志	喜志土地改良区
272140089	喜志新池(真池)	富田林市	喜志	喜志土地改良区
272140092	粟ヶ池	富田林市	粟ヶ池	喜志土地改良区
272140104	神楽池	富田林市	喜志	喜志土地改良区
272140106	田池(下ノ池)	富田林市	宮町	喜志土地改良区
272140110	巡礼池	富田林市	桜ヶ丘町	川西新家水利組合
272140111	善太郎池(藤沢台1号緑地)	富田林市	藤沢台4丁目	自然人
272140118	嬉小池	富田林市	嬉	嬉農業実行組合
272140274	272140274池	富田林市	錦織	自然人
272140155	小松側池	富田林市	錦織	自然人
272160004	下里今池	河内長野市	下里町	下里今池新池水利組合
272160005	池谷下池	河内長野市	上原町	自然人
272160008	猿又池	河内長野市	上田町	自然人
272160010	庄代池	河内長野市	上田町	自然人

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272160012	原大池	河内長野市	原町1丁目	原地区水利組合
272160014	灰原池	河内長野市	市町	自然人
272160015	ひょうたん池	河内長野市	向野町	千代田東水利組合
272160017	トンボ池	河内長野市	天野町	トンボ池水利組合
272160018	新池	河内長野市	日野	小池水利組合
272160019	加賀田新池	河内長野市	加賀田	自然人
272160020	梅ヶ谷池	河内長野市	下里町	自然人
272160023	丹保池	河内長野市	高向	高向丹保井路水利組合
272160026	池谷中池	河内長野市	上原町	上原町水利組合
272160027	お塩下池	河内長野市	小塩町	小塩上田水利組合
272160086	西浦池	河内長野市	加賀田	自然人
272160093	千代田池	河内長野市	楠町西	自然人
272160106	黒原大池	河内長野市	小山田町	自然人
272170004	三ツ池	松原市	小川1丁目、2丁目	小川水利組合
272170017	増池	松原市	岡5丁目	岡水利組合
272170022	尻池	松原市	河合6丁目	河合水利組合
272170054	菅池	堺市	美原区大保	岡水利組合
272220003	新池	羽曳野市	高鷲7丁目	南宮水利組合 北宮水利組合連合会
272220004	檜山池	羽曳野市	檜山	自然人
272220006	夫婦池	羽曳野市	伊賀3丁目	伊賀水利組合
272220008	ヒチンジョ池	羽曳野市	はびきの3丁目	伊賀水利組合
272220010	中ノ池	羽曳野市	河原城	河原城原田水利管理組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272220011	黒州池(クロス池)	羽曳野市	蔵之内	自然人
272220012	戸刈池	羽曳野市	蔵之内	自然人
272220013	新池	羽曳野市	飛鳥	飛鳥水利組合
272220029	新池	羽曳野市	駒ヶ谷	駒ヶ谷区 駒ヶ谷水利組合
272220045	広田池	羽曳野市	尺度	蔵之内水利組合 尺度水利組合
272220056	廻鶴池	羽曳野市	野々上3丁目	野々上水利組合
272220059	落ヶ池	羽曳野市	はびきの5丁目	伊賀水利組合
272260002	下谷池	藤井寺市	岡2丁目	北岡実行組合
272260005	上ノ田池	藤井寺市	青山3丁目	野中水利組合
272310007	長谷池	大阪狭山市	岩室3丁目	池之原水利組合
272310008	七池	大阪狭山市	茱萸木6丁目	茱萸木水利組合
272310009	今池	大阪狭山市	茱萸木8丁目	茱萸木水利組合
272310010	西谷池	大阪狭山市	茱萸木8丁目	茱萸木水利組合
272310011	ひつ池	大阪狭山市	金剛2丁目	上地水利組合
272310012	今熊新池	大阪狭山市	今熊7丁目	池之原水利組合
272310013	新池	大阪狭山市	狭山5丁目	上地水利組合
272310018	新池	大阪狭山市	茱萸木4丁目	茱萸木水利組合
272310029	濁り池	大阪狭山市	岩室3丁目	池之原水利組合
272310030	北池	大阪狭山市	岩室2丁目	池之原水利組合
272310031	芦池	大阪狭山市	岩室2丁目	池之原水利組合
272310062	下池	大阪狭山市	東池尻3丁目	狭山池土地改良区
273810001	北今池	南河内郡太子町	大字山田	山田水利組合

番号	ため池名	所在地	ため池管理者
273810003	新池	南河内郡太子町 大字春日	春日財産区管理委員会
273810005	中之島(芝)池	南河内郡太子町 大字山田	山田水利組合
273810006	北新池	南河内郡太子町 大字山田	山田水利組合
273810007	後屋池	南河内郡太子町 大字山田	山田水利組合
273810009	南今池	南河内郡太子町 大字山田	山田水利組合
273810010	南新池	南河内郡太子町 大字山田	山田水利組合
273810011	文化池	南河内郡太子町 大字山田	山田水利組合
273810030	平尾池	南河内郡太子町 大字山田	山田水利組合
273810075	273810075池	南河内郡太子町 大字山田	自然人
273810081	奴山池	南河内郡太子町 大字山田	自然人
273810089	273810089池	南河内郡太子町 大字山田	自然人
273820001	上池	南河内郡河南町 大字中	中上池水利組合
273820003	今池	南河内郡河南町 大字山城	自然人
273820004	山城新池	南河内郡河南町 大字山城	上ノ台水利組合
273820005	古池	南河内郡河南町 大字山城	山城庄の内水利組合
273820006	二ツ釜上池	南河内郡河南町 大字加納	北加納水利組合
273820007	二ツ釜下池	南河内郡河南町 大字加納	寺田水利組合
273820009	寺田池	南河内郡河南町 大字白木	寺田水利組合
273820010	今堂池	南河内郡河南町 大字白木	今堂水利組合
273820011	地藏池	南河内郡河南町 大字白木	白木東部水利組合
273820012	五歩壺池	南河内郡河南町 大字中	白木東部水利組合
273820013	白木下池	南河内郡河南町 大字中	白木東部水利組合

番号	ため池名	所在地	ため池管理者
273820014	西新池	南河内郡河南町 大字中	水垣池管理水利組合
273820015	中下池	南河内郡河南町 大字中	大字中村方
273820016	中中池	南河内郡河南町 大字中	大字中村方
273820017	神山池	南河内郡河南町 大字神山	保戸路水利組合
273830011	宮池	南河内郡千早赤阪村 大字森屋	大字森屋地区会

泉州農と緑の総合事務所

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
271420011	辰巳池(辰場池)	堺市中区	上之	堺市太田之内土地改良区
271420017	赤塚池	堺市中区	堀上町	宇見坊水利組合
271420018	土師(菰池)下池	堺市中区	土師町	下池農業用水利用組合
271420020	平井三ツ池	堺市中区	平井	平井水利組合
271420021	鴨坂池	堺市中区	東八田	東八田水利組合
271420042	宇見坊池	堺市中区	堀上町	宇見坊水利組合
271420052	巳ノ池	堺市中区	平井	平井水利組合
271420065	午池	堺市中区	上之	堺市太田之内土地改良区
271420101	高津池	堺市中区	上之	堺市太田之内土地改良区
271420102	中津池	堺市中区	上之	堺市太田之内土地改良区
271420106	倉谷池	堺市中区	田園	倉谷池水利組合
271420119	原井頭池	堺市中区	平井	平井水利組合
271420120	おいど(大井戸)池	堺市中区	平井	平井水利組合
271430012	埴池	堺市東区	石原町3丁	石原町水利組合
271430014	吉田池	堺市東区	石原町4丁	石原町水利組合
271430026	灰原池	堺市東区	日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合
271430027	坊ヶ池(坊ヶ池小池)	堺市東区	日置荘西町	日置荘西町水利組合
271430028	日置荘石池	堺市東区	日置荘西町	日置荘西町水利組合
271430047	甚平池	堺市東区	高松	高松水利組合或六水利組合
271430130	丈六中池	堺市東区	丈六	丈六水利組合
271440054	鶴田池	堺市西区	草部	光明池土地改良区
271440056	藪池	堺市西区	原田	取石地区水利委員他

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
271440058	赤禿池	堺市西区	原田	取石地区水利委員他
271440108	咄池	堺市西区	太平寺	太平寺水利組合
271440114	万崎池	堺市西区	草部	万崎池水利組合
271440115	元禄池	堺市西区	草部	光明池土地改良区
271440141	小又池(駒方) (駒ヶ谷池)	堺市西区	草部	光明池土地改良区
271450095	足谷池	堺市南区	宮山台2丁	足谷池水利組合
271450098	新桑池	堺市南区	庭代台1丁	ニゴリ池水利組合
271450106	田辺池	堺市南区	桃山台3丁	野々井連合水利組合
271450114	筆池	堺市南区	大庭寺	大庭寺水利組合
271450122	大方池	堺市南区	桃山台2丁	東谷水利組合
271450127	原山台長池	堺市南区	原山台2丁	東谷水利組合
271450153	桃山台今池	堺市南区	桃山台3丁	野々井連合水利組合
271460008	森池	堺市北区	金岡町	菅池水利組合
271460009	金岡菅池	堺市北区	金岡町	菅池水利組合
271450099	濃登ノ池	堺市南区	小代	小代真谷水利組合
271470046	北畑新池	堺市美原区	平尾	北畑水利組合
271470048	狼谷池	堺市美原区	青南台1丁目	菅生新田水利組合
271470139	菅生大池	堺市美原区	菅生	菅生東領水利組合
271470141	小平尾大池	堺市美原区	小平尾	東多治井実行水利組合
271470146	花田池	堺市美原区	太井	丹南水利組合・太井農業実行組合
271470258	平尾中池	堺市美原区	平尾	北畑水利組合
271470318	つぶ池	堺市美原区	平尾	遠辺水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272020003	七池	岸和田市	田治米町	田治米水利組合
272020007	小松里池	岸和田市	小松里町	額町実行組合(水利組合)
272020008	花田池	岸和田市	額原町	額原水利組合
272020009	新池	岸和田市	下松町	下松町水利組合
272020010	下ミツ池	岸和田市	下松町	下松町水利組合
272020013	摩湯今池	岸和田市	摩湯町	摩湯水利組合
272020014	三村池	岸和田市	田治米町	田治米山之上水利組合
272020015	ミウラ池(今池)	岸和田市	三田町	三田水利組合
272020016	長池	岸和田市	摩湯町	摩湯水利組合
272020017	林池	岸和田市	摩湯町	摩湯水利組合
272020018	ハサマ池	岸和田市	三田町	三田水利組合
272020019	中ツ池	岸和田市	三田町	三田水利組合
272020020	中ツ池	岸和田市	摩湯町	摩湯水利組合
272020021	クヅコ池	岸和田市	三田町	三田水利組合
272020023	今池	岸和田市	土生町	土生町水利組合
272020026	道ノ池	岸和田市	下松町	下松水利組合
272020027	小廻池	岸和田市	西之内町	西之内水利組合
272020028	地蔵講池	岸和田市	下松町	下松水利組合
272020029	明神池	岸和田市	下松町	下松水利組合
272020033	天神池	岸和田市	流木町	流木水利組合
272020034	神須屋新池	岸和田市	神須屋町	神須屋水利組合
272020037	桜坊池	岸和田市	作才町	作才・土生水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272020045	山伏池	岸和田市	岡山町	岡山水利組合
272020050	じゅつか池	岸和田市	山直中町	山直中町水利組合
272020051	中ノ池	岸和田市	山直中町	山直中町水利組合
272020052	新池(包近新池)	岸和田市	包近町	包近水利組合
272020053	沸谷池(中ノ池)	岸和田市	山直中町	山直中町水利組合
272020055	すっぽ池	岸和田市	三田町	三田水利組合
272020057	大興寺池	岸和田市	稲葉町	稲葉町水利組合
272020058	宮ノ池(ダンゴ池)	岸和田市	山直中町	山直中町水利組合
272020067	今泉池	岸和田市	稲葉町	積川町水利組合
272020070	武恒池	岸和田市	稲葉町	稲葉町水利組合
272020071	今池	岸和田市	積川町	積川町水利組合
272020074	中の池(中池)	岸和田市	内畑町	市之井水利組合
272020078	豊田池	岸和田市	土生滝町	八田町水利組合
272020085	神須屋今池	岸和田市	神須屋町	神須屋町水利組合
272020087	高屋池	岸和田市	八田町	八田町水利組合
272020093	妙ノ池	岸和田市	阿間河滝町	阿間河滝水利組合
272020100	松尾池	岸和田市	岡山町	岡山水利組合
272020102	又五郎下地池(びじ池)	岸和田市	尾生町	尾生水利組合
272020103	梨塚池	岸和田市	上松町	上松水利組合
272020107	上池	岸和田市	尾生町	尾生水利組合
272020116	酢壺池	岸和田市	岡山町	岡山水利組合
272020130	又兵衛池	岸和田市	阿間河滝町	阿間河滝水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272020147	拍子池	岸和田市	土生滝町	土生滝町水利組合
272020187	組ノ池	岸和田市	山直中町	山直中町水利組合
272020188	シツ池(セツカ池)	岸和田市	山直中町	山直中町水利組合
272020190	マト池(とんで池)	岸和田市	山直中町	山直中町水利組合
272020201	勘八道池	岸和田市	岡山町	岡山水利組合
272020206	下池	岸和田市	尾生町	尾生水利組合
272020207	銚立池	岸和田市	土生町	土生水利組合
272020210	観音池	岸和田市	上松町	上松水利組合
272020215	小南下池	岸和田市	摩湯町	箕形南水利組合
272020217	頭池	岸和田市	摩湯町	摩湯水利組合
272020218	新池	岸和田市	摩湯町	摩湯水利組合
272020220	アタゴ池	岸和田市	田治米町	田治米山之上水利組合
272020222	ハウガラ池	岸和田市	摩湯町	摩湯水利組合
272020230	アマコ池(天久保池)	岸和田市	小松里町	額水利組合
272020231	栄の池	岸和田市	西之内町	加守水利組合
272020249	平池	岸和田市	山直中町	山直中町水利組合
272020328	尾生平池(平池)	岸和田市	土生滝町	尾生町水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272060004	中池	泉大津市	板原町一丁目	板原水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272080002	小瀬の池 (福の神池・下池)	貝塚市	久保	小瀬水利組合
272080005	高田(上)池	貝塚市	三ヶ山	三ヶ山水利組合
272080007	堂ノ池	貝塚市	半田	半田水利組合
272080012	今池(福田今池)	貝塚市	福田	福田水利組合
272080013	今池	貝塚市	畠中1丁目	件水利組合
272080014	かご池	貝塚市	脇浜1丁目	脇浜水利組合
272080015	二ツ池	貝塚市	清児	清児水利組合
272080017	七池	貝塚市	麻生中	麻生中水利組合
272080018	コモ池	貝塚市	畠中1丁目	件水利組合
272080019	宮池	貝塚市	石才	石才水利組合
272080020	新池	貝塚市	堤	堤水利組合
272080024	集原池	貝塚市	名越	名越水利組合
272080025	コモ池	貝塚市	名越	名越水利組合
272080028	柳池	貝塚市	橋本	橋本水利組合
272080029	小柳池	貝塚市	橋本	橋本水利組合
272080030	上芝池	貝塚市	地蔵堂	地蔵堂水利組合
272080031	新池	貝塚市	地蔵堂	地蔵堂水利組合
272080032	坂本池	貝塚市	王子	王子水利組合
272080034	善造池	貝塚市	三ヶ山	三ヶ山水利組合
272080035	新池	貝塚市	三ヶ山	三ヶ山水利組合
272080036	西の池	貝塚市	三ヶ山	三ヶ山水利組合
272080037	今池(橋本)	貝塚市	橋本	橋本水利組合
272080038	南の池(南池)	貝塚市	東山7丁目	三ツ松水利組合
272080039	織部池	貝塚市	東山4丁目	森三ツ松水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272080041	カゴ池	貝塚市	名越	名越水利組合
272080042	今池	貝塚市	名越	名越水利組合
272080046	三味奥池	貝塚市	馬場	馬場水利組合
272080048	新池	貝塚市	東山4丁目	三ツ松(下代)水利組合
272080049	薬師池	貝塚市	木積	木積水利組合
272080052	穴伏池	貝塚市	馬場	穴伏池水利組合
272080064	奥の池	貝塚市	三ツ松	三ツ松水利組合
272080065	高田下池	貝塚市	三ヶ山	三ヶ山水利組合
272080072	三宅池	貝塚市	王子	王子字水利組合
272080073	河池	貝塚市	橋本	脇浜字
272080074	下原池	貝塚市	名越	名越水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272130002	質池	泉佐野市	日根野	日根野土地改良区
272130004	長池	泉佐野市	中庄	市土地改良区
272130007	山ノ池	泉佐野市	中庄	市土地改良区
272130010	籠池	泉佐野市	上瓦屋	市土地改良区
272130011	中山池	泉佐野市	上瓦屋	市土地改良区
272130013	原池	泉佐野市	上瓦屋	市土地改良区
272130017	新池	泉佐野市	泉ヶ丘一丁目	市土地改良区
272130019	五平池	泉佐野市	泉ヶ丘三丁目	市土地改良区
272130020	今池	泉佐野市	鶴原	市土地改良区
272130021	長坂西池	泉佐野市	鶴原	長坂水利組合
272130022	徳与茂池	泉佐野市	鶴原	長坂水利組合
272130023	才賀池	泉佐野市	鶴原	市土地改良区
272130024	庄田池	泉佐野市	鶴原	市土地改良区
272130030	八重治池	泉佐野市	日根野	日根野土地改良区
272130032	山池	泉佐野市	日根野	日根野土地改良区
272130033	原ノ池	泉佐野市	日根野	日根野土地改良区
272130038	東ノ池	泉佐野市	上大木	大木土地改良区
272130040	円谷池	泉佐野市	大木	大木土地改良区
272130046	植田池	泉佐野市	長滝	長滝土地改良区
272130047	穂波池	泉佐野市	長滝	長滝土地改良区
272130048	貝ノ池	泉佐野市	長滝	長滝土地改良区
272130071	尼津池	泉佐野市	日根野	日根野土地改良区
272130076	登り立池	泉佐野市	中庄	泉佐野市土地改良区
272130077	唐池	泉佐野市	市場東一丁目	稲倉土地改良区

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272130078	布池	泉佐野市	市場東一丁目	稲倉土地改良区
272130081	新池(日根野)	泉佐野市	日根野	日根野土地改良区

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272190002	丸笠池	和泉市	伯太町4丁目	伯太町水利組合
272190009	鏡池	和泉市	黒鳥町	上代水利組合
272190011	妙ノ池	和泉市	寺門町二丁目	妙ノ池水利組合
272190012	今池	和泉市	観音寺町	小山池水利組合
272190013	大池上池	和泉市	観音寺町	小山池水利組合
272190015	フノコ池	和泉市	箕形町	箕形東水利組合
272190016	中津池	和泉市	箕形町	箕形東水利組合
272190017	盆ノ池	和泉市	箕形町	箕形東水利組合
272190018	箕形今池	和泉市	箕形町	箕形南水利組合
272190020	ニゴリ池	和泉市	唐国町	箕形南水利組合
272190022	オガマ池	和泉市	唐国町	古井係水利組合
272190023	私池	和泉市	まなび野	和泉市
272190024	万町今池	和泉市	万町	万町水利組合
272190025	大惚池	和泉市	万町	万町水利組合
272190026	繁池	和泉市	浦田町	浦田水利組合
272190027	浦田今池	和泉市	浦田町	浦田水利組合
272190035	鍛冶屋大池	和泉市	鍛冶屋町	鍛冶屋大池水利組合
272190037	梨本中池	和泉市	鍛冶屋町	梨本池水利組合
272190038	梨本上池	和泉市	鍛冶屋町	梨本池水利組合
272190041	平井新池	和泉市	平井町	自然人
272190042	黒石大池	和泉市	黒石町	黒石水利組合
272190043	中野池	和泉市	黒石町	黒石水利組合
272190044	戸立池	和泉市	黒石町	黒石水利組合
272190047	谷山上池	和泉市	府中町飛地	谷山池管理委員会

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272190048	除谷池	和泉市	平井町	納花新池水利組合
272190050	仏並大池	和泉市	仏並町	佛並大池水利組合
272190052	カマス谷池(かます池)	和泉市	福瀬町	上寺水利組合
272190054	平池	和泉市	久井町	三掛水利組合
272190055	池の谷下池	和泉市	久井町	三掛水利組合
272190061	バッチ池	和泉市	鍛冶屋町	自然人
272190062	池の谷上池	和泉市	久井町	三掛水利組合
272190063	長池	和泉市	久井町	有井田水利組合
272190068	桜井池	和泉市	一条院町	自然人
272190072	納花長池(長池)	和泉市	納花町	納花水利組合
272190128	大池	和泉市	福瀬町	大池古池水利組合
272190134	池の奥池	和泉市	福瀬町	自然人
272190142	大山の池	和泉市	福瀬町	自然人
272190143	伯谷上池	和泉市	小野田町	自然人
272190146	狼谷池	和泉市	国分町	自然人
272190165	馬の墓池	和泉市	春木町	春木町前代水利組合
272190172	平井新池下池	和泉市	平井町	納花新池水利組合
272190200	馬池(今池)	和泉市	平井町	平井上代水利組合
272190202	牛神池	和泉市	唐国町	牛神池係水利組合
272190212	蓮池	和泉市	伯太町4丁目	伯太町水利組合
272190213	青森池	和泉市	伯太町4丁目	伯太町水利組合
272190215	いしたちはら池	和泉市	いぶき野2丁目	和泉市
272190221	後谷池	和泉市	のぞみ野1丁目	万町水利組合
272190230	ウトジ池	和泉市	いぶき野4丁目	和泉市

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272190240	シンヤ谷下池	和泉市	浦田町	
272190241	シンヤ谷上池	和泉市	浦田町	
272190243	佐子与門池	和泉市	平井町	自然人
272190257	辻一夫池	和泉市	久井町	自然人
272190267	辻池	和泉市	福瀬町	自然人
272190268	実池	和泉市	福瀬町	自然人
272190269	小川池	和泉市	福瀬町	自然人
272190272	中野池	和泉市	福瀬町	自然人

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272280001	狐池	泉南市	信達大苗代	五ヶ池郷水利組合
272280005	石谷下池	泉南市	信達岡中	岡中水利組合
272280007	平池	泉南市	信達童子畑	童子畑水利組合
272280008	中之池	泉南市	信達市場	市場水利組合
272280009	双子上池	泉南市	男里二丁目	泉南市男里土地改良区
272280011	真宮下池	泉南市	馬場一丁目	馬場区水利組合
272280012	前田池	泉南市	馬場三丁目	馬場区
272280013	座頭池	泉南市	岡田1丁目	岡田農業会
272280014	永寿下池	泉南市	信達牧野	牧野区
272280015	芦谷池	泉南市	信達市場	市場区水利組合
272280016	位井下池	泉南市	信達金熊寺	六尾・金熊寺水利組合
272280017	丘之池	泉南市	信達市場	市場区水利組合
272280019	古池	泉南市	信達牧野	牧野区
272280020	新池	泉南市	信達牧野	牧野区
272280021	道光寺池	泉南市	信達岡中 外	岡中水利組合
272280022	鬼木池	泉南市	信達岡中	鬼木水利組合
272280023	此の熊池	泉南市	信達岡中	岡中水利組合
272280024	増田池	泉南市	信達岡中	岡中水利組合
272280025	岡越池	泉南市	信達岡中	岡中水利組合
272280026	新池	泉南市	新家	宮水利組合
272280029	上野上池	泉南市	新家	上村水利組合
272280030	中の池	泉南市	新家	大掛水利組合
272280031	上野下池	泉南市	新家	上村水利組合
272280034	牛神池	泉南市	信達六尾	六尾区統合用水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272280035	山神池	泉南市	信達六尾	六尾区統合用水利組合
272280036	別所池	泉南市	信達金熊寺	上水利組合
272280038	位井上池	泉南市	信達金熊寺	六尾・金熊寺水利組合
272280043	入野池	泉南市	信達牧野	牧野区
272280044	中の池	泉南市	樽井	樽井水利組合
272280045	井谷上池	泉南市	信達童子畑	童子畑水利組合
272280046	平小池	泉南市	信達童子畑	童子畑水利組合
272280062	新池	泉南市	樽井	樽井水利組合
272280066	サツ谷池	泉南市	新家	宮水利組合
272280068	引谷池	泉南市	新家	新家引谷池水利組合
272280070	新池	泉南市	信達岡中	岡中水利組合
272280075	サンマ池 (サンゴ池)	泉南市	信達岡中	岡中水利組合
272280076	蓮池	泉南市	信達牧野	牧野区
272280086	真宮上池	泉南市	馬場	馬場水利組合
272280092	馬ヶ谷池	泉南市	信達金熊寺	上水利組合

番号	ため池名	所在地		ため池管理者口
272320002	高田池	阪南市	自然田 外	高田原水利組合
272320003	濁池	阪南市	和泉鳥取	佐草原水利組合
272320004	平池	阪南市	自然田	玉田原水利組合
272320005	音羽池	阪南市	緑ヶ丘1丁目	音羽池水利組合
272320006	山中新池	阪南市	山中溪	山中溪水利組合
272320007	花名池	阪南市	自然田	苗代原水利組合
272320010	蓮池	阪南市	石田	西台原土地改良区
272320011	後谷池	阪南市	石田	西台原土地改良区
272320013	堀越池	阪南市	石田	井関原水利組合
272320014	井関池	阪南市	石田	井関原水利組合
272320015	狭間池	阪南市	鳥取	南台原水利組合
272320016	大池	阪南市	石田	西台原土地改良区
272320017	師匠谷池	阪南市	石田	西台原土地改良区
272320018	芋ヶ阪池	阪南市	石田	西台原土地改良区
272320020	池谷下池	阪南市	貝掛	貝掛水利組合
272320021	池谷上池	阪南市	貝掛	貝掛水利組合
272320022	車谷池	阪南市	貝掛	貝掛水利組合
272320023	梅ノ木谷池	阪南市	桑畑	井関原水利組合
272320025	池谷池	阪南市	箱作	箱作東水利組合
272320027	鴻谷池	阪南市	箱作	箱作西水利組合
272320028	阪南今池	阪南市	箱作	箱作西水利組合
272320029	表谷池	阪南市	箱作	箱作西水利組合
272320030	大河内池	阪南市	箱作	箱作西水利組合
272320035	大谷上池	阪南市	箱作	南山中水利組合

番号	ため池名		所在地	ため池管理者口
272320038	大谷下池	阪南市	箱作	南山中水利組合
272320040	石谷池	阪南市	箱作	箱作西水利組合
272320041	天神裏池	阪南市	箱作	自然人
272320051	皿池	阪南市	石田	西台原土地改良区
272320053	宮池	阪南市	石田	井関原水利組合
272320057	宮ノ下池	阪南市	自然田	玉田原水利組合

番号	ため池名		所在地	ため池管理者口
273610003	柿谷池	泉南郡熊取町	七山西	七山水利組合
273610008	長谷池	泉南郡熊取町	新野田1丁目	七山水利組合
273610010	築留池	泉南郡熊取町	五門東4丁目	五門水利組合
273610011	坊主池	泉南郡熊取町	朝代西2丁目	坊主池水利組合
273610015	西ノ池	泉南郡熊取町	大宮4丁目	西ノ池水利組合
273610016	大浦菰池	泉南郡熊取町	大宮4丁目	西ノ池水利組合
273610019	美薮池	泉南郡熊取町	和田5丁目	朝代水利組合
273610020	朝代新池	泉南郡熊取町	朝代台	朝代水利組合
273610024	清水上池	泉南郡熊取町	大字小谷	小谷水利組合
273610025	清水下池	泉南郡熊取町	小谷南3丁目	小谷水利組合
273610049	五門濁池	泉南郡熊取町	五門東3丁目	五門水利組合
273610050	柿ノ木谷池	泉南郡熊取町	自由が丘1丁目	七山水利組合
273610051	大原池	泉南郡熊取町	野田3丁目	大原水利組合
273610052	芦谷池	泉南郡熊取町	大久保南3丁目	坊主池水利組合
273610053	馬谷池	泉南郡熊取町	大久保南4丁目	坊主池水利組合
273610055	ヨシ池	泉南郡熊取町	大久保南3丁目	座頭原水利組合
273610056	口無池	泉南郡熊取町	紺屋1丁目	大谷池水利組合
273610068	八幡池	泉南郡熊取町	大宮2丁目	大池土地改良区
273610071	高塚池	泉南郡熊取町	五門西3丁目	五門水利組合

番号	ため池名		所在地	ため池管理者口
273620001	夫婦池	泉南郡田尻町	吉見	田尻町土地改良区
273620002	尾張池	泉南郡田尻町	嘉祥寺	田尻町土地改良区

番号	ため池名		所在地	ため池管理者口
273660001	西御陵池	泉南郡岬町	淡輪	淡輪西水利組合
273660002	大谷池	泉南郡岬町	淡輪	淡輪西水利組合
273660004	別所上池	泉南郡岬町	淡輪	淡輪東水利組合
273660005	別所下池	泉南郡岬町	淡輪	淡輪東水利組合
273660010	沢池	泉南郡岬町	淡輪	岬町
273660025	犬飼池	泉南郡岬町	多奈川谷川	自然人
273660032	口池	泉南郡岬町	多奈川谷川	西川水利組合
273660044	東御陵池	泉南郡岬町	淡輪	淡輪東水利組合
273660046	只山新池	泉南郡岬町	淡輪	西水利組合
273660048	籠池	泉南郡岬町	淡輪	西水利組合
273660050	古池	泉南郡岬町	深日	深日北池水利組合
273660051	新池	泉南郡岬町	深日	深日北池水利組合
273660056	馬口谷池	泉南郡岬町	深日	自然人
273660057	流谷池	泉南郡岬町	深日	深日南池土地改良区
273660061	みろく下池(弥勒下池)	泉南郡岬町	深日	深日南池土地改良区
273660062	猪之谷池	泉南郡岬町	多奈川谷川	関西電力(株)
273660082	名村池	泉南郡岬町	多奈川谷川	自然人

第 3 表 重要水こう門一覽表

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川敷高 0.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
淀川	対馬樋門	枚方市	村葉		高 1.00 巾 1.20	鉄製捲上式 手動	10.40	枚方市長	枚方市上下水道部 下水道施設 維持課	用排水
"	岸樋門	"	"		" 1.03 " 1.205	"	9.82	"	"	"
"	六軒樋門	"	牧野磯		" 1.21 " 2.12	"	7.27	"	"	排水
"	黒田川 ポンプ 淀川樋門	"	島牧		" 3.70 " 3.70	3 連 電動扉	4.40	"	"	"
"	藤本川 ポンプ 排水樋門	"	野三		" 3.00 " 4.40	1 連 電動扉	5.70	"	"	"
"	安居川 ポンプ 淀川樋門	"	矢楠		" 2.50 " 2.00	"	7.13	近畿地方 整備局長	"	"
"	北部 ポンプ 淀川樋門	"	葉出		" 2.60 " 3.30	2 連 電動扉	8.80	枚方市長	"	"
"	蹠場 ポンプ 淀川樋門	"	口		" 3.20 " 3.20	"	1.85	"	"	"
"	府営 水道取水口	守口市		大日	" 2.00 " 1.80	"	1.00	大阪広域 企業団 企業長	事業管理部 庭窪浄水場	
小計					9箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 標高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
淀川	府営 水道取水口	守口 市	大	庭	2.00	電動扉	±0	大阪広域 企業団 企業長	事業管理部 庭窪浄水場	
					2.00					
"	"	枚方 市	大	磯島	2.00	2連 電動扉	5.00	"	事業管理部 村野浄水場	
					2.00					
"	淀川大堰	阪島 市区	大	馬	高主ゲート 7.8 調節ゲート 7.8 巾主ゲート 55.0×4門 調節ゲート40.0×2門	鋼製シェルタイプ ローラーゲート 主ゲート4門・調 節ゲート2門	-4.00	近畿地方 整備局長	近畿地整 淀川河川事務所 毛馬出張所所長	
"	毛馬水門	"	"	"	扉高 10.97 巾 7.0×3門	鋼製ローラー ゲート	-0.20	"	"	
"	寝屋川浄化 ポンプ場 水門	寝屋川 市		桜木	高 5.00 巾 11.80	鋼製ローラー ゲート 1門 電動	±0	大阪府知事	大阪府枚方 土木事務所所長	用水
"	太間排水 樋門	"	"	太間	" 4.20 " 4.20	鋼製ローラー ゲート 4門 電動	-0.031	近畿地方 整備局長	"	排水
"	太間呑口部 制水門	"	"	"	高巾 5.80 5.00 高巾 11.00 5.00	鋼製ローラー ゲート 2門 鋼製ローラー ゲート 4門 電動	-1.26	大阪府知事	"	"
"	寝屋川 取水口	"	"	"	3.40	制水扉2門 鉄製ローラー ゲート 調整扉2門 鉄製ローラー ゲート	0.90	近畿地方 整備局長	近畿地整 淀川河川事務所 枚方出張所所長	用水
					4.50					
"	寝屋川 ポンプ場	"	"	桜木		縦軸可動翼 2門 吸水最高能力 10t		"	"	"
"	毛馬 こう門 小	大阪 市区	大	毛馬	開室巾 11.35 長 107.0 高 10.77	鉄製ローラー ゲート	±0	"	近畿地整 淀川河川事務所 毛馬出張所所長	
小計					10箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 標高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
淀川	山崎ポンプ放流渠	三島郡	島本町	山崎一	高巾 2.35 3.20	鉄製ローラーゲート電動門 1		島本町長	上下水道部工務課	排水
"	一津屋樋門	津市		津屋	" 3.60 2.60	3連表裏鉄製捲揚扉電動 電	1.00	近畿地方整備局長	淀川河川事務所毛馬出張所所長	用水
"	工業用水道取入口	"	"	"	" 2.30 2.30	2連蝶型弁電動	1.00	大阪広域企業団企業長	事業管理部庭窪浄水場	"
"	三千樋揚水機場	大阪市	東淀川区		0.9×1本	電動ポンプ φ300 1台	2.88	大阪市長	建設局井高野抽水所	用水
"	玉子排水機場	高槻市	東上牧		鉄筋 1.8×1.8 1連 φ2.08 2連	手動式 ティーセブル モーター 2台 4台		高槻市長	都市創造部 下水道事業課	
"	島本町衛生化学処理場排水管	"	"		鑄鉄管 1連 逆止弁	電動 モーター 2台		島本町長	都市創造部 環境課	
"	五領揚水機場	"	"		鉄筋 1.2×1.6 1連	電動式		高槻市東部 土地改良区	同左 事務局	
"	前島排水機場	"	前島		鉄筋 3.6×3.6 1連	電動式		高槻市長	都市創造部 下水道事業課	
"	今第二今戸排水機場	"	鵜唐		鉄管 φ1.0 1連 鉄管 φ0.7 2連	自動逆止弁		"	"	
"	神三箇揚水機場	"	安牧	崎	鉄筋 1.75×1.75 1連	電動式鋼製スライドゲート 1.75 × 1.75 1門		神安 土地改良区	同左	用水
小計					10箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 標高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
淀川	五久樋門	摂津市	鳥飼		鉄筋 0.6×0.6 1連	手動式		摂津市長	建設部 水みどり課	
"	河原樋門	"	鳥飼		鉄筋 0.8×0.8 1連	"		"	"	
"	鐘淵化学 取水口	"	鳥飼	西	鉄筋 0.8×0.8 1連 ヒューム管 φ800 1連	"		株式会社 カネカ	管理部施設課	
"	阪神水道 企業団大 取水口	大	東淀川	大	鉄筋 2.0×2.0 2連 鉄筋 φ1.50 2連	"		阪神水道 企業団 管理者	大道事業所所長	
"	飯田織工 取水口	"	"	南菅原	鋼管 0.3 1連	"		飯田織工 株式会社	エネルギー 管理室	
"	大阪ニット 染工 取水口	"	"	"	ヒューム管 0.4 1連	"		大阪ニット 染工 株式会社	施設課長	
"	紀州パルプ 取水口	"	"	"	铸铁管 0.8 2連	"		北越紀州製紙 株式会社	大阪工場工務部	
"	尼崎市 柴島取水口	"	"	東淡路	铸铁管 0.7 2連	"		尼崎市 水道局長	神崎浄水場 場長	
"	大阪市 柴島取水口	"	"	柴島	铸铁管 1.22 2連	"		大阪市 水道局長	同 直轄	
"	大阪市工業 用水取水口	"	"	"	ヒューム管 1.2 1連	"		"		
小計					10箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川敷高 標高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
淀川	阪神水道 企業団 淀川取水塔	大 阪 市	淀 川 区	西 中 島	鉄筋 2連 1.6×1.6	〃		阪神水道 企業団 管理者	淀川事業所長	
〃	塚本 堤外ゲート	〃	〃	塚 本	2門 5.5×2.95	電動式		大阪市長	建設局 塚本抽水所	排水
大和川	築留 二番樋	柏 原 市		上 市	煉瓦馬蹄形 上巾 1.55 下巾 1.24 高 1.80	鉄製スライド 手動		築留 土地改良区	同	左 水
〃	築留 三番樋	〃	〃	〃	石梯形 上巾 1.30 下巾 1.05 高 0.90	〃		〃	同	左 〃
〃	青地樋	〃		古 町	コンクリート管 内径 0.90	ステンレス製 スライド 電動		青地井手口 土地改良区	同	左 水
〃	谷川樋	柏 原 市		安 堂 町	高 3.45 2門 巾 3.00	鋼製 ローラー ゲート 電動 ワイヤロープ	T.P.高 17.00	近畿地方 整備局 大和川河川 事務所	上田耕巳 大溝龍伸	排水
〃	十三間川 樋門	大 阪 市	住 之 江 区	西 住 之 江	コンクリート 高巾 3.90 4.00	鋼製 スライド ゲート	T.P.高 -1.014	大阪市長 建設局長	同	左 〃
小計					7箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 標高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要		
		郡	町	字								
安威川	太田西岸樋	茨木市		太田	高 1.80 巾 1.43	木製捲揚式 手動	17.30	太田 実行組合長	同	左	〃	
〃	殿藪樋	〃		西太田	高 1.80 巾 1.20	木製捲揚式 手動	16.65	西河原 実行組合長	同	左	〃	
〃	富田樋	〃		西河原	高 1.50 巾 1.10	〃	15.39	〃	同	左	〃	
〃	防竜樋	〃		末広町	鋼管 2連 0.15	ポンプアップ 0.046m ³ /s	10.20	防龍牟礼 水利組合長	同	左	〃	
〃	鮎川取水 揚水機場	〃		庄	ヒューム管 φ0.90	水中ポンプ ポンプアップ φ250mm 2台 0.12m ³ /s	9.75	神安 土地改良区			鮎川実行組合長	〃
〃	味舌樋	〃		東野々宮	高 1.50 巾 2.50	角落	4.72	神安 土地改良区	同	左	用水	
〃	北川伏越樋	〃		宮島	コンクリートボックス 口1,850 2連 高 2.00 巾 4.00 〃 2.00 〃 4.00 〃 2.00 〃 2.00 〃 2.00 〃 2.00	鋼製 ローラーゲート ステンレス ローラーゲート ステンレス スルースゲート 2門 鋼製 ローラーゲート 2門		〃	同	左	排水	
〃	二軒屋 伏越樋	〃		宮島	高 2.40 巾 2.40	鋼製 ローラー ゲート		〃	同	左	排水	
〃	清水取水 揚水機場	〃		目垣	ヒューム管 φ0.90	水中ポンプ φ300mm 2台		〃			目垣実行組合長	用水
小計					9箇所							

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 数高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
安威川	幹線用水路 安威川 放流樋門	茨木市		目垣	高 1.60 巾 1.50	アルミ製 ローラーゲート 2門		神安 土地改良区	同 左	〃
〃	平田取水 揚水機場	〃	〃	田	ヒューム管 φ0.90	水中ポンプ φ250mm 2台		〃	平田実行組合長	〃
〃	二階堂取水 揚水機場	〃	〃	五十鈴町	ヒューム管 φ0.90 高 1.50 巾 1.50	水中ポンプ φ250mm 2台 アルミゲート 1門		〃	二階堂実行組合長	〃
〃	新堂取水 揚水機場	〃	〃	新堂	ヒューム管 φ0.90 高 1.50 巾 1.50	水中ポンプ φ200mm 2台 アルミゲート 1門		〃	〃	〃
〃	落合 サイホン	〃	〃	野々宮	高 1.45 巾 1.35	ステンレス製 スライトゲート 2門		〃	同 左	〃
〃	鶴野伏越 樋門	摂津市		鶴野	高 1.10 巾 1.22	電動ステンレス製 スライトゲート 1門		神安 土地改良区	鶴野実行組合長	排水
〃	三宅味舌 排水樋門	〃	〃	〃	〃 1.90 〃 1.60	ステンレス製 スライトゲート 1門 鋼製スライトゲート 1門		〃	同 左	〃
〃	榊ヶ底樋	〃	〃	三島	〃 1.10 〃 1.10	鋼製捲揚扉	3.46	大阪府知事	梶原 鋭郎	用水
〃	溝ノ口 サイホン	摂津市		正雀	ヒューム管 φ0.60 高 0.80 巾 0.80	アルミゲート 1門		神安 土地改良区	同 左	用水
〃	春日浦 味舌樋門	吹田市		高浜	2.0×1.93 2.0×2.14 2.0×2.39 3門	ステンレス スルースゲート 電動及手動	2.67	吹田市長	下水道部 水再生室	排水
小計					10箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 標高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
神崎川	南吹田 下水処理場	吹田 市	吹田 市	南吹田 川	鋼板製 2.5×3.3	ローラート ゲート式門 電動 2		吹田市長	下水道部 水再生室	排水
"	川面 下水処理場	"	"	岸高	1,800mm	放流管 バルブ・逆止弁		"	"	逆流防止
安威川	川園 ポンプ場	"	"	浜高	鋼板製 4.0×3.0	ローラート ゲート式門 手動 1		"	"	排水
"	野々宮取水 揚水機場	茨木 市	野々宮 市	野々宮	ヒューム管 φ0.90	水中ポンプ φ150mm 2台		神安 土地改良区	野々宮実行組合長	用水
大正川	小川水門	摂津 市	太中 小坪井	山	高 1.40 2連 巾 4.10	鋼製 スルースゲート 手動 (ピンジャッキ)	4.30	大阪府知事	摂津市長 (下水道管理課)	制水門及用水
"	三条川水門	吹田 市	山田 下上	山田 郡	" 3.15 " 23.50	鋼製 ローラート ゲート式 手動	17.54	宇野辺 実行組合長	同	制水門 左
茨木川	上野樋	茨木 市	上野 郡	三	" 1.20 " 1.20	鋼製捲揚扉	20.23	上野 実行組合長	同	排水 左
"	西河原 伏越樋	"	三咲 町	三咲 町	" 3.00 2連 " 3.00	鋼製捲揚扉 電動式		茨木市長	下水道施設課	
小計					8箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 数高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
西除川	常盤堰	堺市	北村区	常盤町	高 2.80 巾 22.00	ファブリ式 自動転倒堰	5.776	大阪府 富田林土木 事務所長	同 左	分水
"	常盤樋門	"	"	"	" 3.60 " 3.00	鋼製 ローラート ゲート 電動及手動 ラック式	5.447	"	"	"
"	太井堰	"	美原区	北余部 今井	" 1.50 " 17.00	ファブリ式 自動転倒堰		太井農業 実行組合	同 左	用水
"	野遠井堰	"	"	井南 余部	" 2.50 " 17.00	ラバー式 自動転倒堰	26.378	狭山池 土地改良区	野遠水利組合	"
"	大饗井堰	"	"	野北 田半	" 1.70 " 17.00	"	43.110	"	大饗・菩提 水利組合長	"
"	野田井堰	"	東野田区	野北 田半	" 2.60 " 18.50	鉄製 自動転倒堰	52.774	"	同 左	"
"	新開井堰	大阪狭山市	"	田東	高 1.20 巾 13.00	ファブリ式 自動転倒堰	82.40	池内新開井 堰水利組合	"	"
東除川	中田井堰	"	"	野菅	" 1.00 " 9.00	"		中田 井堰組合	"	"
"	菅生井堰	堺市	美原区	野菅 生山	" 1.80 " 9.10	"	48.30	平尾井関 水利組合	"	"
佐備川	下流れ井堰	富田林市	"	山中 田	" 1.00 " 20.00	鋼製 自動転倒堰	51.793	下流れ 水利組合長	"	"
小計					10箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 標高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
佐備川	梅田井堰	富田	林市	東板持	高 1.5 巾 12.00	ファブリ式 自動転倒堰	57.049	横田井堰 水利組合	同 左	用水
大水川	沢田井堰	藤井	寺市	田太	" 1.30 " 6.90	"	15.392	沢田井堰 水利組合	"	"
太井川	太井川 1号堰	河内	郡	太子 町	" 1.50 " 8.00	"	37.95	通法寺 水利組合	通法寺 水利組合長	"
石川	新布井堰	羽曳野	市	西井	" 1.76 " 70.00	ファブリ式 自動転倒堰	24.740	碓井 水利組合	同 左	"
"	西浦井堰	富田	林市	西条	" 1.73 " 59.00	"	39.168	西浦 水利組合	"	"
"	西条井堰	"	"	"	高 1.97 巾 55.00	ファブリ式 自動転倒堰	40.868	石川西条 水利組合	"	"
"	嶋井堰	河内	郡	一須賀	" 1.90 " 64.70	"	43.457	嶋之井路 水利組合	"	"
"	下深井堰	富田	林市	甲田	" 2.24 " 45.00	"	58.100	下深井路 水利組合	"	"
"	欠田井堰	"	"	西板持	" 1.34 " 43.00	"	60.782	西板持 水利組合	"	"
"	深溝井堰	"	"	織錦	高 1.85 巾 47.05	"	64.420	深溝連合 水利組合	"	"
小計					10箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 標高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
石川	上一之井堰	富田	林	村	1.40	ファブリ式	69.640	西板持 水利組合	同	左 水
		市	吹	方	48.00	自動転倒堰				
神崎川	榎木裏樋	吹田	市	江の木の芳	1.65 2門 1.65	ステンレス鋼製 スルースゲート 電動式押ボタン (手動式ハンドル付) 鋼製ローラーゲート 手動スピンドル式	0.80	吹田市長	下水道部 管路保全室	排水
"	渡 樋	"	"	野	1.80 2門 1.80	"	0.70	"	"	"
"	江口樋	摂津	市	野南別府	2.00 4.60	電動ステンレス製 ローラーゲート 1門		神安 土地改良区	大字別府郵会長 橋本文平	"
"	番田水門	大阪	市	東淀川区 相川3丁目外	6.05 18.30 2門	鋼製ローラーゲート ワイヤーロープ ウインチ式 (1モータ2ドラム) 電動2門	0.43	大阪府知事	大阪府西大阪 治水事務所長	逆流防止
寝屋川	寝屋川 治水緑地 第一排水門	大阪	市	深野北目	4.70 10.00 2門	鋼製 ローラー ゲート 電動エンジン 手動	1.10	大阪府寝屋 川水系改修 工営所長	同	左
"	古川水門	大阪	市	鶴見区 茨田・徳庵	全長 10.00m 扉高 5.69m 敷高 O.P.-0.6m (暫定)	"	寝屋川 O.P. -1.9m 古川 O.P. -0.6m	"	大阪府 東部流域下水道 事務所長	
城北川	城北川 大川口水門	大阪	市	都島区 友島	15.76m 5.60m O.P.-3.0m	鋼製 ローラー ゲート モーターチェーン 引上式	城北川 O.P. -3.0m	"	大阪 建設局長	
小計					8箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川敷高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要	
		郡	町	字							
第二寝屋川	長瀬川水門	大阪府	東	諏	" 2.20	鋼製ローラー ゲート電動式 ラック式	1.20	大阪府寝屋 川水系改修 工営所長	東大阪市長		
			東	福	" 5.50						
"	恩智川 治水緑地 主排水門	大阪府	尾	訪北	" 4.45	鋼製ローラー ゲート電動 エンジン手動 2門	2.20	"	同	左	
			寺	4丁	" 10.00						
平野川 分水水路	加美巽川 排水機場	大阪府	野	巽	" 1.65	鉄製捲上扉 電動式	1.80	大阪市	大阪市		
			区	中	" 1.23						
"	分水路水門	"	東	東	" 8.12	鋼製二段式 ローラー ゲート	O.P. -1.00 (暫定)	大阪府寝屋 川水系改修 工営所長	同	左	
			区	中	" 20.00						
今川	今川水門	大阪府	住	桑	高 4.263	ローラー ゲート	敷高 0.537	大阪市	大阪市		
			区	津・杭全 上	巾 10.000						
"	上ノ島堰	"	島	住	" 0.90	"		上ノ島	"		
			島	住	" 22.00						
"	住道新橋 鉄扉及可 動橋	大阪府	東	住	" 2.90	電動油圧 手動引戸 ゲート	敷高 4.50	大阪府寝屋 川水系改修 工営所長	大東市		
			市	道	" 7.70 (左右岸各1基)						
"	花園多目的 遊水地 排水門	大阪府	松	2	高 4.10	鋼製ローラー ゲート電動 ラック式 エンジン手動	3.00	"	同	左	
			原	丁	巾 7.00 (2門)						
寝屋川	古川取水口	寝屋川市	清	水	全長 1.900 扉高 1.828 敷高 O.P.+1.6	鋼スルー ゲート 1電動	寝屋川 +1.60 古川 +1.20	"	寝屋川市長	用水	
小計					9箇所						

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川 標高 O.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
寝屋川	城寝屋川北口門	大阪	東	今福	20.800 7.800 O.P.-3.0m	鋼製シェル型 ローラー ゲート 2電 門動	城北川 -3.00	大阪府寝屋川水系改修工営所長	大阪市建設局長	
"	寝屋川治水緑地B-A水門	大阪	東	深野	3.000m (2門) 3.000m O.P.-4.2m	鋼製 ローラー ゲート 電動エンジン 手動		"	同	左
"	寝屋川治水緑地C-A水門	"	"	"	4.000m (2門) 2.500m O.P.+1.4m	"		"	"	
"	桜木水門	寝屋川市		桜木	高 3.50m 巾 13.20m	鋼製シェル ローラー ゲート 1電 門動	+4.998	大阪府枚方土木事務所長	"	
"	分水水門	"		桜木	高 3.40m 巾 12.80m	鋼製 ローラー ゲート 1電 門動	+5.5	"	"	
芥川	大冠排水機場	高槻市	番	田	鉄筋 2.0×2.0 1連 铸铁管 1.2 2連	手動式 自動逆止弁		高槻市長	都市創造部 下水河川事業課	
"	二ツ樋門	"		堤	鉄筋 2.0×2.0 1連	電動式		"	"	
"	芝生揚水樋門	"		芝生	コンクリート 管 1連 0.40	手動式		"	"	
勝尾寺川	上ノ垣内井堰	茨木市		川宿	高 1.80m 幅 15.00m	ファブリ式 自動転倒堰	17.45	上ノ垣内水利組合	上ノ垣内水利組合長	用水
"	宝井堰	"		川原	高 1.15m 幅 24.80m	ファブリ式 自動転倒堰	30.96	郡実行組合 下井実行組合	郡実行組合長 下井実行組合長	"
"	中河原井堰	"		福井	高幅 1.07m 21.23m 高幅 1.32m 4.00m	ファブリ式 自動転倒堰 鋼製転倒堰	22.24	茨木市春日地区 土地改良区	茨木市春日地区 土地改良区 理事	"
小計					11箇所					

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川敷高 標高 0.P.(+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡	町	字						
神崎川	小曾根第1 ポンプ場	豊中市		豊南	鑄鉄製 高 1.90m 巾 2.10m	電動式		豊中市上下 水道事業 管理者	技術部 下水道施設課長	
"	小曾根第2 ポンプ場	"	"	"	" 2.00m 3.00m	"		"	"	
"	庄内 下水処理場	"	"	二葉	鑄鉄製 " 2.00m " 2.00m 2門	手動式		"	"	
津田川	岸和田井堰	岸和田市		畑	" 1.20m " 12.00m	ファブリ式 自動転倒堰		元岸和田村 水利組合	元岸和田村 水利組合長	用水
"	川原田井堰	"	"	流木	" 1.60m " 11.00m	"		畑町 水利組合	畑町水利組合長	
"	小瀬井堰	貝塚市		久保	" 2.20m " 18.00m	"		小瀬 水利組合	小瀬水利組合長	用水
檜井川	江永樋門	泉南郡	田尻町	吉見	" 1.60 " 1.50	鉄製捲揚式 手動	1.699	田尻町	田尻町長	排水
新家川	新家川 2号堰	泉南市		新上村	高 2.00m 巾 9.00m	ファブリ式 自動転倒堰	27.884	新家大池 水利組合	新家大池 水利組合長	用水
"	暮間井堰	"	"	"	" 1.70m " 9.00m	"	24.768	"	"	"
西川	中井堰	泉南郡	岬町	多奈川谷川	" 0.90m " 10.30m	"	9.560	西川 水利組合	西川 水利組合長 (引継作業中)	"
小計					10箇所					
合計					131箇所					

第4表 重要防潮水門等一覧表

河川名	施設名	位置	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
西島川	西島水門	西淀川区西島 (淀川右岸)	近畿地方整備局長	淀川河川事務所 福島出張所	鋼製2段捲揚扉 電動式 7.5kw	0.P. +2.50	自家発電装置付 11PS	A: 津波注意報発表で閉鎖	
淀川左岸	伝法水門	此花区伝法町	"	"	電動式 ディーゼル 60HP	0.P. +2.50	二段 ローラーゲート 巾 8.5m 高 9.5m	A: 津波注意報発表で閉鎖	
三十間堀川	福崎水門	港区福崎 1・3丁目地先	大阪港湾局 (市)	大阪港湾局 (市)	鋼製 ローラーゲート 電動 11kw	0.P. +2.50	巾 8.0m 高 8.1m	B: 津波警報発表で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖。
"	三十間堀水門	港区福崎2丁目地先 港区八幡屋地先	"	"	鋼製 ローラーゲート 電動 22kw 15kw		巾14m×高9.5m 11m× 9.5m 2基自家発電式	B: 津波警報発表で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖。
住吉川	住吉川水門	住之江区泉 " 緑木	大阪市建設局長	大阪市建設局長	鋼製 電動 ローラーゲート 電動機 3.7kw		巾 8.0m 高 6.0m	A: 津波注意報発表で閉鎖	
旧猪名川	旧猪名川水門	尼崎市戸ノ内 (神崎川右岸)	大阪府西大阪治水事務所長	豊中市長	鋼製 ローラーゲート 2門 3kw×2	0.P. +2.60	自家発電装置付 125PS×2	B: 津波警報発表で閉鎖	
西島川	出来島水門	西淀川区出来島 " 西島 (神崎川左岸)	"	大阪府西大阪治水事務所長	鋼製2段 ローラーゲート 1門 電動式 11kw	0.P. +2.50	自家発電装置付 100PS	A: 津波注意報発表で閉鎖	・Jアラートによる自動閉鎖
安治川 (旧淀川)	安治川水門	港区弁天6丁目 3-13 此花区西九条 7丁目	"	"	電動式 60kw×2 22kw×2		円弧型1門 57m 片開式1門 13m 0.P. +7.40m	B: 津波警報発表で閉鎖	・Jアラートによる自動閉鎖
尻無川	尻無川水門	港区市岡4丁目 大正区泉尾 7丁目5-30	"	"	"		"	B: 津波警報発表で閉鎖	・Jアラートによる自動閉鎖
木津川	木津川水門	西成区 北津守3丁目 大正区三軒家東 3丁目6-7	"	"	電動式 60kw×2 22kw×2		円弧型1門 57m 片開式1門 12.5m 0.P. +7.40m	B: 津波警報発表で閉鎖	・Jアラートによる自動閉鎖
道頓堀川	道頓堀川水門	浪速区 幸町3丁目9-43	大阪市長	大阪市建設局長	鋼製2段ローラーゲート 3.7kw、5.5kw サブマージラジアル ゲート 55kw マイターゲート 22kw		主水門1門 12.5m 閘門 1門 9.0m 洪水時操作有り	A: 津波注意報発表で閉鎖	
東横堀川	東横堀川水門	中央区 高麗橋1丁目2-5	"	"	サブマージ ラジアルゲート 110kw マイターゲート 110kw×2		主水門1門 22.0m 閘門 1門 22.0m 洪水時操作有り	A: 津波注意報発表で閉鎖	
住吉川 (左岸)	第1貯木場水門	住之江区平林南	大阪港湾局 (市)	大阪港湾局 (市)	鋼製 ローラーゲート		巾 7.5m 高 7.63m	B: 津波警報発表で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖。
小計			13箇所						

河川及名	施設名	位置	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
住吉川 (左岸)	第2貯木場門	住之江区平林南	大阪港湾局 (市)	大阪港湾局 (市)	鋼製ローラーゲート		巾 7.5m 高 7.64m	B: 津波警報発表で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖。
" (")	第3貯木場門	"	"	"	"		" 8.0m " 7.3m	B: 津波警報発表で閉鎖	"
" (右岸)	第4貯木場門	住之江区平林北	"	"	"		" 8.3m " 7.7m	B: 津波警報発表で閉鎖	"
" (")	第5貯木場門	"	"	"	"		" 8.3m " 7.8m	B: 津波警報発表で閉鎖	"
木津川 (左岸)	樋門(1門)	住之江区 北加賀屋4丁目	大阪府 西大阪治水 事務所長	千島土地(株)	手動捲揚式		鋼製 スルースゲート 巾 0.68m	A: 津波注意報発表で閉鎖	
" (右岸) (難波島)	樋門1号	大正区三軒家東 3丁目	"	大阪府 西大阪治水 事務所長	"		鋼製 スルースゲート 巾 0.57m	E: 津波では操作しない	常時閉・廃止(チェーン 締結により操不可)
木津川 (右岸) (難波島)	樋門2号	大正区三軒家東 3丁目	"	"	手動捲揚式		鋼製 スルースゲート 巾 0.57m	E: 津波では操作しない	常時閉・廃止(チェーン 締結により操不可)
" (") (")	樋門3号	"	"	"	"		" 巾 0.84m	B: 津波警報発表で閉鎖	
" (") (")	樋門4号	"	"	"	"		" 巾 0.84m	B: 津波警報発表で閉鎖	
正蓮寺川	正蓮寺川 水門	此花区西島5丁目 此花区島屋2丁目	"	"	電動 15kw×1	0.P. +2.80	2段式 ローラーゲート 1連 14m×1	B: 津波警報発表で閉鎖	・Jアラートによる自動閉鎖
六軒家川	六軒家川 水門	此花区春日出南 1丁目1-1 此花区西九条 7丁目	"	"	電動 18.5kw×1 5.5kw×2	"	2段式 ローラーゲート 3連 14m×1 巾 8.5m×2	B: 津波警報発表で閉鎖	・Jアラートによる自動閉鎖
三軒家川	三軒家 水門	大正区千島1丁目 29-58 大正区三軒家東 3丁目	"	"	電動 37kw×1 7.5kw×1(走行)	"	走行2段式 巾 14.60m 高0.P.+7.4m 自家発 275PS	A: 津波注意報発表で閉鎖	・Jアラートによる自動閉鎖
堺・ 泉北港 (泉北海岸)	王子川 防潮水門	高石市千代田 泉大津市助松町	大阪府 鳳土木 事務所長	高石市長	電動 5.5kw×2台 及び手動式	0.P. +2.20	巾 10.5m 鋼製 ローラーゲート 2連	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	芦田川 防潮水門	高石市羽衣4丁目	"	"	電動 ワイヤーロープ ウインチ式 (両側差取式)	"	巾 16.0m 鋼製 ローラーゲート 1門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
小計			14箇所						

河川及名	施設名	位置	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
堺・泉北港 (泉北海岸)	堺第1号水門 (古川)	堺市堺区 神南辺町4丁目	大阪港湾局長 (府)	堺市長	電動 3.2kw 及び手動式 商用、自家発	0. P. +2.00	巾 10.9m 鋼製 ローラーゲート 1門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	堺第2号水門 (堅川)	堺市堺区 戎島町5丁目	"	"	電動 7.5kw×2 商用、自家発	"	巾 12.0m 鋼製 ローラーゲート 2門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	泉大津第2号樋門 (緑川)	泉大津市松之浜町 2丁目	"	泉大津市長	電動 2.2kw 及び手動式 商用、自家発	0. P. +2.80	鋼製 スライドゲート 巾 2.85m 1門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	泉大津第3号樋門 (堅川)	泉大津市小松町	"	"	電動式 2.2kw 及び手動式 商用、自家発	"	" 巾 2.85m 2門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	泉大津第4号樋門 (新川)	泉大津市菅原町	"	"	電動 0.2kw 及び手動式 商用、自家発	"	ステンレス製 ローラーゲート 巾 3.2m 2門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	泉大津第10号樋門 (八軒川)	泉大津市なぎさ町	"	"	電動式 1.5kw 及び手動式 商用、自家発	"	ステンレス製 ローラーゲート 巾 3.0m 1門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
阪南港 (泉南海岸)	忠岡第5号水門 (貯木場北)	忠岡町新浜1丁目	"	大阪港湾局長 (府)	電動式 3.2kw×1門 商用・自家発	0. P. +2.50	鋼製 ローラーゲート 巾 9m×1門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	岸和田第1号水門 (天の川)	岸和田市磯上町3丁目	"	岸和田市長	電動式 0.75kw 及び手動式 商用、自家発	0. P. +2.80	鋼製 ローラーゲート 巾 6.0m 1門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	岸和田第2号水門 (貯木場南)	岸和田市木材町	"	大阪港湾局長 (府)	電動式 3.2kw 及び手動式 商用、自家発	0. P. +2.50	鋼製 ローラーゲート 巾 9m×2門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	岸和田第3号樋門 (旧天の川)	岸和田市新港町	"	岸和田市長	電動式	0. P. +3.50	ステンレス製 ローラーゲート 巾 2.5m×2門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	岸和田第100号水門 (岸和田)	岸和田市臨海町	"	大阪港湾局長 (府)	電動式 75kw×2 商用、自家発	0. P. +2.50	トラベリング ローラーゲート 径間30m×高11.15m 2門 副水門3.0m×1門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	貝塚第3号水門 (北境川)	貝塚市堀3丁目	"	貝塚市長	電動式 0.75kw 及び手動式 商用、自家発	0. P. +2.80	鋼製 ローラーゲート 巾 5.0m 1門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
泉南海岸	貝塚第10号水門 (見落川)	貝塚市脇浜	大阪港湾局長 (府)	貝塚市長	電動式 0.75kw 及び手動式 商用、自家発	"	鋼製 ローラーゲート 巾 6.0m 1門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
田尻漁港 (泉南海岸)	田尻第5号水門 (田尻川)	泉南郡田尻町 嘉祥寺	大阪府水産課長	田尻町長	電動式 0.75kw×2 及び手動式 商用、自家発	"	鋼製 ローラーゲート 巾 4.5m 2門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
小 計			14箇所						

河川及名	施設名	位置	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
岡田漁港 (泉南海岸)	泉南 第5号水門 (紺谷川)	泉南市岡田5丁目	大阪府 水産課長	泉南市長	電動式 0.75kw 商用、自家発	0.P. +2.80	鋼製 ローラーゲート 巾 6.0m 1門	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
深日港 (泉南海岸)	岬 第78号樋門 (朝日川)	泉南郡岬町深日	大阪 港湾局長 (府)	岬町長	電動式 0.4kw 及び手動式	0.P. +2.80	アルミ製 ローラーゲート 巾 2.9m 2門	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
"	岬 第87号水門 (谷川港)	泉南郡岬町 多奈川谷川	"	"	電動式 22kw 商用・自家発	0.P. +2.50	トラベリング ローラーゲート 巾 12.0m×1門 副水門 3.0m×1門	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
安治川	樋門 右岸No.3	此花区西九条 7丁目	大阪府 西大阪治水 事務所長	新泉生コン(株) 春日出工場	手動式	0.P. +2.80	ステンレス製 スルースゲート 巾 0.45m×2	B: 津波警報発 表で閉鎖	
堺・ 泉北港 (泉北海岸)	樋門 新川P場 排水樋門	泉大津市菅原町	大阪 港湾局長 (府)	休 止	電動 2.2kw 及び手動式	0.P. +2.80	ステンレス製 ローラーゲート	E: 津波では操作 しない	
岸和田 漁港 (泉南海岸)	逆防 岸和田市 No.二-8	岸和田市臨海町	大阪府 水産課長	岸和田市長	手動	"	耐食アルミ製 スルースゲート	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
阪南港 (泉南海岸)	岸和田市 第8-4号 樋門	"	大阪 港湾局長 (府)	"	電動(DC)	"	耐食アルミ製 スライドゲート	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
"	貝塚 第3-2号 樋門	貝塚市港	"	貝塚市長	手動	0.P. +2.80	3区 ステンレス製	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
"	貝塚 第5-2,-3号 樋門	貝塚市港 (計2箇所)	"	"	"	"	5-2 耐食アルミ製 5-3 " スルースゲート	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
難波川	貝塚 第6号樋門 (難波川)	貝塚市西町	"	"	"	"	耐食アルミ製 ローラーゲート 2門	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
吉原川	貝塚 第7号樋門 (吉原川)	貝塚市南町	"	"	"	"	耐食アルミ製 スライドゲート	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
清水川	貝塚 第8号樋門 (清水川)	"	"	"	"	"	"	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
泉南海岸 三味川	貝塚 第16号樋門 (三味川)	貝塚市脇浜3丁目	"	"	電動 商用、自家発	"	ステンレス製 ローラーゲート	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
二色港 (泉南海岸)	貝塚 第18~20号 樋門	貝塚市澤 (計3箇所)	"	"	手動	"	耐食アルミ製 スライドゲート	A: 津波注意報発 表で閉鎖	
小 計			14 箇所						

河川及名	施設名	位置	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
二色港 (泉南海岸)	貝塚第23号種門	貝塚市澤	大阪港湾局長 (府)	貝塚市長	手動	0.P. +2.80	ステンレス製 スライドゲート	A: 津波注意報発表で閉鎖	
岡田漁港 (泉南海岸)	泉南第2号種門	泉南市岡田6丁目	大阪府水産課長	泉南市長	〃	〃	鋼製 スライドゲート	A: 津波注意報発表で閉鎖	
尾崎港 (泉南海岸)	阪南第1号種門 (車屋川)	阪南市尾崎町6丁目	大阪港湾局長 (府)	阪南市長	電動 商用、自家発	〃	耐食アルミ製 スライドゲート 3門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
尾崎港 (泉南海岸)	阪南第4号種門	〃 4丁目	〃	〃	手動	〃	耐食アルミ製 ローラーゲート	A: 津波注意報発表で閉鎖	
尾崎港 (泉南海岸)	阪南第8号種門	阪南市尾崎町 2丁目	大阪港湾局長 (府)	阪南市長	手動	0.P. +2.80	耐食アルミ製 スライドゲート	A: 津波注意報発表で閉鎖	
泉南海岸 海老野川	阪南第11号種門 (海老野川)	〃 1丁目	〃	〃	〃	〃	〃	A: 津波注意報発表で閉鎖	
西鳥取漁港 (泉南海岸)	阪南第14号種門 (とくさ川)	阪南市新町	大阪府水産課長	〃	〃	〃	〃	A: 津波注意報発表で閉鎖	
〃 新川	阪南第16号種門 (新川)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	A: 津波注意報発表で閉鎖	
〃 (泉南海岸) 佐智川	阪南第21号種門 (佐智川)	阪南市鳥取	〃	〃	〃	〃	ステンレス製 ローラーゲート 2門	A: 津波注意報発表で閉鎖	
淡輪漁港 (泉南海岸)	岬第1号種門 (九操川)	泉南郡岬町淡輪	〃	岬町長	〃	0.P. +3.50	耐食アルミ製 スライドゲート	A: 津波注意報発表で閉鎖	
淡輪漁港 (泉南海岸)	岬第25号種門	泉南郡岬町淡輪	〃	〃	〃	0.P. +2.80	ステンレス製 スライドゲート	A: 津波注意報発表で閉鎖	
泉南海岸 第40号種門	岬第40号種門	〃	大阪港湾局長 (府)	〃	〃	〃	耐食アルミ製 スライドゲート	A: 津波注意報発表で閉鎖	
深日漁港 (泉南海岸)	岬第42号種門	泉南郡岬町深日	大阪府水産課長	〃	〃	〃	ステンレス製 スライドゲート	A: 津波注意報発表で閉鎖	
〃	岬第45号種門	〃	大阪府水産課長	〃	〃	〃	〃	A: 津波注意報発表で閉鎖	
小計			14箇所						

河川及名	施設名	位置	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
深日港 (泉南海岸) 大川	岬 第64号 種門	泉南郡岬町深日	大阪 港湾局長 (府)	岬町長	手動	0.P. +2.80	耐食アルミ製 スライドゲート	A: 津波注意報 表で閉鎖	
深日港 (泉南海岸) 門前川	岬 第67号 種門	"	"	"	"	"	耐食アルミ製 ローラーゲート 2門	A: 津波注意報 表で閉鎖	
"	岬 第70号 種門	"	"	"	"	"	耐食アルミ製 ローラーゲート	A: 津波注意報 表で閉鎖	
深日港 (泉南海岸)	岬 第78-2号 種門 (小田平川)	泉南郡岬町 多奈川谷川	"	"	"	"	ステンレス製 ローラーゲート	A: 津波注意報 表で閉鎖	
"	岬 第79号 種門	"	"	"	"	"	耐食アルミ製 ローラーゲート 2門	A: 津波注意報 表で閉鎖	
谷川港 (泉南海岸)	岬 第86号 種門	泉南郡岬町 多奈川谷川	"	"	" (全開休止)	"	ステンレス製 ローラーゲート	E: 津波では操作 しない	谷川港水門閉鎖により機 能確保
"	岬 第89号 種門	泉南郡岬町 多奈川谷川	"	"	手動 (全開休止)	"	耐食アルミ製 スライドゲート	E: 津波では操作 しない	谷川港水門閉鎖により機 能確保
"	岬 第90号種門 (堀上川)	"	"	"	手動	"	耐食アルミ製 スライドゲート 2門	A: 津波注意報 表で閉鎖	
深日港 (泉南海岸)	岬 第92号種門 (新浜川)	"	"	"	電動 商用、自家発	"	耐食アルミ製 スライドゲート 2門	A: 津波注意報 表で閉鎖	
"	岬 第93号種門 (古港)	"	"	"	手動	"	耐食アルミ製 スライドゲート	A: 津波注意報 表で閉鎖	
泉南海岸	逆流防止 種門	貝塚市 津田、へ、 イ-2,イ-4 ~9 イ-11~ 17, ロ-2,ホ, 脇浜海塚 (計19箇所)	貝塚市長	貝塚市長	"	"	スルースゲート 差板	A: 津波注意報 表で閉鎖	
"	逆流防止 種門	貝塚市 二色1~4 (計4箇所)	"	"	"	"	スルースゲート	B: 津波警報表 で閉鎖	
岡田漁港 (泉南海岸)	岡田A 種門	泉南市岡田6丁目	泉南市	泉南市長	手動	0.P. +2.80	スルースゲート	B: 津波警報表 で閉鎖	
"	岡田B 種門	泉南市岡田6丁目	"	"	手動	0.P. +2.80	スルースゲート	B: 津波警報表 で閉鎖	
"	錦 苑 種門	泉南市岡田6丁目	"	"	手動	0.P. +2.80	スルースゲート	B: 津波警報表 で閉鎖	
小計			35箇所						

河川及海岸名	施設名	位置	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
岡田漁港 (泉南海岸)	10号門扉 横樋門	泉南市岡田6丁目	泉南市	泉南市長	手動	0.P. +2.80	スルースゲート	B:津波警報発表 で閉鎖	
谷川港 (泉南海岸)	岬 逆流防止扉 (古港)	泉南郡岬町 多奈川谷川	岬町長	岬町長	手動	0.P. +3.50	耐食アルミ製 スルースゲート 巾 0.50m	B:津波警報発表 で閉鎖	
〃	岬 深日北樋門	泉南郡岬町 深日	〃	〃	手動	0.P. +3.50	耐食アルミ製 スルースゲート 巾 1.50m	B:津波警報発表 で閉鎖	
小計			3箇所						
合計			107箇所						

第5表 重要防潮扉設置箇所一覧表

(高潮区域)

河川及海岸名	防潮扉名	位置	箇所	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
淀川	伝法大橋(左・右岸)	此花区西淀川	1	近畿地方整備局長	淀川左岸防事務組 淀川右岸防事務組	{動力式}片引エンジン		電動式	C: 大津波警報発表で閉鎖	
"	淀川大橋(左・右岸)	福島区西淀川	1	"	"	エンジン		電動油圧式	C: 大津波警報発表で閉鎖	
"	阪神西大阪防(左・右岸)	此花区西淀川	1	"	阪神電鉄	手動式ワイヤーロープ引			C: 大津波警報発表で閉鎖	
神崎川	神崎大橋(右岸)	西淀川区	1	大阪府西大阪治水事務所	淀川右岸防事務組	エンジン	0.P. +3.5mの予想される時	公道	C: 大津波警報発表で閉鎖	
"	"(左岸)	西淀川区、舟御千	1	"	"	"	"	"	C: 大津波警報発表で閉鎖	
"	合同製鉄(株)防潮鉄扉	西淀川区西島	1	"	合同製鉄(株)保安室	電動引戸式	0.P. +2.8mの予想される時		B: 津波警報発表で閉鎖	
"	株式会社クボタ防(No.1.3)	西淀川区西島	2	"	株式会社クボタ環境プラント・警備	手動引戸式	"	常時閉	E: 津波では操作しない	
"	中山鋼業(株)角落鉄扉	西淀川区西島	1	"	中山鋼業(株)大向康博	クレーン吊上げ	"	常時閉	E: 津波では操作しない	
"	千北橋(左・右岸)	西淀川区出来島、佃	2	"	淀川右岸防事務組	電動引戸式	0.P. +4.5mの予想される時	公道	C: 大津波警報発表で閉鎖	
"	千船大橋(左・右岸)	西淀川区大和田、佃	2	"	"	手動引戸式	"	"	C: 大津波警報発表で閉鎖	
"	大和田防(出来島1丁目)	西淀川区出来島1丁目	1	"	"	"	"	"	C: 大津波警報発表で閉鎖	
"	阪急神戸線(左・右岸)	淀川区新高島6丁目	2	"	阪急電鉄	"	"	"	C: 大津波警報発表で閉鎖	
左門川	左門橋左岸防(西島6)	西淀川区西島1丁目	1	大阪市長	合同製鉄(株)保安室	電動引戸式	0.P. +3.0mの予想される時		A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	株式会社クボタ防(西島3)	"	1	"	株式会社クボタ保安係	"	"		A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	常吉鉄扉	此花区西島	1	"	大阪ガスセキュリティーサービス西島支所	手動引戸式	0.P. (+) 3.00		A: 津波注意報発表で閉鎖	
正蓮寺	鉄右岸 No.1	此花区西島1丁目(恩貴島橋下流)	1	大阪府西大阪治水事務所	成松厚子	"	0.P. +2.80		A: 津波注意報発表で閉鎖	
"	" No.2	"	1	"	河田孟夫	"	"		A: 津波注意報発表で閉鎖	

河川及海岸名	防潮扉名	位置	箇所	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考	
正連寺川	鉄右岸扉	No.3	此花区西島1丁目(恩貴島橋下流)	1	大阪府西大阪治水事務所長	藤高工業	手動引戸式	0.P. +2.80		A:津波注意報発表で閉鎖	
"	"	No.5	" (")	1	"	浦田 モータープール	"	"		A:津波注意報発表で閉鎖	
"	"	No.6	" (")	1	"	恩貴島橋 モータープール	"	"		A:津波注意報発表で閉鎖	
"	"	恩貴島橋右岸左岸	此花区西島1丁目、伝法6丁目(春日出北1丁目、2丁目)	2	"	淀川左岸水防事務所	手動引戸式(油圧式昇降式)	0.P. +3.50	公道	B:津波警報発表で閉鎖	
木津川	"	右岸 No.5、7	大正区三軒家東3丁目	2	"	榊南進造船所	電動引戸式	0.P. +2.80		A:津波注意報発表で閉鎖	
"	"	右岸 No.6	"	1	"	同	左片開式	"	常時閉	E:津波では操作しない	
"	"	右岸 No.8	大正区三軒家東2丁目	1	"	榊神川造船所	電動引戸式	"		B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	左岸 (左岸) No.2	住之江区柴谷1丁目	1	"	東芝物流(株)防災センター	"	"		A:津波注意報発表で閉鎖	
"	"	" No.4	"	1	"	千島土地(株)	"	"		B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	" No.6	住之江区北加賀屋4丁目	1	"	"	エンジン引戸式	"		A:津波注意報発表で閉鎖	
"	"	" No.7	住之江区北加賀屋4丁目	1	"	"	"	"	常時閉	E:津波では操作しない	
"	"	" No.9	西成区南津守5丁目	1	"	榊ハンシン建設	電動引戸式	"		A:津波注意報発表で閉鎖	
"	"	" No.10	西成区南津守5丁目	1	"	榊新来島サノヤス造船 大阪製造所	"	"		A:津波注意報発表で閉鎖	
"	"	" No.23	西成区南津守3丁目	1	"	同	左片開式	"	常時閉	E:津波では操作しない	
"	"	" No.25	"	1	"	大和川右岸水防事務所	スイング式電動	0.P. +3.50	公道	B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	" No.28	西成区北津守4丁目	1	"	榊ダイソー木津川工場	電動引戸式	0.P. +2.80		B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	" No.29	"	1	"	"	"	"		B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	" No.30	"	1	"	同	左片開式	"	常時閉	E:津波では操作しない	
尻無川	"	左岸 No.1	大正区泉尾7丁目	1	"	淀川左岸水防事務所	電動引戸式	"	公道	B:津波警報発表で閉鎖	

河川及名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 準 基 準	摘 要	津波による閉鎖条件	備 考
尻無川	鉄 左 岸 扉 No.2	大 正 区 泉 尾 7 丁 目	1	大 阪 府 西 大 阪 治 水 事 務 所 長	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合	電 動 引 戸 式	0.P. +3.50	公 道	B:津波警報発表 で閉鎖	
"	"	大 正 区 泉 尾 7 丁 目	1	"	阪 口 興 産 株	"	0.P. +2.80		A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	1	"	同 左	"	"	常 時 閉	E:津波では操作 しない	
"	"	大 正 区 泉 尾 6 丁 目	2	"	太 洋 マ シ ナ リ ー 株	"	"		A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	1	"	同 左	"	"	常 時 閉	E:津波では操作 しない	
"	"	"	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合	"	0.P. +3.50	公 道	B:津波警報発表 で閉鎖	
"	"	"	1	"	同 左	"	0.P. +2.80	常 時 閉	E:津波では操作 しない	
"	"	"	1	"	株マリスサワール ドトレーディング	"	"		A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	1	"	産 業 機 器 開 発 株	"	"		A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	1	"	姜 京 味	"	"		A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	1	"	株 き ん ば い	"	"		A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	大 正 区 三 軒 家 西 3 丁 目	2	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合	"	0.P. +3.50	公 道	B:津波警報発表 で閉鎖	
"	"	"	1	"	"	"	0.P. +2.80	公 道	A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	1	"	清 水 商 事 株	"	"		A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	大 正 区 三 軒 家 西 2 丁 目	2	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合	"	"	公 道	A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	大 正 区 三 軒 家 西 1 丁 目	1	"	"	ス イ ン グ 式 電 動	0.P. +3.50	公 道	B:津波警報発表 で閉鎖	
高 石 港 (泉 北 海 岸)	高 石 No.2~3陸開	高 石 市 高 師 浜	2	高 石 市 長	高 石 市 長	電 動	0.P. +3.50	ア ル ミ 引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	
堺 泉 北 港 (泉 北 海 岸)	泉 大 津 市 民 会 館 横	泉 大 津 市 小 松 町	1	大 港 湾 局 長 (府)	泉 大 津 市 長	"	"	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	
阪 南 港 (泉 南 海 岸)	忠 岡 No.1	忠 岡 町 新 浜	1	"	忠 岡 町 長	"	"	耐 食 ア ル ミ 製 引 戸 式	A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	1	"	"	エ ン ジ ン 駆 動	"	鋼 製 引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	

河川及名	防 潮 扉 名 位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による閉鎖条件	備考
阪南港(泉海岸)	陸 忠岡 No. 3	"	1	"	"	電 動	"	耐食アルミ製引戸式	B:津波警報発表で閉鎖
"	" No. 4	忠岡町新浜	1	大阪港湾局長(府)	忠岡町長	電 動	0.P. +3.50	耐食アルミ製引戸式	A:津波注意報発表で閉鎖
"	" No. 1-2	岸和田市木材町	1	"	岸和田市長	手 動	"	耐食アルミ製両開式	B:津波警報発表で閉鎖
"	" No. 1-3号	岸和田市磯上町	1	"	"	"	"	引戸式	B:津波警報発表で閉鎖
"	" No. 3-2	岸和田市春木大国町	1	"	"	電 動	"	耐食アルミ製引戸式	B:津波警報発表で閉鎖
"	" No. 6-1~4	岸和田市新港町	4	"	"	電 動	0.P. +3.50	ステンレス製引戸式	B:津波警報発表で閉鎖
岸和田港(泉海岸)	" No. 7-1, 2, 4, 6, 10, 11	岸和田市臨海町	6	大阪府水産課長	"	"	0.P. +2.00	耐食アルミ製引戸式	A:津波注意報発表で閉鎖
"	" No. 7-3, 5, 7, 8, 9	"	5	"	休 止	休 止	0.P. +2.00	耐食アルミ製引戸式	E:津波では操作しない 日常閉
阪南港(泉海岸)	" No. 8	"	1	大阪港湾局長(府)	岸和田市長	手 動	"	耐食アルミ製引戸式	C:大津波警報発表で閉鎖
"	" No. 8-2	"	1	"	"	手 動	"	"	B:津波警報発表で閉鎖
"	" No. 8-3	"	1	"	"	"	"	耐食アルミ製片開式	B:津波警報発表で閉鎖
泉南岸	" 貝塚 No. 5-4	貝塚市港	1	"	貝塚市長	電 動	0.P. +4.43	耐食アルミ製引戸式	B:津波警報発表で閉鎖
泉南三昧川	" No. 17	貝塚市澤	1	"	"	電 動	0.P. +3.77	耐食アルミ製引戸式	B:津波警報発表で閉鎖
二色港(泉海岸)	" No. 22	"	1	"	"	電 動	0.P. +3.30	耐食アルミ製両開式	B:津波警報発表で閉鎖
"	" No. 24	"	1	"	"	"	0.P. +2.80	"	A:津波注意報発表で閉鎖
"	" No. 25	"	1	"	"	"	0.P. +2.78	耐食アルミ製片開式	A:津波注意報発表で閉鎖
泉佐野港(泉海岸)	陸 泉佐野 No. 3-1	泉佐野市新町	1	大阪府水産課長	泉佐野市長	電 動	0.P. +2.00	耐食アルミ製引戸式	B:津波警報発表で閉鎖
田尻港(泉海岸)	" No. 3-1	田尻町嘉祥寺	1	"	田尻町長	手 動	0.P. +2.00	耐食アルミ製引戸式	B:津波警報発表で閉鎖
"	" No. 3-2	"	1	"	"	"	"	耐食アルミ製片開式	B:津波警報発表で閉鎖
"	" No. 4	"	1	"	"	"	"	"	B:津波警報発表で閉鎖

河川及防	川名	及名	防	潮	扉	名	位	置	箇所	管	理	者	操	作	責	任	者	機	能	別	開	閉	水	位	の	基	準	摘	要	津	波	による	閉	鎖	条件	備	考							
岡	田	陸	泉	南	市	泉	南	市	1	大	阪	府	泉	南	市	長	手	動	0.P.	鋼	製	片	開	式	+	2.00	鋼	製	片	開	式	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	鋼	製	両	開	式	"	"	鋼	製	両	開	式	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	鋼	製	両	開	式	"	"	鋼	製	両	開	式	E:	津	波	では	操	作	し	な	い				
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	鋼	製	両	開	式	"	"	鋼	製	両	開	式	A:	津	波	注	意	報	発	表	で	閉	鎖		
尾	崎	港	阪	南	市	阪	南	市	2	大	阪	府	阪	南	市	長	"	"	"	"	耐	食	ア	ル	ミ	製	引	戸	製	引	戸	式	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	耐	食	ア	ル	ミ	製	引	戸	製	引	戸	式	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	A:	津	波	注	意	報	発	表	で	閉	鎖			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖				
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖				
泉	南	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	耐	食	ア	ル	ミ	製	片	開	式	製	片	開	式	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	休	止	"	"	"	"	"	"	耐	食	ア	ル	ミ	製	引	戸	製	引	戸	式	E:	津	波	では	操	作	し	な	い			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	阪	南	市	長	電	動	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖				
泉	南	"	"	"	"	"	"	"	2	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖					
西	島	取	"	"	"	阪	南	市	1	大	阪	府	休	止	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	E:	津	波	では	操	作	し	な	い	日	常	閉		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	阪	南	市	長	手	動	"	"	耐	食	ア	ル	ミ	製	片	開	式	製	片	開	式	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖					
"	"	"	"	"	"	阪	南	市	1	"	"	"	休	止	"	"	"	"	"	"	耐	食	ア	ル	ミ	製	引	戸	製	引	戸	式	E:	津	波	では	操	作	し	な	い	日	常	閉
"	"	"	"	"	"	阪	南	市	1	"	"	"	阪	南	市	長	電	動	"	"	耐	食	ア	ル	ミ	製	引	戸	製	引	戸	式	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖		
"	"	"	"	"	"	阪	南	市	1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	耐	食	ア	ル	ミ	製	引	戸	製	引	戸	式	B:	津	波	警	報	発	表	で	閉	鎖		

河川及名	防 潮 扉 名 位	置 所	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 準	摘 要	津波による閉鎖条件	備考
西 鳥 取 陸 阪 南 市 阪 南 市 取	海 漁 (泉 岸) 港 南 開 No. 22. 24	島 南 市 取	2	大 阪 府 水 産 課 長	阪 南 市 長	電 動	0. P. +2. 00	耐 食 ア ル ミ 製 引 戸 式	B : 津波警報発表で閉鎖	
下 庄 港 南 市 箱 作	海 漁 (泉 岸) 港 南 No. 29. 30	阪 南 市 箱 作	2	"	"	"	"	"	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 35. 36	"	2	"	"	"	"	"	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 36-1	"	1	"	"	手 動	"	"	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 36-2	"	1	"	"	電 動	"	"	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 37	"	1	"	"	手 動	"	"	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 38. 39	"	2	"	休 止 (全閉休止)	"	"	"	E : 津波では操作しない	日常閉
"	" No. 40	"	1	"	阪 南 市 長	手 動	"	耐 食 ア ル ミ 製 片 開 式	A : 津波注意報発表で閉鎖	
"	" No. 41	"	1	"	"	電 動	"	耐 食 ア ル ミ 製 引 戸 式	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 42, 44	"	2	"	"	手 動	"	耐 食 ア ル ミ 製 引 戸 式	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 43	"	1	"	休 止 (全閉休止)	"	"	耐 食 ア ル ミ 製 引 戸 式	E : 津波では操作しない	日常閉
淡 輪 岬 岬 町 淡 輪	海 漁 (泉 岸) 港 南 No. 5~20, 23, 24	岬 町 淡 輪	18	"	岬 町 長	手 動	"	耐 食 ア ル ミ 製 角 落 し	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 4, 21, 22	"	3	"	休 止 (全閉休止)	"	"	"	E : 津波では操作しない	日常閉
"	" No. 26, 29~35, 37	"	9	"	岬 町 長	手 動	"	"	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 27, 28, 36	"	3	"	休 止 (全閉休止)	"	"	"	E : 津波では操作しない	日常閉
泉 南 海 岸	" No. 41	"	1	大 港 湾 局 長 (大 阪 府)	"	"	"	鋼 両 開 式	B : 津波警報発表で閉鎖	
深 日 港 南 市 深 日	海 漁 (泉 岸) 港 南 No. 41-2	岬 町 深 日	1	大 阪 府 水 産 課 長	"	電 動	"	耐 食 ア ル ミ 製 引 戸 式	B : 津波警報発表で閉鎖	
"	" No. 43	"	1	"	"	手 動	"	ス テ ン レ ス 製 片 開 式	A : 津波注意報発表で閉鎖	
"	" No. 46	"	1	"	"	電 動	"	耐 食 ア ル ミ 製 引 戸 式	B : 津波警報発表で閉鎖	

河川及防	海岸名	防潮扉名	位置	箇所	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
深日港 (泉南 海岸)	陸岬 No. 47	岬深	町日	1	大阪府 水産課長	休止	(全閉休止)	0.P. +2.00	耐食アルミ製 引戸式	E:津波では操作 しない	日常閉
"	"	"	"	1	"	岬町長	電動	"	耐食アルミ製 片開式	B:津波警報発表 で閉鎖	
"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	"	1	"	"	手動	"	耐食アルミ製 引戸式	A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	"	2	"	休止	(全閉休止)	"	"	E:津波では操作 しない	
"	"	"	"	4	"	岬町長	電動	"	"	A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	"	1	"	"	手動	"	"	A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	"	1	"	"	電動	"	耐食アルミ製 引戸式	A:津波注意報発表 で閉鎖	
"	"	"	"	3	"	"	"	"	"	B:津波警報発表 で閉鎖	
深日港 (泉南 海岸)	"	"	"	2	大阪 港湾局長 (府)	"	"	"	"	B:津波警報発表 で閉鎖	
深日港 門前川	"	"	"	2	"	休止	手動 〔2門とも 全閉休止〕	"	"	E:津波では操作 しない	
"	"	"	"	1	"	岬町長	電動	"	"	B:津波警報発表 で閉鎖	
深日港 (泉南 海岸)	"	"	"	1	"	"	手動	"	"	B:津波警報発表 で閉鎖	
"	"	"	"	1	"	休止	手動 〔No. 74 全閉休止〕	"	"	E:津波では操作 しない	
深日港 (泉南 海岸)	"	"	"	2	"	岬町長	電動	"	"	B:津波警報発表 で閉鎖	
"	"	"	"	2	"	"	"	"	"	B:津波警報発表 で閉鎖	
"	"	"	岬町 多奈川	2	"	"	"	"	"	B:津波警報発表 で閉鎖	
"	"	"	岬町 多奈川	1	"	"	手動	"	"	B:津波警報発表 で閉鎖	
"	"	"	"	1	"	"	"	"	"	B:津波警報発表 で閉鎖	

河川及海岸名	防潮扉名	位置	箇所	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要	津波による閉鎖条件	備考
深日港(泉南海岸)	陸岬 No. 80-2	岬町多奈川谷川	1	大阪港湾局長(府)	岬町長	手動	0.P. +2.00	耐食アルミ製引戸式	E:津波では操作しない	谷川港水門閉鎖により機能確保
"	"	"	1	"	"	電動	"	"	B:津波警報発表で閉鎖	
"	陸岬 No. 93-2	岬町多奈川谷川	1	"	"	"	"	耐食アルミ製引戸式	A:津波注意報発表で閉鎖	
小漁島(泉南海岸)	陸岬 No. 94. 95	岬町小島	2	大阪府水産課長	"	手動	"	ステンレス製両開式	B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	"	1	"	"	電動	"	ステンレス製引戸式	B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	"	1	"	"	手動	"	ステンレス製両開式	B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	"	1	"	"	"	"	ステンレス製片開式	B:津波警報発表で閉鎖	
番川	左右岸鉄扉 BL-1, BR-2	岬町淡輪	2	岸和田土木事務所	"	引戸式	+5.06	公道	B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	右岸淡輪	1	"	"	手片開式	常時閉鎖	町道	E:津波では操作しない	
東川	"	左岸多奈川谷川	1	"	"	電動化片開式	+4.00		B:津波警報発表で閉鎖	
"	"	左右岸	2	"	"	電動化引戸式	+4.60	公道	B:津波警報発表で閉鎖	
大阪港	此花区北港区・桜島地区 No. 3	此花区梅町2丁目1番	1	大阪港湾局(市)	大阪港湾局(市)	手動	2号	引戸式	B:津波警報発表で閉鎖	津波注意報発表時⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	此花区北港区・桜島地区 No. 4	此花区梅町2丁目1番	1	"	大阪港湾局(市)	手動	2号	引戸式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	此花区北港区・桜島地区 No. 5	此花区梅町2丁目6番	1	"	桜島埠頭(株)	電動	2号	引戸式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	此花区北港区・桜島地区 No. 6	此花区梅町2丁目6番	1	"	桜島埠頭(株)	電動	2号	引戸式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	此花区北港区・桜島地区 No. 7	此花区梅町2丁目4番	1	"	東洋埠頭(株)大阪支店	電動	2号	引戸式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	此花区北港区・桜島地区 No. 8	此花区梅町2丁目4番	1	"	東洋埠頭(株)大阪支店	手動	1号	引戸式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	此花区北港区・桜島地区 No. 9	此花区梅町2丁目4番	1	"	東洋埠頭(株)大阪支店	電動	1号	引戸式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	此花区北港区・桜島地区 No. 10	此花区梅町2丁目4番	1	"	東洋埠頭(株)大阪支店	電動	1号	引戸式	B:津波警報発表で閉鎖	"

河川及 海岸名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 11	此 花 区 梅 町 2 丁 目 4 番	1	大 阪 港 局 (大 阪 市)	東 洋 埠 頭 株 大 阪 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉 鎖
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 12	此 花 区 梅 町 2 丁 目 4 番	1	"	東 洋 埠 頭 株 大 阪 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 13	此 花 区 梅 町 2 丁 目 4 番	1	"	東 洋 埠 頭 株 大 阪 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 14	此 花 区 梅 町 2 丁 目 4 番	1	"	東 洋 埠 頭 株 大 阪 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 15	此 花 区 梅 町 2 丁 目 4 番	1	"	東 洋 埠 頭 株 大 阪 支 店	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 16	此 花 区 梅 町 2 丁 目 4 番	1	"	東 洋 埠 頭 株 大 阪 支 店	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 18	此 花 区 梅 町 2 丁 目 4 番	1	"	美 昇 ホ ー ル 株 大 阪 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 19	此 花 区 梅 町 2 丁 目 4 番	1	"	美 昇 ホ ー ル 株 大 阪 支 店	手 動	1 号	片 開 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 20	此 花 区 梅 町 1 丁 目 1 番	1	"	桜 島 埠 頭 株 大 阪 支 店	手 動	1 号	片 開 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 21-1	此 花 区 桜 島 3 丁 目 10 番	1	"	三 菱 倉 庫 株 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 21-2	此 花 区 桜 島 3 丁 目 10 番	1	"	三 菱 倉 庫 株 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 21-3	此 花 区 桜 島 3 丁 目 10 番	1	"	三 菱 倉 庫 株 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 22	此 花 区 桜 島 3 丁 目 10 番	1	"	三 菱 倉 庫 株 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 23	此 花 区 [桜島2号上屋入口]	1	"	三 菱 倉 庫 株 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 24	此 花 区 [桜島2号上屋入口]	1	"	三 菱 倉 庫 株 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 25	此 花 区 [桜島2号上屋入口]	1	"	三 菱 倉 庫 株 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 26	此 花 区 [桜島2号上屋入口]	1	"	三 菱 倉 庫 株 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 27	此 花 区 [桜島2号上屋入口]	1	"	三 菱 倉 庫 株 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 準	摘 要	津波による閉鎖条件	備 考
大 阪 港	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 28	此 花 区 〔桜島1・2号 上屋間通路〕	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	三 菱 倉 庫 ㈱ 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	4 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 29	此 花 区 〔桜島1号上屋入口〕	1	"	三 菱 倉 庫 ㈱ 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 30	此 花 区 〔桜島1号上屋入口〕	1	"	三 菱 倉 庫 ㈱ 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 31	此 花 区 〔桜島1号上屋入口〕	1	"	三 菱 倉 庫 ㈱ 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 32	此 花 区 〔桜島1号上屋入口〕	1	"	三 菱 倉 庫 ㈱ 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 33	此 花 区 〔桜島1号上屋入口〕	1	"	三 菱 倉 庫 ㈱ 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 34-1	此 花 区 桜島3丁目10番	1	"	三 菱 倉 庫 ㈱ 大 阪 支 店 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 34-2	此 花 区 〔天保山渡〕	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (此花第8水防分団)	手 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 北 港 ・ 桜 島 地 区 No. 35	此 花 区 桜島3丁目10番	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 常 吉 地 区 No. 1	此 花 区 常吉2丁目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 常 吉 地 区 No. 2	此 花 区 常吉2丁目	1	"	大 阪 市 漁 業 協 同 組 合	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 常 吉 地 区 No. 4	此 花 区 常吉2丁目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 常 吉 地 区 No. 5	此 花 区 常吉2丁目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 常 吉 地 区 No. 7	此 花 区 常吉2丁目	1	"	大 阪 市 淀 川 砂 利 販 売 (協)	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 常 吉 地 区 No. 8	此 花 区 常吉2丁目	1	"	此 花 建 材 販 売 事 業 (協)	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 常 吉 地 区 No. 9	此 花 区 常吉2丁目	1	"	此 花 建 材 販 売 事 業 (協)	電 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 常 吉 地 区 No. 10	此 花 区 常吉2丁目	1	"	此 花 建 材 販 売 事 業 (協)	電 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	此 花 区 常 吉 地 区 No. 11	此 花 区 常吉2丁目	1	"	此 花 建 材 販 売 事 業 (協)	電 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及 海岸名	防潮扉名	位置	箇所	管理者	操作責任者	機能別	開閉水 位の基 準	摘要	津波による 閉鎖条件	備考
大阪港	此花区常吉地区 No. 13	此花区 常吉2丁目	1	大阪港 湾局 (市)	此花建 材 販 売 事 業 (協)	電 動	2号引戸式		B:津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉 鎖
"	此花区常吉地区 No. 14	此花区 常吉2丁目	1	"	大阪中 央 石 材 卸 (協)	電 動	1号引戸式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	此花区常吉地区 No. 15	此花区 常吉2丁目	1	"	大阪中 央 石 材 卸 (協)	電 動	2号引戸式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	此花区常吉地区 No. 16	此花区 常吉1丁目	1	"	大阪港 湾局 (市)	電 動	4号ポンプ場排水弁		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	此花区常吉地区 No. 17	此花区 常吉1丁目	1	"	サミツスチ ール (株)	手 動	1号引戸式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	此花区常吉地区 No. 18	此花区 常吉1丁目	1	"	サミツスチ ール (株)	ク レ ー ン	1号角落		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	此花区常吉地区 No. 19	此花区 常吉1丁目	1	"	サミツスチ ール (株)	ク レ ー ン	1号角落		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 1	港区 弁天6丁目 【物揚場北端】	1	"	淀川左岸水 防事務組合 (港第1水防分団)	手 動	1号片開式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 2	港区 弁天6丁目 【物揚場中央】	1	"	淀川左岸水 防事務組合 (港第1水防分団)	手 動	1号片開式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 3	港区 弁天6丁目 【安治川突堤 北岸基部】	1	"	淀川左岸水 防事務組合 (港第1水防分団)	電 動	1号引戸式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 4	港区 弁天6丁目 【安治川突堤船客 待合所前】	1	"	大阪港 湾局 (市)	手 動	1号片開式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 5	港区 弁天6丁目 【安治川突堤船客 待合所前】	1	"	大阪港 湾局 (市)	手 動	1号片開式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 6-1	港区 弁天6丁目 【安治川突堤船客 待合所西端】	1	"	大阪港 湾局 (市)	手 動	4号片開式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 6-2	港区 弁天6丁目 【安治川突堤船客 待合所派出所前】	1	"	大阪港 湾局 (市)	手 動	1号片開式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 6-3	港区 弁天6丁目 【公園西側通路】	1	"	淀川左岸水 防事務組合 (港第1水防分団)	油 圧 手 動	1号片開式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 6-4	港区 弁天6丁目 【乗船場中央通路】	1	"	大阪港 湾局 (市)	手 動	1号引戸式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 6-5	港区 弁天6丁目 【市設4号上屋東側 通路】	1	"	淀川左岸水 防事務組合 (港第1水防分団)	油 圧 手 動	1号片開式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 6-6	港区 弁天6丁目 【市設4号上屋岸壁 側入口】	1	"	榊大運手	手 動	3号引戸式		B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港区本土 (安治川左岸地区) No. 6-7	港区 弁天6丁目 【市設4号上屋岸壁 側入口】	1	"	榊大運手	手 動	3号引戸式		B:津波警報発表 で閉鎖	"

河川及名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 準	摘 要	津波による閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-8	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設4号上屋岸壁 側入口]	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	株 大 運 手	動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-9	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設4号上屋先端 物揚場入口]	1	"	株 大 運 手	動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-10	港 区 弁 天 6 丁 目 [安治川突堤 中央道路西端]	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港第1水防分団)	電	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-11	港 区 弁 天 6 丁 目 [安治川突堤 中央道路西端]	1	"	株 大 運 電	動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-12	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設3号上屋 先端入口]	1	"	株 大 運 電	動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-13	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設3号上屋 南岸側入口]	1	"	株 大 運 電	動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-14	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設3号上屋 南岸側入口]	1	"	株 大 運 電	動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-15	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設3号上屋 南岸側入口]	1	"	株 大 運 電	動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-16	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設3・2号 上屋間通路]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-17	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設2号上屋 入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-18	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設2号上屋 入口]	1	"	新 正 大 運 輸 株	電	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-19	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設2号上屋 入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-20	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設2号上屋 入口]	1	"	新 正 大 運 輸 株	電	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-21	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設2・1号 上屋間通路]	1	"	株 ま る い	電	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-22	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設1号上屋 入口]	1	"	株 ま る い	手	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-23	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設1号上屋 入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-24	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設1号上屋 入口]	1	"	株 ま る い	手	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-25	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設1号上屋 入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 6-26	港 区 弁 天 6 丁 目 [市設1号上屋 東側通路]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及 海岸名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 7	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 7 号 上 屋 北 側 通 路〕	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	新 正 大 運 輸 (大 株)	電 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 8	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 7 号 上 屋 入 口〕	1	"	新 正 大 運 輸 (大 株)	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 9	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 7 号 上 屋 入 口〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 10	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 7 号 上 屋 入 口〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 11	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 7・6 号 上 屋 間 通 路〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 12	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 6 号 上 屋 入 口〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 13	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 6 号 上 屋 入 口〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 14	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 6 号 上 屋 入 口〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 15	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 6・5 号 上 屋 間 通 路〕	1	"	丸 山 物 流 株 式 有 限 公 司	電 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 16	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 5 号 上 屋 入 口〕	1	"	丸 山 物 流 株 式 有 限 公 司	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 17	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 5 号 上 屋 入 口〕	1	"	丸 山 物 流 株 式 有 限 公 司	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 18	港 区 弁 天 6 丁 目 〔市 設 5 号 上 屋 入 口〕	1	"	丸 山 物 流 株 式 有 限 公 司	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 19	港 区 石 田 1 丁 目 〔市 設 5 号 上 屋 南 側 通 路〕	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 1 水 防 分 団)	電 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 20	港 区 石 田 1 丁 目 〔初 芝 運 輸 西 側 通 路〕	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 1 水 防 分 団)	油 圧 電 動	2 号 両 開 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 21	港 区 石 田 1 丁 目 2 番 1 号 〔 榊 大 塚 倉 庫 前 〕	1	"	王 子 物 流 株 式 有 限 公 司	電 動	2 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 22	港 区 石 田 1 丁 目 2 番 1 号 〔 榊 大 塚 倉 庫 前 〕	1	"	王 子 物 流 株 式 有 限 公 司	電 動	2 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 23	港 区 石 田 1 丁 目 2 番 1 号 〔 榊 大 塚 倉 庫 前 〕	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 1 水 防 分 団)	油 圧 電 動	2 号 両 開 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 24	港 区 石 田 1 丁 目	1	"	榊 沿 岸 サ ー ビ ス	電 動	2 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 25	港 区 石 田 1 丁 目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	2 号 引 戸 式		B: 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及 海岸名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 26	港 区 石 田 1 丁 目	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 27-1	港 区 石 田 1 丁 目	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港第1水防分団)	油 圧 電 動	2 号	両 開 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 27-2	港 区 石 田 1 丁 目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 27-3	港 区 石 田 1 丁 目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 27-4	港 区 石 田 1 丁 目 [市設10号上屋 入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 27-5	港 区 石 田 1 丁 目 [市設10号上屋 入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 27-6	港 区 石 田 1 丁 目 [市設10号上屋 入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 28	港 区 石 田 1 丁 目 [市設10・4号 上屋間通路]	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港第3水防分団)	電 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 29	港 区 石 田 1 丁 目 [市設4号上屋 入口]	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店 川 口 営 業 所 安 治 川 倉 庫	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 30	港 区 石 田 1 丁 目 [市設4号上屋 入口]	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店 川 口 営 業 所 安 治 川 倉 庫	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 31	港 区 石 田 1 丁 目 [市設4号上屋 入口]	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店 川 口 営 業 所 安 治 川 倉 庫	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 32	港 区 石 田 1 丁 目 [市設4号上屋 入口]	1	"	鴻 池 運 輸 倉 庫 所 安 治 川 業 務 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 33	港 区 石 田 1 丁 目 [市設4号上屋 入口]	1	"	鴻 池 運 輸 倉 庫 所 安 治 川 業 務 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 34	港 区 石 田 1 丁 目 [市設4号上屋 入口]	1	"	鴻 池 運 輸 倉 庫 所 安 治 川 業 務 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 35	港 区 石 田 1 丁 目 [市設4・3号 上屋間通路]	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港第3水防分団)	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 36	港 区 石 田 2 丁 目 [市設3号上屋 入口]	1	"	日 本 通 運 佛 國 大 阪 支 店 送 付 店	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 37	港 区 石 田 2 丁 目 [市設3号上屋 入口]	1	"	日 本 通 運 佛 國 大 阪 支 店 送 付 店	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 38	港 区 石 田 2 丁 目 [市設3号上屋 入口]	1	"	日 本 通 運 佛 國 大 阪 支 店 送 付 店	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 39	港 区 石 田 2 丁 目 [市設3号上屋 入口]	1	"	榊 辰 巳 商 会 所 安 治 川 業 務 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及 海岸名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 40	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 3 号 上 屋 入 口]	1	大 阪 港 湾 局 (市)	株 辰 巳 商 会 所 安 治 川 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 41	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 3 号 上 屋 入 口]	1	"	株 辰 巳 商 会 所 安 治 川 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-1	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 3 号 上 屋 入 口]	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 3 水 防 分 団)	電 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-2	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 3 号 上 屋 下 流]	1	"	株 辰 巳 商 会 所 安 治 川 営 業 所	手 動	1 号	片 開 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-3	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 9 号 上 屋 上 流]	1	"	株 辰 巳 商 会 所 安 治 川 営 業 所	手 動	1 号	片 開 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-4	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 9 号 上 屋 入 口]	1	"	株 辰 巳 商 会 所 安 治 川 営 業 所	フ ォ ー ク リ フ ト	1 号	角 落	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-5	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 9 号 上 屋 入 口]	1	"	株 辰 巳 商 会 所 安 治 川 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-6	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 9 ・ 8 号 上 屋 間 通 路]	1	"	株 辰 巳 商 会 所 安 治 川 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-7	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 8 号 上 屋 入 口]	1	"	三 菱 倉 庫 株 辰 巳 商 会 所 大 阪 支 店 安 治 川 倉 庫 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-8	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 8 号 上 屋 入 口]	1	"	三 菱 倉 庫 株 辰 巳 商 会 所 大 阪 支 店 安 治 川 倉 庫 桜 島 第 1 営 業 所	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-9	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 8 号 上 屋 入 口]	1	"	三 菱 倉 庫 株 辰 巳 商 会 所 大 阪 支 店 安 治 川 倉 庫 桜 島 第 1 営 業 所	フ ォ ー ク リ フ ト	1 号	角 落	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 42-10	港 区 石 田 2 丁 目 [市 設 8 号 上 屋 入 口]	1	"	三 菱 倉 庫 株 辰 巳 商 会 所 大 阪 支 店 安 治 川 倉 庫 桜 島 第 1 営 業 所	フ ォ ー ク リ フ ト	1 号	角 落	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 43	港 区 石 田 2 丁 目 [サ イ ロ 上 流 出 入 口]	1	"	大 阪 港 埠 頭 株 辰 巳 商 会 所 ター ミ ナ ル	手 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 44-1	港 区 石 田 3 丁 目 [市 設 12 号 上 屋 入 口]	1	"	株 東 洋 埠 頭 青 果 セ ン タ ー	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 44-2	港 区 石 田 3 丁 目 [市 設 12 号 上 屋 入 口]	1	"	株 東 洋 埠 頭 青 果 セ ン タ ー	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 45	港 区 石 田 3 丁 目 [市 設 2 号 上 屋 上 流]	1	"	株 東 洋 埠 頭 青 果 セ ン タ ー	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 46	港 区 港 晴 5 丁 目 [市 設 2 号 上 屋 入 口]	1	"	株 東 洋 埠 頭 青 果 セ ン タ ー	手 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 47	港 区 港 晴 5 丁 目 [市 設 2 号 上 屋 入 口]	1	"	株 東 洋 埠 頭 青 果 セ ン タ ー	手 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 本 土 (安 治 川 左 岸 地 区) No. 49	港 区 港 晴 5 丁 目 [市 設 2 号 上 屋 入 口]	1	"	株 東 洋 埠 頭 青 果 セ ン タ ー	手 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及 海岸名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 (埠頭地区) No.8	港 区 築 港 3 丁 目	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	奥 村 造 船 工 業 株 式 有 限 公 司	電 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	港 (埠頭地区) No.9	港 区 築 港 3 丁 目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.10-1	港 区 築 港 3 丁 目	1	"	大 阪 市 消 防 局 大 水 上 消 防 署	手 動	2 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.10-2	港 区 築 港 3 丁 目 [天保山栈橋 渡船場通路]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.10-3	港 区 築 港 3 丁 目 [天保山船客 上屋]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.10-4	港 区 築 港 3 丁 目 [天保山船客 上屋西側]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.11	港 区 築 港 3 丁 目 [天保山公園内]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.12	港 区 築 港 3 丁 目 [天保山公園内]	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.13	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [マーケット プレイス]	1	"	橿 海 遊 館	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.14	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [マーケット プレイス]	1	"	橿 海 遊 館	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.15	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [マーケット プレイス]	1	"	橿 海 遊 館	手 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.16	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [マーケット プレイス]	1	"	橿 海 遊 館	手 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.17	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [マーケット プレイス]	1	"	橿 海 遊 館	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.18	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [人工地盤 下通路]	1	"	橿 海 遊 館	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.20	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [海遊館前]	1	"	橿 海 遊 館	手 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.22	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [海遊館前]	1	"	橿 海 遊 館	電 動	1 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.25	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [海遊館前]	1	"	橿 海 遊 館	手 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.26	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [海遊館前]	1	"	橿 海 遊 館	手 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No.27	港 区 海 岸 通 1 丁 目 [海遊館前]	1	"	橿 海 遊 館	手 動	3 号	引 戸 式	B: 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及名	防 潮 扉 名 位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 準 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 区 (埠頭地区) No.29	港 区 海岸通1丁目 [海遊館前]	1	大 阪 港 湾 局 (市)	大 阪 港 湾 局	電 動	3 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	津波注意報発表時 →推定潮位等を参考に閉鎖
"	港 区 (埠頭地区) No.35-1	港 区 海岸通1丁目 [海遊館前]	1	"	大 阪 水 上 警 察 署	油 圧 電 動	2 号 片 開 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.35-2	港 区 海岸通1丁目 [水上警察署 前面]	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港第6水防分団)	油 圧 手 動	1 号 片 開 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.35-3	港 区 海岸通1丁目地先 [中央突堤道路]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	電 動	1 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.36	港 区 海岸通2丁目 [市設中央3号 上層北側通路]	1	"	株 住 友 倉 庫 大 阪 支 店	電 動	3 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.37	港 区 海岸通2丁目 [市設中央3号 上層入口]	1	"	株 住 友 倉 庫 大 阪 支 店	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.38	港 区 海岸通2丁目 [市設中央3号 上層入口]	1	"	株 住 友 倉 庫 大 阪 支 店	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.39	港 区 海岸通2丁目 [市設中央3号 上層入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.40	港 区 海岸通2丁目 [市設中央3号 上層入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.41	港 区 海岸通2丁目 [市設中央3号 上層入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.42	港 区 海岸通2丁目 [市設中央3・2号 上層間通路]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	電 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.43	港 区 海岸通2丁目 [市設中央3号 上層入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.44	港 区 海岸通2丁目 [市設中央2号 上層入口]	1	"	株 住 友 倉 庫 大 阪 支 店	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.45	港 区 海岸通2丁目 [市設中央2号 上層入口]	1	"	株 住 友 倉 庫 大 阪 支 店	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.46	港 区 海岸通2丁目 [市設中央2・1号 上層間通路]	1	"	近 畿 通 関 (株)	電 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.47	港 区 海岸通2丁目 [市設中央1号 上層入口]	1	"	近 畿 通 関 (株)	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.48	港 区 海岸通2丁目 [市設中央1号 上層入口]	1	"	近 畿 通 関 (株)	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No.49	港 区 海岸通2丁目 [市設中央1号 上層入口]	1	"	株 住 友 倉 庫 大 阪 支 店	手 動	2 号 引 戸 式	B:津波警報発表で閉鎖	"

河川及名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 準	摘 要	津波による閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 (埠 頭 地 区) No. 50	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔市設中央1号 上層入口〕	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	手 動	2 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	港 (埠 頭 地 区) No. 51	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔市設中央1号 上層入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	手 動	2 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 52	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔市設中央1号 上層南側通路〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	電 動	2 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-1	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友1号 倉庫西側〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-2	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友1号 倉庫入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-3	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友1号 倉庫入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-4	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友1号 倉庫入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-5	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友1・3号 倉庫間通路〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-6	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友3号 倉庫入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-7	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友3号 倉庫入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-8	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友3号 倉庫入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-9	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友3・5号 倉庫間通路〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	油 圧 手 動	1 号	両 開 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-10	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友5号 倉庫入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-11	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友5号 倉庫入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-12	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友5号 倉庫入口〕	1	"	榊 住 友 倉 庫 店 大 阪 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-13	港 区 海 岸 通 2 丁 目 〔住友5・7号 倉庫間通路〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 53-18	港 区 築 港 1 丁 目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	3 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠 頭 地 区) No. 54	港 区 海 岸 通 3 丁 目 〔第2突堤先端〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及名	防 潮 扉 名 位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 準 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 区 (埠頭地区) No. 55	港 区 海岸通3丁目 [第2突堤 道路先端]	大 阪 港 湾 局 (市)	大 阪 港 湾 局 (市)	電 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 →推定潮位等を参考に閉鎖
"	港 区 (埠頭地区) No. 56	港 区 海岸通3丁目 [第2突堤 道路先端]	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 57	港 区 海岸通3丁目 [第2突堤 道路先端]	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 58	港 区 海岸通3丁目 [第2突堤 道路先端]	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 60	港 区 海岸通3丁目 [M上屋西側]	"	株 吉 川	電 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 61	港 区 海岸通3丁目 [M上屋入口]	"	株 住 友 倉 庫	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 62	港 区 海岸通3丁目 [M上屋入口]	"	株 住 友 倉 庫	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 63	港 区 海岸通3丁目 [M上屋入口]	"	株 住 友 倉 庫	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 64	港 区 海岸通3丁目 [M・N上屋間 通路]	"	日 本 通 運 株 大 阪 国 際 輸 送 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 65	港 区 海岸通3丁目 [N上屋入口]	"	日 本 通 運 株 大 阪 国 際 輸 送 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 66	港 区 海岸通3丁目 [N上屋入口]	"	日 本 通 運 株 大 阪 国 際 輸 送 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 67	港 区 海岸通3丁目 [N上屋入口]	"	日 本 通 運 株 大 阪 国 際 輸 送 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 68	港 区 海岸通3丁目 [N・O上屋間 通路]	"	日 本 通 運 株 大 阪 国 際 輸 送 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 69	港 区 海岸通3丁目 [O上屋入口]	"	日 本 通 運 株 大 阪 国 際 輸 送 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 70	港 区 海岸通3丁目 [O上屋入口]	"	日 本 通 運 株 大 阪 国 際 輸 送 支 店	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 71	港 区 海岸通3丁目 [O上屋入口]	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 72	港 区 海岸通3丁目 [O上屋東側]	"	日 本 通 運 株 大 阪 国 際 輸 送 支 店	電 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 区 (埠頭地区) No. 73	港 区 海岸通3丁目 [第2突堤 基部船溜]	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	3 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"

河川及 海岸名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 (埠頭地区) No. 74	港 区 海岸通3丁目 [第2突堤 基部船溜]	1	大 阪 港 湾 局 (市)	大 阪 港 湾 局 (市)	電 動	4 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	港 (埠頭地区) No. 75	港 区 海岸通3丁目 [日和橋倉庫 入口]	1	"	橋 日 和 橋 倉 庫	油 圧 電 動	3 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 76	港 区 海岸通3丁目 [日和橋倉庫 入口]	1	"	橋 日 和 橋 倉 庫	電 動	3 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 77	港 区 海岸通3丁目 [日和橋・平成 商会倉庫間]	1	"	橋 津 田 商 店	電 動	3 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 78	港 区 海岸通3丁目 [平成商会 倉庫入口]	1	"	橋 津 田 商 店	油 圧 電 動	2 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 79	港 区 海岸通3丁目 [平成商会 倉庫入口]	1	"	橋 津 田 商 店	電 動	2 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 80	港 区 海岸通3丁目 [平成商会 倉庫入口]	1	"	橋 津 田 商 店	油 圧 電 動	2 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 81	港 区 海岸通3丁目 [平成商会 入口]	1	"	橋 津 田 商 店	電 動	2 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 82	港 区 海岸通3丁目 [平成商会 東側通路]	1	"	橋 津 田 商 店	手 動	3 号	片 開 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 83-1	港 区 海岸通4丁目 [第3突堤道路]	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港第4水防分団)	電 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 83-2	港 区 海岸通4丁目 [第3突堤道路]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	発 動 機	2 号	吊 上 上 下 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 83-3	港 区 海岸通4丁目 [8号岸Z上屋 西側通路]	1	"	橋 友 田 組	電 動	2 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 83-4	港 区 海岸通4丁目 [Z上屋入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	電 動	2 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 84	港 区 海岸通4丁目 [Z上屋入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 85	港 区 海岸通4丁目 [Z上屋入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 86	港 区 海岸通4丁目 [Z上屋入口]	1	"	大 阪 港 湾 局 (市)	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 87	港 区 海岸通4丁目 [Z上屋Y上屋 間通路]	1	"	橋 辰 巳 商 会	電 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"
"	港 (埠頭地区) No. 88	港 区 海岸通4丁目 [Y上屋入口]	1	"	橋 辰 巳 商 会	手 動	1 号	引 戸 式	B:津波警報発表 で閉鎖	"

河川及 海岸名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	港 区 (埠 頭 地 区) No. 89	港 区 海 岸 通 4 丁 目 〔 Y 上 屋 入 口 〕	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	榊 辰 巳 商 会	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
〃	港 区 (埠 頭 地 区) No. 90	港 区 海 岸 通 4 丁 目 〔 Y 上 屋 入 口 〕	1	〃	榊 辰 巳 商 会	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (埠 頭 地 区) No. 91	港 区 海 岸 通 4 丁 目 〔 Y 上 屋 入 口 〕	1	〃	榊 辰 巳 商 会	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (埠 頭 地 区) No. 92	港 区 海 岸 通 4 丁 目 〔 Y 上 屋 東 側 通 路 〕	1	〃	榊 辰 巳 商 会	電 動	2 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 2	港 区 福 崎 2 丁 目	1	〃	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 4 水 防 分 団)	手 動	4 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 3-1	港 区 福 崎 2 丁 目	1	〃	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 4 水 防 分 団)	手 動	3 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 3-2	港 区 福 崎 2 丁 目	1	〃	松 永 造 船 所	手 動	4 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 4	港 区 福 崎 3 丁 目	1	〃	榊 ダ イ ソ ー	曳 船	4 号	浮 力 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 5	港 区 福 崎 3 丁 目	1	〃	榊 ダ イ ソ ー	起 重 機	4 号	吊 上 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 6	港 区 福 崎 3 丁 目	1	〃	榊 ダ イ ソ ー	曳 船	4 号	浮 力 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 7	港 区 福 崎 3 丁 目	1	〃	榊 ダ イ ソ ー	曳 船	4 号	浮 力 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 9	港 区 福 崎 3 丁 目 〔 甚 兵 衛 渡 〕	1	〃	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 2 水 防 分 団)	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 13	港 区 市 岡 3 丁 目	1	〃	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 2 水 防 分 団)	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 14	港 区 南 市 岡 3 丁 目	1	〃	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 2 水 防 分 団)	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (福 崎 尻 無 川 右 岸 地 区) No. 17	港 区 南 市 岡 1 丁 目	1	〃	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (港 第 2 水 防 分 団)	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (1 鉄)	港 区 福 崎 1 丁 目 〔 杉 村 運 河 東 側 〕	1	〃	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	3 号	両 扉 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	港 区 (2 鉄)	港 区 福 崎 3 丁 目 〔 杉 村 運 河 西 側 〕	1	〃	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	3 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃
〃	大 正 区 (本 土 地 区) No. 5	大 正 区 南 恩 加 島 6 丁 目	1	〃	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	ク レ ー ン	1 号	角 落	B : 津波警報発表 で閉鎖	〃

河川及名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 準	摘 要	津波による閉鎖条件	備 考
大 阪 港	大 正 区 (本 土 地 区) No. 9	大 正 区 北 恩 加 島 〔 甚 兵 衛 渡 〕	1	大 阪 港 湾 局 (大 正 第 3 水 防 分 団)	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (大 正 第 3 水 防 分 団)	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒ 推定潮位等を参考に閉鎖
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 10	大 正 区 北 恩 加 島	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 海 運 株 式 有 限 公 司	油 圧 手 動	1 号	両 開 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 11	大 正 区 北 恩 加 島	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 海 運 株 式 有 限 公 司	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 18-1	大 正 区 北 恩 加 島 〔 鉄 鋼 埠 頭 上 流 〕	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 海 運 株 式 有 限 公 司	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 18-2	大 正 区 北 恩 加 島 〔 鉄 鋼 埠 頭 上 流 〕	1	"	大 阪 港 埠 頭 ターミナル株 式 有 限 公 司	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 18-4	大 正 区 北 恩 加 島 〔 鉄 鋼 埠 頭 下 流 〕	1	"	大 阪 港 埠 頭 ターミナル株 式 有 限 公 司	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 18-6	大 正 区 北 恩 加 島 〔 千 歳 渡 〕	1	"	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 (大 正 第 3 水 防 分 団)	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 19	大 正 区 南 恩 加 島 5 丁 目 〔 第 2 突 堤 基 部 〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 正 第 3 水 防 分 団)	手 動	2 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 20	大 正 区 南 恩 加 島 5 丁 目 〔 第 2 突 堤 南 岸 〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 正 第 3 水 防 分 団)	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 34	大 正 区 北 村 3 丁 目 〔 大 正 内 港 突 堤 南 岸 基 部 〕	1	"	榊 太 田 商 店	電 動	2 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 35	大 正 区 北 村 3 丁 目 〔 大 正 内 港 突 堤 南 岸 基 部 〕	1	"	榊 太 田 商 店	電 動	2 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 36	大 正 区 北 村 3 丁 目 〔 大 正 内 港 突 堤 南 岸 基 部 〕	1	"	海 洋 開 発 興 業 株 式 有 限 公 司	電 動	2 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 37-1	大 正 区 小 林 西 側 〔 東 海 運 輸 倉 庫 西 側 〕	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 深 田 サルベージ 建 設 株 式 有 限 公 司	手 動	1 号	片 開 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 37-2	大 正 区 小 林 西 側 〔 東 海 運 輸 倉 庫 南 側 〕	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 新 開 運 輸 倉 庫 株 式 有 限 公 司	手 動	1 号	片 開 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 38	大 正 区 小 林 西 側 〔 大 正 第 1 突 堤 1 号 上 屋 入 口 〕	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 新 開 運 輸 倉 庫 株 式 有 限 公 司	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 39	大 正 区 小 林 西 側 〔 大 正 第 1 突 堤 1 号 上 屋 入 口 〕	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 新 開 運 輸 倉 庫 株 式 有 限 公 司	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 40	大 正 区 小 林 西 側 〔 大 正 第 1 突 堤 1・2 号 上 屋 開 通 路 〕	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 新 開 運 輸 倉 庫 株 式 有 限 公 司	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 41	大 正 区 小 林 西 側 〔 大 正 第 1 突 堤 2 号 上 屋 入 口 〕	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 新 開 運 輸 倉 庫 株 式 有 限 公 司	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及 海岸名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による 閉鎖条件	備 考
大 阪 港	大 正 区 (本 土 地 区) No. 42	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 2号上屋入口]	1	大 阪 港 湾 局 (市)	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 新 開 運 輸 倉 庫 (株)	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 43	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 2号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 新 開 運 輸 倉 庫 (株)	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 44	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 2号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 丸 三 海 運	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 45	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 2・3号上屋間通路]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 丸 三 海 運	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 46	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 3号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 丸 三 海 運	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 47	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 3号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 丸 三 海 運	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 48	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 3号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 髙 伊 豫 組	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 49	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 3号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 髙 伊 豫 組	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 50	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 3・4号上屋間通路]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 髙 伊 豫 組	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 51	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 4号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 髙 伊 豫 組	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 52	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 4号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 髙 伊 豫 組	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 53	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 4号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 機 船 髙	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 54	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 4号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 機 船 髙	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 55	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 4号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 機 船 髙	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 56	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 4・5号上屋間通路]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 内 航 海 運 髙	電 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 57	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 5号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 内 航 海 運 髙	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 58	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 5号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 内 航 海 運 髙	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 59	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 5号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 内 航 海 運 髙	手 動	1 号	引 戸 式	B : 津波警報発表 で閉鎖	"

河川及名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 準	摘 要	津波による閉鎖条件	備 考
大 阪 港	大 正 区 (本 土 地 区) No. 60	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 5・6号上屋間通路]	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 海 運 株	電 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	津波注意報発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 61	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 6号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 海 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 62	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 6号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 海 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 63	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 6号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 機 船 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 64	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 6号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 機 船 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 65	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 6・7号上屋間通路]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 大 阪 機 船 株	電 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 66	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 7号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 関 西 海 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 67	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 7号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 日 栄 港 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 68	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 7号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 日 栄 港 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 69	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 7・8号上屋間通路]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 日 栄 港 運 株	電 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 70	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 8号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 三 星 海 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 71	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 8号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 三 星 海 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 72	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 8号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 三 星 海 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 73	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 8・9号上屋間通路]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 関 西 海 運 株	電 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 74	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 9号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 関 西 海 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 75	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 9号上屋入口]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 関 西 海 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 76	大 正 区 小 林 西 [大正第1突堤 9号上屋東側]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 関 西 海 運 株	手 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 77	大 正 区 北 恩 加 島 2 丁 目 [内港南岸壁]	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 藤 原 運 輸 株	電 動	1 号	引 戸 式	B：津波警報発表 で閉鎖	"

河川及海岸名	防 潮 扉 名	位 置	箇 所	管 理 者	操 作 責 任 者	機 能 別	開 閉 水 位 の 基 準	摘 要	津波による閉鎖条件	備 考
大 阪 港	大 正 区 (本 土 地 区) No. 78	大 正 区 北 恩 加 島 2 丁 目 〔内港南岸壁〕	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 藤 原 運 輸 株	電 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	津波注意発表時 ⇒推定潮位等を参考に閉鎖
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 79	大 正 区 北 恩 加 島 2 丁 目 〔内港南岸壁〕	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 藤 原 運 輸 株	電 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (本 土 地 区) No. 80	大 正 区 北 恩 加 島 2 丁 目 〔内港南岸壁〕	1	"	大 阪 海 運 事 業 協 同 組 合 藤 原 運 輸 株	電 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (鶴 町 地 区) No. 5-1	大 正 区 鶴 町 2 丁 目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	電 動	3 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (鶴 町 地 区) No. 5-2	大 正 区 鶴 町 2 丁 目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	1 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (鶴 町 地 区) No. 6	大 正 区 鶴 町 1 丁 目	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	3 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (鶴 町 地 区) No. 8	大 正 区 鶴 町 5 丁 目	1	"	(株) 三 洋 造 船 所	電 動	4 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (鶴 町 地 区) No. 9	大 正 区 鶴 町 5 丁 目 〔宮城興業前〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	2 号 片 開 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (鶴 町 地 区) No. 10	大 正 区 鶴 町 5 丁 目 〔宮城興業前〕	1	"	株 ミ ヤ ギ	油 圧 電 動	4 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (鶴 町 地 区) No. 14	大 正 区 鶴 町 4 丁 目	1	"	近 江 産 業 株	ク レ ー ン	1 号 角 落		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (鶴 町 地 区) No. 15	大 正 区 鶴 町 4 丁 目	1	"	近 江 産 業 株	ク レ ー ン	1 号 角 落		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (船 町 地 区) No. 6	大 正 区 船 町 1 丁 目 〔木津川右岸〕	1	"	株 中 山 製 鋼 所	手 動	1 号 片 開 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (船 町 地 区) No. 13	大 正 区 船 町 2 丁 目	1	"	日 立 造 船 (株)	曳 船	4 号 戸 船		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (船 町 地 区) No. 17	大 正 区 船 町 1 丁 目 〔木津川運河南岸〕	1	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	2 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
"	大 正 区 (船 町 地 区) No. 18	大 正 区 船 町 1 丁 目 〔木津川運河南岸〕	1	"	大 阪 港 湾 局 (大 阪 市)	手 動	2 号 引 戸 式		B: 津波警報発表で閉鎖	"
高潮区域合計			559							

※開閉水位の基準

- 1号: 推定潮位0. P. +3. 5m以上 (敷居高4. 0mを超える施設)
- 2号: 推定潮位0. P. +3. 0m以上3. 5m未満 (敷居高4. 0m以下の施設)
- 3号: 推定潮位0. P. +2. 5m以上3. 0m未満 (敷居高3. 5m以下の施設)
- 4号: 推定潮位0. P. +2. 1m以上2. 5m未満 (敷居高0. P. +3. 0m以下の施設)

(洪水区域)

河川及名	防潮扉名	位置	箇所	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要
平野川	平野川1～9号鉄扉	東住吉区今林地先	9	大阪府寝屋川水系改修工営所長	大阪市	手動	鳥居先下流 0.P.+5.20 三川合流 0.P.+4.40	鋼製引戸式 FRP製角落し アルミ製引戸式
寝屋川	住道新橋止水用鉄扉	大東市住道及び三住	2	〃	大東市	電動	住道 0.P.+3.10	鋼製引戸式
洪水区域合計			11					

高潮区域	559	
洪水区域	11	
合計	570	

第6表 主要排水施設設置箇所一覧表

河川及名	排水機名	位置	箇所	管理者	操作者	機能別	開閉水位の基準	摘要
堺北港（泉北海岸）芦田川	芦田川排水機	高石市衣羽4丁目	1	大阪府鳳土木事務所長	高石市長	横軸斜流 φ1,200m/m 200m ³ /min×3台	水門閉鎖時内水による浸水の恐れのある時	
王子川	王子川排水機	泉大津市助松町	1	〃	〃	ディーゼルエンジン付立軸斜流 φ2,000 600m ³ /min×2台	〃	操作員 昼間常駐
堅川	堅川排水機	〃小松町	1	大阪港湾局長（府）	泉大津市長	横軸軸流 φ1,600m/m 330m ³ /min×2台	〃	〃
新川	新川排水機	〃菅原町	1	〃	〃	横軸斜流 φ1,000m/m 120m ³ /min3台 φ900m/m 90m ³ /min1台	〃	操作員 昼間常駐
八軒川	八軒川排水機	〃なぎさ町	1	〃	〃	立軸斜流 φ1,000m/m 128m ³ /min×2台	〃	〃
阪南港（泉南海岸）北境川	北境川排水機	貝塚市堀3丁目	1	〃	貝塚市長	横軸斜流 φ1,200m/m 176.4m ³ /min×2台	〃	
阪南3区	阪南3区排水施設	〃港	1	〃	〃	電動式水中ポンプ φ150m/m 5.4m ³ /min2台 φ250m/m 7.0m ³ /min1台	〃	
田尻港（泉南海岸）田尻川	田尻川排水機	泉南郡田尻町嘉祥寺	1	大阪府水産課長	田尻町長	横軸斜流 φ1,100m/m 150m ³ /min×3台	〃	
泉南海岸大里川	大里川排水機	泉南市男里	1	泉南市長	泉南市長	横軸斜流 φ1,350m/m 240m ³ /min×2台	〃	
小計			9					

河川及名	排水機名	位置	箇所	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要
尼崎港 車屋川	車屋川排水機場	阪南市尾崎	1	大阪港湾局長 (府)	阪南市長	横軸斜流 φ1,100mm/m 150m ³ /min×2台	"	
深日港 (泉南海岸) 谷川地区	谷川港排水施設	泉南郡多奈川	1	"	岬町長	電動式水中ポンプ φ350mm/m 25m ³ /min×5台	"	
" 新浜川	新浜川排水機場	"	1	"	"	横軸斜流 φ500mm/m 30m ³ /min×2台	"	
西三荘 水路	菊水ポンプ場	守口市菊水1丁目2番4号	1	大阪府東部流域下水道事務所長	同左	立軸形斜流 φ1,000mm 120m ³ /min×1台 160m ³ /min×3台	内水による浸水の恐れのある時	河川放流量 480 m ³ /min
寝屋川	萱島ポンプ場	寝屋川市東神田町193-1	1	"	"	立軸形斜流 φ1,500mm 314m ³ /min×3台 418m ³ /min×1台	"	河川放流量 1,255m ³ /min
"	太平ポンプ場	寝屋川市讃良西町7-21	1	"	"	立軸形斜流 φ1,350mm 240m ³ /min×1台 320m ³ /min×3台	"	河川放流量 960 m ³ /min
"	氷野ポンプ場	大東市大東町2番1号	1	"	"	立軸形斜流 φ1,650mm 351m ³ /min×1台 468m ³ /min×1台 横軸形斜流 φ1,650mm 390m ³ /min×2台	"	河川放流量 1,404m ³ /min
"	茨田ポンプ場	大阪市鶴見区口目5丁目2-27	1	"	"	立軸形斜流 φ2,000mm 660m ³ /min×3台 φ1,900mm 500m ³ /min×1台 φ1,500mm 373.4m ³ /min×3台 280m ³ /min×1台	古川水門閉鎖時または内水による浸水の恐れのある時	河川放流量 3,100m ³ /min
"	深野北ポンプ場	大東市北深野2丁目171-4	1	"	"	立軸形斜流 φ1,100mm 145m ³ /min×2台 192.6m ³ /min×2台	内水による浸水の恐れのある時及び河川管理者より要請のあった時	河川放流量 577.8m ³ /min
古川	桑才ポンプ場	門真市東田町15番1号	1	"	"	立軸形斜流 φ1,600mm 330m ³ /min×1台 φ1,500mm 396m ³ /min×3台 横軸形斜流 φ1,600mm 330m ³ /min×2台	内水による浸水の恐れのある時、ただし河川管理者との協議水位内	河川放流量 1,980m ³ /min
小計			10					

河川及海岸名	排水機名	位置	箇所	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要
寝屋川	鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町1番18号	1	大阪府東部流域下水道事務所	同 左	横軸形斜流 φ1,600mm 360m ³ /min×5台 立軸形斜流 φ1,500mm 412.2m ³ /min×1台	内水による浸水の恐れのある時	河川放流量 2,061m ³ /min
恩智川	新池島ポンプ場	東大阪市新池島町4丁目3-35	1	"	"	立軸形斜流 φ1,650mm 372m ³ /min×4台	"	河川放流量 1,488m ³ /min
"	植付ポンプ場	東大阪市石切町7丁目2-18	1	"	"	立軸形斜流 φ1,350mm 225m ³ /min×4台	"	河川放流量 900m ³ /min
"	深野ポンプ場	大東市南新田一丁目4-8	1	"	"	立軸形斜流 φ1,500mm 270m ³ /min×4台	"	河川放流量 1,080m ³ /min
寝屋川	寺島ポンプ場	東大阪市西鴻池町4丁目2番20号	1	"	"	立軸形斜流 φ1,800mm 540m ³ /min×2台 414m ³ /min×3台	"	河川放流量 2,160m ³ /min
第二寝屋川	平野川分水路排水機場	大阪市城東区東中浜7-9	1	大阪府寝屋川水系改修工営所	同 左	立軸形可動翼軸流 φ3,600mm 1,800m ³ /min×3台	内水位 O.P.+2.60m 巽橋 O.P.+3.00m	
"	小阪ポンプ場	東大阪市若江西新町1丁目11-21	1	大阪府東部流域下水道事務所	同 左	立軸形渦巻斜流 φ1,500mm 325m ³ /min×2台 435m ³ /min×2台 451m ³ /min×1台	内水による浸水の恐れのある時	河川放流量 1,740m ³ /min
"	川俣ポンプ場	東大阪市川俣3-4-37	1	"	"	立軸形渦巻斜流 φ2,200mm 636m ³ /min×5台	"	河川放流量 2,985m ³ /min
楠根川	新家ポンプ場	八尾市新家町1丁目97	1	"	"	立軸形斜流 φ1,800mm 400m ³ /min×1台 403m ³ /min×2台 484m ³ /min×3台	"	河川放流量 2,418m ³ /min
"	小阪合ポンプ場	八尾市南小阪合町1丁目2-7	1	"	"	立軸形斜流 φ1,500mm 294m ³ /min×4台	"	河川放流量 1,176m ³ /min
小計			10					

河川及 海岸名	排水機 場名	位置	箇所	管理者	操責任 作者	機能別	開閉水 位準	摘要
安威川	岸部 ポンプ場	吹田市 南正雀 3丁目 5-1	1	大阪府 北部流 域下水 道事務 所長	同左	立軸形斜流 φ1,600m/m 421m ³ /min 2台 φ1,800m/m 525m ³ /min 1台 φ2,000m/m 530m ³ /min 2台	内水による 浸水の恐 れのある 時	
"	味舌 ポンプ場	摂津市 正雀 4丁目 15-10	1	"	"	立軸形斜流 φ1,350m/m 330m ³ /min 2台 φ1,350m/m 260m ³ /min 1台 φ1,500m/m 348m ³ /min 2台 φ1,200m/m 160m ³ /min 4台 φ1,000m/m 138m ³ /min 1台	"	
"	摂津 ポンプ場	摂津市 飼本 2丁目 13-31	1	"	"	立軸形斜流 φ2,000m/m 672m ³ /min 1台 φ2,000m/m 563m ³ /min 7台 φ1,650m/m 384m ³ /min 1台	"	
"	中央 水みらい センター	茨木市 宮島 3丁目 1-1	1	"	"	立軸形斜流 φ1,650m/m 480m ³ /min 2台 φ1,650m/m 336m ³ /min 2台 φ1,650m/m 476.4m ³ /min 2台 φ1,500m/m 341m ³ /min 2台	"	
"	安威川 左岸 ポンプ場	吹田市 南正雀 2丁目	1	"	"	立軸形斜流 φ 900m/m 140m ³ /min 3台	番田水門が 閉鎖され た場合	
淀川	太間 排水機 場	寝屋川 市太間 町18-1	1	大阪府 枚方土 木事務 所長	同左	立軸形渦巻 φ2,400m/m 900m ³ /min×3台 φ3,400m/m 1,800m ³ /min×3台	内水による 浸水の恐 れのある 時	
"	前島 ポンプ場	高槻市 前島 4丁目 30-1	1	大阪府 北部流 域下水 道事務 所長	同左	立軸形斜流 φ1,500m/m 360m ³ /min 4台 φ1,650m/m 404m ³ /min 5台 φ1,200m/m 202m ³ /min 2台 φ2,000m/m 541m ³ /min 2台	"	
"	高槻 水みらい センター	高槻市 番田 2丁目 1-1	1	"	"	立軸形斜流 φ1,500m/m 400m ³ /min 3台 φ1,800m/m 430m ³ /min 8台 φ1,650m/m 370m ³ /min 2台	"	
小計			8					

河川及名	排水機名	位置	箇所	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要
大正川	穂積ポンプ場	茨木市穂積1-180	1	大阪府北部流域下水道事務所	同左	立軸形斜流 φ1,650m/m 411.6m ³ /min 2台 φ1,500m/m 325m ³ /min 2台	内水による浸水の恐れのある時	
旧猪名川	旧猪名川排水機場	尼崎市戸ノ内	1	西大阪治水事務所	豊中市下水道施設課	立軸形斜流 φ2,000m/m 600m ³ /min×4台	"	府の指令により操作
旧淀川	毛馬排水機場	大阪市北区長柄東	1	近畿地方整備局	西大阪治水事務所	立型可動翼軸流 φ4,000m/m 3,300m ³ /min×6台	"	毛馬排水機場操作規則により操作
平野川	長吉ポンプ場	八尾市南亀井町3丁目1-56	1	大阪府東部流域下水道事務所	同左	立軸形斜流 φ1,500mm 300m ³ /min×1台 φ1,650mm 442.4m ³ /min×1台 403m ³ /min×4台	"	河川放流量2,212m ³ /min
正蓮寺川	高見機場	大阪市此花区高見1丁目	1	水資源機構	中津川管理室長	立軸斜流 φ1,650m/m 330m ³ /min×4台 (内2台可動翼)	水門閉鎖時内水による浸水の恐れのある時	府の指令により操作
大和川	今池水みらいセンター今井戸系雨水ポンプ場	堺市北区常磐町	1	大阪府南部流域下水道事務所	同左	立軸斜流 φ1,350m/m 230m ³ /min×4台	内水による浸水の恐れのある時	
"	今池水みらいセンター今井戸系雨水ポンプ場	松原市西目7丁目	1	"	"	立軸斜流 φ1,200m/m 200m ³ /min×2台 φ2,200m/m 670m ³ /min×3台	"	
"	今池水みらいセンター西除系雨水ポンプ場	"	1	"	"	立軸斜流 φ1,200m/m 250m ³ /min×1台 φ1,650m/m 470m ³ /min×3台	"	
今川	平野川調節池今池排水機場	大阪市東住吉区今池1丁目	1	大阪府寝屋川水系改修所	同左	着脱式水中ポンプ φ500m/m 33m ³ /min2台 φ300m/m 13m ³ /min2台	洪水の恐れがなくなった時	府の指令により操作
平野川	平野川調節池平野馬場排水機場	大阪市平野区平野馬場1丁目	1	"	"	着脱式水中ポンプ φ500m/m 36m ³ /min3台 φ200m/m 6m ³ /min1台	"	"
小計			10					
合計			47					

第7表 主要貯留施設一覽表

河川名	施設名	位置	管理者	操責任者	作者	施設概要	摘要
寝屋川	寝屋川治水緑地	寝屋川市河北～大東市深野北	大阪府寝屋川水系改修工営所長	同	左	貯留量 約146万m ³	
恩智川	恩智川治水緑地	東大阪市池島町～八尾市福万寺町	"	"	"	貯留量 約117万m ³ (全体計画約165万m ³)	
"	花園多目的遊水地	東大阪市松原南～吉田	"	"	"	貯留量 約32万m ³	
打上川	打上川治水緑地	寝屋川市太秦桜が丘	大阪府枚方土木事務所長	"	"	貯留量 約27万m ³	
寝屋川流域	香里西調節池	寝屋川市香里西町	大阪府寝屋川水系改修工営所長	寝屋川市長		貯留量 約8,000m ³	
"	大正川調節池	八尾市若林町1丁目	"	八尾市長		貯留量 約14,000m ³	
"	志紀調節池	八尾市志紀西町1丁目	"	"		貯留量 約10,000m ³	
"	布施駅前調節池	東大阪市長堂1丁目	"	東大阪市長		貯留量 約12,000m ³	
"	三ツ島調節池	門真市三ツ島	"	門真市長		貯留量 約24,000m ³	
"	南郷調節池	大東市氷野4丁目	"	大東市長		貯留量 約10,000m ³	
"	長瀬調節池	東大阪市長瀬町3丁目	"	東大阪市長		貯留量 約23,000m ³	
"	御幸西調節池	寝屋川市御幸西町	"	寝屋川市長		貯留量 約20,000m ³	
"	中鴻池調節池	東大阪市鴻池町	"	東大阪市長		貯留量 約20,100m ³	
小計		13箇所					

河川及海岸名	排水場	水機名	位置	管理者	操作責任者	機能別	摘要
寝屋川流域	一番町調節池		門真市一番町	大阪府寝屋川水系改修工営所長	門真市長	貯留量 約15,000m ³	
"	萱島調節池		寝屋川市萱島南町	"	寝屋川市長	貯留量 約26,000m ³	
"	大久保調節池		守口市大久保	"	守口市市長	貯留量 約16,000m ³	
"	東諸福調節池		大東市東諸福	"	大東市長	貯留量 約26,000m ³	
"	八戸の里調節池		東大阪市中小阪	"	東大阪市長	貯留量 約37,000m ³	
"	宝町調節地		東大阪宝町	"	"	貯留量 約22,000m ³	
"	松原南調節地		東大阪松原1丁目	"	"	貯留量 約33,000m ³	
"	新家調節地		八尾市新家町5丁目	大阪府八尾土木事務所長	八尾市長	貯留量 約50,000m ³	
平野川	八尾空港北濠調節池		八尾市南木の本～田井中	"	(施設操作無)	貯留量 約76,000m ³	
寝屋川流域	八尾広域防災基地調節池		八尾市空港1丁目	"	八尾市長	貯留量 約32,000m ³	
上の川	上の川調節池		吹田市千里山東2丁目	大阪府茨木土木事務所長	吹田市長	貯留量 約9,100m ³	
南部地下河川	平野川調節池		大阪市阿倍野区松虫通3丁目～平野区西脇3丁目 平野区平野馬場1丁目	大阪府寝屋川水系改修工営所長	同 左	貯留量 約36万m ³	
"	加美調節池		大阪市平野区平野上町～八尾市西久宝寺	"	(施設操作無)	貯留量 約10万m ³	
"	久宝寺調節池		八尾市西久宝寺～美園町	"	(施設操作無)	貯留量 約90,000m ³	
"	若江調節池		東大阪市若江西新町2丁目	"	(施設操作無)	貯留量 約80,000m ³	
小計			15箇所				

河川及海岸名	排水機名	位置	管理者	操作責任者	機能別	摘要
北部地下河川	古川調節池	守口市鶴見緑地 ～門真市三ツ島	大阪府寝屋川水系改修工営所長	同 左	貯留量 約90,000m ³	
猪名川流域	大阪国際空港内雨水貯留施設	豊中市蛭池3丁目～ 池田市空港2丁目	国土交通省大阪航空局長 大阪北部流域下水道事務所長	豊中市市長	貯留量 約45,000m ³	
寝屋川流域	大東中央調節池	大東市深野1丁目	大阪府寝屋川水系改修工営所長	大東市	貯留量 約56,000m ³	
"	大日南調節池	守口市大日東町	"	守口市	貯留量 約18,000m ³	
"	門真南調節池	門真市大字三ツ島	"	門真市	貯留量 約35,000m ³	
"	朋来調節池	大東市朋来	"	大東市	貯留量 約47,000m ³	
寝屋川北部流域下水道	大東(二)貯留施設	門真市岸和田三丁目 ～大東市深野北二丁目	大阪府東部流域下水道事務所長	同 左	貯留量 約14,000m ³	
"	門真寝屋川(二)貯留施設	門真市松生町 ～門真市寿町	"	"	貯留量 約35,000m ³	
"	中央(二)貯留施設	門真市松生町 ～守口市八雲東町二丁目	"	"	貯留量 約5,000m ³	
"	門真寝屋川(三)貯留施設(二)	寝屋川市讃良西町 ～寝屋川市昭栄町	"	"	貯留量 約26,000m ³	
"	古川貯留施設	寝屋川市昭栄町 ～寝屋川市木田町	"	(施設操作無)	貯留量 約6,000m ³	
寝屋川北部流域下水道	茨田(二)貯留施設	大阪市鶴見区浜二丁目～守口市南寺方東通六丁目	"	(施設操作無)	貯留量 約2,000m ³	
"	大東門真貯留施設	寝屋川市讃良西町 ～大東市大東町	"	同 左	貯留量 約65,000m ³	
"	中央(一)貯留施設(一)	門真市ひえ島 ～門真市桑才新町	"	"	貯留量 約17,000m ³	
小計		14箇所				

河川及海岸名	排水機名	位置	管理者	操作責任者	機能別	摘要
寝屋川北部流域下水道	中央(一)貯留施設(二)	門真市ひえ島～大阪市鶴見区安田二丁目	大阪府東部流域下水道事務所長	同 左	貯留量 約19,000m ³	
〃	大東(一)貯留施設	大阪市鶴見区安田二丁目～大東市大東町	〃	〃	貯留量 約10,000m ³	
〃	寝屋川四條 _臨 貯留施設	大東市河北中町～大東市深野北二丁目	〃	〃	貯留量 約4,000m ³	
〃	大東四條 _臨 貯留施設	大東市河北中町～大東市北新町	〃	〃	貯留量 約1,000m ³	
寝屋川南部流域下水道	飛行場北貯留施設	大阪市平野区長吉出戸七丁目～八尾市志紀町南三丁目	〃	(施設操作無)	貯留量 約80,000m ³	
〃	飛行場南貯留施設	大阪市平野区長吉出戸七丁目～柏原市本郷四丁目	〃	(施設操作無)	貯留量 約81,000m ³	
〃	中央南貯留施設(一)	東大阪市金岡四丁目～大阪市平野区長吉出戸七丁目	〃	(施設操作無)	貯留量 約40,000m ³	
〃	柏原八尾貯留施設	八尾市新家町四丁目～八尾市南小阪合町一丁目	〃	(施設操作無)	貯留量 約43,000m ³	
〃	四條貯留施設	東大阪市若江西新町三丁目～東大阪市新池島町二丁目	〃	(施設操作無)	貯留量 約43,000m ³	
〃	中央南貯留施設(二)	東大阪市若江西新町二丁目～東大阪市荒本西三丁目	〃	(施設操作無)	貯留量 約44,000m ³	
〃	中央北貯留施設	東大阪市荒本西三丁目～東大阪市三島	〃	(施設操作無)	貯留量 約46,000m ³	
北部地下河川	北島調節池	門真市大字三ツ島～門真市大字横地	大阪府寝屋川水系改修工営所長	(施設操作無)	貯留量 約40,000m ³	
寝屋川流域	西郷通調節池	守口市西郷通3丁目	〃	守口市長	貯留量 約40,000m ³	
北部地下河川	門真調節池	門真市大字横地～寝屋川市讃良東町	〃	(施設操作無)	貯留量 約70,000m ³	
小計		14箇所				
合計		56箇所				

第 8 表 ダム 一 覧 表

河川名	ダム名	所在地	常満水位 m	サーチャージ水位 m	洪水調節量 千 m ³	計流入量 m ³ / S	計放流量 m ³ / S	管理者
箕面川	箕面川ダム	箕面市 栗生間谷	317.6	332.6	1,500	125	20	大阪府 (都市整備部)
西除川	狭山池ダム	大阪狭山市 岩室地先	79.2	82.0	1,000	240	140	” (”)
安威川	安威川ダム	茨木市 大字生保 ・大門寺地先	99.4	125.0	14,000	850	250	” (”)
石川	滝畑ダム	河内長野市 滝畑	262.4	269.8	3,405	190	55	大阪府 (環境農林水産部)

第9表 河川別水防値及び資材整備基準表

(洪水区域)

河川	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
天竺川	左岸	池田	豊中	市	560	179	56	202	A	1,120	
					1,947	623	195	701	B	6,489	
					0	0	0	0	C	0	
川	右岸	"	"	"	430	138	43	155	A	860	
					2,040	653	204	734	B	6,800	
					0	0	0	0	C	0	
川	左岸	"	"	"	140	45	14	50	A	280	
					374	120	37	135	B	1,247	
					0	0	0	0	C	0	
川	右岸	"	"	"	50	16	5	18	A	100	
					430	138	43	155	B	1,433	
					0	0	0	0	C	0	
千	左岸	"	豊箕	中面	市	0	0	0	0	A	0
						3,218	1,030	322	1,159	B	10,727
						0	0	0	0	C	0
川	右岸	"	"	"	"	5	2	1	2	A	10
						3,197	1,023	320	1,151	B	10,655
						0	0	0	0	C	0
猪名川	左岸	"	池田	市	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					120	38	12	43	C	1,195	
旧猪名川	左岸	"	豊中	市	0	0	0	0	A	0	
					428	137	43	154	B	1,425	
					0	0	0	0	C	0	
神田川	左岸	"	池田	市	0	0	0	0	A	0	
					21	7	2	8	B	70	
					0	0	0	0	C	0	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					21	7	2	8	B	70	
					0	0	0	0	C	0	
余野川	左岸	"	池箕	田面	市市町	480	154	48	173	A	960
						621	199	62	224	B	2,070
						1,241	397	124	447	C	12,412
川	右岸	"	"	"	"	150	48	15	54	A	300
						927	297	93	334	B	3,090
						1,207	386	121	434	C	12,065
木代川	左岸	"	豊能	町	0	0	0	0	A	0	
					30	10	3	11	B	100	
					182	58	18	65	C	1,818	
川	右岸	"	"	"	60	19	6	22	A	120	
					99	32	10	36	B	330	
					146	47	15	52	C	1,455	
切畑川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					200	64	20	72	C	1,995	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					199	64	20	71	C	1,985	
石田川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					159	51	16	57	C	1,590	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					158	51	16	57	C	1,581	
野間川	左岸	"	能勢	町	150	48	15	54	A	300	
					0	0	0	0	B	0	
					381	122	38	137	C	3,812	
川	右岸	"	"	"	700	224	70	252	A	1,400	
					0	0	0	0	B	0	
					278	89	28	100	C	2,784	

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
田尻川	左岸	"	"	"	"	465	149	47	167	A	930
						0	0	0	0	B	0
						732	234	73	263	C	7,317
	右岸	"	"	"	"	925	296	93	333	A	1,850
						102	33	10	37	B	340
						610	195	61	220	C	6,101
一庫大路次川	左岸	池田	能勢町	"	"	420	134	42	151	A	840
						69	22	7	25	B	230
						937	300	94	337	C	9,370
	右岸	"	"	"	"	1,910	611	191	688	A	3,820
						192	61	19	69	B	640
						598	191	60	215	C	5,980
箕川	左岸	池茨	田木	箕面市	"	0	0	0	0	A	0
						1,100	352	110	396	B	3,667
						14	4	1	5	C	140
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						1,154	369	115	415	B	3,847
						0	0	0	0	C	0
郷之久保川	左岸	池田	箕面市	"	"	0	0	0	0	A	0
						255	82	26	92	B	851
						0	0	0	0	C	0
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						261	84	26	94	B	870
						0	0	0	0	C	0
川合裏川	左岸	池茨	田木	箕面市	"	0	0	0	0	A	0
						566	181	57	204	B	1,888
						32	10	3	12	C	322
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						566	181	57	204	B	1,888
						34	11	3	12	C	337
箕面川	左岸	池田	池箕田市	"	"	0	0	0	0	A	0
						1,884	603	188	678	B	6,280
						613	196	61	221	C	6,127
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						1,884	603	188	678	B	6,280
						612	196	61	220	C	6,116
石澄川	左岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						680	218	68	245	B	2,267
						0	0	0	0	C	0
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						675	216	67	243	B	2,249
						0	0	0	0	C	0
山田川	左岸	"	能勢町	"	"	1,100	352	110	396	A	2,200
						330	106	33	119	B	1,100
						142	45	14	51	C	1,418
	右岸	"	"	"	"	990	317	99	356	A	1,980
						345	110	35	124	B	1,150
						160	51	16	57	C	1,596
長谷川	左岸	"	"	"	"	120	38	12	43	A	240
						27	9	3	10	B	90
						192	61	19	69	C	1,921
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						0	0	0	0	B	0
						226	72	23	81	C	2,258
山辺川	左岸	"	"	"	"	1,550	496	155	558	A	3,100
						102	33	10	37	B	340
						206	66	21	74	C	2,060
	右岸	"	"	"	"	1,000	320	100	360	A	2,000
						177	57	18	64	B	590
						293	94	29	105	C	2,928

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
初谷川	左岸	池田	豊能町	10	3	1	4	A	20		
				297	95	30	107	B	990		
				181	58	18	65	C	1,810		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				126	40	13	45	B	420		
				231	74	23	83	C	2,310		
裏川	左岸	"	箕面市	0	0	0	0	A	0		
				232	74	23	84	B	774		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				240	77	24	87	B	801		
				0	0	0	0	C	0		
高川	左岸	池茨田	豊中吹田市	115	37	12	41	A	230		
				1,210	387	121	436	B	4,034		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	175	56	18	63	A	350		
				1,167	373	117	420	B	3,890		
				0	0	0	0	C	0		
箕面鍋田川	左岸	池田	箕面市	10	3	1	4	A	20		
				470	150	47	169	B	1,566		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	10	3	1	4	A	20		
				472	151	47	170	B	1,572		
				0	0	0	0	C	0		
芋川	左岸	池田	"	0	0	0	0	A	0		
				329	105	33	118	B	1,095		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				321	103	32	116	B	1,071		
				0	0	0	0	C	0		
上の川	左岸	茨木	吹田市	245	78	25	88	A	490		
				390	125	39	140	B	1,300		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	240	77	24	86	A	480		
				390	125	39	140	B	1,300		
				0	0	0	0	C	0		
水無瀬川	左岸	"	島本町	650	208	65	234	A	1,300		
				0	0	0	0	B	0		
				50	16	5	18	C	500		
	右岸	"	淀川右岸町	650	208	65	234	A	1,300		
				0	0	0	0	B	0		
				50	16	5	18	C	500		
檜尾川	左岸	"	淀川右岸市	0	0	0	0	A	0		
				240	77	24	86	B	800		
				545	174	55	196	C	5,450		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				1,290	413	129	464	B	4,300		
				195	62	20	70	C	1,950		
芥川	左岸	"	"	670	214	67	241	A	1,340		
				660	211	66	238	B	2,200		
				506	162	51	182	C	5,060		
	右岸	"	"	1,410	451	141	508	A	2,820		
				660	211	66	238	B	2,200		
				358	115	36	129	C	3,580		

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
女瀬川	左岸	茨木	高槻市	1,225	392	123	441	A	2,450		
				765	245	77	275	B	2,550		
				50	16	5	18	C	500		
	右岸	"	"	1,225	392	123	441	A	2,450		
				765	245	77	275	B	2,550		
				50	16	5	18	C	500		
安威川	左岸	"	茨木市 淀川右岸	6,800	2,176	680	2,448	A	13,600		
				0	0	0	0	B	0		
				100	32	10	36	C	1,000		
	右岸	"	"	6,800	2,176	680	2,448	A	13,600		
				0	0	0	0	B	0		
				100	32	10	36	C	1,000		
茨木川	左岸	"	茨木市	800	256	80	288	A	1,600		
				90	29	9	32	B	300		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	350	112	35	126	A	700		
				360	115	36	130	B	1,200		
				0	0	0	0	C	0		
佐保川	左岸	"	"	150	48	15	54	A	300		
				0	0	0	0	B	0		
				220	70	22	79	C	2,200		
	右岸	"	"	150	48	15	54	A	300		
				0	0	0	0	B	0		
				220	70	22	79	C	2,200		
勝尾寺川	左岸	池茨田	箕面市	0	0	0	0	A	0		
				678	217	68	244	B	2,260		
				738	236	74	266	C	7,380		
	右岸	"	"	150	48	15	54	A	300		
				1,014	324	101	365	B	3,380		
				595	190	60	214	C	5,950		
大正川	左岸	茨木	茨撰津市	415	133	42	149	A	830		
				1,314	420	131	473	B	4,380		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	1,170	374	117	421	A	2,340		
				891	285	89	321	B	2,970		
				0	0	0	0	C	0		
新大正川	左岸	"	茨木市	0	0	0	0	A	0		
				342	109	34	123	B	1,140		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				345	110	35	124	B	1,150		
				0	0	0	0	C	0		
境川	左岸	"	撰津市	0	0	0	0	A	0		
				285	91	29	103	B	950		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				285	91	29	103	B	950		
				0	0	0	0	C	0		
山田川	左岸	"	吹撰田市	0	0	0	0	A	0		
				2,208	707	221	795	B	7,360		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				2,207	706	221	794	B	7,355		
				0	0	0	0	C	0		

河海	川岸	関係工事	土木所	担水防管	理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
糸田川	左岸	茨木	吹田	市	0	0	0	0	A	0	
					669	214	67	241	B	2,230	
					0	0	0	0	C	0	
正雀川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					669	214	67	241	B	2,230	
					0	0	0	0	C	0	
東檜尾川	左岸	"	高槻	市	0	0	0	0	A	0	
					1,059	339	106	381	B	3,530	
					0	0	0	0	C	0	
三條川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					1,059	339	106	381	B	3,530	
					0	0	0	0	C	0	
東山川	左岸	"	高槻	市	405	130	41	146	A	810	
					0	0	0	0	B	0	
					0	0	0	0	C	0	
西山川	右岸	"	"	"	400	128	40	144	A	800	
					0	0	0	0	B	0	
					0	0	0	0	C	0	
真如寺川	左岸	"	吹田	市	0	0	0	0	A	0	
					501	160	50	180	B	1,670	
					0	0	0	0	C	0	
土室川分水路	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					498	159	50	179	B	1,660	
					0	0	0	0	C	0	
船橋川	左岸	"	高槻	市	340	109	34	122	A	680	
					0	0	0	0	B	0	
					0	0	0	0	C	0	
西山川	右岸	"	"	"	340	109	34	122	A	680	
					0	0	0	0	B	0	
					0	0	0	0	C	0	
西山川	左岸	"	"	"	455	146	46	164	A	910	
					0	0	0	0	B	0	
					0	0	0	0	C	0	
西山川	右岸	"	"	"	460	147	46	166	A	920	
					0	0	0	0	B	0	
					0	0	0	0	C	0	
真如寺川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					288	92	29	104	B	960	
					0	0	0	0	C	0	
真如寺川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					297	95	30	107	B	990	
					0	0	0	0	C	0	
土室川分水路	左岸	"	高槻	市	0	0	0	0	A	0	
					156	50	16	56	B	521	
					56	18	6	20	C	559	
土室川分水路	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					150	48	15	54	B	500	
					58	19	6	21	C	580	
船橋川	左岸	枚方	枚方	市	125	40	13	45	A	250	
					750	240	75	270	B	2,500	
					249	80	25	90	C	2,490	
船橋川	右岸	"	"	"	125	40	13	45	A	250	
					1,497	479	150	539	B	4,990	
					0	0	0	0	C	0	

河海	川岸	関係工事	土木所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
穂谷川	左岸	枚方	枚方市	淀川左岸	1,575	504	158	567	A	3,150	
					900	288	90	324	B	3,000	
					162	52	16	58	C	1,620	
	右岸	"	"	"	2,085	667	209	751	A	4,170	
					810	259	81	292	B	2,700	
					90	29	9	32	C	900	
天野川	左岸	"	交野市	淀川左岸	0	0	0	0	A	0	
					1,701	544	170	612	B	5,670	
					922	295	92	332	C	9,220	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					1,950	624	195	702	B	6,500	
					839	268	84	302	C	8,390	
川北	左岸	"	枚交野市	方野市	0	0	0	0	A	0	
					138	44	14	50	B	460	
					84	27	8	30	C	840	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					252	81	25	91	B	840	
					46	15	5	17	C	460	
川前	左岸	"	交野市	野市	200	64	20	72	A	400	
					81	26	8	29	B	270	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	200	64	20	72	A	400	
					81	26	8	29	B	270	
					0	0	0	0	C	0	
藤田川	左岸	"	枚方市	方市	0	0	0	0	A	0	
					240	77	24	86	B	800	
					15	5	2	5	C	150	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					240	77	24	86	B	800	
					15	5	2	5	C	150	
江蟬川	左岸	"	四條市	條屋川市	0	0	0	0	A	0	
					390	125	39	140	B	1,300	
					66	21	7	24	C	660	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					390	125	39	140	B	1,300	
					66	21	7	24	C	660	
権現川	左岸	"	四大市	條東市	0	0	0	0	A	0	
					738	236	74	266	B	2,460	
					50	16	5	18	C	500	
	右岸	"	"	"	725	232	73	261	A	1,450	
					303	97	30	109	B	1,010	
					50	16	5	18	C	500	
鍋田川	左岸	"	大東市	東市	0	0	0	0	A	0	
					858	275	86	309	B	2,860	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					858	275	86	309	B	2,860	
					0	0	0	0	C	0	
南前川	左岸	"	寝屋川市	屋川市	0	0	0	0	A	0	
					399	128	40	144	B	1,330	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					399	128	40	144	B	1,330	
					0	0	0	0	C	0	

河川	岸	関係工事	土木所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)	
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)			
讃良川	左岸	枚	方	寝屋川市	四條市	850	272	85	306	A	1,700	
						285	91	29	103	B	950	
						28	9	3	10	C	280	
	右岸	"	"	寝屋川市	四條市	750	240	75	270	A	1,500	
						369	118	37	133	B	1,230	
						20	6	2	7	C	200	
岡部川	左岸	"	"	寝屋川市	四條市	225	72	23	81	A	450	
						531	170	53	191	B	1,770	
						0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	"	225	72	23	81	A	450	
						471	151	47	170	B	1,570	
						20	6	2	7	C	200	
清滝川	左岸	"	"	寝屋川市	四條市	0	0	0	0	A	0	
						921	295	92	332	B	3,070	
						0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	四條市	0	0	0	0	A	0	
						921	295	92	332	B	3,070	
						0	0	0	0	C	0	
清滝川分水路	左岸	"	"	四條市	市	0	0	0	0	A	0	
						300	96	30	108	B	1,000	
						0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
						300	96	30	108	B	1,000	
						0	0	0	0	C	0	
たち川	左岸	"	"	寝屋川市	市	0	0	0	0	A	0	
						126	40	13	45	B	420	
						91	29	9	33	C	910	
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
						399	128	40	144	B	1,330	
						0	0	0	0	C	0	
打上川	左岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
						600	192	60	216	B	2,000	
						80	26	8	29	C	800	
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
						120	38	12	43	B	400	
						240	77	24	86	C	2,400	
寝屋川導水路	左岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
						522	167	52	188	B	1,740	
						0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
						522	167	52	188	B	1,740	
						0	0	0	0	C	0	
田川	左岸	"	"	大東市	市	0	0	0	0	A	0	
						771	247	77	278	B	2,570	
						0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
						771	247	77	278	B	2,570	
						0	0	0	0	C	0	
寝屋川	左岸	枚	方	寝屋川市	大東市	10,635	3,403	1,064	3,829	A	21,270	
						0	0	0	0	B	0	
						0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	真東市	大東市	10,605	3,394	1,061	3,818	A	21,210
							0	0	0	0	B	0
							0	0	0	0	C	0

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
第二寝屋川	左岸	寝屋川	大東八尾市	大阪尾市	市市	5,815	1,861	582	2,093	A	11,630
						0	0	0	0	B	0
						0	0	0	0	C	0
恩智川	左岸	八尾川	恩智大	智川原東	水防市	6,075	1,944	608	2,187	A	12,150
						826	264	83	297	B	2,754
						470	150	47	169	C	4,700
平野川	右岸	"	"	"	"	5,800	1,856	580	2,088	A	11,600
						908	291	91	327	B	3,027
						493	158	49	177	C	4,930
平野川	左岸	寝屋川	八尾市	大阪尾市	市市	4,800	1,536	480	1,728	A	9,600
						0	0	0	0	B	0
						0	0	0	0	C	0
平野川	右岸	"	"	"	"	4,800	1,536	480	1,728	A	9,600
						0	0	0	0	B	0
						0	0	0	0	C	0
平野川分水路	左岸	八尾川	八尾市	尾原市	市市	0	0	0	0	A	0
						2,191	701	219	789	B	7,304
						47	15	5	17	C	470
今川	左岸	大阪	市	"	"	0	0	0	0	A	0
						1,353	433	135	487	B	4,510
						0	0	0	0	C	0
川駒	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						1,353	433	135	487	B	4,510
						0	0	0	0	C	0
川鳴戸	左岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						1,140	365	114	410	B	3,800
						0	0	0	0	C	0
川古	右岸	"	"	"	"	1,140	365	114	410	A	0
						0	0	0	0	B	3,800
						0	0	0	0	C	0
川	左岸	寝屋川	大門寝屋川	大阪真市	市市	0	0	0	0	A	0
						330	106	33	119	B	1,100
						0	0	0	0	C	0
川	右岸	"	"	"	"	0	0	0	0	A	0
						330	106	33	119	B	1,100
						0	0	0	0	C	0
川	左岸	寝屋川	大門寝屋川	大阪真市	市市	3,700	1,184	370	1,332	A	7,400
						0	0	0	0	B	0
						0	0	0	0	C	0
川	右岸	"	"	"	"	3,700	1,184	370	1,332	A	7,400
						0	0	0	0	B	0
						0	0	0	0	C	0

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
城北川	左岸	寝屋川	大阪市	2,810	899	281	1,012	A	5,620		
				0	0	0	0	B	0		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	2,810	899	281	1,012	A	5,620		
				0	0	0	0	B	0		
				0	0	0	0	C	0		
神崎川	左岸	西大阪	淀川右岸	3,572	1,143	357	1,286	A	7,143		
				0	0	0	0	B	0		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	淀川右岸市吹田	2,991	957	299	1,077	A	5,981		
				0	0	0	0	B	0		
				0	0	0	0	C	0		
大川	左岸	八尾	東大阪市恩智川水防	325	104	33	117	A	650		
				306	98	31	110	B	1,020		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	恩智川水防市東大東	325	104	33	117	A	650		
				296	95	30	106	B	985		
				0	0	0	0	C	0		
音川	左岸	"	東大阪市恩智川水防	275	88	28	99	A	550		
				476	152	48	172	B	1,588		
				50	16	5	18	C	500		
	右岸	"	"	400	128	40	144	A	800		
				413	132	41	149	B	1,378		
				50	16	5	18	C	500		
御神田川	左岸	"	恩智川水防	0	0	0	0	A	0		
				193	62	19	69	B	642		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				190	61	19	68	B	634		
				0	0	0	0	C	0		
長門川	左岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				455	146	45	164	B	1,516		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				458	146	46	165	B	1,525		
				0	0	0	0	C	0		
日下川	左岸	"	"	114	36	11	41	A	228		
				39	12	4	14	B	130		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	115	37	12	41	A	230		
				39	12	4	14	B	130		
				0	0	0	0	C	0		
箕後川	左岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				351	112	35	126	B	1,171		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				347	111	35	125	B	1,158		
				0	0	0	0	C	0		
楠根川	左岸	"	八尾市	380	122	38	137	A	760		
				734	235	73	264	B	2,446		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	275	88	28	99	A	550		
				786	252	79	283	B	2,620		
				0	0	0	0	C	0		

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
新川	左岸	八尾	恩智川水防	0	0	0	0	A	0		
				257	82	26	93	B	858		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				259	83	26	93	B	863		
				0	0	0	0	C	0		
川原	左岸	"	柏原市	0	0	0	0	A	0		
				719	230	72	259	B	2,396		
				130	42	13	47	C	1,300		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				714	228	71	257	B	2,379		
				130	42	13	47	C	1,300		
川落堀	左岸	富田林	松原市 藤井寺市 八尾市	0	0	0	0	A	0		
				1,017	325	102	366	B	3,390		
				31	10	3	11	C	310		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				996	319	100	359	B	3,320		
				37	12	4	13	C	370		
川石	左岸	"	藤井寺市 羽曳野市 富田林市 河内長野市	1,930	618	193	695	A	3,860		
				2,472	791	247	890	B	8,240		
				635	203	64	229	C	6,350		
	右岸	富田林 八尾	柏原市 羽曳野市 河内町市 富田林市 河内長野市	750	240	75	270	A	1,500		
				1,044	334	104	376	B	3,480		
				1,443	462	144	519	C	14,430		
川天見	左岸	富田林	河内長野市	545	174	55	196	A	1,090		
				726	232	73	261	B	2,420		
				19	6	2	7	C	190		
	右岸	"	"	710	227	71	256	A	1,420		
				468	150	47	168	B	1,560		
				72	23	7	26	C	720		
川佐備	左岸	"	富田林市	0	0	0	0	A	0		
				357	114	36	129	B	1,190		
				64	20	6	23	C	640		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				315	101	32	113	B	1,050		
				78	25	8	28	C	780		
川宇奈田	左岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				0	0	0	0	B	0		
				23	7	2	8	C	230		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				15	5	2	5	B	50		
				16	5	2	6	C	160		
川千早	左岸	"	富田林市 河内町市 千早赤阪村	815	261	82	293	A	1,630		
				495	158	50	178	B	1,650		
				201	64	20	72	C	2,010		
	右岸	"	"	615	197	62	221	A	1,230		
				404	129	40	145	B	1,345		
				272	87	27	98	C	2,715		
川水越	左岸	"	千早赤阪村	140	45	14	50	A	280		
				180	58	18	65	B	600		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	75	24	8	27	A	150		
				300	96	30	108	B	1,000		
				0	0	0	0	C	0		
川梅	左岸	"	河内町市 太子町市 富田林市	220	70	22	79	A	440		
				606	194	61	218	B	2,020		
				249	80	25	90	C	2,490		
	右岸	"	"	605	194	61	218	A	1,210		
				462	148	46	166	B	1,540		
				220	70	22	79	C	2,200		

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管体	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
太井川	左岸	富田林	太子町	0	0	0	0	A	0		
				189	60	19	68	B	630		
				190	61	19	68	C	1,900		
	右岸	"	太子町 富田林	0	0	0	0	A	0		
				297	95	30	107	B	990		
				160	51	16	58	C	1,600		
飛鳥川	左岸	"	羽曳野市	700	224	70	252	A	1,400		
				378	121	38	136	B	1,260		
				114	36	11	41	C	1,140		
	右岸	"	羽曳野市 柏原市	285	91	29	103	A	570		
				687	220	69	247	B	2,290		
				94	30	9	34	C	940		
大乗川	左岸	"	羽曳野市	290	93	29	104	A	580		
				261	84	26	94	B	870		
				53	17	5	19	C	530		
	右岸	"	"	415	133	42	149	A	830		
				246	79	25	89	B	820		
				27	9	3	10	C	270		
東除川	左岸	"	松原市 羽曳野市 堺市 大阪狭山市 大	10	3	1	4	A	20		
				1,971	631	197	710	B	6,570		
				709	227	71	255	C	7,090		
	右岸	"	"	390	125	39	140	A	780		
				2,082	666	208	750	B	6,940		
				596	191	60	215	C	5,960		
西除川放水路	左岸	"	堺市	0	0	0	0	A	0		
				28	9	3	10	B	92		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				28	9	3	10	B	92		
				0	0	0	0	C	0		
西除川	左岸	"	堺市 松原市 大阪狭山市	25	8	3	9	A	50		
				4,296	1,375	430	1,547	B	14,320		
				343	110	34	123	C	3,430		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				4,623	1,479	462	1,664	B	15,410		
				239	76	24	86	C	2,390		
平尾小川	左岸	"	堺市	0	0	0	0	A	0		
				0	0	0	0	B	0		
				168	54	17	61	C	1,682		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				66	21	7	24	B	220		
				144	46	14	52	C	1,441		
大水川	左岸	"	藤井寺市 羽曳野市	0	0	0	0	A	0		
				735	235	74	265	B	2,450		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				735	235	74	265	B	2,450		
				0	0	0	0	C	0		
三津屋川	左岸	"	大阪狭山市	0	0	0	0	A	0		
				198	63	20	71	B	660		
				33	11	3	12	C	330		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				198	63	20	71	B	660		
				31	10	3	11	C	310		

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
狭間川	左岸	堺市	堺市	堺市	405	130	41	146	A	810	
					459	147	46	165	B	1,530	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	405	130	41	146	A	810	
					459	147	46	165	B	1,530	
					0	0	0	0	C	0	
川内川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					610	195	61	220	B	2,034	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					610	195	61	220	B	2,034	
					0	0	0	0	C	0	
川内放水路	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					167	53	17	60	B	557	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					167	53	17	60	B	557	
					0	0	0	0	C	0	
土居川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					638	204	64	230	B	2,127	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					638	204	64	230	B	2,127	
					0	0	0	0	C	0	
石津川	左岸	鳳	"	"	1,075	344	108	387	A	2,150	
					1,155	370	116	416	B	3,850	
					596	191	60	215	C	5,959	
	右岸	"	"	"	1,075	344	108	387	A	2,150	
					1,065	341	107	383	B	3,550	
					629	201	63	226	C	6,289	
和田川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					465	149	47	167	B	1,550	
					688	220	69	248	C	6,884	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					465	149	47	167	B	1,550	
					686	220	69	247	C	6,860	
百済川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					696	223	70	250	B	2,319	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					715	229	71	257	B	2,383	
					0	0	0	0	C	0	
百舌鳥川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					371	119	37	133	B	1,235	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					367	118	37	132	B	1,224	
					0	0	0	0	C	0	
陶器川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					143	46	14	51	C	1,430	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					433	139	43	156	B	1,444	
					0	0	0	0	C	0	

河川名	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管体	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
妙見川	左岸	鳳	塚	市	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					199	64	20	72	C	1,987	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					200	64	20	72	C	2,003	
甲斐田川	左岸	"	塚和泉	市市	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					210	67	21	75	C	2,095	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					207	66	21	75	C	2,071	
大津川	左岸	"	忠岡町	市	0	0	0	0	A	0	
					506	162	51	182	B	1,688	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	泉大津市	市	0	0	0	0	A	0	
					516	165	52	186	B	1,720	
					0	0	0	0	C	0	
牛滝川	左岸	鳳和田	忠岡町市	市	520	166	52	187	A	1,040	
					1,470	470	147	529	B	4,900	
					1,165	373	117	419	C	11,651	
	右岸	"	泉大津市	市	995	318	100	358	A	1,990	
					1,455	466	146	524	B	4,850	
					1,064	340	106	383	C	10,637	
横尾川	左岸	鳳	泉大津市	市	2,130	682	213	767	A	4,260	
					1,200	384	120	432	B	4,000	
					999	320	100	360	C	9,994	
	右岸	"	"	"	2,420	774	242	871	A	4,840	
					1,410	451	141	508	B	4,700	
					882	282	88	318	C	8,824	
松尾川	左岸	"	和泉市	市	0	0	0	0	A	0	
					1,602	513	160	577	B	5,340	
					697	223	70	251	C	6,969	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					1,911	612	191	688	B	6,371	
					598	191	60	215	C	5,981	
東横尾川	左岸	"	和泉市	市	0	0	0	0	A	0	
					608	194	61	219	B	2,025	
					63	20	6	23	C	630	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					360	115	36	130	B	1,200	
					143	46	14	51	C	1,430	
父鬼川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					321	103	32	115	C	3,206	
	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					240	77	24	86	B	800	
					238	76	24	86	C	2,380	
王子川	左岸	"	高石大津市	市	0	0	0	0	A	0	
					160	51	16	58	B	533	
					0	0	0	0	C	0	
	右岸	"	高石市	市	0	0	0	0	A	0	
					146	47	15	52	B	485	
					0	0	0	0	C	0	

河川	岸	関係工事	土木事務所	担水防管	理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
新王子川	左岸	鳳	高石市	泉大津市	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					53	17	5	19	C	529	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					53	17	5	19	C	533	
芦田	左岸	"	高石市	市	545	174	55	196	A	1,090	
					354	113	35	127	B	1,180	
					0	0	0	0	C	0	
川	右岸	"	"	"	525	168	53	189	A	1,050	
					354	113	35	127	B	1,180	
					0	0	0	0	C	0	
芦田川分水路	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					36	11	4	13	C	356	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					35	11	3	13	C	349	
春木川	左岸	岸和田	岸和田市	市	0	0	0	0	A	0	
					1,400	448	140	504	B	4,667	
					110	35	11	40	C	1,100	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					1,372	439	137	494	B	4,573	
					110	35	11	40	C	1,100	
津田川	左岸	"	貝塚市	岸和田市	0	0	0	0	A	0	
					1,050	336	105	378	B	3,500	
					651	208	65	234	C	6,509	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					1,605	514	161	578	B	5,350	
					462	148	46	166	C	4,616	
見出川	左岸	"	貝塚市	泉佐野市	0	0	0	0	A	0	
					966	309	97	348	B	3,220	
					60	19	6	22	C	600	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					447	143	45	161	B	1,490	
					241	77	24	87	C	2,408	
近木川	左岸	"	貝塚市	市	0	0	0	0	A	0	
					1,971	631	197	710	B	6,570	
					883	282	88	318	C	8,825	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					2,526	808	253	909	B	8,420	
					707	226	71	255	C	7,074	
稲谷川	左岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					0	0	0	0	B	0	
					91	29	9	33	C	907	
川	右岸	"	"	"	0	0	0	0	A	0	
					266	85	27	96	B	886	
					0	0	0	0	C	0	

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
佐野川	左岸	岸和田	泉佐野市	0	0	0	0	A	0		
				616	197	62	222	B	2,052		
				90	29	9	32	C	900		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				546	175	55	197	B	1,820		
				116	37	12	42	C	1,164		
住吉川	左岸	"	熊取町 泉佐野市	405	130	41	146	A	810		
				1,179	377	118	424	B	3,930		
				9	3	1	3	C	86		
	右岸	"	"	150	48	15	54	A	300		
				1,083	347	108	390	B	3,610		
				95	30	9	34	C	948		
雨山川	左岸	"	"	50	16	5	18	A	100		
				391	125	39	141	B	1,304		
				0	0	0	0	C	0		
	右岸	"	"	200	64	20	72	A	400		
				297	95	30	107	B	991		
				0	0	0	0	C	0		
田尻川	左岸	"	田尻町	0	0	0	0	A	0		
				189	60	19	68	B	630		
				73	23	7	26	C	728		
	右岸	"	田尻町 泉佐野市	0	0	0	0	A	0		
				219	70	22	79	B	730		
				63	20	6	23	C	627		
檜井川	左岸	"	泉南市 泉佐野市	0	0	0	0	A	0		
				189	60	19	68	B	630		
				1,571	503	157	566	C	15,710		
	右岸	"	泉南市 田尻町 泉佐野市	0	0	0	0	A	0		
				1,020	326	102	367	B	3,400		
				1,290	413	129	464	C	12,902		
新家川	左岸	"	泉南市	25	8	3	9	A	50		
				504	161	50	181	B	1,680		
				265	85	27	95	C	2,650		
	右岸	"	"	25	8	3	9	A	50		
				150	48	15	54	B	500		
				379	121	38	137	C	3,794		
男里川	左岸	"	阪南市	0	0	0	0	A	0		
				231	74	23	83	B	770		
				170	55	17	61	C	1,704		
	右岸	"	泉南市 阪南市	0	0	0	0	A	0		
				420	134	42	151	B	1,400		
				104	33	10	37	C	1,040		
金熊寺川	左岸	"	"	300	96	30	108	A	600		
				702	225	70	253	B	2,340		
				755	242	76	272	C	7,553		
	右岸	"	泉南市	0	0	0	0	A	0		
				501	160	50	180	B	1,670		
				877	281	88	316	C	8,767		
山中川	左岸	"	阪南市	400	128	40	144	A	800		
				342	109	34	123	B	1,140		
				54	17	5	19	C	537		
	右岸	"	"	400	128	40	144	A	800		
				366	117	37	132	B	1,220		
				54	17	5	20	C	542		

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
菟碓川	左岸	岸和田	阪南市	0	0	0	0	A	0		
				399	128	40	144	B	1,330		
				11	3	1	4	C	109		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				348	111	35	125	B	1,160		
				39	12	4	14	C	390		
茶屋川	左岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				108	35	11	39	B	360		
				157	50	16	57	C	1,570		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				204	65	20	73	B	680		
				129	41	13	46	C	1,290		
番川	左岸	"	岬町	453	145	45	163	A	906		
				534	171	53	192	B	1,780		
				30	10	3	11	C	300		
	右岸	"	"	463	148	46	167	A	926		
				561	180	56	202	B	1,870		
				21	7	2	8	C	210		
大川	左岸	"	"	1,155	370	116	416	A	2,310		
				102	33	10	37	B	340		
				231	74	23	83	C	2,310		
	右岸	"	"	1,120	358	112	403	A	2,240		
				102	33	10	37	B	340		
				227	72	23	82	C	2,265		
東川	左岸	"	"	300	96	30	108	A	600		
				39	12	4	14	B	130		
				220	70	22	79	C	2,198		
	右岸	"	"	300	96	30	108	A	600		
				42	13	4	15	B	140		
				207	66	21	75	C	2,074		
西川	左岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				388	124	39	140	B	1,294		
				14	4	1	5	C	140		
	右岸	"	"	0	0	0	0	A	0		
				363	116	36	131	B	1,210		
				14	4	1	5	C	140		
小計				357,724	114,466	35,815	128,780		1,292,478		

(洪水区域・直轄河川)

河川 海	川岸	関係 工事	土木 事務所	担水 防管 団体	当 理 名	要する主な資材				水 防 値	延 長 (m)		
						吹・土のう袋 (枚)	縄(kg)	葦(シート) (枚)	杭(本)				
猪 名 川	左岸	池	田	池 豊	田 中	市	3,700	1,184	370	1,332	A	7,400	
	右岸	〃	〃	〃	〃	〃	650	208	65	234	A	1,300	
淀 川	左岸	枚 西	大	方 阪	淀 川	左 岸	34,730	11,114	3,473	12,503	-	34,730	
	右岸	西 茨	大	阪 木	淀 川	右 岸	35,120	11,238	3,512	12,643	-	35,120	
大 和 川	左岸	八 富	田 鳳	尾 林	堺 大 柏 松 藤	阪 原 井 寺	市 市 市 市	24,840	7,949	2,484	8,942	-	24,840
	右岸	八 鳳	尾 林	大 柏	和 川	右 岸	市	24,370	7,798	2,437	8,773	-	24,370
小計							123,410	39,491	12,341	44,427		127,760	

(洪水区域)

河川 海	川岸	関係 工事	土木 事務所	担水 防管 団体	当 理 名	要する主な資材				水 防 値	延 長 (m)
						吹・土のう袋 (枚)	縄(kg)	葦(シート) (枚)	杭(本)		
洪水区域小計 (直轄管理河川含む)						481,134	153,957	48,156	173,207		1,420,238

(高潮区域・河川)

河川	岸	関係工事	土木所	担水防管当	要する主な資材				水防値	延長(m)
					体名	吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)		
西島川	左岸	西大阪	淀川右岸		153	49	15	55	C	1,530
	右岸	"	"		144	46	14	52	C	1,440
(旧淀川)	左岸	"	淀川左岸		410	131	41	148	C	4,098
	右岸	"	"		378	121	38	136	C	3,782
(旧堂島川)	左岸	"	"		330	106	33	119	C	3,300
	右岸	"	"		348	111	35	125	C	3,475
正蓮寺川	左岸	"	"		350	112	35	126	C	3,500
	右岸	"	"		360	115	36	130	C	3,600
六軒家川	左岸	"	"		110	35	11	40	C	1,100
	右岸	"	"		110	35	11	40	C	1,100
木津川	左岸	"	大和川右岸 淀川左岸		918	294	92	331	C	9,183
	右岸	"	淀川左岸		441	141	44	159	C	4,411
尻無川	左岸	"	"		189	60	19	68	C	1,889
	右岸	"	"		67	21	7	24	C	669
(旧安治川)	左岸	"	"		282	90	28	102	C	2,822
	右岸	"	"		558	178	56	201	C	5,576
土佐堀川	左岸	"	淀川左岸 大阪市		311	99	31	112	C	3,105
	右岸	"	淀川左岸		305	98	31	110	C	3,054
道頓堀川	左岸	大阪市	淀川左岸 大阪市		280	90	28	101	C	2,800
	右岸	"	"		270	86	27	97	C	2,700
東横堀川	左岸	大阪市	大阪市		245	78	25	88	C	2,450
	右岸	"	"		245	78	25	88	C	2,450

河川	岸	関係工事	土木事務所	担水防管当	要する主な資材				水防値	延長(m)
					吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
住吉川	左岸	大	阪市	大和川右岸	330	106	33	119	C	3,300
	右岸	"	"	"	330	106	33	119	C	3,300
三軒家川	左岸	"	"	淀川左岸	110	35	11	40	C	1,100
	右岸	"	"	"	110	35	11	40	C	1,100
中島川	左岸	西大	阪	淀川右岸	276	88	28	99	C	2,759
	右岸	"	"	"	65	21	7	24	C	653
左門殿川	左岸	"	"	"	260	83	26	94	C	2,598
	右岸	"	"	"	—	—	—	—	C	—
神崎川	左岸	"	"	"	1,149	368	115	414	C	11,490
	右岸	"	"	"	1,117	357	112	402	C	11,170
旧伝法川	伝法入堀	"	"	淀川左岸	90	29	9	32	C	900
石津川	左岸	鳳	堺市	"	100	32	10	36	C	1,000
	右岸	"	"	"	100	32	10	36	C	1,000
大津川	左岸	"	"	忠岡町	90	29	9	32	C	900
	右岸	"	"	泉大津市	90	29	9	32	C	900
王子川	左岸	"	"	高石市	45	14	5	16	C	450
	右岸	"	"	高石市	45	14	5	16	C	450
芦田川	左岸	"	"	"	42	13	4	15	C	420
	右岸	"	"	"	42	13	4	15	C	420
春木川	左岸	岸和田	岸和田市	"	110	35	11	40	C	1,100

河川	岸	関係工事	土木事務所	担水防管団 体	当理名	要する主な資材				水防値	延長 (m)
						吹・土のう袋 (枚)	縄(kg)	葦(シート) (枚)	杭(本)		
津田川	左岸	岸和田	具塚市			122	39	12	44	C	1,220
	右岸	〃	具塚市 岸和田市			122	39	12	44	C	1,220
近木川	左岸	〃	具塚市			64	20	6	23	C	635
	右岸	〃	〃			64	20	6	23	C	635
見出川	左岸	〃	泉佐野市			55	18	6	20	C	550
	右岸	〃	具塚市			55	18	6	20	C	550
佐野川	左岸	〃	泉佐野市			85	27	9	31	C	850
	右岸	〃	〃			85	27	9	31	C	850
檜井川	左岸	〃	泉南市			114	37	11	41	C	1,144
	右岸	〃	田尻町			114	37	11	41	C	1,144
男里川	左岸	〃	阪南市			61	20	6	22	C	610
	右岸	〃	泉南市			61	20	6	22	C	610
茶屋川	左岸	〃	阪南市			30	10	3	11	C	300
	右岸	〃	〃			30	10	3	11	C	300
番川	左岸	〃	岬町			28	9	3	10	C	280
	右岸	〃	〃			28	9	3	10	C	280
大川	左岸	〃	〃			50	16	5	18	C	500
	右岸	〃	〃			50	16	5	18	C	500

河川	海岸	関係工事	土木事務所	担水防管体	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
東川	左岸	岸和田	田岬	町	45	14	5	16	C	450	
	右岸	"	"	"	45	14	5	16	C	450	
西川	左岸	"	"	"	16	5	2	6	C	160	
	右岸	"	"	"	16	5	2	6	C	160	
高潮区域・河川小計					12,645	4,043	1,270	4,557		126,442	

(高潮区域・海岸)

河川	海岸	関係工事	土木事務所	担水防管体	当理名	要する主な資材				水防値	延長(m)
						吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)		
布海	屋岸	西大阪	大阪	市	96	31	10	35	C	962	
大阪海	港岸	大阪港湾局(市)	淀川	左岸	4,647	1,487	465	1,673	C	46,468	
泉海	北岸	大阪港湾局(府)	堺高泉	石津市	1,968	630	197	709	C	19,682	
泉海	南岸	"	岸和田	塚野市	357	114	36	129	C	3,570	
				泉野市	4,734	1,515	473	1,704	C	47,338	
高潮区域・海岸小計					11,802	3,777	1,181	4,250		118,020	

集計表(その1) (直轄管理河川を含む)

区域別	要する主な資材				延長(m)
	吹・土のう袋(枚)	縄(kg)	葦(シート)(枚)	杭(本)	
洪水区域	481,134	153,957	48,156	173,207	1,420,238
高潮区域・河川	12,645	4,043	1,270	4,557	126,442
高潮区域・海岸	11,802	3,777	1,181	4,250	118,020
合計	505,581	161,777	50,607	182,014	1,664,700

集計表(その2) 水防管理団体・水防資器材整備基準量

(洪水区域河川)

府名	市町村名	土のう袋 (枚)	縄 (kg)	蓆・シート (枚)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	たこつち (丁)	鎌 (丁)	備考
池田土木	池田市	6,437	2,060	644	2,317	257	103	103	51	51	
	箕面市	14,760	4,723	1,476	5,313	590	236	236	118	118	
	豊中市	13,871	4,439	1,387	4,994	555	222	222	111	111	
	能勢町	22,079	7,065	2,208	7,949	883	353	353	177	177	
	豊能町	5,254	1,681	525	1,892	210	84	84	42	42	
小計		62,401	19,968	6,240	22,465	2,495	998	998	499	499	
茨木土木	高槻市	13,454	4,305	1,345	4,843	538	215	215	108	108	
	茨木市	11,307	3,618	1,131	4,070	452	181	181	90	90	
	吹田市	4,711	1,508	471	1,696	188	75	75	38	38	
	摂津市	3,752	1,201	375	1,351	150	60	60	30	30	
	島本町	1,300	416	130	468	52	21	21	10	10	
	淀川 右岸水防	16,725	5,352	1,673	6,021	669	268	268	134	134	
小計		51,249	16,400	5,125	18,449	2,049	820	820	410	410	
枚方土木	枚方市	11,458	3,667	1,146	4,125	458	183	183	92	92	
	寝屋川市	9,348	2,991	935	3,365	374	150	150	75	75	
	守口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	寝屋川水系
	門真市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〃
	大東市	4,518	1,446	452	1,626	181	72	72	36	36	
	交野市	3,196	1,023	320	1,151	128	51	51	26	26	
	四條畷市	5,253	1,681	525	1,891	210	84	84	42	42	
	淀川 左岸水防	526	168	53	189	21	8	8	4	4	
小計		34,299	10,976	3,431	12,347	1,372	548	548	275	275	
八尾土木	東大阪市	1,560	499	156	562	62	25	25	12	12	
	大東市	105	34	11	38	4	2	2	1	1	
	八尾市	5,812	1,860	581	2,092	232	93	93	46	46	
	柏原市	3,791	1,213	379	1,365	152	61	61	30	30	
	恩智川 水防	5,614	1,797	561	2,021	225	90	90	45	45	
	大和川 右岸水防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	府管理河川なし
小計		16,882	5,403	1,688	6,078	675	271	271	134	134	

麻名	市町村名	土のう袋 (枚)	縄 (kg)	苳・シート (枚)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	たこつち (丁)	鎌 (丁)	備考
富田林土木	藤井寺市	3,028	969	303	1,090	121	48	48	24	24	
	羽曳野市	7,748	2,479	775	2,789	310	124	124	62	62	
	富田林市	6,213	1,988	621	2,237	249	99	99	50	50	
	河内市	14,154	4,529	1,415	5,095	566	226	226	113	113	
	大塚市	3,463	1,108	346	1,247	139	55	55	28	28	
	太子町	2,565	821	257	923	103	41	41	21	21	
	河南町	4,611	1,476	461	1,660	184	74	74	37	37	
	千早村	3,832	1,226	383	1,380	153	61	61	31	31	
	松原市	5,009	1,603	501	1,803	200	80	80	40	40	
	大阪市	456	146	46	164	18	7	7	4	4	
	八尾市	290	93	29	104	12	5	5	2	2	
	堺市	8,538	2,732	854	3,074	342	137	137	68	68	
柏原市	894	286	89	322	36	14	14	7	7		
小計		60,801	19,456	6,080	21,888	2,433	971	971	487	487	
鳳土木	堺市	11,379	3,641	1,138	4,097	455	182	182	91	91	
	和泉市	14,058	4,499	1,406	5,061	562	225	225	112	112	
	高石市	3,068	982	307	1,105	123	49	49	25	25	
	泉大津市	1,913	612	191	689	77	31	31	15	15	
	忠岡町	1,886	604	189	679	75	30	30	15	15	
	岸和田市	270	86	27	97	11	4	4	2	2	
小計		32,574	10,424	3,258	11,728	1,303	521	521	260	260	
岸和田土木	岸和田市	11,176	3,576	1,118	4,023	447	179	179	89	89	
	貝塚市	12,299	3,936	1,230	4,427	492	197	197	98	98	
	泉佐野市	8,534	2,731	853	3,072	341	137	137	68	68	
	泉南市	7,599	2,432	760	2,736	304	122	122	61	61	
	熊取町	5,258	1,683	526	1,893	210	84	84	42	42	
	田尻町	801	256	80	288	32	13	13	6	6	
	阪南市	5,137	1,644	514	1,849	205	82	82	41	41	
	岬町	7,228	2,313	723	2,602	289	116	116	58	58	
小計		58,032	18,571	5,804	20,890	2,320	930	930	463	463	

麻名	市町村名	土のう袋 (枚)	縄 (kg)	葎・シート (枚)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	たこつち (丁)	鎌 (丁)	備考
寝屋川水系改修工営所	大阪市	38,911	12,452	3,891	14,008	1,556	623	623	311	311	
	東大阪市	7,790	2,493	779	2,804	312	125	125	62	62	
	守口市	770	246	77	277	31	12	12	6	6	
	門真市	5,005	1,602	501	1,802	200	80	80	40	40	
	大東市	6,530	2,090	653	2,351	261	104	104	52	52	
	寝屋川市	2,095	670	210	754	84	34	34	17	17	
	八尾市	1,870	598	187	673	75	30	30	15	15	
	恩智川水防	9,705	3,106	971	3,494	388	155	155	78	78	
小計	72,676	23,257	7,269	26,163	2,907	1,163	1,163	581	581		
西大阪	淀川右岸水防	4,963	1,588	496	1,787	199	79	79	40	40	
	吹田市	1,600	512	160	576	64	26	26	13	13	
小計	6,563	2,100	656	2,363	263	105	105	53	53		
(府・洪水区域)計		395,477	126,555	39,551	142,371	15,817	6,327	6,327	3,162	3,162	

(高潮区域河川)

西大阪	淀川右岸水防	3,164	1,013	316	1,139	127	51	51	25	25	
	淀川左岸水防	4,809	1,539	481	1,731	192	77	77	38	38	
	大和川右岸水防	598	191	60	215	24	10	10	5	5	
	大阪市	151	48	15	54	6	2	2	1	1	
鳳	堺高石市市 泉大津市 忠岡町	554	177	55	199	22	9	9	4	4	
岸和田土木	岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	洪水区域に含む
	貝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	洪水区域に含む
	泉佐野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	洪水区域に含む
	泉南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	洪水区域に含む
	田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	洪水区域に含む
	阪南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	洪水区域に含む
	岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	洪水区域に含む
(高潮区域河川)計		9,276	2,968	927	3,338	371	149	149	73	73	

〈高潮区域海岸〉

大阪港 西大阪 局（市）	大阪市	96	31	10	35	4	2	2	1	1	
	淀川 左岸水防	4,012	1,284	401	1,444	160	64	64	32	32	
	大和川 右岸水防	635	203	64	229	25	10	10	5	5	
小計		4,743	1,518	475	1,708	189	76	76	38	38	
（港 府） 大阪 局	8市3町	4,734	1,515	473	1,704	189	76	76	38	38	
	小計	4,734	1,515	473	1,704	189	76	76	38	38	
（高潮区域海岸）計		9,477	3,033	948	3,412	378	152	152	76	76	
（高潮区域）計		18,753	6,001	1,875	6,750	749	301	301	149	149	

麻名	市町村名	土のう袋 (枚)	縄 (kg)	苳・シート (枚)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	たこつち (丁)	鎌 (丁)	備考
淀川(左・右)	淀川左岸水防	34,730	11,114	3,473	12,503	1,389	556	556	278	278	
	淀川右岸水防	35,120	11,238	3,512	12,643	1,405	562	562	281	281	
	小計	69,850	22,352	6,985	25,146	2,794	1,118	1,118	559	559	
大和川(右)	大和川右岸水防	20,570	6,582	2,057	7,405	823	329	329	165	165	
	柏原市	3,800	1,216	380	1,368	152	61	61	30	30	
	小計	24,370	7,798	2,437	8,773	975	390	390	195	195	
大和川(左)	堺市	8,540	2,733	854	3,074	342	137	137	68	68	
	大阪市	2,780	890	278	1,001	111	44	44	22	22	
	藤井寺市	3,840	1,229	384	1,382	154	61	61	31	31	
	柏原市	6,230	1,994	623	2,243	249	100	100	50	50	
	松原市	3,450	1,104	345	1,242	138	55	55	28	28	
		小計	24,840	7,950	2,484	8,942	994	397	397	199	199
猪名川(左・右)	池田市	2,895	926	290	1,042	116	46	46	23	23	
	豊中市	1,455	466	146	524	58	23	23	12	12	
		小計	4,350	1,392	436	1,566	174	69	69	35	35
(直轄洪水区域)計		123,410	39,492	12,342	44,427	4,937	1,974	1,974	988	988	

《全体》

〈洪水区域〉

府洪水区域	395,477	126,555	39,551	142,371	15,817	6,327	6,327	3,162	3,162	
直轄洪水区域	123,410	39,492	12,342	44,427	4,937	1,974	1,974	988	988	
(河川)計	518,887	166,047	51,893	186,798	20,754	8,301	8,301	4,150	4,150	

(+)

〈高潮区域〉

府管理・高潮(河川・海岸)計	18,753	6,001	1,875	6,750	749	301	301	149	149	
----------------	--------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	--

↓

〈洪水区域+高潮区域〉

合計	537,640	172,048	53,768	193,548	21,503	8,602	8,602	4,299	4,299	
----	---------	---------	--------	---------	--------	-------	-------	-------	-------	--

第10表 ため池水防値及び資材表

ため池名	農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m	
			吹・土のう袋	縄 キロ	葎(シート) 枚	杭 本			
272030005	南門前池	北部	豊中市	74	24	8	27	B	147
272030006	豊洲池	北部	豊中市	73	24	8	27	B	145
272030023	山所池	北部	豊中市	100	32	10	36	B	200
272030024	箕輪池	北部	豊中市	34	11	4	13	B	67
272040016	二尾池	北部	池田市	27	9	3	10	B	54
272040017	中山池	北部	池田市	53	17	6	19	B	105
272040018	宮ノ前池	北部	池田市	225	72	23	81	B	450
272050002	釈迦ヶ池	北部	吹田市	82	27	9	30	B	164
272070066	安満新池	北部	高槻市	108	35	11	39	B	215
272110057	下池(下ノ池)	北部	茨木市	35	12	4	13	B	70
272110058	イカリ池(鰻ヶ池)	北部	茨木市	48	16	5	18	B	95
272110071	松沢池	北部	茨木市	79	26	8	29	B	157
272110074	長池	北部	茨木市	82	27	9	30	B	163
272200012	オケ原池	北部	箕面市	63	21	7	23	A	63
272200018	半町池	北部	箕面市	37	12	4	14	B	74
272200025	芦原池	北部	箕面市	49	16	5	18	B	98
272200037	導心ヶ谷池	北部	箕面市	37	12	4	14	B	73
272200038	五藤池	北部	箕面市	100	32	10	36	B	199
272200039	薩摩池	北部	箕面市	74	24	8	27	B	148
272100008	中宮大池	中部	枚方市	275	88	28	99	B	550
272100010	惣喜池	中部	枚方市	325	104	33	117	B	650
272100013	地蔵池	中部	枚方市	70	23	7	26	B	140
272100018	林地	中部	枚方市	165	53	17	60	B	330
272100021	黒土池	中部	枚方市	100	32	10	36	B	200
272120002	寺池	中部	八尾市	65	21	7	24	B	129
272120035	服部川惣池	中部	八尾市	112	36	12	41	B	224
272210008	田辺池	中部	柏原市	70	23	7	26	B	140
272270003	河内山池	中部	東大阪市	50	16	5	18	B	100
272270008	六万寺半堂池	中部	東大阪市	90	29	9	33	B	180
272270009	下岡池	中部	東大阪市	55	18	6	20	B	110
272270010	河内中池	中部	東大阪市	73	24	8	27	B	145
272270033	ヨシタ池	中部	東大阪市	16	6	2	6	B	32
272290002	岡山新池	中部	四條畷市	110	36	11	40	B	220
272290008	室池(古)池	中部	四條畷市	48	16	5	18	B	95
272290009	室池新池	中部	四條畷市	45	15	5	17	B	90
272300009	白旗池	中部	交野市	108	35	11	39	A	108
272300013	星田大池	中部	交野市	86	28	9	31	B	172
272300014	全現堂池	中部	交野市	97	32	10	35	B	194
272300016	星田緑池	中部	交野市	30	10	3	11	B	59
272300020	大谷新池	中部	交野市	56	18	6	20	B	111
272140003	久保堂池	南河内	富田林市	43	14	5	16	B	85
272140017	寺池	南河内	富田林市	58	19	6	21	B	116

ため池名	農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m	
			吹・土のう袋 袋	縄 キ口	葎(シート) 枚	杭 本			
272140019	須賀小池	南河内	富田林市	40	13	4	15	B	80
272140090	新池	南河内	富田林市	49	16	5	18	B	97
272160011	寺ヶ池	南河内	河内長野市	124	40	13	45	A	124
272160030	滝畑ダム	南河内	河内長野市	121	39	13	44	A	120
272170001	深淵池	南河内	松原市	102	33	11	37	B	204
272170002	今池	南河内	松原市	170	55	17	62	B	340
272220005	高松池	南河内	羽曳野市	85	28	9	31	B	170
272220048	二つ池	南河内	羽曳野市	40	13	4	15	B	79
272220049	乙ヶ池	南河内	羽曳野市	40	13	4	15	B	80
272260004	下ノ田池	南河内	藤井寺市	150	48	15	54	B	300
272310001	大鳥池	南河内	大阪狭山市	123	40	13	45	B	246
272310005	太満池	南河内	大阪狭山市	153	49	16	55	B	305
272310040	副池	南河内	大阪狭山市	23	8	3	9	B	46
273810002	東谷池	南河内	太子町	35	12	4	13	B	69
271420025	星谷池	泉州	堺市	49	16	5	18	B	98
271420033	土塔菰池	泉州	堺市	202	64	21	73	B	403
271420116	阿弥陀池	泉州	堺市	68	22	7	25	B	135
271420122	柏原池	泉州	堺市	75	24	8	27	B	150
271430005	日置荘(坊ヶ池)あたらし池	泉州	堺市	70	22	7	26	B	140
271430015	石原新池	泉州	堺市	142	45	15	52	B	284
271430024	大津池	泉州	堺市	255	81	26	92	B	509
271430029	日置荘西池	泉州	堺市	65	21	7	24	B	130
271430036	日置荘今池	泉州	堺市	241	77	25	87	B	482
271430040	九文度池	泉州	堺市	122	39	13	44	B	244
271430046	千鶴(ちじ)池	泉州	堺市	75	24	8	27	B	149
271430048	高松大池	泉州	堺市	60	19	6	22	B	120
271430050	丈六大池	泉州	堺市	196	63	20	71	B	391
271430123	石原石池	泉州	堺市	143	46	15	52	B	286
271440022	浜寺今池	泉州	堺市	199	64	20	72	B	398
271450094	戌之坊(晴美台)新池	泉州	堺市	63	20	7	23	B	125
271450394	大正池	泉州	堺市	120	38	12	44	A	120
271460005	中村大池	泉州	堺市	218	70	22	79	B	436
271460007	金岡長池	泉州	堺市	505	162	51	182	B	1,010
271460017	信濃池	泉州	堺市	171	55	18	62	B	341
271460021	仁山田池	泉州	堺市	663	212	67	239	B	1,326
271470044	小寺大池	泉州	堺市	90	29	9	33	B	180
271470126	白池	泉州	堺市	-	-	-	-	B	502
271470143	笠田池	泉州	堺市	135	43	14	49	B	270
272020001	久米田池	泉州	岸和田市	376	120	38	136	A	376
272020022	フタツ池	泉州	岸和田市	197	63	20	71	B	393
272020025	合池	泉州	岸和田市	74	24	8	27	B	148
272020031	中島池	泉州	岸和田市	480	154	48	173	B	960

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋 袋	縄 キ口	葎(シート) 枚	杭 本		
272020032	孟正寺池	泉州	岸和田市	280	89	28	101	B	559
272020044	箱谷池	泉州	岸和田市	71	23	8	26	B	142
272020047	雁又池	泉州	岸和田市	124	40	13	45	B	248
272020060	傍示池	泉州	岸和田市	130	41	13	47	B	259
272020062	隣徳池	泉州	岸和田市	340	109	34	123	A	340
272020077	新池	泉州	岸和田市	30	10	3	11	B	60
272020079	石谷池	泉州	岸和田市	77	25	8	28	B	154
272020080	真ノ池	泉州	岸和田市	83	26	9	30	B	165
272020083	濁り池	泉州	岸和田市	90	29	9	33	B	180
272020090	流木今池	泉州	岸和田市	121	39	13	44	B	241
272020179	大池	泉州	岸和田市	145	46	15	53	B	289
272020233	太田池	泉州	岸和田市	77	25	8	28	B	154
272060001	小寺池	泉州	泉大津市	200	64	20	72	B	400
272080001	永寿池	泉州	貝塚市	260	83	26	94	B	520
272080003	今池(堀)	泉州	貝塚市	188	60	19	68	B	375
272080004	堀大池	泉州	貝塚市	250	80	25	90	B	500
272080008	唐間池	泉州	貝塚市	80	26	8	29	B	160
272080009	新井の池	泉州	貝塚市	260	83	26	94	B	520
272080010	海塚大池	泉州	貝塚市	210	67	21	76	B	420
272080011	海塚小池	泉州	貝塚市	143	46	15	52	B	285
272080016	大池(麻生中)	泉州	貝塚市	110	35	11	40	B	220
272080021	澱池	泉州	貝塚市	323	103	33	117	B	645
272080023	森大池	泉州	貝塚市	100	32	10	36	B	200
272080027	鳥の池	泉州	貝塚市	325	104	33	117	B	650
272080043	谷田池	泉州	貝塚市	65	21	7	24	B	130
272130001	大細利池	泉州	泉佐野市	125	40	13	45	B	250
272130006	七ノ池	泉州	泉佐野市	76	24	8	28	B	151
272130008	道ノ池	泉州	泉佐野市	255	82	26	92	B	510
272130009	三念寺池	泉州	泉佐野市	280	90	28	101	B	560
272130012	中ノ池	泉州	泉佐野市	140	45	14	51	B	280
272130025	四角池	泉州	泉佐野市	221	71	23	80	B	441
272130026	大池	泉州	泉佐野市	360	115	36	130	A	360
272130027	郷之池	泉州	泉佐野市	92	29	10	33	B	183
272130031	十二谷池	泉州	泉佐野市	265	85	27	96	B	530
272130035	俵屋新池	泉州	泉佐野市	210	67	21	76	B	420
272130042	滝ノ池	泉州	泉佐野市	117	37	12	43	A	117

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋 袋	縄 キ口	葎(シート) 枚	杭 本		
272130043	新池(上之郷)	泉州	泉佐野市	114	36	12	42	A	114
272130051	稲倉池	泉州	泉佐野市	173	55	18	63	A	173
272130052	中大細利池	泉州	泉佐野市	139	44	14	50	B	277
272130079	新滝の池	泉州	泉佐野市	105	34	11	38	A	105
272190001	大野池	泉州	和泉市	194	62	20	70	A	194
272190004	中津池	泉州	和泉市	52	16	6	19	B	103
272190010	軽部池	泉州	和泉市	338	108	34	122	B	675
272190019	光明池	泉州	和泉市	350	112	35	126	A	350
272190032	三林長池	泉州	和泉市	91	29	10	33	B	181
272190036	梨本池	泉州	和泉市	111	35	12	40	B	221
272190039	谷山池	泉州	和泉市	115	37	12	42	B	229
272280002	君ヶ池	泉州	泉南市	350	112	35	126	B	700
272280003	本田池	泉州	泉南市	157	50	16	57	B	313
272280004	海宮宮池	泉州	泉南市	175	56	18	63	B	350
272280006	谷口池	泉州	泉南市	45	14	5	17	B	90
272280010	双子下池	泉州	泉南市	228	73	23	82	B	455
272280028	タブサ池	泉州	泉南市	95	30	10	35	B	190
272280033	昭和池	泉州	泉南市	58	19	6	21	A	58
272280037	堀河ダム池	泉州	泉南市	130	42	13	47	A	130
272280041	大池	泉州	泉南市	232	74	24	84	B	464
272320001	自然田新池	泉州	阪南市	71	23	8	26	A	71
272320008	大谷池	泉州	阪南市	97	31	10	35	A	97
272320009	裏芝池	泉州	阪南市	98	31	10	35	A	97
272320012	下出宮池	泉州	阪南市	35	11	4	13	B	70
272320026	東新池	泉州	阪南市	40	13	4	15	B	80
272320031	鳥取池	泉州	阪南市	88	28	9	32	A	88
273610002	弘法池	泉州	熊取町	90	29	9	33	B	180
273610007	大谷池	泉州	熊取町	111	36	12	40	B	222
273610013	永楽ダム池	泉州	熊取町	133	43	14	48	A	133
273610014	大池	泉州	熊取町	115	37	12	42	B	230
273610039	永楽池	泉州	熊取町	44	14	5	16	B	88
273660003	逢婦ダム	泉州	岬町	93	30	10	34	A	93
273660015	蛸池	泉州	岬町	51	16	6	19	A	51
ため池区域(A・B) 計				20,377	6,540	2,096	7,391		37,723

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272030010	深谷池	北部	豊中市	7	3	1	3	C	65
272030011	三ツ池	北部	豊中市	14	5	2	6	C	140
272030013	上野新池	北部	豊中市	5	2	1	2	C	50
272030014	二の切池	北部	豊中市	15	5	2	6	C	150
272030015	打越池	北部	豊中市	9	3	1	3	C	82
272030025	蛍池	北部	豊中市	7	3	1	3	C	70
272040004	沼池	北部	池田市	3	1	1	2	C	30
272040009	尻池	北部	池田市	10	3	1	4	C	93
272040014	新池	北部	池田市	6	2	1	3	C	60
272040022	寺池	北部	池田市	3	1	1	1	C	23
272050004	今池	北部	吹田市	9	3	1	3	C	82
272050010	王子池	北部	吹田市	9	3	1	4	C	90
272050053	272050053池	北部	吹田市	2	1	1	1	C	16
272050054	272050054池	北部	吹田市	1	1	1	1	C	7
272070009	大谷池	北部	高槻市	8	3	1	3	C	71
272070011	新池(西池)	北部	高槻市	12	4	2	5	C	118
272070012	清ヶ谷池	北部	高槻市	5	2	1	2	C	41
272070013	奥の谷池	北部	高槻市	5	2	1	2	C	50
272070021	長谷池	北部	高槻市	8	3	1	3	C	71
272070025	川池	北部	高槻市	7	3	1	3	C	63
272070026	平辻池	北部	高槻市	7	2	1	3	C	62
272070033	錦池	北部	高槻市	12	4	2	5	C	116
272070036	中の池	北部	高槻市	11	4	2	4	C	104
272070040	河池	北部	高槻市	28	9	3	11	C	280
272070041	弁天池	北部	高槻市	12	4	2	5	C	120
272070054	荒内池	北部	高槻市	9	3	1	4	C	90
272070055	大谷池	北部	高槻市	8	3	1	3	C	71
272070091	中池(山手町中池)	北部	高槻市	20	7	2	8	C	200
272110006	二ツ池	北部	茨木市	8	3	1	3	C	80
272110007	安威大池	北部	茨木市	23	8	3	8	C	221
272110008	崩池	北部	茨木市	11	4	2	4	C	103
272110020	新池(奈良新池)	北部	茨木市	19	7	2	7	C	190
272110031	上河原池	北部	茨木市	17	6	2	6	C	166
272110032	墓谷池	北部	茨木市	3	1	1	1	C	23
272110033	清水宮池	北部	茨木市	16	6	2	6	C	160
272110036	鳥羽新池	北部	茨木市	15	5	2	6	C	143
272110039	柳ヶ池	北部	茨木市	8	3	1	3	C	72
272110040	蓮池	北部	茨木市	7	2	1	3	C	61
272110046	大池	北部	茨木市	5	2	1	2	C	44
272110047	寺池	北部	茨木市	7	3	1	3	C	69
272110053	雁又池	北部	茨木市	4	2	1	2	C	36

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吠・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272110054	新池(郡新池)	北部	茨木市	25	8	3	9	C	250
272110055	菱(上)池	北部	茨木市	4	2	1	2	C	37
272110056	中池(中ノ池)	北部	茨木市	7	3	1	3	C	65
272110059	今池	北部	茨木市	8	3	1	3	C	80
272110061	宮池	北部	茨木市	4	2	1	2	C	40
272110063	弁天上池	北部	茨木市	8	3	1	3	C	72
272110064	弁天中池	北部	茨木市	8	3	1	3	C	80
272110072	榎池	北部	茨木市	28	9	3	11	C	280
272110089	深谷池	北部	茨木市	15	5	2	6	C	150
272200001	新薩摩池	北部	箕面市	13	5	2	5	C	129
272200010	川合池	北部	箕面市	13	5	2	5	C	129
272200013	粟生新池(東大畑池)	北部	箕面市	20	7	2	8	C	195
272200019	新築池	北部	箕面市	12	4	2	5	C	119
272200021	寺池	北部	箕面市	10	4	1	4	C	98
272200022	清水池	北部	箕面市	7	3	1	3	C	65
272200027	泉池	北部	箕面市	5	2	1	2	C	48
272200028	山口池	北部	箕面市	10	4	1	4	C	99
272200029	上池	北部	箕面市	4	2	1	2	C	38
272200030	取池	北部	箕面市	5	2	1	2	C	43
272200031	普請池	北部	箕面市	9	3	1	3	C	81
272200032	大宮寺池	北部	箕面市	9	3	1	4	C	88
272200041	打越池	北部	箕面市	17	6	2	7	C	170
272200042	尺下池	北部	箕面市	8	3	1	3	C	73
272200055	神田池	北部	箕面市	11	4	2	4	C	110
272200058	松出池	北部	箕面市	7	3	1	3	C	64
272200059	宮之前池	北部	箕面市	10	4	1	4	C	98
272200070	摺鉢池	北部	箕面市	3	1	1	1	C	24
272200120	中池	北部	箕面市	8	3	1	3	C	78
272240001	市場池	北部	摂津市	23	8	3	9	C	225
273010001	水上池	北部	島本町	10	4	1	4	C	96
273010002	越谷池	北部	島本町	6	2	1	2	C	52
273010003	御所ヶ池	北部	島本町	6	2	1	3	C	60
273210006	上杉池	北部	豊能町	17	6	2	6	C	166
273210033	山ノ神上池	北部	豊能町	6	2	1	2	C	55
273210086	山ノ神下池	北部	豊能町	4	2	1	2	C	32
273220022	大池	北部	能勢町	5	2	1	2	C	43
273220025	山村池	北部	能勢町	53	17	6	20	C	151
273220044	東山新池	北部	能勢町	18	6	2	7	C	49
272100001	長尾大池	中部	枚方市	206	66	21	74	C	587
272100002	御堂池	中部	枚方市	51	17	6	19	C	143
272100005	トシボ池	中部	枚方市	32	11	4	12	C	90

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272100006	今池	中部	枚方市	47	15	5	17	C	133
272100007	新大池	中部	枚方市	189	61	19	69	C	540
272100009	最早池	中部	枚方市	98	32	10	36	C	280
272100014	大池	中部	枚方市	49	16	5	18	C	140
272100016	新池	中部	枚方市	112	36	12	41	C	320
272100017	古池	中部	枚方市	83	27	9	30	C	235
272100031	下谷池	中部	枚方市	18	6	2	7	C	50
272100041	小倉池	中部	枚方市	77	25	8	28	C	220
272120001	山畑惣池	中部	八尾市	18	6	2	7	C	50
272120003	立原池	中部	八尾市	12	4	2	5	C	32
272120004	水越惣池	中部	八尾市	42	14	5	16	C	120
272120006	観音池	中部	八尾市	45	15	5	16	C	126
272120007	新池	中部	八尾市	53	17	6	19	C	150
272120008	恩智惣池	中部	八尾市	27	9	3	10	C	75
272120009	馬洗池	中部	八尾市	21	7	3	8	C	60
272120010	楽音寺惣池	中部	八尾市	42	14	5	16	C	120
272120011	大竹惣池	中部	八尾市	25	8	3	9	C	70
272120012	箕淵池	中部	八尾市	34	11	4	13	C	96
272120014	御池	中部	八尾市	27	9	3	10	C	77
272120018	定池	中部	八尾市	21	7	3	8	C	60
272120021	トンボ池	中部	八尾市	11	4	2	4	C	30
272120026	清水池	中部	八尾市	21	7	3	8	C	60
272120028	山の惣池	中部	八尾市	18	6	2	7	C	50
272120029	郡川寄合池	中部	八尾市	14	5	2	6	C	40
272120032	神光寺池	中部	八尾市	25	8	3	9	C	70
272120033	サラ池	中部	八尾市	14	5	2	6	C	40
272120034	川村池	中部	八尾市	21	7	3	8	C	60
272120038	八尾池	中部	八尾市	6	2	1	3	C	16
272120039	大窪大池	中部	八尾市	14	5	2	6	C	40
272120067	蓮池	中部	八尾市	25	8	3	9	C	70
272120041	大窪惣池	中部	八尾市	28	9	3	11	C	80
272120043	ヤブ池	中部	八尾市	8	3	1	3	C	22
272120046	千塚大池	中部	八尾市	18	6	2	7	C	50
272120048	新池	中部	八尾市	14	5	2	6	C	40
272120049	小長坊池	中部	八尾市	69	22	7	25	C	196
272120050	誕生惣池	中部	八尾市	66	21	7	24	C	186
272120051	重頭池	中部	八尾市	39	13	4	14	C	109
272120052	郡川惣池	中部	八尾市	55	18	6	20	C	156
272120053	千塚惣池	中部	八尾市	39	13	4	14	C	111
272120054	菱池	中部	八尾市	21	7	3	8	C	58
272120069	神堀池	中部	八尾市	13	4	2	5	C	35

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吠・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272120089	浅生池	中部	八尾市	4	2	1	2	C	10
272120091	稲田池	中部	八尾市	6	2	1	3	C	16
272120095	竹本池	中部	八尾市	8	3	1	3	C	22
272120098	坂上池	中部	八尾市	8	3	1	3	C	21
272120101	油谷池	中部	八尾市	13	5	2	5	C	37
272120247	木山谷池	中部	八尾市	5	2	1	2	C	14
272150006	権現堂池	中部	寝屋川市	17	6	2	6	C	47
272150007	蔵王池	中部	寝屋川市	53	17	6	19	C	150
272150011	新池	中部	寝屋川市	14	5	2	5	C	38
272150012	五藤ヶ池	中部	寝屋川市	70	23	7	26	C	200
272150015	今池	中部	寝屋川市	10	4	1	4	C	27
272180004	野崎新池	中部	大東市	23	8	3	9	C	64
272210004	皿池	中部	柏原市	22	7	3	8	C	62
272210010	北羽座間池	中部	柏原市	35	12	4	13	C	100
272210011	安堂池	中部	柏原市	30	10	3	11	C	84
272210019	山ノ井大池	中部	柏原市	10	3	1	4	C	26
272270001	日下新池	中部	東大阪市	53	17	6	19	C	150
272270002	豊浦山池	中部	東大阪市	24	8	3	9	C	67
272270004	横小路今池	中部	東大阪市	69	22	7	25	C	196
272270005	横小路新池	中部	東大阪市	28	9	3	11	C	80
272270017	金沢池	中部	東大阪市	39	13	4	14	C	110
272270018	東様池	中部	東大阪市	21	7	3	8	C	60
272270019	山口池	中部	東大阪市	20	7	2	8	C	57
272270020	樽井池	中部	東大阪市	9	3	1	4	C	24
272270024	きりが池→廃止	中部	東大阪市	0	0	0	0		
272270025	額田山池→廃止	中部	東大阪市	0	0	0	0		
272270036	菅尾池	中部	東大阪市	8	3	1	3	C	23
272270038	川上池	中部	東大阪市	11	4	2	4	C	31
272290001	寒谷池	中部	四條畷市	24	8	3	9	C	67
272290003	鳥ヶ池	中部	四條畷市	48	16	5	18	C	135
272290006	室池(砂溜池)	中部	四條畷市	33	11	4	12	C	94
272290007	室池(中ヶ池)	中部	四條畷市	27	9	3	10	C	88
272290011	堂尾池	中部	四條畷市	21	7	3	8	C	90
272290012	北谷池	中部	四條畷市	196	63	20	71	C	81
272290014	大谷池	中部	四條畷市	26	9	3	10	C	84
272290015	北谷(新)池	中部	四條畷市	15	5	2	6	C	50
272300001	星田新池	中部	交野市	30	10	3	11	C	100
272300002	松塚上池	中部	交野市	59	19	6	21	C	194
272300003	倉治外池	中部	交野市	48	16	5	18	C	158
272300008	源氏池	中部	交野市	68	22	7	25	C	225
272300010	私部大池	中部	交野市	78	25	8	28	C	257

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272300011	森堂の池	中部	交野市	24	8	3	9	C	78
272300019	神宮寺奥山3号池	中部	交野市	7	2	1	3	C	20
272300021	星田妙音池	中部	交野市	20	7	2	8	C	65
272300043	272300043池	中部	交野市	10	3	1	4	C	31
272140002	御観寺池	南河内	富田林市	26	9	3	10	C	85
272140004	六反池	南河内	富田林市	21	7	3	8	C	70
272140005	太郎池	南河内	富田林市	22	7	3	8	C	71
272140006	びわ池	南河内	富田林市	12	4	2	5	C	40
272140007	丸池	南河内	富田林市	21	7	3	8	C	70
272140009	寅ヶ池	南河内	富田林市	168	54	17	61	C	560
272140011	新池	南河内	富田林市	9	3	1	4	C	29
272140012	今池	南河内	富田林市	12	4	2	5	C	39
272140014	須賀大池	南河内	富田林市	22	8	3	8	C	73
272140015	堤池	南河内	富田林市	21	7	3	8	C	70
272140020	奥ノ池	南河内	富田林市	27	9	3	10	C	90
272140021	赤穂池	南河内	富田林市	23	8	3	8	C	74
272140023	上ノ池	南河内	富田林市	15	5	2	6	C	50
272140024	中之池	南河内	富田林市	2	1	1	1	C	5
272140025	円満池	南河内	富田林市	11	4	2	4	C	36
272140026	中ノ池	南河内	富田林市	22	7	3	8	C	71
272140027	今池	南河内	富田林市	18	6	2	7	C	60
272140029	引谷池	南河内	富田林市	14	5	2	5	C	45
272140032	桓内池	南河内	富田林市	10	4	1	4	C	32
272140035	辰池	南河内	富田林市	9	3	1	4	C	29
272140039	新池	南河内	富田林市	56	18	6	20	C	184
272140040	引谷池	南河内	富田林市	22	7	3	8	C	72
272140041	上池	南河内	富田林市	27	9	3	10	C	89
272140068	新池	南河内	富田林市	32	10	4	12	C	104
272140069	下池	南河内	富田林市	27	9	3	10	C	90
272140071	宮林池	南河内	富田林市	27	9	3	10	C	90
272140072	妙楽池	南河内	富田林市	29	10	3	11	C	96
272140082	上ノ池	南河内	富田林市	21	7	3	8	C	69
272140084	摺鉢池	南河内	富田林市	14	5	2	5	C	45
272140087	星ヶ池	南河内	富田林市	19	6	2	7	C	61
272140089	喜志新池(真池)	南河内	富田林市	23	8	3	8	C	74
272140092	粟ヶ池	南河内	富田林市	213	69	22	77	C	710
272140104	神楽池	南河内	富田林市	13	5	2	5	C	42
272140106	田池(下ノ池)	南河内	富田林市	15	5	2	6	C	50
272140110	巡礼池	南河内	富田林市	12	4	2	4	C	37
272140111	善太郎池(藤沢台1号緑地)	南河内	富田林市	12	4	2	5	C	39
272140118	嬉小池	南河内	富田林市	18	6	2	7	C	60

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272140155	小松側池	南河内	富田林市	8	3	1	3	C	26
272140274	272140274池	南河内	富田林市	10	4	1	4	C	33
272160004	下里今池	南河内	河内長野市	18	6	2	7	C	58
272160005	池谷下池	南河内	河内長野市	23	8	3	9	C	75
272160008	猿又池	南河内	河内長野市	16	5	2	6	C	52
272160010	庄代池	南河内	河内長野市	12	4	2	5	C	38
272160012	原大池	南河内	河内長野市	75	24	8	27	C	249
272160014	灰原池	南河内	河内長野市	90	29	9	33	C	300
272160015	ひょうたん池	南河内	河内長野市	30	10	3	11	C	100
272160017	トンボ池	南河内	河内長野市	23	8	3	9	C	75
272160018	新池	南河内	河内長野市	14	5	2	5	C	45
272160019	加賀田新池	南河内	河内長野市	18	6	2	7	C	60
272160020	梅ヶ谷池	南河内	河内長野市	14	5	2	5	C	45
272160023	丹保池	南河内	河内長野市	118	38	12	43	C	391
272160026	池谷中池	南河内	河内長野市	17	6	2	6	C	55
272160027	お塩下池	南河内	河内長野市	20	7	2	7	C	64
272160086	西浦池	南河内	河内長野市	10	4	1	4	C	32
272160093	千代田池	南河内	河内長野市	18	6	2	7	C	60
272160106	黒原大池	南河内	河内長野市	14	5	2	5	C	45
272170004	三ツ池	南河内	松原市	204	66	21	74	C	680
272170017	増池	南河内	松原市	30	10	3	11	C	100
272170022	尻池	南河内	松原市	105	34	11	38	C	350
272170054	菅池	南河内	松原市	105	34	11	38	C	350
272220003	新池	南河内	羽曳野市	41	13	5	15	C	135
272220004	櫻山池	南河内	羽曳野市	66	22	7	24	C	220
272220006	夫婦池	南河内	羽曳野市	57	19	6	21	C	190
272220008	ヒチンジョ池	南河内	羽曳野市	27	9	3	10	C	88
272220010	中ノ池	南河内	羽曳野市	31	10	4	12	C	103
272220011	黒州池(クロス池)	南河内	羽曳野市	12	4	2	5	C	40
272220012	戸刈池	南河内	羽曳野市	24	8	3	9	C	80
272220013	新池	南河内	羽曳野市	42	14	5	16	C	85
272220029	新池	南河内	羽曳野市	18	6	2	7	C	59
272220045	広田池	南河内	羽曳野市	48	16	5	18	C	160
272220056	廻鶴池	南河内	羽曳野市	33	11	4	12	C	109
272220059	落ヶ池	南河内	羽曳野市	56	18	6	20	C	184
272260002	下谷池	南河内	藤井寺市	16	5	2	6	C	51
272260005	上ノ田池	南河内	藤井寺市	114	37	12	42	C	380
272310007	長谷池	南河内	大阪狭山市	41	14	5	15	C	136
272310008	七池	南河内	大阪狭山市	42	14	5	16	C	140
272310009	今池	南河内	大阪狭山市	42	14	5	15	C	137
272310010	西谷池	南河内	大阪狭山市	21	7	3	8	C	70

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272310011	ひつ池	南河内	大阪狭山市	66	21	7	24	C	218
272310012	今熊新池	南河内	大阪狭山市	60	20	6	22	C	198
272310013	新池	南河内	大阪狭山市	102	33	11	37	C	340
272310018	新池	南河内	大阪狭山市	81	26	9	30	C	270
272310029	濁り池	南河内	大阪狭山市	42	14	5	16	C	140
272310030	北池	南河内	大阪狭山市	22	7	3	8	C	71
272310031	芦池	南河内	大阪狭山市	19	7	2	7	C	63
272310062	下池	南河内	大阪狭山市	13	4	2	5	C	41
273810001	北今池	南河内	太子町	22	7	3	8	C	72
273810003	新池	南河内	太子町	60	20	6	22	C	200
273810005	中之島(芝)池	南河内	太子町	16	5	2	6	C	51
273810006	北新池	南河内	太子町	21	7	3	8	C	70
273810007	後屋池	南河内	太子町	19	6	2	7	C	62
273810009	南今池	南河内	太子町	20	7	2	8	C	66
273810010	南新池	南河内	太子町	13	5	2	5	C	42
273810011	文化池	南河内	太子町	16	5	2	6	C	51
273810030	平尾池	南河内	太子町	11	4	2	4	C	34
273810075	273810075池	南河内	太子町	9	3	1	3	C	27
273810081	奴山池	南河内	太子町	9	3	1	3	C	27
273810089	273810089池	南河内	太子町	18	6	2	7	C	60
273820001	上池	南河内	河南町	60	19	6	22	C	197
273820003	今池	南河内	河南町	38	12	4	14	C	124
273820004	山城新池	南河内	河南町	99	31	10	36	C	328
273820005	古池	南河内	河南町	15	5	2	6	C	48
273820006	二ツ釜上池	南河内	河南町	9	3	1	4	C	29
273820007	二ツ釜下池	南河内	河南町	12	4	2	5	C	40
273820009	寺田池	南河内	河南町	120	38	12	44	C	400
273820010	今堂池	南河内	河南町	125	40	13	45	C	414
273820011	地藏池	南河内	河南町	108	35	11	39	C	360
273820012	五歩壺池	南河内	河南町	13	4	2	5	C	42
273820013	白木下池	南河内	河南町	45	14	5	17	C	150
273820014	西新池	南河内	河南町	60	19	6	22	C	198
273820015	中下池	南河内	河南町	13	4	2	5	C	42
273820016	中中池	南河内	河南町	10	3	1	4	C	32
273820017	神山池	南河内	河南町	60	19	6	22	C	200
273830011	宮池	南河内	千早赤阪村	5	1	1	2	C	14
271420011	辰巳池	泉州	堺市	48	15	5	18	C	160
271420017	赤塚池	泉州	堺市	42	13	5	16	C	139
271420018	土師下池	泉州	堺市	36	11	4	13	C	118
271420020	平井三ツ池	泉州	堺市	35	11	4	13	C	114
271420021	鴨坂池	泉州	堺市	30	10	3	11	C	100

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
271420042	宇見坊池	泉州	堺市	102	33	11	37	C	339
271420052	巳ノ池	泉州	堺市	31	10	4	12	C	102
271420065	午池	泉州	堺市	83	26	9	30	C	276
271420101	高津池	泉州	堺市	33	10	4	12	C	108
271420102	中津池	泉州	堺市	39	12	4	15	C	130
271420106	倉谷池	泉州	堺市	28	9	3	10	C	92
271420119	原井頭池	泉州	堺市	58	18	6	21	C	192
271420120	おいど池 (大井戸池)	泉州	堺市	146	47	15	53	C	486
271430012	埴池	泉州	堺市	139	44	14	50	C	462
271430014	吉田池	泉州	堺市	145	46	15	53	C	482
271430026	灰原池	泉州	堺市	45	14	5	17	C	150
271430027	坊ヶ池 (坊ヶ池小池)	泉州	堺市	53	17	6	19	C	174
271430028	日置荘石池	泉州	堺市	46	14	5	17	C	151
271430047	甚平池	泉州	堺市	-	-	-	-	C	-
271430130	丈六中池	泉州	堺市	-	-	-	-	C	-
271440054	鶴田池	泉州	堺市	131	42	14	47	C	434
271440056	藪池	泉州	堺市	24	8	3	9	C	80
271440058	赤禿池	泉州	堺市	28	9	3	10	C	91
271440108	咄池	泉州	堺市	68	22	7	25	C	224
271440114	万崎池	泉州	堺市	81	26	9	30	C	269
271440115	元禄池	泉州	堺市	32	10	4	12	C	106
271440141	小又池(駒方) (駒ヶ谷池)	泉州	堺市	42	13	5	16	C	140
271450095	足谷池	泉州	堺市	23	7	3	9	C	75
271450098	新桑池	泉州	堺市	29	9	3	11	C	95
271450099	濃登ノ池	泉州	堺市	36	12	4	13	C	120
271450106	田辺池	泉州	堺市	24	8	3	9	C	79
271450114	筆池	泉州	堺市	62	20	7	23	C	206
271450122	大方池	泉州	堺市	15	5	2	6	C	50
271450127	原山台長池	泉州	堺市	30	10	3	11	C	100
271450153	桃山台今池	泉州	堺市	30	9	3	11	C	98
271460008	森池	泉州	堺市	73	23	8	27	C	242
271460009	金岡菅池	泉州	堺市	304	97	31	110	C	1012
271470046	北畑新池	泉州	堺市	11	3	2	4	C	34
271470048	狼谷池	泉州	堺市	16	5	2	6	C	52
271470139	菅生大池	泉州	堺市	22	7	3	8	C	72
271470141	小平尾大池	泉州	堺市	29	9	3	11	C	94
271470146	花田池	泉州	堺市	53	17	6	19	C	175
271470258	平尾中池	泉州	堺市	14	4	2	5	C	45
271470318	つぶ池	泉州	堺市	7	2	1	3	C	23
272020003	七池	泉州	岸和田市	62	20	7	23	C	204
272020007	小松里池	泉州	岸和田市	102	32	11	37	C	338

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272020008	花田池	泉州	岸和田市	96	31	10	35	C	320
272020009	新池	泉州	岸和田市	58	18	6	21	C	192
272020010	下ミツ池	泉州	岸和田市	13	4	2	5	C	41
272020013	摩湯今池	泉州	岸和田市	78	25	8	29	C	260
272020014	三村池	泉州	岸和田市	93	30	10	34	C	308
272020015	ミウラ池(今池)	泉州	岸和田市	44	14	5	16	C	144
272020016	長池	泉州	岸和田市	51	16	6	19	C	170
272020017	林池	泉州	岸和田市	60	19	6	22	C	197
272020018	ハサマ池	泉州	岸和田市	33	11	4	12	C	110
272020019	中ツ池	泉州	岸和田市	36	11	4	13	C	118
272020020	中ツ池	泉州	岸和田市	30	10	3	11	C	100
272020021	クヅコ池	泉州	岸和田市	49	16	5	18	C	162
272020023	今池	泉州	岸和田市	75	24	8	27	C	250
272020026	道ノ池	泉州	岸和田市	44	14	5	16	C	145
272020027	小廻池	泉州	岸和田市	68	22	7	25	C	224
272020028	地藏講池	泉州	岸和田市	44	14	5	16	C	144
272020029	明神池	泉州	岸和田市	42	13	5	16	C	139
272020033	天神池	泉州	岸和田市	85	27	9	31	C	281
272020034	神須屋新池	泉州	岸和田市	45	14	5	17	C	150
272020037	桜坊池	泉州	岸和田市	33	11	4	12	C	110
272020045	山伏池	泉州	岸和田市	35	11	4	13	C	114
272020050	じゅつか池	泉州	岸和田市	27	9	3	10	C	89
272020051	中ノ池	泉州	岸和田市	26	8	3	10	C	84
272020052	新池(包近新池)	泉州	岸和田市	52	17	6	19	C	173
272020053	沸谷池(中ノ池)	泉州	岸和田市	26	8	3	10	C	84
272020055	すっぽ池	泉州	岸和田市	15	5	2	6	C	50
272020057	大興寺池	泉州	岸和田市	26	8	3	10	C	85
272020058	宮ノ池(ダンゴ池)	泉州	岸和田市	10	3	1	4	C	33
272020067	今泉池	泉州	岸和田市	33	10	4	12	C	109
272020070	武恒池	泉州	岸和田市	92	29	10	33	C	304
272020071	今池	泉州	岸和田市	18	6	2	7	C	58
272020074	中の池(中池)	泉州	岸和田市	23	7	3	9	C	75
272020078	豊田池	泉州	岸和田市	32	10	4	12	C	104
272020085	神須屋今池	泉州	岸和田市	96	30	10	35	C	317
272020087	高屋池	泉州	岸和田市	54	17	6	20	C	180
272020093	妙ノ池	泉州	岸和田市	41	13	5	15	C	134
272020100	松尾池	泉州	岸和田市	27	9	3	10	C	89
272020102	又五郎下地池(びじ池)	泉州	岸和田市	17	5	2	6	C	55
272020103	梨塚池	泉州	岸和田市	33	11	4	12	C	110
272020107	上池	泉州	岸和田市	26	8	3	10	C	84
272020116	酢壺池	泉州	岸和田市	11	3	2	4	C	35

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272020130	又兵衛池	泉州	岸和田市	17	5	2	7	C	56
272020147	拍子池	泉州	岸和田市	24	7	3	9	C	78
272020187	組ノ池	泉州	岸和田市	15	5	2	6	C	47
272020188	シツ池(セツカ池)	泉州	岸和田市	22	7	3	8	C	73
272020190	マト池(とんで池)	泉州	岸和田市	30	10	3	11	C	100
272020201	勘八道池	泉州	岸和田市	18	6	2	7	C	60
272020206	下池	泉州	岸和田市	14	4	2	5	C	44
272020207	鎌立池	泉州	岸和田市	10	3	1	4	C	33
272020210	観音池	泉州	岸和田市	25	8	3	9	C	81
272020215	小南下池	泉州	岸和田市	22	7	3	8	C	71
272020217	頭池	泉州	岸和田市	14	4	2	5	C	45
272020218	新池	泉州	岸和田市	23	7	3	9	C	75
272020220	アタゴ池	泉州	岸和田市	15	5	2	6	C	50
272020222	ハウガラ池	泉州	岸和田市	13	4	2	5	C	42
272020230	アマコ池(天久保池)	泉州	岸和田市	21	7	3	8	C	70
272020231	栄の池	泉州	岸和田市	156	50	16	57	C	520
272020249	平池	泉州	岸和田市	38	12	4	14	C	125
272020328	尾生平池(平池)	泉州	岸和田市	70	22	7	26	C	233
272060004	中池	泉州	泉大津市	90	29	9	33	C	300
272080002	小瀬の池(福の神池・下池)	泉州	貝塚市	24	8	3	9	C	80
272080005	高田(上)池	泉州	貝塚市	17	5	2	6	C	55
272080007	堂ノ池	泉州	貝塚市	78	25	8	29	C	260
272080012	今池(福田今池)	泉州	貝塚市	105	34	11	38	C	350
272080013	今池	泉州	貝塚市	87	28	9	32	C	290
272080014	かご池	泉州	貝塚市	30	10	3	11	C	100
272080015	二ツ池	泉州	貝塚市	108	35	11	39	C	360
272080017	七池	泉州	貝塚市	99	31	10	36	C	327
272080018	コモ池	泉州	貝塚市	138	44	14	50	C	460
272080019	宮池	泉州	貝塚市	105	34	11	38	C	350
272080020	新池	泉州	貝塚市	51	16	6	19	C	170
272080024	集原池	泉州	貝塚市	75	24	8	27	C	250
272080025	コモ池	泉州	貝塚市	57	18	6	21	C	190
272080028	柳池	泉州	貝塚市	144	46	15	52	C	480
272080029	小柳池	泉州	貝塚市	72	23	8	26	C	237
272080030	上芝池	泉州	貝塚市	60	19	6	22	C	200
272080031	新池	泉州	貝塚市	60	19	6	22	C	200
272080032	坂本池	泉州	貝塚市	75	24	8	27	C	250
272080034	善造池	泉州	貝塚市	15	5	2	6	C	47
272080035	新池	泉州	貝塚市	23	7	3	9	C	75
272080036	西の池	泉州	貝塚市	20	6	2	8	C	65
272080037	今池(橋本)	泉州	貝塚市	51	16	6	19	C	170

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272080038	南の池(南池)	泉州	貝塚市	31	10	4	12	C	103
272080039	織部池	泉州	貝塚市	69	22	7	25	C	230
272080041	カゴ池	泉州	貝塚市	90	29	9	33	C	300
272080042	今池	泉州	貝塚市	66	21	7	24	C	220
272080046	三味奥池	泉州	貝塚市	35	11	4	13	C	115
272080048	新池	泉州	貝塚市	24	8	3	9	C	80
272080049	薬師池	泉州	貝塚市	90	29	9	33	C	300
272080052	穴伏池	泉州	貝塚市	14	4	2	5	C	44
272080064	奥の池	泉州	貝塚市	17	5	2	6	C	55
272080065	高田下池	泉州	貝塚市	19	6	2	7	C	63
272080072	三宅池	泉州	貝塚市	135	43	14	49	C	450
272080073	河池	泉州	貝塚市	75	24	8	27	C	250
272080074	下原池	泉州	貝塚市	27	9	3	10	C	90
272130002	質池	泉州	泉佐野市	66	21	7	24	C	220
272130004	長池	泉州	泉佐野市	33	11	4	12	C	110
272130007	山ノ池	泉州	泉佐野市	66	21	7	24	C	220
272130010	籠池	泉州	泉佐野市	59	19	6	22	C	195
272130011	中山池	泉州	泉佐野市	48	15	5	18	C	160
272130013	原池	泉州	泉佐野市	32	10	4	12	C	105
272130017	新池	泉州	泉佐野市	48	15	5	18	C	160
272130019	五平池	泉州	泉佐野市	36	12	4	13	C	120
272130020	今池	泉州	泉佐野市	23	7	3	9	C	75
272130021	長坂西池	泉州	泉佐野市	30	9	3	11	C	98
272130022	徳与茂池	泉州	泉佐野市	48	15	5	18	C	160
272130023	才賀池	泉州	泉佐野市	63	20	7	23	C	207
272130024	庄田池	泉州	泉佐野市	48	15	5	18	C	158
272130030	八重治池	泉州	泉佐野市	39	12	4	15	C	130
272130032	山池	泉州	泉佐野市	51	16	6	19	C	170
272130033	原ノ池	泉州	泉佐野市	117	37	12	42	C	387
272130038	東ノ池	泉州	泉佐野市	24	7	3	9	C	78
272130040	円谷池	泉州	泉佐野市	12	4	2	5	C	38
272130046	植田池	泉州	泉佐野市	189	60	19	69	C	630
272130047	穂波池	泉州	泉佐野市	101	32	11	37	C	335
272130048	貝ノ池	泉州	泉佐野市	225	72	23	81	C	750
272130071	尼津池	泉州	泉佐野市	53	17	6	20	C	176
272130076	登り立池	泉州	泉佐野市	21	7	3	8	C	68
272130077	唐池	泉州	泉佐野市	54	17	6	20	C	180
272130078	布池	泉州	泉佐野市	45	14	5	17	C	150
272130081	新池(日根野)	泉州	泉佐野市	26	8	3	10	C	86
272190002	丸笠池	泉州	和泉市	18	5	2	7	C	57
272190009	鏡池	泉州	和泉市	91	29	10	33	C	303

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272190011	妙ノ池	泉州	和泉市	31	10	4	12	C	102
272190012	今池	泉州	和泉市	27	9	3	10	C	90
272190013	大池上池	泉州	和泉市	32	10	4	12	C	106
272190015	フノコ池	泉州	和泉市	24	8	3	9	C	80
272190016	中津池	泉州	和泉市	25	8	3	9	C	83
272190017	盆ノ池	泉州	和泉市	36	12	4	13	C	120
272190018	箕形今池	泉州	和泉市	78	25	8	29	C	260
272190020	ニゴリ池	泉州	和泉市	30	9	3	11	C	97
272190022	オガマ池	泉州	和泉市	29	9	3	11	C	95
272190023	私池	泉州	和泉市	20	6	2	7	C	64
272190024	万町今池	泉州	和泉市	68	22	7	25	C	225
272190025	大惚池	泉州	和泉市	73	23	8	27	C	242
272190026	繁池	泉州	和泉市	36	12	4	13	C	120
272190027	浦田今池	泉州	和泉市	63	20	7	23	C	210
272190035	鍛冶屋大池	泉州	和泉市	72	23	8	26	C	240
272190037	梨本中池	泉州	和泉市	34	11	4	13	C	112
272190038	梨本上池	泉州	和泉市	34	11	4	13	C	112
272190041	平井新池	泉州	和泉市	13	4	2	5	C	43
272190042	黒石大池	泉州	和泉市	48	15	5	18	C	159
272190043	中野池	泉州	和泉市	32	10	4	12	C	104
272190044	戸立池	泉州	和泉市	42	13	5	15	C	138
272190047	谷山上池	泉州	和泉市	40	13	4	15	C	132
272190048	除谷池	泉州	和泉市	42	13	5	15	C	137
272190050	仏並大池	泉州	和泉市	19	6	2	7	C	61
272190052	カマス谷池(ひます池)	泉州	和泉市	17	5	2	7	C	56
272190054	平池	泉州	和泉市	14	4	2	5	C	44
272190055	池の谷下池	泉州	和泉市	27	8	3	10	C	87
272190061	ハッチ池	泉州	和泉市	9	3	1	3	C	27
272190062	池の谷上池	泉州	和泉市	18	6	2	7	C	59
272190063	長池	泉州	和泉市	18	6	2	7	C	59
272190068	桜井池	泉州	和泉市	22	7	3	8	C	73
272190072	納花長池(長池)	泉州	和泉市	72	23	8	26	C	240
272190128	大池	泉州	和泉市	44	14	5	16	C	145
272190134	池の奥池	泉州	和泉市	20	6	2	8	C	65
272190142	大山の池	泉州	和泉市	15	5	2	6	C	48
272190143	伯谷上池	泉州	和泉市	8	2	1	3	C	25
272190146	狼谷池	泉州	和泉市	13	4	2	5	C	43
272190165	馬の墓池	泉州	和泉市	17	5	2	6	C	55
272190172	平井新池下池	泉州	和泉市	23	7	3	9	C	75
272190200	馬池(今池)	泉州	和泉市	21	7	3	8	C	70
272190202	牛神池	泉州	和泉市	22	7	3	8	C	72

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272190212	蓮池	泉州	和泉市	13	4	2	5	C	43
272190213	青森池	泉州	和泉市	15	5	2	6	C	50
272190215	いしたちはら池	泉州	和泉市	-	-	-	-	C	-
272190221	後谷池	泉州	和泉市	20	6	2	8	C	66
272190230	ウトジ池	泉州	和泉市	44	14	5	16	C	144
272190240	シシヤ谷下池	泉州	和泉市	24	8	3	9	C	80
272190241	シシヤ谷上池	泉州	和泉市	18	5	2	7	C	57
272190243	サコイモ池(毘子与門池)	泉州	和泉市	18	6	2	7	C	60
272190257	辻一夫池	泉州	和泉市	15	5	2	6	C	48
272190267	辻池	泉州	和泉市	9	3	1	4	C	30
272190268	実池	泉州	和泉市	9	3	1	3	C	27
272190269	小川池	泉州	和泉市	12	4	2	5	C	38
272190272	中野池	泉州	和泉市	11	3	2	4	C	34
272280001	狐池	泉州	泉南市	78	25	8	29	C	260
272280005	石谷下池	泉州	泉南市	27	8	3	10	C	88
272280007	平池	泉州	泉南市	24	8	3	9	C	79
272280008	中之池	泉州	泉南市	24	8	3	9	C	79
272280009	双子上池	泉州	泉南市	180	58	18	65	C	600
272280011	真宮下池	泉州	泉南市	42	13	5	16	C	140
272280012	前田池	泉州	泉南市	46	14	5	17	C	151
272280013	座頭池	泉州	泉南市	219	70	22	79	C	727
272280014	永寿下池	泉州	泉南市	138	44	14	50	C	460
272280015	芦谷池	泉州	泉南市	98	31	10	36	C	326
272280016	位井下池	泉州	泉南市	16	5	2	6	C	51
272280017	丘之池	泉州	泉南市	30	10	3	11	C	100
272280019	古池	泉州	泉南市	45	14	5	17	C	150
272280020	新池	泉州	泉南市	33	11	4	12	C	110
272280021	道光寺池	泉州	泉南市	98	31	10	36	C	325
272280022	鬼木池	泉州	泉南市	54	17	6	20	C	180
272280023	此の熊池	泉州	泉南市	30	10	3	11	C	100
272280024	増田池	泉州	泉南市	114	36	12	41	C	378
272280025	岡越池	泉州	泉南市	48	15	5	18	C	160
272280026	新池	泉州	泉南市	18	6	2	7	C	59
272280029	上野上池	泉州	泉南市	60	19	6	22	C	200
272280030	中の池	泉州	泉南市	31	10	4	11	C	101
272280031	上野下池	泉州	泉南市	86	27	9	31	C	285
272280034	牛神池	泉州	泉南市	33	11	4	12	C	110
272280035	山神池	泉州	泉南市	15	5	2	6	C	50
272280036	別所池	泉州	泉南市	21	7	3	8	C	70
272280038	位井上池	泉州	泉南市	18	6	2	7	C	60
272280043	入野池	泉州	泉南市	51	16	6	19	C	169

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
272280044	中の池	泉州	泉南市	18	6	2	7	C	60
272280045	井谷上池	泉州	泉南市	7	2	1	3	C	21
272280046	平小池	泉州	泉南市	12	4	2	4	C	37
272280062	新池	泉州	泉南市	18	6	2	7	C	60
272280066	サツ谷池	泉州	泉南市	17	5	2	6	C	54
272280068	引谷池	泉州	泉南市	45	14	5	17	C	150
272280070	新池	泉州	泉南市	42	13	5	15	C	138
272280075	サンマ池(サンゴ池)	泉州	泉南市	19	6	2	7	C	62
272280076	蓮池	泉州	泉南市	17	5	2	7	C	56
272280086	真宮上池	泉州	泉南市	53	17	6	19	C	175
272280092	馬ヶ谷池	泉州	泉南市	8	3	1	3	C	27
272320002	高田池	泉州	阪南市	58	18	6	21	C	191
272320003	濁池	泉州	阪南市	42	13	5	16	C	140
272320004	平池	泉州	阪南市	45	14	5	17	C	150
272320005	音羽池	泉州	阪南市	18	6	2	7	C	60
272320007	花名池	泉州	阪南市	20	6	2	8	C	65
272320010	蓮池	泉州	阪南市	199	63	20	72	C	661
272320011	後谷池	泉州	阪南市	9	3	1	4	C	30
272320013	堀越池	泉州	阪南市	14	4	2	5	C	45
272320014	井関池	泉州	阪南市	90	29	9	33	C	300
272320015	狭間池	泉州	阪南市	49	15	5	18	C	161
272320016	大池	泉州	阪南市	33	11	4	12	C	110
272320017	師匠谷池	泉州	阪南市	23	7	3	9	C	75
272320018	芋ヶ阪池	泉州	阪南市	20	6	2	7	C	64
272320020	池谷下池	泉州	阪南市	15	5	2	6	C	50
272320021	池谷上池	泉州	阪南市	17	5	2	6	C	55
272320022	車谷池	泉州	阪南市	17	5	2	6	C	55
272320023	梅ノ木谷池	泉州	阪南市	21	7	3	8	C	70
272320025	池谷池	泉州	阪南市	15	5	2	6	C	50
272320027	鴻谷池	泉州	阪南市	33	11	4	12	C	110
272320028	阪南今池	泉州	阪南市	58	18	6	21	C	192
272320029	表谷池	泉州	阪南市	15	5	2	6	C	48
272320030	大河内池	泉州	阪南市	26	8	3	10	C	85
272320035	大谷上池	泉州	阪南市	17	5	2	6	C	55
272320038	大谷下池	泉州	阪南市	15	5	2	6	C	50
272320040	石谷池	泉州	阪南市	17	5	2	6	C	55
272320041	天神裏池	泉州	阪南市	7	2	1	3	C	22
272320051	皿池	泉州	阪南市	36	12	4	13	C	120
272320053	宮池	泉州	阪南市	8	2	1	3	C	25
272320057	宮ノ下池	泉州	阪南市	15	5	2	6	C	50
273610003	柿谷池	泉州	熊取町	36	11	4	13	C	118

ため池名		農と緑の総合事務所	市町村名	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
				吹・土のう袋	縄 キ口	葦(シート) 枚	杭 本		
273610008	長谷池	泉州	熊取町	33	11	4	12	C	110
273610010	築留池	泉州	熊取町	53	17	6	20	C	176
273610011	坊主池	泉州	熊取町	52	17	6	19	C	173
273610015	西ノ池	泉州	熊取町	31	10	4	12	C	102
273610016	大浦菰池	泉州	熊取町	20	6	2	7	C	64
273610019	美藪池	泉州	熊取町	30	9	3	11	C	97
273610020	朝代新池	泉州	熊取町	25	8	3	9	C	82
273610024	清水上池	泉州	熊取町	15	5	2	6	C	49
273610025	清水下池	泉州	熊取町	18	5	2	7	C	57
273610049	五門濁池	泉州	熊取町	30	9	3	11	C	97
273610050	柿ノ木谷池	泉州	熊取町	18	5	2	7	C	57
273610051	大原池	泉州	熊取町	77	24	8	28	C	255
273610052	芦谷池	泉州	熊取町	27	8	3	10	C	87
273610053	馬谷池	泉州	熊取町	27	8	3	10	C	87
273610055	ヨシ池	泉州	熊取町	19	6	2	7	C	61
273610056	口無池	泉州	熊取町	66	21	7	24	C	217
273610068	八幡池	泉州	熊取町	25	8	3	9	C	83
273610071	高塚池	泉州	熊取町	29	9	3	11	C	95
273620001	夫婦池	泉州	田尻町	219	70	22	79	C	730
273620002	尾張池	泉州	田尻町	183	59	19	66	C	610
273660001	西御陵池	泉州	岬町	90	29	9	33	C	300
273660002	大谷池	泉州	岬町	19	6	2	7	C	63
273660004	別所上池	泉州	岬町	75	24	8	27	C	250
273660005	別所下池	泉州	岬町	45	14	5	17	C	150
273660010	沢池	泉州	岬町	15	5	2	6	C	50
273660025	犬飼池	泉州	岬町	20	6	2	8	C	65
273660032	口池	泉州	岬町	15	5	2	6	C	49
273660044	東御陵池	泉州	岬町	150	48	15	54	C	500
273660046	只山新池	泉州	岬町	42	13	5	16	C	140
273660048	箆池	泉州	岬町	33	11	4	12	C	110
273660050	古池	泉州	岬町	30	10	3	11	C	100
273660051	新池	泉州	岬町	15	5	2	6	C	50
273660056	馬口谷池	泉州	岬町	6	2	1	3	C	20
273660057	流谷池	泉州	岬町	9	3	1	4	C	30
273660061	みろく下池 (弥勒下池)	泉州	岬町	12	4	2	5	C	40
273660062	猪之谷池	泉州	岬町	9	3	1	4	C	30
273660082	名村池	泉州	岬町	5	1	1	2	C	14
た め 池 区 域 (C) 計				23,079	7,441	2,573	8,534		79,250
た め 池 区 域 総 計				43,456	13,981	4,669	15,925		116,972

ため池資材表集計

本 庁 出先別	市町村	A・B				C				計			
		吹・土のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦(シート) (枚)	杭 (本)	吹・土のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦(シート) (枚)	杭 (本)	吹・土のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦(シート) (枚)	杭 (本)
北部農と緑の総合事務所	吹田市	82	27	9	30	21	8	4	9	103	35	13	39
	高槻市	108	35	11	39	152	53	21	61	260	88	32	100
	茨木市	244	81	26	90	250	90	34	96	494	171	60	186
	摂津市					23	8	3	9	23	8	3	9
	島本町					22	8	3	9	22	8	3	9
	豊中市	281	91	30	103	57	21	8	23	338	112	38	126
	池田市	305	98	32	110	22	7	4	10	327	105	36	120
	箕面市	360	117	38	132	181	68	25	72	541	185	63	204
	豊能町					27	10	4	10	27	10	4	10
	能勢町					76	25	9	29	76	25	9	29
	計	1,380	449	146	504	831	298	115	328	2,211	747	261	832
中部農と緑の総合事務所	大阪市												
	八尾市	177	57	19	65	950	316	115	358	1,127	373	134	423
	柏原市	70	23	7	26	97	32	11	36	167	55	18	62
	東大阪市	284	93	30	104	282	93	32	105	566	186	62	209
	守口市												
	枚方市	935	300	95	338	962	312	101	351	1,897	612	196	689
	寝屋川市					164	55	18	60	164	55	18	60
	大東市					23	8	3	9	23	8	3	9
	門真市												
	四條畷市	203	67	21	75	390	128	43	144	593	195	64	219
	交野市	377	123	39	136	344	112	36	127	721	235	75	263
	計	2,046	663	211	744	3,212	1,056	359	1,190	5,258	1,719	570	1,934

ため池資材表集計

本 庁 出先別	市町村	A・B				C				計			
		吹・土のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦(シート) (枚)	杭 (本)	吹・土のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦(シート) (枚)	杭 (本)	吹・土のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦(シート) (枚)	杭 (本)
南河内農と緑の総合事務所	富田林市	190	62	20	70	1,083	360	129	402	1,273	422	149	472
	河内長野市	245	79	26	89	530	176	59	196	775	255	85	285
	松原市	272	88	28	99	444	144	46	161	716	232	74	260
	羽曳野市	165	54	17	61	455	150	52	169	620	204	69	230
	藤井寺市	150	48	15	54	130	42	14	48	280	90	29	102
	大阪狭山市	299	97	32	109	551	181	63	203	850	278	95	312
	太子町	35	12	4	13	234	78	28	87	269	90	32	100
	河南町					787	250	83	290	787	250	83	290
	千早赤阪村					5	1	1	2	5	1	1	2
	計	1,356	440	142	495	4,219	1,382	475	1,558	5,575	1,822	617	2,053
泉州農と緑の総合事務所	堺市	3,927	1,256	403	1,423	2,323	737	253	852	6,250	1,993	656	2,275
	泉大津市	200	64	20	72	90	29	9	33	290	93	29	105
	和泉市	1,251	399	129	452	1,645	521	190	612	2,896	920	319	1,064
	高石市												
	忠岡町												
	岸和田市	2,695	863	275	976	2,508	796	281	926	5,203	1,659	556	1,902
	貝塚市	2,314	740	234	837	2,186	698	232	799	4,500	1,438	466	1,636
	泉佐野市	2,672	854	273	968	1,557	493	168	574	4,229	1,347	441	1,542
	泉南市	1,470	470	150	532	1,933	616	209	710	3,403	1,086	359	1,242
	阪南市	429	137	45	156	952	300	106	353	1,381	437	151	509
	熊取町	493	159	52	179	631	197	70	233	1,124	356	122	412
	田尻町					402	129	41	145	402	129	41	145
	岬町	144	46	16	53	590	189	65	221	734	235	81	274
	計	15,595	4,988	1,597	5,648	14,817	4,705	1,624	5,458	30,412	9,693	3,221	11,106
合 計	20,377	6,540	2,096	7,391	23,079	7,441	2,573	8,534	43,456	13,981	4,669	15,925	

第11表 管内保有水防施設資器材並びに水防要員表

(総括表)

令和5年3月現在

種 別		水防管理団体		大阪府	計	
		非指定	指定			
水 防 施 設	倉 庫 (棟)	313	111	202	56	369
	屯 所 (棟)	77	53	24	0	77
	ト ラ ッ ク (台)	91	85	6	39	130
	照 明 器 (灯)	1,276	812	464	129	1,405
	移 動 無 線 機 (台)	1,528	1,293	235	253	1,781
	テ ン ト (張)	146	109	37	33	179
水 防 資 材	凧・土のう袋 (枚)	978,433	240,416	738,017	225,792	1,204,225
	苙 (枚)	1,642	851	791	2,952	4,594
	シ ー ト (枚)	16,827	15,186	1,641	3,527	20,354
	縄 (kg)	3,042	1,671	1,371	842	3,884
	ロ ー プ (巻)	2,617	1,186	1,431	350	2,967
	木 材 (本)	118,792	12,726	106,066	14,027	132,819
水 防 器 材	鉄 線 (kg)	15,486	3,046	12,440	1,685	17,171
	簡易鋼矢板 (枚)	400	0	400	8,080	8,480
	掛 矢 (丁)	5,814	1,156	4,658	142	5,956
	ス コ ッ プ (丁)	10,934	3,517	7,417	1,013	11,947
	タ コ (丁)	2,423	348	2,075	131	2,554
	鎌 (丁)	3,567	968	2,599	249	3,816
水 防 要 員	排 水 ポ ン プ (台)	446	404	42	84	530
	水 防 団 員 (人)	6,546	872	5,674	0	6,546
	消 防 団 員 (人)	8,520	7,652	868	0	8,520
	消 防 職 員 (人)	4,793	4,793	0	0	4,793
	そ の 他 (人)	5,061	5,061	0	1,708	6,769
	計 (人)	24,920	18,378	6,542	1,708	26,628

(非指定水防管理団体)

水防管理団体の名称	水防施設												水防資材								
	倉庫	屯所	トラック	一輪車	照船明器	固定無線機	移動無線機	ラジオ	テレビ	テント	吠・土のう袋	シート	ムシロ(ワラ)	縄(ワラ)	ロープ・細	ロープ・太	杭		丸太		
															φ	φ	2m未満	2m以上	2m未満	2m以上	
(棟)	(棟)	(台)	(台)	(隻)	(灯)	(局)	(局)	(台)	(台)	(張)	(袋)	(枚)	(枚)	(kg)	(巻)	(巻)	(本)	(本)	(本)	(本)	
池田土木事務所管内	7	0	0	76	0	98	0	110	485	14	0	25,673	1,840	18	22	120	22	219	97	0	0
茨木土木	11	11	6	71	0	41	17	101	6	1	7	75,420	864	580	389	44	83	3,314	2,628	3	0
枚方土木	12	1	45	62	2	60	133	273	20	7	28	20,012	2,399	0	8	52	8	317	110	39	20
八尾土木	4	1	11	42	0	3	1	3	1	1	0	7,133	108	0	0	11	0	37	15	0	0
富田林土木	30	16	9	54	7	238	4	138	22	1	38	51,399	3,654	100	258	602	33	1,163	30	0	200
鳳土木	9	0	4	64	2	91	77	106	0	3	15	44,548	6,074	0	844	64	0	1,502	902	0	521
岸和田土木	38	24	10	60	1	281	36	562	10	10	21	16,231	247	153	150	27	120	1,485	59	16	49
計	111	53	85	429	12	812	268	1,293	544	37	109	240,416	15,186	851	1,671	920	266	8,037	3,841	58	790

		水防器材												水防要員							備考
板	鉄	簡易鋼矢板	掛矢	スコップ	タコ	ツルハシ	鋸(ノコギリ)	斧(オノ)	鎌(カマ)	皿籠	ペンチ	ハンマー	排水ポンプ	技術職員	事務職員	現業職員	水防団	消防団	消防職員	計	
(枚)	(kg)	(枚)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
0	42	0	116	412	24	220	653	165	214	15	7	270	15	199	157	27	4	1,399	677	2,463	
226	445	0	174	757	68	143	120	87	58	53	45	186	14	271	706	57	0	1,374	849	3,257	
182	139	0	93	353	8	101	135	3	115	7	37	93	145	905	903	50	554	2,006	1,097	5,515	
45	30	0	32	148	10	19	16	0	55	0	13	12	9	47	27	5	0	124	0	203	
0	288	0	256	709	52	253	152	65	125	20	87	75	49	116	278	11	0	1,327	395	2,127	
542	2,000	0	350	705	160	123	87	98	318	416	201	51	104	196	116	3	4	538	1,362	2,219	
94	102	0	135	433	26	88	90	52	83	35	38	77	68	218	751	18	310	884	413	2,594	
1,089	3,046	0	1156	3,517	348	947	1253	470	968	546	428	764	404	1,952	2,938	171	872	7,652	4,793	18,378	

(指定水防管理団体)

水防管理団体の名称	水防施設											水防資									
	倉庫	屯所	トラク	一輪車	船	照	固定無線機	移動無線機	ラジオ	テレ	テ	吠・土のう袋	シ	ムシロ(ワラ)	縄(ワラ)	ロープ・細		ロープ・太		杭(本)	
																φ	φ	2m未満	2m以上		
(棟)	(棟)	(台)	(台)	(隻)	(灯)	(局)	(局)	(台)	(台)	(張)	(袋)	(枚)	(枚)	(kg)	(巻)	(巻)	(本)	(本)			
淀川左岸	77	6	0	197	17	68	1	75	11	2	0	383,847	110	0	0	0	0	7,512	18,217		
淀川右岸	87	3	1	488	20	279	3	69	36	2	20	196,880	688	0	0	793	156	0	60,866		
大和川右岸	31	13	1	66	10	64	3	35	10	3	6	125,165	280	791	1,080	0	470	1,007	275		
恩智川	7	2	4	30	2	53	1	56	1	4	11	32,125	563	0	291	0	12	303	6,250		
計	202	24	6	781	49	464	8	235	58	11	37	738,017	1,641	791	1,371	793	638	8,822	85,608		

○倉庫の内上段は全数量、()内は専用倉庫

材		水 防 器 材														水 防 要 員			備 考	
丸太 (本)		板	鉄	簡易 鋼 矢 板	掛	ス	タ	ツ	鋸 (ノ コ ギ リ)	斧 (オ ノ)	鎌 (カ マ)	皿	ベ	ハ	排	一	消	消		計
2 m 未 満	2 m 以 上	(枚)	(kg)	(枚)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)	(人)	(人)	(人)	(人)	
0	0	0	0	0	2,000	2,913	848	1,066	354	417	515	0	190	651	0	2,336	0	76	2,412	
0	0	0	11,540	0	1,992	2,643	895	377	689	527	1,374	0	379	288	0	2,191	0	0	2,191	
0	11,597	0	440	0	539	1,620	277	271	135	128	610	498	81	127	20	1,145	0	0	1,145	
0	39	385	460	400	127	241	55	42	17	10	100	60	69	25	22	2	0	792	794	
0	11,636	385	12,440	400	4,658	7,417	2,075	1,756	1,195	1,082	2,599	558	719	1,091	42	5,674	0	868	6,542	

第12表 ため池水防資材備蓄品調書

令和5年3月現在

品名 保管場所	土のう袋 (枚)	ナワ (m)	松丸太杭 末口9cm 長さ2.0m (本)	シート (枚)
北部農と緑の総合事務所 茨木市中穂積1-3-43 三島府民センタービル内	840	3,100	115	86
中部農と緑の総合事務所 八尾市荘内町2-1-36 中河内府民センタービル内	1,800	2,700	114	88
枚方市招提元町4 枚方市招提土地改良区水防倉庫内 (招提新大池東側)	1,200	1,000	220	13
南河内農と緑の総合事務所 富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル内	1,370	3,300	169	150
泉州農と緑の総合事務所 貝塚市石才336 府道40号(貝塚中央線)高架下	3,000	9,800	150	400
計	8,210	19,900	768	737

第13表 大阪府水防倉庫一覽表

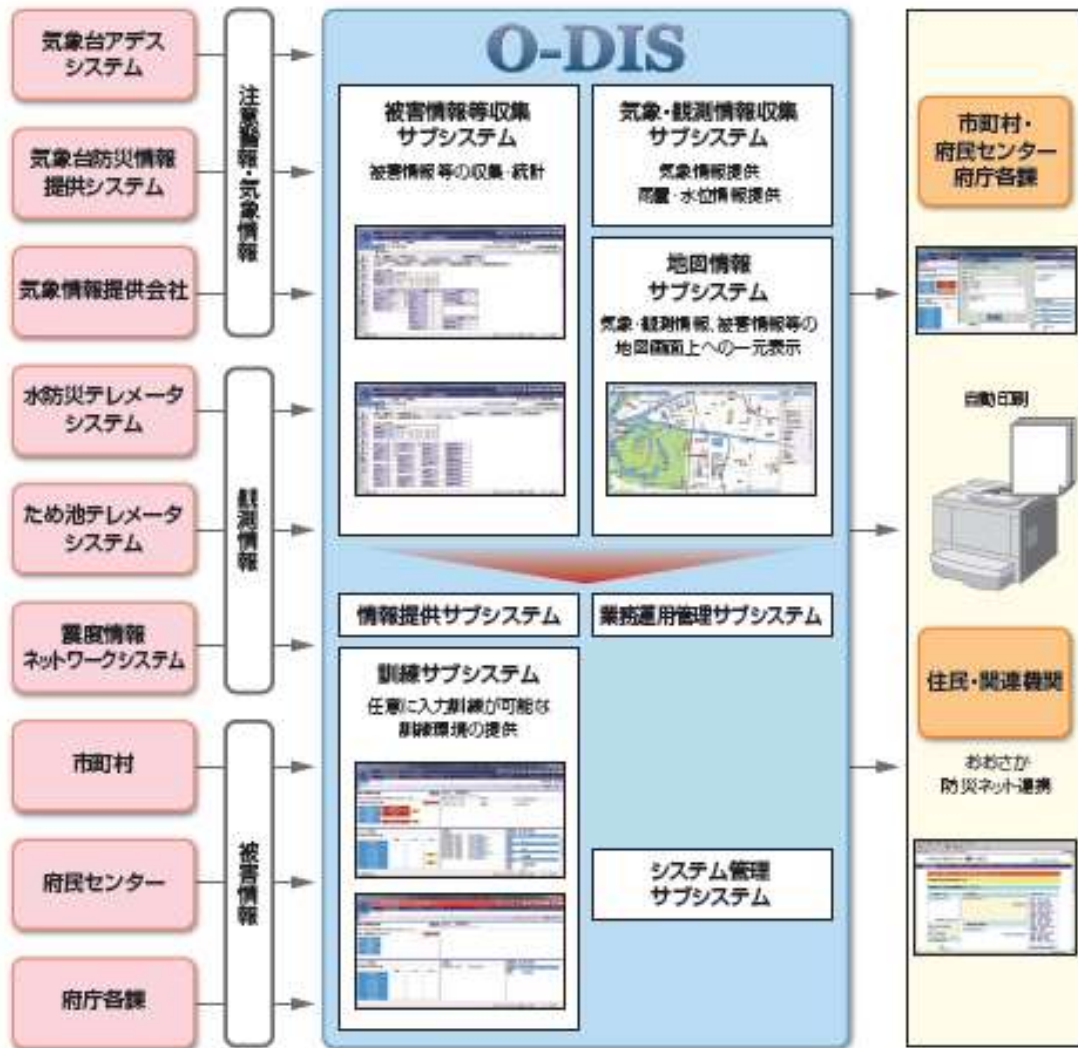
令和5年3月現在

事務所名	倉庫名	位置	構造	面積 (m ²)	種別	摘要
池田 (4)	能勢第1	能勢町大里133	軽量鉄骨2階建	130.6	専用	46年国補
	能勢第2	〃	鉄骨2階建	135.05	併用	58年
	城南	池田市城南2丁目6	鉄骨2階建 (阪急高架下)	380.2	〃	60年府単
	豊島	池田市豊島北1丁目	軽量鉄骨2階建	220.8	専用	5年府単
茨木 (4)	鳥飼	摂津市鳥飼中1丁目	軽量鉄骨2階建	291.6	併用	62年府単
	さきほこ橋	茨木市寺田町4	軽量鉄骨1階建	41.0	専用	11年府単
	糸田川	吹田市泉町5丁目	軽量形鋼 (プレハブ) 1階建	14.7	〃	7年府単
	本部	茨木市中穂積1丁目	鉄筋コンクリート (茨木土木事務所内)	102.1	併用	46年府単
枚方 (8)	礪島第1	枚方市猪内野町	軽量鉄骨2階建	105.6	専用	1年
	礪島第2	〃	〃	158.4	〃	〃
	礪島第3	〃	軽量鉄骨1階建	39.6	〃	〃
	天野川西	枚方市岡東町	軽量鉄骨2階建	104.3	〃	7年府単
	天野川東	〃	軽量鉄骨1階建	112.0	〃	8年府単
	讃良川	寝屋川市堀溝	軽量鉄骨2階建	51.0	〃	57年
	本部	枚方市大垣内町	鉄筋コンクリート	43.0	併用	49年府単
	権現川	大東市南津の辺	軽量鉄骨1階建	33.0	専用	60年
八尾 (5)	沼	八尾市沼	鉄筋コンクリート1階建	47.4	〃	15年
	久宝寺	八尾市神武町	軽量鉄骨2階建	130.6	〃	47年国補
	石切	東大阪市中石切	鉄骨造 1階建	86.4	〃	H25年府単
	本部	八尾市庄内町	鉄骨 2階建	18.8	併用	R3年府単
	桜ヶ丘	八尾市桜ヶ丘	鉄筋コンクリート ブロック1階建	43.2	専用	54年府単

事務所名	倉庫名	位 置	構 造	面 積 (m ³)	種 別	摘 要
富田林 (5)	南河内府民 センター	富田林市寿町2-6-1	軽量鉄骨2階建 (富田林土木事務所内)	500.0	併用	47年府単
	佐備川倉庫 第1号	富田林市川向町5-1	プレハブ2階建	80.4	専用	H14年府単
	佐備川倉庫 第2号	〃	〃	96.4	〃	H18年府単
	川 西	富田林市甲田3-10	軽量鉄骨1階建	41.0	〃	59年府単
	松原事業所	松原市上田3-1-25	〃	85.0	〃	H12年府単
鳳 (6)	本 部	堺市西区鳳東町	鉄骨2階建	50.2	併用	H元年府単
	毛 穴	堺市中区毛穴町	鋼製貨車4両	84.4	専用	61年府単
	鶴 田 1 号	堺市西区鶴田町	軽量鉄骨2階建	144.2	〃	H2年府単
	鶴 田 2 号	〃	〃	146.9	〃	H12年府単
	鶴 田 3 号	〃	〃	90.3	〃	H12年府単
	大 津 川	忠岡町忠岡3丁目 504-5	プレハブトタン葺2階建	97.2	〃	53年府単
岸和田 (2)	本 部	貝塚市石才336	軽量鉄骨2階建	432.6	〃	H15年府単
	尾 崎	阪南市自然田	プレハブトタン葺	104.2	〃	50年国補
寝屋川 (1)	本 部	大阪市城東区東中 浜4-6-35	木造2階スレート葺	214.2	併用	34年府単
西治水 (8)	本 部	大阪市西区江之子 島2丁目1-64	軽量鉄骨パネル式2階建 鉄板葺	98.8	専用	H10年府単
	神崎川出張所	大阪市淀川区新高5 丁目	鉄骨折板葺 平屋建	174.6	〃	H3年府単
	新 高	大阪市淀川区新高6 丁目	プレハブ2階建折板葺	134.7	〃	63年府単
	尻 無 川	大阪府大正区泉尾6丁目1地 先(河川敷内)	鋼製プレハブ	20.64	〃	H16年府単
	木 津 川	大阪市住之江区北 加賀屋4丁目8	〃	9.3 ×2棟	〃	H16年府単
	木津川水門	大阪府大正区三軒屋東3	ユニットハウス	3.6	〃	H16年府単
	正 蓮 寺 川	大阪市此花区春日出北1	〃	3.6	〃	H20年府費
	安 治 川	大阪市此花区九条1 丁目	鉄筋一階建	74.2	〃	H21年府費
大阪港湾局 (府所管分) (3)	堺 泉 北	堺市堺区塩浜町1	軽量鉄筋構造	205.1	併用	
	阪 南	岸和田市大北町	プレハブ1階建	200.0	〃	
	深 日	泉南郡岬町深日	軽量鉄骨1階建	128の内 64.0	専用	H13年修繕
計 46	内 {専用 35棟 併用 11棟}					

第 14 表 水防時の通信システム

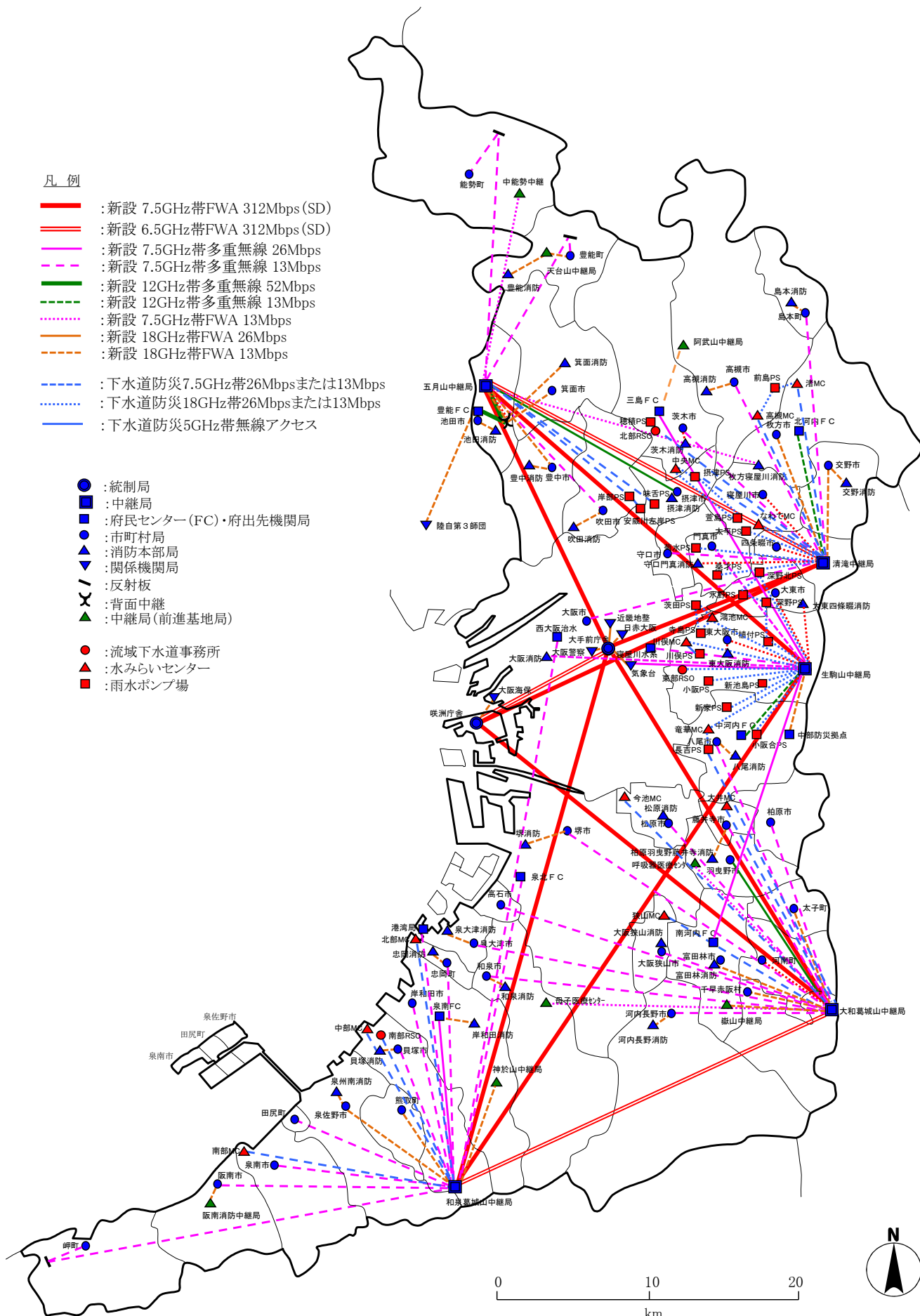
府防災情報システムの概要（システム構成図）



凡例

- : 新設 7.5GHz帯FWA 312Mbps (SD)
- : 新設 6.5GHz帯FWA 312Mbps (SD)
- : 新設 7.5GHz帯多重無線 26Mbps
- : 新設 7.5GHz帯多重無線 13Mbps
- : 新設 12GHz帯多重無線 52Mbps
- : 新設 12GHz帯多重無線 13Mbps
- : 新設 7.5GHz帯FWA 13Mbps
- : 新設 18GHz帯FWA 26Mbps
- : 新設 18GHz帯FWA 13Mbps
- : 下水道防災7.5GHz帯26Mbpsまたは13Mbps
- : 下水道防災18GHz帯26Mbpsまたは13Mbps
- : 下水道防災5GHz帯無線アクセス

- : 統制局
- : 中継局
- : 府民センター (FC)・府出先機関局
- : 市町村局
- ▲ : 消防本部局
- ▲ : 関係機関局
- / : 反射板
- X : 背面中継
- ▲ : 中継局(前進基地局)
- : 流域下水道事務所
- ▲ : 水みらいセンター
- : 雨水ポンプ場



大阪府防災行政無線 多重無線回線構成図 全体(平成28年度)

第15表 管内雨量観測所一覧表

(大阪府所管)

※印は大阪管区气象台に通報する観測所

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量	備考
		テレメータ					
※ 西能勢	大路次川	○ H2 無	豊能郡能勢町大里133 旧能勢出張所内	池田土木 事務所長	所員 TEL 072 (752)4111	S35.8.29 387mm	
※ 池田	猪名川	○ S56 無有	池田市城南1-1-1 池田土木事務所内	"	"	S10.8.10 272mm	
※ 地黄	野間川	○ S58 無	豊能郡能勢町地黄 旧東郷小学校校庭	"	"	S35.8.29 300mm	
※ 高山	箕面川	○ S57 無	箕面市大字粟生間谷	"	"	H30.7.5 326mm	
※ 春日橋	千里川	○ S56 無	豊中市本町9丁目	"	"	H6.9.6 233mm	水位計併設 H3年度 雨量計増設
※ 見山	安威川	○ S57 無	茨木市長谷	茨木土木 事務所長	所員 TEL 072 (627)1121	H30.7.5 262mm	近畿地整 淀川河川 に通知する
※ 茨木	大正川	○ S56 無有	茨木市中穂積 茨木土木事務所内	"	"	S10.8.10 232mm	
※ 原	芥川	○ S57 無	高槻市原808-3	"	"	S42.7.9 217mm	
※ 榎田	"	○ H1 無	高槻市大字中畑	"	"	S42.7.9 230.5mm	
※ 川久保	水無瀬川	○ H5 無	高槻市川久保	"	"	H11.6.30 196mm	
※ 千里	天竺川	○ H4 無	吹田市竹見台1	"	"	H11.6.30 194mm	
安威川ダム	安威川	○ R4 無	茨木市大字生保地内	安威川ダム 建設事務所長	所員 TEL 072 (626)6164		
※ 田原	天野川	○ S57 無	四條畷市下田原824	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072 (844)1331	H11.8.10 245mm	
※ 枚方	淀川	○ S57 無有	枚方市大垣内町 枚方土木事務所内	"	"	S10.8.10 230mm	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量	備考
		テレメータ					
※穂谷	穂谷川	○ H2 無	枚方市杉2丁目	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072 (844)1331	H30.7.5 170mm	
※星田	たち川	○ S60 無	交野市星田3351地先	〃	〃	H11.8.10 184mm	
※八尾	第二寝屋川	○ S58 無有	八尾市荘内町 八尾土木事務所内	八尾土木 事務所長	所員 TEL 072 (994)1515	S32.6.26 273mm	
※枚岡	恩智川	○ S55 無	東大阪市東豊浦町 枚岡公園内	〃	〃	H30.7.5 181mm	
※柏原	大和川	○ S58 無	柏原市安堂町1-55 柏原市役所内	〃	〃	H30.7.5 149mm	
※富田林	石川	○ S55 無有	富田林市寿町 富田林土木事務所内	富田林土木 事務所長	所員 TEL 0721 (25)1131	M36.7.8 260.4mm (気象台観測値)	
※千早	千早川	○ S55 無	南河内郡千早赤阪村 千早赤阪村役場内	〃	〃	H29.10.22 232mm	
※小山田	西除川	○ H3 無	河内長野市荘園町14 第2公園内	〃	〃	H29.10.22 219mm	
※狭山池 ダム	〃	○ H12 無	大阪狭山市岩室1401 狭山池ダム 管理事務所内	〃	〃	H29.10.22 179mm	
※滝畑ダム	石川	○ S55 無	河内長野市滝畑239-1	南河内農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 0721 (62)3672	H29.10.22 251mm	近畿地整大 和川河川で データ傍受
※関屋橋	〃	○ S55 無	河内長野市滝畑1576-3	〃	〃	H7.7.3 219mm	水位計併設
※松原	西除川	○ S58 無	松原市上田3-1-25 松原建設事業所内	富田林土木 事務所長	所員 TEL 0723 (35)4550	S57.8.2 167mm	
※鳳	石津川	○ S52 無有	堺市西区鳳東町 鳳土木事務所内	鳳土木 事務所長	所員 TEL 072 (273)0123	S32.6.26 229.1mm	
※横山	槇尾川	○ H9 無	和泉市仏並町104-1 (株)大勇組内	〃	〃	H29.10.22 247mm	
※泉ヶ丘	石津川	○ H2 無	堺市中区深阪1533	鳳土木 事務所長	所員 TEL 072 (273)0123	H29.10.22 188mm	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量	備考
		テレメータ					
※山滝	牛滝川	○ S53 無	岸和田市内畑 岸和田市立山滝中学校	岸和田土木 事務所長	所員 TEL 072 (439)3601	S31.9.26 240mm	
※岸和田	津田川	○ S55 無有	岸和田市野田町 岸和田土木事務所内	〃	〃	S27.7.10 285.9mm	気象台観測では S27.7.10 362.5mm
※日根野	檜井川	○ H1 無	泉佐野市日根野 市立日根野浄水場内	〃	〃	S27.7.10 373.3mm	
※金熊寺	金熊寺川	○ S55 無	泉南市信達金熊寺 東小学校内	〃	〃	H12.9.11 290.0mm	
見出川	見出川	○ H3 無	泉佐野市貝田地内	〃	〃	H12.9.11 237.0mm	水位計併設
※尾崎	男里川	○ H2 無	阪南市黒田 尾崎出張所内	〃	所員 TEL 072 (471)0351	H30.7.5 242mm	
※深日港 (岬町)	深日港	○ S63 無	泉南郡岬町深日3493	大阪 港湾局長 (府)	所員 TEL 072 (492)2025	H12.9.11 290.0mm	
※西大阪	木津川	○ S61 無	大阪市西区江之子島 2-1-64	西大阪治水 事務所長	所員 TEL 06 (6541)7771	H2.9.11 195mm	
※三国	神崎川	○ H2 無	大阪市淀川区新高5丁目	〃	所員 TEL 06 (6393)0221	S29.7.5 196.5mm	
番田水門	神崎川	○ H19 無	大阪市東淀川区北江口 1丁目	〃	〃	H30.7.5 159mm	
※寝屋川 本部	第二寝屋川	○ 有	大阪市城東区東中浜 4-6-35 観測所内	寝屋川水系 改修工営 所長	所員 TEL 06 (6962)7661	H11.8.10 141mm	
※寝屋川 治水緑地	寝屋川	○ S55 無有	大東市深野北163 観測所内	〃	〃	H30.7.5 147mm	
※恩智川 治水緑地	恩智川	○ 無	八尾市福万寺町北4丁目 観測所内	〃	〃	H30.7.5 165mm	
※中竹淵橋	平野川	○ S55 無有	大阪市平野区加美鞍作 3丁目	寝屋川水系 改修工営 所長	所員 TEL 06 (6962)7661	H30.7.5 177mm	水位計併設
※箕面川 ダム	箕面川	○ S56 無	箕面市粟生間谷	池田土木 事務所長	所員 TEL 072 (752)4111	H30.7.5 241mm	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量	備考
		テレメータ					
※ 大阪府庁	—	○ S58 無	大阪市中央区大手前 3丁目	河川環境 課長	課員 TEL 06 (6944)7592	H7.7.3 150mm	
※ 王子川 排水機場	王子川	○ H9 無	泉大津市助松町	鳳土木 事務所長	所員 TEL 072 (273)0123	H30.7.5 195mm	
※ 芦田川 排水機場	芦田川	○ H7 無	高石市羽衣4丁目	〃	〃	H30.7.5 179mm	
※ 堺港	堺港	○ S63 無	堺市堺区塩浜町1	大阪 港湾局長 (府)	所員 TEL 072 (238)5241	H30.7.5 158mm	
※ 岸和田 水門	阪南港	○ S61 無	岸和田市臨海町地先	〃	所員 TEL 072 (439)5261	H30.7.5 181mm	
宿野	—	○ H9 無	豊能郡能勢町宿野437-1	池田土木 事務所長	所員 TEL 072 (752)4111	—	
岐尼	—	○ H9 無	豊能郡能勢町今西259	〃	〃	—	
竜王山	—	○ H9 無	豊能郡能勢町柏原87-1	〃	〃	—	
天王	—	○ H10 無	豊能郡能勢町天王285-10	〃	〃	—	
釈迦ヶ嶽	—	○ H10 無	豊能郡能勢町倉垣475	〃	〃	—	
山田	—	○ H10 無	豊能郡能勢町山田398-3	〃	〃	—	
歌垣山	—	○ H10 無	豊能郡能勢町倉垣712	〃	〃	—	
東郷	—	○ H10 無	豊能郡能勢町地黄173-1	〃	〃	—	
上山辺	—	○ H11 無	豊能郡能勢町山辺2193-3	〃	〃	—	
城山	—	○ H11 無	豊能郡能勢町栗栖82-1	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量	備考
		テレメータ					
宿野三区	—	○ H11 無	豊能郡能勢町宿野1480	池田土木 事務所長	所員 TEL 072 (752)4111	—	
暮坂峠	—	○ H11 無	豊能郡能勢町山内19-1	〃	〃	—	
野間出野	—	○ H11 無	豊能郡能勢町野間出野 200-1	〃	〃	—	
牧	—	○ H7 無	豊能郡豊能町余野952-1	〃	〃	—	
切畑	—	○ H7 無	豊能郡豊能町切畑477	〃	〃	—	
高代寺山	—	○ H7 無	豊能郡豊能町吉川171	〃	〃	—	
吉川	—	○ H7 無	豊能郡豊能町ときわ台 5-17	〃	〃	—	
川尻	—	○ H7 無	豊能郡豊能町川尻169-7	〃	〃	—	
高山小学校	—	○ H7 無	豊能郡豊能町高山478	〃	〃	—	
五月山霊園	—	○ H12 無	池田市木部町	〃	〃	—	
伏尾台	—	○ H6 無	池田市伏尾台1丁目180	〃	〃	—	
伏尾町	—	○ H6 無	池田市東山1-1	〃	〃	—	
六個山	—	○ H6 無	箕面市新稲2丁目257-3	〃	〃	—	
如意谷	—	○ H6 無	箕面市如意谷4-4-1	〃	〃	—	
粟生間谷	—	○ H6 無	箕面市粟生間谷5-4-63	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最大量 日降雨	備考
		テレメータ					
下止々呂美	—	○ H6 無	箕面市下止々呂美962	池田土木 事務所長	所員 TEL 072 (752)4111	—	
石堂ヶ岡	—	○ H14 無	茨木市大字泉原1349-1	茨木土木 事務所長	所員 TEL 072 (627)1121	—	
大門寺	—	○ H7 無	茨木市大字大門寺5-2	〃	〃	—	
上音羽	—	○ H7 無	茨木市大字上音羽119-2	〃	〃	—	
車作	—	○ H7 無	茨木市大字車作236-2	〃	〃	—	
清阪	—	○ H8 無	茨木市大字清阪109-3	〃	〃	—	
泉原	—	○ H8 無	茨木市大字泉原857	〃	〃	—	
佐保	—	○ H11 無	茨木市大字佐保1231-1	〃	〃	—	
宿久庄	—	○ H11 無	茨木市彩都あさぎ7丁目	〃	〃	—	
杉生	—	○ H14 無	高槻市大字田能小字 上条奥ノ谷1-6	〃	〃	—	
二料	—	○ H14 無	高槻市大字二料小字 垣内42-1	〃	〃	—	
中畑	—	○ H14 無	高槻市大字中畑小字 大門24-2	〃	〃	—	
出灰	—	○ H14 無	高槻市大字出灰小字 堂ノ前19-1	〃	〃	—	
川久保北	—	○ H14 無	高槻市大字川久保196	〃	〃	—	
大和	—	○ H9 無	高槻市大和1丁目25-1	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最 日降雨 大量	備考
		テレメータ					
安満	—	○ H9 無	高槻市安満御所の町 1231-1	茨木土木 事務所長	所員 TEL 072 (627) 1121	—	
清水台	—	○ H11 無	高槻市清水台1丁目25-1	〃	〃	—	
萩谷	—	○ H11 無	高槻市大字萩谷1085	〃	〃	—	
向谷	—	○ H10 無	三島郡島本町大字 大沢44-3 国土交通省向谷中継所構内	〃	〃	—	
若山台	—	○ H10 無	三島郡島本町若山台2丁目 130-34	〃	〃	—	
尺代	—	○ H10 無	三島郡島本町大字 尺代490	〃	〃	—	
氷室台	—	○ H1 無	枚方市氷室台1-4593-321	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072 (844) 1331	—	
枚方津田 高	—	○ H1 無	枚方市津田北町2	〃	〃	—	
津田配水池	—	○ H1 無	枚方市津田1022	〃	〃	—	
穂谷配水池	—	○ H1 無	枚方市大字穂谷221-2	〃	〃	—	
倉治	—	○ H12 無	交野市新宮寺2丁目9-12	〃	〃	—	
森南	—	○ H12 無	交野市森南2丁目447-2	〃	〃	—	
妙見東	—	○ H12 無	交野市妙見東3丁目 5001-146	〃	〃	—	
星田西	—	○ H12 無	交野市星田西3丁目 5332-215	〃	〃	—	
梅ヶ丘	—	○ H1 無	寝屋川市梅ヶ丘2-10-1	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最 日降雨 大量	備考
		テレメータ					
竜王池	—	○ H2 無	四條畷市大字逢阪355-1	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072 (844)1331	—	
生駒口	—	○ H2 無	四條畷市大字南野2792	〃	〃	—	
飯盛山	—	○ H2 無	大東市大字北条2377-16	〃	〃	—	
大東野活	—	○ H2 無	大東市大字龍間1846	〃	〃	—	
龍間	—	○ H2 無	大東市大字龍間415	〃	〃	—	
善根寺町	—	○ H3 無	東大阪市善根寺町1-6-1	八尾土木 事務所長	所員 TEL 072 (994)1515	—	
府民の森	—	○ H3 無	東大阪市上四条町1900-3	〃	〃	—	
上四条町	—	○ H3 無	東大阪市上四条町2051-1	〃	〃	—	
鳴川峠	—	○ H5 無	東大阪市横小路町 1丁目1800	〃	〃	—	
生駒山頂	—	○ H4 無	東大阪市上石切町 2丁目1569	〃	〃	—	
山手町	—	○ H4 無	東大阪市東豊浦町1180	〃	〃	—	
垣内	—	○ H5 無	八尾市教興寺559-1	〃	〃	—	
高安山	—	○ H6 無	八尾市大窪101-1	〃	〃	—	
大窪	—	○ H5 無	八尾市大竹8-70	〃	〃	—	
高安山霊園	—	○ H6 無	八尾市大字恩智1719	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最 日降雨 大量	備考
		テレメータ					
高尾山	—	○ H6 無	柏原市平野2丁目403-1	八尾土木 事務所長	所員 TEL 072 (994) 1515	—	
横尾	—	○ H6 無	柏原市大字平野1024-1	〃	〃	—	
高井田	—	○ H6 無	柏原市大字高井田1015	〃	〃	—	
国分東条	—	○ H6 無	柏原市田辺4499-28	〃	〃	—	
金胎寺山	—	○ H7 無	富田林市伏見堂	富田林土木 事務所長	所員 TEL 0721 (25) 1131	—	
東條	—	○ H7 無	南河内郡太子町山田2424	〃	〃	—	
平石	—	○ H7 無	南河内郡河南町平石428-3	〃	〃	—	
さくら坂	—	○ H7 無	南河内郡河南町さくら坂 5-3	〃	〃	—	
川野辺	—	○ H7 無	南河内郡千早赤阪村 川野辺66-1	〃	〃	—	
水分	—	○ H7 無	南河内郡千早赤阪村水分	〃	〃	—	
桐山	—	○ H7 無	南河内郡千早赤阪村 桐山258	〃	〃	—	
小吹	—	○ H7 無	南河内郡千早赤阪村 小吹68-780	〃	〃	—	
金剛山	—	○ H9 無	南河内郡千早赤阪村 千早1313-2	〃	〃	—	
千代田	—	○ H7 無	河内長野市木戸町649	〃	〃	—	
赤峰	—	○ H7 無	河内長野市小山田町379-1	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最 日降雨 大量	備考
		テレメータ					
天野	—	○ H7 無	河内長野市天野町205-200	富田林土木 事務所長	所員 TEL 0721 (25)1131	—	
加賀田	—	○ H7 無	河内長野市加賀田568-1	〃	〃	—	
美加の台	—	○ H7 無	河内長野市美加の台 7丁目2-1-1	〃	〃	—	
大師	—	○ H7 無	河内長野市大師町885	〃	〃	—	
西高	—	○ H7 無	河内長野市天野1304-3	〃	〃	—	
天見	—	○ H8 無	河内長野市天見2493-2	〃	〃	—	
岩湧山	—	○ H9 無	河内長野市加賀田3822-1	〃	〃	—	
鳩原	—	○ H11 無	河内長野市太井480	〃	〃	—	
石見川	—	○ H11 無	河内長野市石見川	〃	〃	—	
岩瀬	—	○ H11 無	河内長野市岩瀬1507-1	〃	〃	—	
三国山	—	○ H6 無	和泉市父鬼町774	鳳土木 事務所長	所員 TEL 072 (273)0123	—	
仏並	—	○ H4 無	和泉市仏並町1345	〃	〃	—	
若檜	—	○ H4 無	和泉市若檜町658	〃	〃	—	
大野	—	○ H4 無	和泉市大野町1345	〃	〃	—	
九鬼	—	○ H4 無	和泉市九鬼町446-3	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最 日降雨 大量	備考
		テレメータ					
父 鬼	—	○ H5 無	和泉市父鬼町1649-2	鳳 土 木 事 務 所 長	所員 TEL 072 (273)0123	—	
善 正	—	○ H7 無	和泉市善正町296	〃	〃	—	
横 尾 山	—	○ H7 無	和泉市横尾山町13	〃	〃	—	
春 木 川	—	○ H7 無	和泉市春木川町163-1	〃	〃	—	
北 田 中	—	○ H8 無	和泉市福瀬777-2	〃	〃	—	
松 尾 寺	—	○ H8 無	和泉市松尾寺町2171-4	〃	〃	—	
神 於 山	—	○ H4 無	岸和田市神於町676-108	岸 和 田 土 木 事 務 所 長	所員 TEL 072 (439)3601	—	
相 川 町	—	○ H4 無	岸和田市相川町965	〃	〃	—	
大 沢 町	—	○ H4 無	岸和田市大沢町2424-3	〃	〃	—	
塔 原 町	—	○ H4 無	岸和田市塔原町615-1	〃	〃	—	
葛 城 山	—	○ H4 無	和歌山県那賀郡那賀町 大字切畑字葛城969-463 国土交通省葛城山中継所構内	〃	〃	—	
三 ヶ 山	—	○ H6 無	貝塚市三ヶ山1097-4	〃	〃	—	
日 根 野 浄 水 場	—	○ H10 無	泉佐野市日根野1928	〃	〃	—	
大 木	—	○ H10 無	泉佐野市日根野5560	〃	〃	—	
童 子 畑	—	○ H8 無	泉南市信達童子畑636-3	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最 日降雨 大量	備考
		テレメータ					
新家	—	○ H8 無	泉南市新家975	岸和田土木 事務所長	所員 TEL 072 (439)3601	—	
久保	—	○ H10 無	泉南郡熊取町大字久保28	〃	〃	—	
山中溪	—	○ H5 無	阪南市山中溪245	〃	〃	—	
箱の浦	—	○ H5 無	阪南市箱の浦1-76	〃	〃	—	
桑畑	—	○ H6 無	阪南市桑畑352-13	〃	〃	—	
深日	—	○ H6 無	泉南郡岬町深日1143-2	〃	〃	—	
甲山	—	○ H7 無	泉南郡岬町多奈川字 谷川2251-2	〃	〃	—	
多奈川	—	○ H7 無	泉南郡岬町多奈川字 谷川1624	〃	〃	—	
オケ原池	猪名川	○	箕面市箕面	北部農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (627)1121	—	
五藤池	〃	○	箕面市白島3丁目	〃	〃	—	
イカリ池 (錨ヶ池)	(淀川水系) 大正川	○	茨木市郡2丁目	〃	〃	—	
下池 (下ノ池)	〃	○	茨木市郡山1丁目	〃	〃	—	
長池	〃	○	茨木市中穂積2丁目	〃	〃	—	
惣喜池	穂谷川	○	枚方市津田北町3丁目	中部農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (994)1515	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往 日降雨 最大 量	備考
		テレメータ					
地藏池	穂谷川	○	枚方市津田元町4丁目	中部農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (994) 1515	—	
寒谷池	天野川	○	四條畷市下田原	〃	〃	—	
岡山新池	(淀川水系) 讃良川	○	四條畷市大字岡山	〃	〃	—	
室池古池	(淀川水系) 権現川	○	四條畷市大字南野	〃	〃	—	
鳥ヶ池	(淀川水系) 岡部川	○	四條畷市大字岡山	〃	〃	—	
北谷池	(淀川水系) 天野川	○	四條畷市大字上田原	〃	〃	—	
日下新池	淀川日下川	○	東大阪市日下町1丁目	〃	〃	—	
豊浦山池	淀川新川	○	東大阪市東豊浦町	〃	〃	—	
河内山池	(淀川水系) 長門川	○	東大阪市客坊町	〃	〃	—	
六万寺半堂池	〃	○	東大阪市六万寺町 2丁目	〃	〃	—	
下岡池	〃	○	東大阪市六万寺町 1丁目	〃	〃	—	
河内中池	〃	○	東大阪市客坊町	〃	〃	—	
星田大池	(淀川水系) 傍示川	○	交野市星田8丁目	〃	〃	—	
夫婦池	東除川	○	羽曳野市伊賀3丁目	南河内農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 0721 (25) 1131	—	
新池 (飛鳥新池)	飛鳥川	○	羽曳野市飛鳥	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往 日降雨 最大 量	備考
		テレメータ					
高松池	大和川	○	羽曳野市はびきの 1丁目	南河内農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 0721 (25)1131	—	
二つ池	〃	○	羽曳野市西浦 5丁目	〃	〃	—	
乙ヶ池	〃	○	羽曳野市西浦 5丁目	〃	〃	—	
北今池	飛鳥川	○	南河内郡太子町山田	〃	〃	—	
東谷池	〃	○	南河内郡太子町大字 春日	〃	〃	—	
平尾池	〃	○	南河内郡太子町山田	〃	〃	—	
須賀小池	西除川	○	富田林市須賀1丁目	〃	〃	—	
久保堂池	石川	○	富田林市新堂	〃	〃	—	
新池	〃	○	富田林市富ヶ丘町	〃	〃	—	
寺池	〃	○	富田林市錦織北 3丁目	〃	〃	—	
大鳥池	東除川	○	大阪狭山市東池尻 5丁目	〃	〃	—	
寺ヶ池	〃	○	河内長野市木戸町	〃	〃	—	
大正池	石津川	○	堺市南区豊田	泉州農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (439)3601	—	
中村大池	西除川	○	堺市北区中村町	〃	〃	—	
仁山田池	石津川	○	堺市百舌鳥西之町3丁	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最 日降雨 大量	備考
		テレメータ					
大津池	百舌鳥川	○	堺市東区野尻町	泉州農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (439)3601	—	
日置荘今池	百 済 川	○	堺市東区日置荘原 寺町	〃	〃	—	
日置荘西池	西 除 川	○	堺市東区日置荘北町	〃	〃	—	
九文度池	百舌鳥川	○	堺市東区日置荘田 中町	〃	〃	—	
高松大池	〃	○	堺市東区高松	〃	〃	—	
日置荘あたら し池	〃	○	堺市東区日置荘西町 五丁	〃	〃	—	
柏原池	美 濃 川	○	堺市中区土塔町	〃	〃	—	
戊之坊 (晴美台) 新池	陶 器 川	○	堺市南区晴美台1丁目	〃	〃	—	
小寺大池	西 除 川	○	堺市美原区小寺	〃	〃	—	
金岡長池	百舌鳥川	○	堺市北区金岡町	〃	〃	—	
丈六大池	西 除 川	○	堺市東区丈六	〃	〃	—	
大野池	槇 尾 川	○	和泉市尾井町	〃	〃	—	
光明池	槇 尾 川	○	和泉市和田町	〃	〃	—	
黒石大池	〃	○	和泉市黒石町	〃	〃	—	
梨本池	〃	○	和泉市鍛冶屋町	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最 日降雨 大量	備考
		テレメータ					
仏並大池	槇尾川	○	和泉市仏並町	泉州農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (439)3601	—	
谷山池	〃	○	和泉市府中町飛地	〃	〃	—	
軽部池	松尾川	○	和泉市小田町	〃	〃	—	
三林長池	大津川	○	和泉市三林町	〃	〃	—	
中津池	王子川	○	和泉市黒鳥町	〃	〃	—	
妙ノ池	松尾川	○	和泉市寺門町二丁目	〃	〃	—	
久米田池	春木川	○	岸和田市池尻町	〃	〃	—	
隣徳池	〃	○	岸和田市尾生町	〃	〃	—	
武恒池	牛滝川	○	岸和田市稲葉町	〃	〃	—	
傍示池	春木川	○	岸和田市尾生町	〃	〃	—	
流木今池	津田川	○	岸和田市流木町	〃	〃	—	
真ノ池	津田川	○	岸和田市土生滝町	〃	〃	—	
妙ノ池	津田川	○	岸和田市阿間河滝町	〃	〃	—	
孟正寺池	〃	○	岸和田市土生町	〃	〃	—	
中島池	〃	○	岸和田市土生町	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量	備考
		テレメータ					
石谷池	〃	○	岸和田市土生滝町	泉州農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (439)3601	—	
濁り池	〃	○	岸和田市土生町	〃	〃	—	
大池	春木川	○	岸和田市尾生町	〃	〃	—	
合池	〃	○	岸和田市下松町	〃	〃	—	
小廻り池	〃	○	岸和田市西之内町	〃	〃	—	
ミウラ池	〃	○	岸和田市三田町	〃	〃	—	
永寿池	近木川	○	貝塚市地藏堂	〃	〃	—	
澱池	見出川	○	貝塚市沢	〃	〃	—	
大池 (麻生中)	近木川	○	貝塚市麻生中	〃	〃	—	
唐間池	津田川	○	貝塚市半田	〃	〃	—	
海塚大池	近木川	○	貝塚市海塚	〃	〃	—	
谷田池	津田川	○	貝塚市三ツ松	〃	〃	—	
大谷池	住吉川	○	熊取町大久保北1丁目	〃	〃	—	
熊取大池	〃	○	熊取町大宮4丁目	〃	〃	—	
弘法池	雨山川	○	熊取町朝代西3丁目	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往 日降雨 最大 量	備考
		テレメータ					
大細利池	佐野川	○	泉佐野市市場南3丁目	泉州農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (439)3601	—	
郷之池	樫井川	○	泉佐野市日根野	〃	〃	—	
稲倉池	〃	○	泉佐野市日根野	〃	〃	—	
新滝の池	〃	○	泉佐野市上之郷	〃	〃	—	
七ノ池	佐野川	○	泉佐野市中庄	〃	〃	—	
三念寺池	住吉川	○	泉佐野市上瓦屋	〃	〃	—	
新池	見出川	○	泉佐野市泉ヶ丘1丁目	〃	〃	—	
大池	樫井川	○	泉佐野市日根野	〃	〃	—	
十二谷池	〃	○	泉佐野市日根野	〃	〃	—	
道の池	佐野川	○	泉佐野市下瓦屋	〃	〃	—	
俵屋新池	樫井川	○	泉佐野市俵屋	〃	〃	—	
海宮宮池	〃	○	泉南市信達大苗代	〃	〃	—	
新家大池	新家川	○	泉南市新家	〃	〃	—	
タブサ池	樫井川	○	泉南市兔田	〃	〃	—	
狐池	新家川	○	泉南市信達大苗代 1丁目	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最 日降雨 大量	備考
		テレメータ					
入野池	〃	○	泉南市信達牧野1丁目	泉州農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (439)3601	—	
昭和池	〃	○	泉南市新家	〃	〃	—	
堀河ダム	金熊寺川	○	泉南市童子畑	〃	〃	—	
蓮池	池詰川	○	阪南市石田	〃	〃	—	
音羽池	山中川	○	阪南市緑ヶ丘1丁目	〃	〃	—	
自然田 新池	小川	○	阪南市石田	〃	〃	—	
狭間池	佐智川	○	阪南市鳥取	〃	〃	—	
東新池	茶屋川	○	阪南市箱作	〃	〃	—	
鳥取池	井関川	○	阪南市桑畑	〃	〃	—	
大谷池	小川	○	阪南市自然田	〃	〃	—	
裏芝池	小川	○	阪南市鳥取中	〃	〃	—	
下出宮池	詰川	○	阪南市下出	〃	〃	—	
逢帰ダム	大川	○	岬町上孝子	〃	〃	—	

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量	備考
		テレメータ					
蛸池	朝日川	○	岬町深日	〃	〃	—	
計 282箇所		河川室所管		169箇所	大阪港湾局所管		3箇所
		農政室所管		110箇所			

注) 施設テレメータ欄下の無は無線テレメータ、有は電話回線利用有線テレメータを示す。
施設テレメータ欄下のS63、H2、R4等は、設置年が昭和63年、平成2年、令和4年であることを示す。

(大阪管区気象台所管)

観測所名	流域河川名	テレメータ	所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量	備考
能勢	野間川	○ (有)	豊能郡能勢町地黄	大阪管区 気象台長	気象台職員	H30. 7. 5 265.0mm	
枚方	穂谷川	○ (有)	枚方市星丘	〃	〃	H30. 7. 5 183.5mm	
豊中	猪名川	○ (有)	豊中市蛍池西町	〃	〃	S58. 9. 28 272mm	
大阪	東横堀川	○ (有)	大阪府中央区大手前	〃	〃	S32. 6. 26 250.7mm	
生駒山	恩智川	○ (有)	東大阪市山手町	〃	〃	H11. 8. 11 275mm	
堺	百済川	○ (有)	堺市堺区百舌鳥夕雲町	〃	〃	H29. 10. 22 206.5mm	
熊取	佐野川	○ (有)	泉南郡熊取町朝代西	〃	〃	H29. 10. 22 281.5mm	
八尾		○ (有)	八尾市空港	〃	〃	H29. 10. 22 183.0mm	
関空島		○ (有)	泉南郡田尻町泉州空港中	〃	〃	H29. 10. 22 230.0mm	
茨木		○ (有)	茨木市大字桑原	〃	〃	H30. 7. 5 H27. 7. 17 209.5mm	
河内長野	天見川	○ (有)	河内長野市日野	〃	〃	H29. 10. 22 263.5mm	
計		11箇所					

注) テレメータ欄下(有)は電話回線利用有線テレメータを示す。

(近畿地方整備局所管)

河川名	観測所名	種別	雨量計 の名称	所在地	所属	備考
(本) 淀川	ひらかた 枚方 (枚方)	テレメータ	転倒ます型 (3ヶ月巻)	枚方市新町2-2-10 淀川河川事務所	淀川河川 事務所	
"	山崎	普通 自記	" "	高槻市上牧町4-55-1 山崎出張所	"	
(1) 石川	たきはた 滝畑 (滝畑)	テレメータ	" (3ヶ月巻)	河内長野市日野1572-6	大和川河川 事務所	
"	天見	テレメータ	" (電子ロガー)	河内長野市天見	"	
"	竹内	"	" "	南河内郡太子町畑	"	
(本) 大和川	かしはら 柏原	テレメータ	" (3ヶ月巻)	藤井寺市川北3丁目8-33 大和川河川事務所	"	
(1) 石川	とんだばやし 富田林 (富田林)	テレメータ	" (3ヶ月巻)	富田林市西板持町	"	
(2) 余野川	よの 余野2 (余野)	テレメータ 自記	" (3ヶ月巻)	豊能郡豊能町余野1008	猪名川河川 事務所	
(2) 山田川	今西	テレメータ 自記	" (3ヶ月巻)	豊能郡能勢町今西259 岐尼小学校内	猪名川河川 事務所	
(2) 余野川	下止々呂美	自記	" (3ヶ月巻)	箕面市下止々呂美467	猪名川河川 事務所	
(1) 猪名川	上池田	テレメータ 自記	" (3ヶ月巻)	池田市上池田2-2-39 猪名川河川事務所	猪名川河川 事務所	
計 11ヶ所				淀川河川事務所 大和川河川事務所 猪名川河川事務所	2カ所 5カ所 4カ所	

注) (本)は本川、(1)は1次支川、(2)は2次支川、(3)は3次支川

第16表 管内河川水位観測所一覧表

府管理河川における通報水位及び警戒水位の設置要領（案）

（目的）

第1条 府指定管理河川における、通報水位及び警戒水位（以下「水位」という）を、河川の実情を踏まえ適正に設定（変更も含む）することにより、大阪府知事の行う洪水予警報の正確を期し、もって円滑な水防活動に資することを目的とする。

（設定地点）

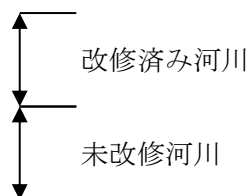
第2条 設定地点は、府管理河川に設置されている大阪府所管の水位観測所とする。

（設定の基準）

第3条 通報水位は、水防管理団体に水位の通報を開始する水位、警戒水位は、出水時に災害の起こる恐れのある水位とし、次の各号に示すものについて検討し、その河川の実情及び特性等を十分勘案して設定する。

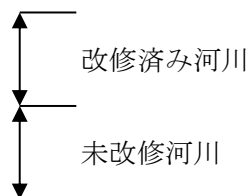
一 通報水位

- イ 計画高水流量の2割の水位
- ロ 平均低水位から計画高水位まで2.5割の水位
- ハ 1年に5回起こる程度の水位
- ニ 高水敷程度の水位
- ホ その他



二 警戒水位

- イ 計画高水流量の5割の水位
- ロ 平均低水位から計画高水位まで6割の水位
- ハ 約3年に1回起こる程度の水位
- ニ 河床から現況止水高又は堤防高までの5割の水位
- ホ その他



（数位及び単位）

第4条 設定する水位の数位は、原則として25cm単位とし、水位計高で表す。

（量水標の基準高）

第5条 水位計の基準高さは原則として、河川改修計画に基づく[※]河床高さを基準とし、その高さを0.00mとする。（別途O.P.高さでも表しておく。）

※ 1/100全体計画の計画河床高、計画のない河川に着いては50mm/h計画暫定河床高

（資料の作成）

第6条 土木事務所長等（以下「所長」という）が水位の設定をするとき作成する資料は、次の各号に示すものとする。

- 一 通報水位及び警戒水位検討結果一覧表
- 二 平面図（縮尺2.5万分の1程度）
- 三 縦・横断面図（最新の縦横断面図、堤防高、高水敷高、水位計、通報水位、警戒水位等）
- 四 水位計算書（未改修箇所での警戒水位到達時の流量をもとに水位計地点での水位を計算する）
- 五 設定当時の資料（設定を変更する場合）
- 六 その他（実績水位記録等）

(手続き)

第7条 所長は、水位の設定をしようとするときは、前条による資料を添えて、大阪府水防本部長（以下「本部長」という）に上申する。本部長は、水防法の定めにより大阪府水防協議会にはかり、成立した場合には所長及び関係水防管理団体に通知する。

(時期)

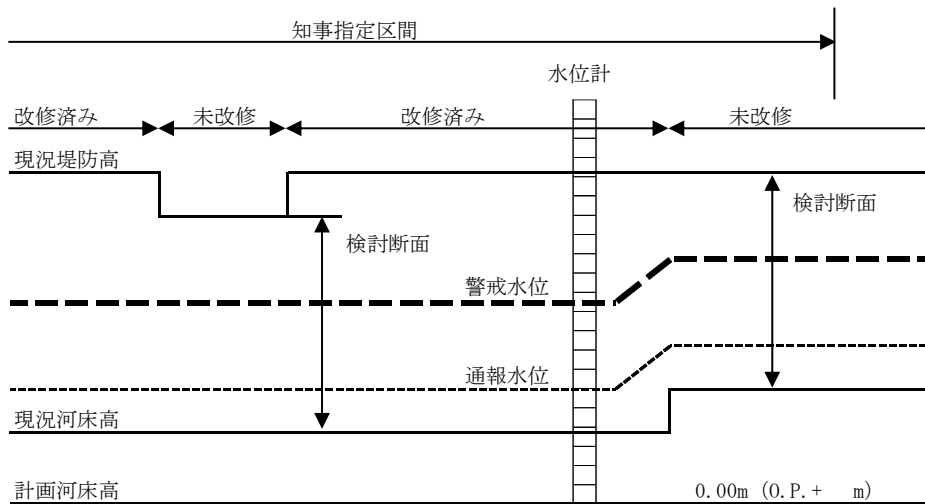
第8条 手続きに係る時期は原則として、本部長への上申は10月末日とする。本部長は速やかに大阪府水防協議会（毎年4月頃）にはかるものとする。

(見直し)

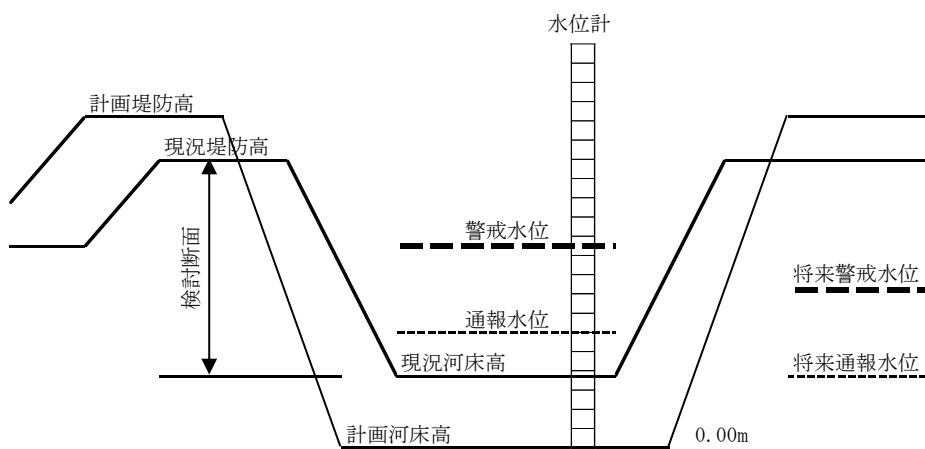
第9条 所長は、次の各号に示すものについて必要に応じ見直しを行い、原則として設定値に25cm以上の変動があった場合は、変更の手続きを行うものとする。

- 一 改修の進捗に伴い、河川の状況が著しく変わった場合
- 二 著しい河床の変動があった場合
- 三 その他時に必要がある場合

(見直し)
縦断検計



横断検計



※ 現況堤防高は、橋梁取り付け盛土区間を対象としないように注意すること。

(大阪府所管)

観測所名	河川名	施設		※1 通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水線 標高 O.P.+(m)	既 往 最 位 高 (量水標読) (m)	備考
		量水標	テレメータ								
高橋	余野川	○	2	1.00	左岸 3.687	池田市東山町	池田土木 事務所長	所員 TEL 072 (752)4111	43.100	S28.9.25	水研62型
		無		1.75	右岸 3.417					2.80	
箕面川橋	箕面川	○	56	1.00	" 3.723	池田市石橋2丁目	"	"	32.336	S42.7.9	水晶水圧式
		無		2.50	" 3.863					3.00	
大門橋	"	○	57	1.00	" 3.913	箕面市箕面公園	"	"	161.718	H26.8.10	"
		無		1.30	" 3.363					1.45	
箕面川ダム	"	○	56	—	—	箕面市粟生間谷	"	"			
徳尾橋	"	○	8	1.00	左岸 3.680	箕面市箕面1丁目	"	"	76.610	H26.8.10	水晶水圧式
		無		2.00	右岸 4.130					1.94	
石澄川橋	石澄川	○	16	0.35	" 2.280	箕面市新稲7丁目	"	"	69.350	H26.8.24	"
		無		0.65	" 2.000					1.04	
春日橋	千里川	○	56	1.00	" 4.511	豊中市本町9丁目	"	"	22.879	S42.7.9	"
		無		2.00	" 4.651					3.20	
天竺川橋	天竺川	○	1	1.00	" 4.178	豊中市服部本町 1丁目	"	"	9.116	H9.8.7	水晶水圧式
		無		2.00	" 3.908					2.86	
水路橋	高川	○	3	0.75	3.91	吹田市江坂町 2丁目	"	"	11.400	H9.8.7	超音波式
		無		1.50						3.40	
矢壇橋	田尻川	○	12	1.00	左岸 4.760	能勢町下田尻	"	"	185.840	H30.7.5	"
		無		1.20	右岸 4.119					2.64	
清水橋	一路庫次大川	○	13	1.25	" 5.000	能勢町平通	"	"	177.382	H30.7.5	水晶水圧式
		無		3.00	" 4.000					5.21	
幣久良橋	茨木川	○	2	1.25	" 6.876	茨木市耳原3丁目	茨木土木 事務所長	所員 TEL 072 (627)1121	19.986	H24.8.14	"
		無		2.00	" 6.526					3.10	
宮島橋	安威川	○	56	1.75	" 6.341	茨木市宮島1丁目	"	"	3.054	S42.7.9	超音波式
		無		3.25	" 6.511					5.20	
千歳橋	"	○	2	1.25	" 8.174	茨木市庄1丁目	"	"	8.736	S42.7.9	水晶水圧式
		無		3.25	" 8.774					5.50	
太田橋	"	○	1	1.25	" 5.904	茨木市西太田町 29	"	"	17.317	H25.9.16	"
		無		2.25	" 5.924					3.26	
鶴野橋	"	○	6	1.50	" 5.904	摂津市三島1丁目	"	"	1.534	H11.6.30	"
		無		3.25	" 7.088					4.25	
水無瀬橋	水無瀬川	○	3	1.00	" 4.249	島本町東大寺 1丁目	"	"	15.671	S42.7.9	"
		無		1.50	" 4.209					3.00	
檜尾川橋	檜尾川	○	62	1.25	" 7.388	高槻市野田2丁目	"	"	9.960	H25.7.18	水晶水圧式
		無		3.00	" 7.540					3.92	
芥川橋	芥川	○	60	1.25	" 4.413	高槻市殿町13	"	"	15.663	H30.7.5	"
		無		2.75	" 4.443					2.63	

観測所名	河川名	施設		※1 通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 線高 O.P.+(m)	既 往 最 位 備 考 (量水標読) (m)	備考
		量水標	テレメータ								
西之川原橋	芥川	○	14	1.75	左岸 7.000	高槻市西之川原 1丁目	茨木土木 事務所長	所員 TEL 072 (627)1121	27.230	H30.7.5	水晶水圧式
		無		3.50	右岸 8.220						
生駒橋	大正川	○	14	1.75	" 5.980	摂津市昭和園3	"	"	2.970	H25.7.18	"
		無		3.25	" 6.770						
天堂橋	女瀬川	○	3	0.75	" 4.206	高槻市東五百住 3丁目	"	"	11.390	S42.7.9	"
		無		1.50	" 5.306						
新屋橋	佐保川	○	4	1.00	" 5.761	茨木市東福井 3丁目	"	"	25.230	H24.8.10	"
		無		2.00	" 5.741						
中河原橋	勝尾寺川	○	58	0.50	" 4.560	茨木市東福井 1丁目	"	"	23.105	H26.8.24	超音波式
		無		1.25	" 4.620						
正雀川新橋	正雀川	○	16	1.50	" 8.680	吹田市南正雀 2丁目	"	"	4.750	H19.8.30	水晶水圧式
		無		2.25	" 8.700						
阪急京都線	山田川	○	3	1.00	" 4.814	摂津市東正雀 5丁目	"	"	5.906	H9.8.7	"
		無		2.00	" 4.679						
糸田橋	糸田川	○	22	1.50	" 3.994	吹田市垂水町 2丁目	"	"	7.161	H24.8.14	超音波式
		無		1.90	" 3.984						
西河原橋	船橋川	○	1	1.00	" 4.344	枚方市上島東町	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072 (844)1331	13.716	H11.6.30	"
		無		2.00	" 4.104						
山垣内橋	穂谷川	○	62	1.00	" 4.356	枚方市牧野阪	"	"	11.452	S42.7.9	"
		無		2.25	" 3.186						
禁野橋	天野川	○	59	1.00	" 6.733	枚方市禁野	"	"	9.893	H11.8.11	水研62型
		無		3.50	" 6.843						
新家橋	讃良川	○		0.90	" 2.450	寝屋川市新家	"	"	7.393	S40.9.17	
		無		1.50	" 2.510						
讃良川高橋	讃良川	○	20	0.90	" 3.71	寝屋川市小路南町	"	"	6.860	H28.6.23	超音波式
		無		1.20							
鎌池公園	権現川	○	20	2.00	" 3.14	大東市南野1丁目	"	"	9.460	H30.7.6	水晶水圧式
		無		2.40							
会所橋	寝屋川	○	2	3.00	" 6.690	大東市深野1丁目	"	"	0.280	H16.10.20	超音波式
		無		3.50	" 6.890						
大排水機場	寝屋川 水路	○	55	—	内水0.P.+5.30 外水0.P.+13.0	寝屋川市太間町	"	所員 TEL 072 (829)7557	内水-1.26 外水 0		投込式
布忍橋	西除川	○	54	1.60	左岸 5.050	松原市北新町 2丁目	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 (335)4550	12.460	H29.10.22	水晶水圧式
		無		2.50	右岸 5.800						
上浅香橋	"	○	58	2.50	" 6.737	堺市北区 東浅香山町2丁	"	"	4.294	H29.10.22	超音波式
		無		3.20	" 6.737						
常盤橋	西除川 水路	○	3	2.60	" 6.774	堺市北区 常盤町2丁	"	"	5.873	H29.10.22	(上流) " (下流) 水晶水圧式
		無		3.20	" 6.774						
滝尻橋	石川	○	55	0.90	—	河内長野市滝畑	"	"	TP+ 20.482	H7.7.4	水晶水圧式
		無		2.10							

観測所名	河川名	施設		※1 通報水位 (m)	※2 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 線高 O.P.+(m)	既 往 最 位 水 位 (量水標読) (m)	備考
		量水標	テレメータ									
狭山池ダム	西除川	○	11	—	—	—	大阪狭山市岩室	富田林土木 事務所長	所員 TEL 0721 (25)1131			水晶水圧式
金剛橋	"	○	8	1.40	"	4.440	大阪狭山市半田 5丁目	"	"		H24.6.22	"
萱振大橋	楠根川	○	6	1.40			八尾市緑ヶ丘 1丁目	八尾土木 事務所長	所員 TEL 072 (994)1515	4.835	H16.5.13	超音波式
平野川 越流堤 (外水位)	平野川	○	8	1.00		左岸 2.800 右岸 1.800 (越流高)	八尾市空港1丁目	"	"	9.900	H9.8.7	水晶水圧式
八尾広域 防災基地 調節池		○	15	0.P.+ 9.90		0.P.+ 11.75	"	"	"	9.700		"
八尾空港北濠 空港放水路 (外水位)	八尾空港 北濠	○	8	1.00		2.80	八尾市南木の本 6丁目	"	"	9.170	H9.8.7	"
大堀上小橋	東除川	○	54	1.80		左岸 6.788 右岸 6.788	松原市大堀	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 (335)4550	10.807	H29.10.22	超音波式
明治小橋	"	○	8	2.75	"	9.402	大阪市平野区 長吉田辺4丁目	"	"	8.418	H29.10.22	"
上東条橋	千早川	○	55	0.30	"	5.768	富田林市別井	"	所員 TEL 0721 (25)1131	58.328	S27.7.11	水晶水圧式
玉手橋	石川	○	12	2.70	"	8.100	藤井寺市道明寺 3丁目	"	"	19.200	H29.10.22	超音波式
河南橋	"	○	12	1.30	"	7.532	富田林市川面町 2丁目	"	"	39.468	H29.10.22	"
金剛大橋	"	○	55	1.40	"	6.705	富田林市山中田	"	"	47.653	S10.6.30	水晶水圧式
諸越橋	"	○	55	2.80	"	10.373	河内長野市 末広町	"	"	87.475	H29.10.22	超音波式
滝畑ダム	"	○	55	T.P.+ 263.25		—	河内長野市滝畑	南河内農と 緑の総合 事務所長	所員 TEL 0721 (62)3672	TP+ 233.700		
関屋橋	"	○	55	1.00		—	"	富田林土木 事務所長	所員 TEL 0721 (25)1131	TP+ 281.950	H25.9.16	水晶水圧式 雨量計併設
梅川橋	梅川	○	54	1.80		左岸 4.135 右岸 4.142	南河内郡 太子町伽山	"	"	35.600	S63.5.31	超音波式
鍵田橋	佐備川	○	56	0.60	"	4.627	富田林市西板持	"	"	57.354	S40.9.17	水晶水圧式
逢坂橋	飛鳥川	○	2	0.70		2.70	羽曳野市駒ヶ谷	"	"	28.060	H19.7.17	超音波式
三津屋川橋	三津屋川	○	3	1.70		3.87	大阪狭山市 茱萸木	"	"	82.200	H19.7.17	水晶水圧式
平和橋	天見川	○	12	1.20		左岸 3.270 右岸 3.270	河内長野市 三日市町	"	"	107.990	H29.10.22	"

観測所名	河川名	施設		※1 通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 線高 O.P.+(m)	既 往 最 位 高 (量水標読) (m)	備考
		量水標	テレメータ								
野田	西除川	○	2	0.70	4.80	堺市東区北野田	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 (335)4550	50.170	H29.10.22	水晶水圧式
		無		1.00						1.78	
古川橋	東除川	○	55	0.80	左岸 5.100	堺市美原区 小平尾	"	"	38.585	H9.7.13	"
		無		1.20	右岸 5.128					1.81	
小山	落堀川	○	20	2.40	2.69	藤井寺市 小山7丁目	"	"	10.800	H29.10.22	超音波式
		無		3.20						3.33	
戎橋	石津川	○	19	2.50	左岸 7.483	堺市堺区石津町	鳳土木 事務所長	所員 TEL 072 (273)0123	0.030	H24.6.22	水晶水圧式
		無		3.75	右岸 7.065					4.24	
万崎橋	石津川	○	2	1.50	左岸 6.917	堺市中区 八田西町1丁	"	"	11.420	H19.7.17	超音波式
		無		3.00	右岸 7.001					5.01	
王子川 排水機場	王子川	○	9	—	0.P.+7.20	泉大津市助松町	"	"	0.000		デジタル 雨量計併設
芦田川 排水機場	芦田川	○	7	—		高石市羽衣4丁目	"	"	0.000		雨量計併設
芦田川加茂	芦田川	○	19	0.50	" 2.100	高石市 加茂2丁目	"	"	4.636	H24.9.14	超音波式
		無		1.20	" 1.720					1.88	
楯並橋	大津川	○	55	1.00	左岸 5.385	泉大津市清水町	"	"	2.540	S27.7.11	"
		無		2.25	右岸 5.503					3.23	
川中橋	楨尾川	○	9	1.00	" 4.631	和泉市三林町	"	"	55.800	S28.9.25	水晶水圧式
		無		1.75	" 4.806					4.20	
桑原大橋	楨尾川	○	8	1.00	" 5.820	和泉市観音寺町	"	"	18.772	H29.10.22	超音波式
		無		2.50	" 5.967					3.42	
新緑田橋	松尾川	○	12	1.75	" 6.454	和泉市小田町	"	"	12.582	H19.7.17	"
		無		3.00	" 6.856					3.06	
高板橋	牛滝川	○	5	1.50	" 7.749	忠岡町高月南	"	"	9.750	S10.6.30	"
		無		2.25	" 7.487					3.50	
大正大橋	榎井川	○	59	1.00	" 5.890	泉佐野市 南中榎井	岸和田土木 事務所長	所員 TEL 072 (439)3601	9.548	S29.6.30	水晶水圧式
		無		2.25	" 5.677	3.25					
山直橋	牛滝川	○	4	0.75	2.89	岸和田市岡山町	"	"	34.250	H7.7.4	超音波式
		無		1.25						3.18	
江永橋	榎井川	○	5	—	左岸 5.582	泉南市岡田	"	"	1.105	H7.7.4	"
		無		—	右岸 5.512					3.26	
新新家橋	新家川	○	20	0.80	4.75	泉南市新家	"	"	9.540	H30.7.5	水晶水圧式
		無		0.90						1.91	
男里川橋	男里川	○	60	1.75	5.04	泉南市男里	"	"	7.060	H7.7.4	超音波式
		無		2.75						4.18	
昭永橋	近木川	○	63	0.75	5.06	貝塚市畠中2丁目	"	"	5.100	H29.10.22	"
		無		1.25						2.36	
森池橋	春木川	○	1	1.25		岸和田市 西ノ内町	"	"	9.233	H19.7.17	"
		無		2.50						2.49	

観測所名	河川名	施設		※1 通報水位 (m)	※2 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 線高 O.P.+(m)	既 往 最 位 高 (量水標読) (m)	備 考
		量 水 標	テ レ メ ー タ									
青木橋	津田川	○	1	0.75			貝塚市久保	岸和田土木 所員	TEL 072 (439)3601	9.510	H7.7.4 2.37	超音波式
見出川橋	見出川	○	3	0.80			泉佐野市貝田	"	"	5.100	H7.7.4 1.70	水晶水圧式
佐野川	佐野川	○	3	1.00			泉佐野市上瓦屋	"	"	4.497	H7.7.4 1.95	"
茶屋川	茶屋川	○	14	0.70		9.38	阪南市箱作	"	"	3.549	H30.7.6 2.54	超音波式
谷川橋	東川	○	12	0.80		5.80	岬町多奈川谷川	"	"	2.850	H30.7.6 2.50	"
田身輪橋	番川	○	13	0.75		3.26	岬町淡輪	"	"	16.480	H30.7.6 2.04	水晶水圧式
宮下橋	大川	○	13	0.85		8.61	岬町深日	"	"	5.270	H30.7.6 2.69	"
京橋	寝屋川	○	無	2.40		4.50	大阪市都島区 片町1丁目	寝屋川水系 改修工管 所 長	所員 TEL 06 (6962)7661	0.000	H11.8.11 3.74	超音波式
古堤橋	"	○	55	2.40		5.20	大阪市城東区 今福南3丁目	"	"	0.000	H11.8.11 4.49	"
城北大川口 水門 (外水位)	大川	○	有	2.40		4.00	大阪市都島区 友淵1丁目	"	"	0.000	—	"
城北大川口 水門 (内水位)	城北川	○	有	2.40		4.00	"	"	"	0.000	—	"
香蘭橋	"	○	有	2.40		4.00	大阪市旭区 中宮1丁目	"	"	0.000	—	"
スマイレ 菫橋	"	○	有	2.40		4.00	大阪市旭区 新森2丁目	"	"	0.000	—	"
南今福橋	"	○	有	2.40		4.00	大阪市城東区 今福南4丁目	"	"	0.000	—	"
徳庵橋	寝屋川	○	無	2.60		6.40	大阪市鶴見区 徳庵2丁目	"	"	0.000	H11.8.11 4.77	"
住道	"	○	55	2.80		7.30	大東市赤井1丁目	"	"	0.000	H11.8.11 5.23	"
寝屋川 治水緑地	"	○	無	3.50		6.60	大東市深野北 4丁目	"	"	0.000	H1.9.3 5.23	雨量計併設
城見橋	第二寝屋川	○	有	2.40		4.60	大阪市城東区 中浜1丁目	"	"	0.000	H11.8.11 4.09	超音波式
昭明橋	"	○	55	2.50		5.20	大阪市城東区 諏訪町	"	"	0.000	H11.8.11 4.69	"
新田大橋	"	○	有	3.10		5.90	東大阪市御厨	"	"	0.000	H11.8.11 5.40	超音波式 雨量計併設

観測所名	河川名	施設		※1 通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 線高 O.P.+(m)	既往水位 (量水標読) (m)	備考
		量水標	テレメータ								
芝大橋	恩智川	○	63	5.60 6.00	7.65	東大阪市水走	寝屋川水系 改修工管 所 長	所員 TEL 06 (6962)7661	0.000	S54.6.29 6.50	超音波式
恩智川 治水緑地	"	○	無	6.45 7.05	8.30	八尾市福万寺町	"	"	0.000	S59.6.27 7.40	"
花園多目的 遊水地	"	○	13	5.85 6.25	8.50	東大阪市松原南	"	"	0.000	H24.6.22 6.53	水晶水圧式
中高橋	"	○	58	8.70 9.10	10.85	八尾市東山本町 1-13	"	"	0.000	R1.9.5 9.43	超音波式
剣橋	平野川	○	55	2.80 3.30	4.90	大阪市東成区 玉津3丁目	"	"	0.000	S54.9.30 4.39	"
今里大橋	平野川 水路	○	無	2.80 3.30	5.10	大阪市東成区 大今里南3丁目	"	"	0.000	S54.6.29 4.74	"
古川導水路	寝屋川	○	1	4.30 4.30	—	寝屋川市清水町	"	"	0.000	—	"
中竹測橋	平野川	○	無	7.50 7.70	9.30	大阪市平野区 加美南陽町	"	"	0.000	S54.6.27 H16.5.13 8.71	超音波式 雨量計併設
太子橋	"	○	5	1.25 2.00	3.60	八尾市南太子堂 6丁目	八尾土木 事務所 長	所員 TEL 072 (994)1515	7.459	H24.6.22 3.08	超音波式
大吹橋	神崎川	○	61	3.00 3.80	6.50	大阪市東淀川区 西淡路6丁目	西大阪治水 事務所 長	所員 TEL 06 (6541)7771	0.000	H11.6.30 4.70	"
高浜橋	"	○	61	3.00 3.80	6.90	大阪市東淀川区 相川1丁目	"	"	0.000	H11.6.30 5.07	"
三国	"	○	61	3.00 3.80	5.70	大阪市淀川区 新高5丁目	"	"	0.000	H11.6.30 3.99	"
番田水門	"	○	19	—	0.P.+7.68	大阪市東淀川区 北江口1丁目	"	所員 TEL 06 (6393)0221	0.000		
桑才	古川	○	58	2.80 3.20	3.90	門真市北島849	寝屋川水系 改修工管 所 長	所員 TEL 06 (6962)7661	0.000	H9.8.7 3.42	超音波式
平野川三川 合流点	平野川	○	58	3.30 3.80	5.40	大阪市生野区 林寺6-6	"	"	0.000	H11.8.11 4.87	"
巽橋	平野川 水路	○	58	2.80 3.30	5.75	大阪市生野区 巽中1-1	"	"	0.000	H11.8.11 5.36	"
平野川 分水路 排水機場	"	○	無	2.40 3.20	5.10	大阪市城東区 東中浜7丁目	"	"	0.000	—	内外水位 雨量計併設
鳥居先 (平野川上流)	平野川	○	58	5.50 6.00	7.10	大阪市平野区 平野馬場1-4	"	"	0.000	S59.6.27 6.16	超音波式
" (平野川下流)	"	○	58	5.00 5.50	6.70	大阪市平野区 平野馬場1-3	"	"	0.000	H11.8.11 6.14	"
" (平野川 分水路)	平野川 水路	○	58	4.50 5.00	6.30	大阪市生野区 巽南4-9	"	"	0.000	S59.6.27 6.00	"

観測所名	河川名	施設		※1 通報水位 警戒水位 (m)	※2 堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水線 標高 O.P.+(m)	既高 往水標読 (m)	最位 備	考
		量水標	テレメータ									
徳庵橋 古川水門内	古川	○	58 無	2.60 3.00	4.40	大阪市鶴見区 徳庵2丁目	寝屋川水系 改修工営 所長 (6962)7661	所員 TEL 06 (6962)7661	0.000	H24.8.14 4.24	超音波式	
平野川 調節池	今川	○	62 無有	—	—	大阪市東住吉区 今川1丁目	大阪府知事	大阪府	0.000			
” (内水位)	平野川 調節池	○	62 無有	—	—	大阪市平野区 西脇3丁目	”	”	0.000			
合計	122箇所	河川室所管 119箇所		1級 2級		119箇所 0箇所	農政室所管 3箇所	1級 2級	3箇所 0箇所			

注) 観測級別：1級は、年間を通じて観測を行う。2級は、出水期のみ観測を行う。

施設自記欄、テレメータ欄下の63、2等は、設置年が昭和63年、平成2年であることを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータ、有は電話回線利用有線テレメータを示す。

※1 通報水位は、水防団待機水位（通報水位）を表す。

※2 警戒水位は、氾濫注意水位（警戒水位）を表す。

河川カメラ一覧表

事務所	河川名	観測所名	所在地	事務所	河川名	観測所名	所在地
池田土木事務所	山辺川	城山橋	能勢町栗栖	鳳土木事務所	石津川	万崎橋	堺市中区八田西町1丁目
	田尻川	無名橋	能勢町倉垣		石津川	津久野	堺市西区鶴田町
	一庫大路次川	深田橋	能勢町柏原		石津川	戎橋	堺市堺区石津町1492番地
	初谷川	豊能町吉川	豊能町吉川		芦田川	加茂	高石市加茂2丁目
	余野川	女美尾橋	豊能町余野		和田川	鳩塚橋	堺市南区稲葉3丁目
	余野川	大正橋	箕面市下止々呂美		大津川	川中橋	和泉市三林町字川中
	余野川	高橋	池田市東山町		櫛尾川	桑原大橋	和泉市観音寺町
	余野川	古江橋	池田市木部町		牛滝川	高板橋	忠岡町高月南3丁目
	箕面川	箕面川橋	池田市石橋2丁目17		大津川	橋並橋	泉大津市清水町
	箕面川	徳尾橋	箕面市箕面1丁目		松尾川	新緑田橋	和泉市小田町
	千里川	春日橋	豊中市桜の町		牛滝川	山直橋	岸和田市岡山町265
	天竺川	のぞみ橋	豊中市夕日丘1丁目2		春木川	森池橋	岸和田市西ノ内町
	天竺川	天竺川橋	豊中市服部本町1丁目		津田川	青木橋	貝塚市久保
	高川	水路橋	吹田市江坂町3丁目		津田川	南海本線	貝塚市堀2丁目
	石澄川	石澄川橋	箕面市新橋7丁目		近木川	昭永橋	貝塚市浦田
	上の川	千里山東公園前	吹田市千里山東2丁目		見出川	見出川	泉佐野市貝田
	茨木川	幣久良橋	茨木市耳原3丁目		佐野川	佐野川橋	泉佐野市中庄
	安威川	太田橋	茨木市西太田町		住吉川	大久保中2丁目地先	熊取町大久保中2丁目
	安威川	千歳橋	茨木市庄1丁目		山田川	大久保中3丁目地先	熊取町大久保中3丁目
安威川	宮島橋	茨木市宮島1丁目	櫻井川	大正天橋	泉佐野市南中樞井		
安威川	鶴野橋	摂津市三島1丁目	櫻井川	江永橋	泉南市岡田1664-1		
山田川	阪急京都線	摂津市東正倉5	新室川	府道新室川橋	泉南市新室		
芥川	大森橋	高槻市原	男里川	男里川橋	泉南市男里		
芥川	芥川橋	高槻市殿町	茶屋川	茶屋川橋	阪南市箱作		
芥川	西之河原橋	高槻市西之川原1丁目	番川	大渡橋	神町淡輪		
榊尾川	弥生橋	高槻市花林苑	番川	田身輪橋	神町淡輪		
榊尾川	榊尾川橋	高槻市野田2丁目	大川	南海橋	神町淡日		
東榊尾川	榊尾川上流	高槻市成合	東川	平野橋	神町多奈川谷川		
女瀬川	天堂橋	高槻市東五百住町3丁目15	東川	谷川橋	神町多奈川谷川		
水無瀬川	水無瀬橋	島本町東大寺1丁目	神崎川	大吹橋	大阪市東淀川区東淡路6丁目		
勝尾寺川	中河原橋	茨木市東福井1丁目	神崎川	三国	大阪市淀川区新高5丁目		
大正川	生駒橋	摂津市昭和園3	神崎川	高浜橋	大阪市東淀川区相川1丁目		
佐保川	新屋橋	茨木市東福井3丁目	寝屋川	寝屋川治水緑地	大東市深野北		
正雀川	正雀川新橋	吹田市南正雀2丁目	寝屋川	住道	大東市赤井1丁目		
糸田川	糸田橋	吹田市壺水町2丁目	寝屋川	新喜多大橋	大阪市城東区今福南1丁目		
船橋川	西河原橋	枚方市西船橋1丁目4	寝屋川	京橋	大阪市都島区片町1丁目		
穂谷川	滝橋	枚方市藤阪南町2丁目	寝屋川	古堤橋	大阪市城東区今福南3丁目		
穂谷川	出屋敷歩道橋	枚方市出屋敷町1丁目	寝屋川	徳庵橋	大阪市鶴見区徳庵2丁目		
穂谷川	山垣内橋	枚方市黄金野1丁目	寝屋川	古川津水路	寝屋川市清水町		
天野川	祭野橋	枚方市大垣内町	第二寝屋川	昭明橋	東大阪市森内西2丁目		
讃良川	讃良川高橋	寝屋川市小路南町	第二寝屋川	城見橋	大阪市城東区中浜1丁目		
権現川	鎌池公園	大東市学園町	第二寝屋川	新田大橋	東大阪市御厨		
大川	東高野街道	東大阪市善根寺町4丁目	第二寝屋川	恩智川治水緑地	八尾市福方寺町		
目下川	富前橋	東大阪市布市町3丁目	恩智川	中高橋	八尾市東本町1丁目13		
楠根川	菅振大橋	八尾市菅振町1丁目	恩智川	恩智川治水緑地	東大阪市池島町7丁目		
平野川	太子橋	八尾市南太子堂6丁目	恩智川	花園多目的遊水地	東大阪市松原南2丁目		
原川	新玉手橋	柏原市片山町	恩智川	芝大橋	東大阪市水走		
大乘川	石川浄水場前	羽曳野市古市3丁目	古川	桑才	門真市北島町		
飛鳥川	八丁橋	羽曳野市飛鳥	平野川	中竹洲橋	大阪市平野区加美西2丁目		
飛鳥川	逢坂橋	羽曳野市駒ヶ谷	平野川	三川合流	大阪市生野区林寺6丁目		
石川	金剛大橋	富田林市富田林町	平野川	劍橋	大阪市東成区玉津3丁目5		
石川	河南橋	富田林市川面町2丁目	平野川	鳥居先橋	大阪市平野区平野馬場1丁目4		
石川	諸越橋	河内長野市米広町	平野川分水路	今里大橋	大阪市東成区大今里4丁目		
梅川	寺田橋	河南町寺田	平野川分水路	巽橋	大阪市生野区葉中1丁目1		
梅川	梅川橋	南河内郡太子町伽山	江藤川	寝屋川治水緑地	大東市深野北		
佐備川	三中橋	富田林市佐備					
石見川	南大門橋	河内長野市寺元					
天見川	大川橋	河内長野市石仏	合計	126箇所			
天見川	平和橋	河内長野市三丁目町					
西除川	高橋	河内長野市下里町					
西除川	草沢歩道橋	大阪狭山市茶菱木7丁目					
西除川	野田	堺市東区北野田					
西除川	上浅香橋	堺市北区東浅香山町2丁					
西除川	常盤橋	堺市北区常盤町2丁					
西除川	金剛橋	大阪狭山市半田5丁目					
東除川	堂之下橋	堺市美原区平尾					
東除川	鯉音橋	羽曳野市向野					
東除川	古川橋	堺市美原区小平尾					
落堀川	小山	藤井寺市小山7丁目					
千早川	上東条橋	富田林市別井					
三津屋川	三津屋川橋	大阪狭山市茶菱木					

(近畿地方整備局所管)

河川名	観測所名	種別	所在地	位置 河口よりの 距離 (m)	位置 零 (点) 高 (m)	水待 機位 (m)	氾濫注 意水位 (m)	計画高 位 (m)	計画高 流量 (m ³ /S)	所 属	備 考
(本) 淀川	たかはま 高浜 (高浜)	自記 テレメータ	高槻市上牧町	右岸 32.973	0.P.+ 9.095	2.70	4.50	6.41	12.000	淀川河川 事務所	
"	ひらかた 枚方 (枚方)	"	枚方市桜町3-32	左岸 25.990	0.P.+ 6.868	2.70	4.50	6.36	12.000	"	
"	ほんせん 本ヶ毛 川 有線 毛馬 馬	自記 有線 テレメータ	大阪市都島区 毛馬町	左岸 9.900	0.P.+ 0.000	4.000	5.500	—	12.000	"	旧長柄 S 53 よ り改称
旧淀川	にしのはな 西の鼻	自記	大阪市北区 中の島6丁目4-6	右岸 6.200	"	—	—	—	—	"	
(本) 淀川	ふくしま 福島 (福島)	有線テレ 自記	大阪市福島区 海老江8-3-15	左岸 4.800	"	—	—	5.200	12.000	"	デジタル 開始 S47.3.1
(1) 石川	どうみょうじ 道明寺 (道明寺)	テレメータ 電子ロガー	藤井寺市国府	左岸 0.780	TP+ 18.000	2.00	3.50	5.650	1.700	大和川河川 事務所	
(本) 大和川	かしわら 柏原 (柏原)	"	藤井寺市大井 5丁目	左岸 17.029	TP+ 13.500	1.50	3.20	7.315	4.800	"	
"	おりおの 遠野小野	自記 テレメータ	堺市堺区 遠里小野町	左岸 4.182	TP+ 0.598	—	—	5.958	5.200	"	
"	さかい 堺	"	堺市堺区 築港八幡町	左岸 0.600	0.P.+ 0.000	—	—	—	—	"	
"	くにとよばし 国豊橋	テレメータ 電子ロガー	柏原市高井田	左岸 19.390	TP+ 17.494	—	—	6.083	3.600	"	
(3) 余野川	よしだばし 吉田橋 じょうりゅう 上流	自記 テレメータ	池田市伏尾町	左岸 22.80	TP+ 51.586	—	—	—	—	猪名川河川 事務所	観測所を 吉田橋統廃 合により変 更追加
(2) 猪名川	おおべ 小戸 (小戸)	"	池田市西本町	左岸 19.40	TP+ 21.307	1.00	2.50	5.15	2.300	"	
"	とくら 利倉	テレメータ	豊中市利倉西 1丁目	左岸 10.30	TP+ 1.160	2.00	3.50	4.83	1.500	"	デジタル

注) (本)は本川、(1)は1次支川、(3)は3次支川を示す。

危機管理型水位計 観測所一覧表

管理者	河川名	観測所名	所在地	水位計 種類	管理者	河川名	観測所名	所在地	水位計 種類	
池田土木事務所	野間川	貝尻橋	豊能郡能勢町野間出野	電波式	枚方土木事務所	谷田川	深野緑が丘橋	大東市緑が丘1丁目	超音波式	
	長谷川	稲地橋(イナジ)	豊能郡能勢町稲地	水圧式		鍋田川	大東公園	大東市緑が丘2丁目	水圧式	
	石田川	ぬかくら橋	豊能郡豊能町切畑	水圧式		たち川	寝屋下橋	寝屋川市宇谷町	超音波式	
	菟川	熊野小学校前	豊中市熊野町1丁目7	電波式		香川	R170高架下	東大阪市石切町3	水圧式	
茨木土木事務所	箕川	南清水町地先	茨木市南清水町4	水圧式	八尾土木事務所	長門川	R170	東大阪市池島町2丁目1	超音波式	
	東山川	塚脇地先	高槻市塚脇	電波式		富田土木事務所	宇奈田川	東板持町1丁目地先	富田林市東板持町1丁目	水圧式
	境川	阪急摂津市駅	摂津市香露園	電波式			加賀田川	加塩バス停前	河内長野市加賀田	超音波式
枚方土木事務所	藤田川	藤田川下流	枚方市山之上2丁目	超音波式	鳳土木事務所	百済川	宮本小橋	堺市西区津久野町3丁8	超音波	
	前川	西長砂橋(にしなごさばし)	交野市私部西3丁目	超音波式		父鬼川	常盤橋	和泉市坪井町	超音波	
	北川	前田橋	枚方市村野南町	超音波式		金熊寺川	蓮信寺前	泉南市信達金熊寺	超音波	
	岡部川	岡部小橋	寝屋川市堀清1丁目	超音波式	岸和田土木事務所	山中川	久保田橋	阪南市自然田	超音波	
	清滝川	部屋本町地先	四條畷市部屋本町	水圧式		牛滝川	手越橋	岸和田市大沢町	水圧式	

第17表 管内潮位観測所一覽表

(大阪府所管)

観測所名	河川及び 海岸名	位置	管理者	観測者	摘要
堂島検潮所	堂島川	北区堂島3丁目1	西大阪治水 事務所長	所員	防災テレメータ
柴谷検潮所	木津川	住之江区柴谷1-2	〃	〃	〃
安治川水門	安治川	港区弁天6-3	〃	〃	〃
木津川水門	木津川	大正区三軒家東3-6	〃	〃	〃
尻無川水門	尻無川	大正区泉尾7-5	〃	〃	〃
正蓮寺川水門	正蓮寺川	此花区島屋2	〃	〃	〃
六軒家川水門	六軒家川	此花区春日出南1丁目	〃	〃	〃
三軒家水門	三軒家川	大正区千鳥1-29	〃	〃	〃
毛馬排水機場	旧淀川 (大川)	北区長柄東3丁目 3-25	近畿地方整備局長 西大阪治水事務所長	〃	〃
左門橋	左門殿川	西淀川区佃1丁目	西大阪治水 事務所長	〃	〃
旧猪名川	旧猪名川	兵庫県尼崎市戸ノ内	〃	〃	〃
出来島水門	西島川	西淀川区西島1丁目 (西島川左岸)	〃	〃	〃
堺港	堺泉北港	堺市堺区塩浜町1	大阪港湾局長 (府)	〃	〃
泉北港	〃	泉大津市新港町	〃	〃	〃
貯木場南水門	阪南港	岸和田市木材町	〃	〃	〃
岸和田水門	〃	岸和田市臨海町地先	〃	〃	〃
深日	深日港	泉南郡岬町深日港3493	〃	〃	〃
計	17箇所	河川室所管 12箇所 大阪港湾局所管 5箇所			

(大阪管区气象台所管)

観測所名	河川及び 海岸名	位置	管理者	観測者	摘要
大阪	大阪港内	港区築港3丁目2 天保山公園地先	大阪管区气象台長	气象台 職員	
淡輪	泉南海岸	泉南郡岬町淡輪地先	〃	〃	

第18表 大阪府ため池防災テレメータシステムによるため池水位観測所一覧表

ため池防災テレメータは、近年、頻発する局地的豪雨等による自然災害から府民の生命・財産を守るため、ため池の水位等をリアルタイムで監視し、豪雨等に対する監視体制の強化を図る目的に設置しているシステムである。

府内市町村と水防上重要かつ設置が必要と決定したため池の設置している。

(大阪府所管) (令和5年3月現在)

No.	観測所名	余水吐 高 堤防天 端まで	所在地	観測局 者	観測局 所在事務所	管 め 理 者	池 備 考
1	五藤池	1.4	箕面市白鳥3丁目	農政室長	北部農と 緑の総合 事務所	白島・石丸 水利組	
2	オヶ原池	2.6	箕面市箕面	"	"	上下水道局	
3	イカリ池 (鑄ヶ池)	2.3	茨木市郡2丁目	"	"	郡実行組合	
4	下池 (下ノ池)	2.0	茨木市郡山1丁目	"	"	郡山実行組合	
5	長池	2.1	茨木市中穂積2丁目	"	"	春日地区 土地改良区	
6	惣喜池	3.0	枚方市津田北町3丁目	"	"	津田水利 組合	
7	地藏池	2.6	枚方市津田元町4丁目	"	"	津田水利 組合	
8	中宮大池	2.1	枚方市中宮大池4丁目	"	"	中宮土 地区改良区	
9	寒谷池	3.85	四條畷市下田原	"	"	下田原 土地改良区	
10	岡山新池	1.7	四條畷市大字岡山	"	"	砂、岡山新 水利組	池 合
11	室池古池	2.71	四條畷市大字南野	"	"	室池用 調整協議	水 会

No.	観測所名	吐水高 から 堤防天 端まで	所在地	観測局 管理者	観測局 所在事務所	た 管 め 理 池 者	備 考
12	鳥ヶ池	2.0	四條畷市大字岡山	農政室長	中部農と 緑の総合 事務所	鳥ヶ池 水組	
13	北谷池	3.6	四條畷市大字上田原	〃	〃	上田原土 改良地区	
14	日下新池	1.6	東大阪市日下町1丁目	〃	〃	日下財産区	
15	豊浦山池	2.4	東大阪市東豊浦町	〃	〃	豊浦財産区	
16	河内山池	1.4	東大阪市客坊町	〃	〃	河内財産区	
17	六万寺半 堂池	0.5	東大阪市六万寺町 2丁目	〃	〃	六万寺財産区	
18	下岡池	余水吐無	東大阪市六万寺町 1丁目	〃	〃	六万寺財産区	
19	河内中池	1.5	東大阪市客坊町	〃	〃	河内財産区	
20	星田大池	4.0	交野市星田8丁目	〃	〃	星田水 用組	田合
21	恩智惣池	2.4	八尾市恩智	〃	〃	恩智士 水利委員 会	
22	夫婦池	1.4	羽曳野市伊賀3丁目	〃	南河内農と 緑の総合 事務所	伊賀水利組合	
23	新池 (飛鳥新池)	2.3	羽曳野市飛鳥	〃	〃	飛鳥水利組合	
24	高松池	1.4	羽曳野市はびきの 1丁目	〃	〃	野々上 水利組	合

No.	観測所名	吐水 かさ 余 敷 堤 防 天 端 ま で	所 在 地	観 測 局 管 理 者	観 測 局 所 在 事 務 所	た 管 め 理 池 者	備 考
25	二つ池	1.5	羽曳野市西浦 5丁目	農 政 室 長	南 河 内 農 と 緑 の 総 合 事 務 所	二 ツ 水 利 組 池 合	
26	乙ヶ池	1.9	羽曳野市西浦 5丁目	〃	〃	二 ツ 水 利 組 池 合	
27	北今池	3.8	南河内郡太子町山田	〃	〃	山田水利組合	
28	東谷池	2.0	南河内郡太子町 大字春日	〃	〃	春 日 財 産 区 管 理 委 員 会	
29	平尾池	0.5	南河内郡太子町山田	〃	〃	山 田 水 利 組 合	
30	後屋池	0.8	南河内郡太子町山田	〃	〃	山 田 水 利 組 合	
31	須賀小池	0.9	富田林市須賀1丁目	〃	〃	須 水 利 組 賀 合	
32	久保堂池	1.4	富田林市新堂	〃	〃	自 然 人	
33	新池	1.1	富田林市富ヶ丘町	〃	〃	毛 人 谷 水 利 委 員 会	
34	寺池	1.7	富田林市錦織北 3丁目	〃	〃	錦 織 北 水 利 組 合	
35	大鳥池	1.8	大阪狭山市東池尻 5丁目	〃	〃	大 鳥 池 水 利 組 合	
36	寺ヶ池	2.2	河内長野市木戸町	〃	〃	寺 ヶ 池 水 利 組 合	
37	大正池	4.0	堺市南区豊田	〃	泉 州 農 と 緑 の 総 合 事 務 所	堺 大 正 市 土 地 改 良 区 池 合	

No.	観測所名	吐水高 から 堤防天 端まで	所在地	観測局 管理者	観測局 所在事務所	管理 者	備考
38	中村大池 (夫池)	1.2	堺市北区中村町	農政室長	泉州農と 緑の総合 事務所	中村町 水利組合	
39	仁山田池	2.0	百舌鳥西之町3丁	"	"	堺市・ 仁山田池梅町水利組合	
40	大津池	1.9	堺市東区野尻町	"	"	北区金岡町自治連合会、東区野尻 町内会	
41	日置荘今池	1.8	堺市東区日置荘原 寺町	"	"	日置荘原寺 水利組合	
42	日置荘西池	1.0	堺市東区日置荘北町	"	"	日置荘北町 水利組合	
43	九文度池	1.8	堺市東区日置荘田 中町	"	"	日置荘田中町 水利組合	
44	高松大池	1.7	堺市東区高松	"	"	高松水利組合 丈六水利組合	
45	日置荘 (坊ヶ池) あたらし 池	1.0	堺市東区日置荘西町5	"	"	日置荘西町 水利組合	
46	柏原池	0.9	堺市中区土塔町	"	"	土塔水利組合	
47	戌之坊 (晴美台) 新池	2.0	堺市南区晴美台1丁	"	"	堺市・車 水利組合	
48	小寺大池	1.8	堺市美原区小寺	"	"	堺市・ 小寺水利組合	
49	金岡長池	1.7	堺市北区金岡町	"	"	長池水利組合	
50	丈六大池	1.9	堺市東区丈六	"	"	丈六水利組合	

No.	観測所名	吐水 高さ から 堤防天 端まで	所在地	観測局 管理者	観測局 所在事務所	た 管 め 理 池 者	備 考
51	大野池	2.6	和泉市尾井町	農政室長	泉州農と 緑の総合 事務所	光明池 土地改良 区	
52	光明池	3.4	和泉市和田町	〃	〃	光明池 土地改良 区	
53	黒石大池	2.3	和泉市黒石町	〃	〃	黒石水利組 合	
54	梨本池	2.2	和泉市鍛冶屋町	〃	〃	梨本池 水利組 合	
55	仏並大池	1.3	和泉市仏並町	〃	〃	佛並大 水利組 合	
56	谷山池	1.7	和泉市府中町飛地	〃	〃	谷山池 管理委員 会	
57	軽部池	0.8	和泉市小田町	〃	〃	軽部池 土地改良 区	
58	三林長池	1.1	和泉市三林町	〃	〃	三林水利組 合	
59	中津池	1.2	和泉市黒鳥町	〃	〃	中津池 水利組 合	
60	妙ノ池	1.1	和泉市寺門町二丁目	〃	〃	妙ノ池 水利組 合	
61	納花長池	0.8	和泉市納花町	〃	〃	納花池 水利組 合	
62	鍛冶屋大池	1.66	和泉市鍛冶屋町	〃	〃	鍛冶屋大 水利組 合	
63	久米田池	2.0	岸和田市池尻町	〃	〃	久米田池 土地改良 区	

No.	観測所名	吐水 高さ から 堤防天 端まで	所在地	観測局 管理者	観測局 所在事務所	た 管 め 理 池 者	備 考
64	隣徳池	2.2	岸和田市尾生町	農政室長	泉州農と 緑の総合 事務所	尾生水利組合	
65	武垣池	1.7	岸和田市稲葉町	〃	〃	稲葉町 水利組合	
66	傍示池	0.55	岸和田市尾生町	〃	〃	神於山 土地改良区	
67	流木今池	2.0	岸和田市流木町	〃	〃	三ヶ町 水利組合	
68	真ノ池	1.5	岸和田市土生滝町	〃	〃	真上町 水利組合	
69	妙ノ池	1.9	岸和田市阿間河滝町	〃	〃	阿間河 水利組合	
70	孟正寺池	1.1	岸和田市土生町	〃	〃	土生水利組合	
71	中島池	0.8	岸和田市土生町	〃	〃	土生水利組合	
72	石谷池	1.7	岸和田市土生滝町	〃	〃	土生滝 水利組合	
73	濁り池	1.1	岸和田市土生町	〃	〃	土生町 水利組合	
74	大池	1.1	岸和田市尾生町	〃	〃	福田水利組合	
75	合池	2.1	岸和田市下松町	〃	〃	下野町 水利組合	
76	小廻池	1.5	岸和田市西之内町	〃	〃	西之内 水利組合	

No.	観測所名	吐水 高さ から 堤防天 端まで	所在地	観測局 管理者	観測局 所在事務所	た 管 め 理 池 者	備 考
77	ミウラ池	0.4	岸和田市三田町	農政室長	泉州農と 緑の総合 事務所	三田水利組合	
78	永寿池	1.4	貝塚市地藏堂	〃	〃	永寿池 水利組合	
79	瀬池	0.7	貝塚市沢	〃	〃	沢浦田 水利組合	
80	大池 (麻生中)	1.7	貝塚市麻生中	〃	〃	麻生中 水利組合	
81	唐間池	0.9	貝塚市半田	〃	〃	半田水利組合	
82	海塚大池	1.2	貝塚市海塚	〃	〃	海塚水利組合	
83	谷田池	1.4	貝塚市三ツ松	〃	〃	三ツ松 水利組合	
84	大谷池	1.6	熊取町大久保北1丁目	〃	〃	大谷池 水利組合	
85	大池	2.1	熊取町大宮4丁目	〃	〃	大池 土地改良区	
86	弘法池	0.8	熊取町朝代西3丁目	〃	〃	弘法池 水利組合	
87	永楽ダム池	3.0	熊取町大字久保	〃	〃	熊取町 土地改良区	
88	大細利池	1.3	泉佐野市市場南3丁目	〃	〃	稲倉池 土地改良区	
89	郷之池	1.4	泉佐野市日根野	〃	〃	上之郷 土地改良区	

No.	観測所名	吐水 高さ から 堤防天 端まで	所在地	観測局 管理者	観測局 所在事務所	管 理 者	備 考
90	稲倉池	3.5	泉佐野市日根野	農政室長	泉州農と 緑の総合 事務所	稲倉池 土地改良 区	
91	新滝の池	3.5	泉佐野市上之郷	"	"	用水運 協議 会	
92	七ノ池	0.5	泉佐野市中庄	"	"	泉佐野市 土地改良 区	
93	三念寺池	1.3	泉佐野市上瓦屋	"	"	泉佐野市 土地改良 区	
94	新池	1.2	泉佐野市泉ヶ丘1丁目	"	"	泉佐野市 土地改良 区	
95	大池	3.0	泉佐野市日根野	"	"	日根野 土地改良 区	
96	十二谷池	2.7	泉佐野市日根野	"	"	日根野 土地改良 区	
97	道ノ池	1.0	泉佐野市下瓦屋	"	"	泉佐野市 土地改良 区	
98	俵屋新池	3.0	泉佐野市俵屋	"	"	日根野 土地改良 区	
99	海宮宮池	2.0	泉南市信達大苗代	"	"	五ヶ池 水利組 郷合	
100	大池	2.3	泉南市新家	"	"	新家大 土地改良 区	
101	タブサ池	2.8	泉南市兔田	"	"	兔田 区	
102	狐池	1.4	泉南市信達大苗代 1丁目	"	"	五ヶ池 水利組 郷合	

No.	観測所名	吐水高 か 堤防天 端まで	所在地	観測局 者	観測局 事務所	管 め 理 者	池 者	備 考
103	入野池	1.4	泉南市信達牧野1丁目	農政室長	泉州農と 緑の総合 事務所	牧野区		
104	昭和池	2.8	泉南市新家	〃	〃	大掛水利組合		
105	堀河ダム池	5.0	泉南市童子畑	〃	〃	童子畑 水利組	畑合	
106	蓮池	2.4	阪南市石田	〃	〃	西台改 土地良	原区	
107	音羽池	1.5	阪南市緑ヶ丘1丁目	〃	〃	音羽池 水利組	池合	
108	自然田 新池	3.0	阪南市石田	〃	〃	西畑 水利組	原合	
109	狭間池	2.0	阪南市鳥取	〃	〃	南台 水利組	原合	
110	東新池	1.4	阪南市箱作	〃	〃	箱作 水利組	東合	
111	鳥取池	3.1	阪南市桑畑	〃	〃	阪南市		
112	大谷池	2.5	阪南市自然田	〃	〃	畑池総 水利組	原合	
113	裏芝池	2.6	阪南市鳥取中	〃	〃	阪南市		
114	下出宮池	1.8	阪南市下出	〃	〃	下出宮 水利組	池合	
115	逢婦ダム	3.6	岬町上孝子	〃	〃	岬町		
116	蛸池	1.7	岬町深日	農政室長	泉州農と 緑の総合 事務所	南土地改 良	池区	
計 116箇所 令和5年3月現在稼働								

第 19 表 大阪府水防災情報システム施設一覧表

大阪府水防災情報システムは、防災行政無線の多重無線回線（統制局～地方局間）を一部利用して、無線により雨量、水位等の情報を自動的に収集し、水防活動を迅速かつ的確に行うために整備をしているシステムである。

(1) テレメータ等の名称及び設置局数

(令和 5 年 3 月現在)

局名	設置場所	設置局数	備考
統制局	大阪府庁（河川室テレメータ室）	1	府庁別館 8 F
中継局	生駒山・五月山・清滝・大和葛城山・和泉葛城山	5	五月山は豊能地方局管内用
地方局	豊能地方局（池田土木事務所） 三島地方局（茨木土木事務所） 北河内地方局（枚方土木事務所） 中河内地方局（八尾土木事務所） 南河内地方局（富田林土木事務所） 泉北地方局（鳳土木事務所） 泉南地方局（岸和田土木事務所） 寝屋川地方局（寝屋川水系改修工営所） 西大阪地方局（西大阪治水事務所） 港湾地方局（大阪港湾局）	10	
観測局	府内各地 (転受局) ダム、排水機場他	169 〔13〕 1	

(※観測局については、第 15～18 表を参照)

・〔 〕 書は有線局（内数）。

(2) 観測項目

観測項目	設置済局の観測数	備 考
雨 量	4 8	
水 位	1 5 4	河川水位・港湾潮位他
放 流 量	2 1	ダム・排水機場
貯 水 量	3	ダム
流 入 量	3	ダム
風向・風速・気圧	6	
施 設 監 視	1 1 3	ダム・排水機場・水門
合 計	2 4 0	

(3) 統制局の整備

	機 器 の 名 称	機 能
統制局	中 継 端 末 装 置	水防災情報システムの専用端末として、観測情報や施設操作状況等の監視、発表処理等を行う。
	中 継 サ ー バ 装 置	水防災情報システム（クラウドサーバ）と他システムとのデータ送受信において中継を行う。
	洪 水 予 測 ・ 予 報 装 置	気象台システムより雨量予測情報の提供を受け、府の指定河川の洪水予測を行い、気象台と合同で洪水予報を行う。
	無 停 電 電 源 装 置	停電時にシステムが停止しないよう、蓄電池より電源を供給する。
	4 面 マ ル チ ビ ジ ョ ン	地方局各局の観測情報を大画面表示或いは複数画面表示することにより、水防活動の意思決定の迅速化を図る。
	プ リ ン タ ー 装 置	Web 端末装置の画面印刷及び表示端末装置による帳票印刷を行う。
附 属 設 備	フ ァ ク シ ミ リ	府庁と近畿地方整備局間の専用回線を利用したファクシミリで国土交通省のマイクロ回線の利用もできる。

第20表 国土交通省近畿地方整備局災害対策用資機材一覧表

回転翼航空機(ヘリコプター) 令和5年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	映像撮影装置	特殊設備	平常時の配置場所	定員	最大運用高度
近畿	きんき号	…	レオナルド式AW139型	標準～84倍ズーム	画像伝送装置(ヘリテレ) 写真撮影システム 機外スピーカー 機外吊り下げ装置 サーチライト	八尾空港	9名 (他運行要員3名含む)	6,096m

衛星通信車(SNG) 令和5年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	マイクロ電話	発動発電機	平常時の配置場所	車種	車両総重量(t)
近畿	衛星通信車	06-4609	準動画 2Mbps×1	4回線	10KVA・軽油200L	紀南河川国道事務所	中型 4×4D	7.5
近畿	衛星通信車	10-08086	準動画 2Mbps×1	4回線	3KVA・ガソリン95L	姫路河川国道事務所	小型 4×4G	3.1
近畿	衛星通信車	10-22083	準動画 2Mbps×1	4回線	3KVA・ガソリン95L	豊岡河川国道事務所	小型 4×4G	3.1
近畿	衛星通信車	10-03095	準動画 2Mbps×1	4回線	10KVA・軽油200L	福井河川国道事務所	中型 4×4D	7.5
近畿	衛星通信車	07-4602-2	準動画 2Mbps×1	4回線	3KVA・ガソリン95L	淀川河川事務所	小型 4×4G	3.1
近畿	衛星通信車	06-1619	準動画 2Mbps×1	4回線	3KVA・ガソリン95L	近畿技術事務所	小型 4×4G	3.1
近畿	衛星通信車	01-10267	準動画 2Mbps×1	4回線	3KVA・ガソリン95L	近畿技術事務所	小型 4×4G	3.1

可搬型小型衛星装置(Ku-SAT) 令和5年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	マイクロ電話	平常時の配置場所	搬送方法
近畿	Ku-SAT	2台	準動画 2Mbps×1	4回線	紀伊山系砂防事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	近畿地方整備局	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	琵琶湖河川事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	滋賀国道事務所(彦根維持出張所)	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	福知山河川国道事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	京都国道事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	大和川河川事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	豊岡河川国道事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	姫路河川国道事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	2台	準動画 2Mbps×1	4回線	兵庫国道事務所(事務所、洲本維持出張所)	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	奈良国道事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	和歌山河川国道事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	3台	準動画 2Mbps×1	4回線	紀南河川国道事務所(事務所、新宮国道維持出張所、串本国道維持出張所)	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	2台	準動画 2Mbps×1	4回線	福井河川国道事務所(事務所、小浜国道維持出張所)	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	木津川上流河川事務所	ライトバン搬送
近畿	Ku-SAT	1台	準動画 2Mbps×1	4回線	近畿技術事務所	ライトバン搬送

排水ポンプ車 令和5年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	所属事務所	規格排水量 換算値(m ³ / s)	ポンプ 駆動方式	ポンプ設置に別途 クレーン車が必要	車両総重量(t)
近畿	排水ポンプ車	11-4606	60m ³ /min、9m、2P、C、照明付	淀川河川事務所	1.00	モータ	×	14.9
近畿	排水ポンプ車	11-4607	150m ³ /min、8m、5P	福井河川国道事務所 (紀南河川国道事務所に配備中)	2.50	モータ	○	16.8
近畿	排水ポンプ車	18-4601	30m ³ /min、10m、4P	猪名川河川事務所	0.50	モータ	×	8.0
近畿	排水ポンプ車	19-4601	30m ³ /min、10m、6P、照明付	猪名川河川事務所	0.50	モータ	×	10.3
近畿	排水ポンプ車	19-4602	30m ³ /min、10m、6P、照明付	近畿技術事務所	0.50	モータ	×	10.3
近畿	排水ポンプ車	19-4603	30m ³ /min、10m、6P、照明付	近畿技術事務所	0.50	モータ	×	10.3
近畿	排水ポンプ車	19-4604	30m ³ /min、10m、6P、照明付	福井河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.3
近畿	排水ポンプ車	20-4602	30m ³ /min、10m、6P、照明付	淀川河川事務所	0.50	モータ	×	10.3
近畿	排水ポンプ車	20-4603	30m ³ /min、10m、6P、照明付	豊岡河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.3
近畿	排水ポンプ車	20-4604	30m ³ /min、10m、6P、照明付	姫路河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.3
近畿	排水ポンプ車	20-4605	30m ³ /min、10m、6P、照明付	和歌山河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.3
近畿	排水ポンプ車	20-4606	60m ³ /min、高揚程(20m)、12P	近畿技術事務所	0.50	モータ	×	17.9
近畿	排水ポンプ車	20-4607	30m ³ /min、10m、6P、照明付	豊岡河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.3
近畿	排水ポンプ車	21-4605	30m ³ /min、10m、6P、照明付	福知山河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.4
近畿	排水ポンプ車	21-4606	30m ³ /min、10m、6P、照明付	姫路河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.4
近畿	排水ポンプ車	21-4607	30m ³ /min、10m、6P、照明付	福井河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.4
近畿	排水ポンプ車	21-4608	30m ³ /min、10m、6P、照明付	近畿技術事務所	0.50	モータ	×	10.4
近畿	排水ポンプ車	25-4600	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	福知山河川国道事務所	0.50	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	25-4601	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	福知山河川国道事務所	0.50	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	25-4602	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	紀南河川国道事務所	0.50	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	25-4603	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	木津川上流河川事務所	0.50	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	25-4604	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	木津川上流河川事務所	0.50	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	25-4609	60m ³ /min、高揚程(20m)、12P	淀川河川事務所	1.00	モータ	×	18.4
近畿	排水ポンプ車	25-4610	60m ³ /min、高揚程(20m)、12P	福井河川国道事務所	0.50	モータ	×	18.4
近畿	排水ポンプ車	25-4611	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	福井河川国道事務所	1.00	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	25-4612	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	和歌山河川国道事務所	0.50	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	26-4600	60m ³ /min、高揚程(20m)、12P	豊岡河川国道事務所	1.00	モータ	×	17.9
近畿	排水ポンプ車	26-4601	60m ³ /min、高揚程(20m)、12P	和歌山河川国道事務所	1.00	モータ	×	17.9
近畿	排水ポンプ車	26-4602	60m ³ /min、高揚程(20m)、12P	紀南河川国道事務所	1.00	モータ	×	17.9
近畿	排水ポンプ車	27-4600	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P	福知山河川国道事務所	0.50	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	27-4601	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P	福知山河川国道事務所	0.50	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	27-4602	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P	琵琶湖河川事務所	0.50	モータ	×	9.9
近畿	排水ポンプ車	29-4602	30m ³ /min、10m、6P、照明付	紀南河川国道事務所	0.50	モータ	×	9.2
近畿	排水ポンプ車	R02-4650	60m ³ /min、高揚程(20m)、12P、照明付	福知山河川国道事務所	1.00	モータ	×	19.9
近畿	排水ポンプ車	R02-4651	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	近畿技術事務所	0.50	モータ	×	10.9
近畿	排水ポンプ車	R02-4652	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	豊岡河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.9
近畿	排水ポンプ車	R02-4600	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	紀南河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.9
近畿	排水ポンプ車	R02-4601	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	福知山河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.9
近畿	排水ポンプ車	R04-4600	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	大和川河川事務所	0.50	モータ	×	10.9
近畿	排水ポンプ車	R04-4601	30m ³ /min、高揚程(20m)、6P、照明付	姫路河川国道事務所	0.50	モータ	×	10.9

照明車 令和5年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	所属事務所
近畿	照明車	07-1611	1kW×5灯 20m級 リフト車兼用	奈良国道事務所
近畿	照明車	11-4603	2kW×6灯 10m級 1柱式	姫路河川国道事務所
近畿	照明車	16-4601	2kW×6灯 20m級 カメラ付	近畿技術事務所
近畿	照明車	18-4603	2kW×6灯 20m級 カメラ付	淀川河川事務所
近畿	照明車	18-4604	2kW×6灯 20m級 カメラ付	大和川河川事務所
近畿	照明車	19-1609	2kW×6灯 20m級 カメラ付	姫路河川国道事務所
近畿	照明車	19-1610	2kw×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	近畿技術事務所
近畿	照明車	19-4605	2kW×6灯 20m級 カメラ付	猪名川河川事務所
近畿	照明車	20-4600	2kW×6灯 20m級 カメラ付	豊岡河川国道事務所
近畿	照明車	20-4601	2kW×6灯 20m級 カメラ付	紀南河川国道事務所
近畿	照明車	21-4601	2kW×6灯 20m級 カメラ付	福知山河川国道事務所
近畿	照明車	21-4602	2kW×6灯 20m級 カメラ付	和歌山河川国道事務所
近畿	照明車	21-4603	2kw×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	木津川上流河川事務所
近畿	照明車	21-4604	2kW×6灯 20m級 カメラ付	近畿技術事務所
近畿	照明車	25-4605	2kW×6灯 20m級 カメラ付	紀南河川国道事務所
近畿	照明車	26-4603	2kW×6灯 20m級 カメラ付	福井河川国道事務所
近畿	照明車	26-4604	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	豊岡河川国道事務所
近畿	照明車	26-4605	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	福知山河川国道事務所
近畿	照明車	26-4606	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	和歌山河川国道事務所
近畿	照明車	26-4607	2kW×6灯 20m級 カメラ付	猪名川河川事務所
近畿	照明車	26-4608	2kW×6灯 20m級 カメラ付	木津川上流河川事務所
近畿	照明車	26-4609	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	福井河川国道事務所
近畿	照明車	27-4603	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	琵琶湖河川事務所
近畿	照明車	27-1607	2kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	京都国道事務所
近畿	照明車	29-1602	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	紀南河川国道事務所
近畿	照明車	29-4603	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	近畿技術事務所
近畿	照明車	R02-1600	1.3kW×6灯 20m級 カメラ付	奈良国道事務所
近畿	照明車	R02-4653	1.3kW×6灯 20m級 カメラ付	近畿技術事務所
近畿	照明車	R02-4654	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付	姫路河川国道事務所
近畿	照明車	R03-1600	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付 標識装置付	大阪国道事務所
近畿	照明車	R04-1600	1.3kW×6灯 10m級 2柱式 カメラ付 標識装置付	兵庫国道事務所

対策本部車 令和5年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	所属事務所
近畿	対策本部車	10-02001	バス型 4×4D	福井河川国道事務所
近畿	対策本部車	13-4603	バス型 4×4D	猪名川河川事務所
近畿	対策本部車	16-4602	拡幅型 4×4D	淀川河川事務所
近畿	対策本部車	17-1609	拡幅型 4×4D	兵庫国道事務所
近畿	対策本部車	17-1610	拡幅型 4×4D	姫路河川国道事務所
近畿	対策本部車	19-4600	拡幅型 4×4D	近畿技術事務所
近畿	対策本部車	21-4600	拡幅型 4×4D	大和川河川事務所
近畿	対策本部車	25-4607	拡幅型 4×4D	和歌山河川国道事務所
近畿	対策本部車	25-1600	拡幅型 4×4D	紀南河川国道事務所
近畿	対策本部車	26-4610	拡幅型 4×4D	木津川上流河川事務所
近畿	対策本部車	26-4611	拡幅型 4×4D	豊岡河川国道事務所
近畿	対策本部車	26-4612	拡幅型 4×4D	福知山河川国道事務所
近畿	対策本部車	29-4604	拡幅型 4×4D	福井河川国道事務所
近畿	対策本部車	29-4605	拡幅型 4×4D	姫路河川国道事務所
近畿	対策本部車	29-1603	拡幅型 4×4D	奈良国道事務所
近畿	対策本部車	29-1604	拡幅型 4×4D	京都国道事務所
近畿	対策本部車	30-1611	拡幅型 4×4D	大阪国道事務所
近畿	対策本部車	R02-4655	拡幅型 4×4D	淀川河川事務所
近畿	対策本部車	R02-4656	バス型 4×4D	猪名川河川事務所
近畿	対策本部車	R02-1601	バス型 4×4D	福井河川国道事務所

土のう造成機 令和5年4月時点

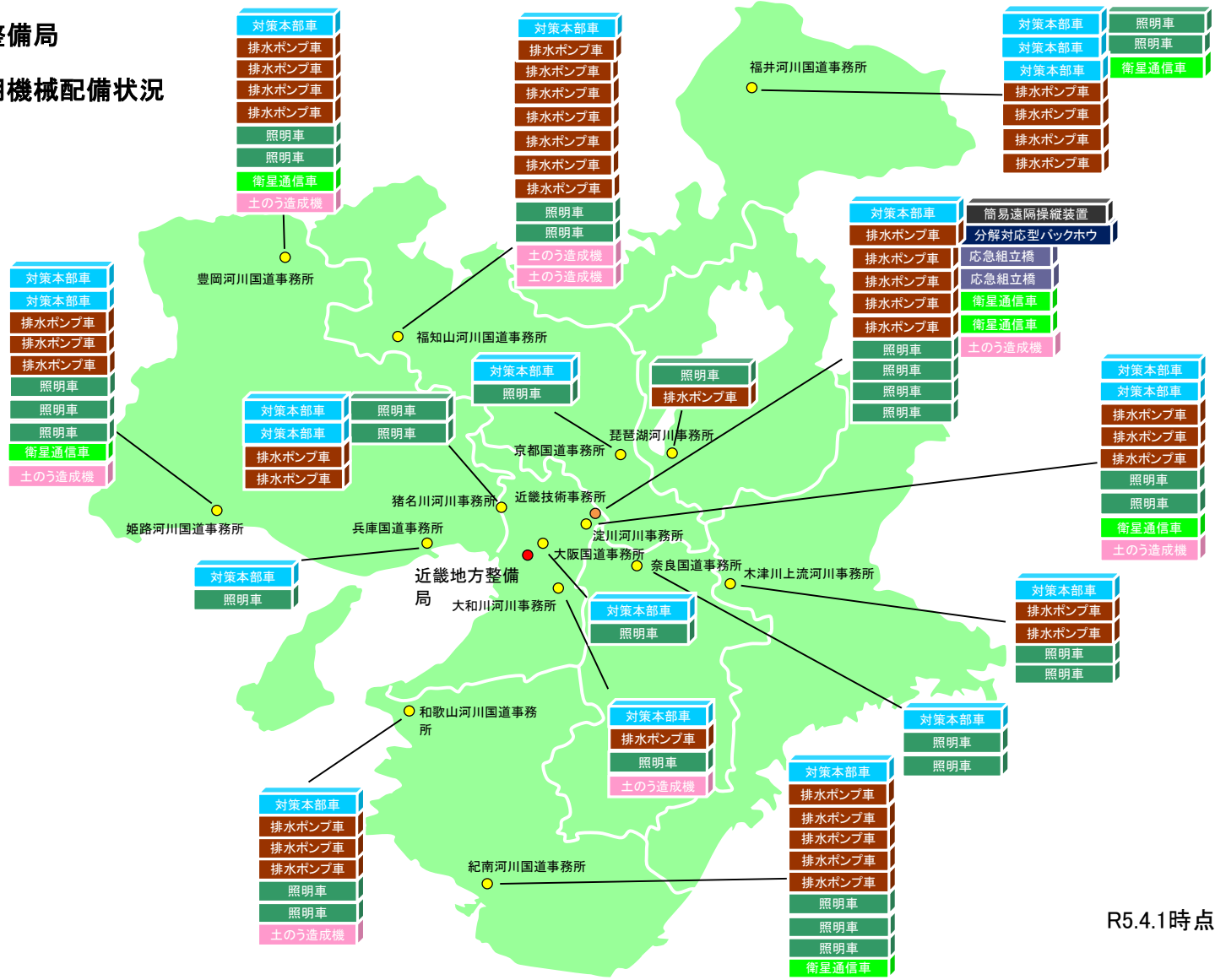
地整等	建設機械名	機械番号	規格	所属事務所
近畿	土のう造成機	10-65122	200袋/h	和歌山河川国道事務所
近畿	土のう造成機	10-06134	400袋/h	福知山河川国道事務所
近畿	土のう造成機	10-08131	400袋/h	姫路河川国道事務所
近畿	土のう造成機	17-4604	400袋/h	近畿技術事務所
近畿	土のう造成機	18-4605	400袋/h 可搬式	淀川河川事務所
近畿	土のう造成機	18-4606	400袋/h 可搬式	大和川河川事務所
近畿	土のう造成機	10-22181	400袋/h 可搬式	豊岡河川国道事務所
近畿	土のう造成機	25-4608	180袋/h 自走式	福知山河川国道事務所

応急組立橋 令和5年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	所属事務所
近畿	応急組立橋	45-1692	幅員6m 支間10~40m T=20・L=14	近畿技術事務所
近畿	応急組立橋	10-13113	車道8m・歩道1.5m 支間16~40m TL=25	近畿技術事務所

近畿地方整備局

災害対策用機械配備状況

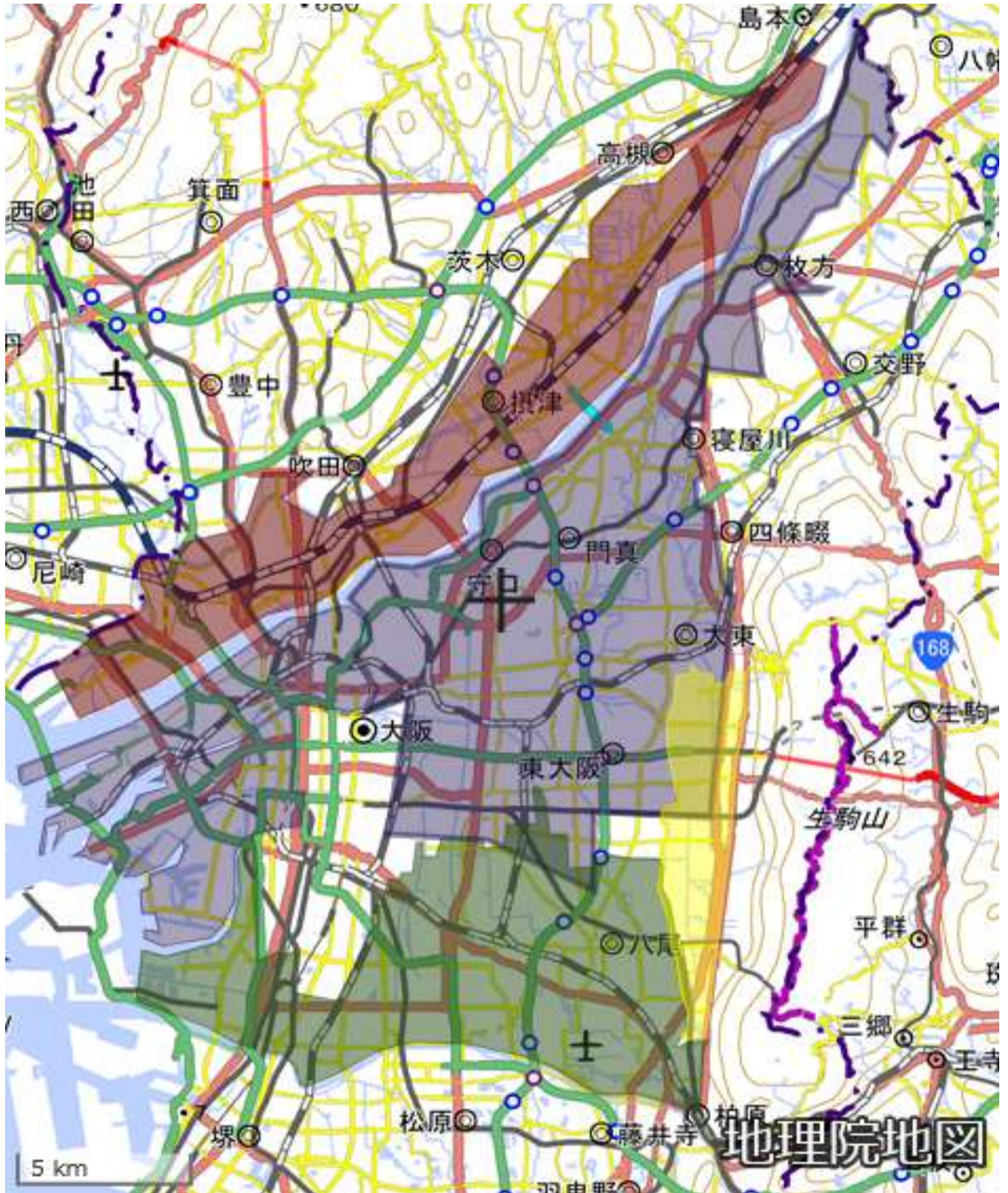


R5.4.1時点

付 図

第1図	管内水防事務組合防禦河川及び区域図	241
第2図	国道（指定区間外）及び府道についての 道路情報連絡網図	243
第3図	水 防 要 員 腕 章	249
第4図	水 防 標 旗	249
第5図	緊急自動車用水防標旗及び 府所有緊急自動車一覧表	250
第6図	津 波 予 報 区	251
参考資料	「大阪府津波浸水想定（全体図）」 「津波浸水想定について（解説）-抜粋-」 （平成25年8月20日公表）	252

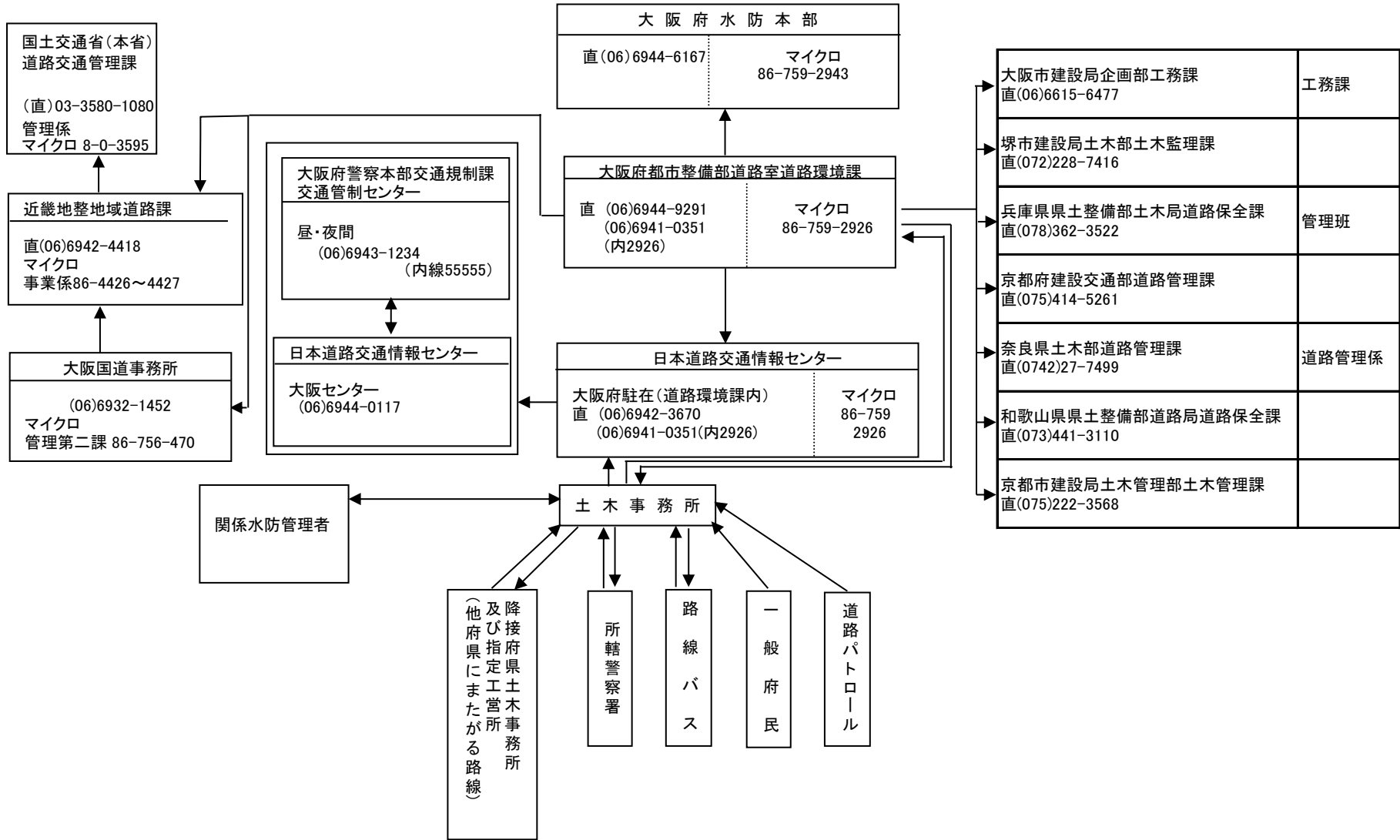
第1図 管内水防事務組合防禦河川及び区域図



- 【凡例】
- | | |
|---|--|
| 淀川右岸水防事務組合 | 大和川右岸水防事務組合 |
| 淀川左岸水防事務組合 | 恩智川水防事務組合 |

※本図は地理院地図 (<http://maps.gsi.go.jp/>) により、大阪府において作成したものである。

第2図 国道(指定区間外)及び府道についての道路情報連絡網図



異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

大阪府

番号	路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準				危険内容	迂回路	道路情報版 モニター	R03年度 通行止実績		指定 年度	備考			
			自 至	郡市 郡市		町村字 町村字	延長 (km)	規制基準値(mm)					気象等観測所	回数			延時間		
								通行注意	通行止										
								時間雨量	時間雨量										
連続雨量	連続雨量																		
1	423号	池田	箕面市止々呂美		1.6	11,689			140	190	下止々呂美(河)	落石 土砂崩落	国道477号 ((旧)川西園部線)	B-1		1	17.5	S46	H29.4 雨量緩和(60mm)
2	423号	池田	豊能町川尻		0.6	11,689			240	290	高山小学校(河)	落石 土砂崩落	国道477号 ((旧)川西園部線)			1	12.0	R1	R1.6 区間追加 R3.4 雨量緩和(60mm)
3	423号	池田	池田市伏尾町		0.6	8,459			180	230	伏尾町(河)	落石 土砂崩落	国道477号 ((旧)川西園部線)			1	17.5	R1	R1.6 区間追加
4	168号	枚方	交野市私市		3.6	9,461			80	130	妙見東(河)	落石 土砂崩落	国道168号 枚方富田林泉佐野線 交野市道	B-1 C-1		1	11.8	S46	
5	308号	八尾	東大阪市東豊浦町		1.6	1,314			120	170	枚岡(河)	落石 土砂崩落	なし	C-1				S46	
6	310号	富田林	河内長野市寺元		4.8	3,969			100	150	鳩原(河)	落石 土砂崩落	河内長野千早城跡線	C-2				S46	
7	310号	富田林	河内長野市小深		5.3	1,340			100	150	石見川(河)	路肩欠壊	なし	C-1				S46	
8	371号	富田林	河内長野市天見		2.1	29,380			100	150	天見(河)	落石 土砂崩落	なし					R1	R1.6 区間追加
9	371号 (旧道)	富田林	河内長野市天見		1.6	15,513			100	150	天見(河)	落石 土砂崩落	なし					R1	R1.6 区間追加
10	480号 (旧)泉大津粉河線	鳳	和泉市父鬼町		4.7	652			80	130	父鬼(河)	落石	国道480号	B-2				S46	
国道計			10区間	26.5								B-4 C-5	0	4	58.8				

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別		主要地方道		大阪府													
番号	路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準				危険内容	迂回路	道路情報版 モニター	R03年度 通行止実績		指定 年度	備考	
			自 至	郡市 郡市		町村字 町村字	延長 (km)	規制基準値(mm)					気象等観測所	回数			延時間
								通行注意	通行止								
								時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量								
11	園部能勢線	池田	能勢町宿野	京都府亀岡市畑野町広野	2.8	3,242			宿野三区(河)	落石 土砂崩落	国道477号 ((旧)川西園部線) 亀岡能勢線				S46	H29.4 雨量緩和(60mm)	
12	茨木能勢線	池田	能勢町野間稲地	能勢町野間出野	1.0	1,579			野間出野(河)	落石	国道477号 ((旧)川西園部線)				S46	H29.4 雨量緩和(60mm)	
13	茨木能勢線	池田	能勢町野間口	豊能町野間中	3.0	1,579			地黄(河)	落石 土砂崩落	国道477号 ((旧)川西園部線)	C-1			S46	R3 遮断機2基	
14	茨木能勢線	池田	能勢町高山	豊能町川尻	5.0	1,332			高山小学校(河)	落石 土砂崩落	なし	し	C-1	2	38.3	S46	R1.6 区間見直し R3 遮断機2基
15	茨木能勢線	池田	箕面市栗生間谷		3.0	7,547			栗生間谷(河)	落石 土砂崩落	なし	し	B-1 C-1			S46	
16	豊中亀岡線	池田	箕面市箕面2丁目	箕面市箕面	5.0	1,482			箕面川ダム(河)	落石 土砂崩落	なし	し	B-1 C-1	1	42.4	S46	R1.6 区間見直し R4.4 雨量緩和(25mm/h撤廃) R3 遮断機2基
17	豊中亀岡線	池田	箕面市栗生間谷		0.2	7,547			高山(河)	落石 土砂崩落	なし	し	B-1 C-1	1	20.2	R1	R1.6 区間追加
18	豊中亀岡線	茨木	茨木市清阪		1.5	2,418			清阪(河)	落石 土砂崩落 路肩崩壊	なし	し		1	31.0	S46	
19	茨木亀岡線	茨木	茨木市車作	茨木市清阪	3.0	3,627			車作(河)	落石 土砂崩落	なし	し		1	29.3	S46	
20	枚方亀岡線	茨木	高槻市原	高槻市出灰 島本町大沢	5.8	2,142			原(河)	落石 路肩崩壊	なし	し	B-1	2	47.9	S46	R1.6 区間見直し
21	伏見柳谷高槻線	茨木	高槻市川久保	交野市倉治	3.3	2,934			尺代(河)	落石	なし	し				R1	R1.6 区間追加 R2 遮断機2基
22	枚方大和郡山線	枚方	交野市私部		2.0	1,725			倉治(河)	土砂崩落	国道1号 国道307号 枚方市道、生駒市道			1	152.4	S57	
23	大阪生駒線	枚方	大東市中垣内 (大阪行)		9.2	13,510			龍間(河)	法面崩壊	国道170号(旧道) 国道163号 四条畷市道	B-1				S58	
			四條綴市上田原						龍間(河)	法面崩壊	国道170号(旧道) 国道163号 四条畷市道	B-1				S58	H30.4 雨量緩和(60mm)
			大東市寺川 (奈良行)														
24	堺かつらぎ線	富田林	河内長野市滝畑		5.0	1,996			関屋橋(河)	落石 土砂崩落	なし	し	C-1			S46	R2 遮断機1基

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別		主要地方道			大阪府													
番号	路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準				危険内容	迂回路	道路情報版	R03年度		指定年度	備考		
			自至	区市町村字		延長 (km)	規制基準値(mm)		気象等観測所				R03年度					
							通行注意						通行止				通行止実績	
							時間雨量	時間雨量					時間雨量	時間雨量			回数	延時間
連続雨量		連続雨量																
25	堺かつらぎ線	鳳	和泉市善正町		2.2	2,085			善正(河)	路肩決壊	なし	C-1				S46		
26	岸和田牛滝山貝塚線	岸和田	岸和田市大沢町		3.6	907			大沢町(河)	落石	なし					S46	R1.6 区間見直し	
27	岸和田牛滝山貝塚線	岸和田	岸和田市塔原町 貝塚市木積		5.1	1,033			塔原町(河)	モルタル剥離	なし					S46	R1.6 区間見直し R1 遮断機2基	
28	泉佐野打田線	岸和田	泉佐野市大木		2.5	7,208			大木(河)	落石 土砂崩落	なし					S46		
29	泉佐野岩出線	岸和田	泉南市信達金熊寺 泉南市信達童子畑		1.3	18,317			童子畑(河)	落石	なし					S46	R3 遮断機2基	
30	泉佐野岩出線	岸和田	泉南市信達金熊寺 泉南市信達童子畑		2.5	18,317			金熊寺(河)	落石	なし					R1	R1.6 区間追加	
31	和歌山貝塚線	岸和田	阪南市山中溪		1.3	2,959			山中溪(河)	落石 土砂崩落	なし		1	9.8	R1	R1.6 区間追加 R3 遮断機1基		
32	岸和田港塔原線 (旧塔原岸城線)	岸和田	岸和田市相川町		1.0	907			相川町(河)	落石 土砂崩落	なし					S46	R2 遮断機2基	
33	岸和田港塔原線 (旧塔原岸城線)	岸和田	岸和田市河合町 岸和田市土生滝町		1.5	907			神於山(河)	落石 土砂崩落	なし					S46	R2 遮断機1基	
34	岬加太港線	岸和田	岬町多奈川谷川 岬町多奈川小島		2.5	2,063			多奈川(河)	落石	和歌山阪南線 国道26号 県道粉河加太線					S46	R2.6 雨量緩和(60mm)	
主要地方道計			2 4 区 間		73.3							B-6 C-7	0	1	9.8			

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別		一般府道		大阪府														
番号	路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値(mm)				気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報版	R03年度 通行止実績		指定 年度	備考	
			自 至	都市 町村字		延長 (km)	通行注意		通行止					回数	延時間			
							時間	雨量	時間									雨量
35	天王亀岡線	池田	能勢町天王		1.5	1,162				天王(河)	落石 土砂崩落	園部能勢線 国道477号				S46	R2 遮断機2基	
36	亀岡能勢線	池田	能勢町杉原		2.5	1,026				歌垣山(河)	落石 土砂崩落	炭木能勢線 国道477号	C-1			S46	R4.4 雨量緩和(60mm) R2 遮断機2基	
37	能勢猪名川線	池田	能勢町倉垣 能勢町稲地		2.3	1,974				岐尼(河)	落石 土砂崩落	国道173号 島能勢線				S46	R2 遮断機2基	
38	島能勢線	池田	能勢町山田		0.5	2,109				山田(河)	落石 土砂崩落	なし	し			R1	R1.6 区間追加	
39	野間出野一庫線	池田	能勢町野間出野		0.7	5,110				野間出野(河)	落石 土砂崩落	国道477号 ((旧)川西園部線)				R1	R1.6 区間追加	
40	余野茨木線	茨木	茨木市免山		0.7	2,293				佐保(河)	土砂崩落	なし	し	2	38.4	S46	R5.4 雨量緩和(60mm)	
41	茨木撰津線	茨木	茨木市安元 茨木市車作		2.0	1,223				車作(河)	土砂崩落 落路肩決壊	なし	し	C-2	1	29.3	S46	
42	柳谷島本線	茨木	島本町尺代		5.8	754				尺代(河)	落石 土砂崩落	なし	し	B-1 C-1			S46	
43	萩谷西五百住線	茨木	高槻市萩谷		4.3	4,133				萩谷(河)	落土砂崩落 落路肩欠壊	なし	し		1	26.1	S46	
44	柚原向日線	茨木	高槻市二料 高槻市田能		3.0	563				二料(河)	落石	なし	し	B-1 C-1	2	31.5	S46	
45	中垣内南田原線	枚方	大東市中垣内		0.5	1,531				龍間(河)	法面崩壊	大阪生駒線		B-1 C-1	1	153.5	S46	
46	中垣内南田原線	枚方	四条畷市上田原		1.0	6,305				生駒口(河)	法面崩壊	国道163号 四条畷市道		C-1			S46	H29.4 雨量緩和(60mm)
47	本堂高井田線	八尾	柏原市本堂		1.2	8,570				高安山壘園(河)	落石 土砂崩落	なし	し	B-1			S46	R3 遮断機2基
48	上河内富田林線	富田林	河内町上河内		1.3	2,287				さくら坂(河)	土砂崩落 路肩決壊	なし	し	C-1			S46	R2 遮断機2基
49	中津原寺元線	富田林	河内長野市鳩原 千早赤阪村中津原		2.5	381				小吹(河)	路肩決壊 落石	なし	し	C-2			S46	

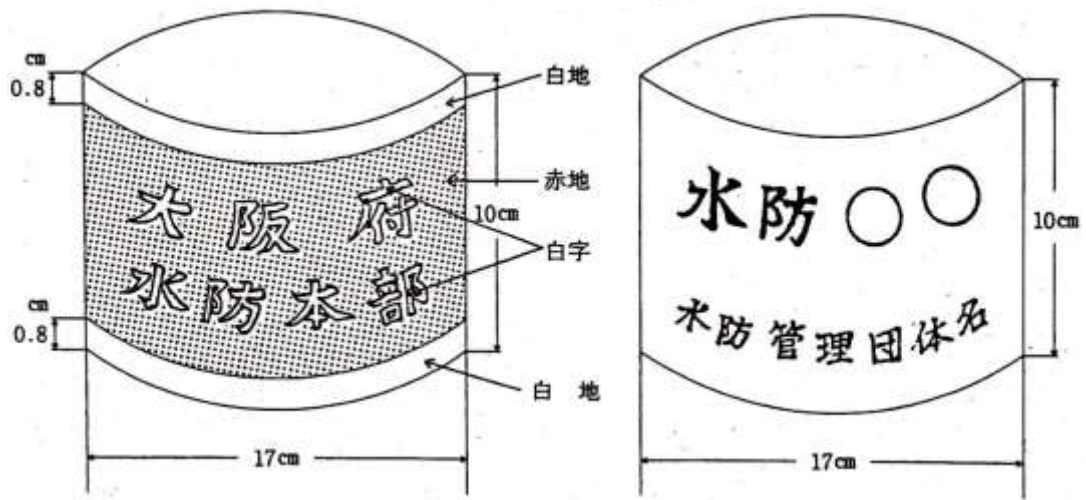
異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別		一般府道		大阪府															
番号	路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)				気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報版 モニター	R03年度 通行止実績		指定 年度	備考 道路交通 遮断装置		
			自 至	郡市 郡市		町村字 町村字	延長 (km)	通行注意						通行止				回数	延時間
								時間	雨量					時間	雨量				
								連続	雨量					連続	雨量				
50	河内長野千早城跡線	富田林	河内長野市神ガ丘		3.2	245					鳩原(河)	路肩欠壊 落土砂崩落	なし	し	C-1			S46	R2 遮断機2基
51	河内長野千早城跡線	富田林	河内長野市鳩原 千早赤阪村千早		1.6	245					鳩原(河)	落石	なし	し	C-2			S46	
52	河内長野かつらぎ線	富田林	河内長野市小深 河内長野市日野		4.0	4,601					滝畑ダム(河)	落土砂崩落	なし	し	C-1			S46	
53	富田林五条線	富田林	河内長野市滝尻 千早赤阪村東阪 千早赤阪村千早		4.2	2,629					小吹(河)	落土砂崩落	なし	し		1	60.0	R1	R1.6 区間追加
54	加賀田片添線	富田林	河内長野市加賀田		3.1	2,643					加賀田(河)	落土砂崩落	なし	し				R1	R1.6 区間追加
55	榎尾山仏並線	鳳	和泉市仏並 和泉市榎尾山		2.5	803					榎尾山(河)	落土砂崩落	なし	し	C-1			S57	
56	父鬼和気線	鳳	和泉市春木川町 和泉市父鬼町		0.6	5,301					春木川(河)	落土砂崩落	なし	し	B-2			S57	
57	和歌山阪南線	岸和田	岬町孝子		0.6	16,321					深日(河)	落土砂崩落	なし	し					H29.4 国移管 H30.4 雨量緩和(40mm)
58	木ノ本岬線	岸和田	岬町多奈川東畑		6.3	431					甲山(河)	落土砂崩落	なし	し				R1	R1.6 区間追加 R2 遮断機2基
一般府道計			2 4 区 間	55.9										B-6 C-15	0	1	60.0		
主要地方道計			4 8 区 間	129.2										B-12 C-22	0	2	120.0		

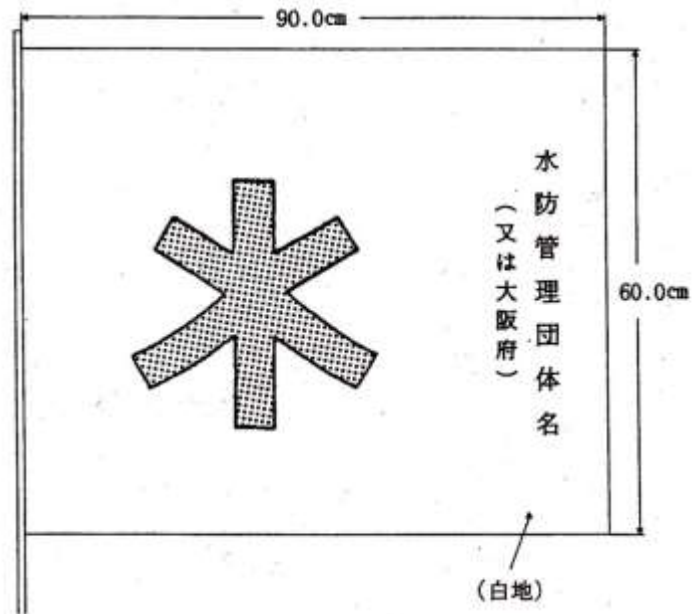
※規制基準は、連続雨量基準と気象庁発表の大雨警報（土砂災害）危険度分布「非常に危険（うす紫色表示）」のいずれかが基準に達したときに通行規制を実施します。

※連続雨量とは、降り始め（時間雨量3mm以上を観測したとき）からの雨量の累積とする。ただし、原則として、時間雨量3mm未満の時間が6時間続いた場合には、その時点で0mmとする。

第3図 水防要員腕章



第4図 水防標旗



第5図 府所有緊急自動車一覧表

事務所および工営所	緊急自動車番号	事務所および工営所	緊急自動車番号
池 田 土 木	大 阪 800 た 245	富 田 林 土 木	和 泉 800 さ 856
	大 阪 800 す 5221		和 泉 800 す 3721
	大 阪 800 せ 2546	鳳 土 木	堺 800 さ 1127
	大 阪 800 せ 2612		和 泉 800 さ 5327
	大 阪 800 さ 9717		堺 800 さ 935
	大 阪 800 す 8387		堺 800 さ 1827
大 阪 800 せ 8259	堺 800 さ 1853		
茨 木 土 木	大 阪 800 そ 435	岸 和 田 土 木	和 泉 800 す 7654
	大 阪 800 そ 2700		和 泉 800 す 8338
	大 阪 800 そ 2701		和 泉 800 す 4797
	大 阪 800 そ 3330		和 泉 800 す 5027
	大 阪 800 そ 3331		和 泉 800 す 9262
	大 阪 800 そ 6764		和 泉 800 す 3024
枚 方 土 木	大 阪 800 せ 7374	寝 屋 川 水 系	なにわ 800 す 4877
	大 阪 800 せ 5680	西 大 阪 治 水	なにわ 800 せ 1635
	大 阪 800 そ 1289		なにわ 800 す 7222
	大 阪 800 せ 5784		なにわ 800 す 7878
	大 阪 800 せ 2406		なにわ 800 す 8882
	大 阪 800 せ 1748		なにわ 800 せ 3932
	大 阪 880 あ 1809		なにわ 800 す 8176
八 尾 土 木	大 阪 800 さ 9718	大 阪 港 湾 局	和 泉 800 す 6819
	大 阪 800 さ 7558		
	大 阪 800 せ 4307		
	大 阪 800 す 6223		
	大 阪 800 せ 1658		

第6図 津波予報区



参考資料

「大阪府津波浸水想定（全体図）」
「津波浸水想定について（解説）-抜粋-」
（平成25年8月20日公表）

大阪府津波浸水想定(全体図)

[津波シミュレーション条件]

対象地震：内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ

堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）

構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件 1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件 2		閉鎖	
条件 3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

(総論)

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース 3, 4, 5, 10 の 4 つのモデルを選定しました。これら 4 ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた 3 つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。

○津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。

(計算条件)

○津波浸水想定にあたってはシミュレーションを実施する際の条件設定の制約から、予測結果には限界があります。

- ・津波浸水想定では、幅 10m 以上の河川については遡上を計算していますが、幅 10m 未満の河川や水路についてはその計算を実施していません。
- ・津波浸水想定では、津波による河川内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上により、水位が変化することがあります。
- ・河川内の水位については、平水流量または、台風期の朔望平均満潮位としているため、洪水時に津波が発生した場合などは、今回設定した以外の場所から溢水する場合があります。
- ・津波浸水想定では、地盤面を基準にどれだけ浸水しているかを表示しているため、この図面には地下街や地下鉄などの地下空間、管渠等への流水の浸入やその影響は考慮していません。

(利用上の注意点)

○浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地殻変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外での浸水の発生や、浸水深がさらに大きくなる場合があります。

○地形図は最新のものを使用しておりますが、現在の地形と異なる場合もあります。

○津波は、第 1 波だけで終わるものではありません。何度も繰り返してくるものです。また、第 2 波以降が大きくなる場合もあります。

○揺れがおさまったら、すぐに避難を開始し、津波警報や避難勧告が解除されるまでは、避難を継続する必要があります。

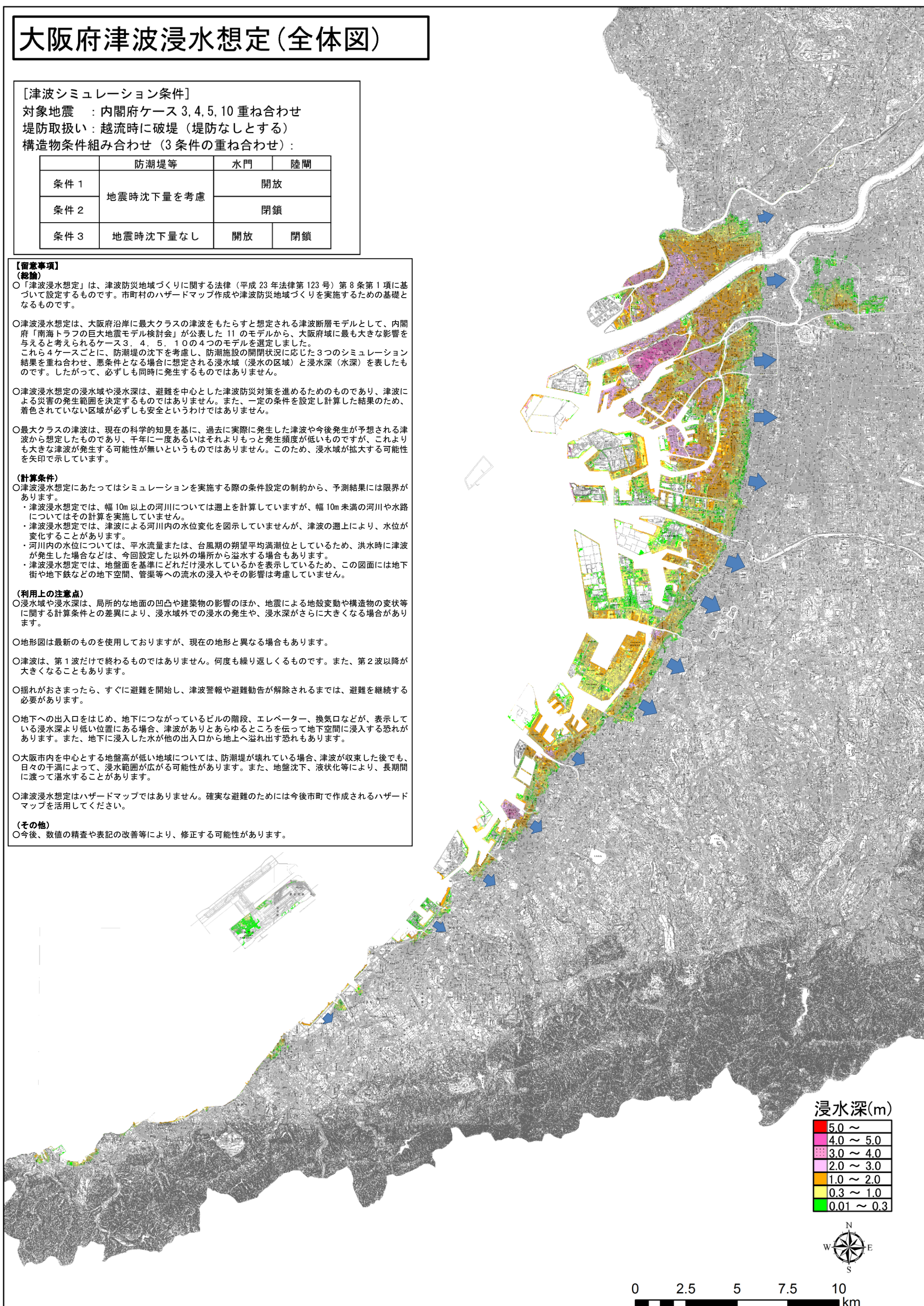
○地下への出入口をはじめ、地下につながっているビルの階段、エレベーター、換気口などが、表示している浸水深より低い位置にある場合、津波がありとあらゆることを伝えて地下空間に浸入する恐れがあります。また、地下に浸入した水が他の出入口から地上へ溢れ出す恐れもあります。

○大阪市内を中心とする地盤高が低い地域については、防潮堤が壊れている場合、津波が収束した後でも、日々の干満によって、浸水範囲が広がる可能性があります。また、地盤沈下、液状化等により、長期間に渡って浸水することがあります。

○津波浸水想定はハザードマップではありません。確実な避難のためには今後市町で作成されるハザードマップを活用してください。

(その他)

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



0 2.5 5 7.5 10 km

6 浸水面積等について

(1) 市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

今回の津波浸水想定による沿岸の市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間は下記のとおりです。

表－3 市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

市区町	浸水面積 注1) (ha)	最大津波水位 注2) (T. P. + m)	海面変動影響 開始時間 注3) (分)	地震発生後最短到達 時間 注4) (分)
大阪市 都島区	101 [*]	—	—	—
大阪市 福島区	379 [*]	—	—	—
大阪市 此花区	816 [30]	4.1 [4]	62	113 [113]
大阪市 西区	426 [*]	—	—	—
大阪市 港区	620 [20]	4.5 [4]	61	114 [121]
大阪市 大正区	665 [*]	4.6 [4]	65	117 [122]
大阪市 浪速区	193 [*]	—	—	—
大阪市 西淀川区	840 [20]	4.3 [4]	66	116 [120]
大阪市 旭区	21 [0]	—	—	—
大阪市 城東区	259 [*]	—	—	—
大阪市 西成区	499 [40]	—	—	—
大阪市 淀川区	756 [90]	—	—	—
大阪市 住之江区	1,174 [50]	5.1 [5]	68	110 [110]
大阪市 北区	322 [*]	—	—	—
大阪市 中央区	21 [*]	—	—	—
大阪市 住吉区	13 [0]	—	—	—
大阪市 鶴見区	41 [0]	—	—	—
堺市 堺区	774 [540]	4.2 [5]	66	110 [114]
堺市 西区	928 [580]	4.9 [5]	55	101 [106]
岸和田市	398 [360]	4.4 [5]	56	93 [95]
豊中市	1 [20]	—	—	—
吹田市	0 [*]	—	—	—
泉大津市	521 [440]	4.4 [5]	58	95 [98]
貝塚市	124 [80]	3.7 [4]	31	88 [90]
泉佐野市	111 [70]	3.8 [4]	31	81 [84]
和泉市	2 [0]	—	—	—
高石市	716 [450]	4.8 [5]	52	102 [105]
泉南市	110 [50]	3.2 [4]	29	75 [77]
阪南市	47 [20]	3.6 [4]	28	68 [72]
忠岡町	97 [60]	4.3 [4]	55	94 [98]
田尻町	28 [20]	3.3 [4]	28	80 [83]
岬町	69 [70]	3.8 [4]	26	54 [59]
大阪府 合計	11,072 [3,050]	—	—	—

[]は、内閣府公表(平成24年8月29日)

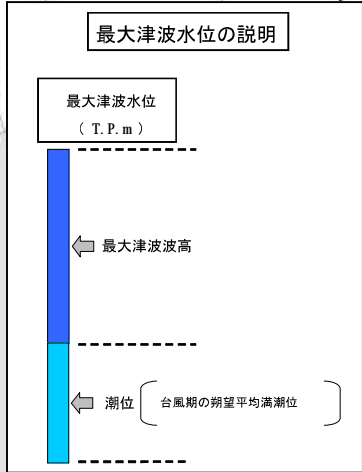
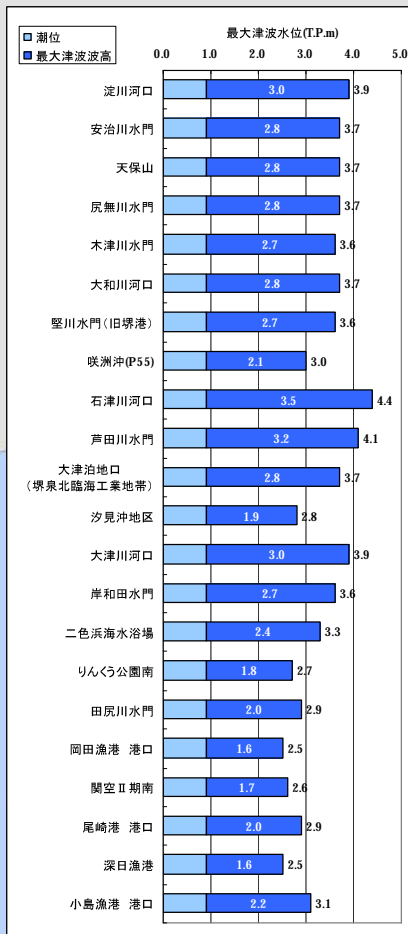
注1) 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上。小数点以下第一位を四捨五入。内閣府公表は府域で浸水面積が最大となるケース④。10ha単位。*は10ha未満の浸水を表す。

注2) 最大津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示。小数点以下第二位を切上げ。内閣府公表資料は、最大津波高(満潮位の時の標高、地殻変動考慮)。

注3) 海面変動影響開始時間は、代表地点で地震発生直後に±20cmの変動が生じるまでの時間。

注4) 最短到達時間は、+1mの津波が襲来する時間。

最大津波水位予測図



(注) グラフの数値は四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

図-10 代表地点における最大津波水位予測図



海面変動影響開始時間予測図

海面変動や津波によって海辺にいる人の人命に影響が出る恐れのある水位の変化が生じるまでの時間を示しています

- 地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるまでの時間です。
- 主に外洋からの津波が到達する前に、海面の変動が生じる時間を表しています。
- 実際は、この時間どおりになるとは限りません。揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。
- 海面の変動が±20cmより小さくても、海水の流速が早く、危険な場合もあります。注意しましょう。

海面変動影響開始時間の説明

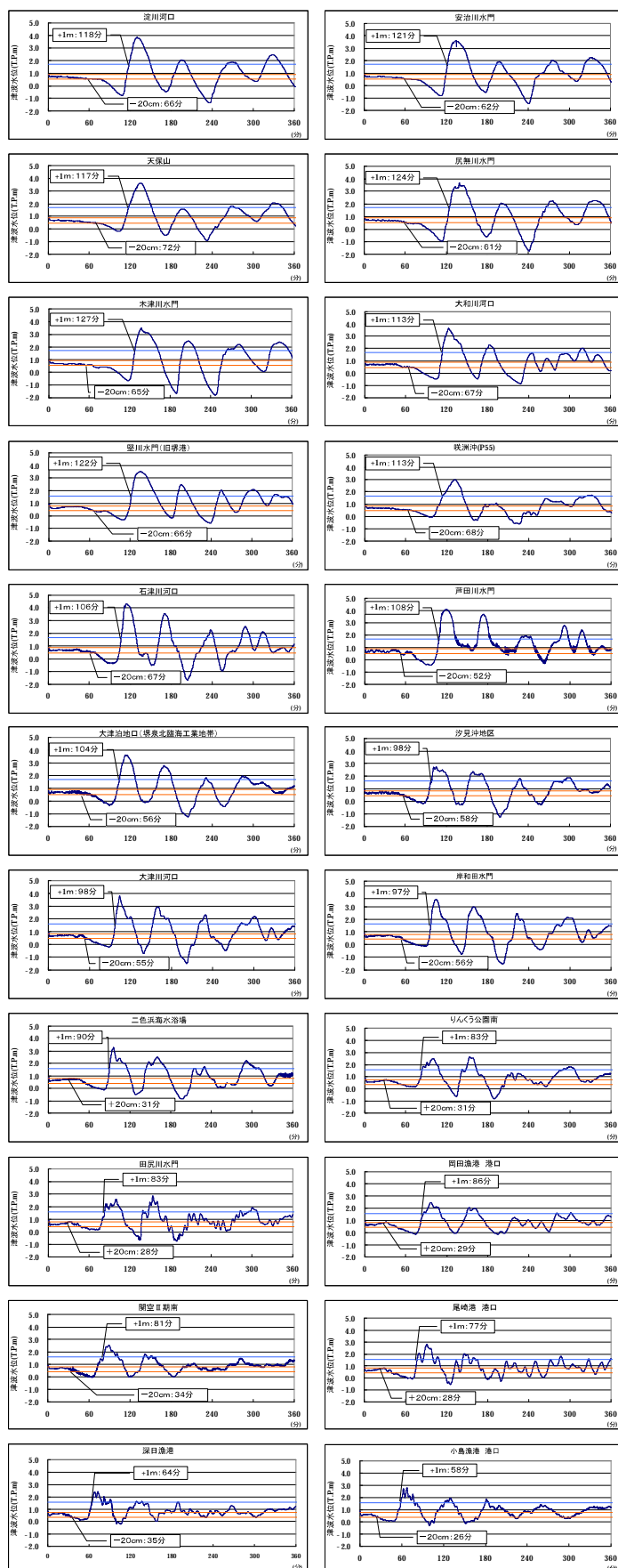
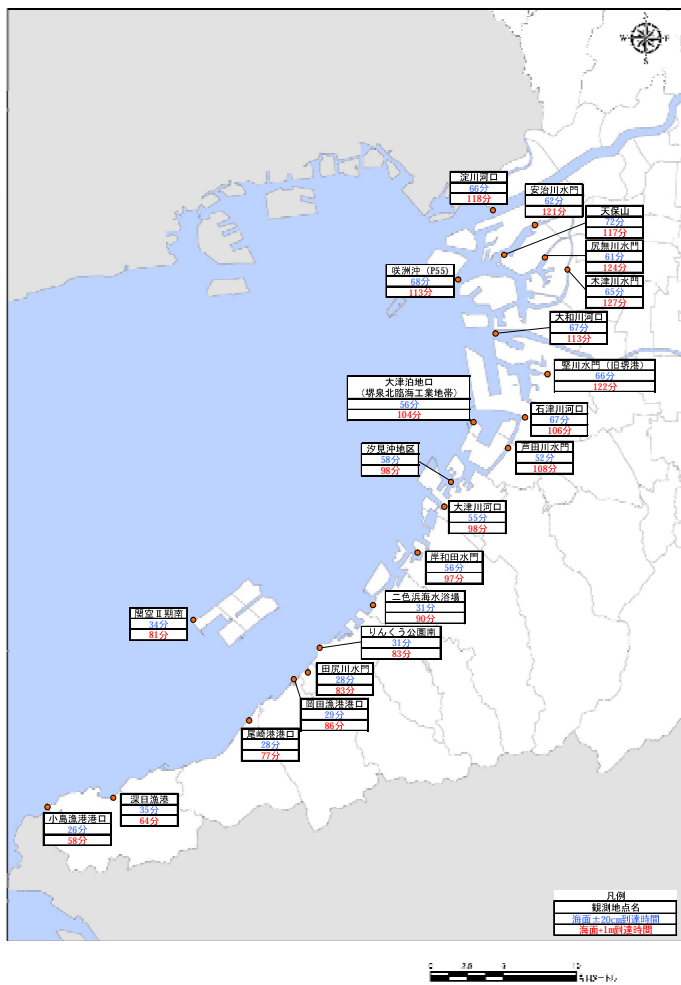
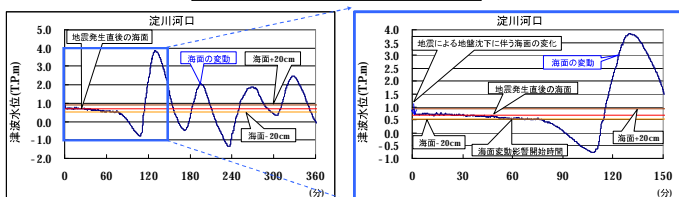


図-11 代表地点における海面変動影響開始時間予測図

水門操作協定書等

目 次

〔淀川以南〕

1)	三軒家水門操作規程	259
2)	安治川水門操作規程	260
3)	木津川水門操作規程	262
4)	尻無川水門操作規程	263
5)	正蓮寺川水門操作規程	265
6)	六軒家川水門操作規程	266
7)	高見機場等の操作規程	268
8)	寝屋川治水緑地第1排水門操作規程	269
9)	恩智川治水緑地排水門操作規程(案)	270
10)	花園多目的遊水地排水門操作規程	270
11)	流域調節池操作要領	271
12) -1	古川水門及び茨田ポンプ場操作協定書	272
12) -2	古川水門操作規程(案)	272
13)	長瀬川水門操作規程	273
14)	防潮鉄扉協定書(公道)	275
15) -1	防潮鉄扉の管理に関する協定書	275
15) -2	防潮鉄扉協定書(私道)	276
16)	住道新橋鉄扉及び可動橋操作協定書	276
17)	平野川鉄扉操作協定書	278
18)	平野川分水路排水機場操作要領	279
19)	淀川大堰、毛馬水門、毛馬閘門操作規則	280
20)	淀川大堰、毛馬水門、毛馬閘門操作細則	284
21)	一津屋樋門操作規則	286
22)	毛馬排水機場操作委託協定書	288
23)	毛馬排水機場操作規則	289
24)	毛馬排水機場操作細則	291
25)	寝屋川分水施設等操作要領	292
26)	太間排水機場及び附帯施設操作規則	294
27)	太間排水機場及び附帯施設操作細則	296
28)	寝屋川北部地下河川 古川調節池 附帯施設操作規則	296
29)	寝屋川南部地下河川 平野川調節池 附帯施設操作規則	298
30)	東横堀川水門操作要綱	299
31)	東横堀川水門操作細則	300
32)	道頓堀川水門操作要綱	301
33)	道頓堀川水門操作細則	302
34)	今川水門操作要綱	304
35)	住吉川水門操作要綱	305
36)	城北寝屋川口水門及び城北大川口水門操作規程	306
37)	一級河川鍋田川止水用鉄扉協定書	307

〔淀川以北〕

38)	出来島水門操作規程	309
39)	(西島・出来島)水門操作覚書	310
40)	旧猪名川防潮水門及び附帯排水機場 管理協定書	311
41)	旧猪名川水門および附帯排水機場操作規程	313
42)	番田水門操作規程	314
43)	伝法大橋(左・右岸)防潮扉 操作協定書(公道)	316
44)	伝法陸閘操作要領	317
45)	伝法陸閘操作実施細目	318
46)	淀川大橋(左・右岸)防潮扉 操作協定書(公道)	318
47)	淀川陸閘操作規則	319
48)	淀川陸閘操作細則	320
49)	左門橋(左岸)防潮鉄扉管理協定書	321
50)	神崎大橋(左右岸)防潮鉄扉管理協定書	322
51)	神崎大橋及び左門橋防潮鉄扉 操作協定書(公道)	322
52)	大和田防潮扉操作協定書	323
53)	合同製鐵防潮鉄扉協定書(私道)	323
54)	阪神電気鉄道株式会社西大阪線 淀川橋梁鉄扉操作協定書(私道)	324

55)	阪神陸閘操作要領	325
56)	阪神陸閘操作実施細目	327
57)	阪急電鉄神戸線神崎川橋梁左右岸 防潮扉操作協定書(私道)	327
58)	千船大橋および千北橋防潮扉 操作協定書(公道)	328
59)	箕面川ダム操作規則	328
60)	箕面川ダム操作細則	329
61)	箕面川ダム事前放流実施要領	333
62)	安威川ダム操作規則	334
63)	安威川ダム操作細則	336
64)	安威川ダム事前放流実施要領	340

〔大和川以南〕

65)	芦田川防潮水門及び排水機場の協定書	342
66)	王子川防潮水門及び附帯排水機の協定書	342
67)	王子川防潮水門及び附帯排水機操作規程	343
68)	芦田川防潮水門及び附帯排水機操作規程	345
69)	東羽衣調節池 操作要領	357
70)	王子川小高石橋門扉操作協定書	348
71)	新川排水機場操作管理協定書	348
72)	堅川緑川排水機場操作管理協定書	349
73)	八軒川排水機場操作協定書	349
74)	大阪府海岸保全施設操作規則	350
75) -1	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (堺市)	357
75) -2	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (泉大津市)	358
75) -3	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (忠岡町)	360
75) -4	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (岸和田市)	362
75) -5	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (貝塚市)	364
75) -6	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (泉佐野市)	366
75) -7	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (田尻町)	367
75) -8	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (泉南市)	368
75) -9	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (阪南市)	369
75) -10	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (岬町)	372
76)	水門操作規定	377
77)	岸和田水門操作要領	378
78)	排水機場に関する管理及び操作協定書 (北境川)	380
79)	排水機場に関する管理及び操作協定書 (田尻川)	381
80)	排水機場に関する管理及び操作協定書 (車屋川)	382
81)	排水機場に関する管理及び操作協定書 (新浜川)	383
82)	深日港(谷川港)水門操作要領	384
83)	大阪府水門等管理員規程	385
84)	門扉操作協定書	386
85)	滝畑ダム操作規程	387
86)	狭山ダム操作規則(案)	393
87)	狭山ダム操作細則(案)	394
88)	狭山池ダム事前放流実施要領	398
89)	地震・台風災害時等における河川・海岸・港湾 施設の応急対策業務に関する協定	400

1) 三軒家水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる三軒家川への流入の防止を目的として大阪市大正区千島一丁目地先に設置した三軒家水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔手動操作 西大阪治水事務所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮注意報または高潮警報（以下、「高潮注意報等」という）が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+2. 0mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮注意報が解除され、水門の外水位がO. P+2. 0m以下になったときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波注意報、津波警報または大津波警報等（以下、「津波注意報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものと

し、遠隔自動操作により水門を閉鎖する。ただし、遠地津波における津波注意報等の閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波注意報等が全て解除され、水門の外水位がO. P+2. 0m以下になったときは、大阪府知事の指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の操作の安全を図るため、操作を行うにあたっては、水門の上下流40m以内の水域に船舶等を立ち入らせてはならない。また、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りでは

ない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、毎月十日のそれぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう日の五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

- 五 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和四年三月二十五日から施行する。

2) 安治川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる旧淀川への流入の防止を目的として、大阪市港区弁天六丁目地先に設置した安治川水門(以下「水門」という。)の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長(以下「所長」という。)が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔手動操作 西大阪治水事務所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮警報が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+二. 五mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報(以下、「津波警報等」という)が発

表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により主水門及び副水門を閉鎖する。ただし、遠地津波により津波警報等が発表されたときの閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波警報及び大津波警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、開放機能を確認した上で、可能な限り主水門及び副水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においてはこの限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則で定める関係機関にあらかじめ通知するものとする。

2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

3 第六条または第八条に規定する水門の操

作をする際については、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、六月から十月までの間においては毎月一日及び十六日の、その他の期間においては毎月十六日の、それぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻
- 四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項
- 五 同調記録に関する事項

六 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

3) 木津川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる旧淀川への流入の防止を目的として、大阪市大正区三軒家東三丁目目地先に設置した木津川水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

遠隔手動操作 西大阪治水事務所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮警報が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+2. 5mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側

操作により主水門及び副水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報（以下、「津波警報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により主水門及び副水門を閉鎖する。ただし、遠地津波により津波警報等が発表されたときの閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波警報及び大津波警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、開放機能を確認した上で、可能な限り主水門及び副水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則で定める関係機関にあらかじめ通知するものとする。

2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定

する水門の操作をする際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

- 3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、六月から十月までの間においては毎月十二日及び二十五日の、その他の期間においては毎月二十五日の、それぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

- 2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

- 3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並

びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

五 同調記録に関する事項

六 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

4) 尻無川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる旧淀川への流入の防止を目的として、大阪市大正区泉尾七丁目地先に設置した尻無川水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔手動操作 西大阪治水事務所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮警報が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+二. 5mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報（以下、「津波警報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により主水門及び副水門を閉鎖する。ただし、遠地津波により津波警報等が発表されたときの閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波警報及び大津波警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、開放機能を確認した上で、可能な限り主水門及び副水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則

で定める関係機関にあらかじめ通知するものとする。

2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、六月から十月までの間においては毎月八日及び二十一日の、その他の期間においては毎月二十一日の、それぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻
- 四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項
- 五 同調記録に関する事項
- 六 その他特記すべき事項
(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

5) 正蓮寺川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる正蓮寺川への流入の防止を目的として大阪市此花区島屋二丁目地先に設置した正蓮寺川水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔操作 西大阪治水事務所の操作室から行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮注意報または高

潮警報（以下、「高潮注意報等」という）が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+二. 五mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮注意報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報等（以下、「津波警報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により水門を閉鎖する。ただし、遠地津波における津波警報等の閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波注意報、津波警報等が全て解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の操作の安全を図るため、操作を行うにあたっては、水門の上下流四十m以内の水域に船舶等を立ち入らせてはな

らない。また、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

- 2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。
- 3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、毎月五日のそれぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

- 2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。
- 3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう日の五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
 - 二 水門の操作の理由
 - 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻
 - 四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項
 - 五 その他特記すべき事項
- (細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和四年三月二十五日から施行する。

6) 六軒家川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる六軒家川への流入の防止を目的として大阪市此花区春日出南一丁目地先に設置した六軒家川水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。
- 二 遠隔操作 西大阪治水事務所の操作室から行う施設操作をいう。
- 三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮注意報または高潮警報（以下、「高潮注意報等」という）が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P + 二. 五mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮注意報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報等（以下、「津波警報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により水門を閉鎖する。ただし、遠地津波における津波警報等の閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波注意報、津波警報等が全て解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の操作の安全を図るため、

操作を行うにあたっては、水門の上下流四十m以内の水域に船舶等を立ち入らせてはならない。また、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

- 2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。
- 3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、毎月十五日のそれぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう日の五日前までに、細則で定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を

作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

- 五 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和四年三月二十五日から施行する。

7) 高見機場等の操作規程

第1章 総 則

(通 則)

第1条 正蓮寺川分水施設の高見機場、取水樋門および吐出水門(以下「高見機場」という。)の操作については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 高見機場等は、淀川下流から取水して、正蓮寺川および六軒家川へ流水の正常な機能を維持するための河川維持用水を分水(以下「分水」という。)し、高潮時等に正蓮寺川および六軒家川筋の内水を排除(以下「内水排除」という。)することをその目的とする。

(操作権者)

第3条 高見機場等の操作は、水資源開発公団中津川管理所長(以下「所長」という。)が行う。

第2章 分 水

(分 水)

第4条 分水は、正蓮寺川および六軒家川における水質の保全をはかるため常時ポンプを3台運転するものとし、長柄可動堰が全閉しているとき、および河川管理上必要と認めて大阪府知事から指示があったときは、さらに増加するものとする。

ただし、施設の修理・点検・整備等のためやむを得ずポンプを停止する場合はこの限りでない。

第3章 内水排除

(内水排除)

第5条 内水排除は、正蓮寺川および六軒家川の内水位が高潮等により上昇すると予想されるときは、大阪府知事の指令に基づき行う。

(内水排除の方法)

第6条 内水排除は、次の方法により行う。

1. 通 報 所長は、内水排除の指令を受けた後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。

国土交通省近畿地方整備
局長
大阪市土木局長
淀川左岸水防事務組合
水防管理者

2. 準 備 体 制 所長は、前号の通報後、直ちに、準備体制をとり準備完了次第大阪府知事に通知する。
3. 内水排除開始 所長は、内水排除開始の指令に基づき、ポンプの運転を開始する。

(内水排除の停止)

第7条 内水排除の停止は、大阪府知事の指令に基づいて行う。

(内水排除の停止の方法)

第8条 内水排除の停止は、次の方法により行う。

1. 内水排除停止 所長は、内水排除停止の指令を受けたときは、ポンプの運転を停止する。
2. 通 報 所長は、内水排除が完了した後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。

国土交通省近畿地方整備
局長

大阪市土木局長
淀川左岸水防事務組合
水防管理者

(気象及び水象の資料収集)

第9条 所長は、高潮等のおそれがあるときほ、高見機場等の操作に関し必要な気象および水象に関する諸資料を収集し、大阪府西大阪治水事務所長と緊密な連絡をとらなければならない。

第4章 保 安

(保 安)

第10条 所長は、分水または内水排除の操作を開始するときは、淀川および正蓮寺川の取水口および吐出口前面の船舶航行その他危険の有無を確認し、安全確保に努めなければならない。

(緊急処置)

第11条 所長は、高見機場等の操作の際に非常事態が発生したときは、迅速かつ適切な処置を講じ、関係機関に連絡しなければならない。

第5章 点検整備

(点検および整備)

第12条 所長は、高見機場等の操作の安全を保つため、大阪府西大阪治水事務所長の立ち合いのうえ、毎月1回点検整備を行う。特に予備電源設備等については、毎月2回以上試運転を行うものとする。

第6章 記 録 等

(気象および水象観測)

第13条 所長は、高見機場等の操作に必要な気象および水象の観測を行い、その結果を記録しておかななければならない。

(操作に関する記録)

第14条 所長は、高見機場等の操作を行ったときは、操作に関する事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第15条 所長は、この規程に基づいて高見機場等の操作を実施するため必要な細則を定め

るものとする。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から実施する。

8) 寝屋川治水緑地第1排水門操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大東市深野北2丁目に設置した寝屋川治水緑地第1排水門(以下「水門」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第2条 水門の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長(以下「所長」という。)が行う。

(操作の基準となる水位)

第3条 水門の操作は、水門川表水位計の水位(以下「川表水位」という。)と水門川裏水位計の水位(以下「川裏水位」という。)を基準として行う。

(開 門)

第4条 所長は、川裏水位が上昇し、川表水位と同じになったときは、河川管理者大阪府知事(以下「知事」という。)の指令に基づき、直ちに、水門を開放しなければならない。

2. 所長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(閉 門)

第5条 所長は、自然排水ができなくなったとき、又は川表水位が川裏水位を上回ったときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

2. 所長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作の特例)

第6条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2. 所長は、前項の規定により水門を操作したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作上の配慮)

第7条 所長は、水門の操作に当たっては、水門付近の水位に急激な変動を生じないように配慮しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第8条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水のおそれがあると認めるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取らなければならない。

(点検及び整備)

第9条 所長は、毎月1回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。

(操作の記録等)

第10条 所長は、水門の操作を行った場合は、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

1. 気象及び水象の状況
2. 水門の操作の理由
3. 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
4. その他特記すべき事項

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から規程する。

9) 恩智川治水緑地排水門操作規程 (案)

(趣 旨)

第1条 この規程は、八尾市福万寺北4丁目に設置した恩智川治水緑地排水門(以下「水門」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第2条 水門の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長(以下「所長」という。)が行う。

(操作の基準となる水位)

第3条 水門の操作は、福万寺1水位計の水位(以下「内水位」という。)と第二寝屋川水位計の水位(以下「外水位」という。)および第二寝屋川下流水位(以下「下流水位」という。)を基準として行う。

(開 門)

第4条 所長は、下流水位計の水位が警戒水位を下回り、なお水位の下降が見込まれる時、河川管理者大阪府知事(以下「知事」という。)の指令に基づき、水門を開放しなければならない。

ない。

2 所長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、知事に通報しなければならない。

(閉 門)

第5条 所長は、自然排水ができなくなった時、又は外水位が内水位を上回ったときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

2 所長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、知事に通報しなければならない。

(操作の特例)

第6条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、第4条・第5条の規程にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2 所長は、前項の規程により水門を操作したときは、直ちに、知事に通報しなければならない。

(操作上の配慮)

第7条 所長は、水門の操作にあたって、水門付近及び下流水位に急激な変動を生じないように配慮しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第8条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水の恐れがあると認めるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取らなければならない。

(点検及び整備)

第9条 所長は、毎月1回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。

(操作の記録等)

第10条 所長は、水門の操作を行った場合は、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

1. 気象及び水象の状況
2. 水門の操作の理由
3. 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
4. その他特記すべき事項

(細 則)

第11条 上記事項に定めるもののほか、水門の操作に必要な細則は、所長が定める。

10) 花園多目的遊水地排水門操作規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、東大阪市松原南二丁目に設置した花園多目的遊水地排水門（以下「水門」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長（以下「所長」という。）が行う。

(操作の基準となる水位)

第三条 水門の操作は、水門の外水位及び内水位並びに別に定める恩智川下流水位計の水位（以下「下流水位」という。）を基準として行う。

(開 門)

第四条 所長は、すべての下流水位が別に定める通報水位を下回り、引き続き当該水位の下降が見込まれるときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を開放しなければならない。

2 所長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(閉 門)

第五条 所長は、自然排水ができなくなったとき、又は外水位が内水位を上回ったときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

2 所長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作の特例)

第六条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2 所長は、前項の規定により水門を操作したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作上の配慮)

第七条 所長は、水門の操作に当たっては、水門付近の水位及び下流水位に急激な変動を生じないように配慮しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第八条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水のおそれがあると認めるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取らなければならない。

(点検及び整備)

第九条 所長は、毎月一回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。
(操作の記録等)

第十条 所長は、水門の操作を行った場合は、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

一 気象及び水象の状況

二 水門の操作の理由

三 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

四 前三号に掲げるもののほか、必要な事項
(委任)

第十一条 この規程に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

11) 流域調節池操作要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、寝屋川流域内に設置した流域調節池の施設の操作を受託した者（以下「操作者」という。）がこれを行うことにつき、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「施設」とは、排水施設をいう。

(操作の目的)

第3条 施設の操作は、貯留した洪水を迅速かつ適正に放流先水路等へ排水し、調節池としての治水機能を常に適切に確保することを目的とする。

(操作者)

第4条 施設の操作は、施設管理者大阪府寝屋川水系改修工営所長（以下「管理者」という。）の指令に基づき、操作者が行うものとする。
(施設の運転)

第5条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、操作者に施設の運転指令を行うものとする。

(1) 放流先水路等の水位が低下し、排水可能な状態になったとき。または、操作者から管理者に要請があったとき。

(2) その他、管理者が必要と認めたとき。

2. 操作者は、管理者から運転指令を受けたときは、ただちに施設を運転し、管理者にこれを報告しなければならない。

(施設の運転停止)

第6条 操作者は、次の各号の一に該当する場合は、操作者に施設の運転停止指令を行うものとする。

- (1) 調節池内の貯水が排水を完了したとき。
- (2) 操作者から管理者に要請があったとき。
- (3) その他、管理者が必要と認めたとき。

2. 操作者は、管理者から運転停止指令を受けたときは、施設の運転を停止し、管理者にこれを報告しなければならない。

(点検及び整備)

第7条 操作者は、施設の操作をするために必要な機械、器具等については、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(操作の記録等)

第8条 操作者は、施設の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 施設の操作理由
- (2) 操作の開始・停止及び排水完了年月日と時刻
- (3) その他、水位計の記録等特記すべき事項。

(操作細則)

第9条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は別に操作細則で定める。

(付 則)

この要領は、平成3年6月13日から実施する。

12)-1 古川水門及び茨田ポンプ場 操作協定

河川管理者大阪府知事（以下「甲」という。）と流域下水道管理者大阪府知事（以下「乙」という。）は、寝屋川と古川の合流点付近に設置する古川水門（以下「水門」という。）及び茨田ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）の運転操作について、下記のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、寝屋川から古川への逆流を防止する水門と内水排除を目的とするポンプ場の操作により洪水の軽減を図り、もって災害の発生を防止することを目的とする。

(運転操作)

第2条 ポンプ場の運転操作は、以下の通り行うものとする。

1 水門の閉鎖の完了と同時に運転を開始し、同水門の開放の完了と同時に運転を停止する。

2 水門閉鎖後は、水門内水位を極力低下させるよう努めるとともに、できるだけ閉鎖完了時の水位を越えないよう配慮する。

(通報及び情報提供)

第3条 乙は、ポンプ場の運転を開始又は停止したときは、運転状況および放流口水位について、直ちに甲に通報する。

2. 甲は、乙に対して必要に応じ、水門、ポンプ場の運転操作等に関する情報提供を要請することができる。

(記録)

第4条 乙は、水門、ポンプ場の運転操作に関する記録を保存するものとする。

(その他)

第5条 上記の他、ポンプ場の運転に関する事項については、その都度甲乙が協議のうえ、これを決定するものとする。

なお、昭和54年6月23日付けで締結した「茨田ポンプ場及び桑才ポンプ場の運転に関する確認事項」は廃止する。

平成26年3月31日

甲 河川管理者 大阪府知事 松井 一郎

乙 流域下水道管理者

大阪府知事 松井 一郎

12)-2 古川水門操作規程（案）

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪市鶴見区茨田徳庵町1614番地に設置した古川水門（以下「水門」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

(操作者)

第2条 水門の操作は、河川管理者大阪府知事（以下「河川管理者」という。）の指令に基づき、大阪府東部流域下水道事務所（以下「操作者」という。）が行うものとする。

(閉 門)

第3条 河川管理者は、次の各号の一に該当す

る場合は、操作者に閉門の指令を行うものとする。

- (1) 大阪府に大雨注意報又は大雨警報が発令され、かつ、操作者から水門の外水側の水位がOPプラス2.60メートルを超えた旨の通報を受けたとき。
- (2) 農業用施設である古川の管理者大阪府知事（以下「農業用施設管理者」という。）から要請があったとき。
- (3) 操作者から要請があったとき。
- (4) その他河川管理者が必要と認めたとき。

2. 河川管理者は、閉門の指令を発したときは、直ちにその旨を大阪市長、守口市長、門真市長、大東市長、寝屋川市長及び農業用施設管理者に通報するものとする。

3. 操作者は、閉門の通報を受けたときは、直ちに水門の門扉を降ろさなければならない。（閉門の通報）

第4条 操作者は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに河川管理者に通報しなければならない。

2. 河川管理者は、前項の通報を受けたときは、第3条、第2項の規程を準ずる。

（開門）

第5条 河川管理者は、次の各号の一に該当する場合は、操作者に開門の指令を行うものとする。

- (1) 大雨注意報及び大雨警報が解除され、かつ、操作者から水門の外水側の水位がOPプラス2.60メートル以下で内外の水位差がほぼなくなった旨の通報を受けたとき。
- (2) 農業用施設管理者から要請があり、かつ、内外の水位差がほぼなくなったとき。
- (3) 操作者から要請があり、かつ、内外の水位差がほぼなくなったとき。
- (4) その他河川管理者が必要と認めたとき。

2. 河川管理者は、開門の指令を発したときは、直ちにその旨を大阪市長、守口市長、門真市長、大東市長、寝屋川市長及び農業用施設管理者に通報するものとする。

3. 操作者は、開門の指令を受けたときは、直ちに水門の門扉を揚げなければならない。

（開門の通報）

第6条 操作者は、水門の開放を完了したときは、直ちに河川管理者に通報しなければならない。

2. 河川管理者は、前項の通報を受けたときは、

第5条第2項の規程を準用する。

（気象及び水象の観測）

第7条 河川管理者及び農業用施設管理者は、寝屋川から古川への逆流が発生するおそれのあるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集しなければならない。

（水防の警報に伴う措置）

第8条 操作者は、河川管理者から水防の警報を受けたときは、水門の操作に必要な機械器具等の点検、整備その他操作に必要な措置を講じなければならない。

（点検及び操作）

第9条 操作者は、常に水門の点検及び整備を行うとともに、河川管理者の指示の下に毎月一回水門を操作しなければならない。

（操作の記録等）

第10条 操作者は、水門の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 水門の操作の理由
- (3) 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (4) その他特記すべき事項

13) 長瀬川水門操作規程

（趣旨）

第1条 この規程は、第二寝屋川の水位の上昇による長瀬川への逆流防止を目的として大阪市城東区諏訪一丁目地先に設置した長瀬川水門（以下「水門」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

（操作権者）

第2条 水門の操作は、東大阪市長（以下「市長」という。）が行う。

（閉門）

第3条 閉門は、逆流のおそれがあるとき、市長が、河川管理者大阪府知事（以下「知事」という。）にその旨を通知し、知事の指令に基づいて行う。

2. 市長は、当該通知しようとするときは、水門内の内水排除に対する大阪府東部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）の操作態勢を確認しなければならない。

（閉門の方法）

第4条 閉門は、次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	通 報	閉門の指令を受けた後、直ちに、その旨を大阪市長及び所長に通報する。
2	水門の閉鎖	閉門の指令を受けたときは、水門の門扉を降ろす。
3	通 報	水門の閉鎖完了後、直ちに、その旨を知事、大阪市長及び所長に通報する。

(開 門)

第5条 開門は、逆流のおそれなくなったとき、市長が知事にその旨を通知し、知事の指令に基づいて行う。

(開門の方法)

第6条 開門は、次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	通 報	開門の指令を受けた後、直ちに、その旨を大阪市長及び所長に通報する。
2	水門の開放	開門の指令を受けたときは、水門の門扉を上げる。
3	通 報	水門の開放完了後、直ちに、その旨を知事、大阪市長及び所長に通報する。

(気象及び水象の観測等)

第7条 市長は、高潮のおそれがあるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡をとるものとする。

(水防警報に伴う措置)

第8条 市長は、知事から水防警報を受けたときは、水門の操作に必要な機械、器具等の点検及び整備その他水門の操作に必要な措置を講ずるものとする。

(点検及び整備)

第9条 市長は、大阪府寝屋川水系改修工営所長の立会のもとに、毎月一回水門を操作して、その点検及び整備を行う。

(操作の記録等)

第10条 市長は、水門の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するものとする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 水門の操作の理由
- (3) 水門の操作の開始及び終了に関する事項
- (4) その他特記すべき事項

(細 則)

第11条 この操作規程に定めるもののほか、水門の操作に必要な事項は、市長が定める。

(附 則)

この規程は令和五年四月一日から施行する。

14) 防潮鉄扉協定書（公道）

1. 鉄扉の所在地 }
1. 番号 } 別紙一覧表
1. 構造種類及形状巾員 }
1. 鉄扉の維持管理は大阪府で行うものとする。
 2. 鉄扉の操作責任者は水防団長とし（以下「操作責任者」という。）鉄扉の開閉に必要な電鍵その他の器具の保管は操作責任者がするものとする。
 3. 高潮襲来のおそれあるときは、水防管理者は操作責任者に指示し鉄扉を閉鎖するものとするが必要あるときは大阪府水防本部長がその指示をすることができる。
 4. 鉄扉の開放については地域の状況に応じ操作責任者において行うものとする。
 5. 鉄扉の開閉をしたときは操作責任者は水防管理者及び大阪府水防本部（大阪府西大阪防潮工営所）に通報する。
 6. 府及び水防組合は随時鉄扉の操作運転を行い開閉の良否を確認しておくこと。
 7. 本協定書に定めない事項についてはその都度協定者において協議する。
 8. 上記協定の証として下記の者署名捺印の上各一通を保管する。
 9. 緊急時の連絡先については別途文書をもって定める。

年 月 日
大阪府知事 左藤 義詮
淀川左岸水防事務組合管理者
大阪市長 中馬 馨
淀川右岸水防事務組合
水防団長

15) - 1 防潮鉄扉の管理に関する協定書

下記の防潮鉄扉について、その管理及び開閉操作の万全を期すため、大阪府（以下、「府」という。）、〇〇川〇岸水防事務組合（以下、「水防組合」という。）及び防潮鉄扉利用者（以下、「利用者」という。）との間で、次の事項を協定する。

記

1. 防潮鉄扉の所在地 大阪市
2. 防潮鉄扉の番号 〇〇川 〇岸 〇号
3. 防潮鉄扉の構造 〇m〇〇×〇m〇〇
引戸（〇〇〇機付）

協定事項

1. 防潮鉄扉の管理
 - ① 利用者は、防潮鉄扉の開閉にあたっては、責任をもって行うものとする。
 - ② 利用者は、防潮鉄扉を常に開閉操作に支障のない状態にするよう、その維持保全に留意し、随時操作を行って開閉の良否を確認しておくものとし、防潮鉄扉は作業等必要なとき以外は閉鎖しておくものとする。なお、防潮鉄扉に異常のあるときは、直ちに府に報告のうえ、必要な措置を講じておくものとする。
 - ③ 万一、利用者の過失により防潮鉄扉を毀損した場合は、直ちに府に報告のうえ、その指示に従い、利用者の責任と負担において修理しなければならない。
2. 開閉操作等
 - ① 府又は水防組合水防団は、必要があると認められるときは、防潮鉄扉の開閉について、利用者に指示することができる。
 - ② 前号により、防潮鉄扉の閉鎖の指示があったときは、利用者は直ちに防潮鉄扉を閉鎖し、府又は水防組合水防団にその旨を報告しなければならない。
3. 防潮鉄扉操作責任者及び作業員
 - ① 利用者は、防潮鉄扉操作責任者及び作業員をおくものとし、その要員確保と配置に留意するとともに、防潮鉄扉の開閉操作を完全に行えるように常に作業員の訓練を行うものとする。
 - ② 利用者は、防潮鉄扉操作責任者（正、副各1名）の名簿及び連絡方法を府へ直ちに報告しなければならない。また、異動等があった場合も同様とする。
4. 緊急時の防潮鉄扉の閉鎖
防潮鉄扉操作責任者は、常に気象情報等に注意し、高潮来襲等のおそれがあるときは、作業員とともに待機し、府又は水防組合水防団の指示に従い防潮鉄扉を閉鎖し、また、地震による津波等のおそれがあるときは、府等の指示に関係なく直ちに防潮鉄扉を閉鎖するものとする。
5. 付属機材の保管
利用者は、付属機材を常に善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。万一、利用者の過失により、紛失又は毀損した場合は、府の指示に従い、利用者の責任と負担において補充又は修理しなければならない。
6. 防潮鉄扉の検査
府は防潮鉄扉の開閉操作、維持補修等の良否について、随時検査を行うことができる。
7. その他

本協定内容及び関連事項について疑義が生じたときは、各協定者は互いに誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通作成し、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

大阪府

代表者 大阪府知事 齊藤 房江

〇〇川〇岸水防事務組合

管理者

防潮鉄扉利用者

住所

氏名

15) -2 防潮鉄扉協定書 (私道)

1. 鉄扉の所在地 此花区西島町1の7
1. 番 号 正蓮寺川右岸5号
1. 構造種類及形状巾員 3. 80m×2. 50m
減速機付引戸
1. 鉄扉の維持管理は大阪府で行うものとする。
2. 鉄扉の操作員は鉄扉設置を申出た会社(以下単に「利用者」という)において予め定めその人名連絡先を水防団長及び大阪府水防本部(大阪府西大阪防潮工営所)に報告すると共に鉄扉操作に充分習熟せしめておくこと。
3. 鉄扉の閉鎖については水防団長の指示により利用者において行うものとするが必要あるときは大阪府水防本部長が指示することができる。
4. 鉄扉の開放については水防団長の指示により利用者において行うものとする。
5. 前二項による鉄扉の開閉による諸経費についてはすべて利用者の負担とする。
6. 鉄扉の開閉をしたときは水防団長はその確認をすると共に水防管理者及び大阪府水防本部(大阪府西大阪防潮工営所)に通報すること。
7. 鉄扉の開閉に必要な電鍵その他器具の保管は利用者において行うものとする。
8. 府及び水防団長並びに利用者は随時鉄扉の操作運転を行い開閉の良否を確認しておくこと。
9. 本協定書に定めない事項についてはその都度協定書において協議する。
10. 上記協定の証として下記の者署名捺印の上各一通を保管する。
11. 緊急時の連絡先については別途文書をもって定める。

年 月 日

大阪府知事 左藤 義詮

淀川左岸水防事務組合管理者

大阪市長 中馬 馨

淀川左岸水防事務組合

水防団長

鉄扉利用者

住所

会社名

代表者名

電話

16) 住道新橋鉄扉及び可動橋操作協定書

大東市住道1丁目地先に設置された住道新橋止水用鉄扉(以下「鉄扉」という。)及び同可動橋(以下「可動橋」という。)の操作について、河川管理者大阪府知事(以下「甲」という。)と道路管理者大東市長(以下「乙」という。)との間に次のとおり協定を締結する。

(操作者)

第1条 鉄扉及び可動橋の操作は、相互に水位の観測に努め、甲の指令に基づき、乙が行なうものとする。

(操作の準備)

第2条 乙は、東部大阪(大東市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市をいう。以下同じ)の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われたときは、鉄扉及び可動橋の操作に必要な人員の確保、機械器具の点検、整備、その他操作に必要な措置を講じなければならない。

(閉鎖の時期)

第3条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、乙に閉鎖の指令を行なうものとする。

- (1) 東部大阪の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われ、かつ、住道水位計で寝屋川の水位がOPプラス3.1メートルを超えたとき

(2) 操作者からの要請があったとき

(3) その他甲が必要と認めたとき

(緊急措置)

第4条 乙は、突発的な災害等で緊急に鉄扉を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲の指令を受けずに鉄扉を閉鎖することができる。この場合、閉鎖の通報、閉鎖の方法及び閉鎖の完了の通報は第5条から第7条までの規定を準用するものとする。

(閉鎖の通報)

第5条 乙は、閉鎖の指令を受けたときは、直ちにその旨を四條畷警察署長及び大東市消防長に通報するものとする。

(閉鎖の方法)

第6条 閉鎖は、次の方法によりその順位に従って行うものとする。

順位	区分	内容
1	閉鎖の表示	鉄扉の閉鎖を開始するにあたって、信号灯を点灯し、付近の通行車及び通行人に周知させる。
2	鉄扉の閉鎖	左右岸の鉄扉を閉鎖する。
3	可動橋の押上げ	可動橋を押上げる。
4	可動橋休止	可動橋休止装置を操作し、可動橋を固定する。
5	完了の報告	閉鎖が完了したときは、直ちに甲に報告する。

(閉鎖の完了の通報)

第7条 乙は、甲に閉鎖完了の報告をしたときは、直ちにその旨を四條畷警察署長及び大東市消防長に通報するものとする。

(開放の時期)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、乙に開放の指令を行なうものとする。

- (1) 東部大阪の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が解除され、かつ、寝屋川の住道水位計の水位がOPプラス3.1メートル以下となったとき
- (2) 東部大阪の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われている場合において乙からの要請があり、かつ、住道水位計で寝屋川の水位がOPプラス3.1メートル以下となり、かつ、水位の上昇が見込まれなくなったとき
- (3) その他甲が必要と認めたとき

(開放の通報)

第9条 乙は、開放の指令を受けたときは、直ちにその旨を四條畷警察署長及び大東市消防長に通報するものとする。

(開放の方法)

第10条 開放は、次の方法によりその順位に従って行うものとする。

順位	区分	内容
1	可動橋休止の解除	可動橋休止装置を解除する。
2	可動橋の降下	可動橋を所定の位置に降下させる。
3	鉄扉の開放	左右岸の鉄扉を開放する。
4	開放の表示	信号灯を消灯する。
5	完了の報告	開放が完了したときは、直ちに甲に報告する。

(開放の完了の通報)

第11条 乙は、甲に開放完了の報告をしたときは、直ちにその旨を四條畷警察署長及び大東市消防長に通報するものとする。

(点検及び整備)

第12条 乙は、常に鉄扉及び可動橋の点検並びに整備を行なうとともに、毎月1回、寝屋川水系改修工営所長の立会のうえ試運転操作を実施するものとする。

2. 前項の場合の通報及び操作の方法は、第5条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定を準用するものとする。

(操作の記録)

第13条 乙は、鉄扉及び可動橋の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
 - (2) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
 - (3) 操作の理由
 - (4) その他特記すべき事項
- (その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙がそれぞれ協議の上決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、協定締結の日から施行する。

(協定の廃止)

昭和53年12月18日締結の住道新橋鉄扉及び可動橋操作に関する甲乙間の協定は、本協定締結の日をもって廃止する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年2月17日

甲 河川管理者

大阪府知事 橋下 徹

乙 道路管理者

大東市長 岡本 日出士

17) 平野川鉄扉操作協定書

大阪市東住吉区今林地先の平野川左右岸に設置した末尾記載の鉄扉及び角落（以下「鉄扉等」という。）の操作について、河川管理者大阪府知事（以下「甲」という。）、水防管理者大阪市長（以下「乙」という。）及び大阪市中央卸売市場東部市場開設者大阪市長（以下「丙」という。）は次のとおり協定する。

（維持管理）

第1条 鉄扉等の維持管理は甲が行うものとする。

2. 丙は常に鉄扉等を開閉操作に支障ない状態に保つよう維持保全に留意しなければならない。

（操作者）

第2条 鉄扉等の操作は、丙が行うものとする。

（操作責任者）

第3条 丙は、鉄扉等の操作責任者を定めその名簿を甲及び乙に提出するものとする。

（操作準備）

第4条 丙は、大阪府に大雨注意報が発令されたときは、鉄扉等の点検、確認、その他操作に必要な措置を講じなければならない。

5. 甲は、鉄扉等の操作に必要な情報を丙に通報するものとする。

（鉄扉等の閉鎖）

第5条 鉄扉等の操作は、大阪府に大雨注意報が発令があり、平野川鳥居先下流の水位計水位がO. P 5.20メートル又は、三川合流点の水位計水位がO. P 4.40メートルに達し、かつ洪水の恐れがあるときに、甲の指令に基づき丙が行うものとする。

2. 甲の指令を受けたとき、丙は直ちに鉄扉等を閉鎖するものとする。

3. 丙は、鉄扉等の閉鎖を完了したときは、甲及び乙に報告するものとする。

（緊急措置）

第6条 丙は、前条の規定のほか突発的な災害等で緊急に鉄扉等を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲の指令を受けずに閉鎖することができる。

この場合、鉄扉等の閉鎖を完了したときに、直ちに甲及び乙に報告するものとする。

（鉄扉等の開放）

第7条 甲は、平野川鳥居先下流の水位計水位がO. P 5.20メートル未満となり、かつ三川合流点の水位計水位がO. P 4.40メートル未

満となって、上昇の恐れがないと判断したときは、丙に鉄扉等の開放を指令するものとする。

2. 甲の指令を受けたとき、丙は鉄扉等を開放するものとする。

3. 丙は、鉄扉等を開放したときは、甲及び乙に報告するものとする。

（閉鎖確認）

第8条 甲及び乙は、第5条第3項及び第6条の報告を受けたときは鉄扉等の閉鎖の確認をするものとする。

（点検整備）

第9条 甲、乙及び丙は協力して鉄扉等の機能確認及び諸設備点検のため毎年1回以上出水期前に開閉訓練を行うものとする。

2. 開閉訓練をするに当たって、甲、乙及び丙は、日時等協議の上定めるものとし、丙は関係者に連絡しなければならない。

（費用負担）

第10条 鉄扉等の操作に要する費用は丙の負担とする。

（第三者への損害）

第11条 鉄扉等の操作が原因となって第三者に損害を与えた場合においては、その原因が丙の責に帰する事由による場合を除き甲、丙協議の上解決するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上各1通を保有する。

昭和58年8月2日

甲 河川管理者

大阪府知事 岸 昌

乙 水防管理者

大阪市長 大島 靖

丙 大阪市中央卸売市場

東部市場開設者

大阪市長 大島 靖

名称	設置場所	型式	寸法 (m)
平野川1号鉄扉	大阪市住吉区今林地先	鋼製戸式鉄扉	6,760×0.500
平野川2号鉄扉	"	F.R.P製角落し堰	1,430×0.500
平野川3号鉄扉	"	鋼製戸式鉄扉	5,560×0.500

平野川 4号鉄扉	"	鋼製戸式鉄扉 (2門)	4,908×0.500 6,153×0.500
平野川 5号鉄扉	"	鋼製戸式鉄扉 (2門)	4,365×0.500 5,415×0.500
平野川 6号鉄扉	"	鋼製戸式鉄扉	6,860×0.500
平野川 7号鉄扉	"	鋼製戸式鉄扉	6,260×0.500
平野川 8号鉄扉	"	鋼製戸式鉄扉 (5門)	4,590×0.500
			4,440×0.500
			4,440×0.500
			4,590×0.500
平野川 9号鉄扉	"	鋼製戸式鉄扉 (3門)	4,850×0.500
			4,800×0.500
			4,850×0.500

18) 平野川分水路排水機場操作要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 寝屋川水系平野川分水路排水機場（以下「排水機場」という。）の操作については、当分の間この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 排水機場の操作は平野川及び平野川分水路の洪水を防御するため、平野川分水路の水位低下を図り、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(操作者)

第3条 排水機場の操作は、寝屋川水系改修工営所長（以下「所長」という。）が行うものとする。

(定 義)

第4条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「洪水時」とは、次表に定める対象水位計の水位（以下「対象水位計水位」という。）のいずれかが次表の指定水位を越えるときをいう。

河 川 名	対 象 水 位 計	指 定 水 位
第二寝屋川	排水機場外水位	OP+2.60m
平野川分水路	排水機場内水位	OP+2.60m
同 上	巽 橋	OP+3.00m

(2) 「平水時」とは「洪水時」以外のときをいう。

第2章 排水機場の操作方法

(洪水時における操作)

第5条 所長は、洪水時にあつては、次の各号の定めるところにより排水機場を操作するものとする。

- (1) 対象水位計水位のいずれかが指定水位に達し、なお上昇する恐れがある場合には、河川管理者大阪府知事（以下、「知事」という。）の指令に基づき排水機場を操作するものとする。
- (2) 前号により排水機場を操作している場合において、対象水位計のすべてが、指定水位未満となり、上昇の恐れがないときには、知事の指令に基づき、排水機場の操作を停止するものとする。

(平水時における操作)

第6条 所長は平水時にあつては試運転時を除き排水機の吐出ゲートを全閉し、分水路水門のすべてを全開しておくものとする。

(操作の特例)

第7条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるとき又は知事の指示があつたときは、第5条及び第6条の規定にかかわらず排水機場を操作することができるものとする。

(関係機関に対する通知等)

第8条 所長は、排水機場を操作することにより公共の利害に重大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知する等必要な措置を講じるものとする。

(操作に関する記録)

第9条 所長は、排水機場を操作するときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 運転した主ポンプの名称及び状況
- (4) 換作の際に行った通知等の状況
- (5) 第7条に該当するときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第10条 所長は、次の各号の1に該当する場合

で、知事の指令があったときには、洪水警戒体制に入るものとする。

(1) 寝屋川流域に大雨、洪水に関する注意報又は警報が出されたとき

(2) その他洪水が発生する恐れがあるとき
(洪水警戒体制における措置)

第11条 所長は、洪水警戒体制において、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 排水機場を操作することができる要員を確保すること。

(2) 排水機場を操作するために必要な、機械器具等の点検及び整備を行うこと。

(3) 排水機場の管理上必要な気象、水象の観測及び関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(4) その他排水機場の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水の恐れがなくなった場合で知事の指令があったときは洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第13条 所長は、排水機場を操作するために必要な機械器具等については、別途定める点検整備要領により点検及び整備を行い、これを良好な状態に保つものとする。

(事故時の報告)

第14条 所長は、排水機場に重大な事故が発生したときは、直ちに適切な処置をとるとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(観 測)

第15条 所長は、対象水位計水位その他排水機場を操作するために必要な事項については常時これを観測し、記録、保存するものとする。

(日報等)

第16条 所長は、排水機場の管理に関する事項については日報、月報及び年報を作成し、これらを保存するものとする。

(操作細則)

第17条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は別に操作細則で定める。

(附 則)

この要領は令和5年4月1日から実施する。

19) 淀川大堰、毛馬水門、 毛馬閘門操作規則

第1章 総則

(通則)

第1条 淀川大堰（以下「大堰」という。）、毛馬水門（以下「水門」という。）及び毛馬閘門（以下「閘門」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 大堰、水門、及び閘門（以下「大堰等」と総称する。）の操作は、毛馬排水機場（以下「排水機場」という。）を含めた各施設の関連操作により、淀川及び旧淀川の洪水を安全に流下させること、高潮及び津波からの防御、大堰の貯水池（以下「貯水池」という。）における塩水の遡上防止・取水調整・舟運の確保、淀川の流水を旧淀川へ分流することによる旧淀川の流水の正常な機能の維持、旧淀川及び寝屋川流域の洪水、高潮、津波時の内水の排除及び洪水の軽減を図ることを目的とする。

(操作に関する基本事項)

第3条 大堰等の操作については、河川の流量、並びに堰の上流及び下流の水位の状況に応じ、次の各号に掲げることを基本として行うものとする。

一 洪水時、高潮時及び津波時における流水の安全な疎通を図るものとする。

二 塩水の遡上による塩害を防止するとともに、既得用水の取水を可能とする。

三 旧淀川と淀川の間での船の通航を可能とする。

四 淀川の流水を旧淀川に流すことにより、河川の正常な機能の維持を図るものとする。

(水位)

第4条 堰の上流の水位（以下「上流水位」という。）及び下流の水位（以下「下流水位」という。）は、それぞれ堰の上流及び下流に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(定義)

第5条 この規則において水位は、大阪湾工事基準面（東京湾平均海面+1.300m）からの水位とする。

2 この規則において「洪水時」とは、細則に定めるところにより算定した貯水池への流

入量（以下「流入量」という。）が毎秒800立方メートル以上であるときをいう。

- 3 この規則において「高潮時」とは、洪水時でなく、下流側の水位が2.8メートル以上であるときをいう。
- 4 この規則において「平水時」とは、流入量が毎秒76立方メートル以上、毎秒800立方メートル未満で高潮時でないときをいう。
- 5 この規則において「渇水時」とは、流入量が毎秒76立方メートル未満を継続するおそれがあり、高潮時でないときをいう。
- 6 この規則において「津波時」とは、気象庁から大阪府に対して、津波警報又は大津波警報が発せられたときをいう。

（大堰等の名称）

第6条 大堰等の名称及び管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 大堰等のゲート名称、門数等は次表のとおりである。

項目 施設名称	ゲート名称	門数	備考
大堰	主ゲート	4	大堰中央部
	調節ゲート	2	主ゲート両端
	魚道ゲート	2	大堰左右岸
水門	制水ゲート	3	
	調節ゲート	3	
閘門	制水ゲート	1	
	閘門ゲート	2	

- 二 平水時及び渇水時における貯水池の水位は、上流水位で2.5メートル以上3.3メートル以内とする。

第2章 大堰等の洪水時における操作の方法

（洪水時の大堰の操作方法）

第7条 淀川河川事務所所長（以下「所長」という。）は、洪水時にあっては、次の各号に定める方法により、大堰を操作するものとする。ただし、所長は気象、水象その他の状況により、特に必要と認める場合においてはこの限りではない。

- 一 流水の貯水池への流入量が毎秒800立方メートルに達したとき、流入量のうち、水門からの分流を除いた流量を、魚道ゲート、主ゲート及び調節ゲートから放流する。

- 二 流入量が毎秒2,100立方メートルに達したときは、魚道ゲート、主ゲート及び調節ゲートを全開する。

- 2 前項により主ゲート及び調節ゲートを全開している場合において、流入量が毎秒2,100立方メートル未満になったときは、主ゲート及び調節ゲートを操作し、上流水位を2.5メートル以上3.3メートル以内に保つものとする。

（洪水時の水門の操作の方法）

第8条 所長は、洪水時にあっては、次の各号に定めるところにより水門を操作するものとする。

- 一 水門の淀川本川側にあるゲート（以下「水門制水ゲート」という。）及び水門の旧淀川側にあるゲート（以下「水門調節ゲート」という。）を操作し、毎秒71立方メートル以上、毎秒120立方メートル以下を旧淀川に分流する。

- 二 水門の旧淀川側にある量水標で測定した水位（以下「大川水位」という。）が2.6メートルを超え、降雨、高潮等によりさらに水位上昇が見込まれるときは、前号の規定にかかわらず、水門を全閉し、分流を停止する。

- 三 流入量が毎秒2,100立方メートルを超えた場合は、第一号の規定にかかわらず、水門を全閉し、分流を停止する。

- 四 第二号、第三号により分流を停止している場合において、大川水位が2.6メートル以下でかつ流入量が毎秒2,100立方メートル以下となり、これを保つことができるときは、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを操作し、毎秒71立方メートル以上、毎秒120立方メートル以下を旧淀川に分流する。

- 2 所長は、排水機場の運転の開始又は運転時は、第1項第一号、同項第四号の規定にかかわらず、水門を全閉し、分流を停止する。

- 3 所長は、前2項により操作を行う場合は、水門周辺の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

（洪水時の閘門の操作の方法）

第9条 所長は、洪水時にあっては、閘門の淀川側にあるゲート（以下「閘門制水ゲート」という。）及び閘門の旧淀川側にある2門のゲート（以下「閘門ゲート」という。）を全閉するものとする。ただし、上流水位が3.

7メートル以下の場合において、船又はいかだ（以下「船」という。）が緊急退避する場合はこの限りではない。

第3章 大堰等の高潮時における操作の方法

（高潮時の大堰の操作の方法）

第10条 所長は、高潮時には、次の各号に定めるところにより、大堰を操作するものとする。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により、特に必要と認める場合においては、この限りではない。

- 一 下流水位が上流水位より低く、かつ上流水位が3.8メートル以下のときは、魚道ゲート及び調節ゲートから放流する。
- 二 第一号により大堰を操作している場合において、上流水位が3.8メートルを超えるおそれがあるときは、主ゲート、調節ゲート及び魚道ゲートの開操作を行う。
- 三 下流水位が上流水位以上のときは、主ゲート、調節ゲート及び魚道ゲートは全閉する。
- 四 第三号により大堰を全閉している場合において上流水位が4.1メートル以上のときは、調節ゲート上段扉の開操作を行い、上流水位の低減を行う。

2 所長は、前項により操作を行う場合は、大堰の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

（高潮時の水門の操作の方法）

第11条 所長は、高潮時にあっては、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを全閉しておくものとする。

（高潮時の閘門の操作の方法）

第12条 所長は、高潮時にあっては、閘門制水ゲート及び閘門ゲートを全閉しておくものとする。ただし、上流水位が3.7メートル以下で船が緊急退避する必要がある場合はこの限りではない。

第4章 大堰等の平水時における操作の方法

（平水時の大堰の操作の方法）

第13条 所長は、平水時にあっては、次の各号に定めるところにより、大堰を操作するものとする。

- 一 主ゲートを全閉する。
- 二 魚道流量を限度に魚道ゲートを操作する。
- 三 大堰への流入量のうち、水門からの分流を除いた流量を、魚道ゲート、調節ゲートから放流する。
- 四 前3号により大堰を操作している場合において、下流水位が上流水位以上になるときは、調節ゲート及び魚道ゲートを全閉する。

2 所長は、前項により操作を行う場合は、大堰の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

（平水時の水門の操作の方法）

第14条 所長は、平水時にあっては、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

- 一 水門制水ゲートと水門調節ゲートを操作し、毎秒71立方メートル以上毎秒120立方メートル以下を旧淀川に分流する。
- 二 大川水位が上流水位を上回る場合、又は大川水位が2.6メートルを超え、降雨、高潮等によりさらに水位上昇が見込まれるときは、第一号の規定にかかわらず、水門を全閉し、分流を停止する。
- 三 旧淀川の水環境保全上必要と認められる場合、水門制水ゲートと水門調節ゲートを操作し、毎秒41立方メートル以上毎秒101立方メートル以下の範囲で旧淀川へ分流する。その場合、旧淀川の流水の正常な機能の維持のため日平均毎秒61立方メートル以上とするものとする。

2 所長は、排水機場の運転の開始時又は運転時は、第1項の規定にかかわらず、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを全閉し、分流を停止する。

3 所長は、前2項により操作を行う場合は、水門周辺の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

（平水時の閘門の操作の方法）

第15条 所長は、平水時にあっては、次の各号に定めるところにより、船の通航の用に供するため、閘門の操作を行うことができる。

一 船の通航に必要な場合を除き、閘門の全てのゲートを全閉しておくものとする。

二 次のすべての要件を満たす船について、通航のための閘門の操作を行う。

船の長さ 45.00メートル以下

船の幅員 9.00メートル以下
船の高さ(水面上) 3.50メートル以下
船の喫水 1.50メートル以下

2 所長は、排水機場の運転の開始時又は運転時は、前項第二号の規定にかかわらず、閘門制水ゲート及び閘門ゲートを全閉する。

第5章 大堰等の渇水時における操作の方法

(渇水時の大堰の操作方法)

第16条 所長は、渇水時にあっては、次の各号に定めるところにより、大堰を操作するものとする。

一 主ゲート及び調節ゲートを全閉する。
二 魚道流量を限度に魚道ゲートを操作する。

2 所長は、大堰上流及び旧淀川の利水に支障が生じるおそれがある場合は、魚道流量を調整することができるものとする。

(渇水時の水門の操作方法)

第17条 所長は、渇水時にあっては、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

一 水門制水ゲートと水門調節ゲートを操作し、毎秒41立方メートル以上毎秒101立方メートル以下の範囲で旧淀川へ分流する。その場合、旧淀川の流水の正常な機能の維持のため日平均毎秒61立方メートル以上とするものとする。

二 大川水位が上流水位を上回る場合、又は大川水位が2.6メートルを超え、降雨、高潮等によりさらに水位上昇が見込まれる場合は、前号の規定にかかわらず水門を全閉し、分流を停止する。

2 所長は、排水機場の運転の開始又は運転時は、前項の規定にかかわらず、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを全閉し、分流を停止する。

3 所長は、前2項により操作を行う場合は、水門周辺の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

(渇水時の閘門の操作方法)

第18条 所長は渇水時にあっては、次の各号に定めるところにより、船の通航の用に供するため、閘門の操作を行うものとする。

一 船の通航に必要な場合を除き、閘門の全てのゲートを全閉する。

二 第15条第1項第二号の要件に該当する船についてのみ操作を行う。

2 所長は、排水機場の運転の開始時又は運転時は、前項第二号の規定にかかわらず、閘門制水ゲート及び閘門ゲートを全閉する。

第6章 大堰等の津波時における操作の方法

(津波時の大堰の操作方法)

第19条 所長は、津波時には、全てのゲートを全閉とする。

2 所長は、前項の規定にかかわらず、上流からの流入量や津波到達時間等の状況に応じて必要な操作を行うことができる。

(津波時の水門の操作方法)

第20条 所長は、津波時には、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを全閉するものとする。

2 所長は、前項の規定にかかわらず、津波到達時間等の状況に応じて必要な操作を行うことができる。

(津波時の閘門の操作方法)

第21条 所長は、津波時には、閘門制水ゲート及び閘門ゲートを全閉するものとする。ただし、大堰上流水位が3.7メートル以下で船が緊急退避する必要がある場合はこの限りではない。

2 所長は、前項の規定にかかわらず、津波到達時間等の状況に応じて必要な操作を行うことができる。

第7章 操作の方法の特例等

(ゲートの操作)

第22条 大堰等に係るゲートの操作については、第7条から前条までに規定する方法のほか、細則で定める。

(ゲートの操作の原則)

第23条 所長は、大堰及び水門のゲートを操作するときは、大堰の上流及び下流、水門周辺の水位に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(操作の方法の特例)

第24条 所長は、異常渇水、事故、その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、第22条に規定する方法以外の方法により大堰等を操作することができる。

(操作に関する通知等)

第25条 所長は、大堰を操作することにより、公共の利益に重大な影響を生ずると認めら

れる場合又は大堰の上流及び下流の流水の状況に著しい変化を生じさせると認められる場合において、これによって生じる危害を防止する必要があると認めるときは、細則に定めるところにより関係機関に通知するものとする。

2 所長は、気象、水象その他の状況により、大堰を操作することにより、大堰の上流又は下流の流水の状況に著しい変化を生じさせると認められる場合又は船の通航のための閘門の操作を行う場合は細則に定めるところにより一般に警告するものとする。

第8章 洪水警戒体制等

(警戒体制)

第26条 所長は、次の各号の一に該当するときは、警戒体制を執らなければならない。

一 流入量が毎秒800立方メートルに達するおそれがあるとき

二 大阪管区气象台から北大阪、大阪市、東部大阪、及び京都地方气象台から京都府南部(南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部)において、降雨に関する警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

三 下流水位が2.8メートルを越える恐れがあるとき。

四 大阪管区气象台から大阪市において高潮注意報、高潮警報が発令されたとき。

五 気象庁から大阪湾に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令されたとき。

六 その他洪水及び高潮、津波が発生するおそれがあるとき。

2 所長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるとき、警戒体制を執ることができる。
(警戒体制における措置)

第27条 所長は、第26条の規定による警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

一 気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 大堰等を操作するために必要な機械、器具の点検及び整備その他大堰等の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第28条 所長は、警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第9章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第29条 所長は、大堰等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第30条 所長は、淀川大堰等を操作するために必要な気象及び水象の観測は、細則で定めるところにより行わなければならない。

(記録)

第31条 所長は、ゲートを操作し、第25条の規定による操作に関する通知等、第29条の規定による点検及び整備、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第10章 雑則

(細目)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な手続きその他細則は、別途定める。

附則

この規則は、平成25年6月7日から施行する。

20) 淀川大堰、毛馬水門、毛馬閘門操作細則

(通則)

第1条 淀川大堰(以下「大堰」という。)、毛馬水門(以下「水門」という。))及び毛馬閘門(以下「閘門」という。))の操作については、淀川水系淀川淀川大堰、毛馬水門及び毛馬閘門操作規則(以下「規則」という。))に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(施設の名称)

第2条 大堰、水門、及び閘門(以下「大堰等」と総称する。))の操作にかかわる施設の名称は、別表1のとおりとする。

(流入量の算定)

第3条 規則第5条に規定する流入量は、毎秒1,500立方メートル未満の時、水位の0上昇又は低下の時間的な割合から算定した数値に、貯水池からの取水量及びゲートより放流する量を加えたものとし、(1)式より算定する。

$$Q_{in} = \{ V(H(t_2)) - V(H(t_1)) + \Delta t \cdot Q_0 \} / \Delta t \quad (1)$$

Q_{in} : 大堰への流入量(立方メートル/秒)

$V(H(t_2))$: 現在時刻 t_2 における貯水池水位 $H(t_2)$ に対応する貯水量(立方メートル)

$V(H(t_1))$: 現在時刻より一定時間(Δt)前の時刻 t_1 の貯水池水位 $H(t_1)$ に対応する貯水量(立方メートル)

Q_0 : $t_1 \sim t_2$ 時間内における大堰等からの放流量(立方メートル/秒)

Δt : 流入量計算時間間隔(秒)

2 大堰への流入量が毎秒1,500立方メートル以上の場合、枚方水位流量観測所で観測した流量を流入量とする。

(大堰等のゲート操作)

第4条 各施設のゲート操作は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 大堰主ゲートの全開、全閉以外の操作は、2門同一開度により行い、その組み合わせは、「3号、4号ゲート」と「2号、5号ゲート」とし、目標開度までの交互操作で開閉する。

二 大堰の調節ゲートは、2門同一開度で操作する。

三 大堰ゲートを全閉状態から開操作を行う場合は、排砂装置により噴射を行ってから操作する。

四 大堰から放流する場合は、下流水位が急激に変動しないように一回当たりの放流量の変更は10分間隔で行う。ただし、大堰下流水位が潮位条件により急激に変動しないと判断される場合は、このかぎりではない。

五 水門調節ゲート3門の開度は、同一開度で操作する。

六 水門から放流する場合、1回当たりの放流量の変更は、毎秒20立方メートルとしその間隔は、10分間とする。

七 閘門通航時の操作は、閘門1号ゲート及び閘門2号ゲートの全閉を確認し、バイパスゲートの操作で閘室内の水位調整を行った後、進入側閘門ゲートを開けて、船を閘室に入れて(以下「入閘」という。)、操作したバイパスゲート及び閘門ゲートを全閉する。さらに、バイパスゲートの操作で閘室内の水位調整を行った後、退出側閘門ゲートを開けて、船を閘室から出した(以下「出閘」という。)後、操作したバイパスゲート及び閘門ゲートを全閉する。

八 大堰等のゲート操作は、中央制御による遠方操作を原則とし、これによりがたい場合は機

側操作で行う。

(魚道流量)

第5条 魚道流量は、毎秒5立方メートルとする。

(水門の操作)

第6条 規則第14条第1項第三号及び規則第17条第1項第一号に規定する水門の操作は、干潮時に毎秒101立方メートルを4時間放流し、満潮時に毎秒41立方メートルを8時間放流するものとする。ただし、潮位の状況等に応じて、放流時間を調整することができる。

(閘門の操作)

第7条 操作規則第15条に規定する閘門の操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 操作時間は8時30分から日没までとする。

二 船を入閘させる場合は、入閘側のバイパスゲートを開いて入閘側の河川の水位と閘室の水位を同一にしたのち、入閘側の閘門ゲートを開けて船を入閘させ、操作したバイパスゲート及び閘門ゲートを全閉する。

三 船を出閘させる場合、出閘側のバイパスゲートを開いて出閘側の河川の水位と閘室の水位を同一にしたのち、出閘側の閘門ゲートを開けて船を出閘させ、操作したバイパスゲート及び閘門ゲートを全閉する。

四 入閘又は出閘する場合、閘門ゲートは入閘側又は出閘側の河川の水位から3.50メートル以上開けるものとする。

(ゲート操作の原則)

第8条 規則第23条に規定するゲート操作の原則は、大堰の上流及び下流、水門周辺の水位の変動を、30分間に30センチメートル以内になるように、全てのゲートの操作を行うものとする。

2 気象、水象その他の状況により、特に緊急かつやむを得ない場合は、前項の規定にかかわらず放流することができるもの、とする。

(操作に関する通知等)

第9条 規則第25条に規定する関係機関は別表2に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)のうち、次の各号により影響を受けるものに対して行う。

一 規則第10条及び規則第19条に規定する操作により、大堰の貯水池の利水に塩害等が発生するおそれのあるとき。

二 閘門において船の通航に支障の生ずるおそれのあるとき。

三 流水状況の著しい変化等によって生じる

危害を防止する必要があるとき。

2 規則第25条第2項に規定する一般への警告は、次の各号により行うものとする。

一 一般への警告は、ゲートの操作を開始する前に行うものとする。

二 一般への警告は、別表3に掲げる警報設備等により行うものとし、その方法は次によるものとする。

イ 大堰にあつては規則第7条の規定により主ゲートの操作を開始するとき、及び第8条第2項の規定により放流を行う場合で、下流に急激な水位の影響が生じると予想されるときは、大堰地点から東海道本線上淀橋まで、スピーカーにより行う。

ロ 閘門にあつては規則第9条、第12条、第15条、第18条及び第21条のゲート操作の都度閘門内に設置してあるスピーカーにより行う。

ハ 第8条第2項の規定により放流を行う場合で、下流に急激な水位の影響が生じると予想されるときは、その範囲について警報車により巡視を行う。

(警戒体制時における措置)

第10条 規則第27条に規定するその他大堰等の管理上必要な措置は、次の各号とする。

一 職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項。

二 警報設備の作動を確認すること。

三 堰本体及び周辺設備の点検及び整備を行うこと。

(警戒体制の解除)

第11条 規則第28条に規定する警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

一 流入量が毎秒750立方メートル以下になつたとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなつたとき。

二 下流水位が2.8メートル以下になつたとき、又は高潮に至ることなく高潮が発生するおそれなくなつたとき。

三 津波注意報、津波警報、大津波警報が解除されたとき。

(計測、点検及び整備)

第12条 規則第29条に規定する計測、点検及び整備は、別に定める要領により行う。

(観測)

第13条 規則第30条に規定する観測は、別表4に掲げる事項について行うものとする。

(記録)

第14条 規則第31条に規定する記録事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 ゲート操作の記録

イ 気象及び水象の状況

ロ 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

ハ ゲート操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの開度その他ゲート操作に関する事項

二 規則第25条の規定による操作に関する通知及び警告の記録

三 規則第29条の規定による計測、点検及び整備の記録

四 規則第30条の規定による観測の記録

五 その他参考となるべき事項

(管理日報等)

第15条 所長は、堰の管理日報、管理月報及び管理年報は、別に定める様式により作成するものとする。

(異常時等に関する報告)

第16条 所長は、次の各号に掲げる事項については、すみやかに近畿地方整備局長(以下「局長」という。)に報告しなければならない。

一 規則第24条に規定する操作を行ったとき。

二 ゲート及びゲートを操作する機械器具の故障その他の原因により正常な操作が困難と認められたとき。

三 大堰等の本体、附属施設及び上下流の河道状況に異常を認めたとき。

四 大阪管区气象台から大阪市において震度4以上の地震が発生したときの点検結果。

五 その他事故等が発生したとき

(雑則)

第17条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。

2 所長は、前項の要領を定め、又は変更したときは、局長に報告するものとする。

附則

この細則は、平成25年6月12日から施行する。

21) 一津屋樋門操作規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 大阪府摂津市一津屋地先淀川水系一津屋樋門(以下「樋門」という。)の操作につい

ては、この操作規則の定めるところによる。
(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、淀川水系神崎川への洪水の進入を阻止するとともに、淀川の流水を神崎川へ分流することにより、神崎川の流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第2章 操作の方法等

(洪水時の操作の方法)

第3条 淀川工事事務所長（以下「所長」という。）は、樋門の淀川側にある量水標において測定した水位（以下「一津屋水位」という。）が標高3.90メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋門の操作を行うものとする。

- 一 一津屋水位が標高3.90メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるときは、樋門の淀川側にあるゲート（以下「制水ゲート」という。）を全閉すること
- 二 前号により制水ゲートを全閉している場合において、一津屋水位が標高4.10メートルを下回り、かつ樋門の神崎川側にある量水標において測定した水位（以下「神崎川水位」という。）が標高3.00m以下のときは、制水ゲートを全開し樋門の神崎川側にあるゲート（以下「調節ゲート」という。）を操作して、毎秒11.8立方メートルの水量を確保し神崎川に分流すること

2 所長は、前項により樋門を操作する場合においては、樋門の下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、一津屋水位が標高3.90メートル以下であるときは、以下の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

- 一 制水ゲートを全開し、調節ゲートを操作して毎秒11.8立方メートルの水量を確保し神崎川に分流すること
- 二 前号による分流は、神崎川水位が標高3.00メートルを超えないように行うこと
- 三 第一号により、分流を行っている場合において、神崎川水位を標高3.00メートル以下に保つことができないときは、制水ゲートを全開し、分流を停止すること
- 四 前号により分流を停止している場合において、神崎川水位が標高3.00メートル以下となったときは、制水ゲートを全開し、調

節ゲートを操作して毎秒11.8立方メートルの水量を確保し、神崎川に分流すること

2 所長は、前項により樋門を操作している場合において、神崎川水位が一津屋水位以上となったときは、制水ゲートを全閉するものとする。

3 所長は、前項により制水ゲートを全開している場合において、神崎川水位が一津屋水位より低くなったときは、第1項により樋門を操作するものとする。

4 所長は、前3項により樋門を操作する場合においては、樋門の下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第6条 所長は、前条の操作を行うことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、近畿地方整備局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号に該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 一津屋水位が標高3.70メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるとき
 - 二 その他、洪水が発生するおそれがあるとき
- (洪水警戒体制における処置)

第9条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋門を適切に管理することができる要員を確保すること
- 二 樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと

三 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測をすること

四 その他樋門の管理上必要な措置をとること

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は、洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第11条 所長は、樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上局長の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第12条 所長は、樋門による分流量、一津屋水位、神崎川水位その他樋門を操作するために必要な事項は、局長の定めるところにより、観測するものとする。

(記 録)

第13条 所長は、樋門の管理に関する事項については、局長の定めるところにより記録し、これを保存するものとする。

(局長への委任)

第14条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のために必要な事項は局長が定める。

附 則

この操作規則は、平成8年4月23日から施行する。

22) 毛馬排水機場操作委託協定書

淀川水系淀川毛馬排水機場(以下「排水機場」という。)(大阪市北区長柄東3丁目地先)に関する操作について、委託者近畿地方整備局長森昌文を甲とし、受託者大阪府知事松井一郎を乙として次のとおり委託する協定を締結する。

第1条 この協定は寝屋川、旧淀川の高潮、洪水を防御するため、内水の排除と併せて洪水の軽減をはかり、もって災害の発生を防止することを目的とし乙は排水機場について、次の各

号の操作業務を行うものとする。

一 操作及び点検整備

二 操作及び点検整備を行ったときの記録及び報告

三 操作に必要な器具及び資材の保管

四 河川管理者が行う検査時の立会

第2条 前条第1号及び2号の業務は、「毛馬排水機場操作規則」等に基づき行うものとする。

第3条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

第4条 甲又は乙の止むを得ない事由により操作業務の変更等協定の内容を変更する必要があるときは、甲・乙協議のうえ、これを変更するものとする。

第5条 甲は、必要と認められるときは、乙に対して操作業務の処理状況につき報告を求めることができる。

第6条 この操作委託協定に基づき、委託者を分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川河川事務所長、受託者を大阪府西大阪治水事務所長とした別途委託契約を締結するものとする。

第7条 この操作業務に係る費用については、甲が負担することとし、支払方法等については、前条の契約において定めるものとする。

第8条 乙は、寝屋川、旧淀川における排水機場の運転に伴う影響に対する措置の要請等があったときは、速やかに甲と協議しこれに対処するものとする。

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議のうえこれを定めるものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成して、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

附則

この協定は、平成27年5月22日から施行する。

平成27年5月22日

甲 委託者 近畿地方整備局長 森 昌文

23) 毛馬排水機場操作規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 毛馬排水機場(以下、「排水機場」という。)の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 排水機場の操作は、淀川大堰・毛馬水門・毛馬閘門(以下、「淀川大堰等」という。)、安治川水門・木津川水門・尻無川水門(以下、「安治川水門等」という。)、寝屋川・旧淀川流域に設けられた防潮施設等の各施設の関連操作のもとに寝屋川・旧淀川流域の高潮、洪水等を防御するため、内水の排除、洪水の軽減をはかり、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「水位」とは、大阪湾工事基準面(東京湾平均海面+ 1. 300m)からの水位をいう。

2 この規則において「高潮時等」とは、大阪湾に高潮等のおそれがあり、安治川水門等の主水門が閉鎖されたときをいう。

3 この規則において「洪水時」とは、高潮時等以外で、寝屋川・旧淀川流域の洪水のおそれがあるときをいう。

4 この規則において「平水時」とは、「高潮時等」及び「洪水時」以外のときをいう。

(操作責任者)

第4条 排水機場の操作責任者は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長(以下、「所長」という。)とする。

第2章 高潮時等における操作

(高潮時等の排水機場の操作)

第5条 所長は高潮時等において、以下の各号に定めるところにより排水機場を操作する。

一 京橋水位が2. 5メートルを超え、さらに水位上昇のおそれがあるときは、排水機場のポンプの運転を開始する。

二 京橋水位が2. 5メートル以下となり、上昇

のおそれがないときは、ポンプの運転を停止する。

三 安治川水門等が全開された場合は、ポンプの運転を停止する。

四 第一号により排水機場のポンプを運転している場合において、淀川本川側の淀川大堰の下流で測定した水位(以下、「淀川本川水位」という。)が7. 47メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるときは、排水機場の運転を停止する。

五 第四号の規定により排水機場のポンプを停止している場合において、淀川本川水位が 7. 47メートル以下となったときは、排水機場の運転を開始する。

2 前項の規定による操作においては、大阪府からの寝屋川・旧淀川の出水状況等に係る情報提供等も踏まえて判断を行うものとする。

3 第1項の規定による操作においては、淀川本川及び旧淀川の水位に急激な変動が生じないようにするものとする。

第3章 洪水時における操作

(洪水時の排水機場の操作)

第6条 所長は洪水時において、次の各号に定めるところにより排水機場を操作する。

一 京橋水位が3. 0メートルを超えた場合、古堤橋水位が3. 3メートルを超えた場合、昭明橋水位が3. 4メートルを超えた場合のいずれかの条件を満たし、さらに水位上昇のおそれがあるときは、旧淀川及び寝屋川の内水を排水するため、排水機場のポンプの運転を開始する。

二 京橋水位が3. 0メートル以下、古堤橋水位が3. 3メートル以下、昭明橋水位が3. 4メートル以下のすべての条件を満たし、上昇のおそれがないときには、排水機場のポンプの運転を停止する。

三 第一号により排水機場のポンプを運転している場合において、淀川本川水位が7. 47メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるときは、排水機場の運転を停止する。

四 第三号の規定により排水機場のポンプを停止している場合において、淀川本川水位が 7. 47メートル以下となったときは、排水機場の運転を開始する。

2 前項の規定による操作においては、大

阪府からの寝屋川・旧淀川の出水状況等に
係る情報提供等も踏まえて判断を行うもの
とする。

3 第1項の規定による操作においては、淀
川本川及び旧淀川の水位に急激な変動が生
じないようにするものとする

第4章 平水時における操作 (平水時における操作)

第7条 所長は平水時において、制水ゲートの
すべてを全閉しておくものとする。

第5章 操作の特例等 (操作の特例)

第8条 所長は事故、その他やむを得ない事情
があるときは、必要の限度において、第7条
までに規定する方法以外の方法により排水
機場を操作することができる。

(操作開始又は操作の停止時の確認)

第9条 所長は排水機場のポンプの操作の開始、
又は操作の停止を行う前には、淀川本川の水
位や堤防の状況に異常がないこと、毛馬水門
及び毛馬閘門が全閉となっていることを確
認するものとする。

(通知及び警告)

第10条 所長は排水機場を操作することによ
り、公共の利害に重大な影響を生ずると認め
られるときは、あらかじめ関係機関に通知す
るものとする。

2 所長は排水機場を操作することにより、
淀川本川又は旧淀川において危害を生ずる
おそれがあると認められるときは、あらか
じめ一般に警告するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 所長は排水機場を操作したときは、次
の各号に掲げる事項を記録しておくもの
とする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したポンプの名称及び状況
- 四 操作の際に行った通知及び警告の状況
- 五 第8条に該当するときは操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

第6章 高潮等、洪水警戒体制（高潮等、洪水

警戒体制の実施)

第12条 所長は次の各号に該当するときは、警
戒体制を執らなければならない。

- 一 大阪管区気象台から大阪市又は東部大
阪において大雨・洪水に関する注意報又は
警報が発表されたとき
- 二 大阪管区気象台から大阪市において高
潮注意報又は高潮警報が発表されたとき
- 三 その他高潮時等及び洪水時が発生する
おそれがあるとき

2 所長は前項に規定する場合のほか、必要と
認めたととき、警戒体制を執ることができる。

(高潮等、洪水警戒体制における措置)

第13条 所長は警戒体制においては、次に各号
に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 高潮時等及び洪水時の排水機場操作時
においては、適切に管理することができる
要員 を確保すること
- 二 排水機場を操作するために必要な機械、
器具等の点検(予備電源設備の試運転を含
む。)及び整備を行うこと
- 三 排水機場の管理上必要な気象及び水象
の観測、関係機関との連絡並びに情報の収
集を行うこと
- 四 その他排水機場の管理上必要な措置

(高潮等、洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は次の各号に該当するときは、警
戒体制を解除するものとする。

- 一 大阪管区気象台から大阪市又は東部大
阪における大雨・洪水に関する注意報又は警
報が解除され、排水機場の操作の必要がな
くなったとき
- 二 大阪管区気象台から大阪市における高潮
注意報が解除され、排水機場の操作の必要
がなくなったとき
- 三 その他高潮等及び洪水が発生するおそれ
がなくなったとき

2 所長は前項に規定する場合のほか、
必要がないと認めたととき、警戒体制を解
除することができる。

第7章 雑則

(点検及び整備)

第15条 所長は排水機場を操作するために必
要な機械、器具等については、別に定めると
ころにより、点検及び整備を行い、これら

常に良好な状態に保つものとする。

2 所長は気象庁から大阪府に対して津波警報又は大津波警報が発せられたときに 操作員等が機側で作業を行っている場合には、速やかに退避するよう指示するものとする。また、操作員等は津波情報を入力し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避し、退避後に報告することができる。

(観測)

第16条 所長は排水量、気象、水象については、別に定めるところにより、観測するものとする。

(日報等)

第17条 所長は排水機場の管理に関する事項については、別に定めるところにより、日報、月報及び年報を作成するものとする。

(操作細目)

第18条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のために必要な事項は、別に操作細目定める。

(附則)

この操作規則は、平成27年5月22日から施行する。

24) 毛馬排水機場操作細則

(通則)

第1条 毛馬排水機場(以下、「排水機場」という。)の操作については、毛馬排水機場操作規則(以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この毛馬排水機場操作細則(以下、「細則」という。)に定めるところによる。

(施設の名称)

第2条 排水機場の操作に関わる施設の名称は、別表第1のとおりとする。

別表第1 (細則第2条)

施設名	呼称
主ポンプ設備	旧淀川左岸側からN01～6号機
制水	排水
上段	旧淀川左岸側からN01-1、

ゲート設備	側	扉	1-2～6-1、6-2号機
	(淀川側)	下段扉	旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
	取水側	上段扉	旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
	(旧淀川側)	下段扉	旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
除塵機設備	排水側(淀川側)		旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
	取水側(旧淀川側)		旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
電気設備			特高受電設備
			高圧配電設備
			低圧配電設備
			監視制御設備
			計装設備
自家発電設備			自家発電機No1～No3
クレーン設備			ポンプ棟天井クレーン、自家発電棟天井クレーン、ゲート室ホイストクレーン
放流警報設備			放流警報制御局(毛馬排水機場) 警報局No1～7(旧淀川)

(定義)

第3条 操作規則第5条第1項第3号に定める安治川水門等が全開された場合とは、安治川水門等の主水門の開放操作が完了した状態をいうものとする。

(操作の順序等)

第4条 操作規則第5条第1項一及び操作規則第6条1項一に定める毛馬排水機場のポンプの運転を開始するために必要な準備を行うものとする。

2 操作規則第5条第2項及び第6条第2項に定める淀川本川及び旧淀川の水位に急激な変動が生じないようにする排水機場の運転は、主ポンプ一台ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 除塵機(旧淀川側)を運転する。
- 二 主ポンプの起動条件を確認し、補機を運転する。
- 三 制水ゲート(旧淀川側)の下段を開く。

- 四 主ポンプを起動する。
- 五 主ポンプ定格回転を確認後制水ゲート(淀川側)の上段孕一・トを上限で停止する。
- 六 主ポンプの翼角を運転位置にする。

第5条 操作規則第5条第2項及び第6条第2項に定める淀川本川及び瀧淀川の水位に急激な変動が生じないようにする排水機場の停止は、主ポンプ一台ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 主ポンプの翼角を起動位置にする。
- 二 制水ゲート(淀川側)の上段を閉じる。
- 三 主ポンプを停止する。
- 四 制水ゲート(旧淀川側)の下段を閉じる。
- 五 除塵機(旧淀川側)を停止する(平水時における操作の方法)

第6条 平水時にあっては、次の各号に定める操作を行う。

- 一 除塵機(旧淀川側)を着床しておくものとする。
- 二 除塵機(淀川側)を引揚げておくものとする。

(通知及び警告)

第7条 規則第10条第1項の規定にする通知は、別表第2-1に掲げる者に対し行うものとする。
2 規則第10条第2項の規定にする一般に対する警告は別表第2-2に定めるところにより行うものとする。

(点検及び整備)

第8条 規則第15条に規定する点検及び整備は、別に定める要領により行うものとする。

(観測)

第9条 規則第16条に規定する観測の記録は、別表第3により行うものとする。

(日報等)

第10条 規則第17条に規定する日報、月報及び年報は、別表第4により記載するものとする。

(事故時の処置)

第11条排水機場に事故が発生した時は、直ちに適切な処置をとるものとする。

(所長への委任)

第12条この操作細則に定めるもののほか、この操作細則の実施のために必要な事項は、所長が定める。

(附則)

この細目は、平成27年5月22日から適用する。

別表第2-1(細則第5条)

番号	機 関 名
1	大阪府
2	大阪市
3	大阪府警本部
4	淀川左岸水防事務組合
5	独立行政法人水資源機構
6	阪神水道企業団
7	独立行政法人造幣局本局

25) 寝屋川分水施設等操作要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 淀川水系一級河川寝屋川(以下「寝屋川」という。)の分水施設及び太間排水機場(以下「分水施設等」という。)の操作について、この操作要領の定めるところによる。(操作の目的)

第2条 分水施設等の操作は、寝屋川下流域の洪水を防御するとともに、一級河川寝屋川導水路(以下「導水路」という。)周辺地域の浸水を排除することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要領において分水施設とは、分水水門、桜木水門、浄化ポンプ場水門及び付属設備をいう。

(操作の基本方針)

第4条 分水施設等の操作の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 寝屋川治水緑地五軒堀橋水位計の水位(以下「第一基準点水位」という。)が別表に定める指定水位(以下「指定水位」という。)以上のときは、寝屋川の流水を導水路に分流し、一級河川淀川(以下「淀川」という。)に放流する。
- (2) 第一基準点水位が指定水位未満で、導水路友呂岐橋分水水位計の水位(以下「第二

基準点水位」という。)が指定水位以上のときは、寝屋川から導水路への分流は行わず、導水路から淀川への放流を行う。

(3) 淀川への放流流量は、毎秒30m³以内とする。

第2章 分水施設等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第5条 第二基準点水位が別表に定める警戒体制水位(以下「警戒体制水位」という。)になる恐れがあるときは、浄化ポンプ場水門は、全閉しておくものとする。

2. 第一基準点水位が水位以上であるときは、次の各号に定めるところにより分水施設等を操作するものとする。

(1) 桜木水門は、全開しておく。

(2) 大間排水機場の運転を開始し、淀川への放流を行う。

(3) 分水水門を開き、寝屋川の流水を導水路に分流する。この場合において分水水門の開度は0.6m以内とする。

(4) 第二基準点水位が別表に定める危険水位となる恐れがあるときは、分水水門を全閉する。

3. 第一基準点水位が指定水位未満で、第二基準点水位が指定水位以上となったときは、次の各号に定めるところにより分水施設等を操作するものとする。

(1) 桜木水門は、全開しておく。

(2) 分水水門は、全閉しておく。

(3) 太間排水機場の運転を開始し淀川への放流を行う。

4. 前二項の場合においては、水門の上流および下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第6条 第一基準点水位が指定水位未満で第二基準点水位が警戒体制水位未満であるときは、分水水門は全閉し、桜木水門及び浄化ポンプ場水門は、全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第7条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前二条に規定する方法以外の方法により分水施設等を操作することができるものとする。

(関連施設等の操作確認)

第8条 分水施設等の操作を開始し、又は停止

しようとする時は、寝屋川浄化ポンプ施設、太間排水樋門及び内水吐出樋門の各施設の操作に支障が無いようあらかじめ近畿地方建設局淀川工事事務所長及び寝屋川市長に連絡し、各施設の操作を確認するものとする。

(通知及び警告)

第9条 分水施設等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、大阪府枚方土木事務所長(以下「所長」という。)の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2. 分水施設等を操作することにより、その上流又は下流において危害を生じる恐れがあると認められるときは、所長の定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 分水施設等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

(1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(2) 気象及び水象の状況

(3) 操作した太間排水機場の施設及び水門の名称

(4) 操作の際に行った通知及び警告の状況

(5) 第7条に該当するときは、操作の理由

(6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第11条 次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

(1) 周辺地域に大雨、洪水に関する注意報、又は警報が出されたとき。

(2) 第一基準点水位又は第二基準点水位が別表に定める警戒体制水位に達しさらに上昇する恐れがあるとき。

(3) その他浸水又は洪水が発生する恐れがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第12条 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 洪水時において分水施設等を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) 分水施設等を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。

(3) 分水施設等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(4) その他分水施設等の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)。

第13条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく、洪水が発生する恐れがなくなったときは、解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第14条 分水施設等を操作するため必要な機械、器具等については、毎月一回以上、所長の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第15条 各基準地点における水位、その他分水施設等を操作するため必要な事項については、これを観測し、記録、保存するものとする。

(日報等)

第16条 分水施設等の管理に関する事項については、所長の定めるところにより、日報、月報及び年報を作成し、これらを保存するものとする。

(所長への委任)

第17条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は、所長が定める。

附 則

この操作要領は、昭和61年3月25日から施行する。

別 表

基準点	警戒体制水位	指定水位	危険水位
第一基準点	OP+4.0m	OP+4.25m	—
第二基準点	OP+3.0m	OP+3.5m	OP+4.5m

26) 太間排水機場及び附帯施設操作規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 一級河川淀川水系寝屋川（以下「寝屋川」という。）の太間排水機場及び附帯施設（以下「排水機場等」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。（操作の目的）

第2条 排水機場等の操作は、一級河川淀川（以下「淀川」という。）に放流することにより、寝屋川下流域の洪水負荷を低減するとともに、一級河川寝屋川導水路（以下「導水路」という。）周辺地域の浸水を排除することを目的とする。

(定 義)

第3条 この操作規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「桜木水門」とは、寝屋川治水緑地（以下「治水緑地」という。）水位がOP（+）3.50メートルを越えるおそれがあるとき（以下「寝屋川の洪水時」という。）に、上流域の流水が下流へ流下するのを防禦するための施設をいう。

(2) 「友呂岐水門」とは、寝屋川の洪水時以外のとき（以下「寝屋川の平水時」という。）に、寝屋川の流水が導水路へ流入するのを防禦するための施設をいう。

(3) 「寝屋川浄化用水機場（以下「浄化ポンプ場」という。）水門」とは、導水路友呂岐橋（以下「友呂岐橋」という。）水位がOP（+）3.00メートルを越えるおそれがあるとき（以下「導水路の洪水時」という。）に、導水路の流水が建設省所管の浄化ポンプ場へ流入するのを防禦するための施設をいう。

(4) 「導水路の平水時」とは、「導水路の洪水時」以外のときをいう。

(5) 「附帯施設」とは、「桜木水門」、「友呂岐水門」及び「浄化ポンプ場水門」をいう。（操作者）

第4条 排水機場等の操作は、河川管理者大阪府知事（以下「知事」という。）の指令に基づき、大阪府枚方土木事務所長（以下「所長」という。）が行うものとする。

第2章 操作の方法等

(寝屋川及び導水路の洪水時における操作の方法)

第5条 所長は、次の各号の一に該当するときは、浄化ポンプ場水門を全閉するものとする。

(1) 浄化ポンプ場が停止しているとき。
(2) その他、浸水又は洪水の発生するおそれがあるとき。

2. 所長は、前項により浄化ポンプ場水門を全閉している場合において、友呂岐橋水位がO

P (+) 3.00メートルを越え、さらに上昇するおそれがあるときは、太間排水機場（以下「機場」という。）の運転（以下「内水運転」という。）を開始する。

3. 所長は、第1項により浄化ポンプ場水門を全閉している場合において、治水緑地水位がOP (+) 3.50メートルを越え、さらに上昇するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行う（以下「外水運転」という。）ものとする。

- (1) 機場の運転を開始する。
- (2) 前号の操作が完了した場合において、友呂岐水門を全開する。
- (3) 前2号の操作が完了した場合において、ただちに桜木水門を全閉する。

4. 所長は、内水運転中において友呂岐橋水位がOP (+) 2.60メートルを下回り、かつ、上昇するおそれがないときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 機場の運転を停止する。
- (2) 第1項第1号の規定にかかわらず、浄化ポンプ場水門を全開する。

5. 所長は、外水運転中において治水緑地水位がOP (+) 3.50メートルを下回り、かつ、上昇するおそれがないときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 桜木水門を全開する。
- (2) 前号の操作が完了した場合において、友呂岐水門を全閉する。
- (3) 前2号の操作が完了した場合において、友呂岐橋水位がOP (+) 2.60メートル以下となったときは、機場の運転を停止する。
- (4) 第1項第1号の規定にかかわらず、浄化ポンプ場水門を全開する。

6. 所長は、前4項の場合においては、水門の上流及び下流の水位に変動を生じないようにするものとする。

（淀川計画高水位時の操作方法）

第6条 所長は、前条第2項及び第3項により機場を運転している場合において、淀川の枚方水位観測所の水位（以下「枚方水位」という。）がOP (+) 13.23メートルを越えさらに上昇するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより、排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 桜木水門を全開とする。

(2) 前号の操作が完了した場合において、友呂岐水門を全閉する。

(3) 前2号の操作が完了した場合において、機場の運転を停止する。

2. 所長は、前項により機場の運転を停止した場合において、枚方水位がOP (+) 13.23メートルを下回り、かつ、上昇するおそれがないときは、排水機場等の運転を再開するものとする。

（寝屋川及び導水路の平水時における操作の方法）

第7条 所長は、平水時において、次の各号に定めるところにより排水機場等を操作するものとする。

- (1) 機場の運転を停止とする。
- (2) 友呂岐水門を全閉とする。
- (3) 桜木水門を全開とする。
- (4) 浄化ポンプ場水門を全開とする。

（操作の方法の特例）

第8条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前四条に規定する方法以外の方法により排水機場等を操作することができるものとする。

（操作の際に行う通知）

第9条 所長は、排水機場等の操作を行うときは、知事の定めるところによりあらかじめ関係機関に通知するものとする。

（操作に関する記録）

第10条 所長は、排水機場等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した排水機場等の名称
- (4) 操作の際に行った通知及び警告の状況
- (5) 第八条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

（洪水警戒体制の実施）

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

- (1) 大阪管区気象台が大阪府に大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発令されたとき。
- (2) その他浸水又は洪水が発生するおそれがあるとき。

（洪水警戒体制における措置）

第12条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において排水機場等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 排水機場等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 排水機場等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他排水機場等の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第14条 排水機場等を操作するために必要な機械、器具等については、知事の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第15条 治水緑地水位及び友呂岐橋水位、その他排水機場等を操作するために必要な事項は、知事の定めるところにより観測するものとする。

(月報等)

第16条 排水機場等の管理に関する事項については、知事の定めるところにより月報等を作成し、これらを保存するものとする。

(所長への委任)

第17条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のために必要な事項は、所長が定める。

附 則

この操作規則は、平成10年7月14日から施行する。

27) 太間排水機場及び附帯施設操作細則

(通 則)

第1条 一級河川淀川水系寝屋川の太間排水機場及び附帯施設（以下「排水機場等」という。）の操作については、太間排水機場及び附帯施設操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定める

ところによる。

(関係機関への通知)

第2条 規則第9条及び第12条に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第3条 規則第14条に規定する点検及び整備は、毎月1回行うものとする。

(観 測)

第4条 規則第15条に規定する観測は、毎正時行うものとする。

(月報等)

第5条 規則第16条に規定する月報等は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 排水機場等の操作に関する記録
- (2) 気象及び水象に関する観測事項
- (3) 点検及び整備に関する事項
- (4) その他

(異常時等の報告)

第6条 次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を河川管理者大阪府知事に報告するものとする。

- (1) 規則第8条に規定する操作を行ったとき
- (2) 排水機場等に重大な異常を認めたとき
- (3) その他事故等が発生したとき

附 則

この細則は、平成10年7月14日から施行する。

別表（第2条関係） 関係機関

機 関 名
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 寝屋川市

28) 寝屋川北部地下河川 古川調節池附帯施設操作規則

(趣 旨)

第一条 この操作規則（以下「規則」という。）は、門真市三ツ島地先から守口市高瀬錯雑地地先までの間に設置した寝屋川北部地下河川古川調節池の附帯施設の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第二条 この規則において「施設」とは、古川

取水立坑流入施設、古川取水立坑排水施設及び鶴見立坑排水施設をいう。

(操作の目的)

第三条 施設の操作は、古川の流水の取水や下水道からの流入及び貯留、並びに貯留した流水の排水を迅速かつ適正に行い、寝屋川北部地下河川の調節池としての治水機能を適切に確保することにより、もって流域の浸水被害を軽減することを目的とする。

(操作権者)

第四条 施設の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長（以下「所長」という。）が行う。

(操作の方法)

第五条 所長は、次の各号のいずれかに該当する時は、古川取水立坑流入施設において取水を開始するために必要な操作を行うものとする。

一 古川取水立坑流入ゲート前の古川水位が上昇傾向にある場合において、その水位がOP+3.00mに達したとき。

二 桑才ポンプ場前の古川水位が上昇傾向にある場合において、その水位がOP+3.00mに達したとき。

2 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、古川取水立坑流入施設において取水を停止するために必要な操作を行うものとする。

一 古川取水立坑流入ゲート前の古川水位が下降傾向にある場合において、その水位がOP+2.80m以下となったとき。

二 鶴見立坑の内水位がOP-20.70mに達したとき。

第六条 所長は、次の各号のいずれにも該当するときは、古川取水立坑排水施設において排水を行うために必要な操作を行うものとする。

一 古川取水立坑の内水位がOP-37.70m以上であるとき。

二 古川取水立坑流入ゲート前の古川水位が下降傾向にある場合において、その水位がOP+2.80m以下となり、かつ、流入ゲートが全閉であるとき。

三 寝屋川の古川水門外水位が下降傾向にある場合において、その水位がOP+2.60m

以下となったとき。

四 古川水門が全閉でないとき。

第七条 所長は、次の各号のいずれにも該当するときは、鶴見立坑排水施設において排水を行うために必要な操作を行うものとする。

一 鶴見立坑の内水位がOP-40.73m以上であるとき。

二 西三荘抽水所流入渠水位が下降傾向にある場合において、その水位がOP-2.50m以下となったとき。

三 古川取水立坑流入ゲート前の古川水位が下降傾向にある場合において、その水位がOP+2.80m以下となり、かつ、当該流入ゲートが全閉であるとき。

(操作の方法の特例)

第八条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前三条の規定にかかわらず、必要な限度において施設を操作することができる。

(気象及び水象の観測等)

第九条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水の恐れがあると認めるときは、施設の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集しなければならない。

(点検及び整備)

第十条 所長は、施設を操作するために必要な機械・器具等について定期的に点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保たなければならない。

(操作の記録等)

第十一条 所長は、施設の操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、かつ保存しなければならない。

一 気象及び水象の状況

二 水位

三 操作の開始、終了及び排水完了の年月日及び時刻

四 操作の理由

五 前各号に掲げるもののほか特記すべき事項

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、施設

の操作に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年3月30日から実施する。

29) 寝屋川南部地下河川 平野川調節池附帯施設操作規則

(趣 旨)

第一条 この操作規則（以下「規則」という。）は、寝屋川南部地域における浸水被害の軽減を目的として、大阪市平野区平野馬場1丁目地先から大阪市平野区西脇3丁目地先を經由し大阪市阿倍野区松虫通3丁目までの間に設置した寝屋川南部地下河川 平野川調節池に流入した貯留水を迅速かつ適正に排水するために附帯施設（以下「施設」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第二条 この規則において「施設」とは、平野立坑排水施設、今川立坑排水施設及び聖天山立坑送水施設をいう。

(操作権者)

第三条 施設の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長（以下「所長」という。）が行う。

(貯留水の排水)

第四条 平野立坑排水施設において、所長は次の各号のいずれにも該当するときは、排水を行うために必要な操作を行うものとする。

- 一 平野立坑の内水位がOP-26.372m以上
 - 二 一級河川平野川の鳥居先下流水位がOP+5.00m以下
 - 三 一級河川平野川分水路の鳥居先水位がOP+4.50m以下
- 2 今川立坑排水施設において、所長は次の各号のいずれにも該当するときは、排水を行うために必要な操作を行うものとする。
- 一 大阪市内に大雨または洪水に関わる注意報または警報が発令されていない時で、今川水門が全開であるとき。
 - 二 今川立坑の内水位がOP-26.970m以上のとき。

(底水の排水)

第五条 所長は、今川立坑の下流部に貯留があり、かつ、今川立坑の内水位がOP-26.970m未満であるときは、別紙に掲げる条件について、大阪市下水道管理者の合意を得たうえ

で、今川立坑排水施設及び聖天山立坑送水施設において、底水排水を行うために必要な操作を行うものとする。

(操作の特例)

第六条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、必要な施設を操作することができる。（施設操作に関する情報の収集）

第七条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水のおそれがあると認めるときは、施設の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集しなければならない。

(施設の維持管理)

第八条 所長は、施設を操作するために必要な機械・器具等について定期的に点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保たなければならない。

(操作の記録等)

第九条 所長は、施設の操作を行ったときは、次の各号を記録し、かつ保存しなければならない。

- 一 気象及び水象の状況
 - 二 水位
 - 三 操作の開始、終了及び排水完了の年月日及び時刻
 - 四 操作の理由
 - 五 前各号に掲げるもののほか特記すべき事項
- (施設操作の委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、施設の操作に関し必要な事項は、別途所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月4日から実施する。

(この規則の失効)

2 この規則は、寝屋川南部地下河川が完成したときに、その効力を失う。

別紙

平野川調節池の底水排水に係る条件について

- 1 この条件は、今川立坑から聖天山立坑間の底水排水を対象とする。
 - 2 底水排水ポンプの運転について
- ① 排水先である田辺・杭全幹線の水位が晴天時水位（管底より300mm以下）になっているときに運転を行うことができる。
 - ② なにわ大放水路の貯留水の排水が完了し

ているときに運転を行うことができる。

- ③ 底水排水ポンプの運転時間は、午後1時から翌日午前8時までとする。
 - ④ 大阪市域に大雨または洪水に関わる注意報・警報が発令されたときは、運転を行わないものとする。
 - ⑤ 下水道管理者は、降雨その他の理由で運転停止を求めることができる。
 - ⑥ 排水の上限量は底水排水ポンプ1台分(約13m³/分)とする。
- 3 底水排水ポンプの運転を開始する前には、大阪市建設局平野市町抽水所(以下「平野市町抽水所」という。)へ連絡する。平野市町抽水所は、なにわ大放水路の貯留水の排水が完了していることを確認した後、底水排水ポンプの運転を了承する。
- 4 排水記録の提出について

大阪府寝屋川水系改修工営所は、排水完了後に田辺・杭全幹線への排水記録(水位記録を含む)を平野市町抽水所に電子メールで提出する。

30) 東横堀川水門操作要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 淀川水系一級河川東横堀川(中央区高麗橋1丁目地先)に設置した水門及びポンプ施設等(以下「水門等」という。)の操作については、操作要綱の定めるところによる。(操作の目的)

第2条 水門等の操作は、東横堀川及び道頓堀川を洪水、高潮、津波から防御するとともに、水質浄化及び舟航機能の確保を目的とする。(定 義)

第3条 この要綱において「平水時」とは、「洪水時」、「高潮時」及び「津波時」以外の時をいい、水質浄化に伴う操作時を含むものとする。

2. この要綱において、「洪水時」とは、大阪府に洪水注意報・警報、大雨警報が発令された時、あるいは「高潮時」及び「津波時」以外で、東横堀川及び道頓堀川に洪水による水位上昇の恐れがある時をいう。

3. この要綱において、「高潮時」とは、大阪湾に高潮注意報、警報が発令された時、あるいは東横堀川及び道頓堀川に高潮による水

位上昇の恐れがある時をいう。

4. この要綱において、「津波時」とは、大阪湾に津波注意報、警報等が発令された時、あるいは東横堀川及び道頓堀川に津波による水位上昇の恐れがある時をいう。

第2章 水門操作の方法

(平水時における操作)

第4条 平水時は、次に定めるところにより操作するものとする。

(1) 水門等の操作は、道頓堀川水門と連携し、別途定める細則に基づき操作することにより、東横堀川及び道頓堀川の水質浄化及び河川の水位調整を行うとともに、東横堀川及び道頓堀川の舟航機能を確保するものとする。

(洪水時における操作)

第5条 洪水時にあつては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

(1) 水門は閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。

(2) 水門閉鎖後、東横堀川水位(以下「内水位」という。)が上昇する恐れがある場合には、あらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

(高潮時における操作)

第6条 高潮時にあつては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

(1) 水門は閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。

(2) 水門閉鎖後、内水位が上昇する恐れのある場合には、あらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

(津波時における操作)

第7条 津波時にあつては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

(1) 水門は閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。

(2) 水門閉鎖後、内水位が上昇するおそれのある場合にはあらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

(操作の特例)

第8条 平水時を含め水位が上昇し、公共の安全に影響が生ずると認められるときは、水門を操作し、公共の安全確保に努めなければならない。

2. その他やむを得ない事由があると判断した

ときは、必要の限度において、前条までに規定する以外の方法により水門等を操作することができるものとする。

(水門状況の報告)

第9条 前4条に基づき水門の操作を実施した場合には、大阪府西大阪治水事務所長に報告するものとする。

(通知)

第10条 水門等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、関係機関等に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 水門等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 通航船舶出入状況
- (5) 操作の際行った通知及び警告の状況
- (6) ポンプの運転記録
- (7) 第8条に該当するときは、操作の理由
- (8) その他参考となるべき事項

第3章 雑 則

(操作細則)

第12条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則実施のため必要な事項は、別途定める細則によるものとする。

(点検及び整備)

第13条 水門等を操作するために必要な機械、器具等については、別に定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(附 則)

1. この操作規則は、平成12年11月7日から施行する。
2. この操作要綱は、令和3年4月1日から施行する。

施設名	場 所
東横堀川水門	中央区高麗橋1丁目2-5地先

31) 東横堀川水門操作細則

(通 則)

第1条 東横堀川水門の操作については、東横堀川水門操作要綱（以下「要綱」という。）

によるほか、この東横堀川水門操作細則（以下「細則」という。）の定めるところによる。

(施設の名称)

第2条 施設の名称は、別表-1の通りとする。

(水門操作の方法)

第3条 水門操作を行う場合には、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) I T V装置等により施設及び操作状況を確認するものとする。
- (2) 中央制御による操作を原則とし、必要に応じ機側操作で行うものとする。

(平水時における水門等の操作)

第4条 要綱第4条第2項における水門操作は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水門は、浄化操作のために開放する場合を除き閉鎖を原則とする。
- (2) 水質浄化のための水門操作については、潮の干満時間を十分考慮し効果的な運用に努めるものとする。その際、内水位がO. P + 2. 2mを超えないよう操作するものとする。

(3) 水門閉鎖時における船舶航行のための水門操作については、バイパスゲートあるいはポンプの操作により閘室内の水位を調整し、水門及び閘室ゲートを連携し操作することにより船舶を通航させるものとする。その際、土佐堀川の河川水が東横堀川に流入しないように留意するものとする。

(洪水時、高潮時及び津波時におけるポンプ操作)

第5条 洪水時、高潮時及び津波時におけるポンプ操作については、道頓堀川水門、東横堀川水門がいずれも閉鎖された状態で、内水位がO. P + 2. 0mを超える恐れのある場合に操作するものとする。

(洪水時、高潮時及び津波時における警戒体制)

第6条 洪水時、高潮時、津波時には、警戒体制にはいるものとする。

(警戒体制時における措置)

第7条 警戒体制時においては、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 洪水時、高潮時及び津波時においては、水門等を適切に管理することができる要員を確保するものとする。
- (2) 水門等を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うものとする。
- (3) 水門等の管理上必要な気象及び水象の観

測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にするものとする。

(4) その他水門等の管理上必要な措置をとるものとする。

(警戒体制の解除)

第8条 「洪水時」「高潮時」「津波時」を規定する注意報、警報が解除され、かつ、内水位の上昇が無く、東横堀川及び道頓堀川の安全確保が確認された時点で警戒体制を解除するものとする。

(船舶の通航)

第9条 船舶の通航については、航行の安全確保に努めるものとし、管理上必要と認められるときは、通航の制限ができるものとする。

2. 土佐堀川水位が東横堀川水位より70cm以上高くなった場合には、船舶の通航を制限するものとする。

(通知)

第10条 要綱第10条による通知は、別表-2に掲げる関係機関に対して行うものとする。

(記録)

第11条 水門等の管理に関する事項や、操作時の水位の記録については業務日誌等に記載するものとする。

(附則)

この細則は、平成12年11月7日から適用する。
この細則は、令和3年4月1日から適用する。

別表-1 東横堀川水門等施設名称 (第2条)

施設名	名称	備考
水門	水門	ラジアルゲート
	閘室ゲート	マイターゲート
	閘室	
	バイパスゲート	閘室内水位調整のため2基
	排水ポンプ	No.1~3号機
中央制御施設	遠隔操作施設	道頓堀川制水門
	監視装置	ITV装置6基
警備設備	警報装置	
観測施設	外水位計	土佐堀川水位計
	閘室内水位計	
	内水位計	東横堀川水位計
その他	受変電設備	
	無停電電源装置	
	通言語設備	

別表-2 通知機関名 (第10条)

No.	機関名	備考
1	大阪府都市整備部河川室	
2	大阪府西大阪治水事務所	
3	南警察署	
4	東警察署	
5	南消防署	
6	東消防署	

32) 道頓堀川水門操作要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 淀川水系一級河川道頓堀川(浪速区幸町3丁目地先)に設置した水門及びポンプ施設等(以下「水門等」という。)及び閘門の操作については、この操作要綱の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門等の操作は、東横堀川及び道頓堀川を洪水、高潮、津波から防御するとともに、水質浄化を目的とする。

2. 閘門の操作は、道頓堀川及び東棟堀川の舟運機能の確保を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「平水時」とは、「洪水時」、「高潮時」及び「津波時」以外の時をいい、水質浄化に伴う操作時を含むものとする。

2. この要綱において、「洪水時」とは、大阪市に洪水注意報・警報、大雨警報が発令された時、あるいは「高潮時」及び「津波時」以外で東横堀川及び道頓堀川に洪水による水位上昇の恐れがある時をいう。

3. この要綱において、「高潮時」とは、大阪湾に高潮注意報、警報が発令された時、あるいは東横堀川及び道頓堀川に高潮による水位上昇の恐れがある時をいう。

4. この要綱において、「津波時」とは、大阪湾に津波注意報、警報等が発令された時、あるいは東横堀川及び道頓堀川に津波による水位上昇の恐れがある時をいう。

第2章 水門操作の方法

(平水時における操作)

第4条 平水時は、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

(1) 水門等の操作は、東横堀川水門と連携し、

別途定める細則に基づき操作することにより、東横堀川及び道頓堀川の水質浄化及び河川水位の調整を行うものとする。

- (2) 開門は、船舶の通航に応じ、別途定める細則に基づき操作するものとするが、木津川側ゲート（以下、「制水門」という。）については、船舶の通航時以外は閉鎖しておくものとする。

（洪水時における操作）

第5条 洪水時にあつては、次の各号の定めるところにより操作するものとする。

- (1) 道頓堀川水位（以下「内水位」という。）が木津川水位（以下「外水位」という。）より高い場合は水門を開放するものとする。
(2) 外水位が内水位より高い場合は水門を閉鎖するものとし、ポンプ操作により内水位の低下をはかるものとする。その際、必要に応じ船舶の通航を制限できるものとする。

（高潮時における操作）

第6条 高潮時にあつては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

- (1) 水門は閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。
(2) 水門閉鎖後、内水位が上昇する恐れのある場合には、あらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

（津波時における操作）

第7条 津波時にあつては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

- (1) 水門を閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。
(2) 水門閉鎖後、内水位が上昇する恐れがある場合には、あらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

（操作の特例）

第8条 平水時を含め水位が上昇し、公共の安全に影響が生ずると認められるときは、水門を操作し、公共の安全確保に努めなければならない。

2. その他やむを得ない事由があると判断したときは、必要の限度において、前条までに規定する以外の方法により水門等を操作することができるものとする。

（水門状況の報告）

第9条 前4条に基づき水門の操作を実施した場合には、大阪府西大阪治水事務所長に報告するものとする。

（通 知）

第10条 水門等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、関係機関に通知するものとする。

（操作に関する記録）

第11条 水門等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
(2) 気象及び水象の状況
(3) 操作したゲート名称
(4) 通航船舶出入状況
(5) 操作の際行った通知及び警告の状況
(6) ポンプの運転記録
(7) 第8条に該当するときは、操作の理由
(8) その他参考となるべき事項

第3章 雑 則

（操作細則）

第12条 この操作要綱に定めるもののほか、この操作要綱実施のため必要な事項は、別途定める細則によるものとする。

（点検及び整備）

第13条 水門等を操作するために必要な機械、器具等については、別に定めるところにより点検及び整備を行ない、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（附 則）

1. この操作規則は、平成12年11月7日から施行する。
2. この操作要綱は、令和3年4月1日から施行する。

施 設 名	場 所
道頓堀川水門	浪速区幸町3丁目9-43地先

33) 道頓堀川水門操作細則

（通 則）

第1条 道頓堀川水門の操作については、道頓堀川水門操作要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この道頓堀川水門操作細則（以下「細則」という。）の定めるところによる。

（施設の名称）

第2条 施設の名称は、別表-1の通りとする。

（水門操作の方法）

第3条 水門操作を行う場合には、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) I T V装置等により施設及び操作状況を確認するものとする。
- (2) 中央制御による操作を原則とし、必要に応じ機側操作で行うものとする。

(平水時における水門等の操作)

第4条 要綱第4条第2項における水門操作は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水門は、浄化操作により開放する場合を除き閉鎖を原則とする。
- (2) 水質浄化のための水門操作については、潮の干満時間を十分考慮し効果的な運用に努めるものとする。その際、内水位がO. P + 1. 6mより低くならないよう操作するものとする。
- (3) 道頓堀川の水位調整は、バイパスゲートおよびポンプの操作により行うものとする。

(平水時における閘門の操作)

第5条 要綱第4条第3項における閘門操作は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 船舶通航のための閘門操作は、バイパスゲートあるいはポンプの操作により閘門間室内の水位を調整し、制水門、閘室ゲートを連携し操作することにより船舶を通航させるものとする。その際、木津川の河水が道頓堀川に流入しないように留意するものとする。

(洪水時、高潮時及び津波時におけるポンプ操作)

第6条 洪水時、高潮時及び津波時におけるポンプ操作については、道頓堀川水門、東横堀川水門がいずれも閉鎖された状態で、内水位がO. P + 2. 0mを超える恐れのある場合に操作するものとする。

(警戒体制)

第7条 洪水時、高潮時、津波時には、警戒体制にはいるものとする。

(警戒体制時における措置)

第8条 警戒体制時においては、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 洪水時、高潮時及び津波時において水門等を適切に管理することができる要員を確保するものとする。
- (2) 水門等を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うものとする。
- (3) 水門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密

にするものとする。

- (4) その他水門等の管理上必要な措置をとるものとする。

(警戒体制の解除)

第9条 「洪水時」「高潮時」「津波時」を規定する注意報、警報が解除され、かつ、内水位の水位上昇が無く、東横堀川及び道頓堀川の安全確保が確認された時点で警戒体制を解除するものとする。

(船舶の通航)

第10条 船舶の通航については、航行の安全確保に努めるものとし、管理上必要と認められるときは、通航の制限ができるものとする。
2. 木津川水位が道頓堀川水位より70cm以上高くなった場合には、船舶の通行を制限するものとする。

(通 知)

第11条 要綱第10条による通知は、別表-2に掲げる関係機関に対して行うものとする。

(記 録)

第13条 水門等の管理に関する事項や、操作時の水位の記録については業務日誌等に記載するものとする。

(附 則)

この操作規則は、平成12年11月7日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から適用する。

別表-1 道頓堀川水門等施設名称 (第2条)

施設名	名 称	備 考
水 門	水門	ローラーゲート
	バイパスゲート	
	排水ポンプ	
閘 門	制水門	ラジアルゲート
	閘室ゲート	マイターゲート
	閘室	
	バイパスゲート	閘室内水位調整のため2門
	排水ポンプ	No. 1~3号機
管 理 橋	管理橋	
監 視 設 備	I T V装置	6基
警 備 設 備	警報装置	
観 測 設 備	外水位計	木津川水位計
	閘室内水位計	
	内水位計	道頓堀川水位計
そ の 他	受変電設備	

	無停電電源装置	
	通言設備	

別表－2 通知機関名 (第11条)

No.	機 関 名	備 考
1	大阪府都市整備部河川室	
2	大阪府西大阪治水事務所	
3	淀川左岸水防事務組合	
4	浪速警察署	
5	西警察署	
6	浪速消防署	
7	西消防署	

34) 今川水門操作要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 淀川水系一級河川今川水門の制水門及びバイパスゲート(以下「水門」という。)の操作については、この操作要綱の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門の操作は、平野川流域の浸水を軽減することを目的とする。

(操作の基本方針)

第3条 水門の操作は、今川調節池の機能を十分に発揮させるよう操作するものとする。

第2章 水門の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第4条 大阪市に洪水注意報及び警報、大雨警報または平野川下流域に水防警報の発令があったとき(以下「洪水時」という。)は、水門を全閉するものとする。

2 水門を全閉した後、水門の上流側水位がOP+4.00mを超え、かつ下流側水位より高くなったときは、これを全開するものとする。

3 第1項の気象注警報、水防警報が解除され、かつ洪水の恐れがなくなったときは、これを全開するものとする。

(平常時の操作の方法)

第5条 洪水時以外のときは、水門のゲートを全開しておくものとする。

2 前項の規定にかかわらず、今川の河川環

境を維持するために必要なときは、必要の限度において、制水門及びバイパスゲートの両方、またはいずれかを全閉することができるものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(通知及び報告)

第7条 第4条または第6条に規定する操作を開始し、又は終了したときは、速やかに大阪府知事に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 水門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開閉度
- (4) 操作の際に通知及び警告の状況
- (5) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 次の各号の1に該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- (1) 大阪市に洪水注意報及び警報、大雨警報が出されたとき。
- (2) 平野川下流域に水防警報が発令されたとき。
- (3) その他浸水又は洪水が発生する恐れがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において水門を適切に管理することができる要員を確保すること。
 - (2) 水門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
 - (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
 - (4) その他水門の管理上必要な措置をとること
- (洪水警戒体制の解除)

第11条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく、洪水が発生する

恐れがなくなったとき、解除するものとする。

第2章 水門の操作の方法等

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第12条 水門を操作するために必要な機器、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(日報等)

第13条 水門の管理に関する事項については、日報、月報を作成し、これらを保存するものとする。

(附 則)

この操作要領は、昭和61年6月1日から施行する。
この操作要綱は、令和3年4月1日から施行する。

35) 住吉川水門操作要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 大阪市住之江区緑木に存する住吉川水門(以下「水門」という。)の操作については、この操作要綱の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 本要綱は、住吉川の洪水及び高潮、津波の防御を図るため、水門の管理を明確かつ適正に行い、もって治水及び環境向上の効果を高めることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「洪水時」とは、气象台から洪水注意報・警報、大雨警報が発令され、住吉川の水門の内水位が平常時水位(OP-2.50m)を超えてさらに上昇する恐れのあるときをいう。
- (2)「高潮時」とは、气象台から高潮に関する注意報・警報が発令され、高潮襲来の恐れのあるときをいう。
- (3)「津波時」とは、气象台から津波に関する注意報・警報が発令され、津波襲来の恐れがあるときをいう。
- (4)「平常時」とは、「洪水時」「高潮時」「津波時」以外のときをいう。

(洪水時における操作の方法)

第4条 洪水時にあつては、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

1. 洪水により住吉川内水位が外水位を超え、なお上昇の恐れがある場合で、かつ高潮、津波の襲来の恐れのない場合には、水門を開門する。
2. 前号の規定により水門を操作している場合において、内水位の上昇の恐れがなくなり、内外水位差がなくなった場合には水門を閉門する。

(高潮時・津波時・平常時における操作の方法)

第5条 高潮時及び津波時、平常時にあつては、水門は常に閉門されているものとする。ただし平常時においても、試運転のために水門を操作することができるものとする。

(操作の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるとき、又は知事の指示があつたときは、前2条の規定にかかわらず、水門を操作することができるものとする。

(通知及び報告)

第7条 前3条の規定により水門の操作を開始し、又は終了したときは、速やかに知事に通知するものとする。

(関係機関に対する通知等)

第8条 水門を操作することにより公共の利害に重要な影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知する等、必要な措置を講じるものとする。

第3章 水防警戒体制

(水防警戒体制の実施)

第9条 住吉川の内水位がOP+0.50mに達し、なお上昇の恐れがあるとき、及び高潮注意報・警報、津波注意報・警報が発令されたときは、直ちに水防警戒体制にはいるものとする。

第10条 水防警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 水門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 水門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、

関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(水防警戒体制の解除)

第11条 洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生する恐れがなくなったとき、及び高潮、津波の襲来がなくなった場合は、水防警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第12条 水門並びに水門を操作するために必要な機械器具等については定期的に点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(操作に関する記録)

第13条 水門の操作を行ったとき(試運転を除く)は、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

1. 操作の開始及び終了の年月日及び時刻。
2. 気象及び水象の状況。
3. 操作の際の通知及び警告の状況。
4. 第6条に該当するときは、その理由。
5. その他、特記すべき事項。

附 則

(施工期日)

この操作要領は、平成7年7月19日から施行する。
この操作要綱は、令和3年4月1日から施行する。

36) 城北寝屋川口水門及び 城北大川口水門操作規程

大阪府公告第78号

城北寝屋川口水門及び城北大川口水門操作規程を次のように定める。

平成20年6月25日

大阪府知事 橋下 徹

城北寝屋川口水門及び城北大川口水門操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、河川法(昭和39年法律第167号)第14条第1項の規定に基づき、洪水時に寝屋川から城北川へ流水を分流し、及び旧淀川から城北川への洪水の逆流を防止することにより、寝屋川及び城北川の周辺地域の治水安全度の向上を図ることを目的とし

て設置した次に掲げる水門(以下「水門」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

名 称	位 置
城北寝屋川口水門	大阪市城東区今福南二丁目 同 同 今福南三丁目
城北大川口水門	大阪市都島区毛馬町一丁目 同 同 友浜町一丁目

(操作者)

第2条 水門の操作は、大阪市長(以下「市長」という。)が行う。

(操作の基準となる水位)

第3条 水門の操作は、寝屋川及び旧淀川並びに城北川の水位を基準として行う。

(開 門)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、城北大川口水門を開放しなければならない。

- (1) 大阪市の区域又は東部大阪(気象庁予報警報規程(昭和28年運輸省告示第63号)別表第4大阪府の項の東部大阪をいう。以下同じ。)の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報、洪水注意報若しくは洪水警報又は大阪市の区域を対象として高潮注意報若しくは高潮警報が行われているとき。
- (2) 毛馬排水機場が運転を準備し、又は運転しているとき。
- (3) 京橋観測所において測定した寝屋川の水位が大阪湾最低潮位に2.80メートルを加えた水位を上回り、かつ、上昇のおそれがあるとき。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、城北寝屋川口水門を開放しなければならない。

- (1) 城北大川口水門を開放しているとき。
- (2) 毛馬排水機場が運転しているとき。
- (3) 城北大川口水門観測所において測定した旧淀川の水位が大阪湾最低潮位に3.20メートルを加えた水位を下回り、かつ、古堤橋観測所において測定した寝屋川の水位を下回るとき。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、知事が必要と認めるときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を開放しなければならない。

4 市長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(閉 門)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

(1) 城北大川口水門観測所において測定した旧淀川の水位が大阪湾最低潮位に3.20メートルを加えた水位を上回り、かつ、上昇のおそれがあるとき。

(2) 南今福橋、葦橋又は香蘭橋観測所において測定した城北川の水位が大阪湾最低潮位に3.50メートルを加えた水位を上回る時。

(3) 前2号に定めるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 市長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作の方法の特例)

第6条 市長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2 市長は、前項の規定により水門を操作したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作の記録)

第7条 市長は、水門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 気象及び水象の状況

(2) 水門の操作の理由

(3) 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項(洪水警戒体制)

第8条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) 大阪市の区域又は東部大阪の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報、洪水注意報若しくは洪水警報又は大阪市の区域を対象として高潮注意報若しくは高潮警報が行われているとき。

(2) 毛馬排水機場が運転を準備し、又は運転しているとき。

(3) 京橋観測所において測定した寝屋川の水位が大阪湾最低潮位に2.80メートルを加えた水位を上回り、かつ、上昇のおそれがあるとき。

2 市長は、前項の洪水警戒体制をとったとき

は、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 水門の操作に必要な関係職員を確保すること。

(2) 水門の操作に必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。

(3) 水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取ること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、水門の操作に必要な措置

3 市長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、知事の指令に基づき、これを解除しなければならない。

(点検及び整備)

第9条 市長は、水門を常に良好な状態に保つため、別に定めるところにより、毎月1回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、知事と協議の上、市長が定める。

37) 一級河川鍋田川止水用鉄扉協定書

一級河川鍋田川(以下「鍋田川」という。)の大東物流センター前占用橋梁(以下「占用橋」という。)に設置する下記の止水用鉄扉(以下「鉄扉」という。)について、その維持管理及び開閉操作の万全を期すため、河川管理者である大阪府枚方土木事務所長(以下「甲」という。)、水防管理者である大東市長(以下「乙」という。)及び大東物流センター所有者兼賃貸人である不動産信託受託者(以下「丙」という。)との間で、以下の事項を確認し、次のとおり協定を締結する。

記

1. 鉄扉の所在地 大東市谷川2丁目地先(鍋田川左岸)、同緑が丘2丁目地先(鍋田川右岸)
(占用橋両岸)
2. 鉄扉の構造 9.0m×1.1m アルミニウム合金製引き戸式 止水用鉄扉(左岸)
9.4m×1.1m アルミニウム合金製引き戸式 止水用鉄扉(右岸)

協 定 事 項

(鉄扉の日常管理等)

第1条 鉄扉の日常的な管理（走行レールの清掃等）、開閉操作は、丙が行うものとする。

2 丙は、鉄扉の開閉にあたっては、甲が作成する操作説明書どおりに行うこと。

3 丙は、原則として車両通行や作業等のために必要な時以外は、鉄扉を閉鎖しておく。

4 丙は、平常時から鉄扉の維持保全に留意し、鉄扉の異常を発見したときは直ちに甲に報告し対応を依頼するとともに、甲と協議のうえ可能な措置を講じるものとする。

5 万一、丙の責めに帰すべき事由によって鉄扉を毀損した場合は、直ちに甲に報告のうえ、その指示に従い、丙の責任と負担において修理する。

6 前項に該当しない場合の鉄扉の損傷については、甲が対応する。

(委託)

第2条 丙は、鉄扉の開閉操作を委託することができる。

2 前項の場合、丙は、委託に係る契約書等の写しを甲及び乙に提出する。また、丙が委託先を変更した場合も同様とする。

(鉄扉操作責任者)

第3条 丙は、鉄扉操作責任者（以下「責任者」という。）正、副各1名を定め、その名簿及び連絡先を甲及び乙に報告する。

2 丙は、第1条第1項から第4項に定める事項について、責任者に実施させるものとする。

3 前条の規定に基づき委託した場合は、丙は委託先から責任者を選任することができる。

4 責任者又はその連絡先に変更があった場合、丙は速やかに甲及び乙に報告する。

(緊急時の開閉操作等)

第4条 甲又は乙は、鍋田川の水位が上昇し、溢水の恐れがあるときは、鉄扉の閉鎖を責任者に指示することができる。

2 前項の指示があった時、責任者は直ちに鉄扉を閉鎖し、甲及び乙に閉鎖の完了を報告する。

3 前項の報告を受けた場合、乙は閉鎖されたことを現地で確認し、甲に報告する。

4 第1項の指示の有無に関わらず、甲または乙が危険と判断した場合、甲または乙が責任者に代わって鉄扉を閉鎖することができる。

5 責任者は、甲又は乙の指示により速やかに鉄扉を閉鎖することができるよう、必要な措置を講じておくものとする。

6 第1項又は第4項の規定に基づく閉鎖の後、鉄扉を開放する必要がある場合、責任者は、鍋田川の水位が下降し溢水の恐れがないと判断したときに、これを開放することができる。この場合、責任者は鉄扉を開放した旨を、速やかに甲乙に報告しなければならない。

(付属機材の保管)

第5条 甲は、付属機材として鉄扉開閉用ハンドル（以下「ハンドル」という。）を丙に貸与する。

2 丙は、ハンドルを常に善良な管理者の注意義務をもって保管する。万一、丙の過失によりハンドルを紛失又は毀損した場合は、甲の指示に従い、丙の責任と負担において補充又は修理する。

(点検、整備及び訓練)

第6条 甲は、鉄扉を良好な状態に保つため、毎年1回以上、原則として平日の日中、鉄扉を操作してその点検及び整備を行わなければならない。

2 甲は、乙及び責任者とともに、毎年6月1日から始まる出水期の前の平日の日中に、1回以上の操作訓練を実施する。

3 前2項の点検等の実施にあたり、丙は車両の通行や作業等について調整するなど、協力するものとする。

(協定の更新)

第7条 この協定は、占用橋の河川占用許可期間中、効力を有する。ただし、甲乙丙のいずれも内容に異議なき場合は、本協定を自動的に更新する。

(その他)

第8条 この協定の内容について疑義が生じたとき、または、この協定前文に掲げる甲乙丙の法的地位に変更を生じる場合等は、相互に誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲乙丙の各々が記名押印の上、各1通を保有する。

(附則) この協定は、平成29年6月5日から効力を有する。

平成29年6月5日

甲 大阪府枚方土木事務所長

乙 大東市長

丙 不動産信託受託者

38) 出来島水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる西島川への流入の防止を目的として大阪市西淀川区西島一丁目地先に設置した出来島水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔手動操作 西大阪治水事務所神崎川出張所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮注意報または高潮警報（以下、「高潮注意報等」という）が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+2. 0mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮注意報が解除され、水門の外水位がO. P+2. 0m以下になったときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波注意報、津波警報または大津波警報等（以下、「津波注意報等」という）が発表されたときは、これをも

って大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により水門を閉鎖する。

ただし、遠地津波における津波注意報等の閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波注意報等が全て解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の操作の安全を図るため、操作を行うにあたっては、水門の上下流40m以内の水域に船舶等を立ち入らせてはならない。また、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りでは

ない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、毎月十五日のそれぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう日の五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一 気象、水象等の状況

二 水門の操作の理由

三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和四年三月二十五日から施行する。

39) (西島・出来島) 水門操作覚書

西島水門、出来島水門の操作について、近畿地方整備局淀川河川事務所(以下「甲」という)と大阪府西大阪治水事務所(以下「乙」という)は次のとおり覚書を交換する。

記

1. 操作権者

西島水門の操作については、甲が行い、出来島水門の操作については、乙が行うものとする。

2. 閉 門

閉門は、高潮等により西島水門及び出来島水門外水位がOP+2.5メートルを越えるおそれがあるときは、甲及び乙は、相互に緊密な連絡をとり時刻を定め閉鎖するものとし、さらに閉門の操作が完了すれば相互に連絡を行う。

大阪府に津波注意報が発表されたときは、甲及び乙は、水門を操作するものとし、水門を閉鎖した後に相互に緊密な連絡を取り合うものとする。

なお、閉門に係る相互の連絡は、別紙の連絡体制表に基づき行うものとする。

3. 相互連絡

相互連絡のため、大阪府は防災行政無線局(西島水門局、以下「無線局」という)を設置し、無線局の運用、管理については、別紙に定めるとおりとする。

更に、乙は大阪府に津波注意報が発表されたとき、出来島水門を自動で閉鎖する運用を開始した後は、水門の閉鎖状況について、別紙の連絡体制表に基づき、FAX及びメールを自動で送信する装置を用いて甲に連絡するものとする。

甲は、大阪府に津波注意報が発表されたときは、西島水門を閉鎖の後、水門の閉鎖状況について、別紙の連絡体制表に基づき、メールで乙に送信するものとする。

4. 開 門

高潮等により閉門された場合の開門は、西島水門及び出来島水門外水位がOP+2.50メートルを超えるおそれなくなり、かつ外水位が内水位より低くなったとき相互に連絡をとり、時刻を定め水門を開放するものとし、さらに開門の操作が完了すれば相互に連絡を行う。

津波により閉門された開門は、津波注意報が解除されたとき相互に連絡をとり、時刻を定め水門を開放するものとし、さらに開門の操作が完了すれば相互に連絡を行う。

5. 特例操作時の連絡

甲乙は、事故、その他やむを得ない事情がある場合は、必要の限度において、前「閉門」「開門」に定める方法以外の方法にて水門の操作を行うが、「閉門」「開門」にあたっては、相互に緊密な連絡を取り合うものとする。

6. その他

平成29年3月31日付けで、近畿地方整備局淀川河川事務所長と大阪府西大阪治水事務所長との間で締結した（西島・出来島）水門操作覚書は、本覚書締結によりその効力を失う。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月2日

甲 近畿地方整備局淀川河川事務所長
波多野 真樹
乙 大阪府西大阪治水事務所長
定兼 康博

別紙

無線局の運営管理について

本覚書第3項による無線局の運用管理については、次のとおりとする。

1. 無線局の運用

無線局の運用に当っては、電波法、同法施行規則及び無線局運用規則並びに大阪府防災行政無線運用規程を遵守するものとする。

2. 無線局の操作、通話

無線局の操作、通話については、乙の無線従事者の監督のもとで、甲の職員が覚書第2項、第4項、第5項及び第6項にかかる事項のみに限定して、これを行うものとする。

3. 無線局の備え付け書類

法令に定める書類については、乙が整備するものとする。但し、無線業務日誌の記入に

当り、通信回数等の必要事項は甲が乙に報告する。

4. 庁舎施設の使用

甲は、無線設備の設置に必要な建物施設等無償にて乙に提供する。

5. 無線設備の維持管理

1) 甲は無線設備を善良なる管理者の注意をもって日常管理をし、乙は同設備の定期点検等の維持管理を行うものとし、故障時等は、相互に連絡をとり対処するものとする。

2) 無線設備の定期点検及び故障修理並びに変更に要する費用は、乙の負担とする。

3) 同設備に必要な電気代は、甲の負担とする。

6. 電波申請等

無線局にかかる電波申請、届出、検査にかかる手続きはすべて乙が行うものとする。

7. 設備の変更等

建物又は無線設備が現状と異なることとなる場合は、甲又は乙はあらかじめ協議の上、措置するものとする。

8. その他

第1項から第7項に疑義又は定めのない事項が生じた場合には、甲、乙協議の上、解決するものとする。

40) 旧猪名川防潮水門及び 附帯排水機場管理協定書

大阪府公告第28号

旧猪名川水門および附帯排水機操作規程を次のように定める。

昭和44年8月27日

大阪府知事代理 田中 樞 一

旧猪名川防潮水門及び附帯排水機場管理協定書

大阪高潮対策事業の一環として旧猪名川と神崎川の合流点に設置する防潮水門および附帯排水機場ならびに防潮堤（以下「施設」という。）の管理について、大阪府知事（以下「甲」という。）兵庫県知事（以下「乙」という。）および豊中市長（以下「丙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（名称）

第1条 この防潮水門を旧猪名川水門（以下「水門」という。）

附帯排水機場を旧猪名川排水機場（以下「排

水機場」という。)とそれぞれ呼称する。

(目的)

第2条 この協定は、旧猪名川への高潮の流入、もしくは洪水の逆流を防止し、または、水門閉鎖時の内水による水害を除去もしくは軽減するため、施設の管理を明確かつ適切に行い、もって治水の効果をはかることを目的とする。

(区域)

第3条 施設の区域は、兵庫県尼崎市戸ノ内地先とし、別添図書の範囲とする。

(設置および管理)

第4条 水門および防潮堤は甲、乙共同で、排水機場は甲が設置し、管理するものとする。

(維持、操作の委託)

第5条 甲および乙は、水門の維持、操作を、甲は排水機場の維持、操作をそれぞれ丙に委託し、丙は誠意をもって適正かつ善良なる管理のもとに維持、操作しなければならない。

2. 防潮堤の維持は、丙が行う。

(報告義務)

第6条 丙は、施設の故障、または損傷個所を発見し、第7条の工事を要すると判断したときは、水門および防潮堤については、甲、乙双方に排水機場については甲に、直ちに報告しなければならない。

(河川工事の施行)

第7条 甲は施設の修繕、改良施行をするものとする。

なお、工事の施行にあたっては、乙および丙にあらかじめ協議するものとする。

(維持、操作に要する費用負担)

第8条 排水機場の維持、操作に要する費用は、丙が全額負担するものとする。

2. 水門および防潮堤の維持、操作に要する費用は、甲および乙がそれぞれ2分の1を負担するものとする。

ただし、維持、操作に当る職員の俸給、給与その他の費用は除くものとする。

3. 甲および乙は、その負担する額を、丙の請求により、丙の指定する期日までに支払うものとする。

4. 丙は、前項の予定額を甲、乙双方にあらかじめ通知しておかなければならない。

5. 丙は、年度終了後、第2項の額に係る精算をすみやかに行わなければならない。

(河川工事に要する費用負担)

第9条 排水機場の修繕、改良工事に要する費

用は甲が全額負担するものとする。

2. 水門および防潮堤の修繕、改良工事に要する費用は、甲および乙がそれぞれ2分の1を負担するものとする。

3. 乙は、その負担する額を甲の請求により指定の期日までに支払うものとする。

4. 甲は、前項の予定額を乙にあらかじめ通知しておかなければならない。

5. 甲は、年度終了後、第2項の額に係る精算をすみやかに行わなければならない。

(損害賠償)

第10条 施設の設置または管理が原因となって施設または第三者に損害を与えた場合において、その原因が、甲、乙または丙の故意または重大な過失によるときは甲、乙または丙が、その他のときは甲、乙および丙が共同して、その損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

2. 前項の規定により共同して損害の賠償をする場合においては、損害賠償に应ずべき額および負担割合は、当事者が協議して定めるものとする。

(操作規定)

第11条 施設に係る操作規定は、甲が乙に協議して定めるものとし、丙はその定めるところにより維持、操作するものとする。

なお、同規定を変更しようとする場合にも同様とする。

(管理記録等の保存)

第12条 甲および丙は、施設の維持、操作ならびに工事に関する記録その他関係書類を整備保存するものとする。

(協定の期間更新)

第13条 この協定の有効期間は、会計年度によるものとし、期間満了前に甲、乙または丙から何らの意志表示のないときは順次更新されたものとする。

(協定外の事項等)

第14条 この協定書に定めない事項および協定書に疑義を生じたときは、甲、乙、および丙は誠意をもって協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

この協定は、協定締結の日から施行する。ただし、排水機場に係る協定の適用は、この定めにかかわらず、昭和44年6月1日から

とする。

(協定の廃止)

昭和42年9月30日締結の旧猪名川水門の管理に関する甲、乙間の協定は本協定成立の日をもって廃止する。

上記協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

昭和44年4月1日

(甲) 大阪府知事 佐藤 義 詮

(乙) 兵庫県知事 金井 元 彦

(丙) 豊中市長 竹内 義 治

41) 旧猪名川水門および 附帯排水機場操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、神崎川における高潮、洪水または津波の旧猪名川への流入または逆流の防止および内水の排除を目的として兵庫県尼崎市戸ノ内地先に設置した旧猪名川防潮水門および附帯排水機(以下、「水門等」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第2条 水門等の操作は、河川管理者である大阪府知事(以下、「大阪府河川管理者」という。)および河川管理者である兵庫県知事(以下、「兵庫県河川管理者」という。)から施設の維持および操作を委託された豊中市長(以下、「市長」という。)が行う。

(用語の定義)

第3条 この操作規程において「機側操作」とは、水門等に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、豊中市役所庁舎内の操作盤において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 水門等の操作は、機側操作を主たる操作方法とする。

(高潮または洪水時の閉門および排水)

第5条 閉門は、気象庁が大阪市または尼崎市に高潮注意報または高潮警報(以下、「高潮注意報等」という。)を發表し、または北大阪に大雨・洪水注意報または大雨警報(浸水

害)・洪水警報(以下、「大雨・洪水注意報等」という。)を發表し、旧猪名川水門の外水位がO. P + 2. 1 mを超え、さらに上昇のおそれがある場合、旧猪名川水門の外水位がO. P + 2. 6 mに達するまでに、大阪府河川管理者の指令に基づいて行う。

2. 排水は、閉門の完了後降雨等に起因する旧猪名川防潮水門の内水位の上昇により水門上流で洪水のおそれがあるとき、大阪府河川管理者の指令に基づいて行う。

(閉門および排水の方法)

第6条 閉門および排水は、次の方法により行う。

順位	区分	内 容
1	通 報	市長は、閉門または排水の指令を受けた後、直ちに、その旨を兵庫県河川管理者および尼崎市長に通報する。
2	水門の閉鎖または排水	市長は、閉門の指令を受けたときは、水門の扉体を降下し、排水の指令を受けたときは、附帯排水機を運転する。
3	通 報	市長は、水門の閉鎖完了後または附帯排水機の運転開始後、直ちに、その旨を大阪府河川管理者、兵庫県河川管理者および尼崎市長に通報する。

(開門および排水停止)

第7条 開門は、高潮または洪水のおそれなくなったとき、大阪府河川管理者の指令に基づいて行う。ただし、開門の時期は、旧猪名川防潮水門の外水位がO. P + 2. 0 m以下となったとき、または旧猪名川防潮水門の外水位が内水位より低くなったときとする。

2. 排水の停止は、開門したとき、または水門等の内水位がO. P + 2. 5 mより上昇しないと予想されるとき、大阪府河川管理者の指令に基づいて行う。

(開門および排水の停止の方法)

第8条 開門および排水の停止は、次の方法により行う。

順位	区分	内 容
1	水門の開放または排水停止	市長は、開門の指令を受けたときは、水門の扉体を上げ、排水の停止の指令を受けたときは、附帯排水機の運転を停止する。

2	通 報	市長は、水門の開放または排水の停止が完了した旨を大阪府河川管理者、兵庫県河川管理者および尼崎市長に通報する。
---	-----	--

(津波のおそれがある時の閉門)

第9条 市長は、気象庁が大阪府または兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報または大津波警報（以下、「津波警報等」という。）を発表したときは、これをもって大阪府河川管理者の閉門指令に代えるものとし、機側操作により閉門を行い、機側操作員に速やかに市が指定する広域避難場所もしくは津波避難ビルに退避するよう指示するものとする。

また、機側操作員は、津波到達までに水門を閉鎖し避難することが困難と判断される場合には、自らの判断により退避するものとする。

2. 市長は、前項の規定の結果、水門が全閉されていない場合には、遠隔操作により水門を全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

3. 市長は、津波警報等がすべて解除された場合には、大阪府河川管理者の指令に基づき、前条に準じた操作により開門を行うものとする。

(操作方法の特例)

第10条 事故その他やむを得ない事情があるときは、大阪府河川管理者、兵庫県河川管理者および市長の判断によって、第5条及び第9条に規定する方法以外により水門等を操作することができる。

(操作上の注意)

第11条 市長は、水門等の操作を行うときは、水門内外の水位に急激な変動を与えないよう注意するとともに、附近航行の船舶等に対する影響について注意しなければならない。

(気象および水象の観測)

第12条 市長は、高潮、洪水または津波のおそれがあるときは、水門等の操作に必要な気象および水象に関する情報を収集し、大阪府河川管理者と緊密な連絡をとらなければならない。

(水防警報に伴う措置)

第13条 市長は、大阪府水防本部長から水防警

報の通知を受けたときは、水門等の操作に必要な機械、器具等の点検および整備、予備電源設備の試運転その他水門等の操作に必要な措置を講じなければならない。

(点検および整備)

第14条 市長は、大阪府河川管理者の立ち合いのもとに、毎月1回以上、水門等を操作して、これらの点検および整備を行わなければならない。

(操作の記録等)

第15条 市長は、水門等の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録し、これを保存しなければならない。

- (1) 気象および水象の状況
- (2) 水門等の操作の理由
- (3) 水門等の操作の開始、終了等に関する事項
- (4) その他特記すべき事項

(兵庫県からの要請に伴う措置)

第16条 市長は、兵庫県の区域内における異常事態の発生により、兵庫県河川管理者から大阪府河川管理者に対し水門等の操作について要請があったときは、大阪府河川管理者の指令に基づき水門等の操作を行うものとする。

(細則)

第17条 この操作規程に定めるもののほか、水門等の操作に必要な事項は、大阪府河川管理者、兵庫県河川管理者および市長が協議のうえ定める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

42) 番田水門操作規程

大阪府訓令第25号

都市整備部長
西大阪治水事務所長

番田水門操作規程を次のように定める。

平成19年4月25日

大阪府知事 齊藤 房江

番田水門操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、河川法（昭和39年法律第167号）第14条第1項の規定に基づき、洪水時又は高潮時に神崎川から幹線排水路への

流水の流入を防止することにより番田水路の周辺地域の治水安全度の向上を図ることを目的として大阪市東淀川区相川3丁目及び北江口1丁目に設置した番田水門（以下「水門」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

（操作権者）

第2条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

（操作の基準となる水位）

第3条 水門の操作は、神崎川の水位（以下「外水位」という。）及び幹線排水路の水位（以下「内水位」という。）を基準として行う。

（閉門）

第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

1 北大阪（気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）別表第4大阪府の項の北大阪をいう。以下同じ。）の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われ、かつ、外水位が大阪湾最低潮位に3.20メートルを加えた水位（以下「基準水位」という。）を上回るとき。

2 大阪市の区域を対象として高潮注意報又は高潮警報が行われ、かつ、外水位が基準水位を上回るとき。

3 神崎川又は安威川について洪水注意報又は洪水警報が行われ、かつ、外水位が基準水位を上回るとき。

4 次条第1項第4号に該当することにより水門を開放している場合において、関係機関から水門の閉鎖の要請があったとき。

5 次条第1項第4号に該当することにより水門を開放している場合において、外水位が基準水位を上回り、かつ、上昇のおそれがあるとき。

6 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 所長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

（開門）

第5条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を開放しなければならない。

1 北大阪の区域及び大阪市の区域を対象

として行われていた大雨に関する注意報及び警報並びに洪水注意報及び洪水警報が解除され、かつ、外水位が基準水位を下回るとき。

2 大阪市の区域を対象として行われていた高潮注意報及び高潮警報が解除され、かつ、外水位が基準水位を下回るとき。

3 神崎川及び安威川について行われていた洪水注意報及び洪水警報が解除され、かつ、外水位が基準水位を下回るとき。

4 外水位が内水位を下回り、かつ、上昇のおそれがなく、関係機関から水門の開放の要請があったとき。

5 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 所長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

（操作の方法の特例）

第6条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2 所長は、前項の規定により水門を操作したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

（操作の記録）

第7条 所長は、水門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

1 気象及び水象の状況

2 水門の操作の理由

3 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

4 前三号に掲げるもののほか、必要な事項（洪水警戒体制）

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

1 北大阪の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われたとき。

2 大阪市の区域を対象として高潮注意報又は高潮警報が行われたとき。

3 神崎川又は安威川について洪水注意報又は洪水警報が行われたとき。

2 所長は、前項の洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

1 水門の操作に必要な関係職員を確保す

- ること。
- 2 水門の操作に必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
 - 3 水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取ること。
 - 4 前三号に掲げるもののほか、水門の操作に必要な措置
- 3 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。
(点検及び整備)
- 第9条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、別に定めるところにより、毎月1回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。
(委 任)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、所長が定める。

43) 伝法大橋（左・右岸）防潮扉 操作協定書（公道）

大阪府此花区伝法町地先及び同市西淀川区福町地先の伝法大橋左岸及び右岸に設置された伝法大橋防潮扉（以下「防潮扉」という。）の操作等について河川管理者近畿地方建設局長（以下「甲」という。）大阪府知事（以下「乙」という。）及び淀川左岸水防事務組合管理者（以下「丙」という。）との間に次の各項のとおり協定する。

- 第1条 防潮扉の維持管理は、甲において行うものとする。
- 第2条 防潮扉の操作は甲の指令に基づき丙が行うものとする。
2. 前項の操作は、丙二者のうち伝法大橋左岸の防潮扉は淀川左岸水防事務組合が伝法大橋右岸の防潮扉は淀川右岸水防事務組合がそれぞれ行うものとする。
- 第3条 甲は大阪管区気象台から暴風高潮警報等が発令されたときは、乙と情報の交換を行い乙と協議のうえ防潮扉閉鎖の時刻を定めるものとする。
- 第4条 甲は防潮扉閉鎖の時刻を定めたときは、閉鎖開始時刻の1時間前までに（事情やむを得ない場合は閉鎖の時刻決定後直ちに）

道路管理者に通知するとともに丙に命令するものとし、乙は関係機関に連絡するものとする。

第5条 丙は、前条の指令を受けたときは、指令の時刻に防潮扉の閉鎖を完了し、直ちに甲に報告するとともに乙に通知するものとする。

2. 甲は前項の報告を受けたときは、すみやかに道路管理者に通知するものとする。

第6条 丙は突発的な災害等で緊急に防潮扉を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲に連絡のうえ、その承認を得て防潮扉を閉鎖することができる。この場合丙は、一般の通行について臨機の措置をし、閉鎖後直ちに前条第1項に準じて報告通知しなければならない。

2. 甲は前項により防潮扉閉鎖の承認をしたときは、直ちに乙及び道路管理者に通知するものとする。

第7条 甲は乙との情報の交換を行い高潮等の危険がなくなったと判断したときは乙と協議のうえ、丙に防潮扉開放の指令をするとともに道路管理者に通知し、乙は関係機関に連絡するものとする。

第8条 丙は前条の指令を受けたときは、直ちに防潮扉開放の作業を行い、完了したときは第5条第1項に準じて報告、通知するものとする。

2. 甲は前項の報告を受けたときは、直ちに道路管理者に通知するものとする。

第9条 防潮扉操作に要する費用は丙の負担とする。

第10条 この協定に基づく指令、通知等の通信方法及び通信系統については、関係者が別途協議して定めるものとする。

第11条 防潮扉の管理及び細目協定については近畿地方建設局淀川工事々務所長と丙が別途協議して定めるものとする。

第12条 この協定に定めのない事項及び疑事については、その都度、協定者間において協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書6通を作成し、協定者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和47年11月30日

甲 河川管理者

近畿地方建設局長 川上賢司

乙 大阪府知事 黒田了一

丙 淀川左岸水防事務組合管理者

大阪市長 大島靖

淀川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島 靖
立 合 人
淀川左岸水防事務組合
水防団長 田村 敬太郎
淀川右岸水防事務組合
水防団長 光 吉 利 一

44) 伝法陸閘操作要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大阪市此花区伝法地先(淀川左岸)、同西淀川区福町地先(淀川右岸)の淀川水系淀川伝法陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、この操作要領の定めるところによるものとする。

(操作の目的)

第2条 陸閘の操作は、淀川の洪水及び高潮時において、洪水の防止を目的とする。

第2章 陸閘操作の方法等

(洪水及び高潮時の操作の方法)

第3条 淀川工事事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号に定めるところにより陸閘を操作するものとする。

- 一 福島水位観測所において測定した淀川の水位(以下「福島水位」という。)が、0. P+4.00メートルを超えると予想される1時間前までは、陸閘を全開しておくこと。
- 二 福島水位が、0. P+4.00メートルを超えさらに上昇するおそれのあるときは、陸閘を全閉すること。
- 三 陸閘を全閉している場合において、福島水位が0. P+4.00メートルを下回り、水位の上昇のおそれがないときは、陸閘を全開すること。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、洪水警戒体制が実施されていないときは、陸閘を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、甫行2条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第6条 所長は、第3条第二号並びに三号及び前条の操作を行う場合は、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由五その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 大阪管区气象台より、大阪湾沿岸に高潮に関する注意報もしくは警報が発令され、福島水位が0. P+4.00メートルを超えると予想される3時間前。
- 二 その他、福島水位が0. P+4.00メートルを超えるおそれがあると予想される3時間前。

(洪水警戒体制における措置)

第9条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他、陸閘の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するため

に必要な機械、器具等については、毎月1回以上、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第12条 所長は、福島水位を観測するものとする。

(記録)

第13条 所長は、陸閘の管理に関する事項については記録し、これを保存するものとする。

(所長への委任)

第14条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成11年9月22日から適用する。

45) 伝法陸閘操作実施細目

(通則)

第1条 大阪市此花区伝法地先(淀川左岸)、同西淀川区福町地先(淀川右岸)の淀川水系淀川伝法陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、淀川水系淀川伝法陸閘操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。

(関係機関への通知等)

第2条 要領第6条及び第9条第三号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とし、通知等の通信方法及び通信系統については、昭和47年11月30日付け伝法大橋(左、右岸)防潮扉操作協定書並びに昭和47年11月30日付け伝法大橋(左、右岸)防潮扉管理協定書によるものとする。

(操作に関する記録)

第3条 要領第7条に規定する記録は、別記様式第1に記載するものとする。

(点検及び整備)

第4条 要領第11条に規定する点検及び整備は、樋門点検整備要領(昭和53年2月24日建近達第3号(河管))により行うものとする。

(観測)

第5条要領第1条に規定する観測は、毎正時行うものとする。

附則

この実施細目は、平成11年9月22日から適用する。

別表第1 (第2条関係)関係機関

機 関 名
建設省大阪国道工事事務所
大阪府西大阪治水事務所
淀川左岸水防事務組合
淀川右岸水防事務組合

46) 淀川大橋(左・右岸)防潮扉操作協定書(公道)

大阪市福島区海老江6丁目地先及び同市西淀川区花川2丁目地先の淀川大橋左岸及び右岸に設置された淀川大橋防潮扉(以下「防潮扉」という。)の操作について、河川管理者近畿地方建設局長(以下「甲」という。)、大阪府知事、(以下「乙」という。)及び淀川左岸水防事務組合管理者 淀川右岸水防事務組合管理者(以下「丙」という。)との間に次の各項のとおり協定する。

第1条 防潮扉の維持管理は甲において行うものとする。

第2条 前項の操作は、甲の指令に基づき丙が行うものとする。

2. 前項の操作は、丙二者のうち淀川大橋左岸の防潮扉については、淀川左岸水防事務組合管理者が淀川大橋右岸の防潮扉については、淀川右岸水防事務組合管理者がそれぞれ行うものとする。

第3条 甲は大阪管区气象台から暴風高潮警報等が発令されたときは、乙と情報の交換を行い、乙と協議のうえ防潮扉閉鎖の時刻を定めるものとする。

第4条 甲は前条の規定に基づき防潮扉閉鎖開始時刻の1時間前までに(事情やむを得ない場合は閉鎖の時刻決定後直ちに)道路管理者に通知するとともに丙に指令するものとし、乙は関係機関に連絡するものとする。

第5条 丙は前条の指令を受けたときは、指令の時刻に防潮扉の閉鎖を完了し、直ちに甲に

報告するものとともに乙に通知するものとする。

2. 甲は前項の報告を受けたときは、すみやかに道路管理者に通知するものとする。

第6条 丙は突発的な災害等で緊急に防潮扉を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲に連絡のうえ、その承認を得て防潮扉を閉鎖することができる。この場合、丙は、一般の通行について臨機の措置をし、閉鎖後直ちに前条第一項に準じて報告通知をしなければならない。

2. 甲は前項により防潮扉閉鎖の承認をしたときは直ちに乙及び道路管理者に通知するものとする。

第7条 甲は乙と情報の交換を行い高潮等の危険がなくなったと判断したときは乙と協議のうえ、丙に防潮扉開放の指令をするとともに道路管理者に通知し、乙は関係機関に連絡するものとする。

第8条 丙は前条の指令を受けたときは、直ちに防潮扉開放の作業を行い、完了したときは、第5条第1項に準じて報告、通知をするものとする。

2. 甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに道路管理者に通知するものとする。

第9条 防潮扉操作に要する費用は丙の負担とする。

第10条 この協定に基づく指令、通知等の通信方法及び通信系統については、関係者が別途協議し定めるものとする。

第11条 防潮扉の管理及び操作の細目協定については、近畿地方建設局淀川工事々務所長と丙が別途協議のうえ定めるものとする。

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、協定者間において協議のうえ定めるものとする。

第13条 昭和43年8月28日付け淀川大橋(左右岸)防潮扉操作協定書は、本協定締結の日をもって廃止する。

この協定の証として本書6通を作成し協定者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和50年9月30日

甲 河川管理者

近畿地方建設局長 藪本健作

乙 大阪府知事 黒田了一

丙 淀川左岸水防事務組合管理者

大阪市長 大島靖

淀川右岸水防事務組合管理者

大阪市長 大島靖

立 合 人

淀川左岸水防事務組合

水防団長 田村敬太郎

淀川右岸水防事務組合

水防団長 光吉利一

47) 淀川陸閘操作規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 大阪府大阪市福島区海老江地先(淀川左岸)、同西淀川区姫里地先(淀川右岸)の淀川水系淀川陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 陸閘の操作は、淀川の洪水及び高潮時において、洪水の防止を目的とする。

第2章 陸閘操作の方法等

(洪水及び高潮時の操作の方法)

第3条 淀川工事々務所長(以下「所長」という。)は、次の各号に定めるところにより陸閘を操作するものとする。

(1) 福島水位観測所において測定した淀川の水位(以下「福島水位」という。)がO. P + 3.00メートルを超えると予想される1時間前までは、陸閘を全開しておくこと。

(2) 福島水位が、O. P + 3.00メートルを超えさらに上昇するおそれのあるときは、陸閘を全閉すること。

(3) 陸閘を全開している場合において、福島水位がO. P + 3.00メートルを下回り、水位の上昇のおそれがないときは、陸閘を全開すること。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、洪水警戒体制の実施されていないときは、陸閘を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第6条 所長は、第3条第二号並びに三号及び前条の操作を行う場合は、近畿地方建設局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。（操作に関する記録）

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

（洪水警戒体制の実施）

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 大阪管区气象台より、大阪湾沿岸に高潮に関する注意報もしくは警報が発令され、福島水位がO. P + 3.00メートルを超えると予想される3時間前。
- (2) 枚方水位流量観測所において観測した淀川の水位が4.50メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (3) その他、福島水位がO. P + 3.00メートルを超えると予想される3時間前。

（洪水警戒体制における措置）

第9条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他、陸閘の管理上必要な措置をとること。

（洪水警戒体制の解除）

第10条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

（点検及び整備）

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、局長の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（観 測）

第12条 所長は、局長の定めるところにより、福島水位を観測するものとする。

（記 録）

第13条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、局長の定めるところにより記録し、これを保存するものとする。

（局長への委任）

第14条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のために必要な事項は、局長が定めるものとする。

附 則

この操作規則は、平成10年9月21日から施行する。

48) 淀川陸閘操作細則

（通 則）

第1条 大阪府大阪市福島区海老江地先（淀川左岸）、同西淀川区姫里地先（淀川右岸）の淀川水系淀川陸閘の操作については、淀川水系淀川陸閘操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この操作細則に定めるところによる。

（関係機関への通知等）

第2条 規則第6条及び第9条第三号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とし、通知等の通信方法及び通信系統については、昭和50年9月30日付け淀川大橋（左、右岸）防潮扉操作協定書並びに昭和43年8月28日付け淀川大橋（左、右岸）防潮扉管理協定書によるものとする。

（点検及び整備）

第3条 規則第11条に規定する点検及び整備は、樋門点検整備要領（昭和53年2月24日建近達第3号（河管））により行うものとする。

（観 測）

第4条 規則第12条に規定する観測は、毎正時行うものとする。

(記 録)

第5条 規則第13条に定める記録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) ゲートの操作に関する記録
- (2) 気象及び水象に関する観測事項
- (3) 点検及び整備に関する事項
- (4) その他

2. 前項の記録は、別記様式第1及び第2のとおりとする。

3. 所長は、毎年2月末日までに前年の管理年報を局長に報告するものとする。

(異常時等における報告)

第6条 次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を局長に報告するものとする。

- (1) 規則第5条に規定する操作を行ったとき。
- (2) 陸閘の本体及び附属施設に異常を認めるとき。
- (3) その他事故等が発生したとき。

(所長への委任)

第7条 この操作細則に定めるもののほか、この操作細則の実施のため必要な事項は、所長が定める。

附 則

この操作細則は、平成10年9月21日から施行する。

別表第1 (第2条関係) 関係機関

機 関 名
国土交通省 大阪国道工事事務所
大 阪 府 西大阪治水事務所
淀川左岸水防事務組合
淀川右岸水防事務組合

49) 左門橋 (左岸) 防潮鉄扉管理協定書

大阪市西淀川区佃町地先一般国道左門殿川筋左門橋左岸に設置された防潮鉄扉 (防潮壁を含む) の管理について、近畿地方建設局長 (以下「甲」という。) と大阪府知事 (以下「乙」という。) との間に次のとおり協定する。

第1条 鉄扉の構造は、別添図面のとおり、維持管理は乙が行うものとする。

第2条 甲は、鉄扉 (防潮壁を含む。) の閉鎖

に伴う左門橋の通行を禁止しまたは制御する権限を乙に委任し、乙が行うものとする。

第3条 乙は高潮来襲等のおそれがあると認めるときは、歩道の防潮壁の閉鎖について、また高潮等がOP 3.5メートルを越えると予想されるときは鉄扉の閉鎖についてそれぞれ兵庫県知事と協議のうえ、あらかじめ閉鎖開始の時刻を定め甲に通知するものとする。ただし、緊急を要しあらかじめ閉鎖開始時刻を定める暇がないときは、直ちに閉鎖を行いこの旨を甲に通知するものとする。

第4条 甲は、乙から鉄扉 (防潮壁を含む。) の閉鎖開始の通知を受けたときは、一般の交通に支障のないよう措置するものとし、これらの措置に必要な道路標識は、甲において作製保管するものとする。

第5条 乙は、防潮壁または鉄扉の閉鎖が完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

第6条 乙は、高潮等の危険がなくなったと認めるときは、兵庫県知事と協議のうえ、甲に通知し、防潮壁または鉄扉を開放するものとする。

第7条 連絡方法等については、別に定めるものとする。

第8条 甲は、鉄扉 (防潮壁を含む。) およびこれに付随する施設に影響をおよぼす道路に関する工事を施工するときは、事前に乙に協議するものとする。

2. 乙は、鉄扉 (防潮壁を含む。) およびこれに付随する施設の修繕改善等の工事を施行するときは、事前に甲に協議するものとする。

3. 乙は、鉄扉の試運転を行うときは、その都度あらかじめ甲に協議するものとする。

第9条 本協定の適用については、相互に緊密な連絡のもとに協力するものとする。

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和41年9月5日

甲 建設省近畿地方建設局長 三 野 定
乙 大阪府知事 左 藤 義 詮

50) 神崎大橋 (左右岸) 防潮鉄扉管理協定書

三 野 定

乙 大阪府知事 左 藤 義 詮

大阪市西淀川区佃町、千舟東町、御幣島西町地先一般国道2号線神崎川筋神崎大橋左右岸に設置された防潮鉄扉の管理について、近畿地方建設局長（以下「甲」という。）と大阪府知事（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

第1条 鉄扉の構造は、別添図面のとおりとし、維持管理は乙が行うものとする。

第2条 甲は、鉄扉の閉鎖に伴い神崎大橋の通行を禁止しまたは制限する権限を乙に委任し、乙が行うものとする。

第3条 乙は高潮来襲のおそれがあり、OP 3.5メートルを越えると予想されるときは、あらかじめ鉄扉の閉鎖開始時刻を定め甲に通知するものとする。

ただし、緊急を要しあらかじめ閉鎖開始時刻を定める暇がないときは、直ちに閉鎖を行いこの旨を甲に通知するものとする。

第4条 甲は、乙から鉄扉の閉鎖開始の通知を受けたときは、一般の交通に支障のないよう措置するものとし、これらの措置に必要な道路標識は、甲において作製保管するものとする。

第5条 乙は、鉄扉の閉鎖が完了したときは、甲に通知するものとする。

第6条 乙は、高潮等の危険がなくなったと認めるときは甲に通知し鉄扉を開放するものとする。

第7条 連絡方法等については、別に定めるものとする。

第8条 甲は、鉄扉およびこれに付随する施設に影響をおよぼす道路に関する工事を施行するときは、事前に乙に協議するものとする。

2. 乙は、鉄扉およびこれに付随する施設の修繕改良等の工事を施行するときは、事前に甲に協議するものとする。

3. 乙は、鉄扉の試運転を行うときは、その都度あらかじめ甲に協議するものとする。

第9条 本協定の適用については、相互に緊密な連絡のもとに協力するものとする。

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和42年7月27日

甲 建設省近畿地方建設局長

51) 神崎大橋及び左門橋防潮鉄扉操作協定書 (公道)

神崎川にかかる神崎大橋左右岸防潮鉄扉及び左門殿川にかかる左門橋左岸防潮鉄扉（歩道防潮壁を含む）の操作について、大阪府知事（以下「甲」という。）及び淀川右岸水防事務組合管理者（以下「乙」という。）並びに淀川右岸水防事務組合水防団長（以下「丙」という。）の間に次のとおり協定する。

第1条 防潮壁並びに鉄扉の維持管理は、甲において行うものとする。

第2条 防潮壁並びに鉄扉の操作は甲の指示に基づき、丙が行うものとする。ただし、防潮壁並びに鉄扉の開閉に伴う操作指導及び資材については、甲が負担するものとする。

第3条 甲は、高潮等来襲のおそれがあるときは、防潮壁並びに鉄扉の閉鎖時刻を定め、1時間前に交通遮断のため、大阪府警察本部に閉鎖の時刻を通知するとともに乙を通じ丙に閉鎖の指示を行うものとする。ただし、緊急に高潮等の危険が生ずると判断される場合はこの限りでない。

第4条 丙は、防潮壁並びに鉄扉を閉鎖したときは乙を通じ丙に鉄扉開放の指示を行うとともに大阪府警本部に連絡するものとする。

第5条 甲は、高潮等の危険性がなくなったと判断したときは、乙を通じ丙に鉄扉開放の指示を行うとともに大阪府警察に連絡するものとする。

第6条 防潮壁並びに鉄扉の操作訓練は年1回以上行うものとする

第7条 指示連絡等の通信系統については別に定めるものとする。

第8条 本協定書に定めない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自1通を保有する。

昭和50年8月6日

甲 大阪府知事 黒田 了 一

乙 淀川右岸水防事務組合管理者

大阪市長 大島 靖

丙 淀川右岸水防事務組合

水防団長 光 吉 利 一

52) 大和田防潮扉操作協定書

協定事項

神崎川左岸大和田船だまりに設置された防潮扉の操作について、大阪府知事（以下「甲」という。）淀川右岸水防事務組合管理者（以下「乙」という。）及び淀川右岸水防事務組合水防団長（以下「丙」という。）の間に次の条項のとおり協定する。

第1条 防潮扉の維持管理は、甲において行うものとする。

第2条 防潮扉の操作責任者は丙とする。ただし、防潮扉開閉に伴う操作指導及び資材の負担は甲がするものとする。

第3条 高潮来襲の恐れがあるときは、乙は丙に指示し防潮扉を閉鎖することが、必要あるときは、甲がその指示をすることができるものとする。

第4条 防潮扉の開放については、地域の状況に応じ丙において行うものとする。

第5条 防潮扉の閉鎖及び開放を完了したとき、丙は速やかに甲及び乙に報告するものとする。

第6条 本防潮扉の操作訓練は年1回以上行うものとする。

第7条 本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

昭和50年8月4日

甲 大阪府知事 黒田 了一

乙 淀川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島 靖

丙 淀川右岸水防事務組合
水防団長 光吉利一

53) 合同製鐵防潮鉄扉協定書（私道）

下記の防潮鉄扉について、その管理及び開閉操作の万全を期するため、大阪府（以下、「府」という。）と防潮鉄扉利用者（以下、「利用者」という。）との間で、次の事項を協定する。

記

1. 防潮鉄扉の所在地 大阪市西淀川区西島
2. 防潮鉄扉の番号 神崎川 左岸 4
合同製鐵(株)鉄扉
3. 防潮鉄扉の構造 6m66×4m62
引戸（手動式）

1. 防潮鉄扉の管理

- ① 利用者は、防潮鉄扉の開閉にあたっては、責任をもって行うものとする。
- ② 利用者は、防潮鉄扉を常に開閉操作に支障のない状態にするよう、その維持保全に留意し、随時操作を行って開閉の良否を確認しておくものとし、防潮鉄扉は作業等必要なとき以外は閉鎖しておくものとする。なお、防潮鉄扉に異常のあるときは、直ちに府に報告のうえ、必要な措置を講じておくものとする。
- ③ 万一、利用者の過失により防潮鉄扉を毀損した場合は、直ちに府に報告のうえ、その指示に従い、利用者の責任と負担において修理しなければならない。

2. 開閉操作等

- ① 府は、必要があると認められるときは、防潮鉄扉の開閉について、利用者に指示することができる。
- ② 前号により、防潮鉄扉の閉鎖の指示があったときは、利用者は直ちに防潮鉄扉を閉鎖し、府にその旨を報告しなければならない。

3. 防潮鉄扉操作責任者及び作業員

- ① 利用者は、防潮鉄扉操作責任者及び作業員をおくものとし、その要員確保と配置に留意するとともに、防潮鉄扉の開閉操作を完全に行えるように常に作業員の訓練を行うものとする。
- ② 利用者は、防潮鉄扉操作責任者（正、副各1名）の名簿及び連絡方法を府へ直ちに報告しなければならない。また、異動等があった場合も同様とする。

4. 緊急時の防潮鉄扉の閉鎖

防潮鉄扉操作責任者は、常に気象情報等に注意し、高潮来襲等のおそれがあるときは、作業員とともに待機し、府の指示に従い防潮鉄扉を閉鎖し、また、地震による津波等のおそれがあるときは、府の指示に関係なく直ちに防潮鉄扉を閉鎖するものとする。

5. 付属機材の保管

利用者は、付属機材を常に善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。万一、利用者の過失により、紛失又は毀損した場合は、府の指示に従い、利用者の責任と負担において補充又は修理しなければならない。

6. 防潮鉄扉の検査

府は防潮鉄扉の開閉操作、維持補修等の良否について、随時検査を行うことができる。

7. その他

本協定の内容及び関連事項について疑義が生じたときは、各協定者は互いに誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、各自1通を保有するものとする。

平成17年12月8日

大阪府

代表者 大阪府知事 齊藤 房江

防潮鉄扉利用者

住 所 大阪市西淀川区西島一丁目1番2号

合同製鐵株式会社大阪製造所

氏 名 常務取締役所長 樺山 慎

もに乙及び淀川左右岸水防事務組合に通知するものとする。

第6条 丙は、突発的な災害等で緊急に鉄扉を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲の指令を受けずに鉄扉を閉鎖することが出来る。この場合、丙は前条に準じて報告、通知するものとする。

54) 阪神電気鉄道株式会社西大阪線 淀川橋梁鉄扉操作協定書 (私道)

阪神電気鉄道株式会社西大阪線と淀川堤防との接続交差位置に設置された、標記高潮防御用鉄扉（以下「鉄扉」という。）の操作等について、河川管理者近畿地方建設局長（以下「甲」という。）大阪府知事（以下「乙」という。）阪神電気鉄道株式会社（以下「丙」という。）の三者が、次の事項のとおり協定する。

第1条 鉄扉の維持管理は、甲において行うものとする。

第2条 鉄扉の操作は、甲の指示に基づき、丙が行うものとする。

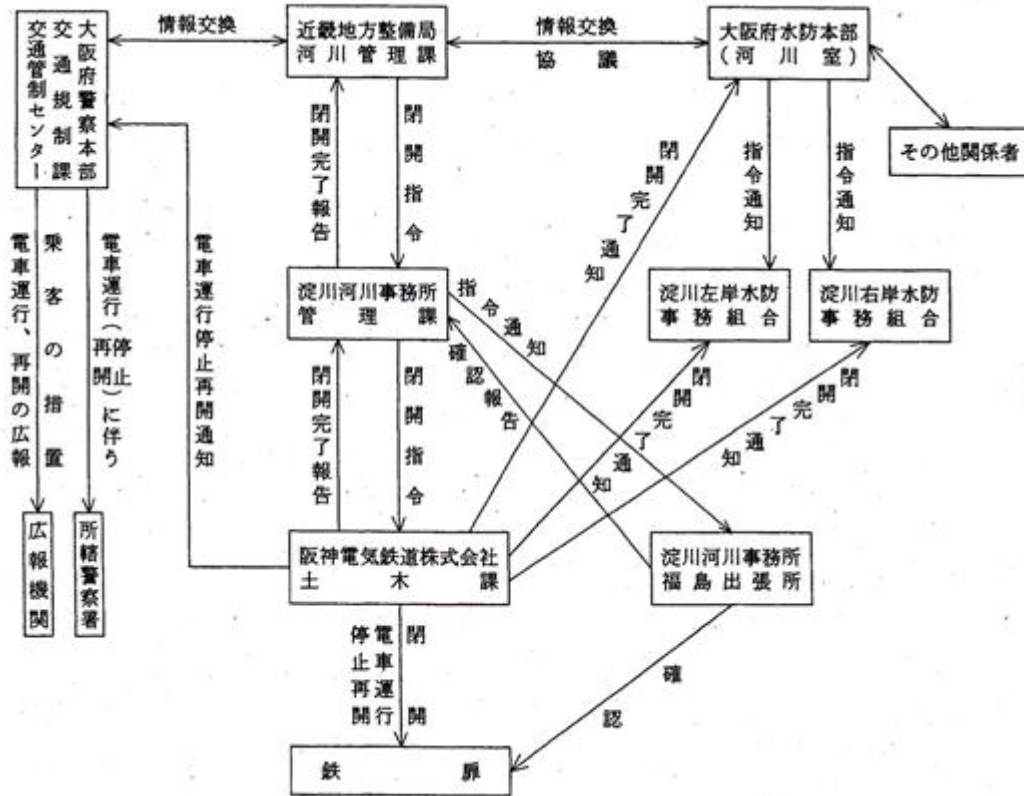
第3条 甲は、大阪管区气象台から暴風高潮警報が発令されたときは、乙と情報の交換を行い、乙と協議のうえ鉄扉閉鎖の時期を定めるものとする。

第4条 甲は、鉄扉閉鎖の時期を定めた時は、閉鎖を完了すべき時刻を示して、少なくとも閉鎖完了時刻の1時間前まで（事情止むを得ない場合は閉鎖の時期決定後すみやかに）に丙に指令するものとし、乙は、淀川左右岸水防事務組合、その他関係者に連絡するものとする。

第5条 丙は、鉄扉閉鎖の指令を受けたときは、列車運行停止の処置をとり、鉄扉をすみやかに閉鎖するものとする。

閉鎖を完了したときは、甲に報告するとと

阪神電気鉄道株式会社西大阪線淀川橋梁鉄扉操作協定書に基づく通信方法及び系統



第7条 甲は、乙と情報の交換を行い、高潮のおそれなくなったと判断したときは、丙に鉄扉開放の指令をするものとして乙は淀川左右岸水防事務組合、その他関係者に連絡するものとする。

- 甲 近畿地方建設局長
- 乙 大阪府知事
- 丙 阪神電気鉄道株式会社

第8条 丙は、鉄扉開放の指令を受けたときは、直ちに開放の作業を行い、完了したときは、第5条に準じて報告、通知するものとする。

第9条 鉄扉操作に要する費用は、丙の負担とする。

第10条 鉄扉操作に基因する丙の損失は補償しないものとする。

第11条 指令・通知等の通信方法・通信系統等については、別に細目協定を行うものとする。

第12条 鉄扉の管理及び操作の細部については、近畿地方建設局淀川工事々務所長と丙が別途協議して定めるものとする。

第13条 昭和39年9月1日締結の阪神本線淀川橋梁鉄扉操作協定書は本協定成立の日をもって廃止されたものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲・乙および丙が各1通を保有する。

昭和41年6月15日

平成23年4月1日現在

連絡先	電話番号	専用電話番号
近畿地方整備局 河川管理課	(代表) 06-6942-1141	9-331, 334
近畿地方整備局 淀川河川事務所管理課	枚方(072)843-2861 (直通) 844-0093	(9)81-241, 242
近畿地方整備局 福島出張所	06-6458-2102	(9)81-560, 563
大阪府河川室	(直通) 06-6944-7592	
淀川左岸水防事務組合	枚方(072)841-2310, 2707	(9)81-288
淀川右岸水防事務組合	06-6302-8721~2	
阪神電気鉄道株式会社 工務部	06-6341-8497	
大阪府警察本部 交通規制課 交通管制センター	昼・夜間 06-6943-1234 (内線55555)	

55) 阪神陸開操作要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大阪市此花区伝法地先(淀川左岸)、同西淀川区福町地先(淀川右岸)の淀川水系淀川阪神陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、この操作要領の定めるところによるものとする。

(操作の目的)

第2条 陸閘の操作は、淀川の洪水及び高潮時において、洪水の防止を目的とする。

第2章 陸閘操作の方法等

(洪水及び高潮時の操作の方法)

第3条 淀川工事事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号に定めるところにより陸閘を操作するものとする。

- 一 福島水位観測所において測定した淀川の水位(以下「福島水位」という。)が、0. p+4. 00メートルを超えると予想される1時間前までは、陸閘を全開しておくこと。
- 二 福島水位が、0. p+4. 00メートルを超えさらに上昇するおそれがあるときは、陸閘を全閉すること。
- 三 陸閘を全閉している場合において、福島水位が0. P+4. 00メートルを下回り、水位の上昇のおそれがないときは、陸閘を全開すること。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、洪水警戒体制が実施されていないときは、陸閘を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、有な2条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第6条 所長は、第3条第二号並びに三号及び前条の操作を行う場合は、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容

四 第5条に該当するときは、操作の理由五その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 大阪管区气象台より、大阪湾沿岸に高潮に関する注意報もしくは警報が発令され、福島水位が0. p+4. 00メートルを超えると予想される3時間前。
- 二 その他、福島水位が0. P+4. 00メートルを超えるおそれがあると予想される3時間前。

(洪水警戒体制における措置)

第9条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他、陸閘の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第12条 所長は、福島水位を観測するものとする。

(記録)

第13条 所長は、陸閘の管理に関する事項については記録し、これを保存するものとする。

(所長への委任)

第14条 この操作要領に定めるもののほか、この操

作要領の実施のために必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成11年9月22日から適用する。

56) 阪神陸閘操作実施細目

(通則)

第1条 大阪市此花区伝法地先(淀川左岸)、同西淀川区福町地先(淀川右岸)の淀川水系淀川阪神陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、淀川水系淀川阪神陸閘操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。

(関係機関への通知等)

第2条 要領第6条及び第9条第三号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とし、通知等の通信方法及び通信系統については、昭和44年5月27日付け阪神電気鉄道株式会社西大阪線淀川橋梁鉄扉操作協定書によるものとする。

(操作に関する記録)

第3条 要領第7条に規定する記録は、別記様式第1に記載するものとする。

(点検及び整備)

第4条 要領第11条に規定する点検及び整備は、樋門点検整備要領(昭和53年2月24日建近達第3号(河管))により行うものとする。

(観測)

第5条 要領第12条に規定する観測は、毎正時行うものとする。

附則

この実施細目は、平成11年9月22日から適用する。

別表第1 (第2条関係) 関係機関

機関名
大阪府西大阪治水事務所
阪神電気鉄道株式会社

57) 阪急電鉄神戸線神崎川橋梁左右岸防潮扉操作協定書 (私道)

阪急電鉄神戸線神崎川橋梁左右岸に設置された防潮扉の管理及び操作について大阪府知事(以下「甲」という。)、淀川右岸水防事務組合管理者(以下「乙」という。))及び淀川右岸水防事務組合水防団長(以下「丙」という。))並びに阪急電鉄株式会社(以下「丁」という。))の間に次の条項のとおり協定する。

第1条 防潮扉の維持管理は甲が行うものとする。

第2条 防潮扉の操作は、甲の指示に基づき閉鎖については丙が行い、開放については丁が行うものとする。ただし、防潮扉の開閉に伴う操作指導者及び資材の負担は甲がするものとする。

第3条 甲は高潮来襲の恐れがあると判断したときは防潮扉閉鎖開始の時刻を定め、当該時刻の1時間前までに丁に閉鎖を通知するとともに、乙を通じて丙に指示するものとする。

ただし、緊急の場合甲は直ちに丁に閉鎖を通知し、丁の電車運行停止処置完了を確認の後、乙を通じて丙に閉鎖の指示をするものとする。

第4条 丁は防潮扉閉鎖開始時刻の通知を受けたときは、当該時刻までに電車運行停止処置をとり、その処置が完了したときは、甲、乙及び丙に連絡するものとする。

第5条 防潮扉閉鎖が完了したとき、丙は甲に報告し、丁に連絡するものとする。

第6条 甲は高潮の危険がなくなったと判断したときは、防潮扉開放を丁に指示し、乙を通じて丙に連絡するものとする。

第7条 防潮扉開放が完了したとき、丁は甲に報告するものとする。

第8条 連絡方法等については、別途定めるものとする。

第9条 防潮扉の操作訓練は、年1回以上行うものとする。

第10条 本協定の運用については、相互に緊密な連絡のもとに協力し、万全の操作体制を確保するため努めるものとする。

第11条 本協定に定めない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲、乙、丙及び丁協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和49年5月30日

甲 大阪府知事 黒田 了 一
乙 淀川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島 靖
丙 淀川右岸水防事務組合
水防団長 光吉利 一
丁 阪急電鉄株式会社
取締役社長 森 薫

58) 千船大橋および千北橋 防潮扉操作協定書 (公道)

神崎川にかかる千船大橋及び千北橋左右岸に設置された防潮扉の操作について、大阪府知事(以下「甲」という。)及び淀川右岸水防事務組合管理者(以下「乙」という。)並びに淀川右岸水防事務組合水防団長(以下「丙」という。)の間に次の条項のとおり協定する。

- 第1条 防潮扉の維持管理は、甲において行うものとする。
- 第2条 防潮扉の操作責任者は丙とする。ただし、防潮扉の開閉にともなう操作指導者及び資材の負担は甲がするものとする。
- 第3条 高潮来襲の恐れがあるときは、乙は丙に指示し防潮扉を閉鎖するものとするが、必要あるときは、甲がその指示をすることができるものとする。
- 第4条 防潮扉の開放については、地域の状況に応じ丙において行うものとする。
- 第5条 防潮扉の閉鎖及び開放を完了したとき、丙は速やかに甲(大阪府神崎川改修工営所)及び乙に報告するものとする。
- 第6条 本防潮扉の操作訓練は年一回以上行うものとする。
- 第7条 本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

昭和49年5月30日

甲 大阪府知事 黒田 了 一
乙 淀川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島 靖
丙 淀川右岸水防事務組合
水防団長 光吉利 一

59) 箕面川ダム操作規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河川法(昭和39年7月10日法律第167号)第14条第1項の規定に基づき、箕面川ダム(以下「ダム」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

(洪水)

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒20立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、取水塔に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高317.6メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高332.6メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高317.6メートルから標高332.6メートルまでの容量1,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能維持は、標高311.0メートルから標高317.6メートルまでの容量300,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第9条 大阪府池田土木事務所長(以下「所長」という。)は、大阪管区气象台からダム流域において降雨に関する警報が発令されたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、前項に掲げる場合のほか、別で定める場合には、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置を取らなければならない。

一 別に定める関係行政機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要なこと。

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第14条 所長は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムによって貯留された流水を放流することができる。

一 第19条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があると認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒10立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる各地点において同表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第17条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第18条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

(計測、点検及び整備)

第19条 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第20条 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第21条 所長は、ゲートを操作し、第19条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

(細則)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、土木部長が別に定める。

附則

この規則は、平成8年4月25日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)(単位:毎秒立方メートル)

地名	水量
ダムサイト	0.05
大井堰	0.10
石橋(箕面川橋)	0.15

60) 箕面川ダム操作細則

(趣旨)

第1条 この細則は箕面川ダム操作規則(以下「規則」という)の施行に関し必要な事項を定める。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、ダム貯水位の上昇又は低下の割合から次式により算出するものとする。

$$Q_1 = V / T + Q_0$$

Q_1 : 流入量 (m^3 / s)

V : 増加した貯留量 (m^3)

T : 増加に要した時間 (s)

Q_0 : 放流量 (m^3 / s)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第9条で定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 ダム流入量が毎秒10立方メートルに達し、さらに流入量の増加が予想される時。
- 二 その他、所長が必要とする時。

2 所長は、規則第9条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集・作業分担・配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第4条 規則第10条第1項に規定する関係行政機関は、別表第1に掲げる関係行政機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 規則第13条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、放流量が毎秒10立方メートル以下に減少し、気象・水象状況からも洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる各関係行政機関に連絡するものとする。

(放流の方法)

第6条 規則第15条に規定する放流管からの方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの放流量	10分間における放流量の増加割合
0.15m ³ /s 未満	0.05m ³ /s 以下
0.15m ³ /s 以上 0.60m ³ /s 未満	0.15m ³ /s 以下
0.60m ³ /s を越える	0.40m ³ /s 以下

2 所長は、気象、水象その他の状況により、特に必要があると認める場合には、知事の承認を得て、他の方法で放流することができる。

(放流に関する通知を行う場合)

第7条 規則第17条の規定による放流に関する通知等は、次の各号のいずれかに該当する場合におこなうものとする。

- 一 水位が非常用洪水吐きを越えると予想される時。
- 二 第6条第2項の規定により、やむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が生じると予想される時。

(放流に関する通知を行う範囲)

第8条 所長は、前条の各号のいずれかに該当する場合においては、別表第1に掲げる関係

行政機関及び別表第2に掲げる関係行政機関に通知するとともにダム地点より一の橋地点までの必要な区間に警報を行わなければならない。

(放流に関する通知等を行うとき)

第9条 所長は、第7条の各号のいずれかに該当する場合において、放流に関する通知を行うときは、次の各号の定める時刻に実施しなければならない。

- 一 関係行政機関への通知は、第7条の各号に該当する約1時間前に行わなければならない。ただし、第7条の一号に該当する場合のみ、加えて約3時間前に通知を行うものとする。
- 二 別表第3に掲げる警報局による警報による警報は、第7条の一号に該当する約1時間前に、二号に該当する約30分前に行わなければならない。
- 三 警報車による警報は、第7条の一号に該当する約1時間前から、二号に該当する約30分前から行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の理由によっては、この限りではない。

(警報局による警報の方法)

第10条 所長は、次に定める方法により、警報所のサイレンを吹鳴させるものとする。また、必要と認める場合には、放送による警報を行うことができる。

(1分) (10秒) (1分) (10秒) (1分)

吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴

3分20秒

(警報車による警報の方法)

第11条 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位上昇の見込みを一般に周知させるものとする。

(放流管及びゲートの名称)

第12条 放流管の名称は次のとおりとする。

- 一 直径2,000ミリメートルの放流管を常用洪水放流管という。
- 二 直径800ミリメートルの放流管を非常用洪水放流管という。
- 三 直径600ミリメートルの放流管を低水放流管という。
- 四 直径250ミリメートルの放流管を利水放流管という。

- 2 ゲートの名称は次のとおりとする。
- 一 常用洪水放流管に設置されたゲートを洪水予備ゲートという。
 - 二 非常用洪水放流管に設置されたゲートを非常用ゲートという。
 - 三 低水放流管上流側に設置されたゲートを低水予備ゲート、下流側に設置されたゲートを低水非常用ゲートという。
 - 四 利水放流管上流側に設置されたゲートを利水予備ゲート、下流側に設置されたゲートを利水ゲートという。
 - 五 取水塔に設置されたゲートを低水取水ゲートという。

(利水ゲートの操作)

第13条 利水ゲートは、次の各号に該当する場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第16条の規定により流水の正常な機能の維持のための放流を行うとき。
- 二 規則第19条の規定によりゲートの点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(利水予備ゲート、低水予備ゲート

及び洪水予備ゲートの操作)

第14条 利水予備ゲート、低水予備ゲート及び洪水予備ゲートは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第19条の規定によりゲートの点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(低水非常用ゲート、非常用ゲート

及び低水取水ゲートの操作)

第15条 低水非常用ゲート、非常用ゲート及び低水取水ゲートは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第19条の規定によりゲートの点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(計測、点検及び整備)

第16条 規則第19条に規定する計測は、別表第4に掲げる事項について行うものとする。

2 規則第19条に規定する点検及び整備は、次に掲げる施設について行うものとする。

- 一 ダム本体及び貯水地

二 ゲート。

三 ゲートを操作するために必要な機器及び器具。

四 警報・通信連絡・観測のため必要な設備。

五 監視及び湖内作業のため必要な船舶。

六 警報のため必要車両。

七 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材。

3 所長は、前項を行うために必要な基準を定めなければならない。

(観測)

第17条 規則第20条に規定する観測は、別表第5に掲げる事項について行うものとする。

2 所長は、前項を行うために必要な基準を定めなければならない。

(記録)

第18条 規則第21条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 ゲート等の操作。

二 第16条の規定による計測・点検及び整備結果。

三 前条の規定による観測結果。

四 ダム及びダムの関連施設・貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況。

五 放流に伴う警報及び連絡に関すること。

六 その他、特記すべきこと。

(報告事項)

第19条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

一 規則第9条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第13条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。

二 規則第11条の規定により洪水調節を行ったとき。

三 ダム本体・付属施設・貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。

四 ダム堤体基礎部に設置した・地震計により観測された加速度が、25ガル又は当該地域について発表された震度階が4に達したとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

第20条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

第21条 規則及びこの細則に定めるもののほ

か、この細則の実施のため必要な手続きその他の要領は、所長が定める。

付 則

この細則は、平成8年4月25日から施行する。

付 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条及び8条関係）

通 報 先
近畿地方整備局猪名川河川事務所 工務課
大阪府都市整備部河川室
大阪府水防本部
大阪府政策企画部危機管理室
(財)大阪府公園協会 箕面公園 管理事務所
箕面市 総務部市民安全政策室
池田市 市長公室危機管理課
豊中市 危機管理課
池田警察署
箕面警察署
豊中警察署
箕面市消防本部
池田市消防本部
豊中市消防局

別表第2（第8条関係）

通 報 先
兵庫県宝塚土木事務所 管理第2課
伊丹市 総務部危機管理室

伊丹警察署
伊丹市消防局

別表第3（第9条第二号関係）

局 名	用 途
箕面川ダム警報局	サイレン+スピーカ
茶長坂警報局	サイレン+スピーカ
紅葉警報局	サイレン+スピーカ
百年橋警報局	スピーカ
大日橋警報局	サイレン+スピーカ
箕面滝警報局	サイレン+スピーカ
辰岩警報局	スピーカ
行者警報局	サイレン+スピーカ
竜安寺警報局	サイレン+スピーカ
昆虫館警報局	サイレン+スピーカ
つつじが原警報局	サイレン+スピーカ

別表第4（第16条第1項関係）

計 測 項 目	参 考
外 形 変 位	1 回 / 3 カ月
漏 水 量	1 回 / 1 カ月

別表第5（第17条第1項関係）

気 象		参 考	
計測項目			
気 圧		1 回	日
気 温		1 回	日
風 向		1 回	時
風 速		1 回	時
降 水 量		1 回	時
水 象		参 考	
計 測 項 目			
水 位		1 回	時
流 入 量		1 回	時
放 流 量		1 回	時
水 質		2 回	年

堆	砂	1	回	/	年
---	---	---	---	---	---

61) 箕面川ダム事前放流実施要領

(通則)

第1条 箕面川ダムにおける事前放流の実施については、操作規則・細則に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(事前放流の基本)

第2条 次に掲げるすべての条件に該当する場合、事前放流を実施するものとする。

(1) ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である362.7mm/日以上であるとき。

(2) 箕面川ダムの貯水位が、標高315.5m以上のとき。

(3) 箕面川水位基準点の水位が、水防団待機水位(1.0m)未満のとき。

2 第5条第2項及び第5条第3項の規定により事前放流を中止した後、第1項の条件に該当する場合も、事前放流を実施するものとする。

(目標水位)

第3条 事前放流を行う場合は、標高315.5mの水位を限度水位※として、事前放流を実施するものとする。

※洪水調節可能容量に対応した水位下限値

(関係機関への通知)

第4条 事前放流を行う場合は、別表に定める関係機関に通知する。

(完了、中止)

第5条 事前放流を行っている場合において、洪水調節可能容量が確保された状態(箕面川ダムの貯水位が、標高315.5m)になった場合には、事前放流操作を完了し、利水放流管の放流量を0.46m³/sから0.05m³/sに変更する。

2 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量(20m³/s)に等しくなった場合には、事前放流操作を中止し、利水放流管の放流量を0.46m³/sから0.05m³/sに変更する。

3 事前放流を行っている場合において、箕面川水位基準点の水位が、水防団待機水位(1.0m)以上になった時は、事前放流操作を中止し、利水放流管の放流量を0.46m³/sから0.05m³/sに変更する。

4 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として、2(1)の事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止し、利水放流管の放流量を0.46m³/sから0.05m³/sに変更する。

5 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要性が生じた場合、または、事前放流を継続する必要性がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

別表

関係機関(第4条関係)

機 関 名	所 在 地
近畿地方整備局猪名川河川事務所 工務課	池田市上池田2-2-39
大阪府都市整備部河川室	大阪市中央区大手前2丁目1-22
大阪府水防本部	大阪市中央区大手前2丁目1-22
大阪府政策企画部危機管理室	大阪市中央区大手前3丁目1-43
箕面市総務部市民安全政策室	箕面市西小路4丁目6-1
箕面市上下水道局浄水室	箕面市箕面2丁目7-1
池田市市長公室危機管理課	池田市城南1丁目1-1
豊中市危機管理課	豊中市中桜塚3丁目1番1号
箕面公園管理事務所	箕面市箕面公園1-18

箕面警察署	箕面市箕面5丁目11番35号
池田警察署	池田市大和町1番1号
豊中警察署	豊中市南桜塚3丁目4番11号
箕面市消防本部	箕面市箕面5丁目-11-19
池田市消防本部	池田市八王寺1-2-1
豊中市消防局	豊中市岡上の町1丁目8番24号

62) 安威川ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 安威川ダム（以下、「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び環境改善をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下、「流入量」という。）が、毎秒86立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高99.4メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高125.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高99.4メートルから標高125.0メートルまでの容量14,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高90.2メートルから標高99.4メートルまでの容量2,400,000立方メートルのうち最大1,460,000立方メートルを利用して行うものとする。

(環境改善のための利用)

第9条 環境改善は、標高90.2メートルから標高99.4メートルまでの容量2,400,000立方メートルのうち最大940,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 大阪府 茨木土木事務所長（以下、「所長」という。）は、大阪管区気象台から茨木市域または高槻市域において降雨に関する警報が発表されたときは、安威川ダム操作細則（以下、「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、前項に掲げる場合のほか、別で定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置を執らなければならない。

- 一 別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第21条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前項に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項の規定により放流を行う場合の放流量の限度は、毎秒30立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第1に掲げる地点において同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(環境改善のための放流)

第18条 所長は、環境改善のため必要があると認める場合には、ダムから最大毎秒30立方メートルを放流することができる。

(放流に関する通知等)

第19条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知す

るとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第20条 放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 計測、点検および整備等

(計測、点検及び整備)

第21条 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第22条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第23条 所長は、ゲート等を操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、大阪府知事が定める。

附則

この規則は、令和5年9月1日から適用する。

別表第1 (第17条関係)

(単位：毎秒立方メートル)

期 間	水 量	
	ダム地点 (茨木川 合流点上流)	千歳橋地点 (茨木川 合流点下流)
10/1～3/31	0.170	0.200

4/1～4/30	0.170	0.630
5/1～5/10	0.753	0.652
5/11～6/30	0.606	0.645
7/1～8/31	0.606	0.315
9/1～9/30	0.386	0.215

63) 安威川ダム操作細則

(通 則)

第1条 安威川ダム（以下、「ダム」という。）の操作については、安威川ダム操作規則（以下、「規則」という。）に定めるほか、この細則の定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第4条に規定する水位の上昇又は低下の時間的割合から次式により算出するものとする。

$$Q = \frac{(V+q)}{t}$$

Q：流入量（単位：立方メートル/秒）

t：単位時間（単位：秒）

V：単位時間に増減した貯留量（単位：立方メートル）

q：単位時間内の積算全放流量（単位：立方メートル）

(洪水警戒体制)

第3条 規則第10条第2項に規定する洪水警戒体制は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 ダムへの流入量が26立方メートルに達したとき。
- 二 その他、大阪府茨木土木事務所長（以下、所長という。）が必要とするとき。

2 所長は、規則第10条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要事項を、あらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第4条 規則第11条第1項第1号の別に規定する関係機関とは、別表第1に掲げる機関（以下、「関係機関」という。）とする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は流入量が毎秒86立方メートル以下に減少し、気象状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められるときは、規則第14条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第6条 規則第12条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

ただし、規則第10条に規定する洪水警戒体制にある場合においては、規則第12条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その場合にあつては、規則第17条に規定する流水の正常な機能の維持のための放流に支障を与えないよう行うものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第7条 規則第15条第1項第2号に規定する場合は、次の各号に該当するときとする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行う必要があるとき。
- 二 規則第9条に規定する環境改善のための放流を行うとき。
- 三 事前放流を行うとき。
- 四 その他特に必要があると認めるとき。

(放流の原則)

第8条 所長は、規則第16条に規定する放流管からの放流方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの放流量	10分間における放流量の増加割合
0.5m ³ /s 未満	0.18m ³ /s 以下
0.5m ³ /s 以上 2.1m ³ /s 未満	0.53m ³ /s 以下
2.1m ³ /s 以上 4.8m ³ /s 未満	0.88m ³ /s 以下
4.8m ³ /s 以上 8.5m ³ /s 未満	1.24m ³ /s 以下
8.5m ³ /s 以上 13.3m ³ /s 未満	1.59m ³ /s 以下

13. 3m ³ /s 以上 19. 1m ³ /s 未満	1. 95m ³ /s 以下
19. 1m ³ /s 以上 26. 0m ³ /s 未満	2. 30m ³ /s 以下
26. 0m ³ /s 以上 30. 0m ³ /s 未満	2. 65m ³ /s 以下

ただし、気象水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流量を決定することができる。

2 所長は、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項の規定によらずに放流することができる。

(放流に関する通知等を行う場合)

第9条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、規則第19条の規定により関係機関に対し通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 常用洪水吐きからの自然放流により、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。
- 二 水位が非常用洪水吐きを超えると予想されるとき。
- 三 第8条第1項ただし書き及び第2項の規定によりやむを得ず放流を行い、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。
- 四 環境改善のための放流を行うとき。
- 五 事前放流を行うとき。
- 六 その他特に必要と認めるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第10条 規則第19条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第19条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、第1警報局（ダムサイト）より第9警報局（三島橋下流）までの区間について行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第11条 規則第19条に規定する放流に関する通知は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 関係機関に対する通知は、第9条に規

定する放流等を開始する約1時間前に行うものとする。ただし、第9条の第2号に該当する場合のみ、加えて約3時間前に通知を行うものとする。

二 一般に周知させるための必要な措置は、別表第2に掲げる警報局及び警報車により次に定めるとおり行うものとする。ただし、気象、水象、その他の理由によっては、この限りではない。

イ 第9条第1号・第3号・第4号・第5号に規定する場合には、放流を開始する約30分前に行うものとする。

ロ 第9条第2号に規定する場合には、水位が非常用洪水吐きを超えると予想される約1時間前に行うものとする。

ハ サイレンもしくはスピーカー（擬似音によるもの）による吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

(1分)	(10秒)	(1分)	(10秒)	(1分)
吹鳴	休み	吹鳴	休み	吹鳴

3分20秒

(放流に関する通知等の内容)

第12条 前条第1項に規定する通知は、放流する日時のほか放流量又は、放流により上昇する下流の水位の見込みを示して行うものとする。

(ゲートの名称)

第13条 ゲートの名称は、次の各号のとおりとする。

- 一 ダム本体上流側にあり、選択取水を行うためのゲートを選択取水ゲート、環境改善と水位低下に用いるゲートをフラッシュゲート、底部取水を行うゲートを底部取水ゲートという。また、上流側取水ゲートの切り替えに用いるためのゲートを制水ゲートという。
- 二 ダム本体下流側にあり、放流を行うためのゲートを維持放流ゲート、フラッシュ放流ゲート、A水路放流ゲートという。
- 三 維持放流ゲートは、下流側にあるものから維持放流主ゲート及び維持放流副ゲートという。
- 四 フラッシュ放流ゲートは、下流側にあるものからフラッシュ放流主ゲート及びフ

ラッシュ放流副ゲートという。

五 A水路放流ゲートは、下流側にあるものからA水路放流主ゲート及びA水路放流副ゲートという。

(維持放流主ゲートの操作)

第14条 維持放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第15条、規則第17条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 その他、必要があるとき。

(維持放流副ゲートの操作)

第15条 維持放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第21条第2項の規定により維持放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他、必要があるとき。

2 維持放流副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

(フラッシュ放流主ゲートの操作)

第16条 フラッシュ放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第15条、規則第17条、規則第18条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 その他、必要があるとき。

(フラッシュ放流副ゲートの操作)

第17条 フラッシュ放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第21条第2項の規定によりフラッシュ放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他、必要があるとき。

2 フラッシュ放流副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

(A水路放流主ゲートの操作)

第18条 A水路放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第15条、規則第17条に該当する場合

において、ダムから放流を行うとき。

二 その他、必要があるとき。

(A水路放流副ゲートの操作)

第19条 A水路放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第21条第2項の規定によりA水路放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他、必要があるとき。

2 A水路放流副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

(選択取水ゲートの操作)

第20条 選択取水ゲートは、河川環境の保全に配慮し、別に定める方法により操作するものとする。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。

(フラッシュゲートの操作)

第21条 フラッシュゲートは、放流設備及び底部取水ゲート並びに制水ゲートを全閉したのちに全開とする。

(底部取水ゲートの操作)

第22条 底部取水ゲートは、放流設備及びフラッシュゲート並びに制水ゲートを全閉したのちに全開とする。

(制水ゲートの操作)

第23条 制水ゲートは、選択取水ゲートを用いる場合は全開とし、フラッシュゲートおよび底部取水ゲートを用いる場合は全開とする。

(環境改善のための操作)

第24条 規則第18条の規定を適用して、環境改善のための操作を行う場合においては、あらかじめ所長の承認を受けて、保全する河川環境の内容、ダムからの放流に関する方法を定め、これにより操作しなければならない。

(計測、点検及び整備)

第25条 規則第21条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整

備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。

2 規則第21条第2項の点検及び整備は、次に掲げる施設について行うものとする。

- 一 ダム本体及び貯水池
- 二 ゲート等
- 三 ゲート等を操作するため必要な機械及び器具
- 四 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備及び器具
- 五 監視及び作業のために必要な車両、船舶
- 六 警報のために必要な車両
- 七 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材及び電気設備
- 八 その他ダム管理上必要な施設等

3 所長は、前項の点検又は整備を行うため必要な基準を定めなければならない。

4 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガル以上を観測したとき、又は大阪管区地方気象台により発表される震度階が4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第26条 規則第22条に規定する観測は、第25条に定める調査測定基準により行うものとする。

(記録)

第27条 規則第23条の記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ダム本体計測記録及び点検整備記録
- 二 ゲート等の操作記録及び点検整備記録
- 三 電気設備及び予備電源設備点検整備記録
- 四 車両、船舶点検整備記録
- 五 気象観測記録
- 六 水象観測記録
- 七 貯水池及び周辺観測記録
- 八 その他、特記すべき事項

(報告事項)

第28条 所長は、次の各号に掲げる場合には、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一 規則第10条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第14条の規定によ

りこれを解除したとき。

二 規則第12条の規定により洪水調節を行ったとき。

三 ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。

四 第25条第4項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。

五 貯水池において水質事故が発生したとき。

六 その他、必要があると認めるとき。

(管理年報の作成)

第29条 所長は、別に定めるところによりダム管理年報を作成しなければならない。

(検査)

第30条 所長は、別に定めるところにより必要に応じてダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。

(雑則)

第31条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。

2 所長は、前項の要領を定め又は変更したときは知事に報告しなければならない。

附則

この細則は、令和5年9月1日から適用する。

別表第1 関係機関（第4条、第5条、第10条関係）

通 報 先
近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課
近畿地方整備局 猪名川河川事務所 工務課
大阪府 政策企画部 危機管理室
大阪府 水防本部
大阪府 都市整備部 河川室
大阪府 都市整備部 西大阪治水事務所
茨木市 総務部 危機管理課
吹田市 総務部 危機管理室
摂津市 総務部 防災危機管理課

高槻市 危機管理室
大阪市 危機管理室
茨木警察署
吹田警察署
摂津警察署
高槻警察署
東淀川警察署
茨木市消防本部
吹田市消防本部
摂津市消防本部
高槻市消防本部
大阪市消防局
淀川右岸水防事務組合

別表第2 (第11条関係)

局 名	用 途
第1警報局 (ダムサイ ト)	サイレン+スピーカ
第2警報局 (桑原ふれ あい広場)	スピーカ
第3警報局 (桑原橋)	スピーカ
第4警報局 (桑原橋下 流)	スピーカ
第5警報局 (長ヶ橋下 流)	スピーカ
第6警報局 (是推橋下 流)	スピーカ
第7警報局 (宮之前東 通学橋下流)	スピーカ
第8警報局 (太田橋水 位局)	スピーカ
第9警報局 (三島橋下 流)	スピーカ

64) 安威川ダム事前放流実施要領

(通則)

第1条 安威川ダムの事前放流の実施については、「安威川ダム操作規則」・「安威川ダム

操作細則」に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(事前放流の実施)

第2条 次に掲げるすべての条件に該当する場合、事前放流を実施するものとする。

ただし、気象、水象その他の状況によりやむを得ない場合は、これによらないことができる。

- (1) ダム上流域の予測雨量が基準降雨量である211ミリメートル/24時間以上であるとき。
- (2) 安威川ダムの貯水位が、標高97.2メートル以上のとき。
- (3) 事前放流開始時点において、太田橋地点及び千歳橋地点の水位が、水防団待機水位未満のとき。

2 事前放流による貯水位の低下は、原則として1日当たり1メートルを上限として実施するものとする。

3 第4条第3項の規定により事前放流を中止した後、第1項の条件に該当する場合も、事前放流を実施するものとする。

(目標水位)

第3条 事前放流を行う場合は、標高97.2メートルの貯水位を限度水位※として予測降雨量に応じた低下目標貯水位を設定し、事前放流を実施するものとする。

※洪水調節可能容量に対応した水位下限値

(中止)

第4条 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に等しくなった場合には、事前放流操作を中止する。

2 事前放流を行っている場合において、洪水調節可能容量が確保された状態(ダムの貯水位が目標水位)になった場合は、事前放流操作を中止し、中止時の貯水位の維持に努めるものとする。

3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。

4 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要性が生じた場合、または、事前放流を継続する必要がなく

なつたと認める場合には、その後の流水を貯留して貯水位が上昇するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年9月1日から適用する。

65) 芦田川防潮水門及び排水機場の協定書

大阪府知事（以下「甲」という。）と高石市長（以下「乙」という。）は二級河川芦田川（高石市羽衣4丁目地先）に甲が設置した防潮水門及び排水機場並びにその他附帯施設（以下、「施設」という。）の管理について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、二級河川芦田川への高潮及び津波の流入の防止並びに水門閉鎖時の内水による水害を除去又は軽減するために、施設の管理を明確かつ適正に行いもって治水の効果を上げることを目的とする。

（管理の範囲）

第2条 管理の範囲は、別添図書に示す施設及び区域とする。

（維持操作の委託）

第3条 甲は、施設の維持操作を乙に委託し、乙は適正かつ善良な管理者の注意をもって施設を維持操作するものとする。

（報告の義務）

第4条 乙は施設の故障又は損傷箇所を発見し、第5条の工事を要するときは直ちに甲に報告しなければならない。

（工事の施行）

第5条 施設の改良工事及び大規模修繕については甲が施行するものとする。ただし、施設の軽微な修繕については乙が施行するものとする。

2. 前項の規定にかかわらずその原因が乙の責に帰すべき場合は乙が施行しなければならない。

（協議等）

第6条 前条の規定する工事の施行については、あらかじめ甲乙協議するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があつて、あらかじめ協議することができないときはこの限りでない。

2. 前項ただし書の規定により工事を行った場合においてはその都度速やかに甲又は乙に通知するものとする。

（費用負担）

第7条 施設の管理に要する費用のうち乙が負担するものは、次の各号に掲げる場合とし、その他の費用は甲が負担するものとする。

(1) 第5条第1項ただし書及び同条第2項の規定により乙が負担すべき費用。

(2) 施設の維持操作及び管理に要する費用。
ただし、施設の定期点検整備並びに台風時及び異常潮位時における操作に関する費用は除く。

(3) 前号ただし書に規定する費用以外の職員に関する給与その他の費用。

（損害賠償）

第8条 施設の維持操作等が原因となって第三者に損害を与えた場合においてその原因が明らかに甲若しくは乙の故意又は過失による場合は、それぞれの原因者がその責を負い、何れかにより難しい場合、甲乙協議の上、定めるものとする。

（操作規程）

第9条 施設に係る操作規程は甲が定めるものとする。乙はその定めるところにより維持操作するものとする。

（管理記録等の保存）

第10条 甲及び乙は、それぞれに定められた施設の維持操作並びに工事に関する記録その他関係書類を整備保存するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は施行の日から1年間とする。

ただし、期間満了3カ月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、本協定と同一内容により順次一カ年更新されたものとみなす。

（雑則）

第12条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

2. この協定の実施に関し必要な細目事項については、大阪府鳳土木事務所長と乙において協議の上定めるものとする。

附則

（施行期日）

この協定は、平成2年4月1日から施行する。
この協定は、平成25年1月7日から施行する。
この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成25年1月7日

甲 大阪府知事 松井一郎
乙 高石市長 阪口伸六

66) 王子川防潮水門及び附帯排水機の協定書

大阪府知事（以下「甲」という。）と高石市長
（高石市
（泉大津市

(以下「乙」という)二級河川王子川千代田助松町に甲が設置した防潮水門及び排水機場並びにその他附帯施設(以下「施設」という)の管理について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、二級河川王子川への高潮及び津波の流入の防止並びに水門閉鎖時の内水による水害を除去又は軽減するために、施設の管理を明確かつ適正に行いもって治水の効果を上げることを目的とする。

(管理の範囲)

第2条 管理の範囲は、別添図書に示す施設及び区域とする。

(維持操作の委託)

第3条 甲は、施設の維持操作を乙に委託し、乙は適正かつ善良な管理者の注意をもって施設を維持操作するものとする。

(報告の義務)

第4条 乙は施設の故障又は損傷箇所を発見し、第5条の工事を要するときは直ちに甲に報告しなければならない。

(工事の施行)

第5条 施設の改良工事及び大規模修繕については甲が施行するものとする。ただし、施設の軽微な修繕については乙が施行するものとする。

2. 前項の規定にかかわらずその原因が乙の責に帰すべき場合は乙が施行しなければならない。

(協議等)

第6条 前条に規定する工事の施行については、あらかじめ甲乙協議するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があつて、あらかじめ協議することができないときはこの限りでない。

2. 前項ただし書の規定により工事を行った場合においてはその都度速やかに甲又は乙に通知するものとする。

(費用負担)

第7条 施設の管理に要する費用のうち乙が負担するものは、次の各号に掲げる場合とし、その他の費用は甲が負担するものとする。

(1) 第5条第1項ただし書及び同条第2項の規定により乙が負担すべき費用。

(2) 施設の維持操作及び管理に要する費用。ただし、施設の定期点検整備並びに台

風時及び異常潮位時における操作に要する費用は除く。

(3) 前号ただし書に規定する費用以外の職員に関する給与その他の費用。

(損害賠償)

第8条 施設の維持操作等が原因となって第三者に損害を与えた場合においてその原因が明らかに甲若しくは乙の故意又は過失による場合は、それぞれの原因者がその責を負い、何れかにより難しい場合、甲乙協議の上、定めるものとする。

(操作規定)

第9条 施設に係る操作規定は甲が定めるものとする。乙はその定めるところにより維持操作するものとする。

(管理記録等の保存)

第10条 甲及び乙は、それぞれに定められた施設の維持操作並びに工事に関する記録その他関係書類を整備保存するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この規定の有効期間は施行の日から1年間とする。

ただし、期間満了3ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、本協定と同一内容により順次一ヶ年更新されたものとみなす。

(雑則)

第12条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときはその都度甲乙協議の上決定するものとする。

2. この協定の実施に関し必要な細目事項については、大阪府鳳土木事務所長と乙において協議の上定めるものとする。

附則

(施行期日)

この協定は、昭和54年4月1日から施行する。

この協定は、平成25年1月7日から施行する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成25年1月7日

甲 大阪府知事 松井一郎

乙 高石市長 阪口伸六

67) 王子川防潮水門及び附帯排水機操作規程

(趣旨)

第1条 この規程は、二級河川王子川における高潮及び津波の流入の防止とこれに伴う内水

の排除を目的として高石千代田地先及び泉大津市助松町地先に設置した王子川防潮水門及び附帯排水機（以下「水門」等）という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。
（操作者）

第2条 水門等の操作は、河川管理者大阪府知事（以下「河川管理者」という。）から施設の維持並びに操作を委託された高石市長（以下「市長」という。）が行うものとする。
（用語の定義）

第3条 この操作規程において「機側操作」とは、水門に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、高石市役所庁舎内の操作盤において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。
（操作の基本方針）

第4条 水門の操作は、機側操作を主たる操作方法とする。
（高潮及び異常潮位のおそれがある時の閉門及び排水）

第5条 閉門は、気象庁が高石市に高潮注意報等（高潮注意報、高潮警報のいずれの場合も含む。以下同じ。）を公表し、王子川水門観測所地点での水門外水位が大阪湾最低潮位上2.2メートルを超え、さらに上昇のおそれがある場合、又は異常潮位により王子川水門観測所地点での水門外水位が大阪湾最低潮位上2.5メートルを超えることが予測される場合、河川管理者の指令に基づいて行う。ただし、緊急の必要のあるときは、市長の判断により行うことができる。

2. 排水は、閉門の完了後内水位の上昇により洪水のおそれがあると市長が判断したときに行う。

（閉門及び排水の方法）

第6条 閉門及び排水は次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	通報	閉門の指令を受けたとき若しくは緊急の場合において市長が閉門を必要と判断したとき又は市長が排水を必要と判断したとき、市長は直ちにその旨を泉大津市長及び和泉市長に通報する。

2	水門の閉鎖又は排水	閉門の指令を受けたとき又は緊急の場合において市長が閉門を必要と判断したときは、水門の門扉を閉鎖し、市長が排水を必要と判断したときは、附帯排水機を運転する。
3	通報	市長は、水門の閉鎖完了後又は附帯排水機の運転開始後、直ちにその旨を河川管理者、泉大津市長及び和泉市長に通報する。

（開門及び排水停止）

第7条 開門は、水門の外水位が大阪湾最低潮位上2.2メートル未満又は水門の外水位が内水位より低くなり、高潮注意報等が解除されたとき、河川管理者の指令に基づいて行う。
2. 排水の停止は、開門したとき又は内水位が大阪湾最低潮位上2.2メートルより上昇しないと判断したときに行う。

（開門及び排水停止の方法）

第8条 開門及び排水の停止は次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	通報	開門の指令を受けたとき又は市長が排水の停止を必要と判断したとき、市長は直ちにその旨を泉大津市長及び和泉市長に通報する。
2	水門の開放又は排水の停止	開門の指令を受けたときは、水門の門扉を開放し、市長が排水の停止を必要と判断したときは、附帯排水機を停止する。
3	通報	市長は、水門の開放又は排水の停止が完了後、直ちにその旨を河川管理者、泉大津市長及び和泉市長に通報する。

（津波のおそれがある時の閉門）

第9条 市長は、気象庁が大阪府に津波注意報等（津波注意報、津波警報及び大津波警報のいずれの場合も含む。以下同じ。）を公表したときは、これをもって河川管理者の閉門指令に代えるものとし、機側操作により閉門を行い、機側操作員に速やかに市が指定する広域避難地もしくは津波避難ビルに退避するよう指示するものとする。

また、機側操作員は、津波到達までに水門を閉鎖し避難することが困難と判断される場合は、自らの判断により退避し、退避完了後、市長へ安全確保の報告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定の結果、水門が全閉されていない場合には、遠隔操作により水門を全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、津波注意報等が解除された場合には、周辺の状況等を確認した上で、前条に準じた操作により開門を行うものとする。

(平水時における操作の方法)

第10条 市長は、王子川水門地点の潮位が大阪湾最低潮位上2.2メートル未満のときは、水門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第11条 市長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前5条及び前9条に規定する以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作上の注意)

第12条 市長は、水門等の操作を行うときは、水門内外の水位に急激な変動を与えないよう注意するとともに、付近航行の船舶等に対する影響について注意しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第13条 市長は、高潮及び津波のおそれがあるときは、水門等の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、河川管理者と緊密な連絡をとるとともに、水門等の操作に必要な機械、器具等の点検整備及び予備電源設備の試運転その他水門等の操作に必要な措置を講じるものとする。

(点検及び整備)

第14条 市長は、毎月1回以上、水門等を操作して、その点検及び整備を行い、大阪府鳳土木事務所長にその結果を報告するものとする。

(操作の記録等)

第15条 市長は、水門等の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するものとする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 水門等の操作の理由
- (3) 水門等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(4) その他特記すべき事項

(警戒体制の実施)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 高石市において高潮注意報等が発表されたとき
- (2) 大阪府において津波注意報等が発表されたとき
- (3) その他高潮、津波が発生するおそれがあるとき

(警戒体制における措置)

第17条 市長は、警戒体制において、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 水門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 水門及び水門を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(4) その他水門の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第18条 市長は、高潮、津波が終わったとき、または高潮、津波に至ることがなく、高潮、津波が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

(細則)

第19条 この操作規程に定めるもののほか、水門等の操作に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

68) 芦田川防潮水門及び附帯排水機操作規程

第1条 この規程は、二級河川芦田川における高潮及び津波の流入の防止とこれに伴う内水の排除を目的として、高石市羽衣4丁目地先に設置した芦田川防潮水門及び附帯排水機（以下「水門等」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

(操作者)

第2条 水門等の操作は、河川管理者大阪府知事（以下「河川管理者」という。）から施設の維持並びに操作を委託された高石市長（以下「市長」という。）が行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この操作規程において「機側操作」とは、水門に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、高石市役所庁舎内の操作盤において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 水門の操作は、機側操作を主たる操作方法とする。

(高潮及び異常潮位のおそれがある時の閉門及び排水)

第5条 閉門は、気象庁が高石市に高潮注意報等(高潮注意報、高潮警報のいずれの場合も含む。以下同じ。)を公表し、芦田川水門観測所地点での水門外水位が大阪湾最低潮位上2.2メートルを超え、さらに上昇のおそれがある場合、又は異常潮位により芦田川水門観測所地点での水門外水位が大阪湾最低潮位上2.5メートルを超えることが予測される場合、河川管理者の指令に基づいて行う。ただし、緊急の必要のあるときは、市長の判断により行うことができる。

2 排水は、閉門の完了後、内水位の上昇により洪水のおそれがあると市長が判断したときに行う。

(閉門及び排水の方法)

第6条 閉門及び排水は次の方法により行う。

区分	内容
水門の閉鎖又は排水	閉門の指令を受けたとき、又は緊急の場合において市長が閉門を必要と判断したときは、水門の門扉を閉鎖し、市長が排水を必要と判断したときは、附帯排水機を運転する。

(開門及び排水停止)

第7条 開門は、水門の外水位が大阪湾最低潮位上2.2メートル未満又は水門の外水位が内水位より低くなり、高潮注意報等が解除されたとき、河川管理者の指令に基づいて行う。

2 排水の停止は、開門したとき又は内水位が大阪湾最低潮位上2.2メートルより上昇し

ないと判断したときに行う。

(開門及び排水停止の方法)

第8条 開門及び排水の停止は次の方法により行う。

区分	内容
水門の開放又は排水の停止	開門の指令を受けたときは、水門の門扉を開放し、市長が排水の停止を必要と判断したときは、附帯排水機を停止する。

(津波のおそれがある時の閉門)

第9条 市長は、気象庁が大阪府に津波注意報等(津波注意報、津波警報及び大津波警報のいずれの場合も含む。以下同じ。)を公表したときは、これをもって河川管理者の閉門指令に代えるものとし、機側操作により閉門を行い、機側操作員に速やかに市が指定する広域避難地もしくは津波避難ビルに退避するよう指示するものとする。

また、機側操作員は、津波到達までに水門を閉鎖し避難することが困難と判断される場合は、自らの判断により退避し、退避完了後、市長へ安全確保の報告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定の結果、水門が全閉されていない場合には、遠隔操作により水門を全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、津波注意報等が解除された場合には、周辺の状況等を確認した上で、前条に準じた操作により開門を行うものとする。

(平水時における操作の方法)

第10条 市長は、芦田川水門地点の潮位が大阪湾最低潮位上2.2メートル未満のときは、水門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第11条 市長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前5条及び前9条に規定する以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作上の注意)

第12条 市長は、水門等の操作を行うときは、水門内外の水位に急激な変動を与えないよう注意するとともに、付近航行の船舶等に対する影響について注意しなければならない。
(気象及び水象の観測等)

第13条 市長は、高潮及び津波のおそれがあるときは、水門等の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、河川管理者と緊密な連絡をとるとともに、水門等の操作に必要な機械、器具等の点検整備及び予備電源設備の試運転その他水門等の操作に必要な措置を講じるものとする。
(点検及び整備)

第14条 市長は、毎月1回以上、水門等を操作して、その点検及び整備を行い、大阪府鳳土木事務所長にその結果を報告するものとする。
(操作の記録等)

第15条 市長は、水門等の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するものとする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 水門等の操作の理由
- (3) 水門等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (4) その他特記すべき事項

(警戒体制の実施)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 高石市において高潮注意報等が発表されたとき
- (2) 大阪府において津波注意報等が発表されたとき
- (3) その他高潮、津波が発生するおそれがあるとき

(警戒体制における措置)

第17条 市長は、警戒体制において、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 水門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 水門及び水門を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他水門の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第18条 市長は、高潮、津波が終わったとき、

または高潮、津波に至ることがなく、高潮、津波が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。
(細則)

第19条 この操作規程に定めるもののほか、水門等の操作に必要な事項は、市長が定める。
附則

この規程は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

69) 東羽衣調節池 操作要領

(目的)

第1条 この要領は、河川法第14条の規定に基づき、二級河川芦田川東羽衣調節池（以下「調節池」という。）の適切な治水機能の確保に向け、一時的に貯留した雨水を迅速かつ確実に排水するため、二級河川芦田川に設置した雨水調節池の排水ポンプ施設（以下「施設」という。）の操作について、必要な事項を定める。

(施設の操作権者)

第2条 施設の操作は、大阪府鳳土木事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(施設の運転)

第3条 所長は、調節池に雨水が貯留し、次の各号に該当するとき、施設の運転を行い排水する。

- (1) 芦田川水位観測局「加茂」の水位が0.5mを下回り、且つ、水位が下降すると判断したとき。
- (2) その他、所長が必要と認めたとき。

(施設の運転停止)

第4条 所長は、次の各号に該当する場合、施設の運転を停止する。

- (1) 調節池の排水が完了したとき。
- (2) 芦田川水位観測局「加茂」の水位が0.5mを上回り、且つ、水位が上昇すると判断したとき。
- (3) その他、所長が必要と認めたとき。

(点検及び整備)

第5条 所長は、施設を操作するために必要な機械・器具の点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(操作の記録等)

第6条 所長は、施設を操作した場合には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 施設操作の開始・停止及び排水完了の年月日と時刻。

(2) その他、水位計の記録等、特記すべき事項。

(付則)

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

大阪府鳳土木事務所長

70) 王子川小高石橋門扉操作協定書

二級河川王子川小高石橋に堤防の一部として設置した門扉（以下「門扉」という。）の開閉操作に関して、その管理者である大阪府鳳土木事務所長（以下「甲」という。）と操作者である高石市長（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

協定事項

- 1 門扉の日常管理は、乙が行う。
- 2 高潮、津波及び洪水時の門扉の操作は、乙の定める地域防災計画並びに操作要領（以下「地域防災計画等」という。）により行うものとする。
- 3 乙は、門扉を開閉したときは直ちにその旨を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、門扉の開閉を確実にを行うため、あらかじめ操作員を指定し、その名簿を作成の上、甲に報告するとともに、門扉の操作について、操作員に十分習熟させておくものとする。
- 5 乙は、地域防災計画等及び操作員の名簿を変更したときは、速やかに甲に必要な書面を

提出して報告するものとする。

6 甲は、門扉の維持管理を適切に行うため、毎年計画に基づき点検整備を行うものとし、その際、乙の立会及び門扉操作を求めることができるものとする。

7 甲は、門扉に異常を認めたときは直ちに修理を行うものとする。ただし、門扉の操作による損傷など乙の責めに帰するときは乙が修理するものとする。

8 門扉の修理等については、あらかじめ甲乙協議して施工するものとする。ただし、緊急を要しあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

9 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 9月 1日

甲 大阪府鳳土木事務所長 山口 耕市

乙 高石市長 阪口 伸六

71) 新川排水機場操作管理協定書

海岸管理者大阪府知事（以下「甲」という。）と泉大津市長（以下「乙」という。）とは泉大津市菅原町に設置した新川排水機場（以下「施設」という。）の操作管理について、次のとおり協定する。

(操作権者)

第1条 施設の操作は乙が別に命ずる排水施設主任技術者が行う。

(操作)

第2条 操作は高潮時に樋門の閉門により氾濫制限水位（OP+2m35）を越えるおそれのあるとき、乙の定める水防計画に基づいて行う。

2. 排水の停止は樋門を開門したとき、または内水位がOP+2m35より上昇しないと予想されるとき行う。

3. 乙は第1項の規定のほか特に異状が認められ内水位が急激に上昇した場合は、乙の定め

る水防計画に基づいて施設を操作することができる。

(施設の整備点検)

第3条 乙は、施設を常に円滑に操作できるように保持するものとし、毎月1回甲にその結果を報告するものとする。

(施設の維持管理)

第4条 施設の操作に伴う費用(人件費、電気、水道、油代等)は乙の負担とする。

2. 施設に異常を認めるときは、乙は甲にすみやかに連絡するものとし、甲が修理を行う。ただし、操作によって生じた損傷であって、乙の責任に帰する場合は乙が修理する。

(疑義の決定等)

第5条 この協定書に定めのない事項および協定書に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和47年9月12日

甲 大阪市東区大手前之町
大阪府知事 黒田 了一
乙 泉大津市東雲町9番12号
泉大津市長 茶谷 徳松

72) 堅川緑川排水機場操作管理協定書

海岸管理者大阪府知事(以下「甲」という。)と泉大津市長(以下「乙」という。)とは泉大津市小松町に設置した堅川・緑川排水機場(以下「施設」という。)の操作管理について、次のとおり協定する。

(操作権者)

第1条 施設の操作は乙が別に命ずる排水施設主任技術者が行う。

(操作)

第2条 操作は高潮時に樋門の閉門により氾濫制限水位(OP+2m25)を越えるおそれのあるとき、乙の定める水防計画に基づいて行う。

2. 排水の停止は樋門を開門したとき、または内水位が(OP+2m25)より上昇しないと予想される時行う。

3. 乙は第1項の規定のほか特に異常が認められ内水位が急激に上昇した場合は、乙の定める水防計画に基づいて施設を操作することができる。

(施設の整備点検)

第3条 乙は、施設を常に円滑に操作できるように保持するものとし、毎月1回甲にその結果を報告するものとする。

(施設の維持管理)

第4条 施設の操作に伴う費用(人件費、電気、水道、油代等)は乙の負担とする。

2. 施設に異常を認めるときは、乙は甲にすみやかに連絡するものとし、甲が修理を行う。ただし、操作によって生じた損傷であって、乙の責任に帰する場合は乙が修理する。

(疑義の決定等)

第5条 この協定書に定めのない事項および協定書に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和47年9月12日

甲 大阪市東区大手前之町
大阪府知事 黒田 了一
乙 泉大津市東雲町9番12号
泉大津市長 茶谷 徳松

73) 八軒川排水機場操作協定書

大阪府港湾局長(以下「甲」という。)と泉大津市長(以下「乙」という。)とは、甲が設置した八軒川排水機場(以下「施設」という。)の操作及び管理について次のとおり協定を締結する。

(施設位置等)

第1条 この協定の対象となる施設の位置等は、別添調書のとおりとす。

(操作者)

第2条 施設の操作は乙が行う。

(操作基準)

第3条 操作は高潮時に樋門の閉門により、氾濫内水位(OP+1.85m)を越えるおそれのあるとき、乙の定める水防計画に基づいて行う。

2. 排水の停止は樋門を開門した時または内水位がOP+1.85mより上昇しないと予想される時行う。

3. 乙は第1項の規定のほか特に異常が認められ内水位が急激に上昇した場合は、乙の定める水防計画に基づいて施設を操作することができる。

(施設の整備点検)

第4条 乙は、施設を常に円滑に操作できるように保持するものとし、毎月1回甲にその結果を報告するものとする。

(施設の維持管理)

第5条 施設の操作に伴う費用(人件費、電気・水道・油代等)は乙の負担とする。

2. 乙は、施設の損壊等異常を認めた時はすみやかに甲に報告するものとし、修理は甲が行う。但し、操作によって生じた損傷であって、乙の責任に帰する場合は乙が修理する。

(主任者の届出)

第6条 乙は、第2条の規定による操作を行う主任者(以下「主任者」という。)を定め、その氏名及び連絡先を甲に届出なければならない。主任者に変更があったときも同様とする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定書に定めのない事項および協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各1通を保有する。

平成7年5月31日

甲 大阪府港湾局長 山本 巖
乙 泉大津市長 茶谷 輝和

74) 大阪府海岸保全施設操作規則

(趣旨)

第一条 この規則は、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第十四条の二第一項の規定に基づき、知事が管理する海岸保全施設のうち操作施設の操作等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、海岸法の定めるところによる。

(操作施設)

第三条 操作施設は、別表のとおりとする。

(操作施設の操作の基準等)

第四条 操作施設の操作に従事する者(以下「操作従事者」という。)は、次に掲げる場合には、操作施設の閉鎖のための態勢を執る

ものとする。

一 操作施設の所在する市町の区域で震度四以上の地震が観測されたとき。

二 操作施設の所在する市町の区域を対象とする津波注意報、津波警報又は津波特別警報が発せられたとき。

三 操作施設の所在する市町の区域を対象とする高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、知事が海水の侵入による被害の発生を防止する必要があると認めるとき。

2 操作従事者は、前項第二号に掲げる場合にあっては水防警報(水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二条第八項に規定する水防警報をいう。以下同じ。)が発せられる前であっても直ちに、前項第三号及び第四号に掲げる場合にあっては水防警報の指示に基づき、操作施設を閉鎖するものとする。

3 次に掲げる場合には、操作施設の閉鎖のための態勢を解除するものとする。

一 地震の観測後、津波が発生しないことが気象庁から発表されたとき。

二 操作施設の所在する市町の区域を対象とする津波注意報、津波警報又は津波特別警報が解除されたとき。

三 操作施設の所在する市町の区域を対象とする高潮注意報又は高潮警報が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、操作施設の開門によっては海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。

4 前項第二号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、知事は、操作従事者に対して同項の規定による解除の指示を行うための水防警報をするものとする。

5 操作施設ごとの第一項第二号及び第三号並びに第三項第二号及び第三号に掲げる場合に係る操作の基準並びに操作施設ごとの

操作に係る責任者は、別表に定めるとおりとする。

- 6 水防法第二条第三項に規定する水防管理者が操作施設の操作を行う場合は、当該水防管理者が定める同条第六項に規定する水防計画又は操作に関する要領に基づき行うものとする。

(操作施設の操作の方法)

第五条 操作施設の操作の方法は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 操作を遠隔操作により行う操作施設機器により、操作施設の閉鎖又は開門が安全かつ確実に行われていることを確認しながら操作する。

二 操作を遠隔操作以外の方法により行う操作施設 操作施設ごとに定められた操作に関する説明書に基づき操作する。

- 2 操作従事者は、操作を完了したときは、直ちに知事に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(操作従事者の安全の確保)

第六条 操作従事者は、津波注意報、津波警報又は津波特別警報が発せられた場合には、気象庁の発表する津波が到達すると予想される時刻、退避に要する時間等を勘案した退避すべき時刻を経過する前に、操作施設の閉鎖のための態勢を解除し、又は操作施設の閉鎖を完了し、若しくは中止し、安全な場所に退避するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、操作従事者は、自己の安全が確保されないと判断する場合は、操作施設の閉鎖又は開門を中止し、安全な場所に退避するものとする。

(操作施設の操作の訓練)

第七条 操作施設の操作の訓練は、毎年一回以上行うものとする。

- 2 前項の訓練は、操作従事者が参加したもの

でなければならない。

(操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第八条 操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検は、毎年一回以上行うものとする。

- 2 前項の点検の結果、津波、高潮等の被害の防止又は操作従事者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作施設の維持、修繕、改築その他の管理のための工事を行うとともに、当該点検及び工事の記録を保管するものとする。

(操作施設の操作の際にとるべき措置)

第九条 操作施設の操作の際には、当該操作施設の付近を通行し、又は航行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、操作施設の管理上必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年規則第二七号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第二七号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表(第三条、第四条関係)

(平二九規則一五・令元規則二七・令二規則二七・令三規則二七・一部改正)

項	操作施設の名称	所在地	操作の基準	操作に係る責任者
---	---------	-----	-------	----------

一	堺第一号水門（古川）	堺市堺区神南辺町四丁	<p>1 堺市の区域を対象として、津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。</p> <p>2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれなくなったときは、操作施設を開門する。</p>	堺市長	十三	忠岡第二一二号陸開	泉北郡忠岡町新浜一丁目	<p>報又は高潮警報が発せられたとき、十三の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、十四の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。</p> <p>2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれなくなったときは、操作施設を開門する。</p>	
二	堺第二号水門（堅川）	堺市堺区戎島町五丁		十四	忠岡第三号陸開	泉北郡忠岡町新浜一丁目			
三	削除			十五	忠岡第四号陸開	泉北郡忠岡町新浜一丁目			
四	削除								
五	削除								
六	泉大津第四号水門（新川）	泉大津市菅原町	<p>1 泉大津市の区域を対象として、六の項から九の項までに掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、十の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、十九の項に掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、十八の項、二十一の項から二十七の項まで、三十五の項及び三十六の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、三十四の項に掲げる操作施設にあつては津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を開門する。</p>	泉大津市長	十六	岸和田第二号水門（貯木場南）	岸和田市木材町	<p>1 岸和田市の区域を対象として、十六の項、十七の項、二十の項及び二十八の項から三十三の項までに掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、十九の項に掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、十八の項、二十一の項から二十七の項まで、三十五の項及び三十六の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、三十四の項に掲げる操作施設にあつては津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を開門する。</p>	知事
七	泉大津第二号樋門（緑川）	泉大津市松之浜二丁目		十七	岸和田第一百号水門（岸和田）	岸和田市臨海町	岸和田市長		
八	泉大津第三号樋門（堅川）	泉大津市小松町		十八	岸和田第一号水門（天の川）	岸和田市磯上町三丁目			
九	泉大津第十号樋門（八軒川）	泉大津市なぎさ町		十九	岸和田第三号樋門（旧天の川）	岸和田市新港町			
十	泉大津市民会館横陸開	泉大津市小松町		二十	岸和田第八一四号樋門	岸和田市臨海町			
				二十一	岸和田第一一二号陸開	岸和田市磯上町三丁目			
				二十二	岸和田第一一三号陸開	岸和田市磯上町三丁目			
				二十三	岸和田第三一二号陸開	岸和田市春木大国町			
十一	忠岡第五号水門（貯木場北）	泉北郡忠岡町新浜一丁目		二十四	岸和田第六一一号陸開	岸和田市新港町			
十二	忠岡第一号陸開	泉北郡忠岡町新浜一丁目		二十五	岸和田第六一二号陸開	岸和田市新港町			
			二十六	岸和田第六一三号陸開	岸和田市新港町				

二十七	岸和田第六一四号陸閘	岸和田市新港町	施設を閉鎖する。 2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれが無くなったときは、操作施設を開門する。		四十六	貝塚第十八号樋門	貝塚市澤	鎖する。 2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれが無くなったときは、操作施設を開門する。					
二十八	岸和田第七一七号陸閘	岸和田市臨海町			四十七	貝塚第十九号樋門	貝塚市澤						
二十九	岸和田第七一八号陸閘	岸和田市臨海町			四十八	貝塚第二十号樋門	貝塚市澤						
三十	岸和田第七一四号陸閘	岸和田市臨海町			四十九	貝塚第二十三号樋門	貝塚市澤						
三十一	岸和田第七一六号陸閘	岸和田市臨海町			五十	貝塚第五一四号陸閘	貝塚市港						
三十二	岸和田第七一十号陸閘	岸和田市臨海町			五十一	貝塚第十七号陸閘	貝塚市澤						
三十三	岸和田第七一十一号陸閘	岸和田市臨海町			五十二	貝塚第二十二号陸閘	貝塚市澤						
三十四	岸和田第八号陸閘	岸和田市臨海町			五十三	貝塚第二十四号陸閘	貝塚市澤						
三十五	岸和田第八一二号陸閘	岸和田市臨海町			五十四	貝塚第二十五号陸閘	貝塚市澤						
三十六	岸和田第八一三号陸閘	岸和田市臨海町											
三十七	貝塚第三号水門(北境川)	貝塚市堀三丁目			1 貝塚市の区域を対象として、三十七の項から四十九の項まで、五十三の項及び五十四の項に掲げる操作施設にあっては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、五十一の項及び五十二の項に掲げる操作施設にあっては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、五十の項に掲げる操作施設にあっては、津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、五十七の項から五十九の項までに掲げる操作施設にあっては津波	貝塚市長	五十五			泉佐野第三一四号陸閘	泉佐野市新町二丁目	1 泉佐野市の区域を対象として津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。 2 1の警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれが無くなったときは、操作施設を開門する。	泉佐野市長
三十八	貝塚第十号水門(見落川)	貝塚市脇浜三丁目					五十六			田尻第五号水門(田尻川)	泉南郡田尻町嘉祥寺	1 泉南郡田尻町の区域を対象として、五十六の項に掲げる操作施設にあっては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、五十七の項から五十九の項までに掲げる操作施設にあっては津波	田尻町長
三十九	貝塚第三一二号樋門	貝塚市港					五十七			田尻第三一四号陸閘	泉南郡田尻町嘉祥寺		
四十	貝塚第五一二号樋門	貝塚市港					五十八			田尻第三一二号陸閘	泉南郡田尻町嘉祥寺		
四十一	貝塚第五一三号樋門	貝塚市港											
四十二	貝塚第六号樋門(難波川)	貝塚市西町											
四十三	貝塚第七号樋門(吉原川)	貝塚市南町											
四十四	貝塚第八号樋門(清水川)	貝塚市南町											
四十五	貝塚第十六号樋門(三味川)	貝塚市脇浜三丁目											

五十九	田尻第四号陸閘	泉南郡田尻町嘉祥寺	警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。 2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれがなくなったときは、操作施設を開門する。		七十三	阪南第十六号樋門(新川)	阪南市新町	報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、七十七の項及び九十九の項から百一の項までに掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。 2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれがなくなったときは、操作施設を開門する。
六十	泉南第五号水門(紺谷川)	泉南市岡田五丁目	1 泉南市の区域を対象として、六十の項、六十一の項及び六十七の項に掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、六十二の項から六十六の項までに掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。 2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれがなくなったときは、操作施設を開門する。	泉南市長	七十四	阪南第二十一号樋門(佐智川)	阪南市鳥取	
六十一	泉南第二号樋門	泉南市岡田六丁目			七十五	阪南第二号陸閘	阪南市尾崎町六丁目	
六十二	泉南第三号陸閘	泉南市岡田六丁目			七十六	阪南第二一二号陸閘	阪南市尾崎町四丁目	
六十三	泉南第四号陸閘	泉南市岡田六丁目			七十七	阪南第三号陸閘	阪南市尾崎町四丁目	
六十四	泉南第六号陸閘	泉南市岡田五丁目			七十八	阪南第五一二号陸閘	阪南市尾崎町三丁目	
六十五	泉南第七号陸閘	泉南市岡田五丁目			七十九	阪南第五一三号陸閘	阪南市尾崎町	
六十六	泉南第九号陸閘	泉南市岡田五丁目			八十	阪南第六号陸閘	阪南市尾崎町	
六十七	泉南第十号陸閘	泉南市岡田五丁目			八十一	阪南第八一二号陸閘	阪南市尾崎町一丁目	
六十八	阪南第一号樋門(車屋川)	阪南市尾崎町六丁目			八十二	阪南第九号陸閘	阪南市尾崎町一丁目	
六十九	阪南第四号樋門	阪南市尾崎町四丁目			八十三	阪南第十二号陸閘	阪南市尾崎町一丁目	
七十	阪南第八号樋門	阪南市尾崎町二丁目			八十四	阪南第十二一二号陸閘	阪南市尾崎町一丁目	
七十一	阪南第十一号樋門(海老野川)	阪南市尾崎町一丁目			八十五	阪南第十四一二号陸閘	阪南市新町	
七十二	阪南第十四号樋門(とくさ川)	阪南市新町			八十六	阪南第十五号陸閘	阪南市新町	
			1 阪南市の区域を対象として、六十八の項から七十四の項まで、七十八の項及び九十八の項に掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、七十五の項、七十六の項及び七十九の項から九十七の項までに掲げる操作施設にあつては津波警	阪南市長	八十七	阪南第十八号陸閘	阪南市鳥取	
					八十八	阪南第十九一號陸閘	阪南市鳥取	
					八十九	阪南第二十二号陸閘	阪南市鳥取	
					九十	阪南第二十四号陸閘	阪南市鳥取	
					九十一	阪南第二十九号陸閘	阪南市箱作	

九十二	阪南第三十号陸閘	阪南市箱作
九十三	阪南第三十五号陸閘	阪南市箱作
九十四	阪南第三十六号陸閘	阪南市箱作
九十五	阪南第三十六—一号陸閘	阪南市箱作
九十六	阪南第三十六—二号陸閘	阪南市箱作
九十七	阪南第三十七号陸閘	阪南市箱作
九十八	阪南第四十号陸閘	阪南市箱作
九十九	阪南第四十一号陸閘	阪南市箱作
百	阪南第四十二号陸閘	阪南市箱作
百一	阪南第四十四号陸閘	阪南市箱作
百二	岬第八十七号水門(谷川港)	泉南郡岬町多奈川谷川
百三	岬第一号樋門(九操川)	泉南郡岬町淡輪
百四	岬第二十五号樋門	泉南郡岬町淡輪
百五	岬第四十号樋門	泉南郡岬町淡輪
百六	岬第四十二号樋門	泉南郡岬町深日
百七	岬第四十五号樋門	泉南郡岬町深日
百八	岬第六十四号樋門	泉南郡岬町深日
百九	岬第六十七号樋門	泉南郡岬町深日
百十	岬第七十号樋門	泉南郡岬町深日
百十一	岬第七十八号樋門(朝日川)	泉南郡岬町深日
百十二	岬第七十八—二号樋門(小田平川)	泉南郡岬町多奈川谷川

1 泉南郡岬町の区域を対象として、百二の項、百四の項から百十三の項まで、百十六の項から百十八の項まで、百四十八の項、百五十一の項から百五十八の項まで及び百七十六の項に掲げる操作施設にあっては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、百三の項、百四十九の項、百五十の項、百六十四の項及び百七十三の項に掲げる操作施設にあっては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報

岬町長

百十三	岬第七十九号樋門	泉南郡岬町多奈川谷川
百十四	岬第八十六号樋門	泉南郡岬町多奈川谷川
百十五	岬第八十九号樋門	泉南郡岬町多奈川谷川
百十六	岬第九十号樋門(堀上川)	泉南郡岬町多奈川谷川
百十七	岬第九十二号樋門(新浜川)	泉南郡岬町多奈川谷川
百十八	岬第九十三号樋門(古港)	泉南郡岬町多奈川谷川
百十九	岬第五号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十	岬第六号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十一	岬第七号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十二	岬第八号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十三	岬第九号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十四	岬第十号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十五	岬第十一号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十六	岬第十二号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十七	岬第十三号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十八	岬第十四号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十九	岬第十五号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十	岬第十六号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十一	岬第十七号陸閘	泉南郡岬町淡輪

が発せられたとき、百十四の項及び百十五の項に掲げる操作施設にあっては高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、百十九の項から百四十七の項まで、百五十九の項から百六十三の項まで、百六十五の項から百七十二の項まで、百七十五の項及び百七十七の項から百八十一の項までに掲げる操作施設にあっては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、百七十四の項に掲げる操作施設にあっては高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。

2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれがなくなったときは、操作施設を開門する。

百三十二	岬第十八号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十三	岬第十九号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十四	岬第二十号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十五	岬第二十三号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十六	岬第二十四号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十七	岬第二十六号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十八	岬第二十九号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十九	岬第三十号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十	岬第三十一号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十一	岬第三十二号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十二	岬第三十三号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十三	岬第三十四号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十四	岬第三十五号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十五	岬第三十七号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十六	岬第四十一号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十七	岬第四十一—二号陸閘	泉南郡岬町深日
百四十八	岬第四十三号陸閘	泉南郡岬町深日
百四十九	岬第四十六号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十	岬第四十八号陸閘	泉南郡岬町深日

百五十一	岬第四十九号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十二	岬第五十号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十三	岬第五十二号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十四	岬第五十三号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十五	岬第五十四号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十六	岬第五十五号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十七	岬第五十六号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十八	岬第五十八号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十九	岬第五十九号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十	岬第六十号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十一	岬第六十一号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十二	岬第六十五号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十三	岬第六十六号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十四	岬第六十八号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十五	岬第七十一号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十六	岬第七十二号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十七	岬第七十三号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十八	岬第七十六号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十九	岬第七十七号陸閘	泉南郡岬町深日

百七十	岬第七十八—三号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十一	岬第七十八—四号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十二	岬第七十八—五号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十三	岬第八十号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十四	岬第八十一—二号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十五	岬第九十一号陸閘(落合川)	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十六	岬第九十三—二号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十七	岬第九十四号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島
百七十八	岬第九十五号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島
百七十九	岬第九十六号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島
百八十	岬第九十七号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島
百八十一	岬第九十八号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島

75)-1 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)と水防管理者 堺市長(以下「乙」という。)は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、堺市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(管理業務)

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111号)第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領(以下「水門等操作要領」という。)を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者(以下「操作従事者」という。)を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。
(点検整備)

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めるときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

(損害の賠償)

第8条 乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、緊急の事由等により、甲が第三者の損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日

附 則

1. この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

2. 本協定の締結に伴い、平成29年1月1日に締結した海岸保全施設に関する管理及び操作協定書は廃止するものとする。

甲 大阪府知事 吉村 洋文
乙 堺市長 永藤 英機

堺 市

別表

操作施設の名称	所在地	主要諸元		所管
		型 式	幅×高さ(m) 門数	
堺第1号水門 (古川)	堺区神南 辺町4丁	SS 電動式ローラーゲート	10.9×4.65 ×1門	港湾局
堺第2号水門 (堅川)	堺区戎島 町5丁	SS 電動式ローラーゲート	12.0×7.6 ×2門	港湾局
水門 = 2箇所 3門				

75)-2 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 泉大津市長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和57年4月1日付で締結した海岸保全施設の操作点検等の業務に関する協定書は、平成28年12月31日限り、廃止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、泉大津市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(管理業務)

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111号)第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(泉大津市民会館横陸^{うろ}閘)

第4条 操作施設のうち泉大津市民会館横陸^{うろ}閘は、乙が甲と協議の上で撤去した海岸堤防の代替施設として設置したものであり、その財産権は国に帰属する。

2 乙は、前項の操作施設について、前条第1項の管理業務のほか、維持管理を目的とする専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、異常を認めたとときは、直ちに甲と協議の上、修繕を行い、その結果を甲に報告するものとする。

3 前項の修繕により取り替えられ、又は新たに付加された物件の所有権は、国に帰属する。

4 第1項の操作施設が必要でなくなったときは、甲と協議の上、乙において原状に復旧し、甲の検査を受けるものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第5条 操作施設の津波、高潮等の発生時にお

ける操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領(以下「水門等操作要領」という。)を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者(以下「操作従事者」という。)を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第6条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。
(点検整備)

第7条 甲は、操作施設(第4条第1項の操作施設を除く。次項において同じ。)の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であつて、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第8条 操作施設の管理業務及び第4条第1項の操作施設の同条第3項の点検に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、乙が負担するものとする。

(損害の賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定等)

第10条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 泉大津市長 南出 賢一

泉大津市

別表

操作施設の名称	所在地	主要諸元		所管
		型式	幅×高さ(m) 門数	
泉大津第4号水門 (新川)	菅原町	SS 電動式 ローラーゲート	3.2×1.2 ×2門	港湾局
泉大津第2号樋門 (緑川)	松之浜2 丁目	SS 電動式 スライドゲート	2.85×1.495 ×1門	港湾局
泉大津第3号樋門 (堅川)	小松町	SS 電動式 スライドゲート	2.85×1.56 ×2門	港湾局
泉大津第10号樋門 (八軒川)	なぎさ町	SS 電動式 ローラーゲート	3.0×1.5 ×1門	港湾局
泉大津市民会館横 陸 閘	小松町	手動式 スラ イドゲート	12.0×1.5 ×1門	港湾局

水門	=	1箇所	2門
樋門	=	3箇所	4門
陸閘	=	1箇所	1門

75)-3 海岸保全施設に関する管理 及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 忠岡町長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条
第1項に規定する海岸保全施設である同法第
14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操
作施設」という。)の管理、操作等について、
次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が平成11年4月1日付
で締結した海岸保全施設の操作点検等の業務に
関する協定書は、平成28年6月30日限り、廃
止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害
の発生を防止することを目的として、忠岡町
の区域に所在する操作施設の適切な管理及
び操作の確保を図るために必要な事項を定
めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別
表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったと
きは、甲は直ちに乙に通知するものとする。

(管理業務)

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その
内容は次に掲げるとおりとする。

(3) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及
び操作確認。なお、操作確認は、大阪府
海岸保全施設操作規則(平成28年大阪
府規則第111号)第5条第1項第2号に規定
する操作に関する説明書に基づき行うもの
とする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障とな
る障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。
(点検整備)

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲

乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

(損害の賠償)

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。
(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 忠岡町長 和田 吉衛

忠岡町 別表

操作施設の 名称	所在地	主要諸元		所管
		型式	幅×高さ(m) 門数	
忠岡第1号 陸開	新浜1 丁目	AL 電動引戸 式ゲート	5.0×3.1 1門	港 湾 局
忠岡第2号 2号陸開	新浜1 丁目	SS 動力引き 戸式ゲート ウィンチ22K w	30.0×1.0 1門	港 湾 局
忠岡第3号 陸開	新浜1 丁目	AL 電動引戸 式ゲート	8.0×2.15 1門	港 湾

				局
忠岡第4号 陸閘	新浜1 丁目	A.L 電動引戸 式ゲート	8.0×2.3 1門	港 湾 局
水門 = 箇所 門				
樋門 = 箇所 門				
陸閘 = 4箇所 4門				

75)-4 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 岸和田市長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条
第1項に規定する海岸保全施設である同法第
14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操
作施設」という。)の管理、操作等について、
次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害
の発生を防止することを目的として、岸和田市
の区域に所在する操作施設の適切な管理及び
操作の確保を図るために必要な事項を定める
ものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別
表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったと
きは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(岸和田第1-3号陸閘)

第3条 操作施設のうち岸和田第1-3号陸
閘は、乙が、府道大阪臨海線から磯ノ上下水
処理場へのし尿収集運搬車専用進入路を設
置するに当たり、甲と協議の上、撤去した海
岸堤防の代替施設として設置したものであ
り、その所有権は国に帰属する。

2 前項の操作施設の管理業務は乙が行い、そ
の内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及

び操作確認。なお、操作確認は、大阪府
海岸

保全施設操作規則(平成28年大阪府規則
第111号)第5条第1項第2号に規定する操
作に関する説明書に基づき行うものとし
る。

(2) 操作施設の操作を行うために支障とな
る障害物の除去

3 乙は、第1項の操作施設について、前項の
管理業務のほか、維持管理を目的とする専門
業者による年1回以上の点検を行うものと
し、異常を認めたときは、直ちに甲と協議の
上、修繕を行い、その結果を甲に報告するも
のとする。

4 前項の修繕により取り替えられ、又は新た
に付加された物件の所有権は、国に帰属する。

5 第1項の操作施設が必要でなくなったと
き、又は磯ノ上下水処理場に隣接するし尿処
理施設が移転若しくは廃止となったときは、
甲と協議の上、乙において原状に復旧し、甲
の検査を受けるものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時にお
ける操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規
則第4条第6項に規定する操作に関する要
領(以下「水門等操作要領」という。)を定
め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の
操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従
事する者(以下「操作従事者」という。)を
定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟さ
せておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を
開閉したときは、直ちに甲に報告しなければ
ならない。ただし、やむを得ない事情により
直ちに報告することができないときは、この
限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。(点検整備)

第6条 甲は、操作施設(第3条第1項の操作施設を除く。次項において同じ。)の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めるときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の操作施設の管理業務及び同条第3項の点検に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項の操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、乙が負担するものとする。

(損害の賠償)

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由

により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 岸和田市長 信貴 芳則

岸和田市 別表

操作施設の 名称	所在地	主要諸元		所管
		型式	幅×高さ(m) 門数	
岸和田第1 号水門 (天の川)	磯上町 3丁目	SS 電動式ローラーゲート	6.0×4.3 1門	港湾局
岸和田第3 号樋門 (旧天の川)	新港町	SUS 電動式ローラーゲート	2.5×2.0 2門	港湾局
岸和田第8 -4号樋門	臨海町	AL 電動式スライドゲート	0.6×0.6 1門	港湾局
岸和田第1 -2号陸閘	磯上町 3丁目	AL 手動両開式ゲート	18.4×1.23 1門	港湾局
岸和田第1 -3号陸閘	磯上町 3丁目	AL 手動引戸式ゲート	7.0×1.71 1門	港湾局
岸和田第3 -2号陸閘	春木大 国町	AL 電動引戸式ゲート	7.0×1.325 1門	港湾局
岸和田第6 -1号陸閘	新港町	SUS 電動引戸式ゲート	11.0×0.8 1門	港湾局

岸和田第6 -2号陸開	新港町	SUS 電動引 戸式ゲート	7.0×0.9 1門	港 湾 局
岸和田第6 -3号陸開	新港町	SUS 電動引 戸式ゲート	13.5×0.8 1門	港 湾 局
岸和田第6 -4号陸開	新港町	SUS 電動引 戸式ゲート	13.5×0.8 1門	港 湾 局
岸和田第7 -1号陸開	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	7.0×2.75 1門	水 産 課
岸和田第7 -2号陸開	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	7.0×3.0 1門	水 産 課
岸和田第7 -4号陸開	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	7.0×3.15 1門	水 産 課
岸和田第7 -6号陸開	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	7.0×3.7 1門	水 産 課
岸和田第7 -10号陸 開	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	2.0×3.25 1門	水 産 課
岸和田第7 -11号陸 開	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	4.0×3.25 1門	水 産 課
岸和田第8 号陸開	臨海町	AL 手動引戸 式ゲート	12.0×1.13 1門	港 湾 局
岸和田第8 -2号陸開	臨海町	AL 手動引戸 式ゲート	5.0×3.0 1門	港 湾 局
岸和田第8 -3号陸開	臨海町	AL 手動片開 式ゲート	1.5×2.4 1門	港 湾 局
水門 = 1箇所 1門 樋門 = 2箇所 3門				

陸開 = 16箇所 16門

75)-5 海岸保全施設に関する管理 及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 貝塚市長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条
第1項に規定する海岸保全施設である同法第
14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操
作施設」という。)の管理、操作等について、
次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害
の発生を防止することを目的として、貝塚市
の区域に所在する操作施設の適切な管理及
び操作の確保を図るために必要な事項を定
めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別
表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったと
きは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(管理業務)

第3条 操作施設のうち貝塚第3号水門、貝塚
第10号水門、貝塚第3-2号樋門、貝塚第
5-2号樋門、貝塚第5-3号樋門、貝塚第
6号樋門、貝塚第5-4号陸開、貝塚第24
号陸開及び貝塚第25号陸開の管理業務は乙
が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及
び操作確認。なお、操作確認は、大阪府
海岸

保全施設操作規則(平成28年大阪府規則
第111号)第5条第1項第2号に規定する操
作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障とな
る障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、前項の操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

(点検整備)

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲

乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

(損害の賠償)

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市 別表

操作施設の 名称	所在地	主要諸元		所管
		型式	幅×高さ (m) 門数	
貝塚第3号 水門 (北境川)	堀3丁 目	SS 電動式ロ ーラーゲート	5.0×3.5 1門	港 湾 局
貝塚第10 号水門 (見落川)	脇浜3 丁目	SS 電動式ロ ーラーゲート	6.0×3.5 1門	港 湾 局

貝塚第3-2号樋門	港	SUS 手動式 スライドゲート	1.0×1.0 1門	港 湾 局
貝塚第5-2号樋門	港	AL 手動式ス ライドゲート	2.1×2.0 1門	港 湾 局
貝塚第5-3号樋門	港	AL 手動式ス ライドゲート	1.15×1. 35 1門	港 湾 局
貝塚第6号 樋門 (難波川)	西町	AL 手動式ロ ーラーゲート	1.8×3.0 2門	港 湾 局
貝塚第7号 樋門 (吉原川)	南町	AL 手動式ス ライドゲート	2.5×1.8 1門	港 湾 局
貝塚第8号 樋門 (清水川)	南町	AL 手動式ス ライドゲート	2.0×2.0 1門	港 湾 局
貝塚第16 号樋門 (三昧川)	協浜3 丁目	SUS 電動式 ローラーゲート	3.2×1.7 5 1門	港 湾 局
貝塚第18 号樋門	澤	AL 手動式ス ライドゲート	2.0×1.5 1門	港 湾 局
貝塚第19 号樋門	澤	AL 手動式ス ライドゲート	2.0×1.5 1門	港 湾 局
貝塚第20 号樋門	澤	AL 手動式ス ライドゲート	2.0×1.5 1門	港 湾 局
貝塚第23 号樋門	澤	SUS 手動式 スライドゲート	1.0×1.0 1門	港 湾 局
貝塚第5-4号陸閘	港	AL 電動引戸 式ゲート	13.3×0. 57 1門	港 湾 局

貝塚第17 号陸閘	澤	AL 電動引戸 式ゲート	4.0×2.2 3 1門	港 湾 局
貝塚第22 号陸閘	澤	AL 手動両開 式ゲート	4.0×3.2 5 1門	港 湾 局
貝塚第24 号陸閘	澤	AL 手動両開 式ゲート	5.0×2.6 1門	港 湾 局
貝塚第25 号陸閘	澤	AL 手動両開 式ゲート	5.0×3.0 1門	港 湾 局
<p>水門 = 2箇所 2門</p> <p>樋門 = 11箇所 12門</p> <p>陸閘 = 5箇所 5門</p>				

75)-6 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)と水防管理者 泉佐野市長(以下「乙」という。)は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、泉佐野市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111号)第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる

障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 泉佐野市長 千代松 大輔

泉佐野市

番号	設置場所	種別	主要諸元	
			型式	巾×高×門数
3-1	新町2丁目	門扉	AL 電動扉式ゲート	12.5×1.4 ×1門
	水門 =	箇所	門	
	樋門 =	箇所	門	
	門扉 =	1箇所	1門	

75)-7 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事（以下「甲」という。）と水防管理者 田尻町長（以下「乙」という。）は、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設（以下「操作施設」という。）の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。なお、甲及び乙が平成11年4月1日付けで締結した海岸保全施設の操作点検等の業務に関する協定書は、平成28年6月30日限り、廃止する。

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、田尻町の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則（平成28年大阪府規則第111号）第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷

であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 田尻町長 栗山 美政

田尻町

番号	設置場所	種別	主要諸元	
			型式	巾×高×門数
5	(田尻川) 嘉祥寺	水門	SS電動式ローラーゲート	4.5×3.8 ×2門
3-1	嘉祥寺	門扉	AL 手動式戸式ゲート	6.0×1.55 ×1門
3-2	嘉祥寺	門扉	AL 手動片開式ゲート	3.36×1.5 ×1門
4	嘉祥寺	門扉	AL 手動片開式ゲート	3.0×2.2 ×1門
水門 =		1箇所	2門	
樋門 =		箇所	門	
門扉 =		3箇所	3門	

75)-8 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)と水防管理者 泉南市長(以下「乙」という。)は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、泉南市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1)別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111

号) 第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理

のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 泉南市長 竹中 勇人

泉南市

番号	設置場所	種別	主要諸元	
			型式	巾×高×門数
5	(紺谷川)岡田	水門	SS電動式ローラーゲート	6.0×3.2 ×1門
2	岡田	樋門	SS手動式スライドゲート	0.8×0.9 ×1門
3	岡田	門扉	SS手動片開式ゲート	2.0×1.0 ×1門
4	岡田	門扉	SS手動両開式ゲート	5.0×1.0 ×1門
6	岡田	門扉	SS手動両開式ゲート	5.0×1.0 ×1門
7	岡田	門扉	SS手動両開式ゲート	5.0×1.0 ×1門
9	岡田	門扉	SS手動両開式ゲート	3.0×1.0 ×1門
10	岡田	門扉	SUS手動両開式ゲート	5.0×2.0 ×1門
		水門 =	1箇所	1門
		樋門 =	1箇所	1門
		門扉 =	6箇所	6門

75)-9 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 阪南市長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、阪南市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第3条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則（平成28年大阪府規則第111号）第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第4条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。
(点検整備)

第5条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会

い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めるときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第6条 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

(損害の賠償)

第7条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。
(疑義の決定等)

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 阪南市長 福山 敏博

阪南市		別表		
操作施設の 名称	所在地	主要諸元		所 管
		型 式	幅×高さ (m) 門数	
阪南第1号 樋門	尾崎町 6丁目	AL 電動式スラ イドゲート	2.0×2.0 3門	港 湾

(車屋川)				局
阪南第4号樋門	尾崎町 4丁目	AL 手動式スライドゲート	2.0×1.5 1門	港湾局
阪南第8号樋門	尾崎町 2丁目	AL 手動式スライドゲート	1.5×1.0 1門	港湾局
阪南第11号樋門 (海老野川)	尾崎町 1丁目	AL 手動式スライドゲート	1.5×1.0 1門	港湾局
阪南第14号樋門 (とくさ川)	新町	AL 手動式スライドゲート	2.0×1.5 1門	水産課
阪南第16号樋門 (新川)	新町	AL 手動式スライドゲート	2.0×1.5 1門	水産課
阪南第21号樋門 (佐智川)	鳥取	SUS 手動式ローラーゲート	2.0×2.15 2門	水産課
阪南第2号陸閘	尾崎町 6丁目	AL 手動引戸式ゲート	1.5×0.8 1門	港湾局
阪南第2-2号陸閘	尾崎町 4丁目	AL 手動引戸式ゲート	1.5×0.8 1門	港湾局
阪南第3号陸閘	尾崎町 4丁目	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.55 1門	港湾局
阪南第5-2号陸閘	尾崎町 3丁目	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.8 1門	港湾局

阪南第5-3号陸閘	尾崎町	AL 手動引戸式ゲート	1.5×0.8 1門	港湾局
阪南第6号陸閘	尾崎町	AL 手動引戸式ゲート	4.0×1.5 1門	港湾局

阪南第8-2号陸閘	尾崎町 1丁目	AL 手動片開式ゲート	1.5×1.5 1門	港湾局
阪南第9号陸閘	尾崎町 1丁目	AL 電動引戸式ゲート	4.0×2.45 1門	港湾局
阪南第12号陸閘	尾崎町 1丁目	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	港湾局
阪南第12-2号陸閘	尾崎町 1丁目	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	港湾局
阪南第14-2号陸閘	新町	AL 手動片開式ゲート	1.5×1.5 1門	水産課
阪南第15号陸閘	新町	SUS 手動両開式ゲート	3.0×1.5 1門	水産課
阪南第18号陸閘	鳥取	AL 電動引戸式ゲート	3.5×2.0 1門	水産課
阪南第19-1号陸閘	鳥取	AL 手動引戸式ゲート	11.0×1.5 1門	水産課
阪南第22号陸閘	鳥取	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	水産課
阪南第24号陸閘	鳥取	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	水産課
阪南第29号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.75 1門	水産課
阪南第30号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.75 1門	水産課
阪南第35号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.75 1門	水産課

				課
阪南第36号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.75 1門	水産課
阪南第36-1号陸閘	箱作	AL 手動引戸式ゲート	5.0×1.55 1門	水産課
阪南第36-2号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	4.0×2.0 1門	水産課
阪南第37号陸閘	箱作	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	水産課
阪南第40号陸閘	箱作	AL 手動片開式ゲート	3.0×2.2 1門	水産課
阪南第41号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.15 1門	水産課
阪南第42号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.15 1門	水産課
阪南第44号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.15 1門	水産課
水門 = 箇所 門 樋門 = 7箇所 10門 陸閘 = 27箇所 27門				

75)-10 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 岬町長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、岬町の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(管理業務)

第3条 操作施設の管理業務については乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙「水門等点検要領」に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111号)第5条第1項第2号(以下「規則」という。)に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領(以下「要領」という。)を定め、当該要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。ただし、岬第87号水門については、甲が定めた「深日港(谷川港)水門操作要領」により行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者(以下「操作従事者」という。)を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟さ

せておくものとする。

- 4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた要領を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。
(点検整備)

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

- 2 甲は、操作施設に異常を認めるときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

- 3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 操作施設のうち岬第40号樋(ひ)門、岬第70号樋門、岬第41号陸閘(こう)、岬第65号陸閘、岬第68号陸閘、岬第71号陸閘、岬第72号陸閘、岬第73号陸閘及び岬第93-2号陸閘の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとし、その他の操作施設については甲が負担するものとする。

- 2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費

用を負担する。

(損害の賠償)

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。
(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。
令和2年12月1日

附則

1. この協定書は、令和3年4月1日から適用する。
2. 平成28年7月1日締結(平成28年12月26日、平成29年3月9日、令和元年7月24日及び令和2年3月25日変更)の「海岸保全施設に関する管理及び操作協定書」は令和3年3月31日をもって廃止する。

甲 大阪府知事 吉村 洋文
乙 岬町長 田代 堯

岬町

別表

操作施設 の名称	所在 地	主 要 諸 元		所 管
		型 式	幅×高さ (m) 門数	
岬第87 号水門 (谷川港)	多奈 川谷 川	SS 電動走行式ローラーゲート (副水門) AL 電動式ローラーゲート	12.0×8.65 1門 3.0×6.0 1門	港 湾 局
岬第1号 樋門 (九操川)	淡輪	AL 手動式スライドゲート	2.0×1.5 1門	水 産 課
岬第25 号樋門	淡輪	SUS 手動式スライドゲート	1.1×1.1 1門	水 産 課
岬第40 号樋門	淡輪	AL 手動式スライドゲート	2.0×2.0 2門	港 湾 局

岬第42号樋門	深日	SUS 手動式スライドゲート	1.2×1.2 1門	水産課
岬第45号樋門	深日	SUS 手動式スライドゲート	1.2×1.1 1門	水産課
岬第64号樋門	深日	AL 手動式スライドゲート	1.5×1.2 1門	港湾局
岬第67号樋門	深日	AL 手動式スライドゲート	2.0×2.0 2門	港湾局
岬第70号樋門	深日	AL 手動ローラーゲート	3.0×1.5 1門	港湾局
岬第78号樋門 (朝日川)	深日	AL 電動式ローラーゲート	2.0×3.2 2門	港湾局
岬第78-2号樋門 (小田平川)	多奈川谷川	SUS 手動式スライドゲート	2.12×1.3 1門	港湾局
岬第79号樋門	多奈川谷川	AL 手動式スライドゲート	2.0×1.7 5 2門	港湾局
岬第86号樋門	多奈川谷川	SUS 手動式スライドゲート	1.3×0.6 65 2門	港湾局
岬第89号樋門	多奈川谷川	AL 手動式スライドゲート	1.1×1.1 1門	港湾局
岬第90号樋門 (堀上川)	多奈川谷川	AL 手動式スライドゲート	2.0×2.0 2門	港湾局
岬第92号樋門 (新浜川)	多奈川谷川	AL 電動式スライドゲート	1.5×1.5 2門	港湾局
岬第93号樋門	多奈川	AL 手動式スライドゲート	1.0×1.2 1門	港湾局

号樋門 (古港)	川谷川	ドゲート	1門	湾局
岬第5号陸閘	淡輪	AL 手動式スライドゲート	4.0×0.7 1門	水産課
岬第6号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	3.1×0.7 1門	水産課
岬第7号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	1.1×0.7 1門	水産課
岬第8号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	3.1×0.7 1門	水産課
岬第9号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第10号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	3.7×0.7 1門	水産課
岬第11号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	3.1×0.7 1門	水産課
岬第12号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第13号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第14号陸閘	淡輪	AL 手動式スライドゲート	3.6×0.7 1門	水産課
岬第15号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	3.1×0.7 1門	水産課
岬第16号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	3.7×0.7 1門	水産課
岬第17号陸閘	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課

号陸開		一ト	1門	産 課
岬第18 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第19 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第20 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	3.1×0.7 1門	水 産 課
岬第23 号陸開	淡輪	AL 手動式スライ ドゲート	2.0×0.7 1門	水 産 課
岬第24 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第26 号陸開	淡輪	AL 手動片開式ゲ 一ト	4.0×0.7 1門	水 産 課
岬第29 号陸開	淡輪	AL 手動式スライ ドゲート	3.0×0.7 1門	水 産 課
岬第30 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第31 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第32 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第33 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第34 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第35	淡輪	AL 手動角落式ゲ	3.1×0.7	水

号陸開		一ト	1門	産 課
岬第37 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ 一ト	3.0×0.7 1門	水 産 課
岬第41 号陸開	淡輪	SS 手動両開式ゲ 一ト	5.5×1.7 31 1門	港 湾 局
岬第41 -2号陸 開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	3.5×2.5 1門	水 産 課
岬第43 号陸開	深日	SUS 手動片開式 ゲート	2.15×1. 0 1門	水 産 課
岬第46 号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	4.0×1.1 5 1門	水 産 課
岬第48 号陸開	深日	AL 電動片開式ゲ 一ト	4.0×1.1 5 1門	水 産 課
岬第49 号陸開	深日	AL 電動片開式ゲ 一ト	4.0×1.5 1門	水 産 課
岬第50 号陸開	深日	AL 手動引戸式ゲ 一ト	2.5×1.5 1門	水 産 課
岬第52 号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	5.0×1.5 1門	水 産 課
岬第53 号陸開	深日	AL 手動引戸式ゲ 一ト	2.5×1.5 1門	水 産 課
岬第54 号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	3.5×1.5 1門	水 産 課
岬第55 号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	3.5×1.5 1門	水 産 課
岬第56	深日	AL 電動引戸式ゲ	5.0×1.5	水

号陸開		一ト	1門	産課
岬第58号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	4.0×1.5 1門	水産課
岬第59号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	4.0×1.5 1門	水産課
岬第60号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	4.0×1.5 1門	水産課
岬第61号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	3.5×1.5 1門	水産課
岬第65号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	6.0×1.3 5 1門	港湾局
岬第66号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	4.0×1.5 1門	港湾局
岬第68号陸開	深日	AL 手動引戸式ゲ 一ト	10.0×1. 37 1門	港湾局
岬第71号陸開	深日	AL 手動引戸式ゲ 一ト	2.0×1.3 1門	港湾局
岬第72号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	12.5×1. 45 1門	港湾局
岬第73号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	14.0×1. 45 1門	港湾局
岬第76号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	10.0×1. 35 1門	港湾局
岬第77号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲ 一ト	10.0×1. 35 1門	港湾局
岬第78	多奈	AL 手動引戸式ゲ	4.0×1.0	港

-3号陸開	川谷川	一ト	1門	湾局
岬第78-4号陸開	多奈川谷川	AL 電動引戸式ゲ 一ト	4.0×1.0 1門	港湾局
岬第78-5号陸開	多奈川谷川	AL 手動引戸式ゲ 一ト	2.0×0.6 8 1門	港湾局
岬第80陸開	多奈川谷川	AL 手動引戸式ゲ 一ト	3.0×1.7 1門	港湾局
岬第80-2号陸開	多奈川谷川	AL 手動引戸式ゲ 一ト	3.5×0.9 1門	港湾局
岬第91号陸開	多奈川谷川	AL 電動引戸式ゲ 一ト	3.5×2.3 5 1門	港湾局
(落合川)				
岬第93-2号陸開	多奈川谷川	AL 電動引戸式ゲ 一ト	4.0×2.8 8 1門	港湾局
岬第94号陸開	多奈川小島	SUS 手動両開式 ゲート	3.0×1.0 1門	水産課
岬第95号陸開	多奈川小島	SUS 手動両開式 ゲート	3.0×1.0 1門	水産課
岬第96号陸開	多奈川小島	SUS 電動引戸式 ゲート	6.5×1.2 8 1門	水産課
岬第97号陸開	多奈川小島	SUS 手動両開式 ゲート	2.0×1.0 1門	水産課
岬第98号陸開	多奈川小島	SUS 手動片開式 ゲート	1.5×1.0 1門	水産課
水門 = 1箇所 2門 樋門 = 16箇所 23門 陸開 = 63箇所 63門				

別紙

○水門等点検要領

1. 点検の周期 点検は毎月3回行うこと。
2. 操作の周期 操作確認は毎月1回行うこと。
3. 点検結果報告 翌月の10日(15日:岸和田市)までに海岸管理者あて報告すること。
4. 点検の要領と留意事項
 - (1) アルミ製門扉及び引戸
 - (a) 物を立て掛けたりロープその他をつないだりしていないか。
(アルミは異種金属、物質の接触により電気的な腐食を特に起こしやすい。)
 - (b) 止金具は完全にロックされているか。
 - (c) 扉に大きな傷(カキ傷、へこみ等)変形等の異常はないか、水密ゴムに異常はないか。
 - (d) 引戸は竹べら等でレールに異状はないか。
 - (2) 鋼製門扉及び引戸
 - (1)の(a)、(b)、(c)、(d)の項の他に錆の発生のはなはだしいものはないか。
 - (3) 水門及び樋門
 - (a) ドアーの鍵、窓ガラスその他外部より見て破損と思われる箇所はないか。
 - (b) 安全施設(立入禁止、火気厳禁等)の表示板等は完全か。
 - (c) 構造物に舟のワイヤー・ロープその他のものをつないだり、立て掛けたりしていないか。
 - (d) 下部戸当り部(扉体の降りる部分)

へ泥、特に石、ゴミ木材等が集積していないか。

- (e) ラック面のグルース塗布状態は適正か確認してください。(給油状態)

(4) 操作及び運転の要領

- (a) 角落式の扉では敷地を掃除した上で、各止金具をロックしてみて、金具に不良品はないか。又、扉の変形により戸当たりにうまく密着しないものはないか。
- (b) 片開き、両開き式の扉では、敷地を掃除した上で、扉を閉じロック金具を締付けた時、締付金具はきちんと閉まるか、水密部は密着するか、軽く操作できるか、油は切れていないか。
(回転ピンの部分)
- (c) 引戸式ではレール内の土を完全に除去し、扉上下式では完全に上下するか。上部のガイドローラ及び扉の車輪に油切れはないか。特に締める時重い部分はないか。締付金具は完全か。
- (d) 水門及び樋門の操作では、下部戸当り部に泥及びその他の異物がないことを確認する。

76) 水門操作規定

(趣旨)

第一条 この規定は、高潮または津波などによる海水の流入防止を目的として大阪府港湾局が設置した岸和田第百号水門(岸和田)、岸和田第二号水門(貯木場南)及び忠岡第五号水門(貯木場北)(以下「水門」という。)の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府港湾局長(以下「局長」という。)が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔操作 大阪府港湾局の操作室から行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 大阪湾に高潮注意報、高潮警報または波浪警報等（以下、「高潮注意報等」という。）が発表されたとき若しくは潮位がO. P+二. 五m以上になることが予想されるときは、潮位が概ねO. P+二. Omに達するまでに若しくは水門が暴風域に入るまでに、局長の指令（以下「指令」という。）に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 高潮注意報が解除され、水門の外水位がO. P+二. 三m以下になったとき若しくは被害の発生のおそれなくなったときは、指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 大阪府沿岸に津波注意報、津波警報または大津波警報等（以下、「津波注意報等」という。）が発表されたときは、これをもって指令にかえるものとし、機側操作により水門を閉鎖する。

2 前項による水門の機側操作がなされていない場合には、直ちに遠隔操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 大阪府沿岸の津波注意報が解除され、水門の外水位がO. P+二. 三m以下になったときは、指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 浸水による被害を防止するため、指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 水門の操作の安全を図るため、操作を行うにあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖にお

いては、この限りではない。

(通知及び告知)

第十一条 第四条、第五条及び第七条の規定により水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

2 第四条、第五条及び第七条の規定により水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

3 第六条または第八条の規定により水門の操作をする際については、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 水門を常に良好な状態に保つため、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。

2 水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備を行うことができる。

(記録の作成と保存)

第十三条 水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 水門の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一 気象、水象等の状況

二 水門の操作の理由

三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年2月22日から施行する。

77) 岸和田水門操作要領

大阪府が岸和田市阪南港内に設置した岸和田水門（以下「水門」という）の操作について、本要領の定めるところにより行うものとする。

第1 趣旨

本要領は、「岸和田水門防災対策要綱」に基づき、水門の操作が円滑かつ安全確実に行われることを目的とする。

第2 水門の操作

1. 水門の操作は、大阪港湾局長（以下「甲」という）の指令により行うものとし、事前に防災協議会会長に通報するものとする。
2. 水門の操作は、甲の定めた操作員（以下「乙」という）が岸和田市の定めた操作員（以下「丙」という）の立会いのうえ行うものとする。
3. 津波による水門操作は、潮位に関係なく津波注意報・津波警報・大津波警報の発表をもって甲の指令にかえるものとし操作を行う。
 - (1) 現地操作は、乙及び丙の操作員の内2名が到着した時点で、操作が安全かつ確実に行われていることを確認しながら行うものとする。
ただし、1名のみ到着の場合でも、津波到達時間まで2時間未満となった場合は、その時点で操作を開始するものとする。
 - (2) 津波到達時間まで2時間未満の場合、乙は遠隔操作により閉鎖を行うことができるものとする。
遠隔操作は、操作が安全かつ確実に行われていることを確認しながら行うものとする。
4. 乙及び丙の操作員は、自己の安全が確保されないと判断する場合は、操作等を中止し、安全な場所に退避するものとする。

第3 水門の操作基準等

1. 閉門は次の(1)～(5)の何れかに該当する場合に行う。
 - (1) 気象情報により大阪湾に台風等が来襲し、潮位がO. P+2.5m以上となることが予測される時。
 - (2) 異常潮位により、潮位がO. P+2.5m以上となることが予測される時。
 - (3) 大阪府に、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき。
 - (4) 阪南港長より「第二避難体制（全船舶避難勧告）」の発令があったとき。
 - (5) 各年度の防災対策計画により決定された水門の点検操作日。
なお、点検等における閉門は、日出時か

ら日没時までに行うものとする。

- (6) 上記(1)、(2)により閉門する時は、潮位が概ねO. P+2.00mで閉鎖を完了することとする。
- (7) 上記(4)により閉門する時は、水門が暴風域に入る前に閉鎖を完了することとする。
- (8) 前号までの規定に関わらず緊急に水門の操作が必要になったときは、乙又は丙は単独で操作が行えるものとし、その旨を甲に報告して足りるものとする。

2. 閉門は次の方法によるものとする。

順位	区分	内容	備考
1	通報	閉門しようとする時は、直ちにその旨を防災協議会会長に通報する。	
2	告知	サイレンを吹鳴し、一般に知らせる。	サイレンの吹鳴方法10秒吹鳴3秒休止を連続3回繰り返す
3	閉門の表示	告知後信号灯を赤色に切り換える。	
4	警備	緩衝用チェーンを張る。	
5	水門の閉鎖	水門の扉体を降ろす。	
6	通報	水門の閉鎖が完了した後、直ちにその旨を防災協議会会長に通報する。	

*津波による場合は、緊急かつ時間的制約のため、上記方法の1. 通報は行わなくてもよいものとし、4. 警備と5. 水門の閉鎖は同時に操作を開始してよいものとする。

3. 開門は次の各号に掲げる場合に行う。
 - (1) 高潮のおそれなくなったことを確認し、かつ、水門の外水位計による水位（以下「外水位」という。）がO. P+2.3m以下となった場合に甲が水門の開門を指令したとき。
 - (2) 大阪湾の津波注意報・津波警報・大津波警報が解除され、甲が水門の開門を指令したとき。
 - (3) 水門が暴風域を抜け、被害のおそれなくなった時点で、甲が水門の開門を指令したとき。

4. 開門は次の方法により行う。

順位	区分	内容	備考
1	通報	開門しようとする時は、直ちにその旨を防災協議会会長に通報する。	
2	水門の開放	水門の扉体を上げる。	
3	警備の解除	緩衝用チェーンを海底に沈める。	
4	開門の表示	告知後信号灯を青色に切り換える。	
5	告知	サイレンを吹鳴し、一般に知らせる。	サイレンの吹鳴方法1分間吹鳴する
6	通報	水門の開放が完了した後、直ちにその旨を防災協議会会長に通報する。	

5. 水門の補修等により開閉操作の必要が発生した場合に甲は、岸和田水門防災協議会の承諾を得て開門及び閉門の指令を行うことができる。

第4 点検操作時の航行

点検操作時における開航路側の航行は、操作室等から船舶の航行状況を監視し、信号機表示の切り換えによる入出港を行う。

附 則

この要領は、昭和62年7月28日より施行する。
 この要領は、平成4年2月19日より施行する。
 この要領は、平成6年2月10日より施行する。
 この要領は、平成18年4月1日より施行する。
 この要領は、平成24年3月1日より施行する。
 この要領は、平成29年4月1日より施行する。
 この要領は、平成30年4月1日より施行する。
 この要領は、令和2年1月1日より施行する。
 この要領は、令和2年10月1日より施行する。

78) 排水機場に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
 と水防管理者 貝塚市長(以下「乙」という。)
 は、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施

設である排水機場(以下「排水機場」という。)の管理及び操作について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和41年11月22日付けで締結した北境川排水施設に係る排水施設設置協定書、昭和46年12月20日付けで締結した北境川排水機場の操作管理についての協定書、昭和51年12月8日付けで締結した阪南港3区排水施設に係る排水施設設置協定書及び昭和52年3月14日付けで締結した阪南港3区排水施設の操作管理についての協定書は、平成28年10月31日限り、廃止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、貝塚市の区域に所在する排水機場の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする排水機場)

第2条 この協定の対象とする排水機場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 北境川排水機場(所在地:貝塚市堀3丁目)
- (2) 阪南港3区排水施設(所在地:貝塚市港)

2 排水機場の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に文書で通知するものとする。

(管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分等)

第3条 排水機場の管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分は、別紙のとおりとする。

2 前項の分担区分に基づき、甲及び乙は、排水機場を常に円滑に操作できるよう保持するものとする。

3 乙は、排水機場に異常を認めるときは、直ちに甲に報告するものとする。

4 排水機場の異常が乙の責めに帰するものである場合は、別紙の分担区分にかかわらず、

乙が修繕するものとする。

乙 貝塚市長 藤原 龍男

- 5 排水機場の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(排水機場の操作)

第4条 乙が行う排水機場の操作は、排水機場ごとに乙が指定する操作技術者が行うものとする。

- 2 第2条第1項第1号に掲げる排水機場の排水の操作は、貝塚第3号水門(北境川)の閉鎖により氾濫制限水位(OP+2.40m)を超えるおそれのあるときに、同項第2号に掲げる排水機場の排水の操作は、貝塚第3-2号樋門の閉鎖により氾濫制限水位(OP+1.50m)を超えるおそれのあるときに、それぞれ行うものとする。

- 3 乙は、前項に規定する場合のほか、特に異常が認められ内水位が急激に上昇したときは、乙の判断により排水の操作をすることができるものとする。

- 4 排水の停止は、第2項の水門又は樋門を開門したとき、又は内水位が同項の氾濫制限水位を超えないと予想されるときに、行うものとする。

(損害の賠償)

第5条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定等)

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

79) 排水機場に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)と水防管理者 田尻町長(以下「乙」という。)は、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設である排水機場(以下「排水機場」という。)の管理及び操作について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和51年1月27日付けで締結した田尻川排水施設の設置及び管理についての協定書並びに昭和52年8月11日付けで締結した田尻川排水機場の操作管理についての協定書は、平成30年3月31日限り、廃止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、田尻町の区域に所在する排水機場の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする排水機場)

第2条 この協定の対象とする排水機場は、田尻川排水機場(所在地:泉南郡田尻町嘉祥寺)とする。

- 2 排水機場の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に文書で通知するものとする。

(管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分等)

第3条 排水機場の管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分は、別紙のとおりとする。

- 2 前項の分担区分に基づき、甲及び乙は、排水機場を常に円滑に操作できるよう、その機能を維持するものとする。

- 3 乙は、排水機場に異常を認めるときは、直ちに甲に報告するものとする。

- 4 排水機場の異常が乙の責めに帰するものである場合は、別紙の分担区分にかかわらず、乙が修繕するものとする。

- 5 排水機場の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないと

きは、この限りでない。

(排水機場の操作)

第4条 乙が行う排水機場の操作は、乙が指定する者が行うものとする。

2 排水の操作は、田尻川水門(田尻川)の閉鎖により氾濫制限水位(OP+2.50m)を超えるおそれのあるときに、行うものとする。

3 乙は、前項に規定する場合のほか、特に異常が認められ内水位が急激に上昇したときは、乙の判断により排水の操作をすることができるものとする。

4 排水の停止は、第2項の水門を開門したとき、又は内水位がOP+2.30mを超えないと予想されるときに、行うものとする。

(損害の賠償)

第5条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定等)

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月31日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 田尻町長 栗山 美政

80) 排水機場に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 阪南市長(以下「乙」という。)
は、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設である排水機場(以下「排水機場」という。)の管理及び操作について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和46年4月7日付けで締結した車屋川ポンプ施設の設置及び管理についての協定書並びに昭和46年10月15日付けで締結した車屋川排水機場の操作管理についての協定書は、平成28年10月31日限り、廃止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、阪南市の区域に所在する排水機場の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする排水機場)

第2条 この協定の対象とする排水機場は、車屋川排水機場(所在地:阪南市尾崎町6丁目)とする。

2 排水機場の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に文書で通知するものとする。

(管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分等)

第3条 排水機場の管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分は、別紙のとおりとする。

2 前項の分担区分に基づき、甲及び乙は、排水機場を常に円滑に操作できるよう保持するものとする。

3 乙は、排水機場に異常を認めたときは、直ちに甲に報告するものとする。

4 排水機場の異常が乙の責めに帰するものである場合は、別紙の分担区分にかかわらず、乙が修繕するものとする。

5 排水機場の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(排水機場の操作)

第4条 乙が行う排水機場の操作は、乙が指定する操作技術者が行うものとする。

2 排水の操作は、阪南第1号樋門(車屋川)の閉鎖により氾濫制限水位(OP+2.40m)を超えるおそれのあるときに、行うものとする。

3 乙は、前項に規定する場合のほか、特に異常が認められ内水位が急激に上昇したとき

は、乙の判断により排水の操作をすることができるものとする。

4 排水の停止は、第2項の樋門を開門したとき、又は内水位が同項の氾濫制限水位を超えないと予想されるときに、行うものとする。
(損害の賠償)

第5条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。
(疑義の決定等)

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 阪南市長 福山 敏博

81) 排水機場に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 岬町長(以下「乙」という。)
は、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設である排水機場(以下「排水機場」という。)の管理及び操作について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和43年8月16日付けで締結した新浜川排水施設に係る排水施設設置協定書、昭和46年12月20日付けで締結した新浜川排水機場の操作管理についての協定書、昭和51年1月27日付けで締結した深日港(多奈川)排水施設の設置及び管理についての協定書並びに昭和52年3月10日付けで締結した深日港(谷川港)排水機場の操作管理についての協定書は、平成28年10月31日限り、廃止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、泉南郡岬町の区域に所在する排水機場の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする排水機場)

第2条 この協定の対象とする排水機場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新浜川排水機場(所在地: 泉南郡岬町多奈川谷川)
- (2) 深日港(谷川港)排水機場(所在地: 泉南郡岬町多奈川谷川)

2 排水機場の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に文書で通知するものとする。

(管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分等)

第3条 排水機場の管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分は、別紙のとおりとする。

2 前項の分担区分に基づき、甲及び乙は、排水機場を常に円滑に操作できるよう保持するものとする。

3 乙は、排水機場に異常を認めるときは、直ちに甲に報告するものとする。

4 排水機場の異常が乙の責めに帰するものである場合は、別紙の分担区分にかかわらず、乙が修繕するものとする。

5 排水機場の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(排水機場の操作)

第4条 乙が行う排水機場の操作は、排水機場ごとに乙が指定する操作技術者が行うものとする。

2 第2条第1項第1号に掲げる排水機場の

排水の操作は、岬第 87 号水門（谷川港）の閉鎖により氾濫制限水位（OP+2.30m）を超えるおそれのあるときに、同項第 2 号に掲げる排水機場の排水の操作は、岬第 92 号樋門（新浜川）の閉鎖により氾濫制限水位（OP+2.40m）を超えるおそれのあるときに、それぞれ行うものとする。

3 乙は、前項に規定する場合のほか、特に異常が認められ内水位が急激に上昇したときは、乙の判断により排水の操作をすることができるものとする。

4 排水の停止は、第 2 項の水門又は樋門を開門したとき、又は内水位が同項の氾濫制限水位を超えないと予想されるときに、行うものとする。

（損害の賠償）

第 5 条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

（疑義の決定等）

第 6 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 11 月 1 日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 岬町長 田代 堯

82) 深日港（谷川港）水門操作要領

本水門の開閉操作については、通常次の基準により行うものとする。

（閉 門）

気象情報により、大阪湾に台風来襲等による高潮のおそれがあることが明らかな場合に閉門する。

（閉門方法）

1. 主水門の閉鎖は、次の方法により、原則として日出時から日没時までに行う。

順位	区分	内 容	備 考
1	通 報	主水門を閉鎖しようとするときは、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港湾事務所長	
2	告 知	サイレンを吹鳴し一般に知らせる。	サイレンの吹鳴方法10秒吹鳴3秒休止を連続3回繰り返す
3	主水門の閉鎖	主水門の門扉を降ろす。	
4	通 報	主水門の閉鎖が完了した後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港湾事務所長	

2. 副水門の閉鎖は、台風来襲等により潮位がOP+2m00に達した場合に次の方法により行う。

順位	区分	内 容	備 考
1	副水門の閉鎖	副水門の門扉を閉じる。	
2	通 報	副水門の閉鎖が完了した後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港湾事務所長	

（開 門）

気象情報及び水防指令により、高潮の最高潮位が過ぎ去ったことが確認され潮位がOP+2m00以下になり、しかも外水位が内水位より低くなった場合に開門する。

（開門方法）

1. 副水門の開放は、次の方法により行う。

順位	区分	内 容	備 考
1	通 報	副水門を開放しようとするときは、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港湾事務所長	
2	副水門の開放	副水門の門扉を開く。	

2. 主水門の開放は、次の方法により、原則として日出時から日没時までの間に行う。

順位	区分	内容	備考
1	通報	主水門を開放しようとするときは、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港湾事務所長	
2	主水門の開放	主水門の門扉を上げる。	
3	告知	サイレンを吹鳴し一般に知らせる。	サイレンの吹鳴方法10秒吹鳴3秒休止を連続3回繰り返す
4	通報	主水門の開放が完了した後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港湾事務所長	

(気象及び水象の観測)

高潮のおそれがあるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、大阪府知事、その他の関係機関と緊密な連絡をとらなければならない。

(安全の確認)

水門の開閉に当たっては、船舶の安全を確認の上行わなければならない。

(操作の記録等)

水門の開閉に当っては次の事項を備付けの操作日記に確実に記入する。

- (1) 日時、天候
- (2) 開閉時間及び水位（水門内外の水位）
- (3) 機械操作上の良否
- (4) その他の必要事項

83) 大阪府水門等管理員規程

1. 概要

泉州海岸では延長60数kmの間に水門、樋門、通路扉等の海岸保全施設が352ヶ所あり、府が水門等管理員を任命して水門等の維持保全を図っている。

2. 大阪府水門等管理員規定

大阪府水門等管理規定

土木部長
受訓先 港湾局長
各土木事務所長

(趣旨)

第1条 この規程は、水門等の維持保全を図るため水門等管理員（以下「管理員」という）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「水門等」とは、河川管理施設又は防潮堤を構成する構造物で開閉のできる構造を有する堰、水門、樋門、防潮扉等をいう。

(管理員の設置)

第3条 港湾局長は、水門等の維持保全を図るため必要があると認めるときは、管理者を置く。

2. 土木事務所長は、水門等の維持保全を図るため管理員を置く必要があると認めるときは、管理員の設置を土木部長に申し出なければならない。

(管理員の職務)

第4条 管理員は、所長の指揮のもとに次に掲げる事務を行うものとする。

1. 常時水門等の巡視を行うこと。
2. 毎月1回以上水門等を試験操作してこれの点検を行うものとする。
3. 水門等が破損し、又は故障していることを発見したときは、すみやかにその旨を局長等に報告すること。
4. 毎月5日までに、第1号及び第2号の規定による前月の巡視及び点検の結果を水門等点検結果報告書別記様式により局長等及び水防管理者に報告すること。

(管理員の管理にかかる水門等)

第5条 管理員が巡視及び点検をすべき水門等は、水防管理者の意見をきいて、局長等が別に定める。

(水門等の補修等)

第6条 局長等は、第4条第3条の規定による報告を受けたとき、及び水門等が損壊し、又は故障していることを発見したときは、すみやかに当該水門等の補修その他必要な措置を講じなければならない。

(管理員が不在の場合の措置)

第7条 管理員が長期にわたり不在になるときはあらかじめ、疾病その他の事故により第4条に規定する職務に従事することが困難になったときは遅滞なく、局長等にその旨の届出をし、その指示を受けなければならない。

84) 門扉操作協定書

岬町管内に恒久防潮堤の一部として設置した別紙門扉（以下「門扉」という。）の開閉操作に万全を期し、災害防止に資するため、その管理者である大阪府岸和田土木事務所長（以下「甲」という。）と水防管理者である岬町長（以下「乙」という。）との間に次の事項を協定する。

協 定 事 項

1. 門扉の日常管理については、乙が行う。
2. (1) 高潮時等の門扉の操作は、乙の定める水防計画及び操作要領により乙が行うものとする。
(2) 乙は、門扉を開閉したときは、すみやかにその旨を甲に報告するものとする。
3. 甲は、門扉の機能維持を目的として毎年計画に基づき点検整備を行うこととし、その際、乙の立会、操作を求めるものとする。
4. 門扉に異常を認めるときは、甲は直ちに修理を行う。
ただし、門扉の操作によって生じた損傷であって、乙の責任に帰する場合は乙が修理する。
5. 門扉の工事施工については、あらかじめ甲乙協議するものとする。
ただし、緊急時等あらかじめ協議することが出来ないときは、この限りでない。
6. この協定は、門扉が廃止されるまでの間有効とし、この協定期間中に門扉の廃止、または新設があった場合は、甲は直ちに乙に通知し、新設門扉はこの協定の各条項を適用するものとする。
7. この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月24日

甲 大阪府岸和田土木事務所長
野村 勝博
乙 岬町長 田代 堯

(別紙)

施設名称	河川名	場 所		数量	形式	開閉操作方法
HL-1	東川(左岸)	泉南郡岬町多奈川谷川	落合橋橋詰	1	片開式	手動
HL-2	東川(左岸)	泉南郡岬町多奈川谷川	落合橋橋詰	1	引き戸式	手動
HR-1	東川(右岸)	泉南郡岬町多奈川谷川	落合橋橋詰	1	引き戸式	手動
BL-1	番川(左岸)	泉南郡岬町淡輪	古田橋橋詰	1	引き戸式	手動
BR-2	番川(右岸)	泉南郡岬町淡輪	古田橋橋詰	1	引き戸式	手動
合計				5		

85) 滝畑ダム操作規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、滝畑ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び滝畑貯水池（以下、「貯水池」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 ダム及び貯水池の管理は、昭和56年6月22日締結した「滝畑ダム管理に関する協定書」第4条の規定により大阪府知事が行うものとする。

3 ダム及び貯水池の管理は、この規程によるほか「滝畑ダムから取水する河内長野市水道取水規程」及び「滝畑ダムから取水する富田林市水道取水規程」により行うものとする。

(管理主任技術者)

第2条 ダムに、河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び施設等の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 堤 高	62.0m
ロ 堤頂長	120.5m
ハ 堤頂標高	EL 274.00m
ニ 越流頂標高	EL 269.80m (常時 EL 262.40m)
ホ 洪水吐放流管	
規模及び数	
放流管	1,700m/m 角管
1条	
放流管ゲート	高さ1.7m 幅1.7mのもの1門
放流管ゲートの開閉の速さ	1分につき 0.1m
ヘ 放流管バルブ	
(イ) 規模及び数	
利水バルブ	内径0.8mのもの1門、内径

0.4mのもの1門

維持用水バルブ 内径0.4mのもの1門

(ロ) 開閉に係る開度変化率

利水バルブ 1分につき38%以下

維持用水バルブ 1分につき35%以下

ト 設計洪水流量 600m³/s

(2) 貯水池

イ 直接集水区域の面積 22.9km²

ロ 湛水区域の面積 52.3ha

ハ 最大背水距離 2.4km

ニ 設計洪水位 EL 272.80m (水位計による表示 272.80m)

ホ 常時満水位 EL 262.40m (水位計による表示 262.40m)

ヘ 満水位 EL 269.80m (水位計による表示 269.80m)

ト 最低水位 EL 245.00m (水位計による表示 245.00m)

チ 総貯水量 9,340,000m³

リ 有効貯水容量 4,613,000m³

(3) 最大使用水量

イ かんがい用水

しろかき期最大放流量 1.212m³/s

一般かんがい期最大放流量 1.101m³/s

かんがい期間総放流量 2,784,000m³

ロ 上水道用水 12,780,000m³/年

1日最大取水量 43,750m³

(4) かんがい期間 毎年6月10日から9月20日まで

(5) 洪水期間 毎年6月1日から9月30日まで

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という）が23m³/s以上であることをいい、「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む区域を対象として暴風雨警報又は大雨警報、或いは洪水警報が発令され、その他貯水池への流入量が14m³/sに達するおそれがあると認められた時から洪水時に至るまで又は、洪水時に至ることがなく、これらの警報が解除され、又は、切り替えられ、その他洪水の発

生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の区域を対象として、大雨注意報或いは洪水注意報が発令され、かつ早期注意情報[中][高]が発令され、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は、洪水警戒時に至ることなく、これらの注意報が解除され若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 貯水池の水位(以下「貯水位」という)は、ダム上流面に設置した水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まるとき及びこれが終わるときにおける貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留および放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 貯留池における流水の貯留は、第4条に規定する状態によって貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダムから放流することが出来る場合)

第10条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することが出来るものとする。

- (1) 貯水位が常時満水位を越えるとき
- (2) 下流における他の河川の使用のため、必

要な河川の流量を確保する必要があるとき

- (3) ダム、その他貯水池内の施設又は、工作物の点検又は整備のため必要があるとき
- (4) その他やむを得ない必要があるとき

(放流の原則)

第11条 貯水池からの放流は第4条に規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように努めるものとする。

(ゲート及びバルブの操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐に設置された放流管ゲートは、全開状態を保つものとし、洪水調節のための操作を行ってはならない

2 放流管ゲート及びダムの放流管バルブは、第10条の規定により放流する場合又は、ダムの洪水吐若しくは放流管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除いて開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規程による通知は、ダムの洪水吐又は放流管からの放流の開始のすくなくとも1時間前に別表第1(イ)欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときには、近畿地方整備局長(以下「局長」という)に対しても、別表第1(ロ)欄に定めるところにより、河川法施行令(昭和40年政令第14号、以下「令」という。)第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から天見川合流地点までの石川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規程による警告は、別表第2(イ)に掲げる警報局及び警報者のサイレン或いは拡声器により、それぞれ次に掲げる時間に行うものとする。

(1) ダム地点警報局のサイレンによる警告は、貯水位が標高263.00m附近にあって、流入量が14m³/s以上となり、かつ10分間の流入増加量が7m³/sを上まわったとき、又は洪水時貯水位が標高268.80mに達したとき約1分

20秒間行うものとする。

(2) ダム地点以外の警報局に設置されたサイレンによる警告は、ダム地点警報局の警報が終了したのち、順次上流から下流へ、それぞれ約1分20秒間行うものとする。

(3) 警報車のサイレンによる警告にあっては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における石川の水位の上昇が開始されると認められるときの約10分前に行うものとする。

(4) 前2号に掲げるサイレンによる警告の方法は、別表第2(ロ)によるものし、サイレンの補助として拡声器によって警告を行なう場合にあっては、別表第2(ハ)の例によるものとする。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 放流管のゲート又はバルブを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号および第2号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲート又はバルブの名称、その1回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度

(3) ゲート又はバルブの1回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、放流量又は取水量

(4) ゲート又はバルブの操作の有無にかかわらず、洪水吐又は放流管から放流が行われた場合は、毎時の貯水位、流入量、放流量

(5) 法第48条の規定による通知(第13条第2項の規定による通知を含む)及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第16条 法45条の規定による測定は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

2 前条の規定により、測定すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに別表第3に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をし

なければならない。

4 観測及び調査の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第17条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期的に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に洪水又は暴風雨、地震、その他これに類する異常な現象でその影響が、ダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかにダム及び貯水池の点検(貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む)を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(報告義務)

第18条 第16条第1項の規定による測定の結果は、年ごとにその報告を取りまとめて、翌年の1月31日までに、これを局長及び河川管理者に報告しなければならない。

2 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに局長に別表第1(ロ)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなくてはならない。

(1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することが出来る要員を確保すること。

(2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む)法第45条の観測施設、法46条第2号の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 気象官署が行う気象の観測の結果を的確かつ迅速に収集すること。

第4章 雑 則

- (4) 別表第1(イ)欄に掲げる関係機関に対し、同表に定めるところにより通報を行うこと。
- (5) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 洪水警戒時に至ったときにおける貯水位が常時満水位を下まわっているときは、前項の予測から流水が放流管から放流される時を予測すること。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号、第4号及び第5号並びに前条第1号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時に至った時における貯水位が常時満水位を下まわっているときは、流水が放流管から放流される時を予測すること
- (2) 洪水時に至った時における貯水位が常時満水位を上まわっているときは、流水が洪水吐から放流される時を予測すること

(その他)

第22条 大阪府知事は、この規程を施行するため、又はその他必要のある場合は、ダムの操作や管理に関する実施要領を定めることが出来るものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月9日から施行する。

別表第1(第14条、第19条第2項、第20条第4号)

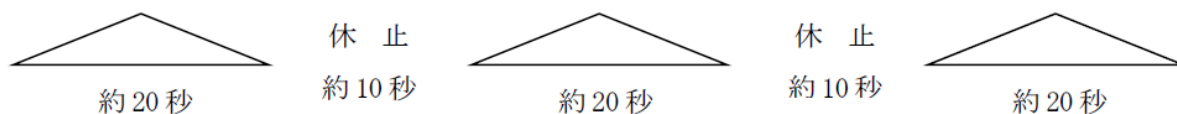
	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(イ)	大阪府知事	環境農林水産部農政室	専用無線電話又は加入電話	
		都市整備部河川室		
		南河内農と緑の総合事務所		
		富田林土木事務所		
河内長野市長	建設部交通防災課	加入電話		
大阪府河内長野警察署	警備課	加入電話		
(ロ)	国土交通省近畿地方整備局長	大和川河川事務所	加入電話	

別表第2(第14条)

(イ)(第14条第2項)

サイレンの名称	警報局の名称	位置	構造又は能力	摘要
第1号サイレン	滝畑ダム	河内長野市滝畑 239-1	サイレン2.2kW 1基 スピーカー50W 4基 (赤色回転灯1)	
第2号サイレン	旗倉	河内長野市日野 1492-2	同上	
第3号サイレン	日野	河内長野市日野 1016	同上	
第4号サイレン	汐滝橋	河内長野市高向 1361-2	同上	
第5号サイレン	高向	河内長野市高向 2243	同上	
第6号サイレン	西代	河内長野市栄町 27-27	同上	

(ロ) (第14条第2項第4号)
サイレンによる警告の方法



(ハ) (第14条第2項第4号)
拡声器による警告の方法

「滝畑ダム管理事務所からお知らせします。(2回くりかえす)
滝畑ダムの水位が上昇していますので、午前(午後) 時 分ごろから
石川は増水しますので、十分注意してください。」
(上記を原則として、状況に応じてくり返す。)

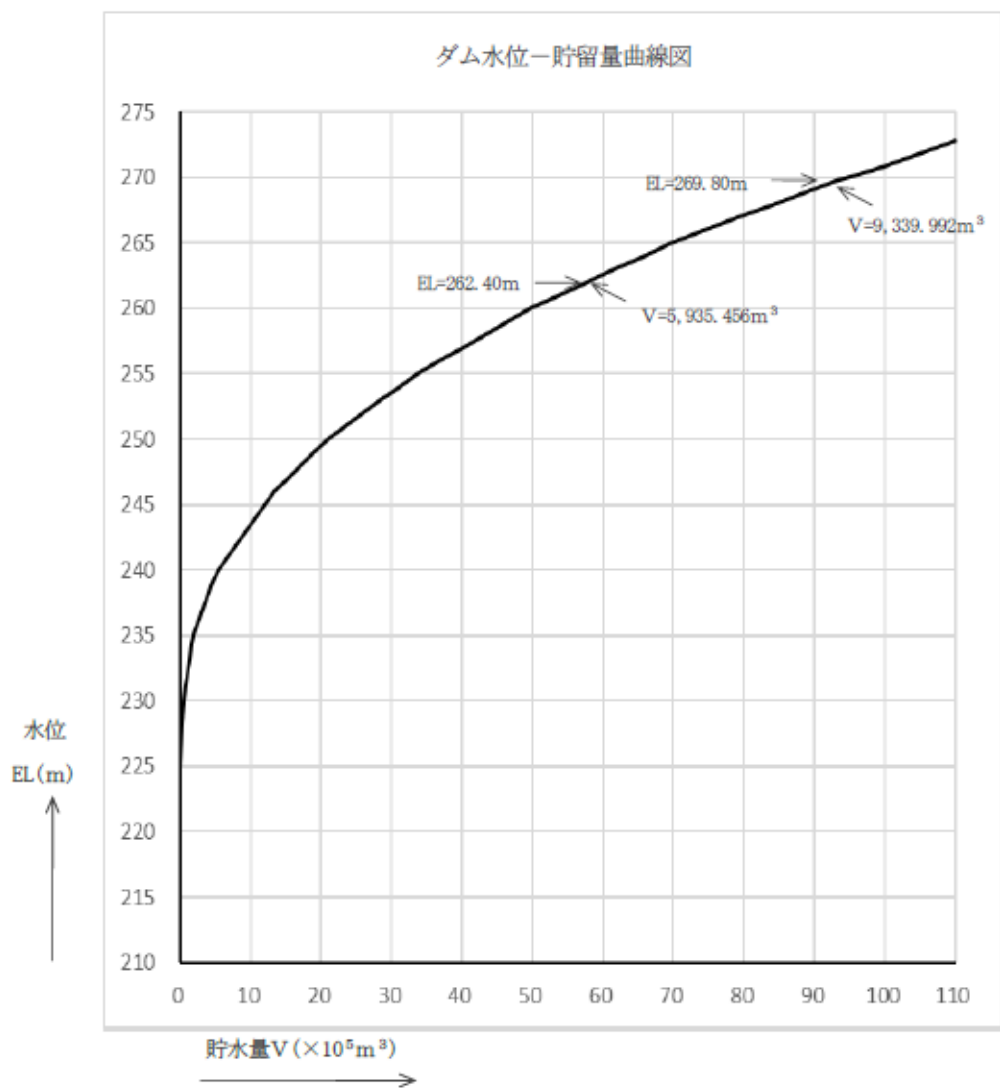
別表第3 (第16条第1項、第3項)

測定すべき事項		測定の回数	摘要
貯水池の水位		毎日	
貯水池への流入量		毎日	
ダムからの放流量		放流のつど	
ダム	変形	少なくとも毎四半期1回	
	揚圧力		
	漏水量	少なくとも毎月2回	
貯水池内及び末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年1回	

別表第4 (第16条第2項)

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水位及び流入量 ダム地点雨量	滝畑ダム (管理事務所)	河内長野市 滝畑 239-1 (石川左岸)	テレメーター付 水晶水圧式 転倒マス型雨量計	毎月1回 (洪水時、洪水警戒時、予 備警戒時においては必要の つど)	流入量は第8条 の規定により、 流量は水位観測 の結果に基づき、 それぞれ算出す る。
水位及び降雨量	滝畑ダム上流 (関屋橋)	河内長野市滝畑 (石川左岸)	テレメーター付 水晶水圧式 雨量計併設		
水位 (流量)	滝畑ダム下流 (滝尻橋)	河内長野市滝畑 (石川左岸)	テレメーター付 水晶水圧式		
	滝畑ダム下流 (諸越橋)	河内長野市菊水町 (石川左岸)	テレメーター付 超音波式		

別図第1 (第8条第2項)



86) 狭山ダム操作規則（案）

第1章 総 則

（通 則）

第1条 狭山ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。
（ダムの用途）

第2条 ダムは、洪水調節及び既得用水の補給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪 水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒36立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水 位）

第4条 貯水池の水位は、第1取水塔に設置された水位計の測定結果によるものとする。

（常時満水位）

第5条 貯水池の常時満水位は、標高79.2メートルとする。

（サーチャージ水位）

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高82.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第7条 洪水調節及び洪水と達しない流水の調節は、標高79.2メートルから標高82.0メートルまでの容量1,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

（既得用水の補給のための利用）

第8条 既得用水の補給は、標高71.7メートルから標高79.2メートルまでの容量1,800,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第9条 大阪府富田林土木事務所長（以下「所長」という。）は、大阪管区气象台からダム流域において降雨に関する警報が発令されたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2. 所長は、前項に掲げる場合のほか、狭山ダ

ム操作細則（以下「細則」という。）に定める場合には、洪水警戒体制をとることができる。
（洪水警戒体制時における措置）

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一、細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二、予備電源設備の試運転そのほか洪水調節を行うに開し必要な措置

（洪水調節等）

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第13条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第14条 所長は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムによって貯留された流水の放流を行うことができる。

一、第20条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2. 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒2.923立方メートルとする。

（放流量）

第15条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める流量、そのほかの場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

（放流の原則）

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生

じないよう努めるものとする。

(既得用水の補給のための放流)

第17条 所長は、既得用水の補給のための必要があると認める場合には、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第18条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第19条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第20条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2. 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第21条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2. 所長は、前項の規定による観測を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(記録)

第22条 所長は、ゲートを操作し、第20条の第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続そのほかの細則は、大阪府知事が定める。

附則

この訓令は、平成 年 月 日から適用する。

87) 狭山ダム操作細則 (案)

(通則)

第1条 狭山ダム(以下「ダム」という。)の操作については、狭山ダム操作規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、ダム貯水位の上昇又は低下の割合から次式により、算出するものとする。

$$Q_1 = \Delta V / \Delta T + Q_2 / \Delta T$$

ただし、

Q_1 : 流入量 (m^3/s)

ΔT : 単位時間 (S)

ΔV : ΔT 時間の貯留量の増減量 (m^3)

Q_2 : ΔT 時間内の積算全放流量 (m^3)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第9条に規定する場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

一、流入量が毎秒36立方メートルを越えると予想されるとき。

二、そのほか、大阪府富田林土木事務所長(以下「所長」という。)が必要とするとき。

2. 所長は、規則第9条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置そのほか必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第4条 規則第10条第1号に規定する関係機関は、別表第一に掲げる関係機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 規則第13条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒18立方メートル以下に減少し、気象、水象状況からも洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2. 洪水警戒体制を解除したときは、別表第一に掲げる各関係機関に連絡するものとする。(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第6条 規則第14条第1項第二号に規定する場合とは、次の各号の一に該当するときとする。

一、洪水調節後の貯水池のすみやかな水位低下の必要があるとき。

二、そのほか特に必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 所長は、規則第16条に規定する放流管からの放流方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの放流量	10分間における放流量の増加割合
0.360m ³ /s 未満	0.360m ³ /s 以下
0.360m ³ /s 以上 1.136m ³ /s 未満	0.776m ³ /s 以下
1.136m ³ /s 以上 2.216m ³ /s 未満	1.080m ³ /s 以下
2.216m ³ /s 以上 2.923m ³ /s 未満	1.340m ³ /s 以下

2. 所長は、気象、水象そのほかの状況により、特に必要があると認める場合には、前項の規定によらないことができる。

(放流に関する通知等を行う場合)

第8条 規則第18条の規定による放流に関する通知等は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一、水位が非常用洪水吐きを越えるとき。
- 二、水位が非常用洪水吐きを超えるとき。
- 三、第7条第2項の規定により放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第18条に規定する関係機関とは、別表第一に掲げる関係機関とし、所長はダム地点より改進黨地点までの必要な区間に警報を行わなければならない。

(放流に関する通知等を行うとき)

第10条 所長は、第8条の各号に該当する場合において、放流に関する通知等を行うときは、次の各号の定める時刻に実施しなければならない。

- 一、関係機関への通知は、第8条の一号及び三号に該当する約1時間前に行わなければならない。ただし、第8条の一号に該当する場合のみ、加えて約3時間前に通知を行うものとする。また、第8条の二号に該当する場合は、速やかに通知を行わなければならない。
- 二、警報局による警報は、第8条の一号に該当する約1時間前に、二号に該当する約30分前に行わなければならない。
- 三、警報車による警報は、第8条の一号に該当する約1時間前から、三号に該当する約

30分前から行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の理由によっては、この限りではない。

(警報局による警報の方法)

第11条 所長は、次に定める方法により、警報局のサイレンを吹鳴させるものとする。また、必要と認める場合には、放送による警報を行うことができる。

(50秒) (10秒) (50秒) (10秒) (50秒)

吹鳴	休み	吹鳴	休み	吹鳴
----	----	----	----	----

2分50秒

(警報車による警報の方法)

第12条 所長は、警報車による警報を行う場合は警報車に設置したサイレン及びスピーカーにより河川の水位の上昇見込みを一般に周知させるものとする。

2. 所長は、警報車による警報ルートをあらかじめ定めておかななければならない。

(放流管及びゲート等の名称)

第13条 放流管及びゲートの名称は次のとおりとする。

- 一、緊急放流設備の貯水池側にあるスライドゲートを「緊急放流設備取水ゲート」という。
- 二、緊急放流設備で直径800ミリメートルの放流管を「緊急放流設備放流管」という。
- 三、緊急放流設備放流管の下流端にあるジェットフローゲートを「緊急放流設備放流主ゲート」という。
- 四、緊急放流設備放流管の緊急放流設備放流主ゲートの直上流にあるスルースバルブを「緊急放流設備放流副ゲート」という。
- 五、第1取水設備取水塔内にあるスライドゲートを「第1取水設備選択取水ゲート」といい、上部にあるものから順に「No. 1取水ゲート」「No. 2取水ゲート」「No. 3取水ゲート」という。
- 六、第1取水設備で直径800ミリメートルの放流管を「第1取水設備放流管」という。
- 七、第1取水設備放流管の下流端にあるジェットフローゲートを「第1取水設備放流主ゲート」という。
- 八、第1取水設備放流管の第1取水設備放流主ゲートの直上流にあるスライドバルブを「第1取水設備放流副ゲート」という。
- 九、緊急放流設備の建屋内にある仕切弁を「第2取水設備放流副バルブ」という。
- 十、第2取水設備で直径600ミリメートルの

放流管を「第2取水設備放流管」という。
十一、第2取水設備放流管の下流端にある仕切弁を「第2取水設備逆流防止バルブ」という。

十二、第2取水設備放流管の第2取水設備逆流防止バルブの直上流にある仕切弁を「第2取水設備放流主バルブ」という。

(緊急放流設備取水ゲートの操作)

第14条 緊急放流設備取水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に閉鎖しておくものとする。

- 一、規則第20条の規定によりゲート等の点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 二、規則第17条の規定により既得用水の補給のための放流を行うとき。
- 三、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(緊急放流設備放流主ゲートの操作)

第15条 緊急放流設備放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に閉鎖しておくものとする。

- 一、規則第20条の規定によりゲート等の点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(緊急放流設備放流副ゲートの操作)

第16条 緊急放流設備放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。

- 一、緊急放流設備放流主ゲート等の点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(第1取水設備選択取水ゲートの操作)

第17条 第1取水設備選択取水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に閉鎖しておくものとする。

- 一、規則第17条の規定により既得用水の補給のための放流を行うとき。
- 二、規則第20条の規定によりゲート等の点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 三、前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

2. 第1取水設備の取水ゲートは、水面下第1番目より上部にあるゲートは全開するものとし、水面下第2番目より下部にあるゲートは全開するものとし、半開状態においてはならない。ただし、水面下第1番目の取水口の

中心と水面との距離が50センチメートル以下になった場合には、水面下2番目の取水ゲートを全開するものとする。

(第2取水設備放流副バルブの操作)

第18条 第2取水設備放流副バルブは、次の各号に掲げる場合を除き全開しておくものとする。

- 一、第2取水設備放流主バルブの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(第1取水設備放流主ゲート及び

第2取水設備放流主バルブの操作)

第19条 第1取水設備放流主ゲート及び第2取水設備放流主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。

- 一、規則第17条の規定により既得用水の補給のための放流を行うとき。
- 二、規則第20条の規定によりゲート等の点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 三、前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(第1取水設備放流副ゲート及び

第2取水設備逆流防止バルブの操作)

第20条 第1取水設備放流副ゲート及び第2取水設備逆流防止バルブは、次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。

- 一、第1取水設備放流主ゲート及び第2取水設備放流主バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(計測、点検及び整備)

第21条 規則第20条に規定する計測は、別表第二に掲げる事項について行うものとする。

2. 規則第20条第1項に規定する点検及び整備は、次に掲げる施設について行うものとする。

- 一、ダム本体及び貯水池。
- 二、ゲート等。
- 三、ゲートを操作するために必要な機械及び器具。
- 四、警報、通信連絡、観測のための必要な設備。
- 五、監視及び湖内作業のために必要な船舶。
- 六、警報のために必要な車両。
- 七、前各号に掲げるものの操作のために必要な資材。
- 八、そのほかダム管理上必要な施設等。

3. 所長は、前項の点検及び整備を行うために

必要な基準を定めなければならない。

(観測)

第22条 規則第21条第1項に規定する観測は、別表第三に掲げる事項について行うものとする。

2. 所長は、前項を行うために必要な基準を定めなければならない。

(記録)

第23条 規則第22条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一、ゲート等の操作。
- 二、第21条の規定による計測、点検及び整備結果。
- 三、前条の規定による観測結果。
- 四、ダム及びダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況。
- 五、放流に伴う警報及び連絡に関すること。
- 六、そのほか、特記すべき事項。

(報告事項)

第24条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一、規則第9条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第13条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二、ダム本体、付属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 三、当該地域について発表された震度階が4に達し、臨時点検を行ったとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

第25条 所長は、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

第26条 所長は、規則及びこの細則に定めるもののほか、この細則実施のため必要な手続きそのほかの基準を定めることができる。

附 則

この細則は、平成 年 月 日から施行する。

別表第一 (第4条、第5条及び9条関係)

通 報 先
近畿地方整備局
大和川河川事務所 占用調整課
大阪府都市整備部河川室

大阪府水防本部
大阪府政策企画部危機管理室
大阪府鳳土木事務所
堺市危機管理室防災課
堺市建設局土木部土木監理課
堺市産業局農政部農業土木課
松原市市長公室危機管理課
羽曳野市市長公室危機管理室災害対策課
大阪狭山市危機管理室
藤井寺市危機管理室
八尾市危機管理課
大阪市危機管理室
狭山池土地改良区
黒山警察署
北堺警察署
松原警察署
羽曳野警察署
堺市消防局
堺市消防局 大阪狭山消防署
松原市消防本部
柏原・羽曳野・藤井寺市消防組合消防本部
八尾市消防本部
大阪市消防本部

別表第二 (第21条第1項)

計測及び点検項目	実 施 回 数		備 考
	試験湛水終了後 3年間	試験湛水終了後 3年経過後	
漏水量	1回/1週	1回/1月	排水ピット、ドレーン管、三角堰
変位量(表面変位)	1回/1月	1回/3月	標点
変位量(内部変位)	同 上	同 上	層別沈下計
間隙水圧	1回/1週	1回/1月	間隙水圧計
湿潤線	1回/1月	1回/3月	水位観測孔
地震時の挙動	必要時	必要時	地震計
貯水池の水質	同 上	同 上	水質観測基準
貯水池周辺の状況	1回/1月	1回/1月	巡視

別表第三（第22条第1項）

事 項	項 目	事 項	項 目
気 象	天 気 気 圧 温 度 湿 度 風 向 風 速 降 水 量	水 象 等	水 位 流 入 量 放 流 量

88) 狭山池ダム事前放流実施要領

（通則）

第1条 狭山池ダムにおける事前放流の実施については、操作規則・細則に定めるほか、この要領に定めるところによる。

（事前放流の基本）

第2条 次に掲げる(1)もしくは(2)に該当し、かつ(3)(4)の条件に該当する場合、全放流量2.5m³/sを上限として、事前放流を実施するものとする。

- (1) ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である242.3mm/24時間以上であるとき
- (2) 気象庁の発表する台風の進路予測（予報円）が大阪府域にかかるとき
- (3) 狭山池ダムの貯水位が、標高77.8メートル以上のとき
- (4) 西除川野田地点及び布忍橋地点の水位が水防団待機水位未満のとき

2 第5条第2項及び第5条第3項の規定により事前放流を中止した後、第1項の条件に該当する場合も、事前放流を実施するものとする。

（目標水位）

第3条 事前放流を行う場合は、標高77.8メートルの水位を限度水位※として、事前放流を実施するものとする。

※洪水調節可能容量に対応した水位下限値

（関係機関への通知）

第4条 事前放流を行う場合は、別表に定める関係機関に通知する。

（完了、中止）

第5条 事前放流を行っている場合において、洪水調節可能容量が確保された状態（ダムの貯水位が標高77.8メートル）になった場合は、事前放流操作を完了する。

2 西除川野田地点もしくは布忍橋地点の水位が水防団待機水位以上になった場合は、事前放流操作を中止する。

3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。

4 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要がある場合、または、事前放流を継続する必要があると認められる場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

（附則）

この要領は、令和3年12月9日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課
大阪府都市整備部河川室
大阪府水防本部
大阪府政策企画部危機管理室
大阪府鳳土木事務所
大阪狭山市役所危機管理室
堺市危機管理室防災課、建設局土木部土木管理課、農政部農業土木課
松原市市長公室危機管理課
羽曳野市市長公室危機管理室災害対策課
藤井寺市危機管理室
大阪市危機管理室
八尾市危機管理課
黒山警察署

北堺警察署
松原警察署
羽曳野警察署
堺市消防局
堺市消防局 大阪狭山消防署
松原市消防本部
柏原・羽曳野・藤井寺消防組合消防本部
大阪市消防局
八尾市消防本部
狭山池土地改良区
南余部水利組合
大饗水利組合
太井水利組合
小寺水利組合
八下水利組合
野遠水利組合
河合水利組合
高見の里水利組合

89) 地震・台風災害時等における河川・海岸・港湾施設の応急対策業務に関する協定

大阪府都市整備部長(以下「甲」という。)と社団法人浚渫業協会会長(以下「乙」という。)は、地震・台風等の災害により、大阪府が管理する河川・海岸・港湾施設が被害を受けた場合などにおいて、これらの応急対策業務が乙の協力により速やかに実施できるよう、次のとおり協定を締結する。

(協定対象業務の内容)

第1条 この協定の対象とする業務(以下「協定業務」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 河川・海岸・港湾施設等被害に対する応急対策作業
- (2) 航路・泊地等の障害物除去作業
- (3) 乙が保有する船舶等を使った緊急物資輸送業務
- (4) 災害発生直後における河川・海岸・港湾施設等の、可能な範囲での自主的な点検・報告
- (5) 甲が実施する災害対応訓練への参加等、日常からの自主的な緊急体制の確保と充実
- (6) その他甲が必要と認める応急対策業務(甲の責務)

第2条 甲は、本協定締結後、本協定の趣旨を甲の管轄する港湾局、土木事務所、治水事務所(以下「所属」という。)の長(以下「所属長」という。)周知させるものとする。

2 甲は、所属の連絡体制を乙に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には速やかに乙に報告するものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、本協定締結後、本協定の趣旨を乙の加盟会員(以下「協定会員」という。)に周知させるものとする。

2 乙は、協定会員名及び初動時の連絡先を甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

(協定業務の要請)

第4条 甲は、乙が自主的に行う業務の他に、協定業務の必要が生じた場合、乙に対して文書で次に掲げる事項を明らかにして、協定業務に関する要請を行うこととする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請することとし、甲は後日速やかに乙に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協定業務内容
- (2) 必要とする日時、場所及び期間
- (3) 当該協定業務を管轄する所属長
- (4) その他必要な事項

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲の要請に基づき、直ちに協定業務の実施体制等を組織し、協定業務を実施する協定会員(以下「実施会員」という。)を甲に報告するものとする。

2 実施会員は、速やかに所属長と協議の上、協定業務を実施するものとする。

(協定業務の報告)

第6条 実施会員は、協定業務が完了したときは、速やかに作業内容等を文書により所属長に報告するものとする。

(協定業務の契約)

第7条 甲の要請により実施会員が協定業務を実施した場合、所属長は速やかに協定業務の内容を精査し、建設工事請負契約書により実施会員と契約を締結するものとする。

2 前項の請負金額の額は、大阪府の予定価格以内とする。

(第三者との調整)

第8条 所属長は、協定業務に係る物件又は河川・海岸・港湾等占用物件等の所有権等を有する第三者との調整を行うものとする。

2 実施会員は、前項の調整業務に協力するものとする。

(災害発生時の情報提供等)

第9条 乙及び協定会員は、諸活動中に知りえた災害等による被害情報を積極的に甲及び所属長に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(事務局)

第10条 本協定に関する事務局は、甲においては大阪府都市整備部事業管理室に、乙においては社団法人浚渫業協会事務局に置くものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成19年7月30日から翌年の3月31日までとする。ただし、協定期間満了後、甲または乙から特段の中し出がない限り、本協定は毎年度自動的に更新したものとみなす。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項は、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年7月30日

甲 大阪府都市整備部長

乙 社団法人浚渫業協会 会長

国土交通省直轄河川重要水防箇所表

1. 淀川河川事務所 直轄河川重要水防箇所総括調書	401
2. 淀川河川事務所 直轄河川重要水防箇所箇所別調書	414
3. 大和川河川事務所 直轄河川重要水防箇所総括調書	440
4. 大和川河川事務所 直轄河川重要水防箇所重点区間総括調書	441
5. 大和川河川事務所 直轄河川重要水防箇所個別調書	442
6. 猪名川河川事務所 直轄河川重要水防箇所総括調書	452
7. 猪名川河川事務所 直轄河川重要水防箇所箇所別調書	453

国水環保第19号
平成31年2月27日

近畿地方整備局 河川部長 殿

水管理・国土保全局 河川環境課長
(公印省略)

重要水防箇所評定基準（案）の改定について

重要水防箇所評定基準（案）については、平成18年10月16日付け国河治第97号「重要水防箇所評定基準（案）の改定について」において別紙「重要水防箇所評定基準（案）」として運用しているところであるが、今般別添のとおり改めたので、今後はこれにより運用されたい。

重要水防箇所評定基準（案）

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝 ・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

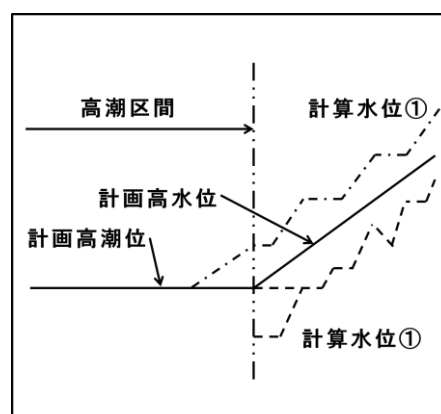
重要水防箇所評定基準（案）の解説

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

【解説】

「越水（溢水）」については、現況河道断面において、計画高水流量規模の洪水が流下したときに想定される水位（以下、「計算水位」という。）等により評定するものとしたものである。

高潮区間を持つ河川において、計算水位が計画高水位と一致しないことが考えられ、この場合には高潮区間の末端において計算水位と計画高潮位が連続しないこととなるが、この場合、計算水位又は計画高潮位を延長することにより、両者を連続させることとする。



計算水位が現況の堤防高を越える箇所を A ランク、現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所を B ランクとすることを基本とするが、堤防の構造、背後地の状況等を勘案し定めるものとする。例えば背後地の地盤高が高い場合など、家屋の浸水被害が発生するおそれが小さい場合などは、A ランクとしないことが考えられる。

A ランクとした区間の中でも、水防団等が水防活動の優先順位を適切に判断できるよう、氾濫ブロックを同一にする一連区間で、相対的に越水（溢水）が生じやすいと想定される箇所（以下、「危険箇所」という。）を水防団等に対して情報提供するものとする。なお、水防団等の体制、背後地の状況等を加味して、1 箇所ないし複数の危険箇所を情報提供するものとする。

また、「越水（溢水）」の種別において、重要水防箇所（A ランク及び B ランク）となる箇所は、流下能力が不足する理由を明確にしておくものとする。

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

【解説】

従前の基準（案）においては、堤防の形状（「堤防断面」）と堤防の変状（「法崩れ・すべり」及び「漏水」）の評定基準がそれぞれ別に規定されていたが、浸透から堤防の破壊に至るまでの現象の進行のうち、破壊の前兆現象（「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」）に着目して評定基準を整理している。

「堤体漏水」については、堤防の機能に支障が生じる変状履歴の有無、堤防脆弱性指標^{*1}、すべり破壊に対する安全性の照査の結果等により評定するものとしたものである。

堤体漏水から堤防の機能の支障が生じる変状として、法面のすべりが生じ、天端の陥没・崩壊に至る現象に着目することとし、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状履歴があり、類似の変状が繰り返し発生している箇所を A ランク、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状履歴があり、類似の変状は発生していないが安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが進行性がある変状が集中している箇所を B ランクとするものとする。

また、堤防脆弱性指標 $t^* \geq 0.01$ 、又は「河川堤防設計指針」^{*2}に基づく安全性照査の結果、すべり破壊に対する安全性が確保されておらず、法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状履歴がある箇所を A ランク、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状が確認されていないが、所要の対策が未施工の箇所を B ランクとするものとする。所要の対策とは、必要に応じて講ぜられた抜本的措置をいうものである。

ただし、礫質の堤体については t^* による重要水防箇所の設定は行わないものとする。

加えて、現況の堤防断面が計画の堤防断面に対して不足している箇所や、過去の被災履歴が受

け継がれている箇所など、水防団等と意見交換を行い堤体漏水が生じる可能性が特に高いと指摘された区間を A ランク、堤体漏水が生じる可能性が高いと指摘された区間を B ランクとすることができるものとする。

なお、 t^* による重要水防箇所の設定が完了していない河川にあつては、従前の「堤防断面」により設定することとする。

※1 堤防脆弱性指標 t^* : 「冠水時間（洪水継続時間）」と「浸透水が裏のりに達するまでの時間」の無次元量比で表される指標で、洪水時に堤体内浸透流の特徴を捉えた指標

※2 河川堤防設計指針：平成19年3月23日付け国河治第192号「河川堤防の設計について」を参照

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

【解説】

「基礎地盤漏水」については、堤防の機能に支障が生じる変状履歴の有無、基礎地盤のパイピング破壊に対する安全性照査の結果等により評定するものとしたものである。

基礎地盤漏水から堤防の機能の支障が生じる変状として、基礎地盤のパイピングが生じ、天端の陥没・崩壊に至る現象に着目することとし、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状履歴があり、類似の変状が繰り返し発生している箇所を A ランク、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状履歴があり、類似の変状は発生していないが、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある変状が集中している箇所を B ランクとするものとする。

また、類似の変状の有無にかかわらず、「河川堤防設計指針」に基づく基礎地盤のパイピング破壊に対する安全性の照査の結果、 $G/W \leq 1$ （堤内地盤の表層が透水性の低い土で被覆されている場合）、局所動水勾配 $i \geq 0.5$ （それ以外の場合）となる箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状履歴がある箇所を A ランク、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状が確認されていないが、所要の対策が未施工の箇所を B ランクとするものとする。

加えて、過去の被災履歴が受け継がれている箇所など、水防団等と意見交換を行い基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと指摘された区間を A ランク、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと指摘されている区間を B ランクとすることができるものとする。

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝 ・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	

【解説】

「水衝・洗掘」については、河床の深掘れ、堤防護岸の根固め等の破損の有無等により評定するものとしたものである。

水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしている箇所、堤防護岸の根固め等が一部破損している箇所あるいは波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績がある箇所、その対策が未施工の箇所を A ランク、水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所を B ランクとするものとする。

対策が未施工の箇所とは、水衝・洗掘に対して抜本的な対策が講じられていない箇所をいうものとし、水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしている箇所の対策が暫定施工の場合は B ランクとすることができる。暫定施工とは、深掘れが発生したときに、応急的に講ぜられた措置をいうものである。

洗掘あるいは深掘れの箇所及び深さによる危険度は、それぞれの河川の状況により異なると考えられることにより、基準（案）には具体的な数値は示さないこととしているが、水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしている箇所や、水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されている箇所等の抽出にあたっては、河道管理基本シート^{※3}を適宜活用するものとする。

※3 河道管理基本シート：河道の改善や河川構造物の補修などの必要性を判断するために、河川の流下能力及び河川構造物を管理するための情報を集約した、河川の維持管理のための基礎資料。

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	

【解説】

「工作物」については、「河川管理施設等応急対策基準」※4に基づく改善措置の必要性の有無あるいは河川横断工作物の桁下高等により評定するものとしたものである。

計算水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等を越える箇所を A ランク、計算水位と河川横断工作物の桁下高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所を B ランクとしたことについては、「越水（溢水）」における評定と同じ考え方としたものである。

なお、A ランクとした箇所の中でも、水防団等が水防活動の優先順位を適切に判断できるよう、危険箇所が越水（溢水）するよりも早く、洪水時の水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高に達する箇所がある場合は、その箇所を明確にし、水防団等に対して情報提供しておくものとする。

※4 河川管理施設等応急対策基準：平成28年4月1日付け国水環保第26号「河川管理施設等応急対策基準の取扱いについて」を参照

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。

【解説】

出水期間中に堤防を開削する工事箇所等は仮締切により安全性は確保されるものであるが、あくまで仮設であることより「要注意区間」としたものである。

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。

【解説】

新堤防の箇所は、上下流側の堤防あるいは基礎地盤とのなじみ及び出水時の経験による機能の確認等のために築造後 3 年以内は「要注意区間」としたものである。

破堤跡又は旧川跡の箇所は地質的に脆弱である場合が多いと考えられることにより、その履歴を残すために所要の対策を施工した後も「要注意区間」としたものである。

なお、破堤跡とは、主として漏水により破堤した箇所をいうものとする。

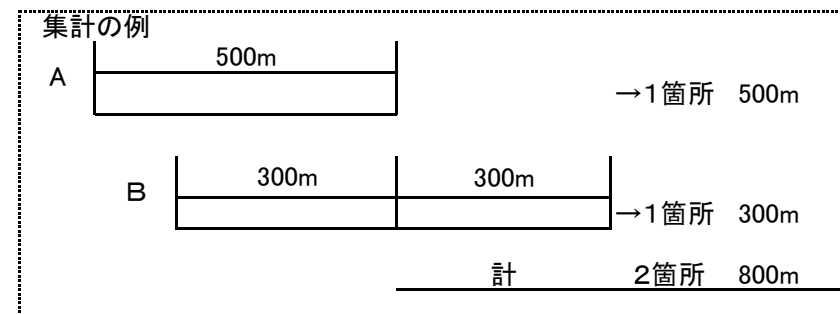
種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

【解説】

「陸閘」については、改修計画に位置づけられたものであっても、全て「要注意区間」とするものである。

① 府県名	② 河川名	③ 直轄管理 区間延長 km		④ 水防不要 区間 km	水防の必要がある区間										⑨ 重要水防 箇所 非指定 区間 km	備考			
					⑤ 水防不能 区間 km	⑥ 計						⑦ A		⑧ B					
						堤防		工作物		堤防		工作物		堤防			工作物		
						箇所	km	箇所	km	箇所	km	箇所	km	箇所			km	箇所	km
大阪府	淀川	右岸	37.0	0.0	0.0	3	1.6	24	0	0.0	11	3	1.6	13	35.4				
		左岸	37.0	0.0	0.0	3	1.4	22	0	0.0	7	3	1.4	15	35.6				
		計	74.0	0.0	0.0	6	3.0	46	0	0.0	18	6	3.0	28	71.0				
京都府	宇治川	右岸	16.1	0.0	0.0	10	8.0	26	0	0.0	5	10	8.0	21	8.1				
		左岸	16.1	0.0	0.0	2	2.4	7	0	0.0	2	2	2.4	5	13.7				
		計	32.2	0.0	0.0	12	10.4	33	0	0.0	7	12	10.4	26	21.8				
	木津川	右岸	37.0	0.0	0.0	12	10.4	8	1	0.4	8	11	10.0	0	26.6				
		左岸	37.0	0.0	0.0	15	11.0	10	2	1.4	6	13	9.6	4	26.0				
		計	74.0	0.0	0.0	27	21.4	18	3	1.8	14	24	19.6	4	52.6				
	桂川	右岸	18.6	0.0	0.0	11	12.2	10	4	5.2	6	7	7.0	4	6.0				
		左岸	18.6	0.0	0.0	11	8.8	12	4	5.0	5	7	3.8	7	9.8				
		計	37.2	0.0	0.0	22	21.0	22	8	10.2	11	14	10.8	11	15.8				
小計	右岸	108.7	0.0	0.0	36	32.2	68	5	5.6	30	31	26.6	38	76.1					
	左岸	108.7	0.0	0.0	31	23.6	51	6	6.4	20	25	17.2	31	85.1					
	計	217.4	0.0	0.0	67	55.8	119	11	12.0	50	56	43.8	69	161.2					

- 注1. 直轄河川延長は、最新の河川延長とする。
 2. 調査対象は、直轄管理区間で、2条7号区間は含まない。
 3. 水防不要区間は、山付け部・氾濫しても被害がでない等、水防の必要が認められない区間とする。
 4. 水防不能区間は、水防の必要があるが、水防が出来ない区間とする。
 ただし、無堤区間はすべてA区間とし、備考欄に「無堤区間」と明記する。
 5. 重要水防箇所非指定区間は、水防の必要がある区間から⑤と⑥を除いた区間とする。
 6. A、Bの集計において複数の種別が重複する場合、箇所数はそのまま集計し、延長は次により集計する。
 Aの延長(Bの重複区間を含む)
 Bの延長(Aの重複区間は除く)



令和4年 4月時点

事務所名：淀川河川事務所

① 府県名	② 河川名	③ 直轄管理 区間延長 km		④ 水防必要 区間延長 km	⑤ 重点区間延長			備考
					堤防		工作物	
					箇所	km	箇所	
大阪府	淀川	右岸	37.0	0.0	3	1.6	24	
		左岸	37.0	0.0	3	1.4	22	
		計	74.0	0.0	6	3.0	46	
京都府	宇治川	右岸	16.1	0.0	10	8.0	26	
		左岸	16.1	0.0	2	2.4	7	
		計	32.2	0.0	12	10.4	33	
	木津川	右岸	37.0	0.0	12	10.4	8	
		左岸	37.0	0.0	15	11.0	10	
		計	74.0	0.0	27	21.4	18	
	桂川	右岸	18.6	0.0	11	12.2	10	
		左岸	18.6	0.0	11	8.8	12	
		計	37.2	0.0	22	21.0	22	
	小計	右岸	108.7	0.0	36	32.2	68	
		左岸	108.7	0.0	31	23.6	51	
		計	217.4	0.0	67	55.8	119	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【越水・溢水】

事務所名：淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
1101	淀川	左	越水・溢水	B	大阪府大阪市福島区海老江三丁目	4.7 ~ 5.7	1000	12000 (5.2k)	4.11	6.58	2.90	福島	
1102	淀川	左	越水・溢水	B	大阪府大阪市北区中津七丁目	6.9 ~ 7.1	200	12000 (7.0k)	5.00	7.05	2.20	福島	
1103	淀川	左	越水・溢水	B	大阪府大阪市北区豊崎七丁目	8.1 ~ 8.3	200	12000 (8.2k)	5.57	7.63	2.20	福島	
1104	淀川	右	越水・溢水	B	大阪府大阪市西淀川区花川一丁目	4.7 ~ 5.9	1200	12000 (5.2k)	4.11	6.81	2.90	福島	
1105	淀川	右	越水・溢水	B	大阪府大阪市淀川区新北野一丁目	6.9 ~ 7.1	200	12000 (7.0k)	5.00	7.03	2.20	福島	
2101	宇治川	左	越水・溢水	B	京都市伏見区	44.5 ~ 47.5	1800	1500 (46.0k)	16.28	17.33	1.50	伏見	
2102	宇治川	左	越水・溢水	B	宇治市宇治塔川	51.1 ~ 51.7	600	1500 (51.4k)	18.04	18.78	1.50	伏見	
2103	宇治川	右	越水・溢水	B	京都市伏見区	40.1 ~ 41.3	1200	2200 (40.6k)	15.57	17.43	2.00	伏見	
2104	宇治川	右	越水・溢水	B	京都市伏見区	41.5 ~ 41.7	200	2200 (41.6k)	15.61	17.40	2.00	伏見	
2105	宇治川	右	越水・溢水	B	京都市伏見区	41.9 ~ 42.3	400	2200 (42.0k)	15.73	17.61	2.00	伏見	
2106	宇治川	右	越水・溢水	B	京都市伏見区	42.5 ~ 44.1	1600	2200 (43.2k)	15.86	17.67	1.93	伏見	
2107	宇治川	右	越水・溢水	B	京都市伏見区	44.5 ~ 44.9	400	2200 (44.6k)	15.91	17.32	1.70	伏見	
2108	宇治川	右	越水・溢水	B	京都市伏見区	45.3 ~ 47.1	1800	1500 (46.2k)	16.29	17.61	1.50	伏見	
2109	宇治川	右	越水・溢水	B	宇治市五ヶ庄	47.5 ~ 47.7	200	1500 (47.6k)	16.40	17.87	1.50	伏見	
2110	宇治川	右	越水・溢水	B	宇治市五ヶ庄	48.7 ~ 49.1	400	1500 (48.8k)	16.56	18.04	1.50	伏見	
2111	宇治川	右	越水・溢水	B	宇治市五ヶ庄	49.5 ~ 49.7	200	1500 (49.6k)	16.61	16.71	1.50	伏見	
2112	宇治川	右	越水・溢水	B	宇治市菟道	49.9 ~ 51.5	1600	1500 (50.6k)	17.12	18.43	1.50	伏見	
3101	木津川	左	越水・溢水	B	京都府八幡市八幡科手	0.7 ~ 1.1	400	6200 (0.8k)	15.76	17.69	2.00	伏見	
3102	木津川	左	越水・溢水	B	京都府八幡市川口浜	1.5 ~ 4.9	3400	6200 (3.2k)	18.22	19.43	2.00	伏見, 木津川	
3103	木津川	左	越水・溢水	B	京都府八幡市上奈良宮ノ東	5.1 ~ 5.3	200	6200 (5.0k)	19.21	20.80	1.52	木津川	
3104	木津川	左	越水・溢水	A	京都府木津川市鹿背山	25.9 ~ 26.5	600	6200 (26.2k)	36.25	34.41	1.50	木津川	
3105	木津川	左	越水・溢水	A	京都府木津川市加茂町北	31.1 ~ 31.9	800	6200 (31.4k)	44.91	41.87	1.50	木津川	
3106	木津川	右	越水・溢水	B	京都府京都市伏見区淀生津町	1.5 ~ 4.3	2800	6200 (2.8k)	18.06	19.47	2.00	木津川	
3107	木津川	右	越水・溢水	B	京都府城陽市水主	10.1 ~ 10.3	200	6200 (10.2k)	23.57	24.73	1.50	木津川	
3108	木津川	右	越水・溢水	A	京都府木津川市加茂町	28.7 ~ 29.1	400	6200 (28.8k)	41.00	39.79	1.50	木津川	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【越水・溢水】

事務所名：淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重 要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
3109	木津川	右	越水・溢水	B	京都府木津川市加茂町河原	29.1 ~ 30.7	1600	6200 (29.8k)	42.04	42.28	1.50	木津川	
4101	桂川	左	越水・溢水	B	京都市伏見区	2.3 ~ 2.7	400	5300 (2.4k)	16.76	18.22	2.00	伏見	
4102	桂川	左	越水・溢水	A	京都市伏見区	2.7 ~ 5.7	3000	5300 (4.2k)	18.66	17.71	1.84	伏見, 桂川	
4103	桂川	左	越水・溢水	A	京都市伏見区,南区	6.9 ~ 7.9	1000	3700 (7.4k)	19.61	19.59	1.50	桂川	
4104	桂川	左	越水・溢水	B	京都市南区	7.9 ~ 9.7	1800	3700 (8.8k)	20.12	20.53	1.50	桂川	
4105	桂川	左	越水・溢水	B	京都市右京区	12.3 ~ 12.9	600	3700 (12.6k)	24.44	25.93	1.50	桂川	
4106	桂川	左	越水・溢水	B	京都市右京区	14.5 ~ 14.7	200	3700 (14.6k)	29.14	29.48	1.50	桂川	
4107	桂川	左	越水・溢水	A	京都市右京区	14.7 ~ 14.9	200	3700 (14.8k)	29.58	29.55	1.50	桂川	
4108	桂川	左	越水・溢水	B	京都市右京区	14.9 ~ 15.3	400	3700 (15.0k)	29.70	30.37	1.50	桂川	
4109	桂川	左	越水・溢水	B	京都市右京区	16.7 ~ 16.9	200	3700 (16.8k)	34.15	35.38	1.50	桂川	
4110	桂川	左	越水・溢水	B	京都市右京区	17.3 ~ 17.5	200	3700 (17.4k)	35.72	36.51	1.50	桂川	
4111	桂川	左	越水・溢水	A	京都市右京区	17.5 ~ 18.3	800	3700 (17.8k)	35.90	35.24	1.50	桂川	
4112	桂川	右	越水・溢水	B	京都市伏見区	1.3 ~ 2.7	1400	5300 (2.0k)	16.31	16.70	2.00	桂川	
4113	桂川	右	越水・溢水	A	京都市伏見区	2.7 ~ 7.3	4600	5300 (5.0k)	19.07	18.11	1.52	桂川	
4114	桂川	右	越水・溢水	B	京都市伏見区	7.3 ~ 7.5	200	3700 (7.4k)	19.61	20.07	1.50	桂川	
4115	桂川	右	越水・溢水	A	京都市伏見区	7.5 ~ 7.7	200	3700 (7.6k)	19.70	19.57	1.50	桂川	
4116	桂川	右	越水・溢水	B	京都市伏見区,南区	7.7 ~ 8.7	1000	3700 (8.2k)	19.94	20.09	1.50	桂川	
4117	桂川	右	越水・溢水	A	京都市南区	8.7 ~ 8.9	200	3700 (8.8k)	20.12	20.11	1.50	桂川	
4118	桂川	右	越水・溢水	B	京都市南区	9.1 ~ 9.9	800	3700 (9.4k)	20.33	21.06	1.50	桂川	
4119	桂川	右	越水・溢水	B	京都市西京区	12.9 ~ 13.3	400	3700 (13.0k)	25.13	26.31	1.50	桂川	
4120	桂川	右	越水・溢水	B	京都市西京区	13.7 ~ 15.1	1400	3700 (14.4k)	27.89	29.23	1.50	桂川	
4121	桂川	右	越水・溢水	B	京都市西京区	15.9 ~ 17.7	1800	3700 (16.8k)	34.15	34.31	1.50	桂川	
4122	桂川	右	越水・溢水	A	京都市伏見区	17.7 ~ 17.9	200	3700 (17.8k)	35.90	35.11	1.50	桂川	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【堤体漏水】

事務所名: 淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重 要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
3304	木津川	左	堤体漏水	B	京都府京田辺市大住田辺	10.6 ~ 10.8	200	6200 (10.8k)	23.95	25.81	1.50	木津川	
3305	木津川	左	堤体漏水	B	京都府京田辺市草内	11.7 ~ 12.8	1100	6200 (12.2k)	25.27	27.25	1.50	木津川	残工事有
3306	木津川	左	堤体漏水	B	京都府京田辺市草内	12.8 ~ 13.2	400	6200 (13.0k)	25.82	28.07	1.50	木津川	
3308	木津川	左	堤体漏水	B	京都府綴喜郡精華町菅井	21.2 ~ 21.4	200	6200 (21.4k)	32.66	35.60	1.50	木津川	残工事有
3309	木津川	左	堤体漏水	B	京都府木津川市吐師	21.5 ~ 22.4	900	6200 (22.0k)	32.90	35.77	1.50	木津川	残工事有
3313	木津川	右	堤体漏水	B	京都府井手町大字多賀	15.3 ~ 15.5	200	6200 (15.4k)	27.83	30.36	1.50	木津川	
3315	木津川	右	堤体漏水	B	京都府木津川市山城町平尾	18.6 ~ 18.9	300	6200 (18.8k)	30.98	33.53	1.50	木津川	
3316	木津川	右	堤体漏水	B	京都府木津川市山城町上狛	25.3 ~ 25.5	200	6200 (25.4k)	35.49	38.14	1.50	木津川	
3317	木津川	右	堤体漏水	B	京都府木津川市加茂町河原	28.9 ~ 30.9	2000	6200 (30.0k)	42.27	42.44	1.50	木津川	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【基礎地盤漏水】

事務所名：淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重 要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P. m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
1301	淀川	右	基礎地盤漏水	B	大阪府大阪市淀川区塚本一丁目	5.7 ~ 5.9	200	12000 (5.8k)	4.454	6.950	2.740	福島	
3204	木津川	左	基礎地盤漏水	B	京都府京田辺市大住田辺	10.6 ~ 10.8	200	6200 (10.8k)	23.95	25.81	1.50	木津川	
3205	木津川	左	基礎地盤漏水	B	京都府京田辺市草内	11.7 ~ 12.8	1100	6200 (12.2k)	25.27	27.25	1.50	木津川	残工事有
3206	木津川	左	基礎地盤漏水	B	京都府京田辺市草内	12.8 ~ 13.2	400	6200 (13.0k)	25.82	28.07	1.50	木津川	
3208	木津川	左	基礎地盤漏水	B	京都府綴喜郡精華町菅井	21.2 ~ 21.4	200	6200 (21.4k)	32.66	35.60	1.50	木津川	残工事有
3209	木津川	左	基礎地盤漏水	B	京都府木津川市吐師	21.5 ~ 22.4	900	6200 (22.0k)	32.90	35.77	1.50	木津川	残工事有
3213	木津川	右	基礎地盤漏水	B	京都府井手町大字多賀	15.3 ~ 15.5	200	6200 (15.4k)	27.83	30.36	1.50	木津川	
3215	木津川	右	基礎地盤漏水	B	京都府木津川市山城町平尾	18.6 ~ 18.9	300	6200 (18.8k)	30.98	33.53	1.50	木津川	
3216	木津川	右	基礎地盤漏水	B	京都府木津川市山城町上狛	25.3 ~ 25.5	200	6200 (25.4k)	35.49	38.14	1.50	木津川	
3217	木津川	右	基礎地盤漏水	B	京都府木津川市加茂町河原	28.9 ~ 30.9	2000	6200 (30.0k)	42.27	42.44	1.50	木津川	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【水衝・洗掘】

事務所名：淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考

該当なし

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【工作物】

事務所名：淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P. m)	⑪ 桁下高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
1501	淀川	左	工作物	A	大阪府大阪市此花区伝法五丁目	2.6 + 200		12000 (2.6k)	2.554	2.320	2.900	福島	伝法大橋
1502	淀川	左	工作物	A	大阪府大阪市此花区伝法三丁目	2.8 + 82		12000 (2.8k)	3.046	2.950	2.900	福島	阪神なんば線新淀川橋梁
1503	淀川	左	工作物	A	大阪府大阪市福島区海老江八丁目	4.6 + 176		12000 (4.6k)	3.786	1.511	2.900	福島	淀川大橋
1504	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市福島区海老江三丁目	5.6 + 49		12000 (5.6k)	4.354	7.200	2.846	福島	阪神高速池田線
1505	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市福島区海老江三丁目	5.6 + 26		12000 (5.6k)	4.354	7.127	2.846	福島	東海道本線下淀橋
1506	淀川	左	工作物	A	大阪府大阪市北区中津七丁目	6.8 + 185		12000 (6.8k)	4.708	4.814	2.207	福島	十三大橋
1507	淀川	左	工作物	A	大阪府大阪市北区中津七丁目	7.0 + 17		12000 (7.0k)	5.000	4.452	2.200	福島	阪急神戸線
1508	淀川	左	工作物	A	大阪府大阪市北区中津七丁目	7.0 + 32		12000 (7.0k)	5.000	4.777	2.200	福島	阪急宝塚線
1509	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市北区中津七丁目	7.0 + 47		12000 (7.0k)	5.000	6.342	2.200	福島	阪急京都線
1510	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市北区豊崎七丁目	8.2 + 4		12000 (8.2k)	5.573	5.569	2.200	福島	本庄水管橋
1511	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市北区豊崎六丁目	8.6 + 117		12000 (8.6k)	5.749	7.055	2.200	毛馬	東海道本線上淀橋下
1512	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市北区豊崎六丁目	8.6 + 132		12000 (8.6k)	5.749	7.515	2.200	毛馬	東海道本線上淀橋
1513	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市北区豊崎六丁目	8.6 + 150		12000 (8.6k)	5.749	7.439	2.200	毛馬	東海道本線上淀橋上
1514	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市北区本庄東三丁目	9.2 + 200		12000 (9.2k)	6.409	8.190	2.200	毛馬	長柄橋
1515	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市北区長柄西二丁目	9.4 + 150		12000 (9.4k)	6.454	8.542	2.200	毛馬	長柄共同橋
1516	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市北区長柄西二丁目	9.4 + 60		12000 (9.4k)	6.454	8.554	2.200	毛馬	阪急千里線
1517	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市都島区大東町三丁目	11.2 + 116		12000 (11.2k)	6.986	7.756	2.160	毛馬	城東貨物線淀川橋梁
1518	淀川	左	工作物	B	大阪府大阪市旭区太子橋一丁目	13.6 + 150		12000 (13.6k)	8.178	10.225	2.098	毛馬	豊里大橋
1519	淀川	左	工作物	B	大阪府守口市大庭町二丁目	17.0 + 133		12000 (17.0k)	9.052	10.675	2.011	枚方	鳥飼ガス管橋
1520	淀川	左	工作物	B	大阪府守口市大日町四丁目	17.2 +113		12000 (17.2k)	9.190		2.005	枚方	大阪市庭窪取水口
1521	淀川	左	工作物	B	大阪府枚方市楠葉	33.0 +100		12000 (33.0k)	13.725		2.000	枚方	岸樋門
1522	淀川	左	工作物	A	大阪府枚方市楠葉	34.6		12000 (34.6k)	14.619		2.000	枚方	橋本樋門
1523	淀川	右	工作物	A	大阪府大阪市西淀川区西島一丁目	1.4		12000 (1.4k)	2.013		2.900	福島	西島水門
1524	淀川	右	工作物	A	大阪府大阪市西淀川区福町一丁目	2.8 + 0		12000 (2.8k)	3.046	2.320	2.900	福島	伝法大橋
1525	淀川	右	工作物	A	大阪府大阪市西淀川区福町一丁目	2.8 + 7		12000 (2.8k)	3.046	2.950	2.900	福島	阪神西大阪線新淀川橋梁
1526	淀川	右	工作物	A	大阪府大阪市西淀川区姫里一丁目	4.6 + 166		12000 (4.6k)	3.786	1.511	2.900	福島	淀川大橋
1527	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市西淀川区柏里一丁目	5.6 + 49		12000 (5.6k)	4.354	7.200	2.846	福島	阪神高速池田線

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【工作物】

事務所名：淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P. m)	⑪ 桁下高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
1528	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市西淀川区柏里一丁目	5.6 + 26		12000 (5.6k)	4.354	7.127	2.846	福島	東海道本線下淀橋
1529	淀川	右	工作物	A	大阪府大阪市淀川区新北野一丁目	6.8 + 200		12000 (6.8k)	4.708	4.814	2.207	福島	十三大橋
1530	淀川	右	工作物	A	大阪府大阪市淀川区新北野一丁目	7.0 + 26		12000 (7.0k)	5.000	4.452	2.200	福島	阪急神戸線
1531	淀川	右	工作物	A	大阪府大阪市淀川区新北野一丁目	7.0 + 41		12000 (7.0k)	5.000	4.777	2.200	福島	阪急宝塚線
1532	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市淀川区新北野一丁目	7.0 + 57		12000 (7.0k)	5.000	6.342	2.200	福島	阪急京都線
1533	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目	8.6 + 184		12000 (8.6k)	5.749	7.055	2.200	毛馬	東海道本線上淀橋下
1534	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目	8.6 + 200		12000 (8.6k)	5.749	7.515	2.200	毛馬	東海道本線上淀橋
1535	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目	8.6 + 200		12000 (8.6k)	5.749	7.439	2.200	毛馬	東海道本線上淀橋上
1536	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市東淀川区柴島一丁目	9.4 + 20		12000 (9.4k)	6.454	8.260	2.200	毛馬	長柄橋
1537	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市東淀川区柴島一丁目	9.4 + 150		12000 (9.4k)	6.454	8.542	2.200	毛馬	長柄共同橋
1538	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市東淀川区柴島一丁目	9.4 + 60		12000 (9.4k)	6.454	8.554	2.200	毛馬	阪急千里線
1539	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市東淀川区東淡路一丁目	11.2 +50		12000 (11.2k)	6.986	8.136	2.160	毛馬	大阪市柴島取水口
1540	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市東淀川区東淡路一丁目	11.2 + 135		12000 (11.2k)	6.986	7.756	2.160	毛馬	城東貨物線淀川橋梁
1541	淀川	右	工作物	B	大阪府大阪市東淀川区豊里三丁目	13.6 + 150		12000 (13.6k)	8.178	10.225	2.098	毛馬	豊里大橋
1542	淀川	右	工作物	B	大阪府摂津市鳥飼西	17.0 + 133		12000 (17.0k)	9.052	10.675	2.011	毛馬	鳥飼ガス管橋
1543	淀川	右	工作物	A	京都府大山崎町字大山崎	36.0		12000 (36.0k)	14.849		2.000	桂川	大山崎樋門
1544	神崎川	右	工作物	A	摂津市南別府町	0.6		(0.6k)				毛馬	味生樋門
1545	芥川	右	工作物	A	高槻市芝生町	1.8		(1.8k)				高槻	芝生揚水樋
1546	芥川	右	工作物	A	高槻市津之江町	2.2		(2.2k)				高槻	津之江排水機場
2501	宇治川	左	工作物	B	八幡市八幡茶屋ノ前	37.8 + 27		2200 (37.8k)	15.341	16.705	2.000	伏見	宇治川橋梁
2502	宇治川	左	工作物	B	京都市伏見区	42.2 + 20		2200 (42.2k)	15.783	17.251	2.000	伏見	宇治川大橋
2503	宇治川	左	工作物	B	京都市伏見区	44.8 + 26		2200 (44.8k)	15.970	16.856	1.661	伏見	観月独立橋(ガス管)
2504	宇治川	左	工作物	A	京都市伏見区	44.8 + 36		2200 (44.8k)	15.970	15.498	1.661	伏見	旧観月橋
2505	宇治川	左	工作物	A	宇治市宇治	51.2 + 160		1500 (51.2k)	17.568	17.796	1.500	伏見	喜撰橋
2506	宇治川	左	工作物	B	宇治市宇治	52.2 + 15		1500 (52.2k)	19.457	20.475	1.500	伏見	松嵐橋
2507	宇治川	左	工作物	B	宇治市宇治	52.6 + 85		1500 (52.6k)	21.027	22.414	1.500	伏見	天ヶ瀬吊り橋
2508	宇治川	右	工作物	B	八幡市八幡在応寺	37.8 + 44		2200 (37.8k)	15.341	16.705	2.000	伏見	宇治川橋梁

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【工作物】

事務所名： 淀 川 河 川 事 務 所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P. m)	⑪ 桁下高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
2509	宇治川	右	工作物	B	京都市伏見区	42.0 + 50		2200 (42.0k)	15.726	17.251	2.000	伏見	宇治川大橋
2510	宇治川	右	工作物	B	京都市伏見区	44.8 + 24		2200 (44.8k)	15.970	16.856	1.661	伏見	観月独立橋(ガス管)
2511	宇治川	右	工作物	A	京都市伏見区	44.8 + 40		2200 (44.8k)	15.970	15.593	1.661	伏見	旧観月橋
2512	宇治川	右	工作物	B	京都市伏見区	46.4 + 56		1500 (46.4k)	16.335		1.500	伏見	桃山南団地排水機場
2513	宇治川	右	工作物	B	宇治市宇治	51.0 + 156		1500 (51.0k)	17.353	18.915	1.500	伏見	朝霧橋
2514	宇治川	右	工作物	B	宇治市宇治	51.2 + 183		1500 (51.2k)	17.568	18.818	1.500	伏見	観流橋
2515	宇治川	右	工作物	B	宇治市宇治	52.6 + 64		1500 (52.6k)	21.027	22.414	1.500	伏見	天ヶ瀬吊り橋
2516	東高瀬川	左	工作物	B	京都市伏見区	0.6 +21		(0.6k)		16.063		伏見	三栖橋
2517	東高瀬川	左	工作物	B	京都市伏見区	1.2 +27		(1.2k)		16.498		伏見	新大手橋
2518	東高瀬川	左	工作物	B	京都市伏見区	1.8 +62		(1.8k)		15.707		伏見	三雲小橋
2519	東高瀬川	左	工作物	B	京都市伏見区	2.0 -8		(2.0k)		16.198		伏見	西丹波橋
2520	東高瀬川	左	工作物	A	京都市伏見区	2.6 +13.3		(2.6k)		16.777		伏見	高瀬橋
2521	東高瀬川	右	工作物	A	京都市伏見区	0.6 +21		(0.6k)		16.064		伏見	三栖橋
2522	東高瀬川	右	工作物	B	京都市伏見区	1.2 +26		(1.2k)		16.498		伏見	新大手橋
2523	東高瀬川	右	工作物	B	京都市伏見区	1.8 +62		(1.8k)		15.699		伏見	三雲小橋
2524	東高瀬川	右	工作物	B	京都市伏見区	2.0 -7		(2.0k)		16.198		伏見	西丹波橋
2525	東高瀬川	右	工作物	B	京都市伏見区	2.6 +12.3		(2.6k)		16.599		伏見	高瀬橋
2526	山科川	左	工作物	A	京都市伏見区	0.4 -4.9		400 (0.4k)		15.661		伏見	中野橋
2527	山科川	左	工作物	A	京都市伏見区	0.8 -114		400 (0.8k)		16.997		伏見	丹後橋
2528	山科川	左	工作物	B	京都市伏見区	0.8 -114		400 (0.8k)		17.644		伏見	京都市水管橋(丹後橋)
2529	山科川	左	工作物	B	宇治市六地蔵	1.6 +53.8		400 (1.6k)		17.500		伏見	六地蔵橋
2530	山科川	右	工作物	B	京都市伏見区	0.4 -4.8		400 (0.4k)		15.661		伏見	中野橋
2531	山科川	右	工作物	B	京都市伏見区	0.8 -124.3		400 (0.8k)		16.997		伏見	丹後橋
2532	山科川	右	工作物	B	京都市伏見区	0.8 -124.3		400 (0.8k)		17.647		伏見	京都市水管橋(丹後橋)
2533	山科川	右	工作物	B	京都市伏見区	1.6 +46.4		400 (1.6k)		17.500		伏見	六地蔵橋
3501	木津川	左	工作物	B	八幡市八幡科手	1.2 + 71		6200 (1.2k)	16.324	16.635	2.000	伏見	御幸橋
3502	木津川	左	工作物	B	八幡市八幡千束	1.4 +281		6200 (1.4k)	16.505	16.221	2.000	伏見	木津川橋

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【工作物】

事務所名：淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P. m)	⑪ 桁下高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
3503	木津川	左	工作物	B	八幡市八幡北浦	2.2 +79		6200 (2.2k)	17.591		2.000	木津川	八幡排水機場
3504	木津川	左	工作物	A	八幡市下奈良	4.2 +100		6200 (4.2k)	18.866		1.841	木津川	川口揚水樋門
3505	木津川	左	工作物	B	八幡市下奈良	4.4 +40		6200 (4.4k)	18.972	18.453	1.761	木津川	木津川大橋
3506	木津川	左	工作物	A	八幡市上津屋浜垣内	5.8 +193		6200 (5.8k)	19.637	14.216	1.500	木津川	上津屋橋
3507	木津川	左	工作物	A	京田辺市大住長田	9.8 +100		6200 (9.8k)	22.898		1.500	木津川	三野揚水樋門
3508	木津川	左	工作物	A	京田辺市大住長田	9.8 +150		6200 (9.8k)	22.898		1.500	木津川	大住排水機場
3509	木津川	左	工作物	A	京田辺市薪外島	10.6 +25		6200 (10.6k)	23.808		1.500	木津川	西浜排水樋門
3510	木津川	左	工作物	A	木津川市加茂町大野	29.4 +10		6200 (29.4k)	41.833		1.500	木津川	大野排水樋門
3511	木津川	右	工作物	A	久世郡久御山町	4.2 +103		6200 (4.2k)	18.866		1.841	木津川	城西用水樋
3512	木津川	右	工作物	A	久世郡久御山町	4.2 +168		6200 (4.2k)	18.866	18.453	1.841	木津川	木津川大橋
3513	木津川	右	工作物	A	久世郡久御山町下津屋	5.4 +98		6200 (5.4k)	19.386		1.500	木津川	下津屋揚水樋
3514	木津川	右	工作物	A	久世郡久御山町	6.0 +19		6200 (6.0k)	19.910	14.216	1.500	木津川	上津屋橋
3515	木津川	右	工作物	A	城陽市上津屋	6.2 +36		6200 (6.2k)	19.987		1.500	木津川	佐山揚水樋
3516	木津川	右	工作物	A	綴喜郡井手町	14.6 +77		6200 (14.6k)	27.336		1.500	木津川	野上揚水機
3517	木津川	右	工作物	A	木津川市山城町	21.0 +370		6200 (21.0k)	32.311		1.500	木津川	西澱排水樋門
3518	木津川	右	工作物	A	木津川市加茂町河原	29.8 +130		6200 (29.8k)	42.044		1.500	木津川	河原排水樋門
4501	桂川	左	工作物	A	八幡市八幡狐川	0.0 +10		5300 (0.0k)	15.351		2.000	伏見	林之元排水樋門
4502	桂川	左	工作物	B	京都市伏見区	2.2 + 200		5300 (2.2k)	16.562	17.889	2.000	伏見	宮前橋
4503	桂川	左	工作物	A	京都市南区	7.4 + 13		3700 (7.4k)	19.641	18.275	1.500	桂川	久我橋
4504	桂川	左	工作物	A	京都市南区	7.8 + 104		3700 (7.8k)	19.811	18.730	1.500	桂川	桂川橋梁
4505	桂川	左	工作物	B	京都市南区	9.8 + 90		3700 (9.8k)	20.448	21.326	1.500	桂川	新久世橋
4506	桂川	左	工作物	B	京都市南区	9.8 +113		3700 (9.8k)	20.448	20.868	1.500	桂川	旧久世橋
4507	桂川	左	工作物	A	京都市南区	11.0 +35		3700 (11.0k)	21.369	23.399	1.500	桂川	東海道下り線桂川橋梁
4508	桂川	左	工作物	B	京都市南区	11.0 +50		3700 (11.0k)	21.369	23.347	1.500	桂川	東海道上り線桂川橋梁
4509	桂川	左	工作物	B	京都市右京区	12.8 +100		3700 (12.8k)	24.634	26.740	1.500	桂川	阪急電鉄京都線桂川橋梁
4510	桂川	左	工作物	B	京都市右京区	15.0		3700 (15.0k)	29.520		1.500	桂川	梅津(第一・第二)排水樋門
4511	桂川	左	工作物	A	京都市右京区	18.0 + 15		3700 (18.0k)	37.617	36.342	1.500	桂川	渡月橋

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【工作物】

事務所名： 淀 川 河 川 事 務 所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P. m)	⑪ 桁下高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
4512	桂川	左	工作物	B	京都市右京区	18.0 + 150		3700 (18.0k)	37.617		1.500	桂川	一の井堰
4513	桂川	右	工作物	B	京都市伏見区	2.4 -80		5300 (2.4k)	16.730	17.889	2.000	桂川	宮前橋
4514	桂川	右	工作物	A	京都市伏見区	7.4 +23		3700 (7.4k)	19.641	18.293	1.500	桂川	久我橋
4515	桂川	右	工作物	A	京都市伏見区	7.8 +143		3700 (7.8k)	19.811	18.730	1.500	桂川	桂川橋梁
4516	桂川	右	工作物	B	京都市南区	9.8 +84		3700 (9.8k)	20.448	21.311	1.500	桂川	新久世橋
4517	桂川	右	工作物	B	京都市南区	9.8 +112		3700 (9.8k)	20.448	20.868	1.500	桂川	旧久世橋
4518	桂川	右	工作物	A	京都市西京区	11.0 +80		3700 (11.0k)	21.369	23.399	1.500	桂川	東海道下り線桂川橋梁
4519	桂川	右	工作物	B	京都市西京区	11.0 +100		3700 (11.0k)	21.369	23.347	1.500	桂川	東海道上り線桂川橋梁
4520	桂川	右	工作物	A	京都市西京区	14.2 +75		3700 (14.2k)	27.981	27.630	1.500	桂川	上野橋
4521	桂川	右	工作物	A	京都市西京区	18.0 +21		3700 (18.0k)	37.617	36.342	1.500	桂川	渡月橋
4522	桂川	右	工作物	A	京都市西京区	18.2 -50		3700 (18.2k)	38.133		1.500	桂川	一の井堰

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【要注意区間(工事施工・新堤防・破堤跡・旧川跡・陸閘)】

事務所名: 淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
1601	淀川	左	破堤跡	要	寝屋川市点野	21.3 ~ 21.5	200	12000 (21.4k)	10.39	13.91	2.00	枚方	破堤跡(不明)
1602	淀川	左	破堤跡	要	寝屋川市太間町	21.9 ~ 22.1	200	12000 (22.0k)	10.53	13.23	2.00	枚方	破堤跡(不明)
1603	淀川	左	破堤跡	要	枚方市出口	22.5 ~ 22.7	200	12000 (22.6k)	10.56	13.75	2.00	枚方	破堤跡(不明)
1604	淀川	左	破堤跡	要	枚方市桜町	25.7 ~ 25.9	200	12000 (25.8k)	11.58	14.33	2.00	枚方	破堤跡(M18.6)
1605	淀川	左	破堤跡	要	枚方市堤町	26.5 ~ 26.7	200	12000 (26.6k)	11.71	14.69	2.00	枚方	破堤跡(M18.6)
1606	淀川	左	破堤跡	要	枚方市大字磯島	26.9 ~ 27.1	200	12000 (27.0k)	11.81	15.35	2.00	枚方	破堤跡(M18.6)
1607	淀川	左	破堤跡	要	枚方市西牧野	30.1 ~ 30.3	200	12000 (30.2k)	12.85	16.50	2.00	枚方	破堤跡(M18.6)
1608	淀川	左	破堤跡	要	枚方市樋之上町	31.7 ~ 31.9	200	12000 (31.8k)	13.30	17.08	2.00	枚方	破堤跡(M18.7)
1609	淀川	左	破堤跡	要	八幡市橋本北ノ町	35.3 ~ 35.5	200	12000 (35.4k)	14.85	17.85	2.00	伏見	破堤跡(M18.7)
1610	淀川	右	破堤跡	要	大阪市西淀川区	2.1 ~ 2.5	400	12000 (2.2k)	2.37	6.68	2.90	福島	破堤跡(T6.10)
1611	淀川	右	破堤跡	要	大阪市西淀川区	3.7 ~ 3.9	200	12000 (3.8k)	3.41	6.79	2.90	福島	破堤跡(T6.10)
1612	淀川	右	破堤跡	要	大阪市西淀川区	3.9 ~ 4.1	200	12000 (4.0k)	3.50	6.74	2.90	福島	破堤跡(T6.10)
1613	淀川	右	破堤跡	要	高槻市唐崎南	24.1 ~ 24.3	200	12000 (24.2k)	11.13	14.62	2.00	高槻	破堤跡(M18.7)
1614	淀川	右	破堤跡	要	高槻市大塚町	26.7 ~ 26.9	200	12000 (26.8k)	11.81	15.01	2.00	高槻	破堤跡(T6.10)
1615	淀川	右	破堤跡	要	高槻市前島	28.5 ~ 28.7	200	12000 (28.6k)	12.18	16.00	2.00	高槻	破堤跡(S28.9)
1616	淀川	右	破堤跡	要	高槻市上牧町	31.9 ~ 32.1	200	12000 (32.0k)	13.41	17.34	2.00	高槻	破堤跡(M22.8)
1617	淀川	右	破堤跡	要	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺	36.5 ~ 36.7	200	12000 (36.6k)	14.84	18.82	2.00	桂川	破堤跡(M18.7)
2601	宇治川	左	破堤跡	要	京都市伏見区	42.7 ~ 43.3	200	2200 (43.0k)	15.86	18.67	1.97	伏見	破堤跡(S28.9、M18.7)
2602	宇治川	左	破堤跡	要	京都市伏見区	45.1 ~ 45.3	200	2200 (45.2k)	16.00	17.46	1.59	伏見	破堤跡(M18.7)
2603	宇治川	左	破堤跡	要	宇治市槇島町	49.5 ~ 49.7	200	1500 (49.6k)	16.61	19.85	1.50	伏見	破堤跡(M18.7)
2604	宇治川	左	破堤跡	要	宇治市槇島町	50.5 ~ 50.7	200	1500 (50.6k)	17.12	20.40	1.50	伏見	破堤跡(M1.5)
2605	宇治川	右	破堤跡	要	京都市伏見区	43.3 ~ 43.5	200	2200 (43.4k)	15.86	17.50	1.90	伏見	破堤跡(M18.7)
3601	木津川	左	破堤跡	要	八幡市橋本尻江	0.5 ~ 0.7	200	6200 (0.6k)	15.61	17.61	2.00	伏見	破堤跡(M18.7)
3602	木津川	左	破堤跡	要	京田辺市三山木川口	16.3 ~ 16.5	200	6200 (16.4k)	28.83	31.43	1.50	木津川	破堤跡(T6.10)
3603	木津川	左	破堤跡	要	木津川市加茂町	29.5 ~ 29.7	200	6200 (29.6k)	41.99	44.39	1.50	木津川	破堤跡(T6.10)
3604	木津川	右	破堤跡	要	久世郡久御山町	4.7 ~ 5.1	400	6200 (4.8k)	19.13	20.95	1.60	木津川	破堤跡(M18.6)
3605	木津川	右	破堤跡	要	城陽市奈島	12.9 ~ 13.1	200	6200 (13.0k)	25.82	28.25	1.50	木津川	破堤跡(T6.10)
3606	木津川	右	破堤跡	要	城陽市奈島	14.1 ~ 14.3	200	6200 (14.2k)	26.72	29.02	1.50	木津川	破堤跡(T6.10)
3607	木津川	右	破堤跡	要	綴喜郡井手町	15.3 ~ 15.5	200	6200 (15.4k)	27.83	30.36	1.50	木津川	破堤跡(T6.10)

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【要注意区間(工事施工・新堤防・破堤跡・旧川跡・陸閘)】

事務所名: 淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
3608	木津川	右	破堤跡	要	木津川市山城町	18.5 ~ 18.7	200	6200 (18.6k)	30.88	33.25	1.50	木津川	破堤跡(T6.10)
3609	木津川	右	破堤跡	要	木津川市山城町	20.9 ~ 21.1	200	6200 (21.0k)	32.31	34.78	1.50	木津川	破堤跡(T6.10)
4601	桂川	左	破堤跡	要	京都市伏見区	4.1 ~ 4.3	200	5300 (4.0k)	18.68	17.58	1.92	伏見	破堤跡(M18.7)
4602	桂川	右	破堤跡	要	乙訓郡大山崎町	0.3 ~ 0.7	200	5300 (0.4k)	15.61	18.76	2.00	桂川	破堤跡(M18.7)
4603	桂川	右	破堤跡	要	乙訓郡大山崎町	0.9 ~ 1.1	200	5300 (1.0k)	15.79	18.73	2.00	桂川	破堤跡(M18.7)
4604	桂川	右	破堤跡	要	京都市伏見区	2.9 ~ 3.1	200	5300 (3.0k)	17.92	17.36	2.00	桂川	破堤跡(M18.7)
1701	淀川	左	旧川跡	要	大阪市此花区	1.9 ~ 2.1	200	12000 (2.0k)	2.22	6.66	2.90	福島	旧川跡
1702	淀川	左	旧川跡	要	大阪市此花区	2.7 ~ 2.9	200	12000 (2.8k)	3.05	7.10	2.90	福島	旧川跡
1703	淀川	左	旧川跡	要	大阪市此花区	3.9 ~ 4.3	400	12000 (4.0k)	3.50	6.73	2.90	福島	旧川跡
1704	淀川	左	旧川跡	要	大阪市北区	6.5 ~ 6.7	200	12000 (6.6k)	4.61	7.72	2.31	福島	旧川跡
1705	淀川	左	旧川跡	要	大阪市北区豊崎	8.7 ~ 8.9	200	12000 (8.8k)	6.22	8.44	2.20	毛馬	旧川跡
1706	淀川	左	旧川跡	要	大阪市北区	9.3 ~ 9.5	200	12000 (9.4k)	6.45	9.83	2.20	毛馬	旧川跡
1707	淀川	左	旧川跡	要	大阪市北区	9.9 ~ 10.1	200	12000 (10.0k)	6.56	9.38	2.19	毛馬	旧川跡
1708	淀川	左	旧川跡	要	大阪市北区	10.7 ~ 10.9	200	12000 (10.8k)	6.90	9.42	2.17	毛馬	旧川跡
1709	淀川	左	旧川跡	要	大阪市旭区	11.7 ~ 12.5	800	12000 (12.0k)	7.30	10.37	2.14	毛馬	旧川跡
1710	淀川	左	旧川跡	要	大阪市旭区	14.1 ~ 14.5	400	12000 (14.2k)	8.39	10.71	2.08	毛馬	旧川跡
1711	淀川	左	旧川跡	要	寝屋川市点野	20.5 ~ 21.1	600	12000 (20.8k)	10.19	12.73	2.00	枚方	旧川跡
1712	淀川	左	旧川跡	要	寝屋川市点野	21.5 ~ 21.7	200	12000 (21.6k)	10.45	13.47	2.00	枚方	旧川跡
1713	淀川	左	旧川跡	要	枚方市町楠葉	32.9 ~ 33.1	200	12000 (33.0k)	13.72	16.58	2.00	枚方	旧川跡
1714	淀川	右	旧川跡	要	大阪市西淀川区	4.3 ~ 4.9	600	12000 (4.6k)	3.79	6.77	2.90	福島	旧川跡
1715	淀川	右	旧川跡	要	大阪市淀川区	6.5 ~ 7.5	1000	12000 (7.0k)	5.00	7.03	2.20	福島	旧川跡
1716	淀川	右	旧川跡	要	大阪市東淀川区	8.9 ~ 9.1	200	12000 (9.0k)	6.37	9.33	2.20	毛馬	旧川跡
1717	淀川	右	旧川跡	要	大阪市東淀川区	11.9 ~ 12.1	200	12000 (12.0k)	7.30	9.70	2.14	毛馬	旧川跡

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【要注意区間(工事施工・新堤防・破堤跡・旧川跡・陸閘)】

事務所名: 淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
1718	淀川	右	旧川跡	要	大阪市東淀川区	15.9 ~ 16.3	400	12000 (16.0k)	8.93	11.88	2.03	毛馬	旧川跡
1719	淀川	右	旧川跡	要	摂津市烏飼西	16.9 ~ 17.1	200	12000 (17.0k)	9.05	11.95	2.01	毛馬	旧川跡
1720	淀川	右	旧川跡	要	摂津市烏飼西	17.5 ~ 17.7	200	12000 (17.6k)	9.29	12.18	2.00	毛馬	旧川跡
1721	淀川	右	旧川跡	要	摂津市烏飼西	18.9 ~ 19.1	200	12000 (19.0k)	9.74	12.70	2.00	毛馬	旧川跡
1722	淀川	右	旧川跡	要	高槻市前島	28.5 ~ 29.1	600	12000 (28.8k)	12.24	16.08	2.00	高槻	旧川跡
1723	淀川	右	旧川跡	要	高槻市道鶴町	30.1 ~ 30.3	200	12000 (30.2k)	12.85	16.24	2.00	高槻	旧川跡
1724	淀川	右	旧川跡	要	高槻市道鶴町	30.9 ~ 31.1	200	12000 (31.0k)	13.03	16.84	2.00	高槻	旧川跡
1725	淀川	右	旧川跡	要	高槻市東上牧	32.1 ~ 32.3	200	12000 (32.2k)	13.48	17.41	2.00	高槻	旧川跡
2701	宇治川	左	旧川跡	要	京都市伏見区	44.9 ~ 45.3	400	2200 (45.0k)	15.99	17.45	1.63	伏見	旧川跡
2702	宇治川	左	旧川跡	要	京都市伏見区	47.3 ~ 47.7	400	1500 (47.4k)	16.38	17.76	1.50	伏見	旧川跡
2703	宇治川	左	旧川跡	要	宇治市槇島町	50.5 ~ 50.7	200	1500 (50.6k)	17.12	20.40	1.50	伏見	旧川跡
2704	宇治川	左	旧川跡	要	宇治市宇治	51.5 ~ 51.7	200	1500 (51.6k)	18.38	19.19	1.50	伏見	旧川跡
2705	宇治川	右	旧川跡	要	久世郡久御山町	39.1 ~ 39.3	200	2200 (39.2k)	15.42	17.57	2.00	伏見	旧川跡
2706	宇治川	右	旧川跡	要	京都市伏見区	41.1 ~ 41.5	400	2200 (41.2k)	15.57	17.38	2.00	伏見	旧川跡
2707	宇治川	右	旧川跡	要	京都市伏見区	45.9 ~ 46.3	400	1500 (46.0k)	16.28	17.75	1.50	伏見	旧川跡
2708	宇治川	右	旧川跡	要	宇治市五ヶ庄	48.3 ~ 48.7	400	1500 (48.4k)	16.55	18.27	1.50	伏見	旧川跡
2709	宇治川	右	旧川跡	要	宇治市菟道	50.3 ~ 50.9	600	1500 (50.4k)	16.95	18.31	1.50	伏見	旧川跡
3701	木津川	左	旧川跡	要	八幡市川口浜	2.9 ~ 3.1	200	6200 (3.0k)	18.13	19.45	2.00	木津川	旧川跡
3702	木津川	左	旧川跡	要	八幡市川口東頭	3.5 ~ 3.7	200	6200 (3.6k)	18.64	19.57	2.00	木津川	旧川跡
3703	木津川	左	旧川跡	要	八幡市上津屋尼ヶ池	5.1 ~ 5.3	200	6200 (5.0k)	19.21	20.80	1.52	木津川	旧川跡
3704	木津川	左	旧川跡	要	八幡市上津屋尼ヶ池	5.5 ~ 5.7	200	6200 (5.6k)	19.48	21.87	1.50	木津川	旧川跡
3705	木津川	左	旧川跡	要	八幡市岩田里	7.3 ~ 7.9	600	6200 (7.6k)	20.75	23.29	1.50	木津川	旧川跡
3706	木津川	左	旧川跡	要	京田辺市田辺町	8.1 ~ 8.3	200	6200 (8.2k)	21.05	23.55	1.50	木津川	旧川跡
3707	木津川	左	旧川跡	要	京田辺市大住立原	10.1 ~ 10.3	200	6200 (10.2k)	23.57	25.66	1.50	木津川	旧川跡
3708	木津川	左	旧川跡	要	京田辺市飯岡大森	14.7 ~ 14.9	200	6200 (14.8k)	27.47	29.44	1.50	木津川	旧川跡
3709	木津川	左	旧川跡	要	京田辺市飯岡大森	15.3 ~ 16.5	1200	6200 (15.8k)	28.15	30.87	1.50	木津川	旧川跡
3710	木津川	左	旧川跡	要	相楽郡精華町	19.1 ~ 19.3	200	6200 (19.2k)	31.27	33.25	1.50	木津川	旧川跡
3711	木津川	左	旧川跡	要	相楽郡精華町	20.1 ~ 21.1	1000	6200 (20.6k)	31.97	34.62	1.50	木津川	旧川跡
3712	木津川	左	旧川跡	要	木津川市加茂町	29.7 ~ 30.5	800	6200 (30.0k)	42.27	45.17	1.50	木津川	旧川跡

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【要注意区間(工事施工・新堤防・破堤跡・旧川跡・陸閘)】

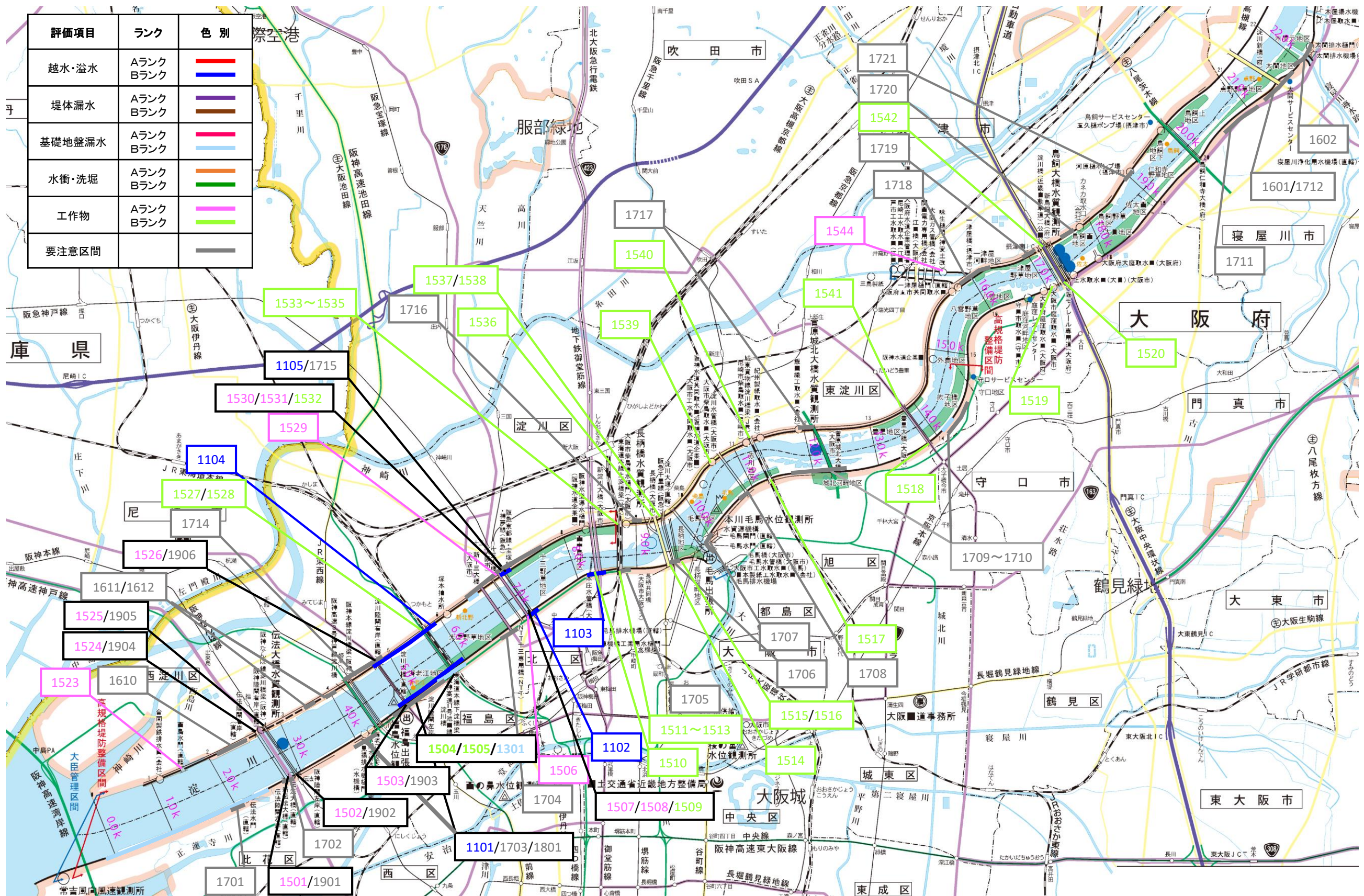
事務所名: 淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
3713	木津川	右	旧川跡	要	八幡市八幡	2.3 ~ 2.5	200	6200 (2.4k)	17.69	19.04	2.00	木津川	旧川跡
3714	木津川	右	旧川跡	要	京都市伏見区	3.3 ~ 3.7	400	6200 (3.4k)	18.50	19.62	2.00	木津川	旧川跡
3715	木津川	右	旧川跡	要	京都市伏見区	3.9 ~ 4.3	400	6200 (4.0k)	18.74	20.08	2.00	木津川	旧川跡
3716	木津川	右	旧川跡	要	久世郡久御山町	4.9 ~ 5.1	200	6200 (5.0k)	19.21	21.19	1.52	木津川	旧川跡
3717	木津川	右	旧川跡	要	城陽市水主	10.1 ~ 10.3	200	6200 (10.2k)	23.57	24.73	1.50	木津川	旧川跡
3718	木津川	右	旧川跡	要	城陽市枇杷庄	10.9 ~ 11.1	200	6200 (11.0k)	23.95	26.05	1.50	木津川	旧川跡
3719	木津川	右	旧川跡	要	城陽市富野	11.5 ~ 12.3	800	6200 (11.8k)	25.04	26.87	1.50	木津川	旧川跡
3720	木津川	右	旧川跡	要	綴喜郡井手町	16.3 ~ 17.3	1000	6200 (16.8k)	28.95	31.34	1.50	木津川	旧川跡
3721	木津川	右	旧川跡	要	木津川市加茂町河原	28.5 ~ 28.7	200	6200 (28.6k)	40.63	38.80	1.50	木津川	旧川跡
3722	木津川	右	旧川跡	要	木津川市加茂町	29.3 ~ 30.5	1200	6200 (29.8k)	42.04	42.28	1.50	木津川	旧川跡
4701	桂川	左	旧川跡	要	京都市伏見区	1.5 ~ 1.9	400	5300 (1.6k)	15.99	18.74	2.00	伏見	旧川跡
4702	桂川	左	旧川跡	要	京都市伏見区	2.5 ~ 2.7	200	5300 (2.6k)	17.11	17.41	2.00	伏見	旧川跡
4703	桂川	左	旧川跡	要	京都市伏見区	4.1 ~ 4.5	400	5300 (4.2k)	18.71	17.71	1.84	伏見	旧川跡
4704	桂川	左	旧川跡	要	京都市伏見区	4.9 ~ 5.3	400	5300 (5.0k)	19.11	18.07	1.52	伏見	旧川跡
4705	桂川	左	旧川跡	要	京都市南区	8.5 ~ 8.9	400	3700 (8.6k)	20.08	20.41	1.50	桂川	旧川跡
4706	桂川	左	旧川跡	要	京都市右京区	12.9 ~ 13.3	400	3700 (13.0k)	25.09	26.74	1.50	桂川	旧川跡
4707	桂川	左	旧川跡	要	京都市右京区	14.1 ~ 14.3	200	3700 (14.2k)	27.98	29.35	1.50	桂川	旧川跡
4708	桂川	左	旧川跡	要	京都市右京区	14.5 ~ 14.9	400	3700 (14.6k)	28.75	29.48	1.50	桂川	旧川跡
4709	桂川	左	旧川跡	要	京都市右京区	15.5 ~ 15.9	400	3700 (15.6k)	30.48	32.64	1.50	桂川	旧川跡
4710	桂川	左	旧川跡	要	京都市右京区	16.3 ~ 16.9	600	3700 (16.6k)	33.61	35.52	1.50	桂川	旧川跡
4711	桂川	右	旧川跡	要	京都市伏見区	2.7 ~ 2.9	200	5300 (2.8k)	17.70	17.00	2.00	桂川	旧川跡
4712	桂川	右	旧川跡	要	京都市伏見区	3.7 ~ 3.9	200	5300 (3.8k)	18.58	17.80	2.00	桂川	旧川跡
4713	桂川	右	旧川跡	要	京都市伏見区	4.7 ~ 4.9	200	5300 (4.8k)	19.02	17.92	1.60	桂川	旧川跡
4714	桂川	右	旧川跡	要	京都市伏見区	5.5 ~ 7.3	1800	3700 (6.4k)	19.56	18.11	1.50	桂川	旧川跡
4715	桂川	右	旧川跡	要	京都市南区	8.3 ~ 8.5	200	3700 (8.4k)	20.02	20.25	1.50	桂川	旧川跡
4716	桂川	右	旧川跡	要	京都市西京区	11.5 ~ 11.7	200	3700 (11.6k)	21.85	24.80	1.50	桂川	旧川跡
4717	桂川	右	旧川跡	要	京都市西京区	12.5 ~ 13.9	1400	3700 (13.2k)	25.31	26.73	1.50	桂川	旧川跡
4718	桂川	右	旧川跡	要	京都市西京区	14.5 ~ 14.7	200	3700 (14.6k)	28.75	29.92	1.50	桂川	旧川跡
4719	桂川	右	旧川跡	要	京都市西京区	15.1 ~ 15.9	800	3700 (15.4k)	30.54	32.26	1.50	桂川	旧川跡

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(令和4年 4月)【要注意区間(工事施工・新堤防・破堤跡・旧川跡・陸閘)】

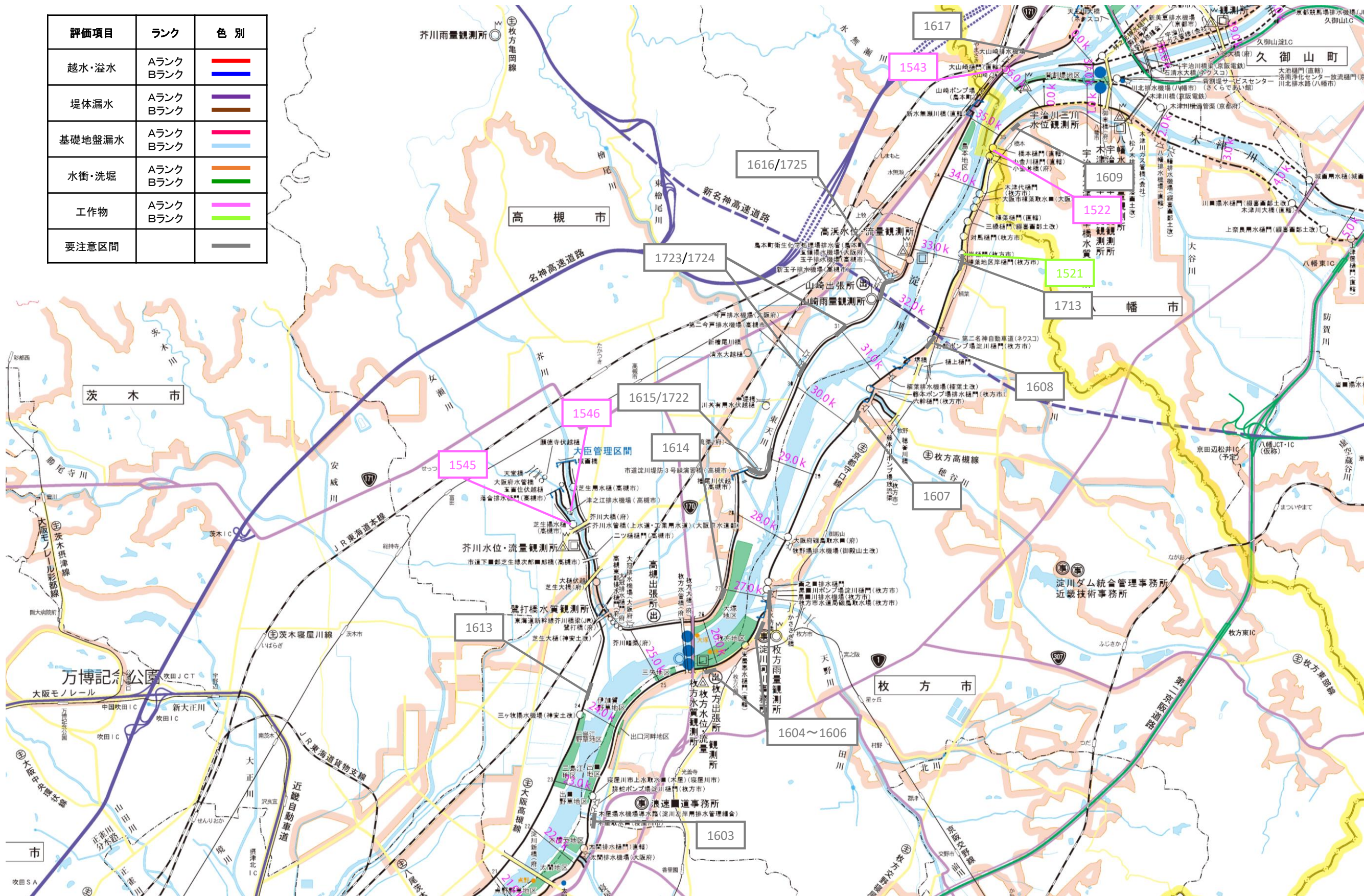
事務所名: 淀川河川事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現況 河道に流し た時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
4720	桂川	右	旧川跡	要	京都市西京区	16.3 ~ 16.7	400	3700 (16.4k)	33.16	33.74	1.50	桂川	旧川跡
4721	桂川	右	旧川跡	要	京都市西京区	17.5 ~ 18.1	600	3700 (17.8k)	36.28	35.11	1.50	桂川	旧川跡
1801	淀川	左	工事施工	要	大阪府大阪市福島区海老江三丁目	4.8 ~ 5.6	800	12000 (5.0k)	4.05	6.84	2.90	福島	淀川左岸線(2期)1工区堤防整備工事
3801	木津川	右	漏水跡	要	京都府久世郡久御山町佐山	6.0 ~ 6.2	200	6200 (26.0k)	19.91	21.62	1.50	木津川	H29,30漏水跡
1901	淀川	左	陸閘	要	大阪市此花区	2.6 +202	22.8	12000 (2.6k)	2.55	6.49	2.90	福島	伝法大橋
1902	淀川	左	陸閘	要	大阪市此花区	2.8 +84	8.5	12000 (2.8k)	3.05	7.10	2.90	福島	阪神なんば線新淀川橋梁
1903	淀川	左	陸閘	要	大阪市福島区	4.6 +176	24	12000 (4.6k)	3.79	6.76	2.90	福島	淀川大橋
1904	淀川	右	陸閘	要	大阪市此花区	2.6 +202	22.8	12000 (2.6k)	2.55	6.60	2.90	福島	伝法大橋
1905	淀川	右	陸閘	要	大阪市此花区	2.8 +84	8.5	12000 (2.8k)	3.05	6.77	2.90	福島	阪神なんば線新淀川橋梁
1906	淀川	右	陸閘	要	大阪市福島区	4.6 +176	24	12000 (4.6k)	3.79	6.77	2.90	福島	淀川大橋



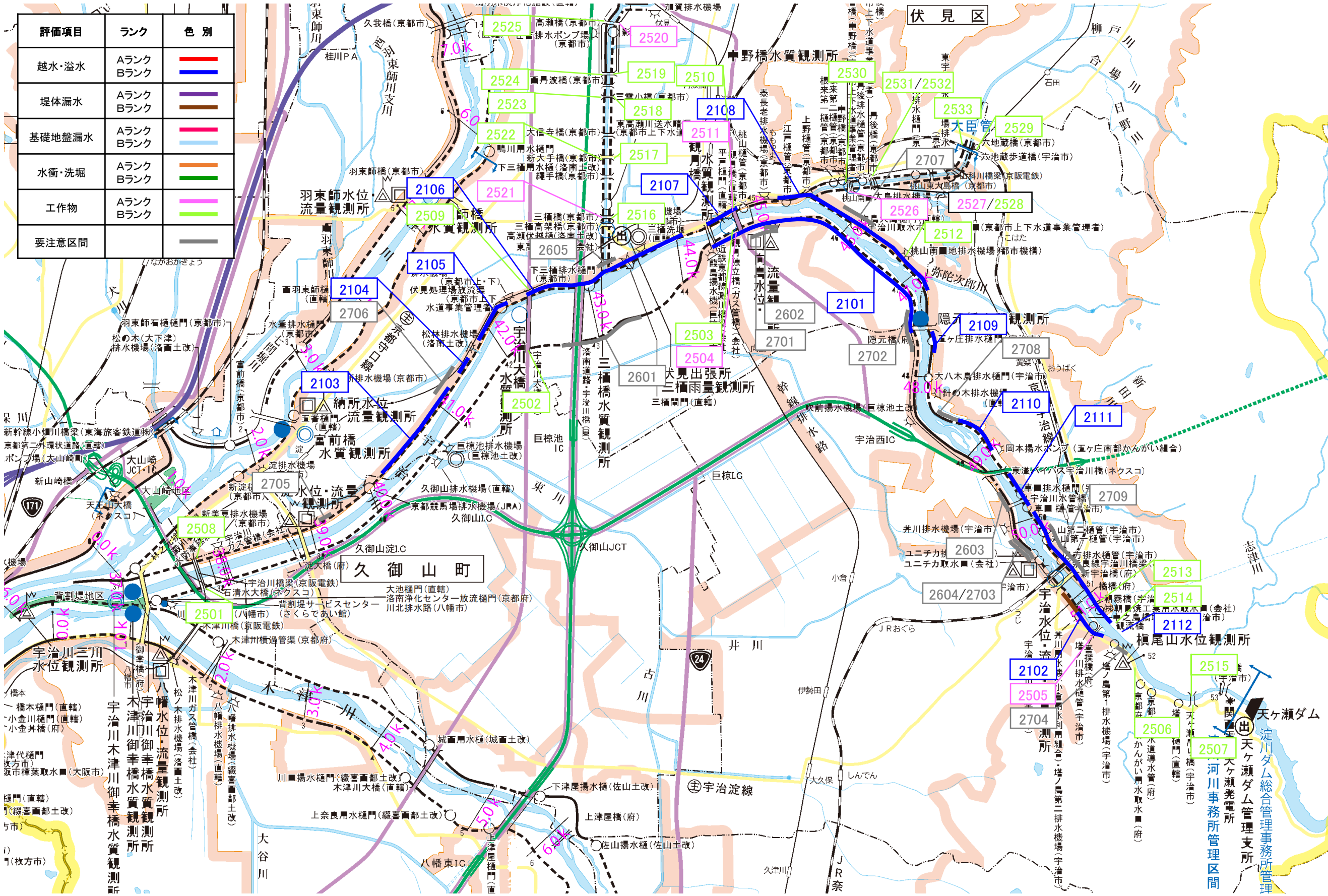
■令和4年4月 重要水防箇所【淀川 1/2】

評価項目	ランク	色別
越水・溢水	Aランク Bランク	 
堤体漏水	Aランク Bランク	 
基礎地盤漏水	Aランク Bランク	 
水衝・洗堀	Aランク Bランク	 
工作物	Aランク Bランク	 
要注意区間		

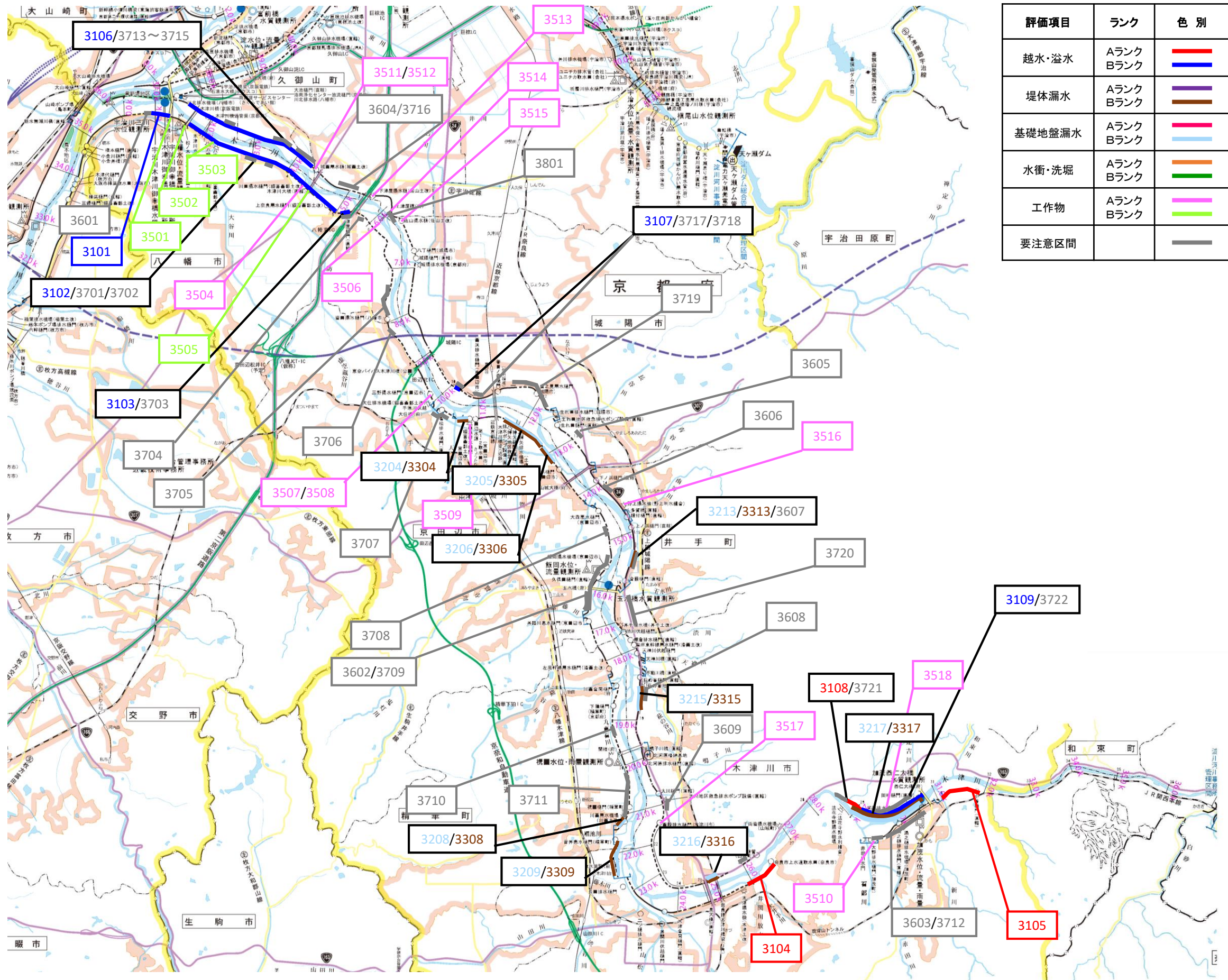


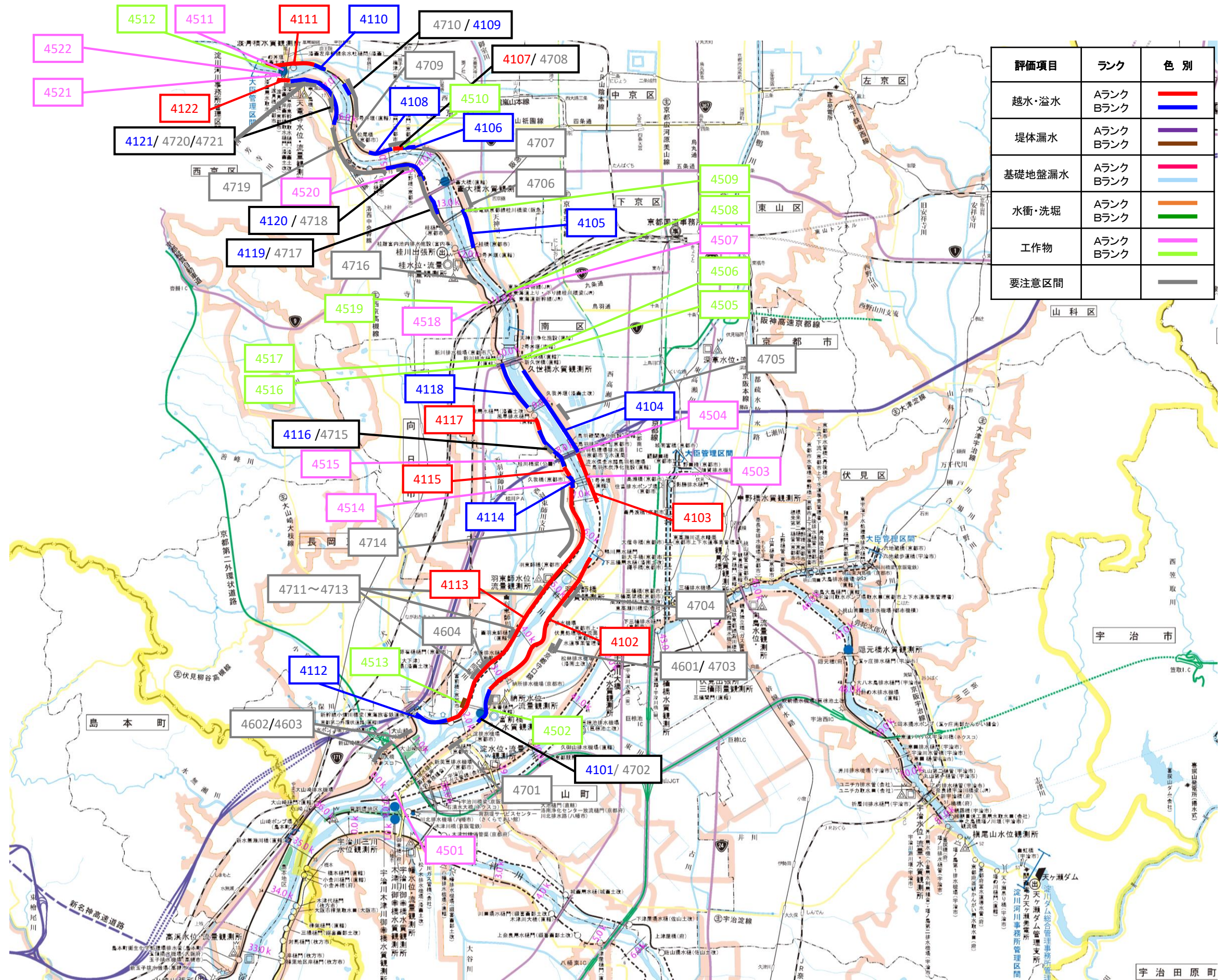
■令和4年4月 重要水防箇所【淀川 2/2】

評価項目	ランク	色別
越水・溢水	Aランク Bランク	赤 青
堤体漏水	Aランク Bランク	紫 茶
基礎地盤漏水	Aランク Bランク	黄 白
水衝・洗堀	Aランク Bランク	橙 緑
工作物	Aランク Bランク	紫 黄
要注意区間		黒



令和4年4月 重要水防箇所【宇治川】





評価項目	ランク	色別
越水・溢水	Aランク Bランク	赤 青
堤体漏水	Aランク Bランク	紫 茶
基礎地盤漏水	Aランク Bランク	桃 水色
水衝・洗堀	Aランク Bランク	黄 緑
工作物	Aランク Bランク	紫 黄
要注意区間		黒

令和4年4月4日重要水防箇所【桂川】

水 閘 門 等 一 覧 表

淀川河川事務所

河川名	支川名	施 設 名	位 置	管 理 者 名	操 作 責 任 者	本 体 形 状	ゲ ー ト		吐 出 又 は 呑 口 敷 高	操 作 等 水 位			担 当 出 張 所	用 途 内 容	摘 要
							構 造	型 式		対 象 水 標 名	操 作 水 位	警 戒 体 制 水 位			
淀川		伝法水門	左岸 2.2k+40m	国土交通省	福島出張所長	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0.P- 2.47	伝法 水量水標	0.P +2.20		福島出張所	舟航防潮	
淀川		伝法大橋 防潮扉陸閘	左岸 2.8k-30m	国土交通省	淀川左岸水防 事務組合	鋼製	鋼製	横引	0.P+ 6.056		高潮の おそれ あるとき		福島出張所	防 潮	
淀川		阪神西大阪線陸閘	左岸 2.8k+70m	国土交通省	阪神電鉄(株)	鋼製	鋼製	横引	0.P+ 6.502		高潮の おそれ あるとき		福島出張所	防 潮	
淀川		高見揚排水機樋門	左岸 4.0k+100m	水資源機構 関西・吉野川支社	中津川管理所	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0.P+ -2.390				福島出張所	分 水	
淀川		海老江下水 処理場排流渠	左岸 4.0k+300m	大 阪 市	建設局 海老江下水 処理場	鉄筋 コンクリート	ステンレス 鋼	スライド ゲート	呑口0.P-7.0 吐口0.P-3.56				福島出張所	分 水	
淀川		淀川大橋 防潮扉陸閘	左岸 4.8k-25.8m	国土交通省	淀川左岸水防 事務組合	鋼製	シェル構造	転 式ゲート	0.P+ (橋面高) 5.600	福 島 観 測 所	高 潮 の お それ の あ る と き		福島出張所	防 潮	
淀川		淀川大堰	左岸 9.8k	国土交通省	毛馬出張所長	鉄筋 コンクリート	鋼製	シェルタイプ ローラゲート	0.P+ -4.000	大堰上流水位 大堰下流水位			毛馬出張所	水 位 調 整	
淀川		毛馬閘門	左岸 9.8k (毛馬出張所構内)	国土交通省	毛馬出張所長	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	1号0.P±0.000 2号0.P-2.50				毛馬出張所	通 船	
淀川		毛馬排水機場	左岸 9.8k (毛馬出張所構内)	国土交通省	大 阪 府	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	ポンプ 0.P+ -7.30		大 阪 府 と 協 議		毛馬出張所	排 水	マイカ 667 06(6541)7771
淀川		毛馬水門	左岸 9.8k (毛馬出張所構内)	国土交通省	毛馬出張所長	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	敷高 0.P+ -0.200				毛馬出張所	流 量 調 整	
淀川		大 阪 市 庭窪注水口	左岸 16.4k +103m	大 阪 市	水道局 庭窪浄水場	鋼製	鋼製	電 動	0.P+ 2.000				枚方出張所	排 水	06(6908)0571
淀川		守口市取水口	左岸 16.6k	守 口 市	水道局浄水課	鑄 鉄	管		0.P+ 2.250				枚方出張所	上水道用水	06(6991)2260
淀川		大 阪 市 庭窪取水口	左岸 17.0k	大 阪 市	水道局 庭窪浄水場	鉄筋 コンクリート			0.P+ 2.202				枚方出張所	工 業 用 水 道 用 水	06(6908)1951
淀川		大 阪 市 庭窪取水口	左岸 17.2k +120m	大 阪 市	水道局 庭窪浄水場	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート					枚方出張所	上水道用水	

水 閘 門 等 一 覧 表

淀川河川事務所

河川名	支川名	施 設 名	位 置	管 理 者 名	操 作 責 任 者	本 体 形 状	ゲ ー ト		吐 出 又 は 呑 口 敷 高	操 作 等 水 位			担 当 出 張 所	用 途 内 容	摘 要
							構 造	型 式		対 象 水 標 名	操 作 水 位	警 戒 体 制 水 位			
淀川		大阪府 大庭取水口	左岸 18.0k -90m	大阪府	水道局 大庭浄水場	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	0.P+ 1.600				枚方出張所	工業上水道 用 水	
淀川		寝屋川揚水機場	左岸 22.0k -120m	国土交通省	枚方出張所長	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0.P+ 9.000				枚方出張所	用 水	
淀川		太間排水樋門	左岸 22.0k +18.5m	国土交通省	大阪府	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0.P- 0.021				枚方出張所	排 水	0720 (29)7557
淀川		木屋取水口	左岸 22.4k +22m	寝屋川市	水道局浄水課	鉄管	鋼製	スライド ゲート	0.P+ 2.200				枚方出張所	上水道用水	0720 (31)0600
淀川		木屋揚水機場 導水路	左岸 22.4k +80m	淀川左岸 用排水管理組合	浦谷弘	鉄管			0.P+ 2.200				枚方出張所	用 排 水	
淀川		礎蛇ポンプ場 淀川樋門	左岸 22.4k +130m	枚方市	下水道部	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	0.P+ 1.850				枚方出張所	排 水	0720 (55)3923
淀川	安居川	安居悪水樋門	左岸 26.4k	国土交通省	枚方市長	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0.P+ 7.130	安居樋門 量水標	0.P +8.400	0.P +7.500	枚方出張所	排 水	0720 (41)1221
淀川		磯島取水場	左岸 27.0k -16.5m	大阪府	水道局浄水課	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	0.P+ 0.000				枚方出張所	上水道用水	0720 (48)5511
淀川	黒田川	黒田川ポンプ場 淀川樋門	左岸 27.0k +40m	枚方市	下水道部	ヒューム管			0.P+ 4.400				枚方出張所	排 水	
淀川		牧野揚排水機場	左岸 28.0k -30m	御殿山 土地改良区		鉄管			0.P+ 4.500				枚方出張所	用 排 水	0720 (40)1425
淀川		大阪府磯島取水口	左岸 28.0k -30m	大阪府	水道部 水村野浄水場	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	0.P- 0.200				枚方出張所	上水道用水	06(6908)1951
淀川	藤本川	六軒樋門	左岸 30.6k	枚方市	下水道部	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	0.P+ 7.270				枚方出張所	排 水	
淀川	藤本川	藤本川ポンプ場 放流渠	左岸 30.6k +50m	枚方市	下水道部	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0.P+ 5.700				枚方出張所	排 水	0720 (55)3923
淀川		樟葉排水機場	左岸 31.2k	樟葉土地改良区		鉄管	鋼製	フラップ	0.P+ 7.505				枚方出張所	排 水	
淀川	天満川	北部ポンプ場 淀川樋門	左岸 31.8k +100m	枚方市	下水道部	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0.P+ 8.800				枚方出張所	排 水	0720 (48)5511

水 閘 門 等 一 覧 表

淀川河川事務所

河川名	支川名	施 設 名	位 置	管 理 者 名	操 作 責 任 者	本 体 形 状	ゲ ー ト		吐 出 又 は 呑 口 敷 高	操 作 等 水 位			担 当 出 張 所	用 途 内 容	摘 要
							構 造	型 式		対 象 水 標 名	操 作 水 位	警 戒 体 制 位			
淀川		岸 樋 門	左岸 33.0k +100m	枚 方 市	下 水 道 部	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	鋼 製	ス ラ イ ド ゲ ー ト	0. P+ 9. 820				枚 方 出 張 所	用 排 水	
淀川		対 馬 樋 門	左岸 33. 4k	枚 方 市	下 水 道 部	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	鋼 製	ス ラ イ ド ゲ ー ト					枚 方 出 張 所	排 水	
淀川		木 津 代 樋 門	左岸 34. 0k + 80m	枚 方 市	下 水 道 部	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	鋼 製	ス ラ イ ド ゲ ー ト					枚 方 出 張 所	排 水	
淀川		大 阪 市 樟 葉 取 水 口	左岸 33. 8k + 20m	大 阪 市	水 道 局 豊 野 浄 水 場	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	鋼 製	ス ラ イ ド ゲ ー ト	0. P+ 3. 900				枚 方 出 張 所	上 水 道 上 排 水	0720 (57) 6642
淀川	小 金 川	小 金 川 樋 門	左岸 34. 6k - 36m	国 土 交 通 省	枚 方 出 張 所 長	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	鋼 製	ス ラ イ ド ゲ ー ト	0. P+ 10. 468	小 金 川 樋 門 量 水 標	3. 500	2. 5	枚 方 出 張 所	上 水 道 上 排 水	
淀川	大 谷 川	橋 本 樋 門	左岸 34. 6k	国 土 交 通 省	八 幡 市	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	鋼 製	ロ ー ラ ゲ ー ト	0. P+ 8. 463	橋 本 樋 門 量 水 標	1. 2	0. 2	枚 方 出 張 所	上 水 道 上 排 水	075 (983) 1111
淀川		合 同 製 鐵 排 水 口	右岸 1. 4k - 70m	合 同 製 鐵 (株)		鋼 管	鋼 製	バ ル ブ					福 島 出 張 所	内 水 排 水	06(6472) 1531
淀川		西 島 水 門	右岸 1. 4k + 40m	国 土 交 通 省	福 島 出 張 所 長	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	鋼 製	ロ ー ラ ゲ ー ト	0. P- 3. 31	西 島 観 測 所	0. P +2. 20		福 島 出 張 所	舟 航	
淀川		伝 法 大 橋 防 潮 扉 陸 閘	右岸 2. 8k - 75m	国 土 交 通 省	淀 川 右 岸 水 防 事 務 組 合	鋼 製	鋼 製	横 引	0. P+ 6. 056		高 潮 の お それ の あ る と き		福 島 出 張 所	防 潮	
淀川		阪 神 西 大 阪 線 陸 閘	右岸 2. 8k + 90m	国 土 交 通 省	阪 神 電 鉄 (株)	鋼 製	鋼 製	横 引	(橋 高) 0. P+ 6. 750		高 潮 の お それ の あ る と き		福 島 出 張 所	防 潮	
淀川		淀 川 大 橋 防 潮 扉 陸 閘	右岸 4. 8k -28. 4m	国 土 交 通 省	淀 川 右 岸 水 防 事 務 組 合	鋼 製	シ ェ ル 構 造	転 式 ゲ ー ト	(橋 高) 0. P+ 5. 070	福 島 観 測 所	高 潮 の お それ の あ る と き		福 島 出 張 所	防 潮	
淀川		塚 本 抽 水 所	右岸 6. 0k + 99m	大 阪 市	建 設 局 大 野 下 水 処 理 場	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	ス テ ン レ ス	ロ ー ラ ゲ ー ト	0. P- 8. 200				福 島 出 張 所	再 水 排	
淀川		阪 神 水 道 導 水 樋 門	右岸 8. 4k - 40m	阪 神 水 道 企 業 団	淀 川 事 業 所	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	鋼 製	ス ラ イ ド ゲ ー ト	0. P- 0. 400				毛 馬 出 張 所	上 水 道 上 取 水	

水 閘 門 等 一 覧 表

淀川河川事務所

河川名	支川名	施設名	位置	管理者名	操作責任者	本体形状	ゲート		吐出又は 呑口敷高	操作等水位			担当出張所	用途内容	摘要
							構造	型式		対象水量	操作水位	警戒体制			
淀川		大阪市柴島 導水樋門	右岸 8.8k	大阪市	水道局 柴島浄水場	鋼管	鋼製	スライド ゲート					毛馬出張所	工業用水	06(6322)0537
淀川		阪神水道共同 取水口	右岸 10.2k	阪神水道企業団	淀川事業所	鉄筋 コンクリート	鋼製	制水弁	0.P+ 0.000				毛馬出張所	上水用	06(6301)3740
淀川		大阪府柴島 取水口	右岸 10.8k +60m	大阪市	水道局 柴島浄水場	鑄鉄管	鋼製	仕切弁	0.P+ 0.200				毛馬出張所	上水工水 用水	06(6322)0573
淀川		尼崎市柴島 取水口	右岸 11.2k +70m	尼崎市	水道局 神崎浄水場	鑄鉄管	鋼製	ゲート	0.P+ 0.000				毛馬出張所	上水用	06(6499)0345
淀川		紀州製紙取水口	右岸 11.4k -40m	紀州製紙(株) 大阪工場	工務部	鑄鉄管		仕切弁	0.P+ 1.400				毛馬出張所	工業用水	06(6365)3851
淀川		飯田織工取水口	右岸 12.0k -80m	飯田織工(株)	エネルギー 管理室	鋼管	鉄筋 コンクリート	箱型	0.P+ 1.800				毛馬出張所	工業用水	06(6328)3361
淀川		阪神水道水道 取水塔(大道)	右岸 14.8k -76m	阪神水道企業団	大道事業所	鉄筋 コンクリート	鋼製	仕切弁	0.P+ 0.000				毛馬出張所	工水上水 用水	
淀川		阪神水道水道 取水塔	右岸 14.8k -30m	阪神水道企業団	大道事業所	鉄筋 コンクリート	鋼製	制水弁	0.P+ 2.127				毛馬出張所	工水上水 用水	
淀川		大阪府三市 共同取水口	右岸 16.0k -169m	大阪府	三島浄水場	鉄筋 コンクリート	鋼製	ゲート	0.P+ 2.300				毛馬出張所	工水上水 用水	06(6908)0951
淀川		一津屋樋門	右岸 16.0k -50m	国土交通省	毛馬出張所長	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0.P+ 0.87	枚方水位 観測所	0.P +3.900		毛馬出張所	流量調整	
淀川	神崎川	味生樋門	右岸 0.6k	神安土地改良区	管理課	鉄筋 コンクリート	鋼製	ゲート					毛馬出張所	排水	0726 (34)2551
淀川		鐘淵化学取水口	右岸 17.6k +23m	鐘淵化学工業株	施設課	鑄鉄管			0.P+ 1.500				高槻出張所	工業用水	
淀川		河原樋ポンプ場	右岸 19.0k +26.8m	摂津市	下水道課	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	0.P+ 2.400				高槻出張所	農業用水	
淀川		五久樋ポンプ場	右岸 19.8k +166.5m	摂津市	下水道課	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	0.P+ 2.379				高槻出張所	農業用水	
淀川		新三ヶ 揚水機場	右岸 24.0k -27m	摂津市	下水道課	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0.P+ 0.400				高槻出張所	農業用水	

水 閘 門 等 一 覧 表

淀川河川事務所

河川名	支川名	施設名	位置	管理者名	操作責任者	本体形状	ゲート		吐出又は 呑口数高	操作等水位			担当出張所	用途内容	摘要
							構造	型式		対象水量	操作水位	警戒水位			
淀川	芥川	大冠排水機場	本川合流点より 左岸 0.2k +94.7m	大阪府	高槻市	鉄筋 コンクリート							高槻出張所	内水排水	
淀川	芥川	芥川暗渠	本川合流点より 右岸 0.6k 左岸 0.6k	大阪府	流域下水道 事務所	鉄筋 コンクリート							高槻出張所	内水排水	
淀川	芥川	高槻東部排水機場	本川合流点より 左岸 0.7k -94.7m	大阪府	北部流域 下水道事務所	铸铁管鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	0. P+ 8.872				高槻出張所	内水排水	
淀川	芥川	芝生大樋門	本川合流点より 左岸 0.8k + 40m	神安土地改良区	管理課	鉄管	鋼製	スライド ゲート	吐口0. P+10.995 呑口0. P+3.330				高槻出張所	内水排水	
淀川	芥川	二ツ樋樋門	本川合流点より 左岸 1.4k +100m	高槻市	水政部	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	0. P+ 8.813				高槻出張所	内水排水	
淀川	芥川	芝生用水樋門	本川合流点より 右岸 1.8k - 30m	高槻市	水政部	管	鋼製	スライド ゲート	0. P+ 8.300				高槻出張所	農業用水	
淀川	芥川	津之江排水機場	本川合流点より 右岸 2.2k	高槻市	水政部	鉄筋 コンクリート							高槻出張所	排水	
淀川	桧尾川	桧尾川暗渠	左岸 0.0k + 35m	大阪府・高槻市	大阪府北部 下水道建設 事務所水政部	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	0. P- 2.200				山崎出張所	内水排水 農業用水	
淀川		前島排水機場 放流渠	右岸 28.6k -54.5m	大阪府 (高槻市)	北部流域 下水道事務所	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	吐口0. P+6.200 呑口0. P+6.200				山崎出張所	排水	
淀川		第二 今戸排水機場	右岸 30.4k -54.5m	高槻市	水政部	铸铁管	鋼製	フラップ ゲート	吐口0. P+11.70 呑口0. P+9.000				山崎出張所	農業用水	
淀川		今戸排水機場	右岸 30.4k +100m	高槻市	水政部	铸铁管		フラップ ゲート	吐口0. P+7.103 呑口0. P+9.733				山崎出張所	農業用水	
淀川		新玉子排水機場	右岸 32.2k + 25m	高槻市	水政部	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	吐口0. P+7.940 呑口0. P+7.750				山崎出張所	下水道排水	
淀川		玉子排水機場	右岸 32.2k + 50m	高槻市	水政部	铸铁管	鋼製	スライド ゲート	吐口0. P+8.500 呑口0. P+10.965				山崎出張所	農業用水	
淀川		五領用水機場	右岸 32.4k +125m	高槻市	水政部	鉄筋 コンクリート	鋼製	スライド ゲート	吐口0. P+3.000 呑口0. P+4.000				山崎出張所	用水	
淀川		島本町衛生化学 処理場排水管	右岸 32.8k	島本町	環境衛生部	鉄管		フラップ	0. P+ 9.250				山崎出張所	排水	

水 閘 門 等 一 覧 表

淀川河川事務所

河川名	支川名	施設名	位置	管理者名	操作責任者	本体形状	ゲート		吐出又は 呑口敷高	操作等水位			担当出張所	用途内容	摘 要
							構造	型式		対象 水量標名	操作水位	警戒体制 水位			
淀川		山崎ポンプ場 放流渠	右岸 35.4k - 40m	島本町	環境部	コンクリート 暗渠	鋼製	スライド ゲート	0.P+ 10.988		0.P +11.800	0.P +11.300	山崎出張所	内水排水	(工事中)
淀川		大山崎樋門	右岸 36.0k + 45m	国土交通省	大山崎町長	鉄筋 コンクリート	鋼製	ローラ ゲート	吐口 0.P+ 7.200				山崎出張所	内水排水	0726 (69)1916

2)重要水防箇所表

別紙様式 1 - 1

直轄河川重要水防箇所総括調書

大和川河川事務所

① 府県名	② 河川名	③ 直轄管理 区間延長 km	④ 水防不要 区間 km	水防必要区間										⑨ 重要水防 箇所 非指定区間 km	備考
				⑤ 水防不能 区間 km	⑥ 計			⑦ A			⑧ B				
					堤防	工作物	箇所	堤防	工作物	箇所	堤防	工作物	箇所		
					箇所	km	箇所	箇所	km	箇所	箇所	km	箇所		
大阪府	大和川	右岸 26.04	2.43	—	24	13.22	34	7	2.18	20	17	11.04	14	10.39	
		左岸 24.97	0.64	—	31	16.73	26	13	5.84	12	18	10.89	14	7.60	
		計 51.01	3.07	—	55	29.95	60	20	8.02	32	35	21.93	28	17.99	
	石川	右岸 0.90	—	—	1	0.30	—	—	—	0	1	0.30	0	0.60	
		左岸 0.97	—	—	1	0.37	—	—	—	0	1	0.37	0	0.60	
		計 1.87	—	—	2	0.67	0	—	—	0	2	0.67	—	1.20	
	小計	右岸 26.94	2.43	—	25	13.52	34	7	2.18	20	18	11.33	14	11.00	
		左岸 25.94	0.64	—	32	17.10	26	13	5.84	12	19	11.26	14	8.20	
		計 52.88	3.07	—	57	30.62	60	20	8.02	32	37	22.60	28	19.19	

直轄河川重要水防箇所重点区間総括調書

大和川河川事務所

① 府県名	② 河川名	③ 直轄管理 区間延長 (km)		④ 水防必要 区間延長 (km)	⑤ 重点区間延長			備考
					堤防		工作物	
					箇所	(km)	箇所	
大阪府	大和川	右岸	26.04	13.22	—	—	—	
		左岸	24.97	16.73	4	1.49	—	
		計	51.01	29.95	4	1.49	—	
	石川	右岸	0.90	0.30	—	—	—	
		左岸	0.97	0.37	—	—	—	
		計	1.87	0.67	—	—	—	
	小計	右岸	26.94	13.52	—	—	—	
		左岸	25.94	17.10	4	1.49	—	
		計	52.88	30.62	4	1.49	—	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

大和川河川事務所

様式2-1

図面 対象 番号	河川名	左右 岸 の別	種 別	重要度	地 先 名	距 離 杭	延 長	対象とする 流量	対象とする 流量を現河道に流した 時の水位	現堤防高	計画堤防 余裕高	担当 出張所	備 考
1	大和川	左	越水(溢水)	B	堺市堺区築港八幡町	-0.67k ~ -0.6k	64	5,200 (-0.6)	3.900	3.850	2.90	堺	
2	大和川	左	越水(溢水)	A	堺市堺区築港八幡町	-0.6k ~ -0.2k	418	5,200 (-0.2)	3.900	3.790	2.90	堺	
3	大和川	左	越水(溢水)	B	堺市堺区築港八幡町	-0.2k ~ 0.0k	200	5,200 (0.0)	3.900	3.930	2.90	堺	
4	大和川	左	越水(溢水)	A	堺市堺区築港八幡町	0.0k ~ 0.6k	577	5,200 (0.4)	3.900	3.310	2.90	堺	
5	大和川	左	越水(溢水)	B	堺市堺区築港八幡町	0.6k ~ 1.4k	795	5,200 (1.0)	3.900	6.680	2.90	堺	
6	大和川	左	越水(溢水)	B	堺市堺区松屋大和川通	1.6k ~ 1.8k	201	5,200 (1.8)	3.943	6.740	2.90	堺	
7	大和川	左	越水(溢水)	B	堺市堺区鉄砲町	2.8k ~ 3.8k	1,033	5,200 (3.6)	6.728	7.470	1.50	堺	
8	大和川	左	越水(溢水)	B	堺市堺区香ヶ丘町	4.6k ~ 4.8k	175	5,200 (4.8)	8.947	9.150	1.50	堺	
9	大和川	左	越水(溢水)	A	堺市堺区香ヶ丘町	4.8k ~ 5.0k	162	5,200 (5.0)	8.762	9.380	1.50	堺	
10	大和川	左	越水(溢水)	B	堺市堺区香ヶ丘町	5.0k ~ 5.2k	178	5,200 (5.2)	9.279	9.890	1.50	堺	
11	大和川	左	越水(溢水)	B	堺市堺区香ヶ丘町	5.4k ~ 5.6k	192	5,200 (5.6)	9.794	10.330	1.50	堺	
12	大和川	左	越水(溢水)	A	堺市堺区浅香山町	5.6k ~ 5.8k	277	5,200 (5.8)	10.384	10.180	1.50	堺	
13	大和川	左	越水(溢水)	B	堺市北区常磐町	5.8k ~ 6.8k	1,069	5,200 (6.4)	10.920	11.340	1.50	堺	
14	大和川	左	越水(溢水)	A	堺市北区常磐町	6.8k ~ 7.0k	225	5,100 (7.0)	11.623	12.050	1.50	堺	
15	大和川	左	越水(溢水)	B	大阪市東住吉区矢田	7.0k ~ 8.6k	1,559	5,100 (8.4)	13.010	13.200	1.50	堺	
16	大和川	左	越水(溢水)	A	大阪市東住吉区矢田	8.6k ~ 8.8k	182	5,100 (8.8)	13.502	13.420	1.50	堺	
17	大和川	左	越水(溢水)	B	大阪市平野区瓜破南	8.8k ~ 10.8k	2,026	5,100 (10.0)	14.555	15.120	1.50	堺	
18	大和川	左	越水(溢水)	A	大阪市平野区瓜破南	10.8k ~ 11.2k	324	5,100 (11.0)	15.226	14.860	1.50	堺	
19	大和川	左	越水(溢水)	B	大阪市平野区瓜破南	11.2k ~ 11.6k	465	4,800 (11.4)	15.970	17.370	1.50	堺	
20	大和川	左	越水(溢水)	B	松原市別所	11.8k ~ 12.0k	218	4,800 (12.0)	16.112	17.570	1.50	堺	
21	大和川	左	越水(溢水)	A	松原市大堀	12.6k ~ 12.8k	206	4,800 (12.8)	16.830	16.710	1.50	堺	
22	大和川	左	越水(溢水)	B	松原市若林	13.0k ~ 14.2k	1,217	4,800 (13.8)	17.647	18.870	1.50	堺	
23	大和川	左	越水(溢水)	B	藤井寺市船橋町	17.8k ~ 18.4k	553	4,800 (18.2)	23.897	25.110	1.50	堺	
24	大和川	左	越水(溢水)	A	柏原市片山町	18.8k ~ 19.0k	220	3,600 (19.0)	23.818	23.480	1.50	堺	
25	大和川	左	越水(溢水)	B	柏原市国分西	19.0k ~ 19.2k	284	3,600 (19.2)	24.302	24.410	1.50	堺	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

大和川河川事務所

様式2-1

図面 対象 番号	河川名	左右 岸 の別	種 別	重要度	地 先 名	距 離 杭	延 長	対象とする 流量	対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	現堤防高	計画堤防 余裕高	担当 出張所	備 考
26	大和川	左	越水(溢水)	A	柏原市国分本町	19.2k ~ 19.4k	179	3,600 (19.4)	24.921	24.790	1.50	堺	
27	大和川	左	越水(溢水)	B	柏原市国分本町	19.4k ~ 19.8k	445	3,600 (19.6)	25.399	27.430	1.50	堺	
28	大和川	左	越水(溢水)	A	柏原市国分市場	20.8k ~ 21.0k	177	3,600 (21.0)	27.574	25.080	1.50	堺	
29	大和川	左	越水(溢水)	A	柏原市国分東条町	21.4k ~ 22.4k	1,078	3,500 (22.0)	29.528	29.180	1.50	堺	
30	大和川	左	越水(溢水)	B	柏原市国分東条町	22.4k ~ 22.6k	217	3,500 (22.6)	29.897	30.390	1.50	堺	
31	大和川	左	越水(溢水)	A	柏原市国分東条町	22.6k ~ 24.4k	1,819	3,500 (23.6)	33.014	31.800	1.50	堺	
45	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市住之江区平林南	-0.2k ~ 0.4k	591	5,200 (0.2)	3.900	6.760	2.90	堺	
46	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市住之江区平林南	0.6k ~ 0.8k	196	5,200 (0.8)	3.900	6.790	2.90	堺	
47	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市住之江区新北島	1.8k ~ 2.0k	200	5,200 (2.0)	4.258	6.850	2.90	堺	
48	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市住之江区西住之江	2.8k ~ 4.2k	1,405	5,200 (3.4)	6.581	7.580	1.50	堺	
49	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市住吉区遠里小野	4.4k ~ 4.6k	211	5,200 (4.6)	8.594	9.190	1.50	堺	
50	大和川	右	越水(溢水)	A	大阪市住吉区遠里小野	4.6k ~ 4.8k	249	5,200 (4.8)	8.947	7.720	1.50	堺	
51	大和川	右	越水(溢水)	A	大阪市住吉区山之内	5.0k ~ 5.4k	423	5,200 (5.4)	9.565	9.070	1.50	堺	
52	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市住吉区山之内	5.4k ~ 5.6k	170	5,200 (5.6)	9.794	9.480	1.50	堺	
53	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市東住吉区公園南矢田	6.6k ~ 8.4k	1,755	5,200 (8.0)	12.741	12.860	1.50	堺	
54	大和川	右	越水(溢水)	A	大阪市東住吉区矢田	8.4k ~ 8.6k	246	5,100 (8.6)	13.310	13.240	1.50	堺	
55	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市平野区瓜破西	8.6k ~ 11.4k	2,831	5,100 (10.2)	14.702	14.980	1.50	堺	
56	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市平野区長吉長原西	11.6k ~ 12.0k	405	4,800 (11.8)	16.011	17.270	1.50	堺	
57	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市平野区長吉川辺	12.4k ~ 12.6k	193	4,800 (12.6)	16.490	17.660	1.50	堺	
58	大和川	右	越水(溢水)	B	大阪市平野区長吉川辺	12.8k ~ 13.0k	222	4,800 (13.0)	17.083	18.320	1.50	堺	
59	大和川	右	越水(溢水)	B	柏原市安堂町	18.0k ~ 18.6k	600	3,600 (18.4)	24.156	25.110	1.50	堺	
60	大和川	右	越水(溢水)	B	柏原市高井田	19.0k ~ 20.0k	916	3,600 (19.6)	25.169	25.770	1.50	堺	
61	大和川	右	越水(溢水)	A	柏原市高井田	20.0k ~ 20.2k	173	3,600 (20.2)	25.276	24.080	1.50	堺	
62	大和川	右	越水(溢水)	B	柏原市高井田	20.2k ~ 20.8k	590	3,600 (20.8)	25.399	25.980	1.50	堺	
63	大和川	右	越水(溢水)	A	柏原市青谷	20.8k ~ 21.0k	211	3,600 (21.0)	27.574	26.980	1.50	堺	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

大和川河川事務所

様式2-1

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
64	大和川	右	越水(溢水)	A	柏原市青谷	21.4k ~ 22.2k	660	3,500 (22.0)	29.528	27.870	1.50	堺	
65	大和川	右	越水(溢水)	B	柏原市青谷	22.4k ~ 22.8k	344	3,500 (22.6)	29.897	30.030	1.50	堺	
66	大和川	右	越水(溢水)	A	柏原市青谷	23.0k ~ 23.2k	219	3,500 (23.2)	32.092	31.150	1.50	堺	
67	大和川	右	越水(溢水)	B	柏原市青谷	23.2k ~ 23.4k	195	3,500 (23.4)	33.645	33.800	1.50	堺	
68	大和川	右	越水(溢水)	B	柏原市峠	23.8k ~ 24.0k	211	3,500 (24.0)	36.114	36.270	1.50	堺	
78	石川	左	越水(溢水)	B	藤井寺市道明寺	0.6k ~ 1.0k	371	1,700 (1.0)	24.639	25.730	1.50	堺	
79	石川	右	越水(溢水)	B	柏原市石川町	0.6k ~ 1.0k	299	1,700 (1.0)	24.639	25.240	1.50	堺	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

大和川河川事務所

様式2-1

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
1	大和川	左	堤体漏水	B	堺市堺区南島町	2.5k ~ 3.7k	1,261	5,200 (3.2)	6.196	7.050	1.50	堺	
2	大和川	左	堤体漏水	B	堺市堺区浅香山町	5.7k ~ 5.8k	90	5,200 (5.8)	10.384	10.180	1.50	堺	
3	大和川	左	堤体漏水	B	堺市北区常磐町	6.4k ~ 6.8k	418	5,200 (6.6)	11.073	11.540	1.50	堺	
4	大和川	左	堤体漏水	B	藤井寺市北條町	16.6k ~ 18.0k	1,316	4,800 (17.4)	20.916	24.710	1.50	堺	
5	大和川	左	堤体漏水	B	柏原市片山町	18.2k ~ 18.8k	594	3,600 (18.6)	24.192	25.770	1.50	堺	
10	大和川	右	堤体漏水	B	大阪市住之江区南加賀屋	2.4k ~ 3.0k	552	5,200 (2.8)	5.140	6.730	1.50	堺	
11	大和川	右	堤体漏水	B	大阪市住之江区住之江	3.6k ~ 3.8k	150	5,200 (3.8)	6.887	7.590	1.50	堺	
12	大和川	右	堤体漏水	B	八尾市若林町	13.0k ~ 14.0k	1,007	4,800 (13.6)	17.428	19.160	1.50	堺	
13	大和川	右	堤体漏水	B	八尾市太田	14.2k ~ 14.4k	177	4,800 (14.4)	18.064	19.890	1.50	堺	
14	大和川	右	堤体漏水	B	藤井寺市小山	14.6k ~ 16.2k	1,531	4,800 (15.4)	19.047	21.890	1.50	堺	
15	大和川	右	堤体漏水	B	柏原市古町	17.0k ~ 17.8k	811	4,800 (17.4)	20.916	24.510	1.50	堺	
21	石川	左	堤体漏水	B	藤井寺市国府	0.2k ~ 0.6k	400	1,700 (0.4)	23.620	25.470	1.50	堺	
22	石川	右	堤体漏水	B	柏原市石川町	0.4k ~ 1.0k	499	1,700 (0.8)	24.396	25.230	1.50	堺	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

大和川河川事務所

様式2-1

図面 対象 番号	河川名	左右 岸 の別	種 別	重要度	地 先 名	距 離 杭	延 長	対象とする 流量	対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	現堤防高	計画堤防 余裕高	担当 出張所	備 考
1	大和川	左	基礎地盤漏水	B	堺市堺区遠里小野町	4.1k ~ 4.5k	377	5,200 (4.4)	7.785	9.640	1.50	堺	高規格区間
3	大和川	右	基礎地盤漏水	B	大阪市住之江区北島	3.0k+86.5m~3.2k+27.3m	135	5,200 (3.2)	6.099	7.020	1.50	堺	
4	大和川	右	基礎地盤漏水	B	大阪市住之江区西住之江	3.4k+56.0m~3.6k+33.0m	177	5,200 (3.6)	6.623	7.910	1.50	堺	
5	大和川	右	基礎地盤漏水	B	大阪市住之江区住之江	3.6k+115.0m~3.8k+70.0m	105	5,200 (3.8)	7.280	7.590	1.50	堺	
6	大和川	右	基礎地盤漏水	B	大阪市住之江区安立	4.0k+25.0m~4.0k+155.0m	130	5,200 (4.0)	7.194	8.500	1.50	堺	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

様式2-1

大和川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸 の別	種 別	重要度	地 先 名	距 離 杭	延 長	対象とする 流量	対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	現堤防高	計画堤防 余裕高	担当 出張所	備 考
1	大和川	左	工作物	A	堺市堺区築港八幡町	1.4k + 40m	—	5,200 (1.4)	3.900	6.780	2.90	堺	新日鉄第二排水樋門
2	大和川	左	工作物	A	堺市堺区遠里小野町	4.6k + 99m	—	5,200 (4.6)	8.594	10.550	1.50	堺	三国香ヶ丘排水樋門
3	大和川	左	工作物	A	柏原市片山町	18.4k + 25m	—	3,600 (18.4)	24.156	25.370	1.50	堺	片山排水樋門
5	大和川	右	工作物	A	大阪市住之江区南港南	-0.2k - 53m	—	5,200 (-0.2)	3.900	5.190	2.90	堺	南港第一区排水渠
6	大和川	右	工作物	A	大阪市住吉区庭井	7.4k - 67m	—	5,100 (7.4)	12.364	12.940	1.50	堺	苅田揚水樋門 (中詰)
7	大和川	右	工作物	A	大阪市東住吉区公園南矢田	8.2k + 47m	—	5,100 (8.2)	12.849	13.440	1.50	堺	枯木揚水樋門 (中詰)
8	大和川	右	工作物	A	大阪市東住吉区矢田	8.8k - 74m	—	5,100 (8.8)	13.502	14.370	1.50	堺	矢田部樋門 (中詰)
9	大和川	右	工作物	A	大阪市平野区瓜破西	10.4k + 50m	—	5,100 (10.4)	14.836	15.140	1.50	堺	駒ヶ谷樋門 (中詰)
10	大和川	右	工作物	A	大阪市平野区瓜破	10.6k + 57m	—	5,100 (10.6)	14.972	15.780	1.50	堺	七戸樋門 (中詰)
11	大和川	右	工作物	A	大阪市平野区瓜破東	11.0k + 160m	—	5,100 (11.2)	15.604	16.800	1.50	堺	三階松用水樋門 (中詰)
12	大和川	右	工作物	A	大阪市平野区瓜破東	11.6k - 14m	—	4,800 (11.6)	15.940	18.900	1.50	堺	中呼揚水樋門 (中詰)
13	大和川	右	工作物	A	柏原市古町	17.6k + 46m	—	4,800 (17.6)	21.165	24.780	1.50	堺	青地樋門
14	大和川	右	工作物	A	柏原市上市	17.8k - 33m	—	4,800 (17.8)	22.753	24.540	1.50	堺	築留三番樋
15	大和川	右	工作物	A	柏原市安堂町	18.0k - 73m	—	4,800 (18.0)	23.451	24.970	1.50	堺	築留二番樋
28	大和川	左	工作物	B	左岸：堺市堺区松屋大和川通	2.4k + 103m	—	5,200 (2.4)	5.060	6.820	1.50	堺	水管橋
		右			右岸：大阪市住之江区新北島	2.4k + 33m	—		5.060	6.830	1.50		
29	大和川	左	工作物	B	左岸：堺市堺区鉄砲町	3.4k - 47m	—	5,200 (3.4)	6.581	7.380	1.50	堺	大和川大橋
		右			右岸：大阪市住之江区西住之江	3.4k - 64m	—		6.581	7.740	1.50		
30	大和川	左	工作物	B	左岸：堺市堺区鉄砲町	3.6k + 78m	—	5,200 (3.6)	6.728	7.470	1.50	堺	南海本線大和川橋梁
		右			右岸：大阪市住之江区西住之江	3.6k + 53m	—		6.728	7.910	1.50		
31	大和川	左	工作物	B	左岸：堺市堺区七道西町	3.8k + 68m	—	5,200 (3.8)	6.887	7.910	1.50	堺	大和橋
		右			右岸：大阪市住之江区住之江	3.8k + 82m	—		6.887	7.590	1.50		
32	大和川	左	工作物	B	左岸：堺市堺区七道東町	4.0k + 20m	—	5,200 (4.0)	7.126	8.900	1.50	堺	阪堺線大和川橋梁
		右			右岸：大阪市住之江区安立	4.0k + 20m	—		7.126	8.500	1.50		
33	大和川	左	工作物	B	左岸：堺市堺区遠里小野町	4.4k - 60m	—	5,200 (4.4)	7.927	9.640	1.50	堺	遠里小野橋
		右			右岸：大阪市住吉区遠里小野	4.4k - 53m	—		7.927	9.600	1.50		
34	大和川	左	工作物	A	左岸：堺市堺区香ヶ丘町	4.6k + 74m	—	5,200 (4.8)	8.947	9.140	1.50	堺	南海高野線大和川橋梁
		右			右岸：大阪市住吉区遠里小野	4.6k + 119m	—		8.947	7.160	1.50		

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

様式2-1

大和川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸 の別	種 別	重要度	地 先 名	距 離 杭	延 長	対象とする 流量	対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	現堤防高	計画堤防 余裕高	担当 出張所	備 考
35	大和川	左	工作物	A	左岸：堺市北区常磐町	6.0k - 102m	-	5,200 (6.0)	10.354	11.110	1.50	堺	J R阪和線大和川橋梁
		右			右岸：大阪市住吉区杉本	6.0k - 74m	-		10.354	12.900	1.50		
36	大和川	左	工作物	A	左岸：堺市北区常磐町	7.2k - 70m	-	5,100 (7.2)	12.094	13.450	1.50	堺	吾彦大橋
		右			右岸：大阪市住吉区苅田	7.2k - 70m	-		12.094	13.490	1.50		
37	大和川	左	工作物	A	左岸：大阪市東住吉区矢田	8.4k + 46m	-	5,100 (8.6)	13.310	13.660	1.50	堺	行基大橋
		右			右岸：大阪市東住吉区矢田	8.4k + 132m	-		13.310	13.190	1.50		
38	大和川	左	工作物	A	左岸：大阪市東住吉区矢田	8.8k	-	5,100 (8.8)	13.502	13.390	1.50	堺	下高野橋 (新)
		右			右岸：大阪市東住吉区矢田	8.8k	-		13.502	14.370	1.50		
39	大和川	左	工作物	A	左岸：松原市天美北	9.0k - 60m	-	5,100 (9.0)	13.710	13.890	1.50	堺	近鉄南大阪線大和川橋梁
		右			右岸：松原市天美北	9.0k - 62m	-		13.710	13.880	1.50		
40	大和川	左	工作物	B	左岸：大阪市平野区瓜破南	10.6k + 101m	-	5,100 (10.6)	14.972	15.700	1.50	堺	高野大橋
		右			右岸：大阪市平野区瓜破	10.6k + 84m	-		14.972	15.780	1.50		
41	大和川	左	工作物	B	左岸：藤井寺市西大井	16.0k + 82m	-	4,800 (16.0)	19.675	23.330	1.50	堺	新大井橋
		右			右岸：藤井寺市川北	16.0k + 85m	-		19.675	22.450	1.50		
42	大和川	左	工作物	B	左岸：藤井寺市船場町	17.8k - 34m	-	4,800 (17.8)	22.753	24.620	1.50	堺	近鉄道明寺線大和川橋梁
		右			右岸：柏原市上市	17.8k - 70m	-		22.753	24.540	1.50		
43	大和川	左	工作物	B	左岸：藤井寺市船場町	17.8k - 16m	-	4,800 (17.8)	22.753	24.620	1.50	堺	新大和橋
		右			右岸：柏原市上市	17.8k - 18m	-		22.753	24.540	1.50		
44	大和川	左	工作物	B	左岸：柏原市国分西	19.2k + 90m	-	3,600 (19.2)	24.302	24.440	1.50	堺	近鉄大阪線大和川橋梁
		右			右岸：柏原市高井田	19.2k + 29m	-		24.302	25.490	1.50		
45	大和川	左	工作物	B	左岸：柏原市国分本町	19.4k + 4m	-	3,600 (19.4)	24.921	24.720	1.50	堺	国豊橋
		右			右岸：柏原市高井田	19.4k + 39m	-		24.921	25.990	1.50		
46	大和川	左	工作物	B	左岸：柏原市国分市場	20.8k - 7m	-	3,600 (20.8)	25.399	27.710	1.50	堺	芝山橋
		右			右岸：柏原市青谷	20.8k - 61m	-		25.399	26.090	1.50		
47	大和川	左	工作物	A	左岸：柏原市国分東条町	22.0k - 6m	-	3,600 (22.0)	29.528	28.920	1.50	堺	川端橋
		右			右岸：柏原市青谷	22.0k - 45m	-		29.528	28.500	1.50		
48	大和川	左	工作物	B	左岸：柏原市国分東条町	22.4k + 155m	-	3,500 (22.6)	29.897	30.800	1.50	堺	国分寺大橋
		右			右岸：柏原市青谷	22.4k + 138m	-		29.897	30.680	1.50		

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

様式2-1

大和川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸 の別	種 別	重要度	地 先 名	距 離 杭	延 長	対象とする 流量	対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	現堤防高	計画堤防 余裕高	担当 出張所	備 考
49	大和川	左	工作物	A	左岸：柏原市国分東条町	23.2k - 12m	-	3,500 (23.2)	32.092	31.100	1.50	堺	弁天橋
		右			右岸：柏原市青谷	23.2k - 40m	-		32.092				
50	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町藤井	24.0k + 200m	-	3,500 (24.0)	36.114	34.340	1.50	堺	亀の瀬橋
		右			右岸：柏原市峠	24.0k + 200m	-		36.114				

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

大和川河川事務所

様式2-1

図面 対象 番号	河川名	左右 岸 の別	種 別	重要度	地 先 名	距 離 杭	延 長	対象とする 流量	対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	現堤防高	計画堤防 余裕高	担当 出張所	備 考
1	大和川	左	破堤跡・旧川跡	○	堺市堺区七道西町	3.7k ~ 3.9k	191	5,200 (3.8)	6.887	7.910	1.50	堺	破堤跡
2	大和川	左	破堤跡・旧川跡	○	大阪市東住吉区矢田	8.5k ~ 8.9k	383	5,100 (8.8)	13.502	13.390	1.50	堺	旧川跡
3	大和川	左	破堤跡・旧川跡	○	大阪市平野区長吉川辺	12.5k ~ 12.7k	205	4,800 (12.6)	16.490	18.030	1.50	堺	旧川跡
5	大和川	右	破堤跡・旧川跡	○	大阪市住吉区遠里小野	4.3k ~ 4.5k	198	5,200 (4.4)	7.927	9.600	1.50	堺	破堤跡
6	大和川	右	破堤跡・旧川跡	○	大阪市東住吉区公園南矢田	8.3k ~ 8.5k	199	5,100 (8.4)	13.010	13.390	1.50	堺	旧川跡
7	大和川	右	破堤跡・旧川跡	○	大阪市東住吉区矢田	8.7k ~ 8.9k	214	5,100 (8.8)	13.502	14.370	1.50	堺	旧川跡
8	大和川	右	破堤跡・旧川跡	○	大阪市平野区長吉川辺	12.5k ~ 12.9k	412	4,800 (12.8)	16.830	18.400	1.50	堺	旧川跡
9	大和川	右	破堤跡・旧川跡	○	柏原市上市	17.5k ~ 17.9k	440	4,800 (17.8)	22.753	24.540	1.50	堺	旧川跡

直轄河川重要水防箇所個別調書(重点区間)

大和川河川事務所

様式2-2

図面対象番号	河川名	左右岸の別	地名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
1	大和川	左	堺市堺区築港八幡町	-0.6k ~ -0.2k	418	5,200 (-0.2)	3.900	3.820	2.90	堺	越水(溢水)A
2	大和川	左	堺市堺区築港八幡町	0.0k ~ 0.6k	577	5,200 (0.4)	3.900	3.840	2.90	堺	越水(溢水)A
3	大和川	左	堺市堺区浅香山町	5.6k ~ 5.8k	277	5,200 (5.8)	10.477	10.170	1.50	堺	越水(溢水)A、堤体漏水B
4	大和川	左	柏原市片山町	18.8k ~ 19.0k	220	3,600 (19.0)	23.506	23.260	1.50	堺	越水(溢水)A、堤体漏水B

直轄河川重要水防箇所総括調査

近畿地方整備局 猪名川河川事務所

① 府県名	② 河川名	③ 直轄管理 区間延長		④ 水防不要 区 間	⑤ 水防不能 区 間			⑥ 計			⑦ A			⑧ B			⑨ 重要水防箇所 非指定区間 Km	備考
		Km	Km		Km	堤 防		工作物	堤 防		工作物	堤 防		工作物				
						箇所	Km		箇所	箇所		Km	箇所		箇所	Km		
兵庫県	猪名川	右岸	12.79	—	—	8	4.17	15	0	0.00	3	8	4.17	12	8.62			
		左岸	6.62	—	—	5	1.83	17	0	0.00	5	5	1.83	12	4.79			
		計	19.41	—	—	13	6.00	32	0	0.00	8	13	6.00	24	13.41			
	藻川	右岸	4.80	—	—	7	3.12	15	0	0.00	2	7	3.12	13	1.68			
		左岸	4.80	—	—	4	2.66	14	0	0.00	2	4	2.66	12	2.14			
		計	9.60	—	—	11	5.78	29	0	0.00	4	11	5.78	25	3.82			
	小計	右岸	17.59	—	—	15	7.29	30	0	0.00	5	15	7.29	25	10.30			
		左岸	11.42	—	—	9	4.49	31	0	0.00	7	9	4.49	24	6.93			
		計	29.01	—	—	24	11.78	61	0	0.00	12	24	11.78	49	17.23			
	大阪府	猪名川	右岸	1.31	—	—	2	0.71	2	0	0.00	0	2	0.71	2		0.60	
左岸			7.48	—	—	7	2.97	2	0	0.00	0	7	2.97	2	4.51			
計			8.79	—	—	9	3.68	4	0	0.00	0	9	3.68	4	5.11			
事務所計		右岸	18.90	—	—	17	8.00	32	0	0.00	5	17	8.00	27	10.90			
		左岸	18.90	—	—	16	7.46	33	0	0.00	7	16	7.46	26	11.44			
		計	37.80	—	—	33	15.46	65	0	0.00	12	33	15.46	53	22.34			

備考: (1) 工作物欄の箇所数は、樋門・樋管+橋梁、井堰の合計値を示す。

(1) 図面 対象 番号	(2) 河川名	(3) 左右岸 の別	(4) 種 別	(5) 重 要 度	(6) 地 先 名	(7) 距 離 杭	(8) 延 長	(9) 対 象 と する 流 量	(10) 対 象 と する 流 量 を 現 河 道 に 流 した 時 の 水 位	(11) 現 堤 防 高	(12) 計 画 堤 防 余 裕 高	(13) 担 当 出 張 所	(14) 備 考
(1)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市戸ノ内	0.0K ~ 0.6K	663	2,900	3.77 (0.0K)	5.51	1.500	園田	
(2)	猪名川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市高田	0.0K ~ 0.6K	663	2,900	3.77 (0.0K)	5.42	1.500	園田	
(3)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市戸ノ内	0.6K ~ 0.6K+93.6m	94	1,500	4.64 (0.6K)	5.48	1.500	園田	
(4)	猪名川	左岸	工作物	A	兵庫県 尼崎市戸ノ内	0.0K+80.4m	—	2,900	3.82 (0.0k+80.4m)	5.51	1.500	園田	神崎第四排水樋管
(5)	猪名川	右岸	工作物	A	兵庫県 尼崎市高田	0.2K+140.6m	—	2,900	4.13 (0.2k+140.6m)	5.37	1.500	園田	高田排水樋門
(6)	猪名川	左岸	工作物	A	兵庫県 尼崎市戸ノ内	0.4K+125.3m	—	2,900	4.36 (0.4k+125.3m)	5.40	1.500	園田	神崎第二排水樋管
(7)	猪名川	左岸	工作物	A	兵庫県 尼崎市戸ノ内	0.4K+306.7m	—	2,900	4.66 (0.4k+306.7m)	5.53	1.500	園田	戸ノ内第一排水樋管
(8)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市戸ノ内	0.8K+1.3m ~ 1.2K+14.3m	439	1,500	4.90 (1.0K)	5.82	1.500	園田	
(9)	猪名川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市戸ノ内	0.6K ~ 2.0K+172.2m	1,650	1,500	5.84 (1.8K)	7.21	1.500	園田	
(10)	猪名川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市戸ノ内 兵庫県 尼崎市東園田	0.6K+66.5m	—	1,500	4.71 (0.6k+66.5m)	桁下高 左岸 5.714 桁下高 右岸 5.675	1.500	園田	戸の内橋
(11)	猪名川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市戸ノ内 兵庫県 尼崎市東園田	1.0K+57.4m	—	1,500	5.07 (1.0k+57.4m)	桁下高 左岸 5.424 桁下高 右岸 5.407	1.500	園田	阪急神戸線猪名川橋
(12)	猪名川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田	1.2K+35.2m	—	1,500	5.29 (1.2K+35.2m)	桁下高 左岸 6.501 桁下高 右岸 6.496	1.500	園田	尼崎市戸の内水管橋
(13)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	大阪府 豊中市名神口	1.2K+56.6m ~ 2.2K+10.5m	1,014	1,500	6.05 (2.0K)	7.42	1.500	園田	
(14)	猪名川	左岸	旧川跡	要	兵庫県 尼崎市東園田	1.6K-18.0m ~ 1.6k+55.0m	75	1,500	5.66 (1.6k)	6.71	1.500	園田	
(15)	猪名川	左右岸	工作物	B	大阪府 豊中市上津島 兵庫県 尼崎市東園田	2.2K+28.3m	—	1,500	6.31 (2.2K+28.3m)	桁下高 左岸 7.576 桁下高 右岸 7.566	1.500	園田	南園橋(歩)

備 考 (1) 代表地先名欄の上段:左岸側地先名 下段:右岸側地先名を示す。
(2) 重要度摘"要"は、要注意区間を示す。

(1) 図面 対象 番号	(2) 河川名	(3) 左右岸 の別	(4) 種 別	(5) 重 要 度	(6) 地 先 名	(7) 距 離 杭	(8) 延 長	(9) 対 象 と する 流 量	(10) 対 象 と する 流 量 を 現 河 道 に 流 した 時 の 水 位	(11) 現 堤 防 高	(12) 計 画 堤 防 余 裕 高	(13) 担 当 出 張 所	(14) 備 考
(16)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	大阪府 豊中市上津島	2.2K+65.1m ~ 2.6K+164.9m	531	1,500	6.76 (2.6K)	8.00	1.500	園田	
(17)	猪名川	左右岸	工作物	B	大阪府 豊中市上津島 兵庫県 尼崎市東園田	2.2K+173.5m	—	1,500	6.46 (2.2K+173.5m)	桁下高 左岸 7.700 桁下高 右岸 7.745	1.500	園田	新南園橋
(18)	猪名川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市東園田 大阪府 豊中市利倉西	2.2K+42.2m ~ 2.6K+130.2m	519	1,500	6.76 (2.6K)	7.81	1.500	園田	
(19)	猪名川	右岸	旧川跡	要	兵庫県 尼崎市東園田 大阪府 豊中市利倉西	2.6K-50m ~ 2.6K+50m	100	1,500	6.76 (2.6k)	7.81	1.500	園田	
(20)	猪名川	左右岸	工作物	B	大阪府 豊中市利倉 大阪府 豊中市利倉西	2.6K+175.0m	—	1,500	6.95 (2.6k+175.0m)	桁下高 左岸 7.741 桁下高 右岸 7.937	1.500	園田	新利倉橋(歩道)
(21)	猪名川	左右岸	工作物	B	大阪府 豊中市利倉 大阪府 豊中市利倉西	2.6K+196.2m	—	1,500	7.06 (2.6k+196.2m)	桁下高 左岸 8.379 桁下高 右岸 8.372	1.500	園田	利倉橋
(22)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	大阪府 豊中市原田西 大阪府 豊中市利倉西	2.6K+213.1m ~ 3.2K+26.1m	496	1,500	7.27 (3.0K)	8.43	1.500	園田	
(23)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	大阪府 豊中市原田西	3.2K+135.3m ~ 3.8K+0.8m	554	1,500	8.21 (3.8K)	9.64	1.500	園田	
(24)	猪名川	右岸	越水(溢水)	B	大阪府 豊中市利倉西 兵庫県 尼崎市椎堂	2.6K+212.0m ~ 3.6K+203.1m	1,120	1,500	7.27 (3.0K)	8.46	1.500	園田	
(25)	猪名川	右岸	旧川跡	要	大阪府 豊中市利倉西 兵庫県 尼崎市椎堂	3.2K+75.0m ~ 3.6K-114.0m	225	1,200	7.98 (3.4k)	9.21	1.500	園田	
(26)	猪名川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市田能	4.2K+102.8m ~ 4.2K+121.5m	19	1,200	8.65 (4.4K)	10.89	1.500	園田	
(27)	猪名川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市田能	4.4K+151.1m	—	1,200	8.70 (4.4k+151.1m)	桁下高 左岸 10.119 桁下高 右岸 10.128	1.500	園田	猪名川橋
(28)	猪名川	右岸	旧川跡	要	兵庫県 尼崎市田能	4.8K-88.0m ~ 4.8K+8.0m	96	1,200	8.98 (4.8k)	11.09	1.500	園田	
(29)	猪名川	右岸	旧川跡	要	兵庫県 伊丹市口酒井	5.0K+20.0m ~ 5.0K+80.0m	60	1,200	9.40 (5.0k)	11.60	1.500	園田	
(30)	猪名川	左岸	旧川跡	要	兵庫県 伊丹市森本	5.8K+66.0m ~ 6.2K+1.0m	330	2,600	11.79 (6.0k)	13.52	1.500	園田	

備 考 (1) 代表地先名欄の上段: 左岸側地先名 下段: 右岸側地先名を示す。
(2) 重要度摘"要"は、要注意区間を示す。

様式 2-1

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

近畿地方整備局 猪名川河川事務所

(1) 図面 対象 番号	(2) 河川名	(3) 左右岸 の別	(4) 種 別	(5) 重 要 度	(6) 地 先 名	(7) 距 離 杭	(8) 延 長	(9) 対 象 と する 流 量	(10) 対 象 と する 流 量 を 現 河 道 に 流 した 時 の 水 位	(11) 現 堤 防 高	(12) 計 画 堤 防 余 裕 高	(13) 担 当 出 張 所	(14) 備 考
(31)	猪名川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 伊丹市天津	5.8K+196.6m ~ 6.0K+177.9m	217	2,600	11.79 (6.0K)	13.00	1.500	園田	
(32)	猪名川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 伊丹市北河原	6.2K+141.8m ~ 6.2K+184.5m	43	2,600	12.69 (6.4K)	14.53	1.500	園田	
(33)	猪名川	左右岸	工作物	B	兵庫県 伊丹市森本 兵庫県 伊丹市天津	6.2K+12.1m	—	2,600	12.47 (6.2k+12.1m)	桁下高 左岸 13.491 桁下高 右岸 13.505	1.500	園田	桑津橋
(34)	猪名川	左右岸	工作物	B	兵庫県 伊丹市森本 兵庫県 伊丹市天津	6.2K+24.3m	—	2,600	12.48 (6.2k+24.3m)	桁下高 左岸 13.736 桁下高 右岸 13.691	1.500	園田	新桑津橋
(35)	猪名川	左右岸	工作物	A	兵庫県 伊丹市中村 兵庫県 伊丹市北河原	7.2K+16.7m	—	2,600	13.87 (7.2k+16.7m)	堤防高 左岸 16.64 堤防高 右岸 17.13	1.500	園田	三ヶ井井堰
(36)	猪名川	左右岸	工作物	B	兵庫県 伊丹市下河原 兵庫県 伊丹市北伊丹	7.8K+54.2m	—	2,500	16.79 (7.8K+54.2m)	桁下高 左岸 18.220 桁下高 右岸 17.871	1.500	園田	軍行橋(歩)
(37)	猪名川	左右岸	工作物	B	兵庫県 伊丹市下河原 兵庫県 伊丹市北伊丹	7.8K+59.4m	—	2,500	16.80 (7.8K+59.4m)	桁下高 左岸 17.794 桁下高 右岸 17.782	1.500	園田	軍行橋
(38)	猪名川	左右岸	工作物	B	兵庫県 伊丹市下河原 兵庫県 伊丹市北伊丹	7.8K+72.9m	—	2,500	16.83 (7.8K+72.9m)	桁下高 左岸 17.979 桁下高 右岸 17.956	1.500	園田	新軍行橋
(39)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	兵庫県 伊丹市下河原	7.8K+101.8m ~ 8.0K+96.6m	208	2,500	17.12 (8.0K)	18.77	1.500	園田	
(40)	猪名川	左岸	旧川跡	要	大阪府 池田市ダイハツ町 大阪府 池田市神田	8.2K ~ 8.6K+199.0m	656	2,500	17.66 (8.4k)	20.11	1.500	園田	
(41)	猪名川	左岸	旧川跡	要	大阪府 池田市神田	9.2K-135.0m ~ 9.2K+65.0m	200	2,500	20.51 (9.2k)	22.77	1.500	園田	
(42)	猪名川	左右岸	工作物	A	大阪府 池田市桃園 兵庫県 川西市加茂	9.6K+92.2m	—	2,300	21.49 (9.6k+92.2m)	堤防高 左岸 25.11 堤防高 右岸 26.01	1.500	園田	久代北台井堰
(43)	猪名川	左右岸	工作物	B	大阪府 池田市新町 兵庫県 川西市小戸	11.0K+120.6m	—	2,300	28.39 (11.0K+120.6m)	桁下高 左岸 29.134 桁下高 右岸 29.140	1.500	園田	中橋
(44)	猪名川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 川西市小戸	11.0K ~ 11.4K+202.1m	647	2,300	29.00 (11.4K)	30.08	1.500	園田	
(45)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	大阪府 池田市西本町	10.6K+150.3m ~ 10.8K+17.2m	59	2,300	25.99 (10.8k)	27.97	1.500	園田	

備 考 (1) 代表地先名欄の上段:左岸側地先名 下段:右岸側地先名を示す。
(2) 重要度摘"要"は、要注意区間を示す。

(1) 図面 対象 番号	(2) 河川名	(3) 左右岸 の別	(4) 種 別	(5) 重 要 度	(6) 地 先 名	(7) 距 離 杭	(8) 延 長	(9) 対 象 と する 流 量	(10) 対 象 と する 流 量 を 現 河 道 に 流 した 時 の 水 位	(11) 現 堤 防 高	(12) 計 画 堤 防 余 裕 高	(13) 担 当 出 張 所	(14) 備 考
(46)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	大阪府 池田市新町	10.8K+77.4m ~ 11.4K+100.0m	677	2,300	28.25 (11.0K)	28.62	1.500	園田	
(47)	猪名川	左岸	越水(溢水)	B	大阪府 池田市古江	12.4K+140.2m ~ 12.6k	68	2,100	32.53 (12.6k)	33.42	1.500	園田	
(48)	藻川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市高田	0.0K ~ 0.0K+49.0m	49	1,400	4.64 (0.0K)	5.51	1.500	園田	
(49)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市高田	0.0K+58.4m	—	1,400	4.75 (0.0K+58.4m)	桁下高 左岸 5.667 桁下高 右岸 5.707	1.500	園田	藻川橋
(50)	藻川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市高田 兵庫県 尼崎市善法寺	0.2K+5.3m ~ 0.6K+103.0m	553	1,400	5.00 (0.4k)	5.99	1.500	園田	
(51)	藻川	左岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市戸の内	0.0K ~ 0.6K+128.0m	749	1,400	5.19 (0.6K)	6.55	1.500	園田	
(52)	藻川	左岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市戸の内 兵庫県 尼崎市東園田	0.8K+31.5m ~ ~ 1.2K+156.5m	566	1,400	5.57 (1.0K)	6.61	1.500	園田	
(53)	藻川	右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市額田	0.4K+158.9m	—	1,400	5.15 (0.4k+158.9m)	桁下高 左岸 6.864 桁下高 右岸 5.966	1.500	園田	左岸は、評定基準を満足 名神藻川橋
(54)	藻川	右岸	旧川跡	要	兵庫県 尼崎市弥生ヶ丘	0.6K-62.0m ~ 0.6K-18.0m	43	1,400	5.00 (0.4k)	5.99	1.500	園田	
(55)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市弥生ヶ丘	0.6K+124.3m	—	1,400	5.36 (0.6k+124.3m)	桁下高 左岸 6.288 桁下高 右岸 6.242	1.500	園田	東園田橋
(56)	藻川	右岸	旧川跡	要	兵庫県 尼崎市弥生ヶ丘	0.8K-24.0m ~ 0.8K+15.0m	38	1,400	5.38 (0.8k)	7.06	1.500	園田	
(57)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市弥生ヶ丘	0.8K+24.3m	—	1,400	5.40 (0.8K+24.3m)	桁下高 左岸 6.617 桁下高 右岸 6.638	1.500	園田	尼崎市上水水管橋
(58)	藻川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市善法寺	0.8K+33.7m ~ 1.2K+53.8m	461	1,400	5.73 (1.2K)	6.28	1.500	園田	
(59)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市善法寺	1.2K+66.3m	—	1,400	5.84 (1.2k+66.3m)	桁下高 左岸 6.819 桁下高 右岸 6.796	1.500	園田	善法寺橋(歩道)
(60)	藻川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市善法寺	1.2K+80.9m ~ 1.2K+162.2m	81	1,400	5.73 (1.2K)	6.28	1.500	園田	

備 考 (1) 代表地先名欄の上段:左岸側地先名 下段:右岸側地先名を示す。
(2) 重要度摘"要"は、要注意区間を示す。

(1) 図面 対象 番号	(2) 河川名	(3) 左右岸 の別	(4) 種 別	(5) 重 要 度	(6) 地 先 名	(7) 距 離 杭	(8) 延 長	(9) 対 象 と す る 流 量	(10) 対 象 と す る 流 量 を 現 河 道 に 流 し た 時 の 水 位	(11) 現 堤 防 高	(12) 計 画 堤 防 余 裕 高	(13) 担 当 出 張 所	(14) 備 考
(61)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市小中島	1.4K+19.1m	—	1,400	5.99 (1.4K+19.1m)	桁下高 左岸 6.979 桁下高 右岸 6.973	1.500	園田	園田橋
(62)	藻川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市小中島 兵庫県 尼崎市食満	1.4K+49.6m ~ 2.4K+132.8m	1,107	1,400	6.78 (2.0K)	7.62	1.500	園田	
(63)	藻川	左岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市田能	1.4K+56.5m ~ 2.4K+187.2m	1,155	1,400	6.78 (2.0K)	7.71	1.500	園田	
(64)	藻川	左右岸	工作物	A	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市瓦宮	1.6K+191.2m	—	1,400	6.47 (1.6k+191.2m)	桁下高 左岸 6.125 桁下高 右岸 6.199	1.500	園田	阪急神戸線藻川橋
(65)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市瓦宮	1.8K+17.1m	—	1,400	6.56 (1.8K+17.1m)	桁下高 左岸 7.418 桁下高 右岸 7.544	1.500	園田	宮園橋(歩)
(66)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市瓦宮	1.8K+21.6m	—	1,400	6.57 (1.8K+21.6m)	桁下高 左岸 7.432 桁下高 右岸 7.398	1.500	園田	宮園橋
(67)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市瓦宮	1.8K+25.7m	—	1,400	6.64 (1.8k+25.7m)	桁下高 左岸 7.375 桁下高 右岸 7.436	1.500	園田	園田水道橋
(68)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市東園田 兵庫県 尼崎市食満	2.0K+187.5m	—	1,400	6.91 (2.0k+187.5m)	桁下高 左岸 8.045 桁下高 右岸 8.028	1.500	園田	新藻川橋
(69)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市田能 兵庫県 尼崎市食満	2.4K+195.0m	—	1,400	7.29 (2.4K+195.0m)	桁下高 左岸 8.266 桁下高 右岸 8.267	1.500	園田	尼崎市工水水管橋
(70)	藻川	左岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市東園田	2.6K+4.5m ~ 2.6K+195.1m	191	1,400	7.29 (2.6K)	8.60	1.500	園田	
(71)	藻川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市食満	2.6K+41.5m ~ 2.6K+190.2m	149	1,400	7.27 (2.8K)	9.09	1.500	園田	
(72)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市田能 兵庫県 尼崎市食満	2.8K+29.8m	—	1,400	7.38 (2.8K+29.8m)	桁下高 左岸 8.315 桁下高 右岸 8.284	1.500	園田	中園橋
(73)	藻川	右岸	越水(溢水)	B	兵庫県 尼崎市食満 兵庫県 尼崎市猪名寺	2.8K+82.9m ~ 3.4K+219.0m	720	1,400	7.48 (3.0K)	8.92	1.500	園田	
(74)	藻川	左右岸	工作物	B	兵庫県 尼崎市田能 兵庫県 尼崎市猪名寺	3.6K+96.4m	—	1,400	8.31 (3.6K+96.4m)	桁下高 左岸 9.749 桁下高 右岸 9.696	1.500	園田	上園橋(歩)
(75)	藻川	左右岸	工作物	A	兵庫県 伊丹市口酒井 兵庫県 尼崎市猪名寺	4.0K+11.0m	—	1,400	8.72 (4.0k+11.0m)	堤防高 左岸 10.86 堤防高 右岸 10.86	1.500	園田	大井井堰

備 考 (1) 代表地先名欄の上段: 左岸側地先名 下段: 右岸側地先名を示す。
(2) 重要度摘"要"は、要注意区間を示す。

国土交通省直轄河川洪水予報実施要領

1. 淀川洪水予報実施要領 459
2. 大和川洪水予報実施要領 509
3. 猪名川洪水予報実施要領 531

淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川及び宇陀川 洪水予報実施要領

近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所（以下「淀川ダム統合管理事務所」という。）と大阪管区気象台は、「淀川及び大和川の洪水予報業務に関する細目協定（令和4年5月10日）」（以下「細目協定」という。）に基づき、淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川及び宇陀川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は淀川ダム統合管理事務所では防災情報課、大阪管区気象台では気象防災部予報課において実施するものとする。

2 洪水予報を行う際に用いる資料

淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川及び宇陀川における流域内の気象庁流域平均雨量区域及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、淀川ダム統合管理事務所においては防災情報課長が、大阪管区気象台においては予報課長が行うものとする。

連絡方法については、淀川ダム統合管理事務所と大阪管区気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は電話・FAXによるものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

- (3) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (5) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAX を用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位に4時間先以降で到達する可能性がある場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する可能性に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

8 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

(1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、淀川ダム統合管理事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により大阪管区気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、淀川ダム統合管理事務所及び大阪管区気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報の作業場所の機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。

ア 機能喪失した淀川ダム統合管理事務所で実施すべき作業を、近畿地方整備局の本局・他事務所(連絡先は付表5)で代行する。

イ 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

9 その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。



(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

付則

この要領による実施は、以下のとおりである。

- 平成 25 年 3 月 4 日に改正し、実施する。
- 平成 25 年 6 月 3 日に一部改正し、実施する。
- 平成 25 年 7 月 11 日に一部改正し、実施する。
- 平成 25 年 10 月 1 日に一部改正し、実施する。
- 平成 26 年 3 月 7 日に一部改正し、実施する。
- 平成 27 年 4 月 9 日に一部改正し、実施する。
- 平成 28 年 5 月 19 日に一部改正し、実施する。
- 平成 29 年 6 月 14 日に一部改正し、実施する。
- 平成 30 年 5 月 30 日に一部改正し、実施する。
- 令和 元年 5 月 29 日に一部改正し、実施する。
- 令和 3 年 6 月 1 日に一部改正し、実施する。
- 令和 4 年 6 月 13 日に一部改正し、実施する。

令和 4 年 5 月 27 日

近畿地方整備局	淀川ダム統合管理事務所	防災情報課長	宗宮 智之	
大阪管区气象台	気象防災部	予報課長	長田 栄治	

付表1 淀川流域の流域平均雨量区域、雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁流域平均雨量区域

予報区域名	流域名
淀川	枚方水位観測所上流域
桂川下流	桂水位観測所上流域
宇治川	槇尾山水位観測所上流域
木津川下流	加茂水位観測所上流域
木津川上流	岩倉水位観測所上流域
名張川	名張水位観測所上流域

(2) 国土交通省雨量観測所

河川名	観測所名		所在地	標高m
淀川	枚方	ひらかた	大阪府枚方市新町2-2-10	25
	田口	たのぐち	大阪府枚方市山田池北町10-1	54
	多羅尾	たらお	滋賀県甲賀市信楽町多羅尾	500
	大鳥居	おおとりい	滋賀県大津市上田上桐生町	175
	宮村	みやむら	京都府綴喜郡宇治田原町宮村	260
	西笠取	にしかさとり	京都府宇治市西笠取	150
	雲井	くもい	滋賀県甲賀市信楽町黄瀬	280
桂川	周山	しゅうざん	京都市右京区京北周山町植代	307
	鎌倉	かまくら	京都市右京区京北上黒田町	483
	殿田	とのだ	京都府南丹市日吉町木住	272
	園部	そのべ	京都府南丹市園部町大河内	292
	新町	しんまち	京都府南丹市八木町鳥羽	110
	西別院	にしべついでん	京都府亀岡市西別院柚原	270
	雲ヶ畑	くもがはた	京都市北区雲ヶ畑	250
	桂	かつら	京都市西京区桂浅原町	34
木津川	阿保2	あお2	三重県伊賀市阿保字梅ヶ森160	192
	島ヶ原2	しまがはら2	三重県伊賀市島ヶ原	113
	坂下2	さかげ2	三重県伊賀市坂下字向157	363
	依那古	いなこ	三重県伊賀市才良	155
	加茂	かも	京都府木津川市加茂町北船屋	40
服部川	阿波2	あわ2	三重県伊賀市富永62-1	271
	荒木	あらか	三重県伊賀市荒木369	156
柘植川	柘植2	つげ2	三重県伊賀市柘植町字上山田	255
	玉滝	たまたき	三重県伊賀市玉瀧字中垣内3393-1	196
名張川	尾山2	おやま2	三重県伊賀市治田字双川1131番地	141
	名張2	なばり2	三重県名張市南町	196
	霧生2	きりゆう2	三重県伊賀市霧生字中切1553	401
	針ヶ別所2	はりがべつしょ2	奈良県奈良市針ヶ別所町ハカノシリ96-3	444

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

予報区域名	観測所名		位置	所在地	平常 水位 m	水害待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	氾濫する可能性のある水位 m
						水位 m	水位 m	水位 m	水位 m	
						レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
淀川	枚方	ひらかた	北緯 34° 48' 59" 東経 135° 38' 35"	大阪府枚方市桜 町3-32	-3.51	2.70	4.50	5.40	5.50	8.10
桂川下流	桂	かつら	北緯 34° 58' 56" 東経 135° 42' 45"	京都市西京区桂 浅原町	1.76	2.80	3.80	3.90	4.00	4.40
宇治川	榎尾山	まきおやま	北緯 34° 53' 10" 東経 135° 48' 47"	京都府宇治市宇 治山王	0.93	2.00	3.00	3.50	3.60	4.20
木津川下流	加茂	かも	北緯 34° 45' 37" 東経 135° 52' 10"	京都府木津川市 加茂町北船屋	-2.06	2.50	4.50	5.90	6.00	6.80
木津川上流	岩倉	いわくら	北緯 34° 46' 40" 東経 136° 06' 01"	三重県伊賀市岩 倉	0.20	4.50	6.00	6.70	7.70	8.17
名張川	名張	なびり	北緯 34° 37' 12" 東経 136° 04' 54"	三重県名張市南 町	2.67	4.50	6.00	6.80	7.60	7.62

(4) 国土交通省水位観測所 (基準観測所以外)

河川名	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	計画高水位
					m	m	m
					レベル1水位	レベル2水位	
淀川	高浜	カハマ	北緯 34° 52' 05" 東経 135° 40' 08"	大阪府高槻市上牧町	2.70	4.50	6.41
	福島	フクシマ	北緯 34° 41' 57" 東経 135° 28' 06"	大阪市福島区海老江 8-3-15	—	—	5.20
	本川毛馬	ホセウマ	北緯 34° 43' 28" 東経 135° 31' 04"	大阪市都島区毛馬町 4	4.00	5.50	7.61
	向島	ムカシマ	北緯 34° 55' 36" 東経 135° 46' 11"	京都市伏見区向島橋詰町	1.30	2.00	4.11
	淀	イト	北緯 34° 53' 51" 東経 135° 43' 04"	京都府久世郡久御山町大橋辺	2.50	3.50	5.60
	宇治川三川	ウジカワミツカハ	北緯 34° 53' 10" 東経 135° 41' 08"	京都府八幡市橋本奥ノ町	—	—	—
桂川	新町	シンチ	北緯 35° 05' 21" 東経 135° 30' 41"	京都府南丹市八木町字鳥羽	—	—	—
	亀岡	カメオカ	北緯 35° 01' 01" 東経 135° 35' 17"	京都府亀岡市保津町下中島	—	—	—
	保津峡	ホヅキヤ	北緯 35° 01' 38" 東経 135° 38' 48"	京都市右京区嵯峨水尾鳩ヶ巢	3.00	—	—
	天竜寺	テンリョウジ	北緯 35° 00' 43" 東経 135° 54' 29"	京都市右京区嵯峨中ノ島町	1.20	1.80	2.50
	納所	ナカ	北緯 34° 54' 17" 東経 135° 43' 03"	京都市伏見区納所町	2.00	3.50	5.50
木津川	島ヶ原	シマカハラ	北緯 34° 46' 04" 東経 136° 03' 28"	三重県伊賀市島ヶ原	3.00	4.50	9.10
	朝屋	アサヤ	北緯 34° 45' 34" 東経 136° 06' 54"	三重県伊賀市木興	—	—	—
	飯岡	イハカ	北緯 34° 48' 07" 東経 135° 47' 53"	京都府京田辺市飯岡久保田	2.00	3.50	6.71
	八幡	ヤチ	北緯 34° 53' 11" 東経 135° 42' 15"	京都府八幡市八幡千束	2.50	4.00	6.41
	大内	オホウチ	北緯 34° 44' 41" 東経 136° 07' 17"	三重県伊賀市守田町	—	—	—
服部川	伊賀上野橋	イガノウノハシ	北緯 34° 47' 06" 東経 136° 07' 22"	三重県伊賀市三田	—	—	—

付表2 洪水予報の伝達先等

(1) - 1 淀川洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
近畿地方整備局河川部水災害予報センター	FAX 又は専用電話	淀川ダム統合管理事務所
大阪府水防本部	FAX 又は専用電話	〃
京都府建設交通部砂防課	FAX 又は専用電話	〃
滋賀県土木交通部流域政策局	FAX 又は専用電話	〃
水資源機構木津川ダム総合管理所	FAX 又は専用電話	〃
水資源機構日吉ダム管理所	FAX 又は専用電話	〃
西日本電信電話(株)関西支店設備部災害対策室	FAX 又は一般加入電話	〃
淀川・木津川水防事務組合	FAX 又は一般加入電話	〃
陸上自衛隊第3師団司令部(第2部)	FAX 又は一般加入電話	〃
淀川河川事務所	FAX 又は専用電話	〃
琵琶湖河川事務所	FAX 又は専用電話	〃
大阪府(危機管理室)	気象情報伝送処理システム	大阪管区気象台
日本放送協会(NHK大阪放送局)	気象情報伝送処理システム	〃
奈良地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
NTT五反田センタ ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
京都地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
京都府危機管理部災害対策課	気象情報伝送処理システム	京都地方気象台
日本放送協会(NHK京都放送局) (大阪放送局※2)	気象情報伝送処理システム	〃
NTT五反田センタ ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃

※1 NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時やNHK京都放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

(1) - 2 淀川洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の4)

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
高槻市危機管理室	FAX 又は一般加入電話	淀川ダム統合管理事務所
摂津市総務部防災危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
島本町総務部危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
大阪市危機管理室危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
守口市危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
枚方市危機管理部危機管理対策推進課	FAX 又は一般加入電話	〃
寝屋川市危機管理部防災課	FAX 又は一般加入電話	〃
吹田市総務部危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
茨木市総務部危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
大東市危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
門真市総務部危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
東大阪市危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
豊中市危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
八幡市総務部防災安全課	FAX 又は一般加入電話	〃
大山崎町総務部総務課	FAX 又は一般加入電話	〃

(2) - 1 宇治川洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
近畿地方整備局河川部水災害予報センター	FAX 又は専用電話	淀川ダム統合管理事務所
京都府建設交通部砂防課	FAX 又は専用電話	〃
滋賀県土木交通部流域政策局	FAX 又は専用電話	〃
水資源機構日吉ダム管理所	FAX 又は専用電話	〃
西日本電信電話(株)関西支店設備部災害対策室	FAX 又は一般加入電話	〃
淀川・木津川水防事務組合	FAX 又は一般加入電話	〃
陸上自衛隊第3師団司令部(第2部)	FAX 又は一般加入電話	〃
淀川河川事務所	FAX 又は専用電話	〃
琵琶湖河川事務所	FAX 又は専用電話	〃
FMうじ	FAX 又は一般加入電話	〃
日本放送協会(NHK大阪放送局)	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
NTT五反田センタ ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
京都地方气象台	気象情報伝送処理システム	〃
京都府危機管理部災害対策課	気象情報伝送処理システム	京都地方气象台
日本放送協会(NHK京都放送局) (大阪放送局※2)	気象情報伝送処理システム	〃
NTT五反田センタ ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
奈良地方气象台	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台

※1 NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時やNHK京都放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

(2) - 2 宇治川洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の4)

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
京都市行財政局防災危機管理室	FAX 又は一般加入電話	淀川ダム統合管理事務所
宇治市危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
八幡市総務部防災安全課	FAX 又は一般加入電話	〃
久御山町総務部総務課	FAX 又は一般加入電話	〃
城陽市危機・防災対策課	FAX 又は一般加入電話	〃

(3) - 1 桂川下流洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
近畿地方整備局河川部水災害予報センター	FAX 又は専用電話	淀川ダム統合管理事務所
大阪府水防本部	FAX 又は専用電話	〃
京都府建設交通部砂防課	FAX 又は専用電話	〃
水資源機構日吉ダム管理所	FAX 又は専用電話	〃
西日本電信電話(株)関西支店設備部災害対策室	FAX 又は一般加入電話	〃
陸上自衛隊第3師団司令部 (第2部)	FAX 又は一般加入電話	〃
淀川河川事務所	FAX 又は専用電話	〃
大阪府 (危機管理室)	気象情報伝送処理システム	大阪管区気象台
日本放送協会 (NHK大阪放送局)	気象情報伝送処理システム	〃
NTT五反田センタ ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
京都地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
京都府危機管理部災害対策課	気象情報伝送処理システム	京都地方気象台
日本放送協会 (NHK京都放送局) (大阪放送局※2)	気象情報伝送処理システム	〃
NTT五反田センタ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
奈良地方気象台	気象情報伝送処理システム	大阪管区気象台

※1 NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時やNHK京都放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

(3) - 2 桂川下流洪水予報の通知に係る事項の伝達先等 (水防法第13条の4)

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
京都市行財政局防災危機管理室	FAX 又は一般加入電話	淀川ダム統合管理事務所
久御山町総務部総務課	FAX 又は一般加入電話	〃
向日市環境経済部防災安全課	FAX 又は一般加入電話	〃
長岡京市市民協働部防災・安全推進室	FAX 又は一般加入電話	〃
八幡市総務部防災安全課	FAX 又は一般加入電話	〃
大山崎町総務部総務課	FAX 又は一般加入電話	〃
島本町総務部危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃

(4) - 1 木津川下流洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
近畿地方整備局河川部水災害予報センター	FAX 又は専用電話	淀川ダム統合管理事務所
京都府建設交通部砂防課	FAX 又は専用電話	〃
滋賀県土木交通部流域政策局	FAX 又は専用電話	〃
水資源機構木津川ダム総合管理所	FAX 又は専用電話	〃
水資源機構日吉ダム管理所	FAX 又は専用電話	〃
西日本電信電話(株)関西支店設備部災害対策室	FAX 又は一般加入電話	〃
淀川・木津川水防事務組合	FAX 又は一般加入電話	〃
陸上自衛隊第3師団司令部(第2部)	FAX 又は一般加入電話	〃
淀川河川事務所	FAX 又は専用電話	〃
琵琶湖河川事務所	FAX 又は専用電話	〃
日本放送協会(NHK大阪放送局)	気象情報伝送処理システム	大阪管区気象台
NTT五反田センタ ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
京都地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
京都府危機管理部災害対策課	気象情報伝送処理システム	京都地方気象台
日本放送協会(NHK京都放送局) (大阪放送局※2)	気象情報伝送処理システム	〃
NTT五反田センタ ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
奈良地方気象台	気象情報伝送処理システム	大阪管区気象台

※1 NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時やNHK京都放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

(4) - 2 木津川下流洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の4)

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
京都市行財政局防災危機管理室	FAX 又は一般加入電話	淀川ダム統合管理事務所
宇治市危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
城陽市危機防災対策課	FAX 又は一般加入電話	〃
八幡市総務部防災安全課	FAX 又は一般加入電話	〃
京田辺市消防本部通信指令室・安心まちづくり室	FAX 又は一般加入電話	〃
木津川市総務部危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
精華町総務部危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
久御山町総務部総務課	FAX 又は一般加入電話	〃
和束町総務課	FAX 又は一般加入電話	〃
井手町総務課	FAX 又は一般加入電話	〃
笠置町総務財政課	FAX 又は一般加入電話	〃
枚方市危機管理部危機管理対策推進課	FAX 又は一般加入電話	〃

(5) - 1 木津川上流洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
近畿地方整備局河川部水災害予報センター	FAX 又は専用電話	淀川ダム統合管理事務所
京都府建設交通部砂防課	FAX 又は専用電話	〃
奈良県県土マネジメント部河川整備課	FAX 又は専用電話	〃
三重県県土整備部施設災害対策課	FAX 又は専用電話	〃
水資源機構木津川ダム総合管理所	FAX 又は専用電話	〃
西日本電信電話(株)関西支店設備部災害対策室	FAX 又は一般加入電話	〃
陸上自衛隊第3師団司令部(第2部)	FAX 又は一般加入電話	〃
木津川上流河川事務所	FAX 又は専用電話	〃
中部管区警察局(総務監察・広域調整部)	FAX 又は一般加入電話	〃
日本放送協会(NHK大阪放送局)	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
NTT五反田センタ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
京都地方气象台	気象情報伝送処理システム	〃
京都府危機管理部災害対策課	気象情報伝送処理システム	京都地方气象台
日本放送協会(NHK京都放送局) (大阪放送局※2)	気象情報伝送処理システム	〃
NTT五反田センタ ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
津地方气象台	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
三重県県土整備部施設災害対策課	気象情報伝送処理システム	津地方气象台
木津川上流河川事務所	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会(NHK津放送局) (名古屋放送局※2)	気象情報伝送処理システム	〃
奈良地方气象台	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
奈良県知事公室防災統括室	気象情報伝送処理システム	奈良地方气象台
日本放送協会(NHK奈良放送局)	気象情報伝送処理システム	〃
	気象情報伝送処理システム	〃

※1 NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時やNHK京都放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局、NHK津放送局の職員不在時間帯は名古屋放送局へ伝達する場合がある。

(5) - 2 木津川上流洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の4)

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
伊賀市防災危機対策局	FAX 又は一般加入電話	淀川ダム統合管理事務所
笠置町総務財政課	FAX 又は一般加入電話	〃
南山城村総務財政課	FAX 又は一般加入電話	〃
和束町総務課	FAX 又は一般加入電話	〃
奈良市危機管理監危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
奈良市・生駒市消防指令センター	FAX 又は一般加入電話	〃

(6) - 1 名張川洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
近畿地方整備局河川部水災害予報センター	FAX 又は専用電話	淀川ダム統合管理事務所
京都府建設交通部砂防課	FAX 又は専用電話	〃
奈良県県土マネジメント部河川整備課	FAX 又は専用電話	〃
三重県県土整備部施設災害対策課	FAX 又は専用電話	〃
水資源機構木津川ダム総合管理所	FAX 又は専用電話	〃
西日本電信電話(株)関西支店設備部災害対策室	FAX 又は一般加入電話	〃
陸上自衛隊第3師団司令部(第2部)	FAX 又は一般加入電話	〃
木津川上流河川事務所	FAX 又は専用電話	〃
中部管区警察局(総務監察・広域調整部)	FAX 又は一般加入電話	〃
日本放送協会(NHK大阪放送局)	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
NTT五反田センタ※1	気象情報伝送処理システム	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
津地方气象台	気象情報伝送処理システム	〃
三重県県土整備部施設災害対策課	気象情報伝送処理システム	津地方气象台
木津川上流河川事務所	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会(NHK津放送局) (名古屋放送局※2)	気象情報伝送処理システム	〃
奈良地方气象台	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
奈良県知事公室防災統括室	気象情報伝送処理システム	奈良地方气象台
日本放送協会(NHK奈良放送局)	気象情報伝送処理システム	〃
	気象情報伝送処理システム	〃

※1 NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時やNHK津放送局の職員不在時間帯は日本放送協会名古屋放送局へ伝達する場合がある。

(6) - 2 名張川洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の4)

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
名張市都市整備部維持管理室	FAX 又は一般加入電話	淀川ダム統合管理事務所
宇陀市総務部危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
山添村総務課	FAX 又は一般加入電話	〃

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする。

予報区域名	基準観測所名	1時間雨量	3時間雨量	6時間雨量	12時間雨量	24時間雨量
淀川	枚方	20mm	40mm	60mm	90mm	150mm
桂川下流	桂	15mm	40mm	60mm	90mm	150mm
宇治川	榎尾山	20mm	40mm	60mm	90mm	150mm
木津川下流	加茂	20mm	40mm	60mm	90mm	150mm
木津川上流	岩倉	15mm	30mm	50mm	70mm	100mm
名張川	名張	15mm	30mm	50mm	70mm	100mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 大阪管区气象台から淀川ダム統合管理事務所に通報するもの
 - ア 大阪府（北大阪・大阪市・東部大阪）、京都府南部、奈良県北部（東北部）、三重県北中部（伊賀）に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）
淀川（枚方）、桂川下流（桂）、宇治川（榎尾山）、木津川下流（加茂）、木津川上流（岩倉）、名張川（名張）
- (2) 淀川ダム統合管理事務所から大阪管区气象台に通報するもの
 - ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
淀川（枚方）
桂川下流（周山、新町、西別院、雲ヶ畑、桂）
宇治川（大鳥居、宮村）
木津川下流（加茂）
木津川上流（阿保2、柘植2、荒木）
名張川（霧生2、針ヶ別所2）
 - イ 次の観測所の水位（実況）
淀川（枚方）
桂川下流（桂）
宇治川（榎尾山）
木津川下流（加茂）
木津川上流（岩倉）
名張川（名張）

付表5 機能喪失時の代行官署及び連絡先

① 淀川ダム統合管理事務所が機能喪失した場合の代行作業担当署の連絡先

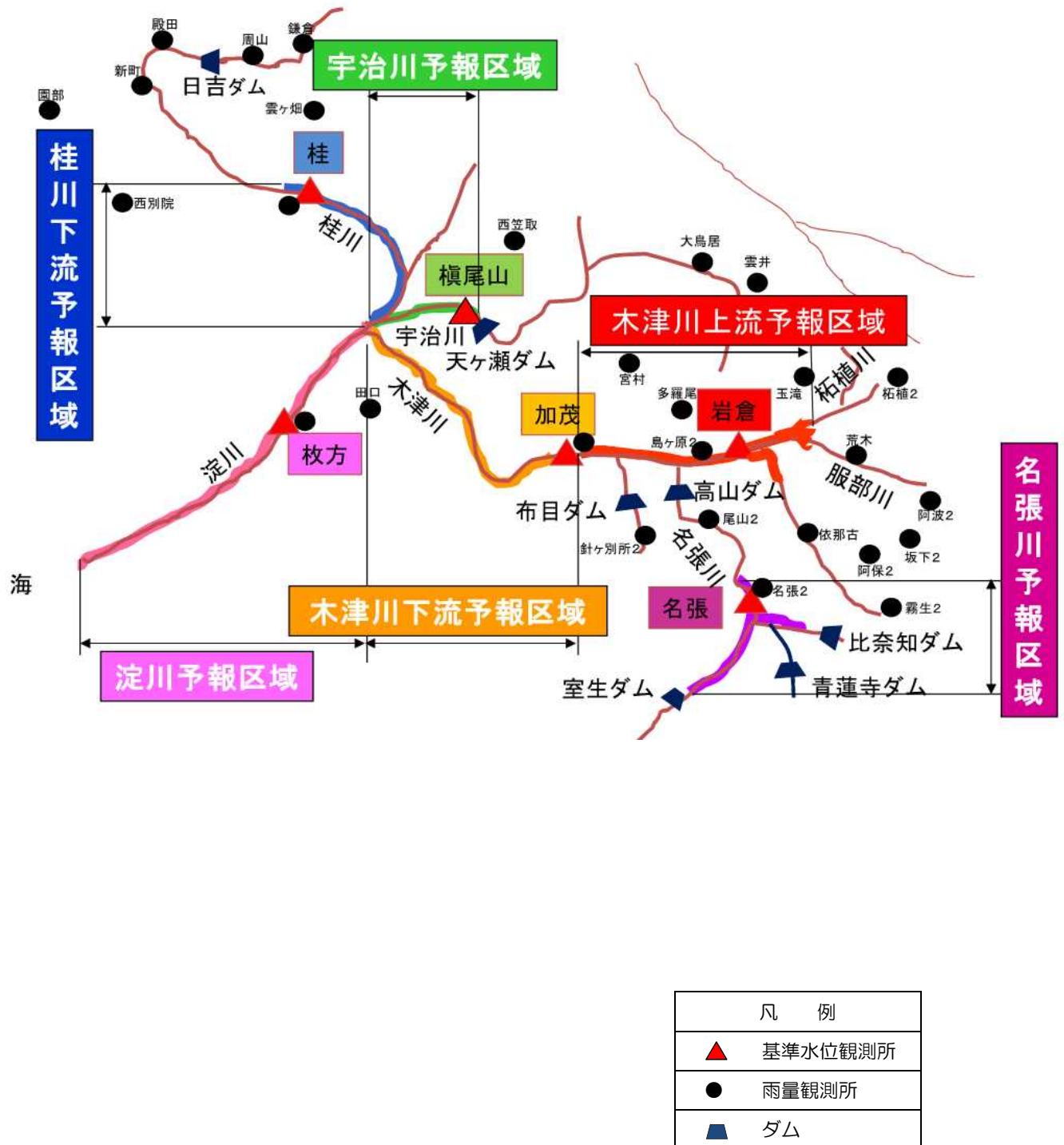
代行作業担当部署	作業場所と連絡先
近畿地方整備局 河川部 水災害予報センター	水災害予報センター
	連絡責任者 水災害予報センター長
	電話 (直通) 06-6944-8853 (夜間) 06-6942-1191
	FAX 06-6944-8854

※ 整備局側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、整備局側から大阪管区気象台に対し、連絡するものとする。

② 大阪管区気象台が機能喪失した場合の代行作業担当署の連絡先

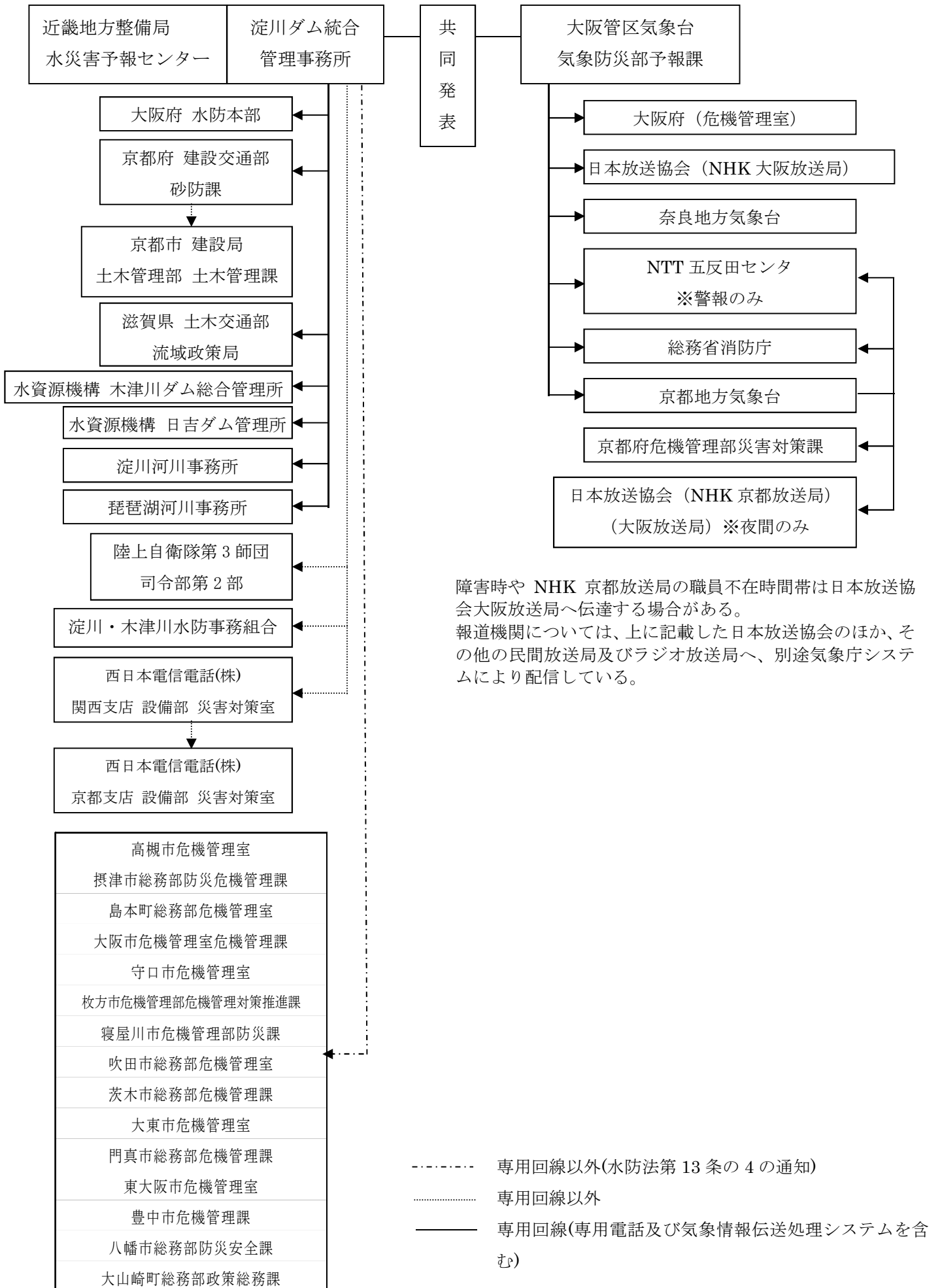
代行作業担当部署	作業場所と連絡先
大気海洋部予報課 気象監視・警報センター	気象監視・警報センター
	電話 03-3584-8631
	FAX 03-3434-9103

付図1 雨量・水位観測所位置図



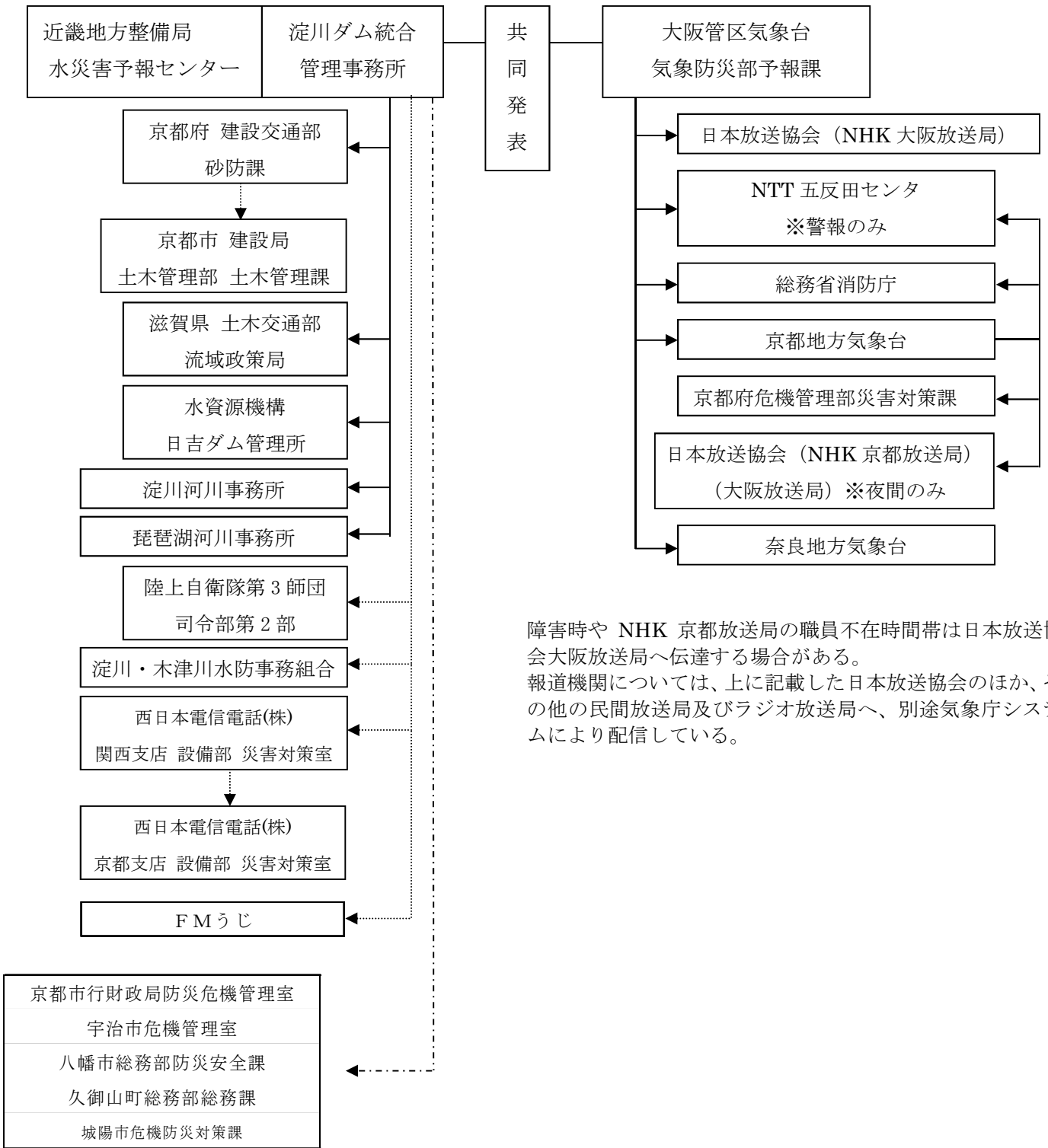
付図 2

(1) 淀川洪水予報伝達系統図



障害時や NHK 京都放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

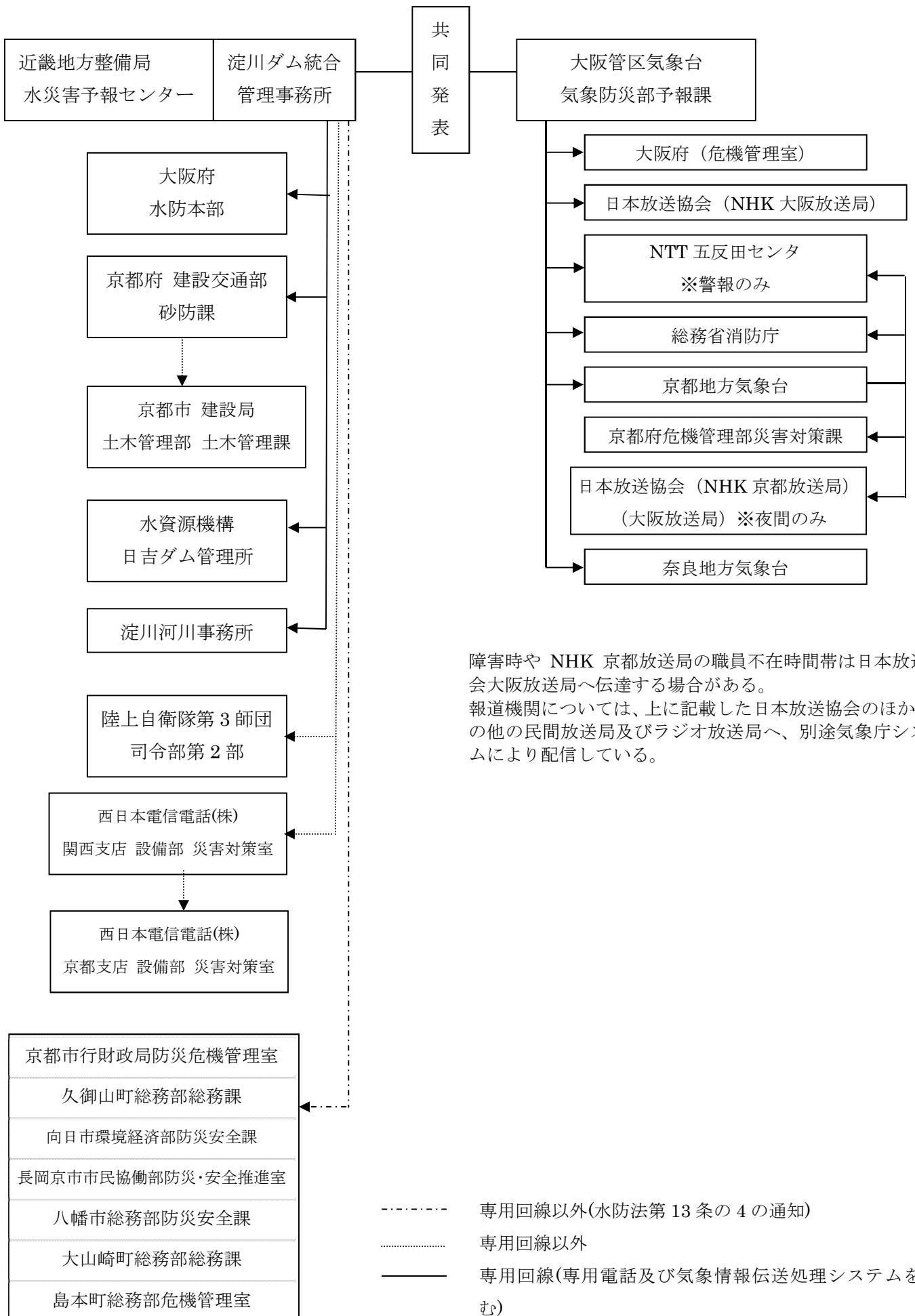
(2) 宇治川洪水予報伝達系統図



障害時や NHK 京都放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。
報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

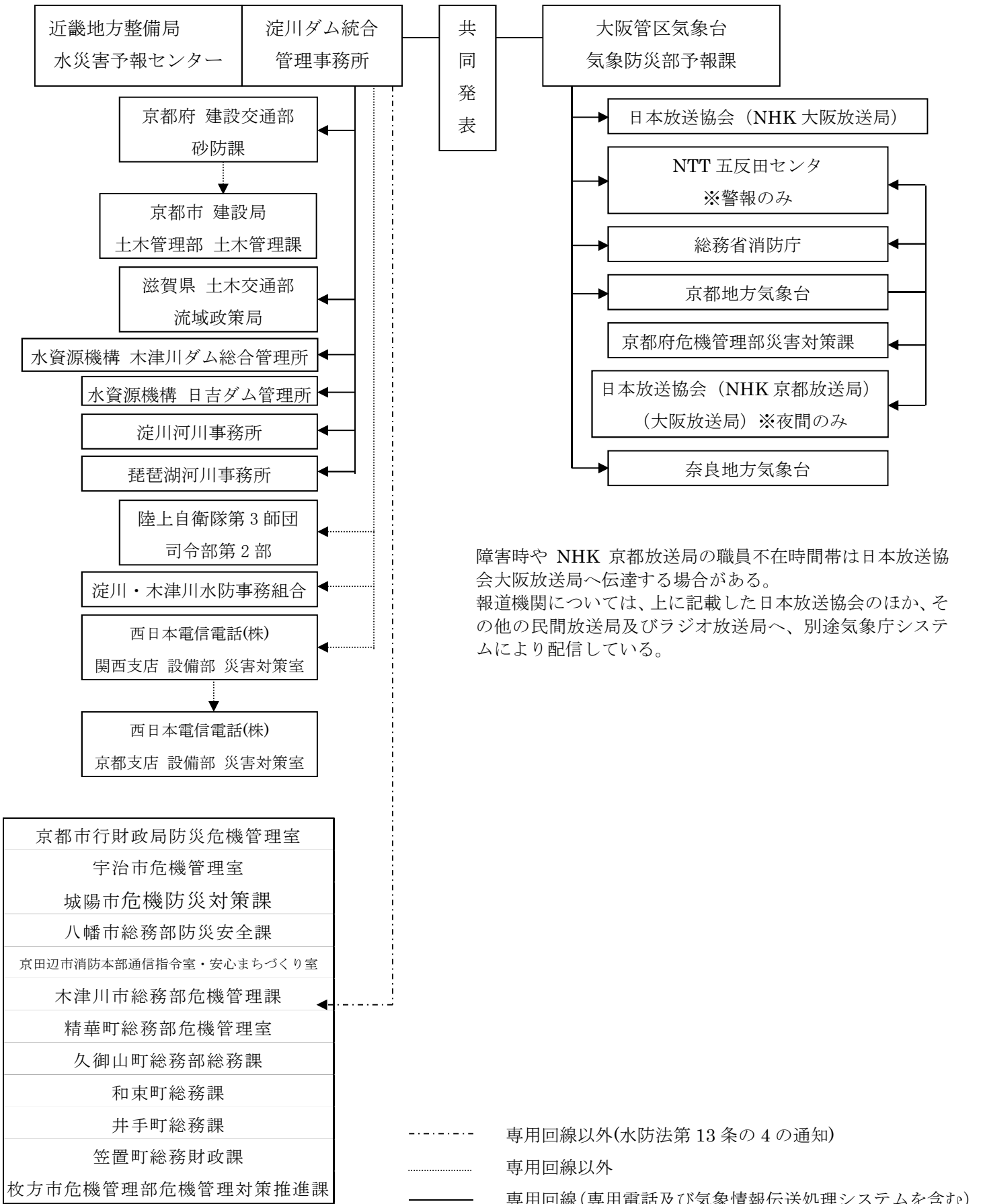
- - - - - 専用回線以外(水防法第 13 条の 4 の通知)
- 専用回線以外
- 専用回線(専用電話及び気象情報伝送処理システムを含む)

(3) 桂川下流洪水予報伝達系統図



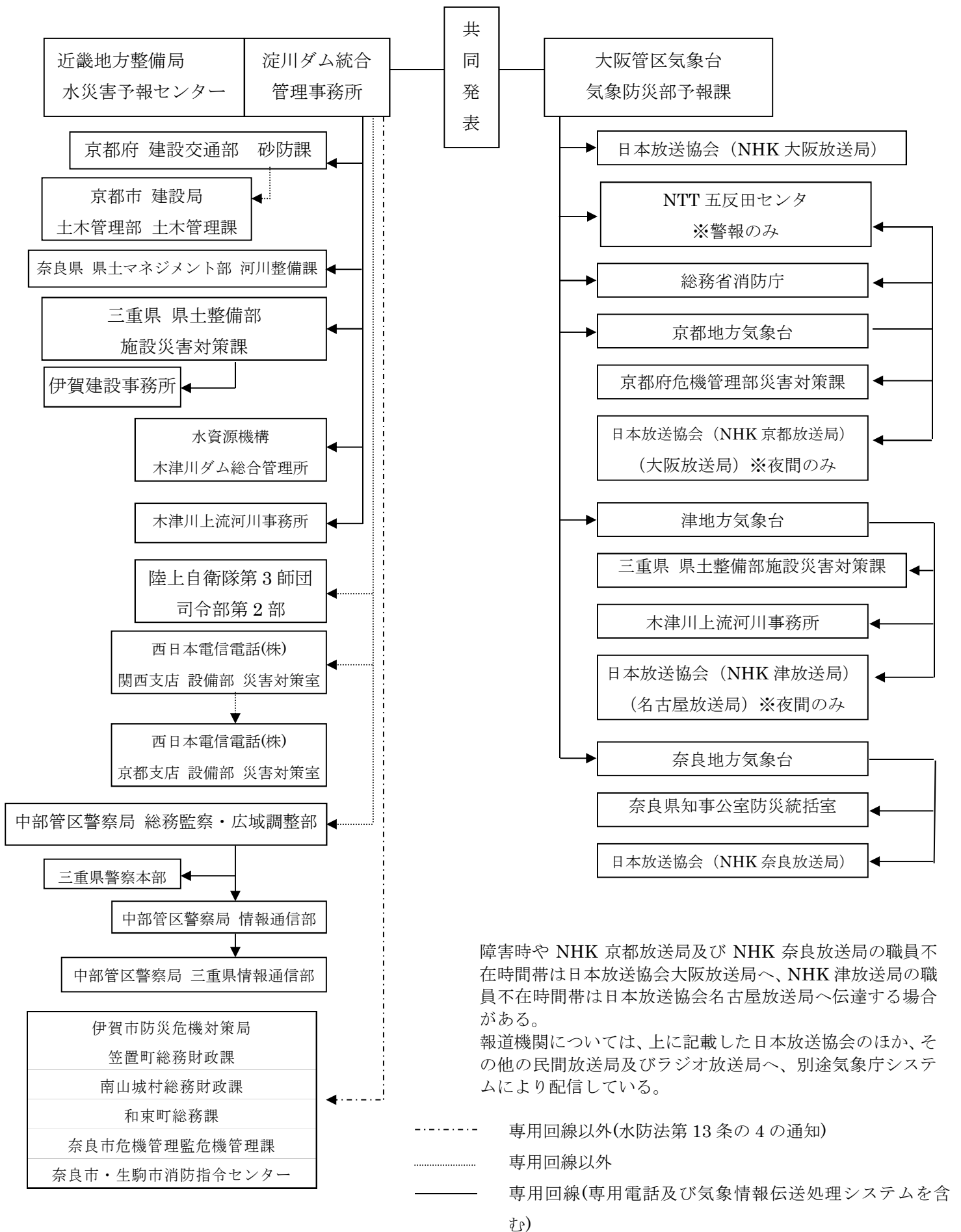
障害時や NHK 京都放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。
報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

(4) 木津川下流洪水予報伝達系統図



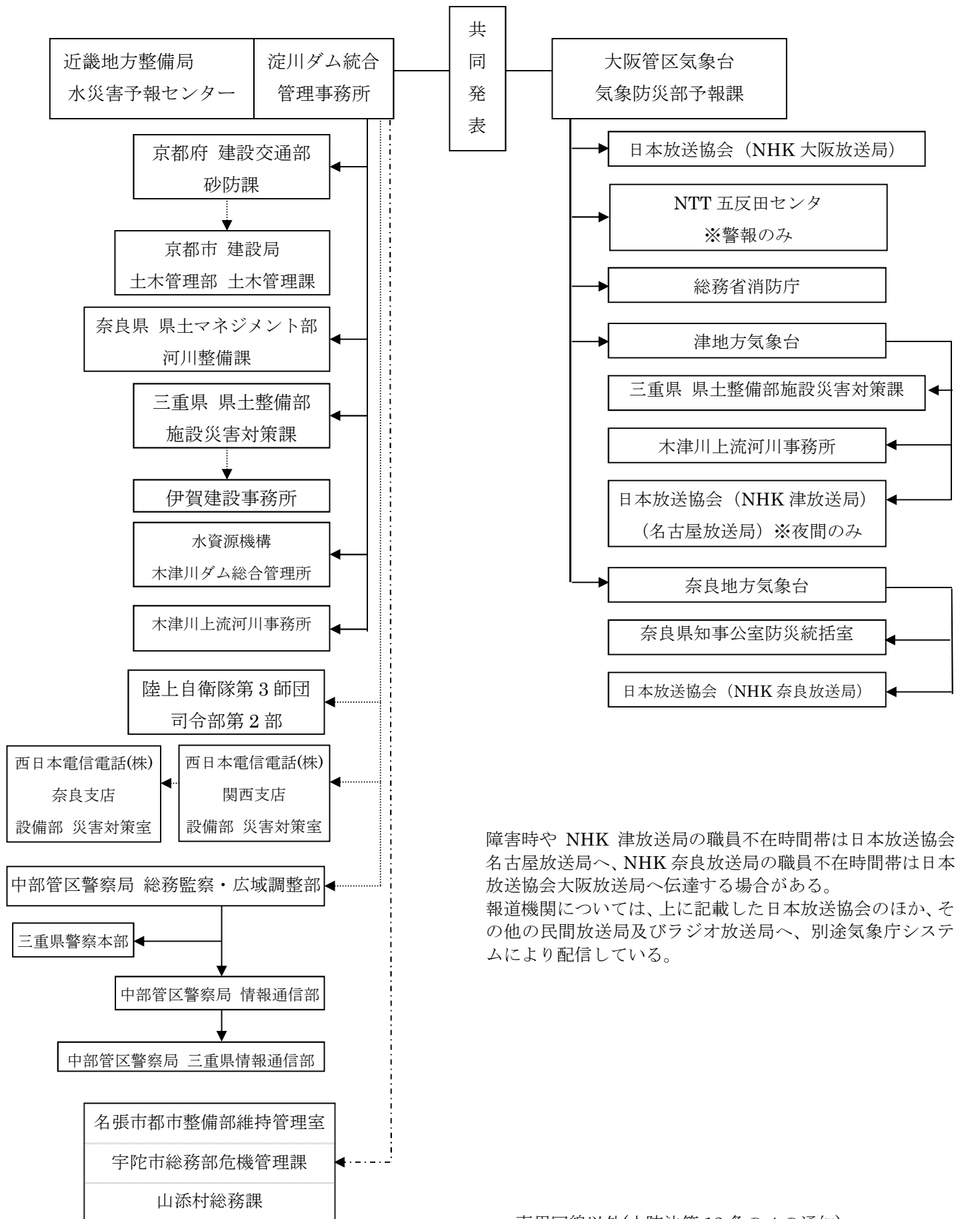
障害時や NHK 京都放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

(5) 木津川上流洪水予報伝達系統図



障害時や NHK 京都放送局及び NHK 奈良放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ、NHK 津放送局の職員不在時間帯は日本放送協会名古屋放送局へ伝達する場合があります。
報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

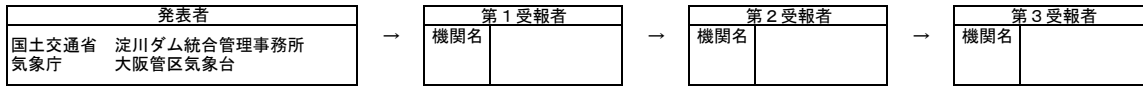
(6) 名張川洪水予報伝達系統図



障害時や NHK 津放送局の職員不在時間帯は日本放送協会名古屋放送局へ、NHK 奈良放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

- 専用回線以外(水防法第13条の4の通知)
- 専用回線以外
- 専用回線(専用電話及び気象情報伝送処理システムを含む)

付図 3



正規

宇治川^{うじがわ}氾濫注意情報

宇 治 川 洪 水 予 報 第 ○ 号
 洪 水 注 意 報 (発 表)
 令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分
よどがわ とうごかんりじむしょ おおさかんくきしょうたい
 淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】宇治川^{うじがわ}では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】宇治川^{うじがわ}の槇尾山^{まきおやま}水位観測所^{うじし}(宇治市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	12日08時50分～14日08時50分 までの流域平均雨量	14日08時50分～14日11時50分 までの流域平均雨量の見込み
宇治川流域	100ミリ	20ミリ

(水位)

宇治川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
槇尾山 水位観測所 (宇治市)	14日08時50分の状況	3.00 -	■■■■■			
	14日09時50分の予測	3.20 -	■■■■■	■■■■■		
	14日10時50分の予測	3.30 -	■■■■■	■■■■■		
	14日11時50分の予測	3.20 -	■■■■■	■■■■■		
	14日12時50分の予測	3.20 -	■■■■■	■■■■■		
	14日13時50分の予測	3.30 -	■■■■■	■■■■■		
14日14時50分の予測	3.45 -	■■■■■	■■■■■			

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	横尾山 水位観測所		
	宇治市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	3.60		
レベル3水位 避難判断水位※	3.50		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.00		
レベル1水位 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	宇治川		
	左岸 京都府宇治市宇治 塔川36番の2地 先から桂川、宇治 川、木津川三川の 合流点まで 右岸 京都府宇治市宇治 紅苅25番の8地 先から桂川、宇治 川、木津川三川の 合流点まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	京都府京都市伏見区、 京都府宇治市、 京都府八幡市長町地区、 京都府八幡市樋ノ口地区、 京都府八幡市川口高原地 区、 京都府久世郡久御山町、 京都府城陽市上津屋地区、 京都府城陽市平川地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

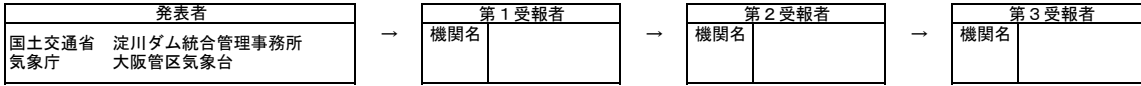
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281
 気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

付図 3



正規

よどがわ
淀川氾濫注意情報

淀川洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
よどがわ とうごうかんりじむしょ おおさか管区気象台 共同発表
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】 淀川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】淀川の枚方水位観測所(枚方市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	12日08時50分～14日08時50分 までの流域平均雨量	14日08時50分～14日11時50分 までの流域平均雨量の見込み
淀川流域	100ミリ	20ミリ

(水位)

淀川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
枚方 水位観測所 (枚方市)	14日08時50分の状況	4.50 -				
	14日09時50分の予測	4.60 -				
	14日10時50分の予測	4.70 -				
	14日11時50分の予測	4.80 -				
	14日12時50分の予測	4.90 -				
	14日13時50分の予測	5.00 -				
	14日14時50分の予測	5.10 -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	枚方 水位観測所		
	枚方市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	5.50		
レベル3水位 避難判断水位※	5.40		
レベル2水位 氾濫注意水位	4.50		
レベル1水位 水防団待機水位	2.70		
受け持ち区間	淀川 左岸 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで 右岸 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府高槻市 大阪府摂津市 大阪府三島郡島本町 大阪府大阪市 大阪府守口市 大阪府枚方市 大阪府寝屋川市 大阪府吹田市 大阪府茨木市 大阪府大東市 大阪府門真市 大阪府東大阪市 大阪府豊中市 大島町3丁目の一部 京都府乙訓郡大山崎町 京都府八幡市 橋本地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

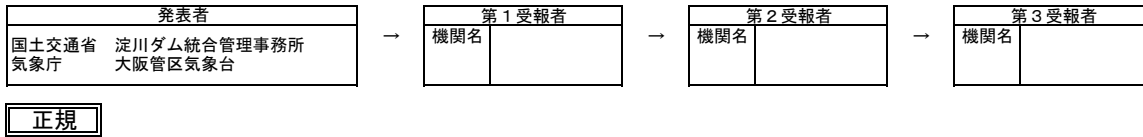
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281
気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

付図3



正規

桂川下流氾濫注意情報

桂川下流洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
よどがね とうごかんりじむしょ おおさかんくましようたい
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】桂川下流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】桂川下流の桂水位観測所(京都市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	12日08時50分～14日08時50分 までの流域平均雨量	14日08時50分～14日11時50分 までの流域平均雨量の見込み
桂川下流域	100ミリ	20ミリ

(水位)

桂川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
桂 水位観測所 (京都市)	14日08時50分の状況	3.80 -				
	14日09時50分の予測	3.80 -				
	14日10時50分の予測	3.80 -				
	14日11時50分の予測	3.81 -				
	14日12時50分の予測	3.82 -				
	14日13時50分の予測	3.83 -				
	14日14時50分の予測	3.88 -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	桂 水位観測所		
	京都市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.00		
レベル3水位 避難判断水位※	3.90		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.80		
レベル1水位 水防団待機水位	2.80		
受け持ち区間	桂川 左岸 京都府京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地から淀川への合流点まで 右岸 京都府京都市西京区嵐山元録山町国林38 林班ル小班地先から淀川への合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	京都府京都市 下京区、南区、右京区、伏見区、西京区 京都府久世郡久御山町 京都府向日市 物集女、寺戸、森本、鶏冠井、上植野 京都府長岡京市 京都府八幡市 長町(宇治川以北)地区 京都府乙訓郡大山崎町 大阪府三島郡島本町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

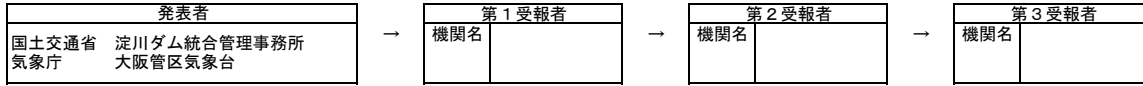
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281
気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

付図 3



正規

木津川下流氾濫注意情報

木津下流洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
よどがね とうごかんりじむしょ おおさかんくきしょうたい
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水】】木津川下流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】木津川下流の加茂水位観測所(木津川市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	12日08時50分～14日08時50分 までの流域平均雨量	14日08時50分～14日11時50分 までの流域平均雨量の見込み
木津川下流域	100ミリ	20ミリ

(水位)

木津川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
加茂 水位観測所 (木津川市)	14日08時50分の状況	4.50 -				
	14日09時50分の予測	4.50 -				
	14日10時50分の予測	4.60 -				
	14日11時50分の予測	4.81 -				
	14日12時50分の予測	4.92 -				
	14日13時50分の予測	5.33 -				
	14日14時50分の予測	5.40 -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	加茂 水位観測所		
	木津川市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.00		
レベル3水位 避難判断水位※	5.90		
レベル2水位 氾濫注意水位	4.50		
レベル1水位 水防団待機水位	2.50		
受け持ち区間	<p>木津川</p> <p>左岸 京都府木津川市加茂町山田野田3から淀川への合流点まで</p> <p>右岸 京都府相楽郡和束町大字木屋字桶淵22-2から淀川への合流点まで</p>		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	<p>京都府京都市 伏見区 京都府宇治市 京都府城陽市 市辺地区、観音堂地区、久世地区、上津屋地区、寺田地区、富野地区、中地区、長池地区、奈島地区、平川地区、枇杷庄地区、水主地区 京都府八幡市 京都府京田辺市 松井区、西八区、東林区、健康村自治会、岡村区、三野区、薪区、新田辺東住宅自治会、新田辺西住宅自治会、田辺団地、浜新田、田辺区、河原区、東区、草内区、新興戸自治会、山本区、二又区、出垣内区、江津区 京都府木津川市 山城町上粕、山城町綺田、山城町平尾、山城町北河原、山城町椿井、吐師、相楽、木津町、木津、鹿背山、加茂町大野、加茂町里、加茂町駅西、加茂町駅東、加茂町北、加茂町現並 京都府相楽郡精華町 京都府久世郡久御山町 京都府相楽郡和束町 京都府綴喜郡井手町 玉水区、高月区、水無区、上井手区、西部区、石垣区、東部区、南区、南部区、北区、北部区 京都府相楽郡笠置町 大阪府枚方市</p>		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

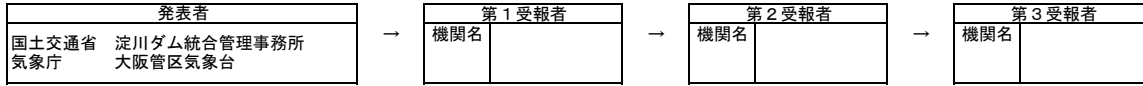
	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

付図 3



正規

木津川上流氾濫注意情報

木津川上流洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇年〇月〇日〇時〇分
よどがね とうごかんりじむしょ おおさかへんくきょうたい
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】木津川上流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】木津川上流の岩倉水位観測所（伊賀市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	12日08時50分～14日08時50分 までの流域平均雨量	14日08時50分～14日11時50分 までの流域平均雨量の見込み
木津川上流域	100ミリ	20ミリ

（水位）

木津川上流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
岩倉 水位観測所 (伊賀市)	14日08時50分の状況	6.00 -				
	14日09時50分の予測	6.10 -				
	14日10時50分の予測	6.10 -				
	14日11時50分の予測	6.10 -				
	14日12時50分の予測	6.20 -				
	14日13時50分の予測	6.30 -				
	14日14時50分の予測	6.40 -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

（注意事項）

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	岩倉 水位観測所		
	伊賀市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	7.70		
レベル3水位 避難判断水位※	6.70		
レベル2水位 氾濫注意水位	6.00		
レベル1水位 水防団待機水位	4.50		
受け持ち区間	<p style="text-align: center;">木津川</p> 左岸 三重県伊賀市大内 字川原2686 番の 1 地先から京都府 相楽郡笠置町笠置 字野田坂1 まで 右岸 三重県伊賀市守田 町荒内大内橋地先 から京都府相楽郡 笠置町大字切山小 字宮毛田3 まで		
	<p style="text-align: center;">服部川</p> 左岸 三重県伊賀市服部 町字向中川原 2145 番の1 地先 から木津川への合 流点まで 右岸 三重県伊賀市服部 町字上川原1354 番の1 地先から 木津川への合流点 まで		
	<p style="text-align: center;">柘植川</p> 左岸 三重県伊賀市山神 字竹ノ下272 番 地先から服部川へ の合流点まで 右岸 三重県伊賀市山神 字谷尻404 番地 先から服部川への 合流点まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	三重県伊賀市 烏ヶ原地区、岩倉地区、 西高倉地区、東高倉地 区、小田町地区、木興町 地区、上野下幸坂町地 区、八幡町地区、長田地 区、朝屋地区、大野木地 区、守田町地区、大内地 区、服部町地区、平野清 水地区、平野中川原地 区、平野北谷地区、平野 山之下地区、平野見能地 区、平野樋之口地区、平 野城北町地区、平野上川 原地区、平野六反田地 区、平野西町地区、三田 地区、大谷地区、山神地 区、土橋地区、西条地 区、西山地区、久米町地 区、四十九町地区、笠部 地区、猪田地区 京都府相楽郡笠置町 京都府相楽郡南山城村 京都府相楽郡和束町 奈良県奈良市 広岡町地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

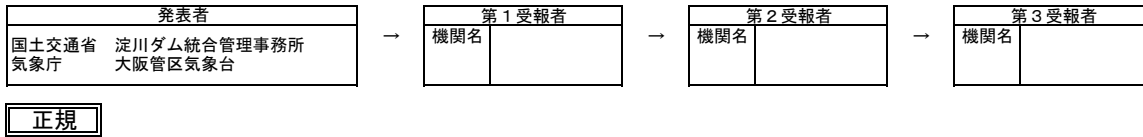
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281
 気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

付図 3



正規

なばりがわほんらん
名張川氾濫注意情報

名張川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇年〇月〇日〇時〇分
よどがわ とうごかんりじむしょ おおさ管区気象台 共同発表
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】名張川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】名張川の名張水位観測所（名張市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	12日08時50分～14日08時50分 までの流域平均雨量	14日08時50分～14日11時50分 までの流域平均雨量の見込み
名張川流域	100ミリ	20ミリ

（水位）

名張川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度					
	水位(m)		レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
名張 水位観測所 (名張市)	14日08時50分の状況	6.00 -	■■■■■			
	14日09時50分の予測	6.00 -	■■■■■	■■■■■		
	14日10時50分の予測	6.10 -	■■■■■	■■■■■		
	14日11時50分の予測	6.10 -	■■■■■	■■■■■		
	14日12時50分の予測	6.20 -	■■■■■	■■■■■		
	14日13時50分の予測	6.30 -	■■■■■	■■■■■		
14日14時50分の予測	6.50 -	■■■■■	■■■■■			

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

（注意事項）

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	名張 水位観測所		
	名張市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	7.60		
レベル3水位 避難判断水位※	6.80		
レベル2水位 氾濫注意水位	6.00		
レベル1水位 水防団待機水位	4.50		
受け持ち区間	<p>名張川</p> <p>左岸 三重県名張市大字 下比奈知松尾411 番地地先から奈良 県山辺郡山添村吉 田1133 番の2 地 先まで</p> <p>右岸 三重県名張市大字 下比奈知下垣内 1186 番地地先か ら三重県伊賀市大 滝970 番地地先 まで</p>		
	<p>宇陀川</p> <p>左岸 奈良県宇陀市室生 区大野1469 番地 地先から名張川へ の合流点まで</p> <p>右岸 奈良県宇陀市室生 区大野3846 番地 地先から名張川へ の合流点まで</p>		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	<p>三重県名張市 薦生地区、夏秋地区、松 原町地区、大屋戸地区、 蔵持町里地区、蔵持町芝 出地区、蔵持町原出地 区、八幡地区、家野地 区、葛尾地区、桔梗が丘 1 番町の一部、栄町地 区、東町地区、上八町地 区、朝日町地区、松崎町 地区、木屋町地区、南町 地区、黒田地区、豊後町 地区、新町地区、本町地 区、鍛冶町地区、柳原町 地区、上本町地区、中町 地区、榑町地区、丸ノ内 地区、平尾地区、夏見地 区、瀬古口地区、箕曲中 村地区、赤目町相楽地 区、赤目町新川地区、赤 目町丈六地区、赤目町一 ノ井地区、矢川地区、結 馬地区、井手地区、安部 田地区</p> <p>奈良県宇陀市 室生三本松地区、室生大 野地区、室生砥取地区 奈良県山辺郡山添村</p>		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281
 気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1. 発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と気象台等（大気海洋部、管区気象台、地方気象台）が共同で発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時点で洪水予報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して伝達するものとする。

2. 発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区^{※1}において、特別警報が警報等へ切り替えられる際^{※2}に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

※1 都府県を基本。ただし、北海道は複数の地方に分割。

※2 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

3. 発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過と思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考に送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

5. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

〇県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、{〇川の洪水はこれからも警戒が必要です / 〇県、〇県などに降った大雨による洪水が、これから〇川の下流に到達します}。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ^{うじがわ}宇治川 では、**氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)** を発表中です。

(最高水位となる時間帯)

宇治川では、今後も水位上昇が継続し、〇川ではこれから〇時間後に、〇川では〇～〇時間後に最高水位に到達する見込み。

(最高水位の見込み)

上流域に降った雨は、〇〇年の洪水に匹敵する〇〇(mm/〇日)を観測していることから、氾濫危険水位に到達するおそれあり。

宇治川の 槇尾山 水位観測所(京都府宇治市)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	最高水位予想時間	今後の見込み
^{うじがわ} 宇治川	^{まきお やま きょうとふ うじ} 槇尾山 (京都府宇治市)	氾濫危険水位超過	〇日 〇～〇時頃 (〇～〇時間後)	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 <https://www.river.go.jp>

水害リスクライン <https://frl.river.go.jp>

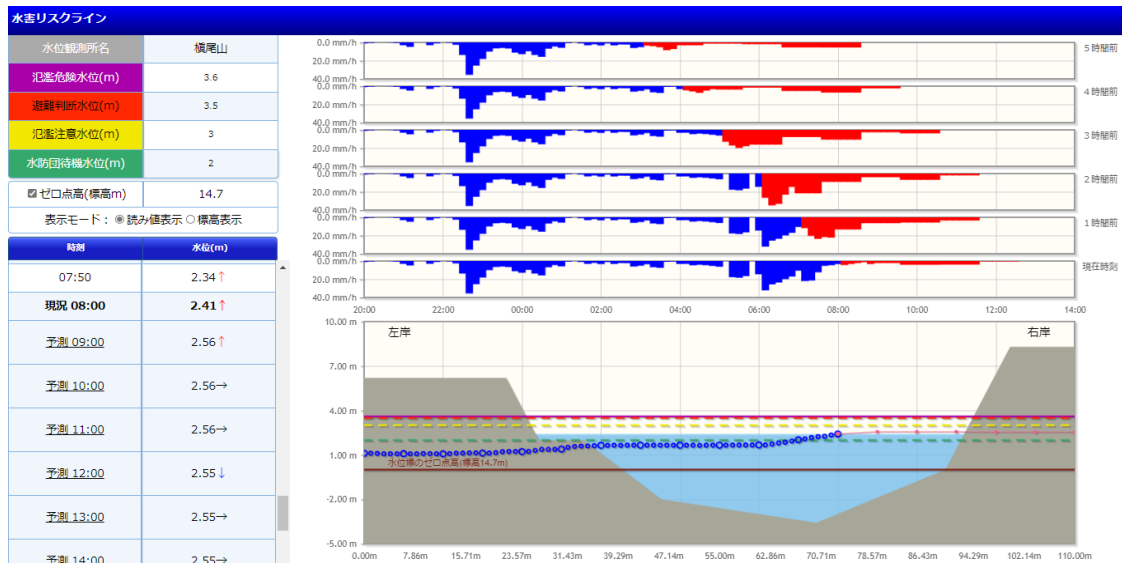
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所防災情報課 電話：072-856-3131 (内線) 281

気象関係：気象庁 大阪管区气象台気象防災部 電話：06-6949-6303

(参考資料)



槇尾山水位観測所(京都府宇治市)

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

〇県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、{〇川の洪水はこれからも警戒が必要です / 〇県、〇県などに降った大雨による洪水が、これから〇川の下流に到達します}。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ^{よどがわ}淀川 では、**氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)** を発表中です。

(最高水位となる時間帯)

淀川では、今後も水位上昇が継続し、〇川ではこれから〇時間後に、〇川では〇～〇時間後に最高水位に到達する見込み。

(最高水位の見込み)

上流域に降った雨は、〇〇年の洪水に匹敵する〇〇(mm/〇日)を観測していることから、氾濫危険水位に到達するおそれあり。

淀川 の 枚方 水位観測所(大阪府枚方市)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	最高水位予想時間	今後の見込み
^{よどがわ} 淀川	^{ひらかた} 枚方 ^{おおさかふ、ひらかた} (大阪府枚方市)	氾濫危険水位超過	〇日 〇～〇時頃 (〇～〇時間後)	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 <https://www.river.go.jp>

水害リスクライン <https://frl.river.go.jp>

気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

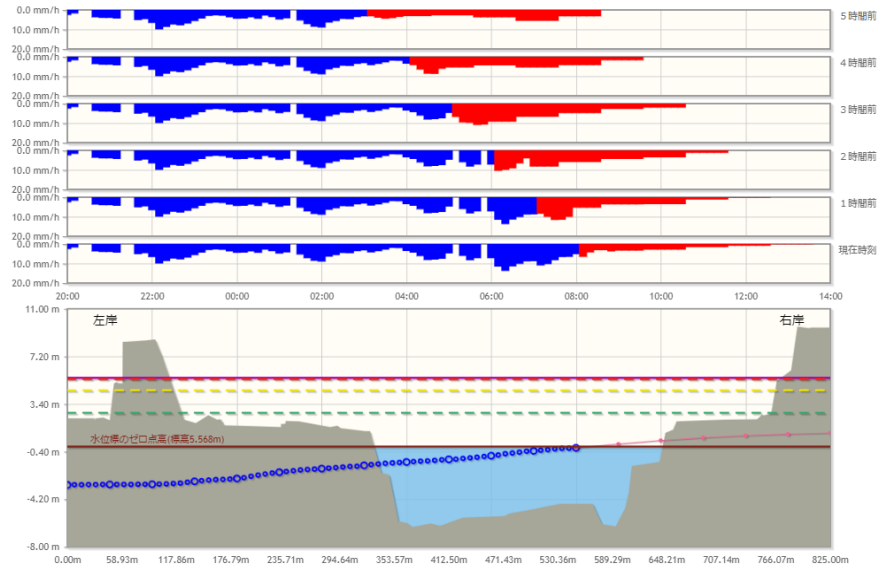
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所防災情報課 電話：072-856-3131 (内線) 281

気象関係：気象庁 大阪管区气象台気象防災部 電話：06-6949-6303

(参考資料)

水位観測所名	枚方
氾濫危険水位(m)	5.5
避難判断水位(m)	5.4
氾濫注意水位(m)	4.5
水防団待機水位(m)	2.7
☑ ゼロ点高(標高m)	5.568
表示モード: ●読み値表示 ○標高表示	
時刻	水位(m)
07:50	-0.13 ↑
現況 08:00	-0.10 ↑
予測 09:00	0.20 ↑
予測 10:00	0.49 ↑
予測 11:00	0.71 ↑
予測 12:00	0.88 ↑
予測 13:00	1.00 ↑
予測 14:00	1.09 ↑



枚方水位観測所(大阪府枚方市)

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

〇県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、{〇川の洪水はこれからも警戒が必要です / 〇県、〇県などに降った大雨による洪水が、これから〇川の下流に到達します}。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ^{かつらがわ か}桂川下流^{りゅう}では、**氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)**を発表中です。

(最高水位となる時間帯)

桂川下流では、今後も水位上昇が継続し、〇川ではこれから〇時間後に、〇川では〇～〇時間後に最高水位に到達する見込み。

(最高水位の見込み)

上流域に降った雨は、〇〇年の洪水に匹敵する〇〇(mm/〇日)を観測していることから、氾濫危険水位に到達するおそれあり。

桂川の桂水位観測所(京都市西京区)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	最高水位予想時間	今後の見込み
^{かつらがわ} 桂川	^{かつら} 桂 ^{きょうとし にしきょうく} (京都市西京区)	氾濫危険水位超過	〇日 〇～〇時頃 (〇～〇時間後)	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 <https://www.river.go.jp>

水害リスクライン <https://frl.river.go.jp>

気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

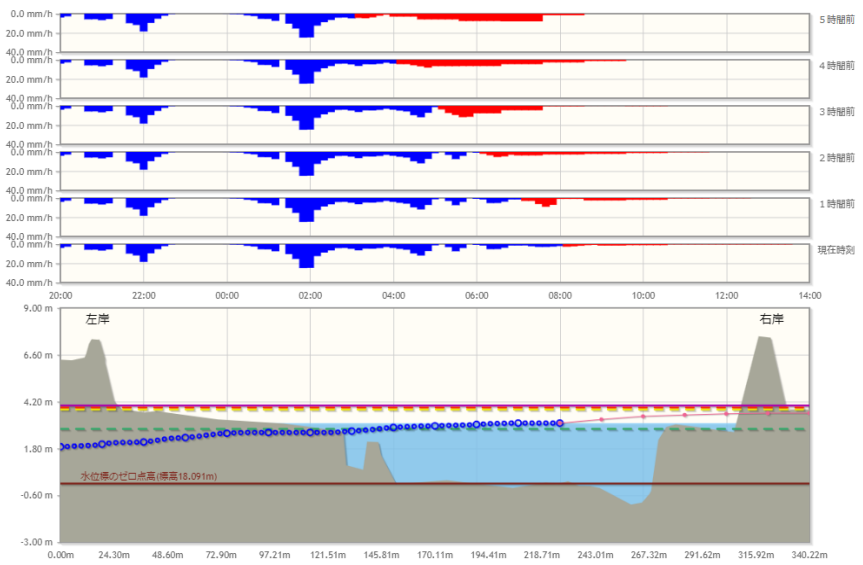
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統管理事務所防災情報課 電話：072-856-3131 (内線) 281

気象関係：気象庁 大阪管区气象台気象防災部 電話：06-6949-6303

(参考資料)

水位観測所名	桂
氾濫危険水位(m)	4
避難判断水位(m)	3.9
氾濫注意水位(m)	3.8
水防団待機水位(m)	2.8
ゼロ点高(標高m)	18.091
表示モード：◎読み値表示 ○標高表示	
時刻	水位(m)
07:50	3.11→
現況 08:00	3.11→
予測 09:00	3.30↑
予測 10:00	3.46↑
予測 11:00	3.53↑
予測 12:00	3.59↑
予測 13:00	3.62↑
予測 14:00	3.62→



桂水位観測所(京都市西京区)

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

〇県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、{〇川の洪水はこれからも警戒が必要です / 〇県、〇県などに降った大雨による洪水が、これから〇川の下流に到達します}。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ^{きづがわ}木津川^{かりゅう}下流 では、**氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)** を発表中です。

(最高水位となる時間帯)

木津川では、今後も水位上昇が継続し、〇川ではこれから〇時間後に、〇川では〇～〇時間後に最高水位に到達する見込み。

(最高水位の見込み)

上流域に降った雨は、〇〇年の洪水に匹敵する〇〇(mm/〇日)を観測していることから、氾濫危険水位に到達するおそれあり。

木津川 の 加茂 水位観測所(京都府木津川市)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	最高水位予想時間	今後の見込み
きづがわ 木津川	^{かも} 加茂(^{きょうとふ} 京都府 ^{きづがわし} 木津川市)	氾濫危険水位超過	〇日 〇～〇時頃 (〇～〇時間後)	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 <https://www.river.go.jp>

水害リスクライン <https://frl.river.go.jp>

気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

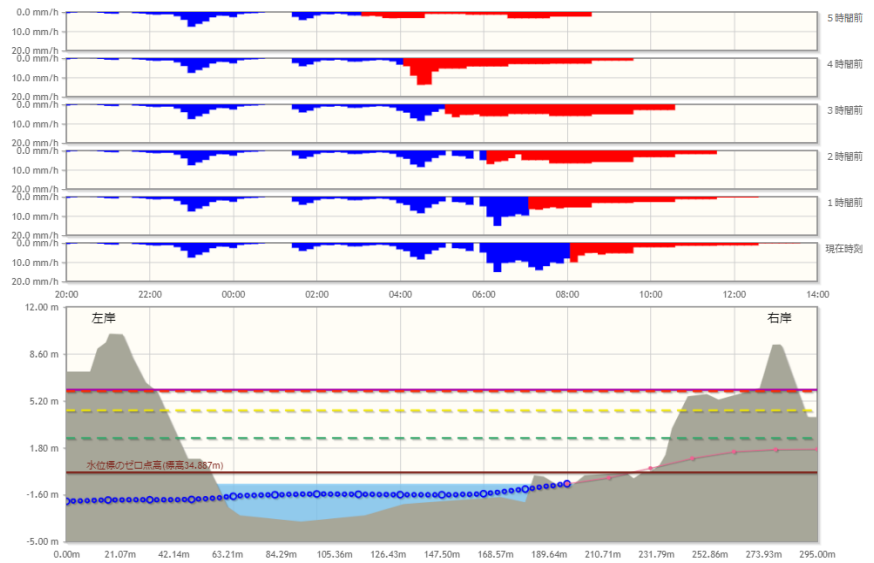
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所防災情報課 電話：072-856-3131 (内線) 281

気象関係：気象庁 大阪管区气象台気象防災部 電話：06-6949-6303

(参考資料)

水位観測所名	加茂
氾濫危険水位(m)	6
避難判断水位(m)	5.9
氾濫注意水位(m)	4.5
水防団待機水位(m)	2.5
㊦ ゼロ点高(標高m)	34.887
表示モード: ● 観測値表示 ○ 標高表示	
時刻	水位(m)
07:50	-0.87 ↑
現況 08:00	-0.82 ↑
予測 09:00	-0.38 ↑
予測 10:00	0.31 ↑
予測 11:00	1.03 ↑
予測 12:00	1.51 ↑
予測 13:00	1.67 ↑
予測 14:00	1.69 ↑



加茂水位観測所(京都府木津川市)

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

〇県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、{〇川の洪水はこれからは警戒が必要です / 〇県、〇県などに降った大雨による洪水が、これから〇川の下流に到達します}。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ^{きづがわ}木津川上流^{じょうりゅう} では、**氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)** を発表中です。

木津川の岩倉水位観測所(三重県伊賀市)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
^{きづがわ} 木津川	^{いわくら} 岩倉 ^{みえけん} (^{いがし} 三重県伊賀市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 <https://www.river.go.jp>

水害リスクライン <https://frl.river.go.jp>

気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

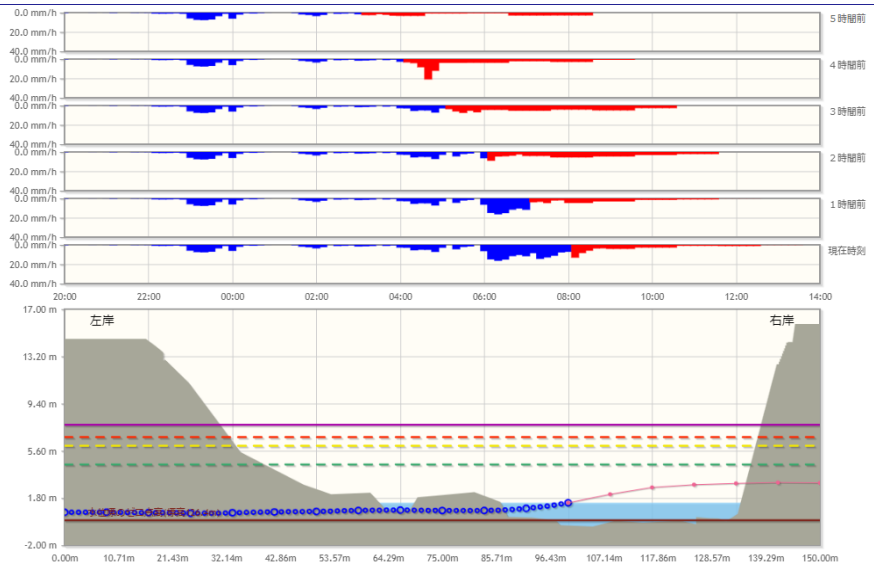
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281

気象関係：気象庁 大阪管区气象台気象防災部 電話：06-6949-6303

(参考資料)

水位観測所名	岩倉
氾濫危険水位(m)	7.7
遊覧判断水位(m)	6.7
氾濫注意水位(m)	6
水防回待機水位(m)	4.5
セ七口点高(標高m)	126.4
表示モード: ●読み値表示 ○標高表示	
時刻	水位(m)
07:50	1.32 ↑
現況 08:00	1.41 ↑
予測 09:00	2.11 ↑
予測 10:00	2.65 ↑
予測 11:00	2.87 ↑
予測 12:00	2.97 ↑
予測 13:00	3.05 ↑
予測 14:00	3.01 ↓



岩倉水位観測所(三重県伊賀市)

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

〇県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、{〇川の洪水はこれからは警戒が必要です / 〇県、〇県などに降った大雨による洪水が、これから〇川の下流に到達します}。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ^{なばりがわ}名張川 では、**氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)** を発表中です。

名張川の名張水位観測所(三重県名張市)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
^{なばりがわ} 名張川	^{なばり} 名張 (^{みえけん} 三重県 ^{なばりし} 名張市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 <https://www.river.go.jp>

水害リスクライン <https://frl.river.go.jp>

気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

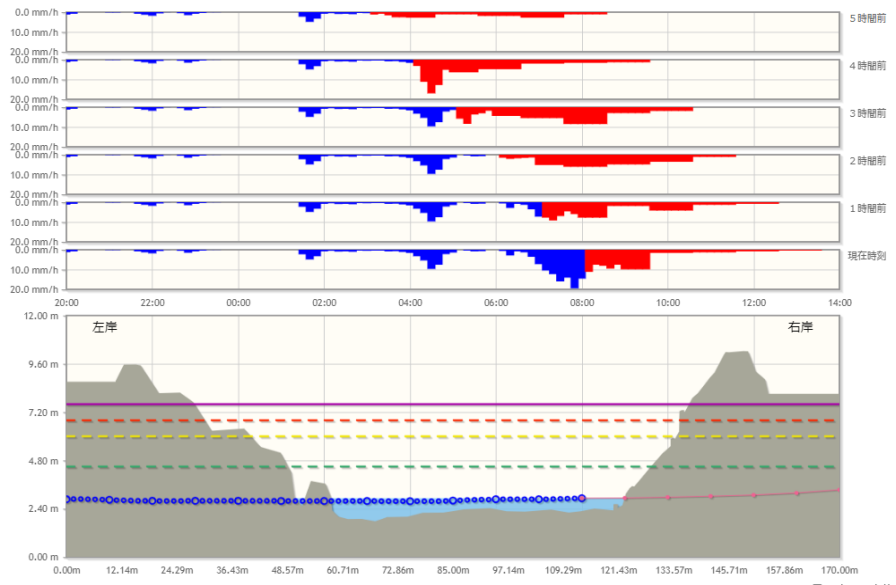
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281

気象関係：気象庁 大阪管区气象台気象防災部 電話：06-6949-6303

(参考資料)

水位観測所名	名張
氾濫危険水位(m)	7.6
避難判断水位(m)	6.8
氾濫注意水位(m)	6
水防団待機水位(m)	4.5
<input checked="" type="checkbox"/> ゼロ点高(標高m)	183.6
表示モード: ● 読み値表示 ○ 標高表示	
時刻	水位(m)
07:50	2.91 ↑
現況 08:00	2.92 ↑
予測 09:00	2.93 ↑
予測 10:00	2.97 ↑
予測 11:00	3.02 ↑
予測 12:00	3.08 ↑
予測 13:00	3.18 ↑
予測 14:00	3.34 ↑



名張水位観測所(三重県名張市)

大和川洪水予報実施要領

近畿地方整備局大和川河川事務所（以下「大和川河川事務所」という。）と大阪管区気象台は、「淀川及び大和川の洪水予報業務に関する細目協定（令和4年5月10日）」（以下「細目協定」という。）に基づき、大和川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は大和川河川事務所では調査課、大阪管区気象台では気象防災部予報課において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

大和川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は原則として、大和川河川事務所においては調査課長が、大阪管区気象台においては予報課長が行うものとする。

連絡方法については、近畿地方整備局大和川河川事務所と大阪管区気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は電話・FAXによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5. 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき。

イ 付表1(3)に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなり増水が予想されるとき。

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき。

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなると認められるとき、双

方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (5) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは气象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位に4時間先以降で到達する可能性がある場合は、60分の間、氾濫危険水位に到達する可能性に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報の発表を検討する。

8. 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等

により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大和川河川事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により大阪管区气象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大和川河川事務所及び大阪管区气象台のそれぞれが定める方法により確実に行うものとする。

(2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。

ア 機能喪失した大和川河川事務所を実施すべき作業を、近畿地方整備局の本局・他事務所（連絡先は付表5）で代行する。

イ 機能喪失した气象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

9. その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合は速やかに協議する。

付則

この要領は、平成25年3月4日に改正し、実施する。

平成25年7月11日に一部改正し、実施する。

平成25年10月1日に一部改正し、実施する。

平成27年4月16日に一部改正し、実施する。

平成28年4月 5日に一部改正し、実施する。

平成29年5月24日に一部改正し、実施する。

令和元年5月29日に一部改正し、実施する。

令和 3年6月 1日に一部改正し、実施する。

令和 4年6月13日に一部改正し、実施する。

令和 4年 5月 31日

近畿地方整備局 大和川河川事務所 調査課長

中路 貴夫



大阪管区气象台 気象防災部

予報課長

長田 栄治



付表1 大和川流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名	よみがな	所在地	標高 (m)
大和川	河内長野	かわちなかの	大阪市河内長野市日野	160
	奈良	なら	奈良県奈良市東紀寺町	102
	田原本	たわらもと	奈良県磯城郡田原本町	50
	葛城	かつらぎ	奈良県葛城市寺口	141

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
大和川	初瀬	はせ	奈良県桜井市岩坂232-2	270
	天理	てんり	奈良県天理市石上町777	80
	北窪田	きたくぼた	奈良県生駒郡安堵町窪田	46
	八木	やぎ	奈良県橿原市新賀町33	61
	葛城	かつらぎ	奈良県御所市室30-1	118
	王寺	おうじ	奈良県生駒郡三郷町勢野東6丁目	42
	滝畑	たきはた	大阪府河内長野市日野1572-6	347
	天見	あまみ	大阪府河内長野市天見	278
	竹内	たけうち	大阪府南河内郡太子町畑	160
	柏原	かしわら	大阪府藤井寺市川北3丁目8番33号	19
	檜木	むろき	奈良県大和郡山市矢田山国有林	271
	生駒	いこま	奈良県生駒市門前町9-20	251
	富田林	とんだばやし	大阪府富田林市西板持7	62
	川上	かわかみ	奈良県奈良市川上町向山内石ヶ峰758-2	260
	当麻	たいま	奈良県葛城市長尾14	81

(3)国土交通省水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置	所在地	水防団	氾濫	避難判断	氾濫	氾濫する可 能性のある 水位 (m)
					待機水位 (m)	注意水位 (m)	水位 (m)	危険水位 (m)	
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
大和川 上流	板東	いたひがし	北緯 34° 35' 52" 東経 135° 46' 09"	奈良県大和郡山 市額田部南町	2.00	3.00	3.50	4.10	4.80
大和川 下流	柏原	かしわら	北緯 34° 34' 54" 東経 135° 37' 02"	大阪府藤井寺市 大井5丁目	1.50	3.20	4.50	5.10	5.90

(4)国土交通省水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		位置	平常水位 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	特別警戒 水位 (m)	計画高水位 (m)
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
佐保川	番条	ばんじょう	北緯 34° 37' 29" 東経 135° 47' 28"	-0.29	1.00	2.40	2.70	3.20	3.922
曾我川	保田	ほた	北緯 34° 35' 03" 東経 135° 45' 05"	-1.13	2.00	3.00	4.00	5.20	5.940
大和川	河合	かわい	北緯 34° 35' 32" 東経 135° 44' 41"	-1.36	2.00	3.00	—	—	5.960
	王寺	おうじ	北緯 34° 35' 58" 東経 135° 42' 37"	0.42	3.00	4.50	—	—	7.428
	藤井	ふじい	北緯 34° 35' 09" 東経 135° 41' 04"	0.88	4.00	6.00	—	—	8.293
	国豊橋	くにとよはし	北緯 34° 34' 15" 東経 135° 38' 09"	-0.08	—	—	—	—	6.083
石川	道明寺	どうみょうじ	北緯 34° 34' 13" 東経 135° 37' 17"	-0.28	2.00	3.50	—	—	5.650
大和川	遠里小野	おりおの	北緯 34° 35' 41" 東経 135° 29' 19"	0.24	—	—	—	—	5.958
	堺	さかい	北緯 34° 36' 20" 東経 135° 27' 07"	—	—	—	—	—	—

付表2 洪水予報の伝達先等

(1)-1 大和川洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当官署
大阪府 都市整備部事業調整室都市防災課	FAX又は専用電話	大和川河川事務所
奈良県 県土マネジメント部 河川整備課	FAX又は専用電話	〃
陸上自衛隊第3師団司令部第2部	FAX又は一般加入電話	〃
西日本電信電話(株) 大阪支店設備部 災害対策室	FAX又は一般加入電話	〃
西日本電信電話(株) 奈良支店 災害対策室	FAX又は一般加入電話	〃
日本放送協会(NHK 大阪放送局)	気象情報伝送処理システム	大阪管区気象台
大阪府(危機管理室)	気象情報伝送処理システム	〃
奈良地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会(NHK 奈良放送局)※1	気象情報伝送処理システム	奈良地方気象台
奈良県知事公室防災統括室	気象情報伝送処理システム	〃
NTT 五反田センタ ※2	気象情報伝送処理システム	大阪管区気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃

※1 障害時やNHK 奈良放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

※2 NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

(1)-2 大和川洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の2)

伝 達 先	伝 達 方 法 等	担 当 官 署
大阪市危機管理室	FAX 又は一般加入電話	大和川河川事務所
堺市危機管理室防災課	FAX 又は一般加入電話	〃
八尾市危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
松原市危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
柏原市危機管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
羽曳野市災害対策課	FAX 又は一般加入電話	〃
藤井寺市危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
東大阪市危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
大和郡山市市民安全課	FAX 又は一般加入電話	〃
天理市防災安全課	FAX 又は一般加入電話	〃
三郷町総務課	FAX 又は一般加入電話	〃
斑鳩町安全安心課	FAX 又は一般加入電話	〃
安堵町危機管理室	FAX 又は一般加入電話	〃
川西町総務課	FAX 又は一般加入電話	〃
三宅町土木管理課	FAX 又は一般加入電話	〃
王寺町防災統括室	FAX 又は一般加入電話	〃
広陵町安全安心課	FAX 又は一般加入電話	〃
河合町安心安全推進課	FAX 又は一般加入電話	〃

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

予報区域	流 域	1 時間雨量	3 時間雨量	6 時間雨量	12 時間雨量	24 時間雨量
大和川上流	柏原水位観測所上流域における各流域平均雨量	15mm	30mm	50mm	90mm	130mm
大和川下流	板東水位観測所上流域における各流域平均雨量	15mm	30mm	50mm	90mm	130mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1) 大阪管区气象台から大和川河川事務所に通報するもの

ア、 奈良県北部及び大阪府に発表された注意報・警報(水防活動用)
イ、 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
ウ、 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前1時間実況、3時間先までの特別予測)
大和川: 柏原、板東

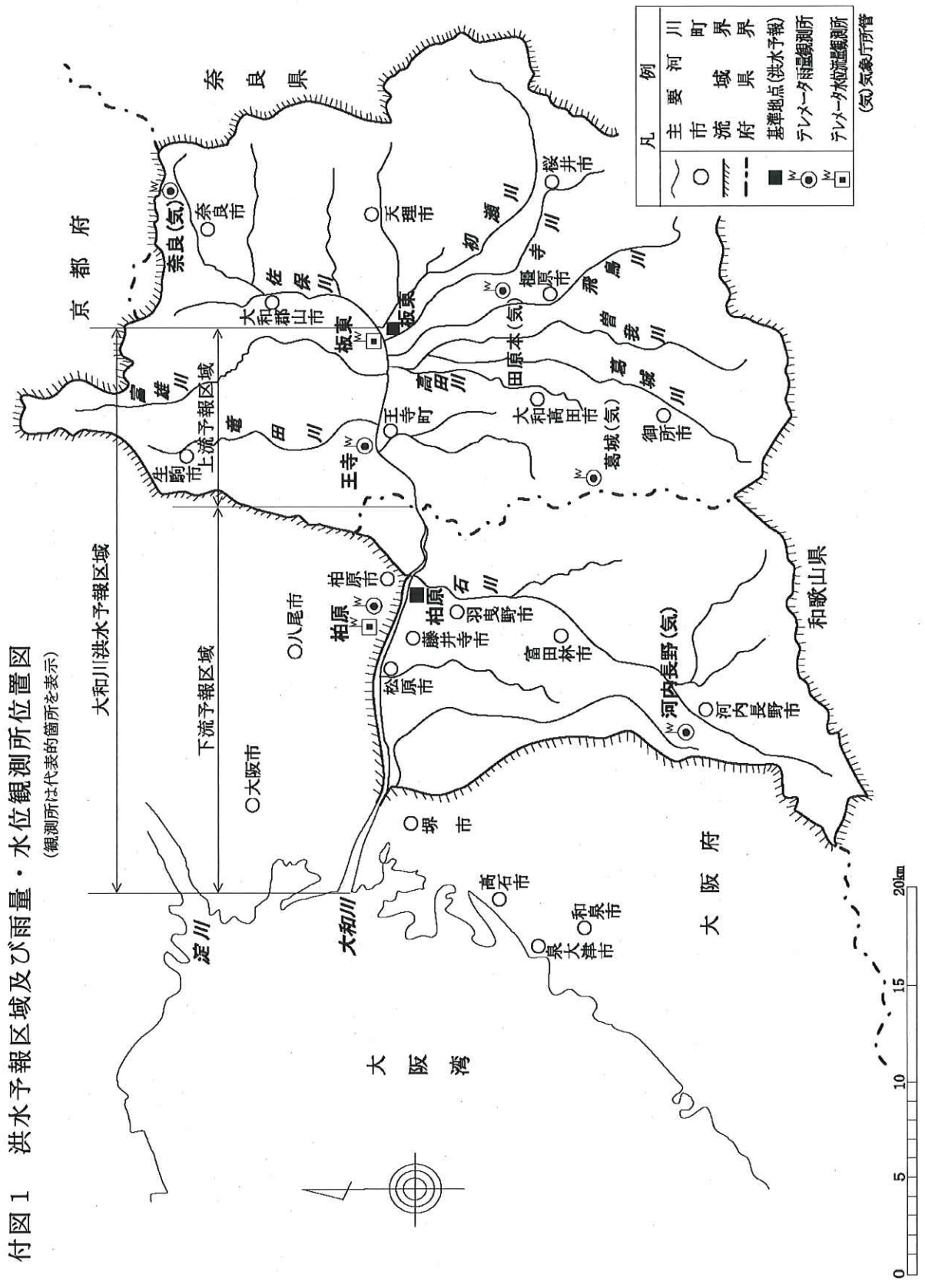
(2) 大和川河川事務所から大阪管区气象台に通報するもの

ア、 次の観測所の雨量(前1時間実況)
大和川: 柏原、王寺
イ、 次の観測所の水位(実況)
大和川: 柏原、板東

付表5 機能喪失時の代行官署及び連絡先

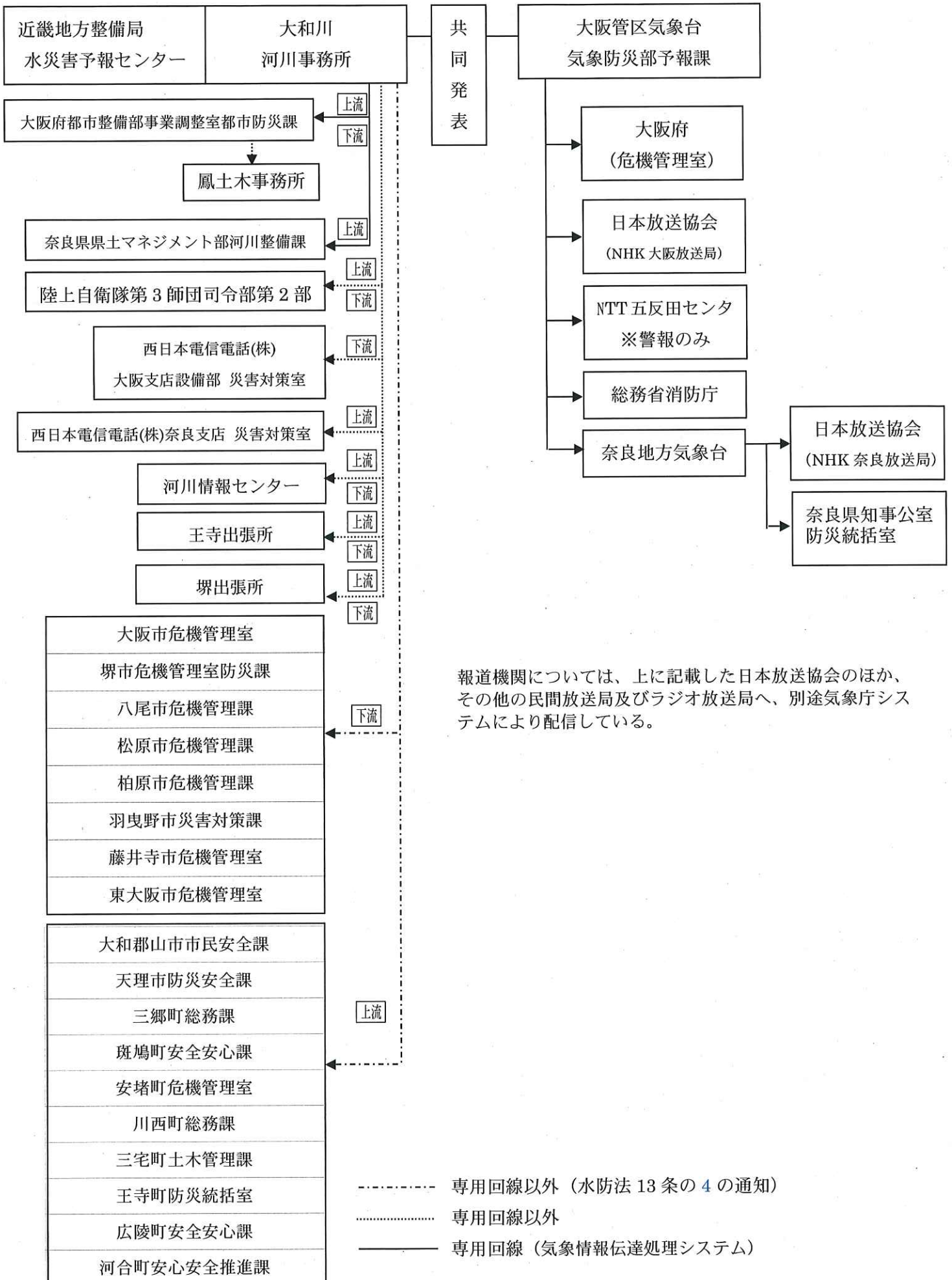
近畿地方整備局の本局・他事務所 近畿地方整備局河川部水災害予報センター 電話は 06-6944-8853 FAX は 06-6944-8854 大和川河川事務所調査課 電話は 072-971-1381 FAX は 072-973-3967
気象庁の他官署 大気海洋部予報課の気象監視・警報センター 電話は 03-3584-8631; FAX は 03-3434-9103

付図1 洪水予報区域及び雨量・水位観測所位置図
 (観測所は代表的箇所を表示)



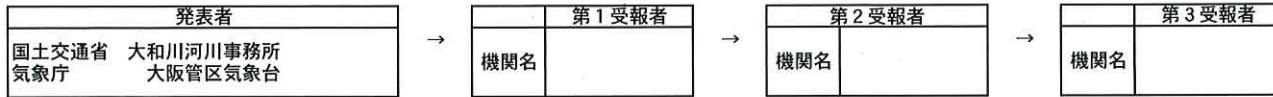
付図 2

大和川洪水予報伝達系統図



報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付図3



正規

やまとがわかりゅう
大和川下流氾濫警戒情報

大和川下流洪水予報第〇号
洪水警戒（発表）
令和〇年〇月〇日〇時〇分
やまとがわかせんじむしょ おおさかかんくましようだい
大和川河川事務所・大阪管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報[洪水]】大和川下流では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。大和川の柏原水位観測所（藤井寺市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。大和川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、大阪市、堺市、八尾市、松原市、藤井寺市、柏原市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

ところにより1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	1日09時50分～3日09時50分までの流域平均雨量	3日09時50分～3日12時50分までの流域平均雨量の見込み
大和川下流域	190ミリ	200ミリ

(水位)

大和川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
柏原 水位観測所 (藤井寺市)	3日09時50分の状況	4.55↑				
	3日10時40分の予測	4.90-				
	3日11時40分の予測	5.20-				
	3日12時40分の予測	4.90-				
	3日13時40分の予測	5.20-				
	3日14時40分の予測	5.20-				
	3日15時40分の予測	5.50-				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	柏原水位観測所		
	藤井寺市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	5.10		
レベル3水位 避難判断水位※	4.50		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.20		
レベル1水位 水防団待機水位	1.50		
受け持ち区間	大和川		
	左岸 奈良県・大阪府県境 から 海まで		
	右岸 奈良県・大阪府県境 から 海まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	大阪府大阪市天王寺区、 大阪府大阪市浪速区、 大阪府大阪市東成区、 大阪府大阪市生野区、 大阪府大阪市城東区、 大阪府大阪市阿倍野区、 大阪府大阪市住吉区、 大阪府大阪市東住吉区、 大阪府大阪市西成区、 大阪府大阪市住之江区、 大阪府大阪市平野区、 大阪府大阪市中央区、 大阪府堺市堺区、 大阪府堺市西区、 大阪府堺市北区、 大阪府八尾市相生町、青山 町、曙川東、曙町、明美 町、旭ヶ丘、 大阪府八尾市跡部北の町、 跡部本町、跡部南の町、植 松町、老原、 大阪府八尾市太田、太田新 町、刑部、大字刑部、恩智 北町、 大阪府八尾市恩智中町、恩 智南町、垣内、柏村町、春 日町、上尾町、 大阪府八尾市上之島町北、 上之島町南、亀井町、萱振 町、北亀井町、 大阪府八尾市北木の本、北 久宝寺、北本町、木の本、 大字木本、 大阪府八尾市久宝寺、教興 寺、空港、光南町、郡川、 大阪府八尾市小阪合町、桜 ヶ丘、志紀町、志紀町西、 志紀町南、 大阪府八尾市渋川町、清水 町、神宮寺、神武町、末広 町、荘内町、 大阪府八尾市太子堂、田井 中、高町、高美町、高安町 北、高安町南、 大阪府八尾市竹淵、竹淵 西、竹淵東、天王寺屋、中 田、永畑町、 大阪府八尾市西木の本、西 久宝寺、西高安町、西弓 削、沼、服部川、 大阪府八尾市光町、東老 原、東久宝寺、東太子、東 本町、東町、 大阪府八尾市東山本新町、 東山本町、東弓削、大字東 弓削、 大阪府八尾市福栄町、福万 寺町、福万寺町北、福万寺 町南、二俣、		

大阪府八尾市大字二俣、本町、松山町、緑ヶ丘、南植松町、
大阪府八尾市南亀井町、南木の本、南久宝寺、南小阪合町、
大阪府八尾市南太子堂、南本町、都塚、大字都塚、八尾木、
大阪府八尾市大字八尾木、八尾木北、八尾木東、安中町、
大阪府八尾市山本高安町、山本町、山本町北、山本町南、弓削町、
大阪府八尾市弓削町南、陽光園、龍華町、若草町、若林町、
大阪府松原市天美我堂、天美北、天美西、天美東、天美南、
大阪府松原市大堀、小川、北新町、一津屋、別所、
大阪府松原市三宅中、三宅西、三宅東、若林、
大阪府柏原市青谷、旭ヶ丘、安堂町、石川町、今町、円明町、大泉、
大阪府柏原市片山町、上市、河原町、清州、国分市場、国分西、
大阪府柏原市国分東条町、国分本町、大正、太平寺、高井田、
大阪府柏原市田辺、玉手町、堂島町、平野、古町、
大阪府柏原市法善寺、本郷、山ノ井町、
大阪府羽曳野市碓井、川向、誉田、島泉、
大阪府藤井寺市梅が園町、大井、川北、国府、古室、小山、小山新町、
大阪府藤井寺市小山藤の里町、小山藤美町、沢田、惣社、津堂、
大阪府藤井寺市道明寺、西大井、西古室、林、船橋町、北條町、
大阪府藤井寺市御舟町、
大阪府東大阪市足代、足代北、足代新町、足代南、荒川、池島町、
大阪府東大阪市永和、近江堂、大蓮北、大蓮東、大蓮南、柏田西、
大阪府東大阪市柏田東町、柏田本町、金岡、上小阪、川俣、
大阪府東大阪市岸田堂北町、岸田堂西、岸田堂南町、衣摺、源氏ヶ丘、
大阪府東大阪市小阪、寿町、小若江、三ノ瀬、新喜多、渋川町、
大阪府東大阪市下小阪、俊徳町、新池島町、新上小阪、太平寺、
大阪府東大阪市高井田、高井田中、高井田西、高井田本通、
大阪府東大阪市高井田元町、長栄寺、長堂、友井、中小阪、長瀬町、
大阪府東大阪市西堤西、西堤、西堤学園町、西堤楠町、西堤本通西、

大阪府東大阪市西堤本通東、東上小阪、菱屋西、宝持、御厨、 大阪府東大阪市御厨栄町、御厨中、御厨西ノ町、御厨南、森河内西、 大阪府東大阪市森河内東、横沼町、吉松、若江西新町		
---	--	--

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 大和川河川事務所 調査課 電話：072-971-1381

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1. 発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と气象台等（気象庁大気海洋部、管区气象台、地方气象台）が共同で発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時点で洪水予警報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して伝達するものとする。

2. 発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区^{※1}において、特別警報が警報等へ切り替えられる際^{※2}に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

※1 都府県を基本。ただし、北海道は複数の地方に分割。

※2 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

3. 発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過と思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考に送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

5. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。

「大雨特別警報は警報に切り替えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

大雨特別警報は警報に切り替わりましたが、大和川下流の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ **大和川下流** では、 **氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)** を発表中です。

大和川下流の 柏原 水位観測所(藤井寺市)では、水位が上昇しており、今後、氾濫危険水位を超過する見込み。

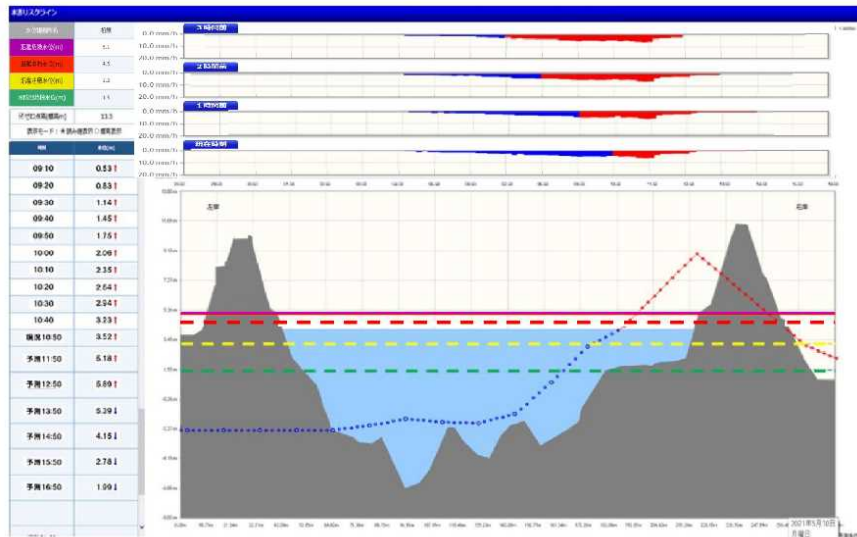
河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
やまとながわ かわりゅう 大和川下流	かしわら ふじいでらし 柏原 (藤井寺市)	氾濫危険水位に到達する見込み	水位上昇中。氾濫危険水位到達見込み

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
 川の防災情報 <https://www.river.go.jp>
 水害リスクライン <https://frl.river.go.jp>
 気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先
 水位関係：国土交通省 大和川河川事務所 調査課 電話：072-971-1381
 気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

(参考資料)

柏原水位観測所 (藤井寺市)



「大雨特別警報は警報に切り替えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

大雨特別警報は警報に切り替わりましたが、大和川上流の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ **大和川上流** では、 **氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)** を発表中です。

大和川上流の板東水位観測所(大和郡山市)では、水位が上昇しており、今後、氾濫危険水位を超過する見込み。

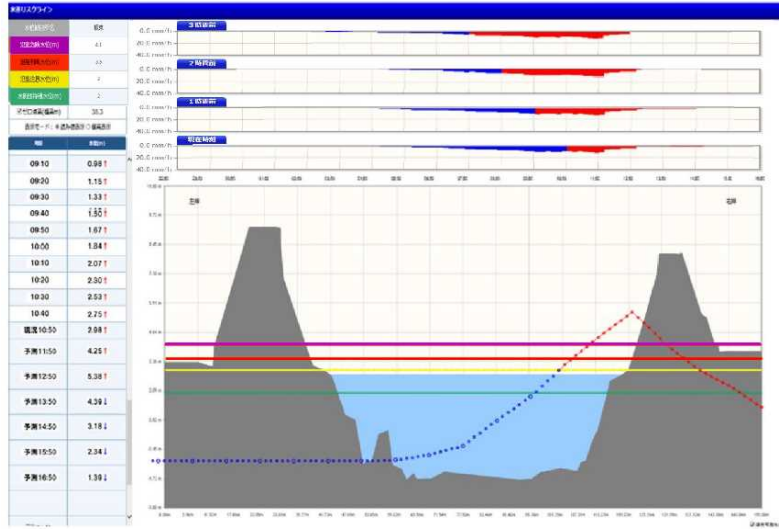
河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
やまがわ 大和川上流	いたひがし 板東 (大和郡山市)	氾濫危険水位に到達する見込み	水位上昇中。氾濫危険水位到達見込み

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
 川の防災情報 <https://www.river.go.jp>
 水害リスクライン <https://frl.river.go.jp>
 気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先
 水位関係：国土交通省 大和川河川事務所 調査課 電話：072-971-1381
 気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

(参考資料)

板東水位観測所 (大和郡山市)



猪名川 洪水予報実施要領

近畿地方整備局猪名川河川事務所（以下「猪名川河川事務所」という。）と大阪管区気象台は、「淀川及び大和川の洪水予報業務に関する細目協定（令和4年5月10日）」（以下「細目協定」という。）に基づき、猪名川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は猪名川河川事務所では工務課、大阪管区気象台では気象防災部予報課において実施するものとする。

2 洪水予報を行う際に用いる資料

猪名川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は原則として、猪名川河川事務所においては総括保全対策官が、大阪管区気象台においては予報課長が行うものとする。

連絡方法については、猪名川河川事務所と大阪管区気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は電話・FAXによるものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1（3）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じ変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (5) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位に4時間先以降で到達する可能性がある場合は、30～60分の間、氾濫危険水位に到達する可能性に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報の発表を検討する。

8 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、猪名川河川事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により大阪管区気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、猪名川河川事務所及び大阪管区気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。

ア 機能喪失した猪名川河川事務所では実施すべき作業を、近畿地方整備局の本局・他事務所(連絡先は付表5)で代行する。

イ 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

9 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

付則

1. この要領の実施は、平成 25 年 3 月 4 日とする。
但し、組織改正に伴う調査課の記載については、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要領は、平成 25 年 7 月 11 日に改正し実施する。
3. この要領は、平成 25 年 10 月 1 日に改正し実施する。
4. この要領は、平成 26 年 4 月 1 日に改正し実施する。
5. この要領は、平成 27 年 4 月 10 日に改正し実施する。
6. この要領は、平成 28 年 5 月 20 日に改正し実施する。
7. この要領は、令和 元年 5 月 29 日に改正し実施する。
8. この要領は、令和 3 年 6 月 1 日に改正し実施する。
9. この要領は、令和 4 年 6 月 13 日に改正し実施する。

令和 4 年 5 月 25 日

近畿地方整備局 猪名川河川事務所 総括保全対策官 山口 裕一 

大阪管区気象台 気象防災部 予報課長 長田 栄治 

付表1 猪名川流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

観測所名	よみがな	所在地	標高 (m)
能勢	のせ	大阪府豊能郡能勢町地黄	235
豊中	とよなか	大阪府豊中市蛍池西町	12

(2) 国土交通省雨量観測所

観測所名	よみがな	所在地	標高 (m)
大島2	おおしまに	兵庫県川辺郡猪名川町島字西尾山4-38	414
余野2	よのに	大阪府豊能郡豊能町余野1008	360
今西	いまにし	大阪府豊能郡能勢町今西259	235
南田原	みなみたわら	兵庫県川辺郡猪名川町紫合	87
上池田	うえいけだ	大阪府池田市上池田2-2-39	47
園田	そのだ	兵庫県尼崎市東園田1-345	11

(3) 国土交通省水位観測所 (基準観測所)

観測所名	よみがな	位置	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	氾濫可能性のある水位 (m)
				レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
小戸	おおべ	北緯 34° 49' 34" 東経 135° 25' 20"	大阪府池田市西本町	1.00	2.50	3.40	4.00	5.01

(4) 国土交通省水位観測所 (基準観測所以外)

観測所名	よみがな	位置	所在地	水防団	汎注	計画
				水位	水位	水位
				レベル1	レベル2	
				水位	水位	
南田原	みなみたわら	北緯 34° 54' 22" 東経135° 22' 12"	兵庫県猪名川町紫合	-	-	-
虫生	むしゅう	北緯 34° 52' 22" 東経135° 23' 44"	兵庫県川西市多田院	3.00	6.00	-
銀橋	ぎんばし	北緯 34° 51' 15" 東経135° 24' 55"	兵庫県川西市矢問東町1	2.40	7.00	-
軍行橋	ぐんこうばし	北緯 34° 47' 48" 東経135° 25' 21"	兵庫県伊丹市下河原	1.50	3.00	5.57
上食満	かみけま	北緯 34° 45' 48" 東経135° 26' 18"	兵庫県尼崎市上食満字向代	1.60	3.70	6.15
猪名川橋	いながわばし	北緯 34° 46' 13" 東経135° 26' 03"	兵庫県尼崎市田能5丁目	1.20	2.70	4.36
利倉	とくら	北緯 34° 45' 49" 東経135° 27' 14"	大阪府豊中市利倉西1丁目	2.00	3.50	4.83
戸ノ内	とのうち	北緯 34° 44' 14" 東経135° 27' 09"	兵庫県尼崎市戸ノ内中額田	-	-	4.17
吉田橋上流	よしだばし じょうりゅう	北緯 34° 51' 14" 東経135° 26' 23"	池田市伏尾町	-	-	-

付表2 洪水予報の伝達先等

(1) 猪名川洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当官署
近畿地方整備局水災害予報センター	専用電話(FAX)	猪名川河川事務所
大阪府水防本部	専用電話(FAX)	〃
兵庫県(河川整備課・水防本部)	専用電話(FAX)	〃
独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所	専用電話(FAX)	〃
伊丹陸上自衛隊第36普通科連隊本部	加入電話(FAX)	〃
西日本電信電話(株) 大阪支店設備部災対室	加入電話(FAX)	〃
大阪府(危機管理室)	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
日本放送協会(NHK 大阪放送局)	気象情報伝送処理システム	〃
神戸地方气象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会(NHK 神戸放送局) ※1	気象情報伝送処理システム	神戸地方气象台
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	気象情報伝送処理システム	〃
NTT 五反田センタ ※2	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃

※1 障害時やNHK神戸放送局の職員不在時間帯はNHK大阪放送局へ伝達する必要がある。

※2 NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

(2) 猪名川洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の四)

伝達先	伝達方法	担当官署
川西市 危機管理課	加入電話(FAX)	猪名川河川事務所
池田市 危機管理課	加入電話(FAX)	〃
伊丹市 危機管理室	加入電話(FAX)	〃
豊中市 危機管理課	加入電話(FAX)	〃
尼崎市 災害対策課	加入電話(FAX)	〃

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする

河川	流域	1時間 雨量 mm	3時間 雨量 mm	6時間 雨量 mm	12時間 雨量 mm	24時間 雨量 mm
猪名川	小戸水位観測所上流域	15	40	50	90	130

付表4 情報システム障害時に交換する資料

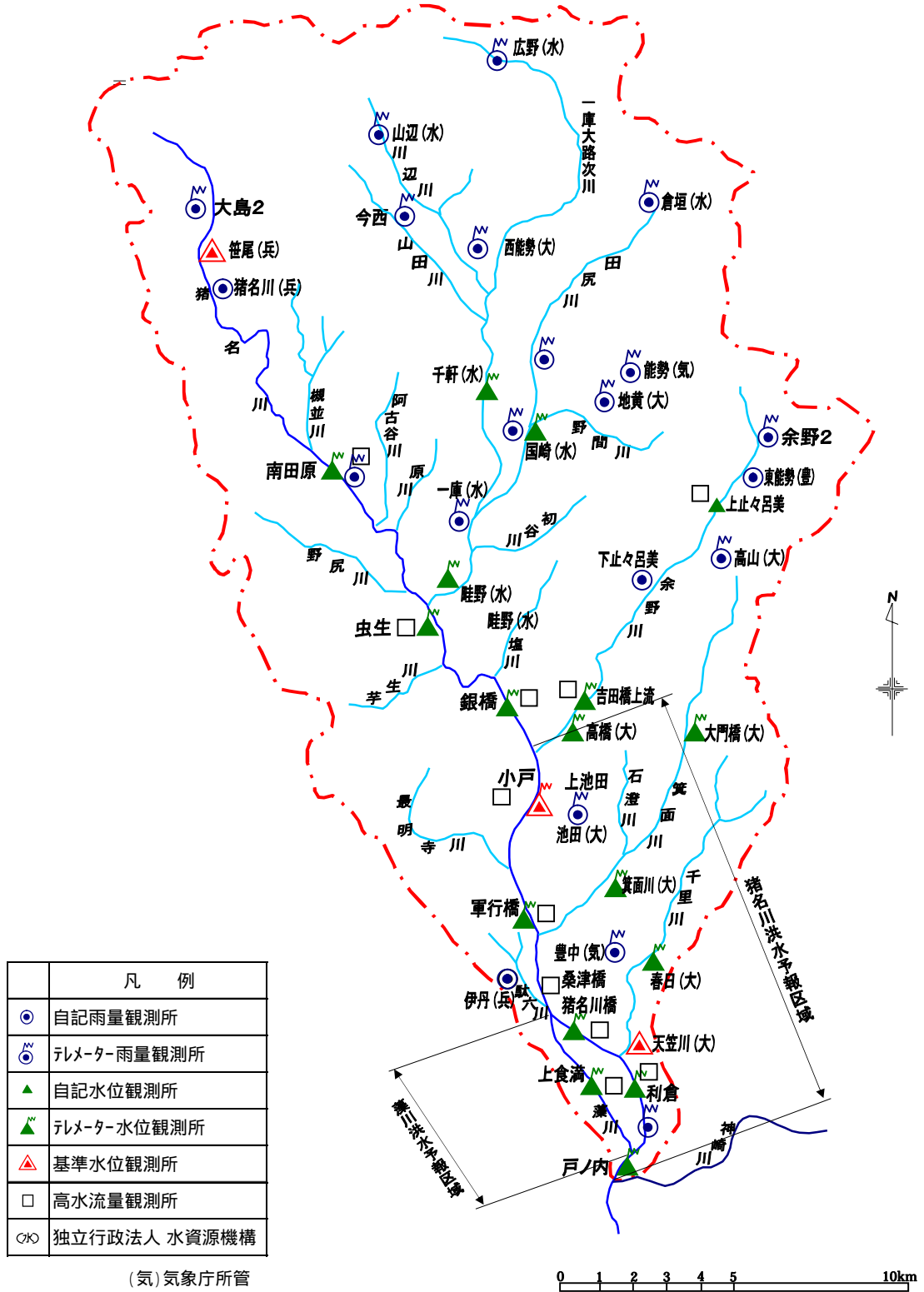
- (1) 大阪管区气象台から猪名川河川事務所に通報するもの
 - ア 大阪府（豊中市、池田市）及び兵庫県（尼崎市、伊丹市、川西市）に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）
猪名川（小戸）

- (2) 猪名川河川事務所から大阪管区气象台に通報するもの
 - ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
猪名川（大島2、今西、余野2、上池田）
 - イ 次の観測所の水位（実況）
猪名川（小戸）

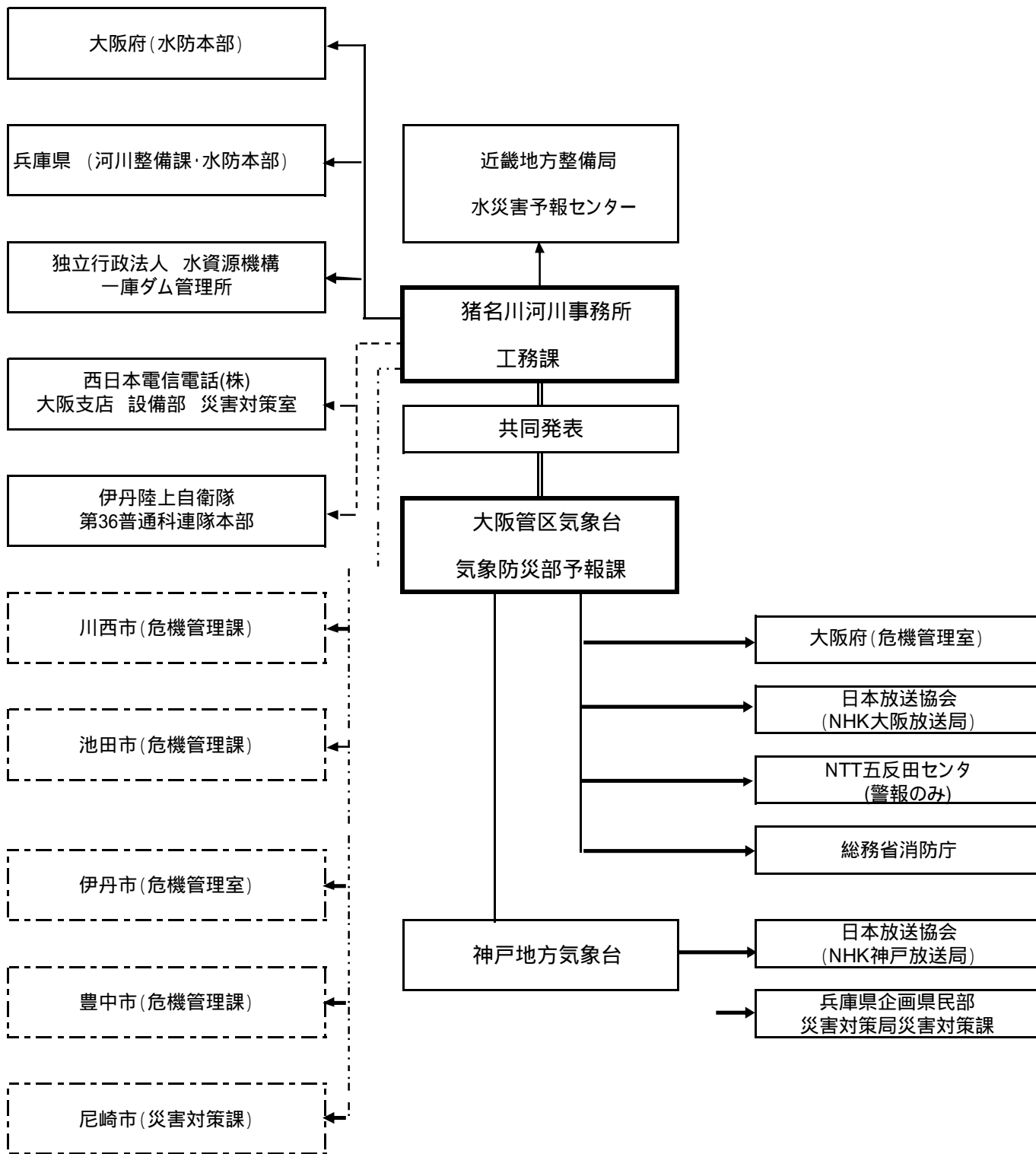
付表5 機能喪失時の代行官署及び連絡先

近畿地方整備局の本局・他事務所 近畿地方整備局河川部水災害予報センター 電話は 06-6944-8853 ; FAX は 06-6944-8854
気象庁の他官署 大気海洋部予報課の気象監視・警報センター 電話は 03-3584-8631 ; FAX は 03-3434-9103

付図1 洪水予報区域及び雨量・水位観測所配置図



付図2 伝達系統図



————— 専用回線(気象情報伝送処理システム)
 - - - - - 専用回線以外
 - · - · - 専用回線以外(水防法第13条の四)

発表者	
国土交通省 気象庁	猪名川河川事務所 大阪管区气象台

第1受報者	
機関名	

第2受報者	
機関名	

第3受報者	
機関名	

正規

いながわ
猪名川氾濫注意情報

猪名川洪水予報第号
洪水注意報(発表)
令和 年 月 日 時 分
いながわかせんじむしょ おおさかかんくきしやうだい
猪名川河川事務所・大阪管区气象台 共同発表

(見出し)

いながわ
**【警戒レベル2相当情報[洪水]】猪名川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主文)

いながわ おおべ いけだし
【警戒レベル2相当】猪名川の小戸水位観測所(池田市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

ところにより1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	11日09時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
猪名川流域	180ミリ	60ミリ

(水位)

猪名川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
小戸 水位観測所 (池田市)	13日09時40分の状況	2.80				
	13日10時40分の予測	3.00				
	13日11時40分の予測	3.20				
	13日12時40分の予測	3.20				
	13日13時40分の予測	3.00				
	13日14時40分の予測	3.20				
	13日15時40分の予測	3.30				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	小戸水位観測所		
	池田市		
レベル4水位 氾濫危険水位	4.00		
レベル3水位 避難判断水位	3.40		
レベル2水位 氾濫注意水位	2.50		
レベル1水位 水防団待機水位	1.00		
受け持ち区間	猪名川 左岸 大阪府池田市古江町69番地 先から神崎川合流点まで 右岸 兵庫県川西市滝山字上ノ宮9 番地先から神崎川合流点まで		
	藻川 左岸 猪名川からの分派点から猪名 川合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府豊中市稲津町、今在家地区、 上津島地区、利倉東地区、服部寿 町、服部西町、服部南町、利倉西地 区、庄内幸町、庄内栄町、庄内西 町、庄内東町、名神口地区、野田 町、原田中地区、原田南地区、日出 町、穂積地区、三国地区、曾根南町 大阪府池田市東山町、古江町、中川 原町、木部町、室町、桃園地区、姫 室町、呉服町、満寿美町、宇保町、 神田地区、豊島南地区、ダイハツ 町、八王寺地区、天神地区、豊島北 地区、井口堂地区、荘園地区、住吉 兵庫県尼崎市全域 兵庫県伊丹市下河原地区、中村地 区、桑津地区、森本地区、口酒井地 区、岩屋地区、小坂田地区(空港敷 地)、北伊丹地区、北園地区、北河 原地区、北本町地区、藤ノ木地区、 東有岡地区 兵庫県川西市出在家町、絹延町、南 花屋敷地区、栄根地区、小戸地区、 加茂地区、下加茂地区		

避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 猪名川河川事務所 工務課 電話：072-751-1111(代表)、1986(直通)
気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1．発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と気象台等（気象庁大気海洋部、管区気象台、地方気象台）が共同で発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時点で洪水予警報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して伝達するものとする。

2．発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区¹において、特別警報が警報等へ切り替えられる際²に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

- 1 都府県を基本。ただし、北海道は複数の地方に分割。
- 2 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

3．発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4．発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過と思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考に送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と气象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

5．その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と气象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。

「大阪府の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

大阪府の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりませんが、[猪名川の洪水はこれからも警戒が必要です / 大阪府、兵庫県などに降った大雨による洪水が、これから猪名川の下流に到達します]。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

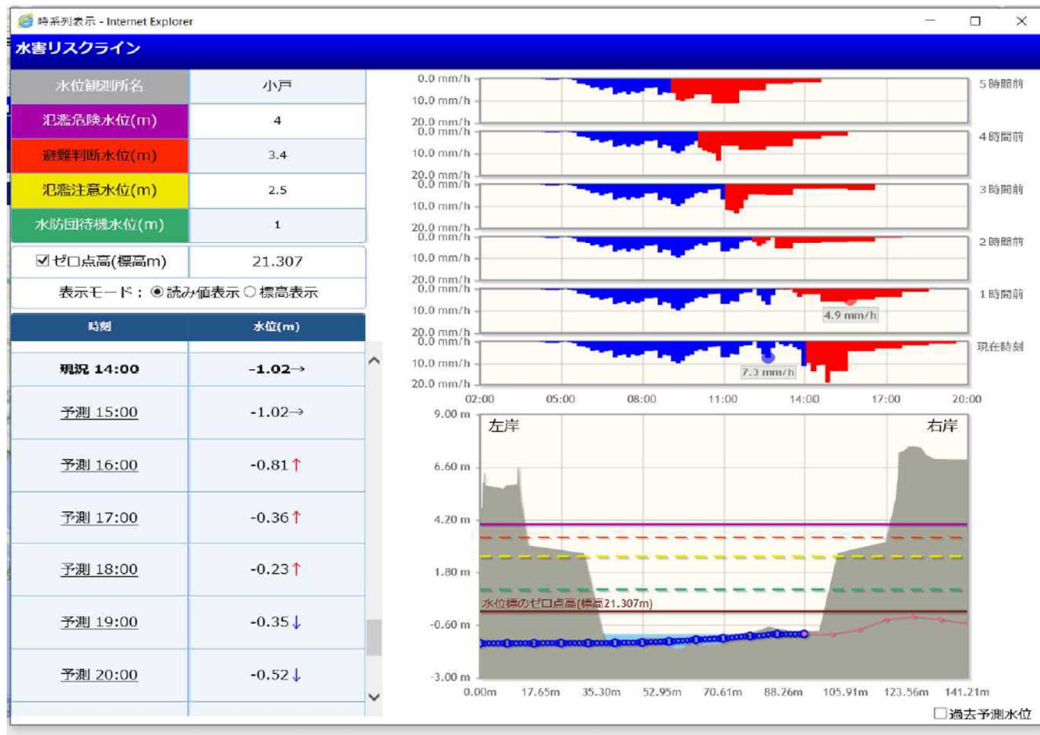
■ ^{いながわ}猪名川 では、**氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)** を発表中です。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
^{いながわ} 猪名川	^{おなべ} 小戸 ^{おなべから、いせだ} (大阪府池田市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 <https://www.river.go.jp>
水害リスクライン <https://fsl.river.go.jp>
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 猪名川河川事務所 工務課 電話：072-751-1111(代表)、1986(直通)
気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

(参考資料)



小戸 観測所(池田市)

大阪府知事指定河川洪水予報実施要領

1. 石川洪水予報実施要領	547
2. 寝屋川流域洪水予報実施要領	558
3. 神崎川・安威川洪水予報実施要領	574
4. 大津川・槇尾川洪水予報実施要領	588
5. 牛滝川洪水予報実施要領	598

大和川水系石川の洪水予報実施要領

大阪府と大阪管区气象台は、「大阪府及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 4 月 1 日）」（以下「協定」という。）に基づき、大和川水系石川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報の作業場所
洪水予報作業は大阪府では水防本部、大阪管区气象台では気象防災部予報課において実施するものとする。
2. 洪水予報を行う際に用いる資料
大和川水系石川における流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。
3. 洪水予報を行う際の連絡
洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府においては事業調整室都市防災課参事、大阪管区气象台においては予報課長とする。
連絡方法については、大阪府と大阪管区气象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は、付表 5 に番号を示した電話・ファックスによるものとする。
4. 洪水予報の伝達
洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。
5. 洪水予報作業の開始及び終了
 - (1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。なお、大阪府水防本部が設置されていないときは、事業調整室都市防災課を窓口とする。
 - ア 付表 3 (1) に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想される時。
 - イ 付表 3 (2) に示すいずれかの基準観測所の水位が、開始基準水位を超え、引き続きかなりの増水が予想される時。
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があった時。
 - (2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められる時、大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。
6. 洪水予報の発表
 - (1) 洪水予報には標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
 - (2) 具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
 - (3) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
 - (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
 - (5) 石川において、付表 1 (3) に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表し、予

報区全体の危険度が変化した場合に更新発表を行う。ただし、大阪府水防本部と大阪管区気象台予報課が協議のうえ必要と認める場合は、適宜更新発表を行う。洪水予報の種類及び情報名は、予報区内で最も危険度の高い基準観測所の水位を基に選定するものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。なお、洪水予報の発表にあたり、大阪府や報道機関等へは大阪管区気象台等から XML 形式で情報が提供されていることを念頭に、8項の情報システム障害時を除き、付表2で定めた伝達方法以外の手段を用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の基準

洪水予報の発表基準は、協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時においては、それぞれ(1)又は(2)の措置を執る。

- (1) 情報システムの一時的な障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府と大阪管区気象台の資料の交換については、付表4の資料について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大阪府において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により大阪管区気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府と大阪管区気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府が機能喪失した場合は、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

イ 大阪管区気象台が機能喪失した場合は、大阪管区気象台が実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表6)で代行する。

9. 平常時の連絡窓口

洪水予報作業を行う場合以外の連絡窓口は以下のとおりとし、付表5に連絡先を示す。

- (1) 大阪府における平常時の連絡窓口は、洪水予報の運用に関する場合は、都市整備部事業調整室都市防災課、洪水予報システムや河川技術に関する場合は、都市整備部河川室河川整備課とする。

- (2) 大阪管区気象台における平常時の連絡窓口は、気象防災部予報課とする。

10. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、大阪府と大阪管区気象台で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

(附則)

本要領は令和5年3月30日に改正し、令和5年3月30日から実施する。

本要領の締結に伴い、「大和川水系石川の洪水予報実施要領」（令和3年3月26日付）は同日をもって廃止する。

令和5年3月30日

大阪府都市整備部事業調整室長

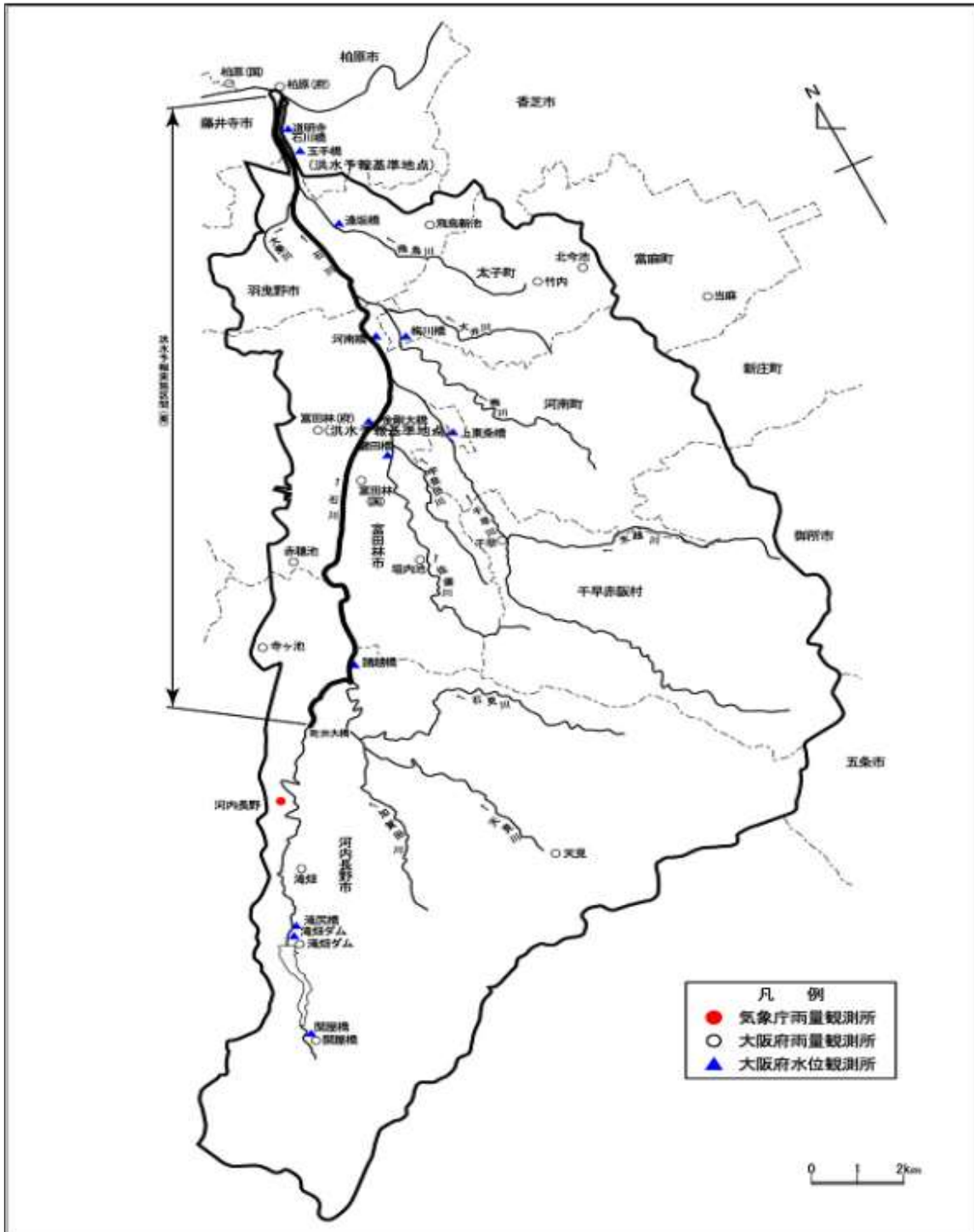
森下 英仁

大阪府都市整備部河川室長

山内 一浩

大阪管区气象台気象防災部予報課長

長田 栄治



付図1 雨量・水位観測所位置図

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる石川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
石川	河内長野	かわちながの	河内長野市日野	160.0

(2) 大阪府雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
石川	柏原	かしわら	柏原市安堂町 1-55 柏原市役所内	22.0
	富田林	とんだばやし	富田林市寿町 富田林土木事務所内	78.0
	千早	ちはや	南河内郡千早赤阪村 千早赤阪村役場内	115.0
	滝畑ダム	たきはただむ	河内長野市滝畑 1576-3	274.0
	関屋橋	せきやばし	河内長野市滝畑 239-1	289.0

(3) 大阪府水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
石川	金剛大橋	こんごう おおはし	N 34° 30' 04" E 135° 36' 39"	富田林市 山中田町	1.40	2.00	2.20	2.40
	玉手橋	たまてばし	N 34° 33' 58" E 135° 37' 17"	藤井寺市 道明寺3丁目	2.70	3.90	4.60	4.80

(4) 大阪府水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)
					レベル1水 位	レベル2水 位
石川	関屋橋	せきやばし	N 34° 22' 29" E 135° 31' 17"	河内長野市 滝畑	1.00	1.50
	河南橋	かなんばし	N 34° 31' 03" E 135° 37' 02"	富田林市 川面町2丁目	1.30	1.60
	諸越橋	もろこしばし	N 34° 27' 03" E 135° 34' 26"	河内長野市 末広町	2.80	3.50

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	電話番号 FAX 番号	担当機関・官署
河川情報センター	N T T F A X	TEL 06-6944-2711 FAX 06-6944-2710	大阪府
国土交通省大和川河川事務所	〃	TEL 072-971-1381 FAX 072-973-3967	〃
国土交通省近畿地方整備局	〃	TEL 06-6942-1141 FAX 06-6949-0864	〃
陸上自衛隊第三師団	防災行政無線	TEL 072-781-0021 FAX 8235	〃
陸上自衛隊第37普通科連隊	N T T F A X	TEL 0725-41-0090 FAX 内線 226	〃
大阪府危機管理室	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪管区気象台
	防災行政無線	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪府
大阪府公園課	N T T F A X 防災行政無線	TEL 06-6941-0351 FAX 06-6944-6796	大阪府
大阪府富田林土木事務所	〃	TEL 0721-25-6001 FAX 0721-25-6109	〃
大阪府八尾土木事務所	〃	TEL 072-994-6621 FAX 072-924-2466	〃
藤井寺市	〃	TEL 072-939-1111 FAX 072-955-6607	〃
羽曳野市	〃	TEL 072-958-1111 FAX 072-957-1371	〃
富田林市	〃	TEL 0721-25-1000 FAX 0721-20-2072	〃
河内長野市	〃	TEL 0721-53-1111 FAX 0721-55-1818	〃
太子町	〃	TEL 0721-98-0300 FAX 0721-98-4514	〃
河南町	〃	TEL 0721-93-2500 FAX 0721-93-4691	〃
柏原市	〃	TEL 072-972-1501 FAX 072-971-5089	〃
松原市	〃	TEL 072-337-3151 FAX 072-334-7870	〃
八尾市	〃	TEL 072-924-9870 FAX 072-992-7583	〃
大阪市	〃	TEL 06-6615-6843 FAX 06-6615-6846	〃
NHK大阪放送局	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6937-3106 FAX 06-6942-6770	大阪管区気象台
N T T 五反田センタ	〃	—	〃
総務省消防庁	〃	—	〃

※N T T 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表3(1) 洪水予報作業の開始基準雨量(配備基準雨量)

河川	流域	3時間雨量(実況2時間+予測1時間)
石川	金剛大橋観測所上流域	50mm

付表3(2) 洪水予報作業を開始する大阪府水位観測所(基準観測所)と開始基準水位

河川	観測所名	開始基準水位(m)
石川	金剛大橋観測所	1.25
	玉手橋観測所	1.75

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1)大阪管区气象台から大阪府に通報するもの

ア	大阪府に発表された注意報・警報(水防活動用)
イ	気象情報(大雨, 台風, 低気圧, 梅雨等)
ウ	次の水位観測所上流域の流域平均雨量(実況, 3時間先までの予測雨量) 石川 金剛大橋(富田林市山中田町) 玉手橋(藤井寺市道明寺3丁目)
エ	解析雨量
オ	降水短時間予報、降水ノウキャスト

(2)大阪府から大阪管区气象台に通報するもの

ア 次の観測所の雨量(実況)

観測所名	所在地
富田林	富田林市寿町
千早	南河内郡千早赤阪村
柏原	柏原市安堂町1-55 柏原市役所内
滝畑ダム	河内長野市滝畑1576-3
関屋橋	河内長野市滝畑239-1

イ 次の観測所水位(実況及び3時間先までの予測)

観測所名	所在地
金剛大橋	富田林市山中田町
玉手橋	藤井寺市道明寺3丁目

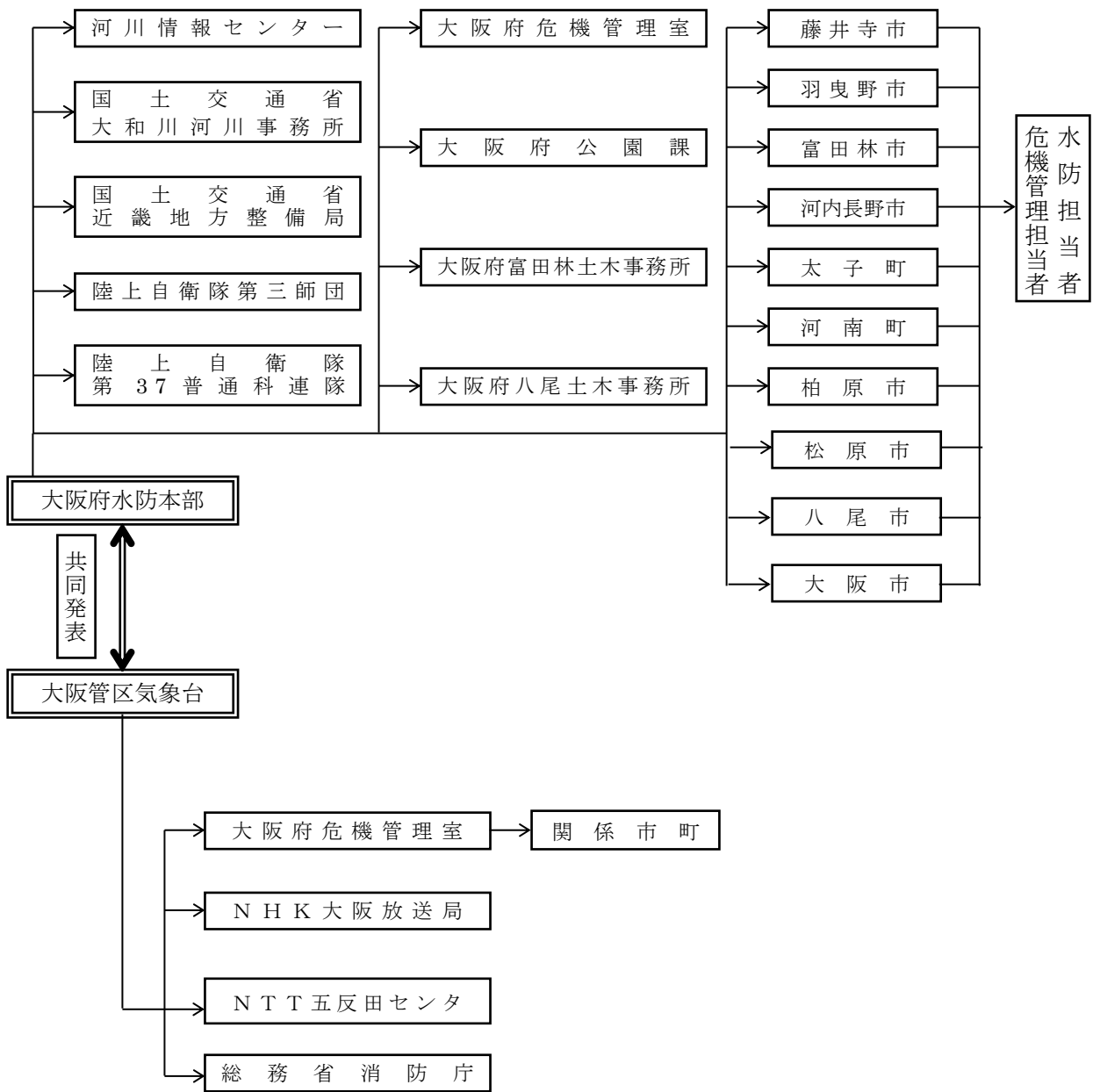
付表5 洪水予報に関する連絡窓口

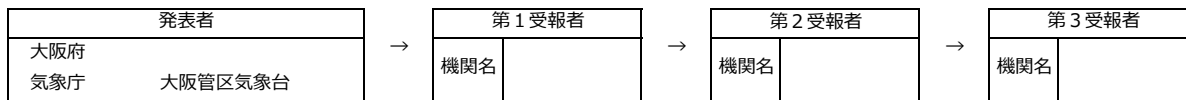
	洪水予報作業時の連絡先	平常時の連絡先
大阪府	大阪府水防本部 順位1 電話 06-6944-6167 順位2 電話 06-6944-4495 FAX 06-6944-0603	運用に関すること 事業調整室都市防災課 電話 06-6944-9268 システムや河川技術等に関すること 河川室河川整備課 電話 06-6944-9296
大阪管区气象台	予報課 電話 06-6949-6325 FAX 06-6941-1846 官執時間外 予報課現業 06-6949-6580	予報課 電話 06-6949-6325

付表6 機能喪失時の代行官署及び連絡先

气象台機能喪失時の代行官署	洪水予報作業時の連絡先
気象庁	大気海洋部予報課 気象監視・警報センター 電話 03-3584-8631 FAX 03-3434-9103

付図2 洪水予報の伝達先等





正規

やま とが わ す い け い い し か わ
大和川水系石川氾濫危険情報

大和川水系石川洪水予報第〇号
 洪水警報（発表）
 令和〇年〇月〇日〇時〇分
おおさか ぷ おおさか かんくしやうだい
 大阪府・大阪管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】 やま とが わ す い け い い し か わ 大和川水系石川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。石川の玉手橋水位観測所（いしかわ たまたまてぼし 藤井寺市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。いしかわ 石川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	13日06時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
石川流域	40ミリ	30ミリ

（水位）

大和川水系石川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
金剛大橋 水位観測所 (富田林市)	13日09時40分の状況	1.80	■			
	13日10時10分の予測	-				
	13日10時40分の予測	-				
	13日11時10分の予測	-				
	13日11時40分の予測	-				
玉手橋 水位観測所 (藤井寺市)	13日09時40分の状況	3.95	■	■	■	■
	13日10時10分の予測	4.00	■	■	■	■
	13日10時40分の予測	4.10	■	■	■	■
	13日11時10分の予測	4.15	■	■	■	■
	13日11時40分の予測	4.20	■	■	■	■

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示します。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	金剛大橋水位観測所	玉手橋水位観測所	
	富田林市	藤井寺市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	2.40	4.80	
レベル3水位 避難判断水位※	2.20	4.60	
レベル2水位 氾濫注意水位	2.00	3.90	
レベル1水位 水防団待機水位	1.40	2.70	
受け持ち区間	石川 左岸 河内長野市高向 1778番2地先町井大 橋下流端から一級河 川大和川への合流点 まで	石川 左岸 河内長野市高向 1778番2地先町井大 橋下流端から一級河 川大和川への合流点 まで	
	右岸 河内長野市高向 1646番1地先町井大 橋下流端から一級河 川大和川への合流点 まで	右岸 河内長野市高向 1646番1地先町井大 橋下流端から一級河 川大和川への合流点 まで	
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	大阪府藤井寺市-、 大阪府羽曳野市-、 大阪府富田林市-、 大阪府河内長野市-、 大阪府南河内郡太子町-、 大阪府南河内郡河南町-、 大阪府柏原市-、 大阪府大阪市-、 大阪府八尾市-、 大阪府松原市-	大阪府藤井寺市-、 大阪府羽曳野市-、 大阪府富田林市-、 大阪府河内長野市-、 大阪府南河内郡太子町-、 大阪府南河内郡河南町-、 大阪府柏原市-、 大阪府大阪市-、 大阪府八尾市-、 大阪府松原市-	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
大阪府ホームページ	http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：大阪府 電話：06-6944-6167

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-6303

淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領

大阪府と大阪管区气象台は、「大阪府及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成28年4月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、淀川水系寝屋川流域の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報の作業場所
洪水予報作業は大阪府では水防本部、大阪管区气象台では気象防災部予報課において実施するものとする。
2. 洪水予報を行う際に用いる資料
淀川水系寝屋川流域における流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。
3. 洪水予報を行う際の連絡
洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府においては事業調整室都市防災課参事、大阪管区气象台においては予報課長とする。
連絡方法については、大阪府と大阪管区气象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は、付表5に番号を示した電話・ファックスによるものとする。
4. 洪水予報の伝達
洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。
5. 洪水予報作業の開始及び終了
 - (1) 洪水予報作業の開始時期は次のいずれかの場合に大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。なお、大阪府水防本部が設置されていないときは、事業調整室都市防災課を窓口とする。
 - ア 付表3(1)に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき。
 - イ 付表3(2)に示すいずれかの基準観測所の水位が、開始基準水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき。
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき。
 - (2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。
6. 洪水予報の発表
 - (1) 洪水予報には標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
 - (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
 - (3) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
 - (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
 - (5) 寝屋川流域において、付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表し、予報区全体の危険度が変化した場合に更新発表を行う。ただし、

大阪府水防本部と大阪管区気象台予報課が協議のうえ必要と認める場合は、適宜更新発表を行う。洪水予報の種類及び情報名は、予報区内で最も危険度の高い基準観測所の水位を基に選定するものとする。なお、発表の基準となる基準観測所の水位は0.P.+(m)で示すものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、大阪府や報道機関等へは大阪管区気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8項の情報システム障害時を除き、付表2で定めた伝達方法以外の手段を用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の基準

洪水予報の発表基準は、協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時においては、それぞれ(1)又は(2)の措置を執る。

- (1) 情報システムの一時的な障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府と大阪管区気象台の資料の交換については、付表4の資料について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大阪府において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により大阪管区気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府と大阪管区気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府が機能喪失した場合は、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

イ 大阪管区気象台が機能喪失した場合は、大阪管区気象台が実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表6)で代行する。

9. 平常時の連絡窓口

洪水予報作業を行う場合以外の連絡窓口は以下のとおりとし、付表5に連絡先を示す。

- (1) 大阪府における平常時の連絡窓口は、洪水予報の運用に関する場合は、都市整備部事業調整室都市防災課、洪水予報システムや河川技術に関する場合は、都市整備部河川室河川整備課とする。

- (2) 大阪管区気象台における平常時の連絡窓口は、気象防災部予報課とする。

10. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、大阪府と大阪管区気象台で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

(附則)

本要領は令和5年3月30日に改正し、令和5年3月30日から実施する。

本要領の締結に伴い、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」（令和3年3月26日付）は同日をもって廃止する。

令和5年3月30日

大阪府都市整備部事業調整室長

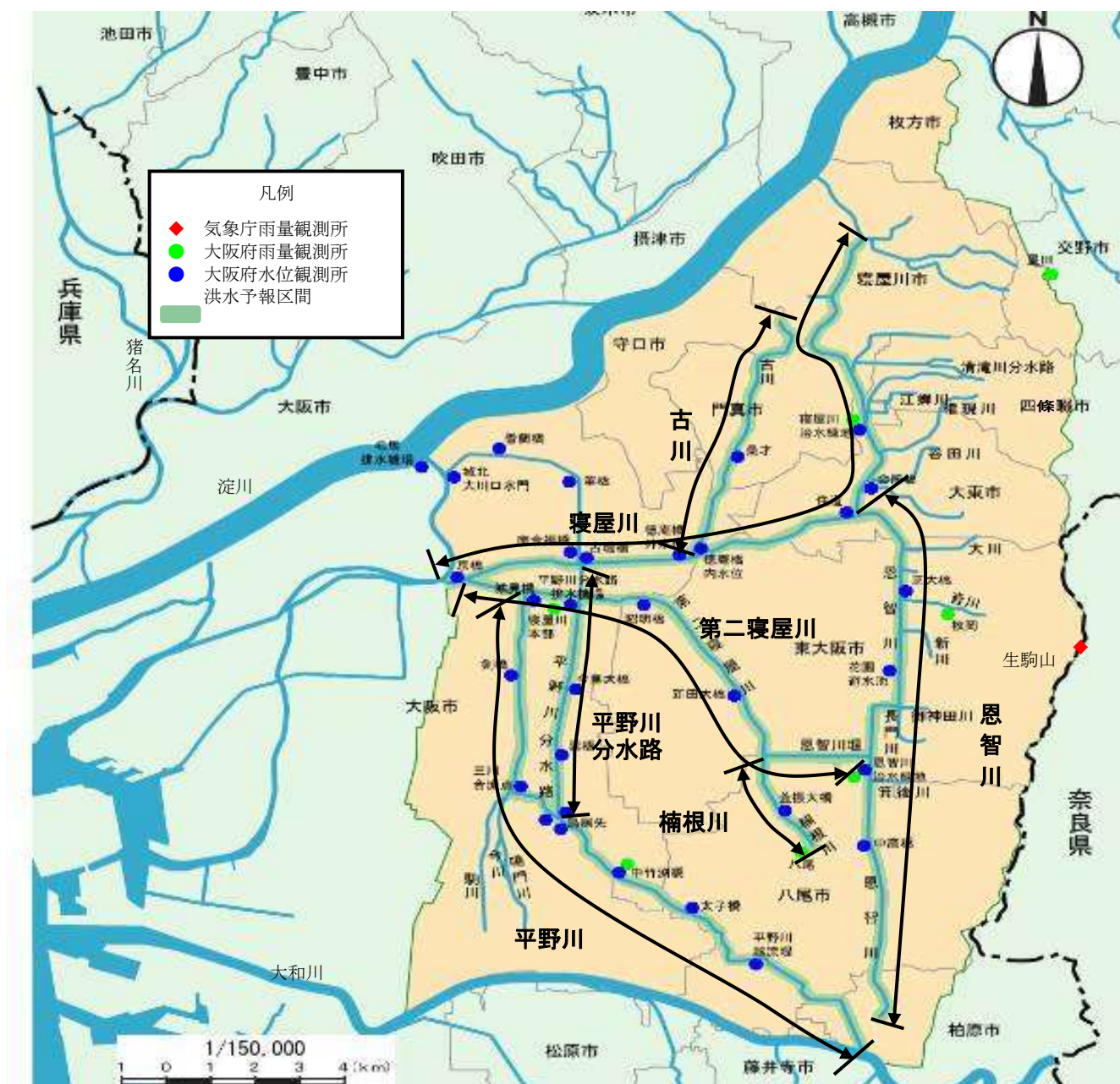
森下 英仁

大阪府都市整備部河川室長

山内 一浩

大阪管区气象台気象防災部予報課長

長田 栄治



付図1 雨量・水位観測所位置図

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる寝屋川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
寝屋川	生駒山	いこまやま	東大阪市山手町	626.0

(2) 大阪府雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
寝屋川	星田	ほしだ	交野市星田 3351 地先	50.0
	枚岡	ひらおか	東大阪市東豊浦町枚岡公園内	110.0
	寝屋川治水緑地	ねやがわちすいりょくち	大東市深野北	5.0
	恩智川治水緑地	おんちがわちすいりょくち	八尾市福万寺町北 4 丁目	8.0
	八尾	やお	八尾市荘内町八尾土木事務所内	9.0
	寝屋川本部	ねやがわほんぶ	大阪市城東区東中浜 4-6-35	2.6
	中竹澗橋	なかたけぶちばし	大阪市平野区加美鞍作 3 丁目	5.0

※ 標高は雨量計を設置している施設の地盤高

(3) 大阪府水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 O.P. +(m)	氾濫 注意水位 O.P. +(m)	避難判断 水位 O.P. +(m)	氾濫 危険水位 O.P. +(m)
					レベル1水 位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
寝屋川	京橋	きょうばし	N: 34° 41' 29" E:135° 31' 22"	大阪市都島区 片町1丁目	2.40	3.00	3.20	3.30
	寝屋川 治水緑地	ねやがわちすい りょくち	N: 34° 43' 36" E:135° 37' 42"	大東市深野北	3.50	4.20	5.35	5.45
第二寝屋川	昭明橋	しょうめいばし	N: 34° 41' 15" E:135° 34' 03"	大阪市城東区 諏訪町	2.50	3.40	4.40	4.55
恩智川	住道	すみのどう	N: 34° 42' 27" E:135° 37' 11"	大東市赤井1丁目	2.80	3.90	4.40	4.70
	恩智川 治水緑地	おんちがわちす いりょくち	N: 34° 38' 59" E:135° 37' 18"	八尾市福万寺町	6.45	7.05	7.20	7.35
平野川	剣橋	つるぎばし	N: 34° 40' 02" E:135° 32' 21"	大阪市東成区 玉津3丁目	2.80	3.30	4.00	4.15
	太子橋	たいしばし	N: 34° 36' 53" E:135° 35' 02"	八尾市南太子堂 6丁目	8.71	9.46	10.90	11.00
平野川分水路	今里大橋	いまざと おおはし	N: 34° 39' 58" E:135° 33' 02"	大阪市東成区 大今里南	2.80	3.30	3.40	3.50
古川	桑才	くわざい	N: 34° 43' 26" E:135° 35' 44"	門真市北島 849番地	2.80	3.20	3.30	3.40
楠根川	萱振大橋	かやふり おおはし	N: 34° 38' 03" E:135° 36' 27"	八尾市緑ヶ丘 1丁目	6.24	6.74	8.00	8.05

(4) 大阪府水位観測所（基準観測所以外）

河川	観測所名		位置：緯度・経度 (世界測地系)	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位
					0. P. +(m)	0. P. +(m)
					レベル1 水位	レベル2 水位
寝屋川	古堤橋	ふるづつみばし	N: 34° 14' 47" E:135° 33' 12"	大阪市城東区 今福南3丁目	2.40	3.30
	徳庵橋	とくあんばし	N: 34° 41' 50" E:134° 34' 53"	大阪市鶴見区 徳庵2丁目	2.60	3.50
	会所橋	かいしょばし	N: 34° 42' 47" E:135° 37' 26"	大東市深野1丁目	3.00	3.50
	古川導水路	ふるかわどうすいろ	N: 34° 45' 32" E:135° 36' 58"	寝屋川市清水町	4.30	4.30
第二寝屋川	城見橋	しろみばし	N: 34° 41' 20" E:135° 32' 27"	大阪市城東区 中浜1丁目	2.40	3.20
	新田大橋	しんでんおおはし	N: 34° 39' 57" E:135° 35' 35"	東大阪市御厨	3.10	4.00
平野川	平野川3川合流	ひらのがわ 3せんごうりゅう	N: 34° 38' 31" E:135° 32' 15"	大阪市生野区 林寺6-6	3.30	3.80
	鳥居先(平野川下流)	とりいさき (ひらのがわかりゅう)	N: 34° 38' 05" E:135° 32' 58"	大阪市平野区 平野馬場1-3	5.00	5.50
	鳥居先(平野川上流)	とりいさき (ひらのがわじょうりゅう)	N: 34° 38' 05" E:135° 32' 58"	大阪市平野区 平野馬場1-4	5.50	6.00
	中竹渚橋	なかたけふちばし	N: 34° 37' 17" E:135° 33' 52"	大阪市平野区 加美南陽町	7.50	7.70
	平野川越流堤(外水位)	ひらのがわえつりゅうてい (がいすい)	N: 34° 36' 96" E:135° 36' 81"	八尾市空港1丁目	10.90	11.40
城北川	城北大川口水門(内水位)	しろきたおおかわぐち すいもん(ないすい)	N: 34° 42' 60" E:135° 31' 18"	大阪市都島区 友淵1丁目	2.40	2.90
	香蘭橋	こうらんばし	N: 34° 43' 16" E:135° 32' 12"	大阪市旭区 中宮1丁目	0.90	2.40
	菫橋	すみればし	N: 34° 42' 56" E:135° 33' 15"	大阪市旭区 新森2丁目	2.40	2.90
	南今福	みなみいまふく	N: 34° 42' 55" E:135° 33' 12"	大阪市城東区 今福南4丁目	2.40	2.90
平野川分水路	平野川分水路排水機場	ひらのがわぶんすいろ はいすいきじょう	N: 34° 41' 16" E:135° 33' 12"	大阪市城東区 中浜7丁目	2.40	3.20
	巽橋	たつみばし	N: 34° 39' 11" E:135° 32' 54"	大阪市生野区 巽中1-1	2.80	3.30
	鳥居先(平野川分水路)	とりいさき (ひらのがわぶんすいろ)	N: 34° 38' 05" E:135° 32' 58"	大阪市生野区 巽南4-9	4.50	5.00
古川	徳庵橋(古川水門内)	とくあんばし (ふるかわすいもんない)	N: 34° 41' 50" E:135° 34' 51"	大阪市鶴見区 徳庵2丁目	2.60	3.00
恩智川	芝大橋	しばおおはし	N: 34° 41' 14" E:135° 38' 01"	東大阪市水走	5.60	6.00
	花園多目的遊水地	はなぞのたもくてき ゆうすいち	N: 34° 40' 16" E:135° 37' 57"	東大阪市松原南	5.85	6.25
	中高橋	なかたかばし	N: 34° 37' 42" E:135° 37' 32"	八尾市東山本町 1-13	8.70	9.10
大川	毛馬排水機場 (外水位=淀川)	けまはいすいきじょう	N: 34° 43' 15" E:135° 30' 59"	大阪市北区 長柄東3丁目	4.00	5.50
	城北大川口水門(外水位)	しろきたおおかわぐち すいもん(がいすい)	N: 34° 42' 60" E:135° 31' 18"	大阪市都島区 友淵1丁目	2.40	2.90

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	電話番号 FAX 番号	担当機関・官署
国土交通省近畿地方整備局	N T T F A X	TEL 06-6942-1141 FAX 06-6949-0864	大阪府
国土交通省 淀川ダム統合管理事務所	〃	TEL 072-856-3131 FAX 072-855-1902	〃
国土交通省 淀川河川事務所	〃	TEL 072-843-2861 FAX 072-843-2674	〃
河川情報センター	〃	TEL 06-6944-2711 FAX 06-6944-2710	〃
陸上自衛隊第三師団	防災行政無線	TEL 072-781-0021 FAX 8235	〃
陸上自衛隊第 36 普通科連隊	N T T F A X	TEL 072-782-0001 FAX 内線 226	〃
大阪府危機管理室	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪管区气象台
	防災行政無線	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪府
大阪府下水道室	N T T F A X 防災行政無線	TEL 06-6941-0351 FAX 06-6944-6793	大阪府
大阪府公園課	〃	TEL 06-6941-0351 FAX 06-6944-6796	〃
大阪府八尾土木事務所	〃	TEL 072-994-6621 FAX 072-924-2466	〃
大阪府枚方土木事務所	〃	TEL 072-846-2888 FAX 072-843-4623	〃
大阪府寝屋川水系改修工営所	〃	TEL 06-6962-7661 FAX 06-6969-6483	〃
大阪府西大阪治水事務所	〃	TEL 06-6541-7771 FAX 06-6541-9477	〃
大阪府東部流域下水道事務所	〃	TEL 06-6784-3721 FAX 06-6784-3720	〃
恩智川水防事務組合	〃	TEL 072-994-1515 (内 415) FAX 072-922-3745	〃
大阪市	〃	TEL 06-6615-6843 FAX 06-6615-6846	〃
守口市	〃	TEL 06-6992-1349 FAX 06-6994-7494	〃
八尾市	〃	TEL 072-924-9870 FAX 072-992-7583	〃
寝屋川市	〃	TEL 072-825-2162 FAX 072-825-2634	〃
大東市	〃	TEL 072-870-0498 FAX 072-871-7926	〃
柏原市	〃	TEL 072-972-1501 防災 FAX 581-8800	〃
門真市	〃	TEL 06-6902-5812 FAX 06-6902-4935	〃

伝達先	伝達方法	電話番号 FAX 番号	担当機関・官署
東大阪市	N T T F A X 防災行政無線	TEL 06-4309-3263 FAX 06-4309-3828	大阪府
四條畷市	〃	TEL 072-877-2121 FAX 072-879-4313	〃
藤井寺市	〃	TEL 072-939-1111 FAX 072-955-6607	〃
大阪市東部市場	〃	TEL 06-6756-3901 FAX 06-6756-3905	〃
N H K大阪放送局	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6937-3106 FAX 06-6942-6770	大阪管区气象台
N T T五反田センタ	〃	—	〃
総務省消防庁	〃	—	〃

※N T T五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表3(1) 洪水予報作業の開始基準雨量(配備基準雨量)

河川	流域	流域平均雨量
寝屋川 第二寝屋川 恩智川 平野川 平野川分水路 古川 楠根川	寝屋川	3時間雨量(実況2h+予測1h)30mm以上 又は 3時間雨量(実況3h)30mm以上

付表3(2) 洪水予報作業を開始する大阪府水位観測所(基準観測所)と開始基準水位

河川	観測所名	開始基準水位(m)
寝屋川 第二寝屋川 恩智川 平野川 平野川分水路 古川 楠根川	寝屋川治水緑地	3.50
	住道	2.80
	恩智川治水緑地	6.45
	太子橋	8.71

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1)大阪管区气象台から大阪府に通報するもの

ア 大阪府に発表された注意報・警報(水防活動用)
イ 気象情報(大雨, 台風, 低気圧, 梅雨等)
ウ 寝屋川流域及びその上流域の流域平均雨量(実況, 3時間先までの予測雨量)
エ 解析雨量
オ 降水短時間予報、降水ナウキャスト

(2)大阪府から大阪管区气象台に通報するもの

ア 次の観測所の雨量(実況)

観測所名	所在地
星田	交野市星田 3351 地先
枚岡	東大阪市東豊浦町枚岡公園内
寝屋川治水緑地	大東市深野北
恩智川治水緑地	八尾市福万寺町北 4 丁目
八尾	八尾市荘内町八尾土木事務所内
寝屋川本部	大阪市城東区東中浜 4-6-35
中竹澁橋	大阪市平野区加美鞍作 3 丁目

イ 次の観測所水位(実況及び3時間先までの予測)

河川名	観測所名	所在地
寝屋川	京橋	大阪市都島区片町 1 丁目
	寝屋川治水緑地	大東市深野北
第二寝屋川	昭明橋	大阪市城東区諏訪町
恩智川	住道	大東市赤井 1 丁目
	恩智川治水緑地	八尾市福万寺町
平野川	劍橋	大阪市東成区玉津 3 丁目
	太子橋	八尾市南太子堂 6 丁目
平野川分水路	今里大橋	大阪市東成区大今里南
古川	桑才	門真市北島 849 番
楠根川	萱振大橋	八尾市緑ヶ丘 1 丁目

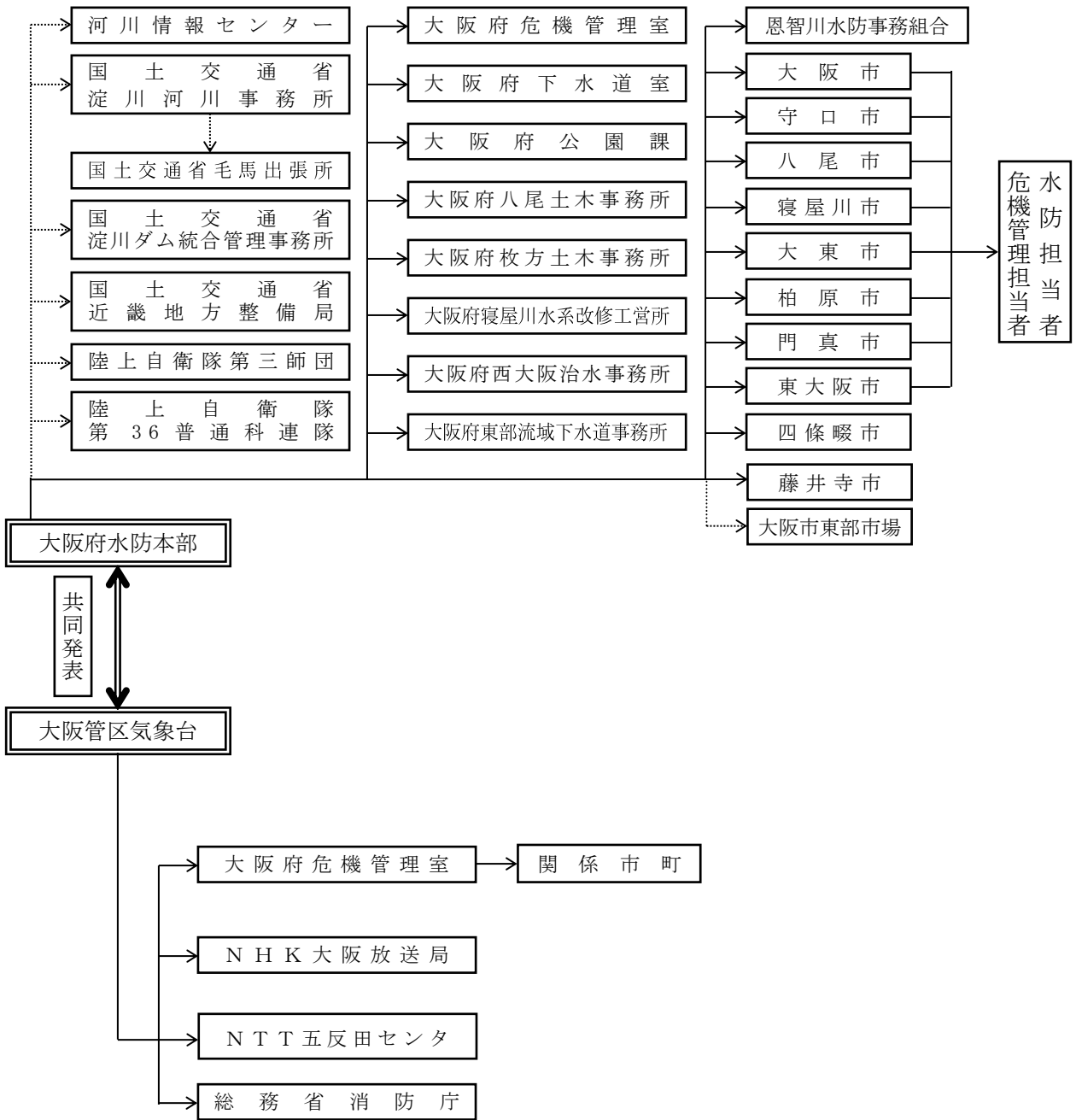
付表5 洪水予報に関する連絡窓口

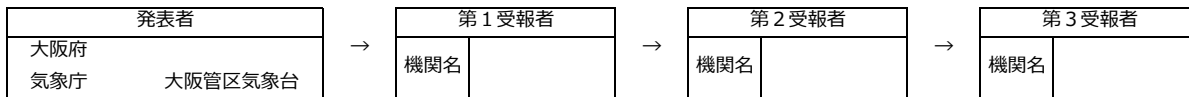
	洪水予報作業時の連絡先	平常時の連絡先
大阪府	大阪府水防本部 順位1 電話 06-6944-6167 順位2 電話 06-6944-4495 FAX 06-6944-0603	運用に関すること 事業調整室都市防災課 電話 06-6944-9268 システムや河川技術等に関すること 河川室河川整備課 電話 06-6944-9296
大阪管区气象台	予報課 電話 06-6949-6325 FAX 06-6941-1846 官執時間外 予報課現業 06-6949-6580	予報課 電話 06-6949-6325

付表6 機能喪失時の代行官署及び連絡先

气象台機能喪失時の代行官署	洪水予報作業時の連絡先
気象庁	大気海洋部予報課 気象監視・警報センター 電話 03-3584-8631 FAX 03-3434-9103

付図2 洪水予報の伝達先





正規

よどがわすいけいねやがわりゆういき

淀川水系寝屋川流域氾濫危険情報

淀川水系寝屋川流域洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
おおさかふ おおさかかんくきょうだい
大阪府 大阪管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】淀川水系寝屋川流域では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。寝屋川流域では、「氾濫危険水位」に到達しました。堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	13日06時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
寝屋川流域	40ミリ	30ミリ

(水位)

淀川水系寝屋川流域の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
剣橋 水位観測所 (大阪市)	13日09時40分の状況	3.10	-			
	13日10時10分の予測	3.20	-			
	13日10時40分の予測	3.30	-			
	13日11時10分の予測	3.50	-			
	13日11時40分の予測	3.80	-			
今里大橋 水位観測所 (大阪市)	13日09時40分の状況	3.10	-			
	13日10時10分の予測	3.15	-			
	13日10時40分の予測	3.20	-			
	13日11時10分の予測	3.25	-			
寝屋川治水緑地 (寝屋川水位) 水位観測所 (大東市)	13日09時40分の状況	4.30	-			
	13日10時10分の予測	4.40	-			
	13日10時40分の予測	4.55	-			
	13日11時10分の予測	4.60	-			
	13日11時40分の予測	4.70	-			
住道 水位観測所 (大東市)	13日09時40分の状況	3.95	-			
	13日10時10分の予測	4.00	-			
	13日10時40分の予測	4.10	-			
	13日11時10分の予測	4.20	-			
	13日11時40分の予測	4.25	-			
萱振大橋 水位観測所 (八尾市)	13日09時40分の状況	6.10	-			
	13日10時10分の予測	-				
	13日10時40分の予測	-				
	13日11時10分の予測	-				
桑才 水位観測所 (門真市)	13日09時40分の状況	2.80	-			
	13日10時10分の予測	-				
	13日10時40分の予測	-				
	13日11時10分の予測	-				
	13日11時40分の予測	-				
太子橋 水位観測所 (八尾市)	13日09時40分の状況	9.00	-			
	13日10時10分の予測	-				
	13日10時40分の予測	-				
	13日11時10分の予測	-				
京橋 水位観測所 (大阪市)	13日09時40分の状況	3.05	-			
	13日10時10分の予測	3.10	-			
	13日10時40分の予測	3.15	-			
	13日11時10分の予測	3.15	-			
	13日11時40分の予測	3.20	-			
恩智川治水緑地 (恩智川水位) 水位観測所 (八尾市)	13日09時40分の状況	6.50	-			
	13日10時10分の予測	-				
	13日10時40分の予測	-				
	13日11時10分の予測	-				
	13日11時40分の予測	-				
昭明橋 水位観測所 (大阪府城東区)	13日09時40分の状況	3.60	-			
	13日10時10分の予測	3.70	-			
	13日10時40分の予測	3.90	-			
	13日11時10分の予測	4.00	-			
	13日11時40分の予測	4.10	-			

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示します。

寝屋川流域では、流域の特性から、いずれかの観測所で基準を超えると流域全体で発表しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	剣橋水位観測所	今里大橋水位観測所	寝屋川治水緑地(寝屋川水位)水位観測所
	大阪市	大阪市	大東市
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.15	3.50	5.45
レベル3水位 避難判断水位※	4.00	3.40	5.35
レベル2水位 氾濫注意水位	3.30	3.30	4.20
レベル1水位 水防団待機水位	2.80	2.80	3.50
受け持ち区間	平野川 左岸 一級河川大和川からの分派点から一級河川第二寝屋川への合流点まで	平野川分水路 左岸 一級河川平野川からの分派点から一級河川寝屋川への合流点まで	寝屋川 左岸 寝屋川市平池町517地先桜木水門下流端から一級河川旧淀川への合流点まで
	右岸 同	右岸 同	右岸 同
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市

観測所名	住道水位観測所	萱振大橋水位観測所	桑才水位観測所
	大東市	八尾市	門真市
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.70	8.05	3.40
レベル3水位 避難判断水位※	4.40	8.00	3.30
レベル2水位 氾濫注意水位	3.90	6.74	3.20
レベル1水位 水防団待機水位	2.80	6.24	2.80
受け持ち区間	恩智川 左岸 柏原市大槻三丁目4の1地先大槻橋下流端から一級河川寝屋川への合流点まで	楠根川 左岸 八尾市西山本町一丁目地先の近畿日本鉄道大阪線鉄橋下流端から一級河川第二寝屋川への合流点まで	古川 左岸 寝屋川市御幸西町1152番の1地先から一級河川寝屋川への合流点まで
	右岸 同	左岸 同	右岸 同
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市

観測所名	太子橋水位観測所	京橋水位観測所	恩智川治水緑地（恩智川水位） 水位観測所
	八尾市	大阪市	八尾市
レベル4水位 氾濫危険水位※	11.00	3.30	7.35
レベル3水位 避難判断水位※	10.90	3.20	7.20
レベル2水位 氾濫注意水位	9.46	3.00	7.05
レベル1水位 水防団待機水位	8.71	2.40	6.45
受け持ち区間	平野川 左岸 一級河川大和川からの分派点から一級河川第二寝屋川への合流点まで 右岸 同	寝屋川 左岸 寝屋川市平池町517地先桜木水門下流端から一級河川旧淀川への合流点まで 右岸 同	恩智川 左岸 柏原市大泉三丁目4の1地先大泉橋下流端から一級河川寝屋川への合流点まで 右岸 同
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市

観測所名	昭明橋水位観測所		
	大阪市城東区		
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.55		
レベル3水位 避難判断水位※	4.40		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.40		
レベル1水位 水防団待機水位	2.50		
受け持ち区間	第二寝屋川 左岸 一級河川恩智川からの分派点から一級河川寝屋川への合流点まで 左岸 同		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府八尾市、 大阪府寝屋川市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、 大阪府四條畷市		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
大阪府ホームページ	http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：大阪府 電話：06-6944-6167

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-6303

淀川水系神崎川・安威川の洪水予報実施要領

大阪府と大阪管区气象台は、「大阪府及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成28年4月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、淀川水系神崎川・安威川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報の作業場所
洪水予報作業は大阪府では水防本部、大阪管区气象台では気象防災部予報課において実施するものとする。
2. 洪水予報を行う際に用いる資料
淀川水系神崎川・安威川における流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。
3. 洪水予報を行う際の連絡
洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府においては事業調整室都市防災課参事、大阪管区气象台においては予報課長とする。
連絡方法については、大阪府と大阪管区气象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は、付表5に番号を示した電話・ファックスによるものとする。
4. 洪水予報の伝達
洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。
5. 洪水予報作業の開始及び終了
 - (1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。なお、大阪府水防本部が設置されていないときは、事業調整室都市防災課を窓口とする。
 - ア 付表3(1)に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき。
 - イ 付表3(2)に示すいずれかの基準観測所の水位が、開始基準水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき。
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき。
 - (2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。
6. 洪水予報の発表
 - (1) 洪水予報には標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
 - (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
 - (3) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
 - (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
 - (5) 神崎川・安威川において、付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表し、予報区全体の危険度が変化した場合に更新発表を行う。ただし、大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ必要と認める場合は、

適宜更新発表を行う。洪水予報の種類及び情報名は、予報区内で最も危険度の高い基準観測所の水位を基に選定するものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、大阪府や報道機関等へは大阪管区気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8項の情報システム障害時を除き、付表2で定めた伝達方法以外の手段を用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の基準

洪水予報の発表基準は、協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時においては、それぞれ(1)又は(2)の措置を執る。

- (1) 情報システムの一時的な障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府と大阪管区気象台の資料の交換については、付表4の資料について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大阪府において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により大阪管区気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府と大阪管区気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府が機能喪失した場合は、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

イ 大阪管区気象台が機能喪失した場合は、大阪管区気象台が実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表6)で代行する。

9. 平常時の連絡窓口

洪水予報作業を行う場合以外の連絡窓口は以下のとおりとし、付表5に連絡先を示す。

- (1) 大阪府における平常時の連絡窓口は、洪水予報の運用に関する場合は、都市整備部事業調整室都市防災課、洪水予報システムや河川技術に関する場合は、都市整備部河川室河川整備課とする。

- (2) 大阪管区気象台における平常時の連絡窓口は、気象防災部予報課とする。

10. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、大阪府と大阪管区気象台で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

(附則)

本要領は令和5年3月30日に改正し、令和5年3月30日から実施する。
本要領の締結に伴い、「淀川水系神崎川・安威川流域の洪水予報実施要領」(令和3年3月26日付)は同日をもって廃止する。

令和5年3月30日

大阪府都市整備部事業調整室長

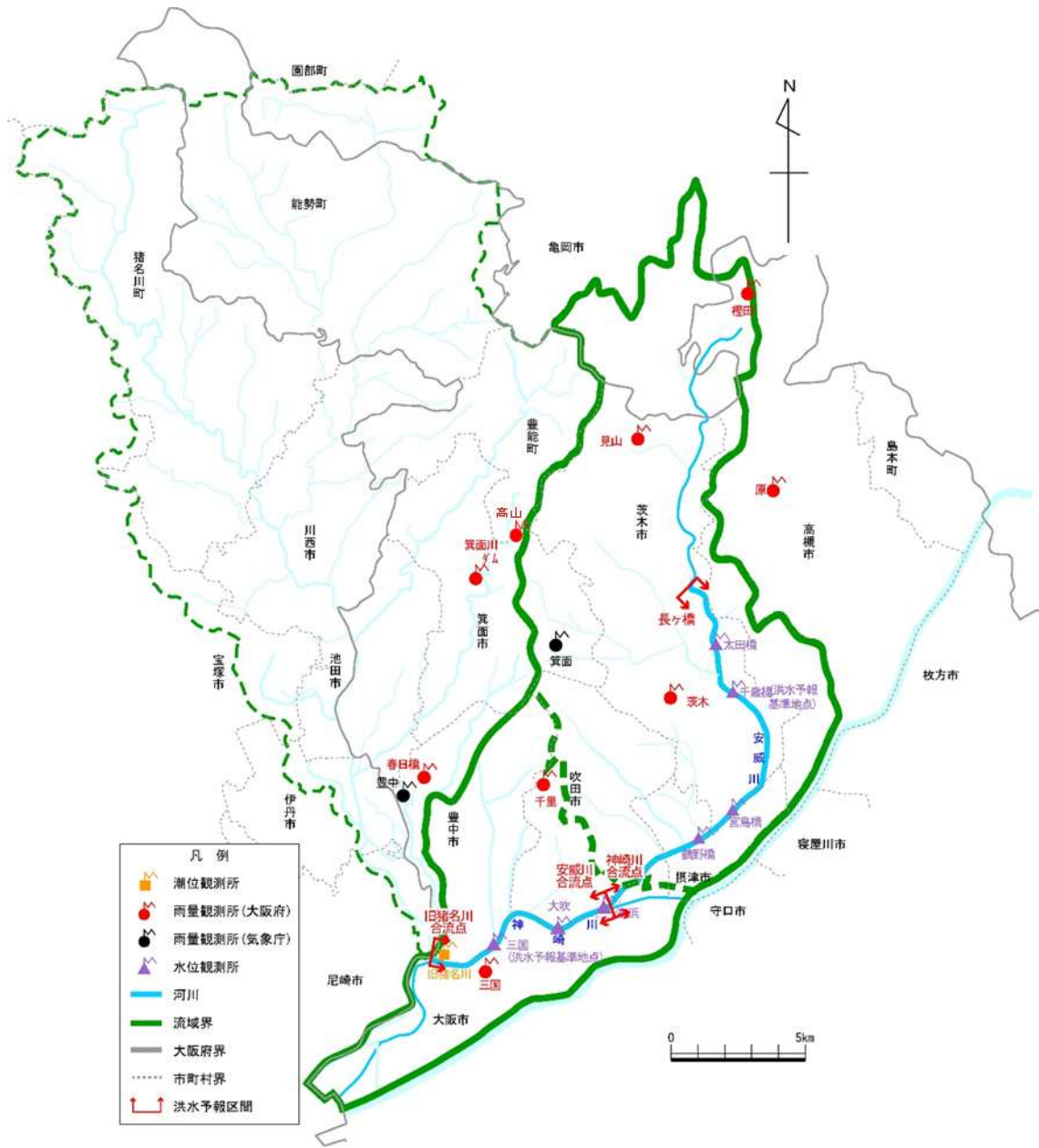
森下 英仁

大阪府都市整備部河川室長

山内 一浩

大阪管区气象台気象防災部予報課長

長田 栄治



付図1 雨量・水位観測所位置図

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる神崎川・安威川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
神崎川・ 安威川	箕面	みのお	箕面市粟生外院 2-4-7	96
	豊中	とよなか	豊中市蛍池西町 3-371	12

(2) 大阪府雨量観測所 (※標高は雨量計を設置している施設の地盤高)

流域	観測所名		所在地	標高(m)
神崎川・ 安威川	榎田	かしだ	高槻市大字中畑	340
	原	はら	高槻市大字原 808-3	110
	見山	みやま	茨木市大字長谷	300
	高山	たかやま	箕面市大字粟生間谷 2892 番地	540
	箕面川ダム	みのおがわだむ	箕面市粟生間谷 2926	330
	茨木	いばらき	茨木市中穂積	18.5
	千里	せんり	吹田市竹見台 1 丁目 1	60
	春日橋	かすがばし	豊中市本町 9-248 地先	25
	三国	みくに	大阪市淀川区新高 5-18-25	0.5

(3) 大阪府水位観測所 (基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
神崎川	三国	みくに	N: 34° 44' 05" E: 135° 28' 32"	大阪市淀川区 新高 5-18-25	3.00	3.80	4.85	5.00
安威川	千歳 橋	せんざい ばし	N: 34° 49' 26" E: 135° 34' 45"	茨木市庄 1 丁 目	1.25	3.25	3.65 【4.25】	4.00 【4.55】

※【 】内は安威川ダム供用開始後の水位

(4) 大阪府水位観測所 (基準観測所以外)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位
神崎川	大吹橋	おおぶき ばし	N: 34° 44' 43" E: 135° 30' 38"	大阪市東淀川区 西淡路 6 丁目	3.00	3.80
	高浜橋	たかはま ばし	N: 34° 45' 21" E: 135° 31' 53"	大阪市東淀川区 相川 1 丁目	3.00	3.80
安威川	鶴野橋	つるのばし	N: 34° 46' 28" E: 135° 33' 46"	摂津市三島 1 丁目	1.50	3.25
	宮島橋	みやとり ばし	N: 34° 47' 16" E: 135° 34' 54"	茨木市宮島 1 丁目	1.75	3.25
	太田橋	おおたばし	N: 34° 50' 25" E: 135° 34' 16"	茨木市西太田町	1.25	2.25

(5) 大阪府潮位観測所

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地
旧猪名川	旧猪名川	きゅういながわ	N: 34° 45' 05" E: 135° 27' 27"	兵庫県尼崎市戸ノ内地先

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	電話番号 FAX 番号	担当機関・官署
河川情報センター	N T T F A X	TEL 06-6944-2711 FAX 06-6944-2710	大阪府
国土交通省猪名川河川事務所	〃	TEL 0727-51-1111 FAX 0727-53-8472	〃
国土交通省淀川河川事務所	〃	TEL 072-843-2864 FAX 072-843-2674	〃
国土交通省近畿地方整備局	〃	TEL 06-6942-1141 FAX 06-6949-0864	〃
陸上自衛隊第三師団	防災行政無線	TEL 072-781-0021 FAX 8235	〃
陸上自衛隊第36普通科連隊	N T T F A X	TEL 072-782-0001 FAX 内線226	〃
大阪府危機管理室	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪管区气象台
	防災行政無線	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪府
大阪府下水道室	N T T F A X 防災行政無線	TEL 06-6941-0351 FAX 06-6944-6793	大阪府
大阪府北部流域下水道事務所	〃	TEL 072-620-6671 FAX 072-620-6676	〃
大阪府池田土木事務所	〃	TEL 072-752-4111 FAX 072-753-6604	〃
大阪府茨木土木事務所	〃	TEL 072-627-0653 FAX 072-625-8060	〃
大阪府西大阪治水事務所	〃	TEL 06-6541-7771 FAX 06-6541-9477	〃
大阪府安威川ダム建設事務所	〃	TEL 072-626-6083 FAX 072-623-5963	〃
大阪市	〃	TEL 06-6615-6843 FAX 06-6615-6846	〃
吹田市	〃	TEL 06-6384-1753 FAX 06-6368-7343	〃
豊中市	〃	TEL 06-6858-2098 FAX 06-6858-2667	〃
茨木市	〃	TEL 072-622-8121 FAX 072-620-1710	〃
摂津市	〃	TEL 06-6383-1111 FAX 06-6319-6407	〃
高槻市	〃	TEL 072-674-7314 FAX 072-615-8184	〃
淀川右岸水防事務組合	〃	TEL 06-6302-8721 FAX 06-6302-0330	〃
NHK大阪放送局	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6937-3106 FAX 06-6942-6770	大阪管区气象台

伝達先	伝達方法	電話番号 FAX 番号	担当機関・官署
N T T 五反田センタ	気象情報伝送処理システム	—	大阪管区気象台
総務省消防庁	〃	—	〃

※N T T 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表3(1) 洪水予報作業の開始基準雨量(配備基準雨量)

河川	流域	雨量
神崎川・安威川	千歳橋上流域	実況 4h+予測 2h の 6 時間雨量が 100mm 以上となったとき、又は実況 2 時間雨量が 30mm 以上となったとき。

付表3(2) 洪水予報作業を開始する大阪府水位観測所(基準観測所) と開始基準水位

河川	観測所名	開始基準水位
神崎川	三国	3.00m [*]
安威川	千歳橋	1.25m [*]

*) 水防団待機水位

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1)大阪管区气象台から大阪府に通報するもの

ア	大阪府に発表された注意報・警報(水防活動用)
イ	気象情報(大雨, 台風, 低気圧, 梅雨等)
ウ	次の水位観測所上流域の流域平均雨量(実況, 3 時間先までの予測雨量) 三国水位観測所
エ	解析雨量
オ	降水短時間予報、降水ナウキャスト

(2)大阪府から大阪管区气象台に通報するもの

ア 次の観測所の雨量(実況)

観測所名	所在地
檜田	高槻市大字中畑
原	高槻市大字原 808-3
見山	茨木市大字長谷
高山	箕面市大字粟生間谷 2892 番地
箕面川ダム	箕面市粟生間谷 2926
茨木	茨木市中穂積
千里	吹田市竹見台 1 丁目 1
春日橋	豊中市本町 9-248 地先
三国	大阪市淀川区新高 5-18-25

イ 次の観測所水位(実況及び6 時間先までの予測)

河川名	観測所名	所在地
神崎川	三国	大阪市淀川区新高 5-18-25
〃	大吹橋	大阪市東淀川区西淡路 6 丁目
〃	高浜橋	大阪市東淀川区相川 1 丁目
安威川	鶴野橋	摂津市三島 1 丁目
〃	宮島橋	茨木市宮島 1 丁目
〃	千歳橋	茨木市庄 1 丁目
〃	太田橋	茨木市西太田町

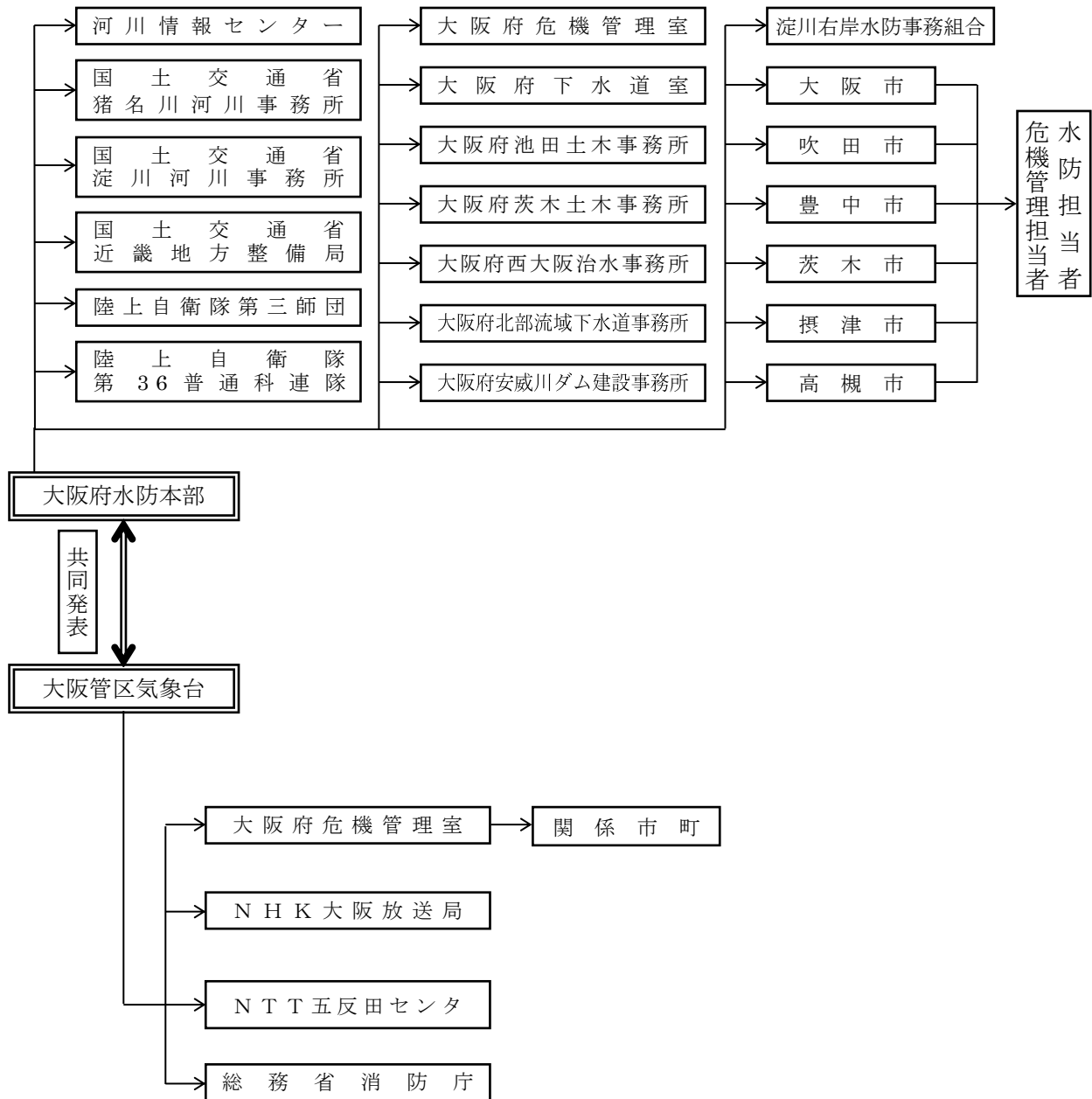
付表5 洪水予報に関する連絡窓口

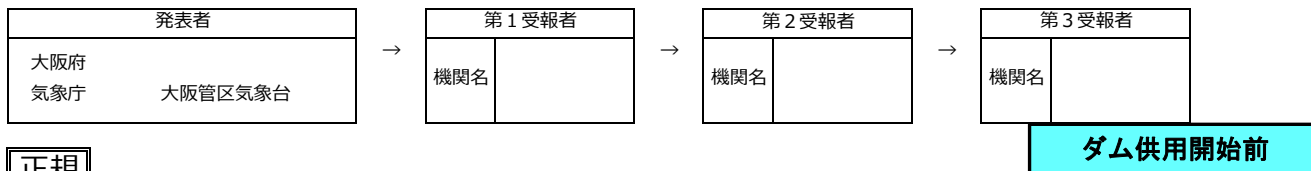
	洪水予報作業時の連絡先	平常時の連絡先
大阪府	大阪府水防本部 順位 1 電話 06-6944-6167 順位 2 電話 06-6944-4495 FAX 06-6944-0603	運用に関すること 事業調整室都市防災課 電話 06-6944-9268 システムや河川技術等に関すること 河川室河川整備課 電話 06-6944-9296
大阪管区气象台	予報課 電話 06-6949-6325 FAX 06-6941-1846 官執時間外 予報課現業 06-6949-6580	予報課 電話 06-6949-6325

付表6 機能喪失時の代行官署及び連絡先

气象台機能喪失時の代行官署	洪水予報作業時の連絡先
気象庁	大気海洋部予報課 気象監視・警報センター 電話 03-3584-8631 FAX 03-3434-9103

付図2 洪水予報の伝達先





正規

淀川水系神崎川・安威川氾濫危険情報

淀川水系神崎川・安威川洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
令和〇年〇月〇日〇時〇分
おおさかふ おおさかかんくきしょうだい
大阪府・大阪管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】淀川水系神崎川・安威川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。安威川の千歳橋水位観測所（茨木市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。安威川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	13日06時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
神崎川・安威川流域	50ミリ	30ミリ

（水位）

淀川水系神崎川・安威川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
千歳橋 水位観測所 (茨木市)	13日09時40分の状況	3.30				
	13日10時10分の予測	3.40				
	13日10時40分の予測	3.45				
	13日11時10分の予測	3.50				
	13日11時40分の予測	3.60				
三国 水位観測所 (大阪市)	13日09時40分の状況	2.80				
	13日10時10分の予測	-				
	13日10時40分の予測	-				
	13日11時10分の予測	-				
	13日11時40分の予測	-				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	千歳橋水位観測所	三国水位観測所	
	茨木市	大阪市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.00	5.00	
レベル3水位 避難判断水位※	3.65	4.85	
レベル2水位 氾濫注意水位	3.25	3.80	
レベル1水位 水防団待機水位	1.25	3.00	
受け持ち区間	安威川 左岸 茨木市東安威二丁目 地先長ヶ橋下流端か ら一級河川神崎川合 流点まで 右岸 茨木市安威三丁目 121地先長ヶ橋下流 端から一級河川神崎 川合流点まで	神崎川 左岸 一級河川安威川合流 点から大阪市淀川区 加島四丁目1354の2 地先大豊橋下流まで 右岸 一級河川安威川合流 点から一級河川旧猪 名川合流点まで	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	大阪府大阪市、 大阪府吹田市、 大阪府豊中市、 大阪府茨木市、 大阪府摂津市、 大阪府高槻市	大阪府大阪市、 大阪府吹田市、 大阪府豊中市、 大阪府茨木市、 大阪府摂津市、 大阪府高槻市	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

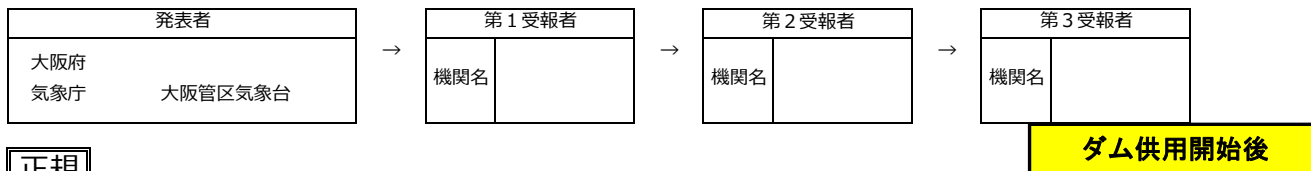
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
大阪府ホームページ	http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：大阪府 電話：06-6944-6167

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-6303



正規

淀川水系神崎川・安威川氾濫危険情報

淀川水系神崎川・安威川洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
令和〇年〇月〇日〇時〇分
おおさかふ おおさかかんくましようだい
大阪府・大阪管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】淀川水系神崎川・安威川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。安威川の千歳橋水位観測所（茨木市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。安威川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	13日06時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
神崎川・安威川流域	50ミリ	30ミリ

（水位）

淀川水系神崎川・安威川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
千歳橋 水位観測所 (茨木市)	13日09時40分の状況	3.30				
	13日10時10分の予測	3.40				
	13日10時40分の予測	3.45				
	13日11時10分の予測	3.50				
	13日11時40分の予測	3.60				
三国 水位観測所 (大阪市)	13日09時40分の状況	2.80				
	13日10時10分の予測	-				
	13日10時40分の予測	-				
	13日11時10分の予測	-				
	13日11時40分の予測	-				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	千歳橋水位観測所	三国水位観測所	
	茨木市	大阪市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.55	5.00	
レベル3水位 避難判断水位※	4.25	4.85	
レベル2水位 氾濫注意水位	3.25	3.80	
レベル1水位 水防団待機水位	1.25	3.00	
受け持ち区間	安威川 左岸 茨木市東安威二丁目 地先長ヶ橋下流端か ら一級河川神崎川合 流点まで 右岸 茨木市安威三丁目 121地先長ヶ橋下流 端から一級河川神崎 川合流点まで	神崎川 左岸 一級河川安威川合流 点から大阪市淀川区 加島四丁目1354の2 地先大豊橋下流まで 右岸 一級河川安威川合流 点から一級河川旧猪 名川合流点まで	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	大阪府大阪市、 大阪府吹田市、 大阪府豊中市、 大阪府茨木市、 大阪府摂津市、 大阪府高槻市	大阪府大阪市、 大阪府吹田市、 大阪府豊中市、 大阪府茨木市、 大阪府摂津市、 大阪府高槻市	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
大阪府ホームページ	http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：大阪府 電話：06-6944-6167

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-6303

大津川水系大津川・槇尾川の洪水予報実施要領

大阪府と大阪管区气象台は、「大阪府及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成28年4月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、大津川水系大津川・槇尾川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は大阪府では水防本部、大阪管区气象台では気象防災部予報課において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

大津川水系大津川・槇尾川における流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府においては事業調整室都市防災課参事、大阪管区气象台においては予報課長とする。連絡方法については、大阪府と大阪管区气象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は、付表5に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5. 洪水予報作業の開始及び終了

(1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。なお、大阪府水防本部が設置されていないときは、事業調整室都市防災課を窓口とする。

ア 付表3(1)に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき。

イ 付表3(2)に示す基準観測所の水位が、開始基準水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき。

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき。

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。

(4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。

(5) 大津川・槇尾川において、付表1(2)に示す基準観測所で発表基準となった場合に発表する。ただし、大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ必要と認める場合は、適宜更新発表を行う。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、大阪府や報道機関等へは大阪管区気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8項の情報システム障害時を除き、付表2で定めた伝達方法以外の手段を用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の基準

洪水予報の発表基準は、協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(2)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時においては、それぞれ(1)又は(2)の措置を執る。

- (1) 情報システムの一時的な障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府と大阪管区気象台の資料の交換については、付表4の資料について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大阪府において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により大阪管区気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府と大阪管区気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府が機能喪失した場合は、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

イ 大阪管区気象台が機能喪失した場合は、大阪管区気象台が実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表6)で代行する。

9. 平常時の連絡窓口

洪水予報作業を行う場合以外の連絡窓口は以下のとおりとし、付表5に連絡先を示す。

- (1) 大阪府における平常時の連絡窓口は、洪水予報の運用に関する場合は、都市整備部事業調整室都市防災課、洪水予報システムや河川技術に関する場合は、都市整備部河川室河川整備課とする。

- (2) 大阪管区気象台における平常時の連絡窓口は、気象防災部予報課とする。

10. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、大阪府と大阪管区気象台で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

(附則)

本要領は令和5年3月30日に改正し、令和5年3月30日から実施する。

本要領の締結に伴い、「大津川水系大津川・榎尾川の洪水予報実施要領」(令和3年3月26日付)は同日をもって廃止する。

令和5年3月30日

大阪府都市整備部事業調整室長

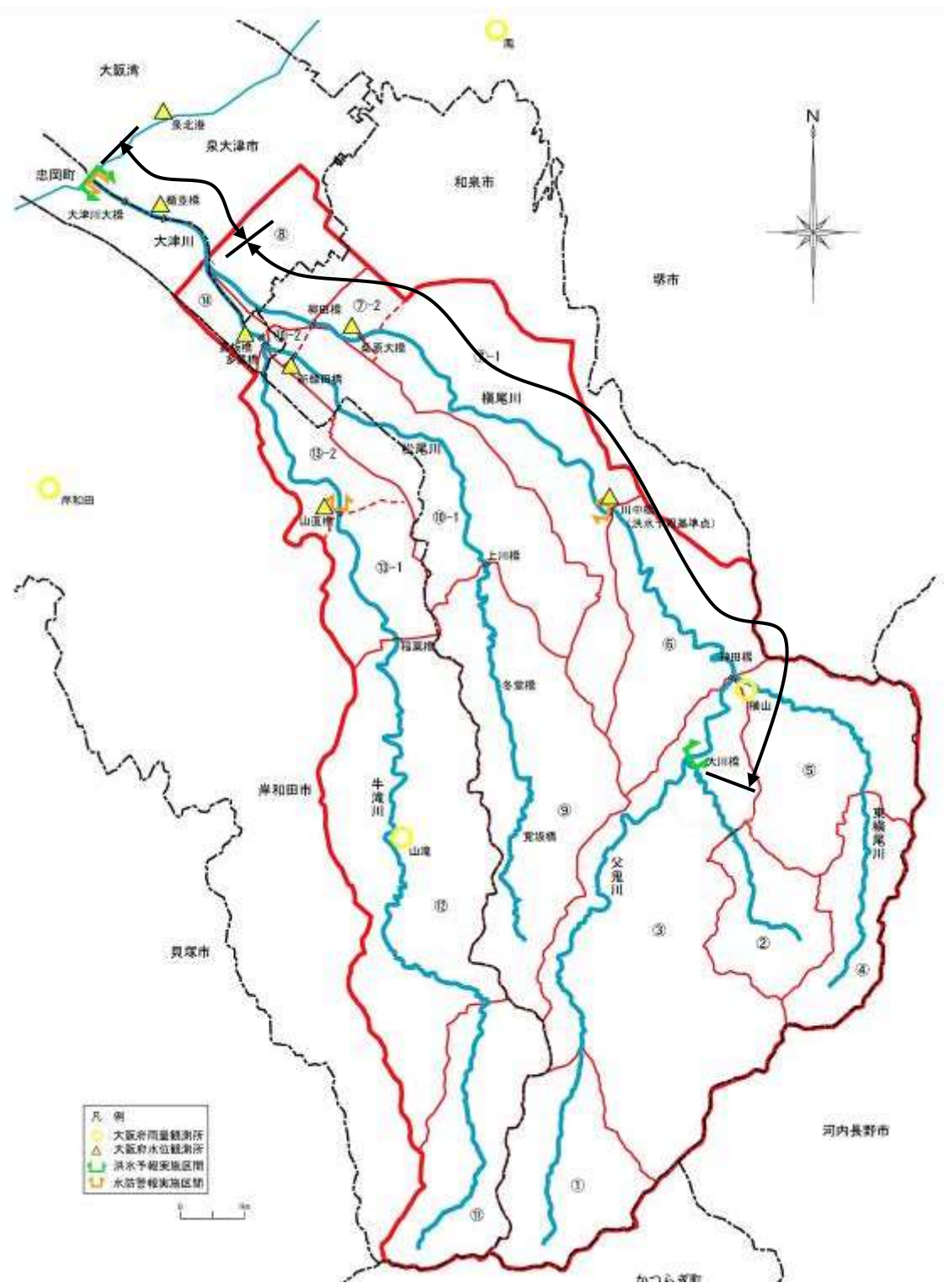
森下 英仁

大阪府都市整備部河川室長

山内 一浩

大阪管区气象台気象防災部予報課長

長田 栄治



付図1 雨量・水位観測所位置図

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる雨量・水位観測所

(1)大阪府雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
津田川	岸和田	きしわだ	岸和田市野田町岸和田土木事務所内	14.0
槇尾川	横山	よこやま	和泉市仏並町 104-1 (株) 大勇組内	130.0
牛滝川	山滝	やまたき	岸和田市内畑岸和田市立山滝中学校	100.0
石津川	鳳	おおとり	堺市西区鳳東町鳳土木事務所内	21.0

(2)大阪府水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
槇尾川	川中橋	かわなかばし	N 34° 27' 17" E 135° 28' 27"	和泉市 三林町	1.00	1.75	1.90	2.20

(3)大阪府水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位
大津川	楯並橋	たてなみばし	N 34° 29' 46" E 135° 23' 47"	泉大津市 清水町	1.00	2.25
槇尾川	桑原大橋	くわはらおお はし	N 34° 28' 47" E 135° 26' 04"	和泉市 観音寺町	1.00	2.50

(4)大阪府潮位観測所

海岸	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地
堺泉北港	泉北港	せんぼくこう	N 34° 30' 31" E 135° 23' 47"	泉大津市 新港町

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	電話番号 FAX 番号	担当機関・官署
河川情報センター	N T T F A X	TEL 06-6944-2711 FAX 06-6944-2710	大阪府
陸上自衛隊第三師団	防災行政無線	TEL 072-781-0021 FAX 8235	〃
陸上自衛隊第 37 普通科連隊	N T T F A X	TEL 0725-41-0090 FAX 内線 226	〃
大阪府危機管理室	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪管区气象台
	防災行政無線	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪府
大阪府岸和田土木事務所	N T T F A X 防災行政無線	TEL 0724-39-3601 FAX 0724-22-9705	大阪府
大阪府鳳土木事務所	〃	TEL 072-273-0123 FAX 072-275-1588	〃
忠岡町	〃	TEL 0725-22-1122 FAX 0725-32-7805	〃
和泉市	〃	TEL 0725-41-1551 FAX 0725-43-1348	〃
高石市	〃	TEL 072-265-1001 FAX 072-267-3078	〃
泉大津市	〃	TEL 0725-33-1131 FAX 0725-22-6040	〃
N H K大阪放送局	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6937-3106 FAX 06-6942-6770	大阪管区气象台
N T T五反田センタ	〃	—	〃
総務省消防庁	〃	—	〃

※N T T五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表3(1) 洪水予報作業の開始基準雨量(配備基準雨量)

河川	流域	流域平均雨量
大津川・槇尾川	大津川水系	3時間雨量(実況1h+予測2h)30mm以上 又は、 3時間雨量(実況3h)30mm以上

付表3(2) 洪水予報作業を開始する大阪府水位観測所(基準観測所)と開始基準水位

河川	観測所名	開始基準水位
大津川・槇尾川	川中橋観測所	1.10m

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1)大阪管区气象台から大阪府に通報するもの

ア	大阪府に発表された注意報・警報(水防活動用)
イ	気象情報(大雨, 台風, 低気圧, 梅雨等)
ウ	大津川水系の流域平均雨量(実況, 3時間先までの予測雨量)
エ	解析雨量
オ	降水短時間予報、降水ナウキャスト

(2)大阪府から大阪管区气象台に通報するもの

ア 次の観測所の雨量(実況)

津田川	岸和田 (岸和田市野田町)
槇尾川	横山 (和泉市仏並町)
牛滝川	山滝 (岸和田市内畑)
石津川	鳳 (堺市西区鳳東町)

イ 次の観測所水位(実況及び3時間先までの予測)

槇尾川	川中橋 (和泉市三林町)
-----	--------------

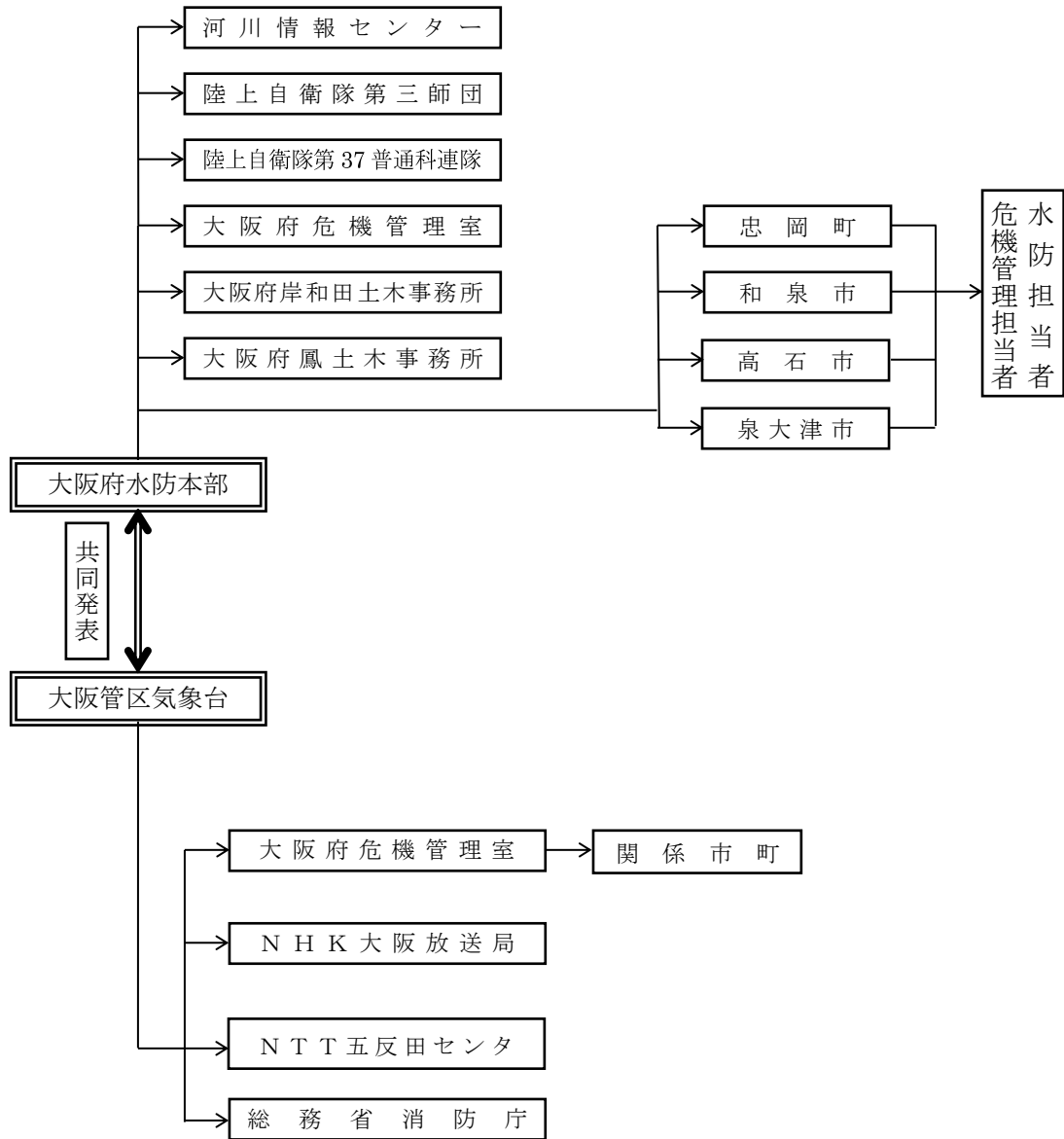
付表5 洪水予報に関する連絡窓口

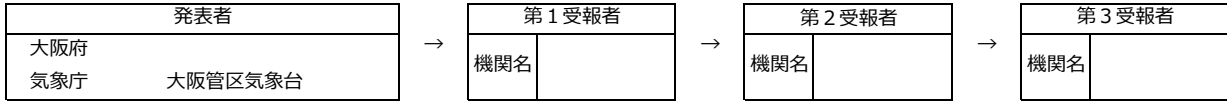
	洪水予報作業時の連絡先	平常時の連絡先
大阪府	大阪府水防本部 順位1 電話 06-6944-6167 順位2 電話 06-6944-4495 FAX 06-6944-0603	運用に関すること 事業調整室都市防災課 電話 06-6944-9268 システムや河川技術等に関すること 河川室河川整備課 電話 06-6944-9296
大阪管区气象台	予報課 電話 06-6949-6325 FAX 06-6941-1846 官執時間外 予報課現業 06-6949-6580	予報課 電話 06-6949-6325

付表6 機能喪失時の代行官署及び連絡先

气象台機能喪失時の代行官署	洪水予報作業時の連絡先
気象庁	大気海洋部予報課 気象監視・警報センター 電話 03-3584-8631 FAX 03-3434-9103

付図2 洪水予報の伝達先





正規

おおつがわすいけい おおつかわ まきおがわ
大津川水系大津川・榎尾川氾濫危険情報

大津川水系大津川・榎尾川洪水予報第〇号
 洪水警報（発表）
 令和〇年〇月〇日〇時〇分
おおさかふ おおさかかんきしやうだい
 大阪府・大阪管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】大津川水系大津川・榎尾川では、氾濫危険水位に到達し、
 氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。榎尾川の川中橋水位観測所（和泉市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。榎尾川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	13日06時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
大津川水系流域	40ミリ	30ミリ

（水位）

大津川水系大津川・榎尾川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
川中橋 水位観測所 (和泉市)	13日09時40分の状況	1.75 -				
	13日10時10分の予測	1.80 -				
	13日10時40分の予測	1.80 -				
	13日11時10分の予測	1.85 -				
	13日11時40分の予測	1.90 -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。
 なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示します。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	川中橋水位観測所		
	和泉市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	2.20		
レベル3水位 避難判断水位※	1.90		
レベル2水位 氾濫注意水位	1.75		
レベル1水位 水防団待機水位	1.00		
受け持ち区間	大津川		
	左岸	泉北郡忠岡町馬瀬三丁目地先の二級河川牛滝川、二級河川槇尾川合流点から海まで	
	右岸	泉大津市板原地先の二級河川牛滝川、二級河川槇尾川合流点から海まで	
	槇尾川		
	左岸	和泉市仏並町の二級河川父鬼川合流点から二級河川大津川への合流点まで	
	右岸	同	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府泉大津市、 大阪府和泉市、 大阪府泉北郡忠岡町、 大阪府高石市		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
大阪府ホームページ	http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：大阪府 電話：06-6944-6167

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-6303

大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領

大阪府と大阪管区气象台は、「大阪府及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 4 月 1 日）」（以下「協定」という。）に基づき、大津川水系牛滝川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は大阪府では水防本部、大阪管区气象台では気象防災部予報課において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

大津川水系牛滝川における流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府においては事業調整室都市防災課参事、大阪管区气象台においては予報課長とする。

連絡方法については、大阪府と大阪管区气象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は、付表 5 に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

5. 洪水予報作業の開始及び終了

(1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。なお、大阪府水防本部が設置されていないときは、事業調整室都市防災課を窓口とする。

ア 付表 3 (1) に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき。

イ 付表 3 (2) に示す基準観測所の水位が、開始基準水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき。

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき。

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。

(4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。

(5) 牛滝川において、付表 1 (2) に示す基準観測所で発表基準となった場合に発表する。ただし、大阪府水防本部と大阪管区气象台予報課が協議のうえ必要と認める場合は、適宜更新発表を行う。

(6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、大阪府や報道機関等へは大阪管区気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8項の情報システム障害時を除き、付表2で定めた伝達方法以外の手段を用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の基準

洪水予報の発表基準は、協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(2)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時においては、それぞれ(1)又は(2)の措置を執る。

(1) 情報システムの一時的な障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府と大阪管区気象台の資料の交換については、付表4の資料について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大阪府において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により大阪管区気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府と大阪管区気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

(2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府が機能喪失した場合は、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

イ 大阪管区気象台が機能喪失した場合は、大阪管区気象台が実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表6）で代行する。

9. 平常時の連絡窓口

洪水予報作業を行う場合以外の連絡窓口は以下のとおりとし、付表5に連絡先を示す。

(1) 大阪府における平常時の連絡窓口は、洪水予報の運用に関する場合は、都市整備部事業調整室都市防災課、洪水予報システムや河川技術に関する場合は、都市整備部河川室河川整備課とする。

(2) 大阪管区気象台における平常時の連絡窓口は、気象防災部予報課とする。

10. その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、大阪府と大阪管区気象台で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

(附則)

本要領は令和5年3月30日に改正し、令和5年3月30日から実施する。
本要領の締結に伴い、「大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領」(令和3年3月26日付)は同日をもって廃止する。

令和5年3月30日

大阪府都市整備部事業調整室長

森下 英仁

大阪府都市整備部河川室長

山内 一浩

大阪管区气象台気象防災部予報課長

長田 栄治

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる雨量・水位観測所

(1) 大阪府雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
津田川	岸和田	きしわだ	岸和田市野田町岸和田土木事務所内	14.0
槇尾川	横山	よこやま	和泉市仏並町 104-1 (株) 大勇組内	130.0
牛滝川	山滝	やまたき	岸和田市内畑岸和田市立山滝中学校	100.0
石津川	鳳	おおとり	堺市西区鳳東町鳳土木事務所内	21.0

(2) 大阪府水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
牛滝川	山直橋	やまだいばし	N 34° 27' 20" E 135° 25' 36"	岸和田市 岡山町	0.75	1.25	2.20	2.30

(3) 大阪府水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位
牛滝川	高板橋	たかいたばし	N 34° 28' 41" E 135° 24' 54"	泉北郡忠岡町 高月南	1.50	2.25

(4) 大阪府潮位観測所

海岸	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地
堺泉北港	泉北港	せんぼくこう	N 34° 30' 31" E 135° 23' 47"	泉大津市新港町

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	電話番号 FAX 番号	担当機関・官署
河川情報センター	N T T F A X	TEL 06-6944-2711 FAX 06-6944-2710	大阪府
陸上自衛隊第三師団	防災行政無線	TEL 072-781-0021 FAX 8235	〃
陸上自衛隊第37普通科連隊	N T T F A X	TEL 0725-41-0090 FAX 内線 226	〃
大阪府危機管理室	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪管区气象台
	防災行政無線	TEL 06-6942-9677 FAX 06-6944-6654	大阪府
大阪府岸和田土木事務所	N T T F A X 防災行政無線	TEL 0724-39-3601 TEL 0724-22-9705	大阪府
大阪府鳳土木事務所	〃	TEL 072-273-0123 FAX 072-275-1588	〃
岸和田市	〃	TEL 0724-23-9437 FAX 0724-23-6933	〃
忠岡町	〃	TEL 0725-22-1122 FAX 0725-32-7805	〃
和泉市	〃	TEL 0725-41-1551 FAX 0725-43-1348	〃
泉大津市	〃	TEL 0725-33-1131 FAX 0725-22-6040	〃
N H K大阪放送局	気象情報伝送処理システム	TEL 06-6937-3106 FAX 06-6942-6770	大阪管区气象台
N T T五反田センタ	〃	—	〃
総務省消防庁	〃	—	〃

※N T T五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表3(1) 洪水予報作業の開始基準雨量(配備基準雨量)

河川	流域	流域平均雨量
牛滝川	大津川水系	3時間雨量(実況1h+予測2h)30mm以上 又は、 3時間雨量(実況3h)30mm以上

付表3(2) 洪水予報作業を開始する大阪府水位観測所(基準観測所)と開始基準水位

河川	観測所名	開始基準水位
牛滝川	山直橋観測所	0.90m

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1)大阪管区气象台から大阪府に通報するもの

ア	大阪府に発表された注意報・警報(水防活動用)
イ	気象情報(大雨, 台風, 低気圧, 梅雨等)
ウ	大津川水系の流域平均雨量(実況, 3時間先までの予測雨量)
エ	解析雨量
オ	降水短時間予報、降水ナウキャスト

(2)大阪府から大阪管区气象台に通報するもの

ア 次の観測所の雨量(実況)

津田川	岸和田 (岸和田市野田町)
槇尾川	横山 (和泉市仏並町)
牛滝川	山滝 (岸和田市内畑)
石津川	鳳 (堺市西区鳳東町)

イ 次の観測所水位(実況及び3時間先までの予測)

牛滝川	山直橋 (岸和田市岡山町)
-----	---------------

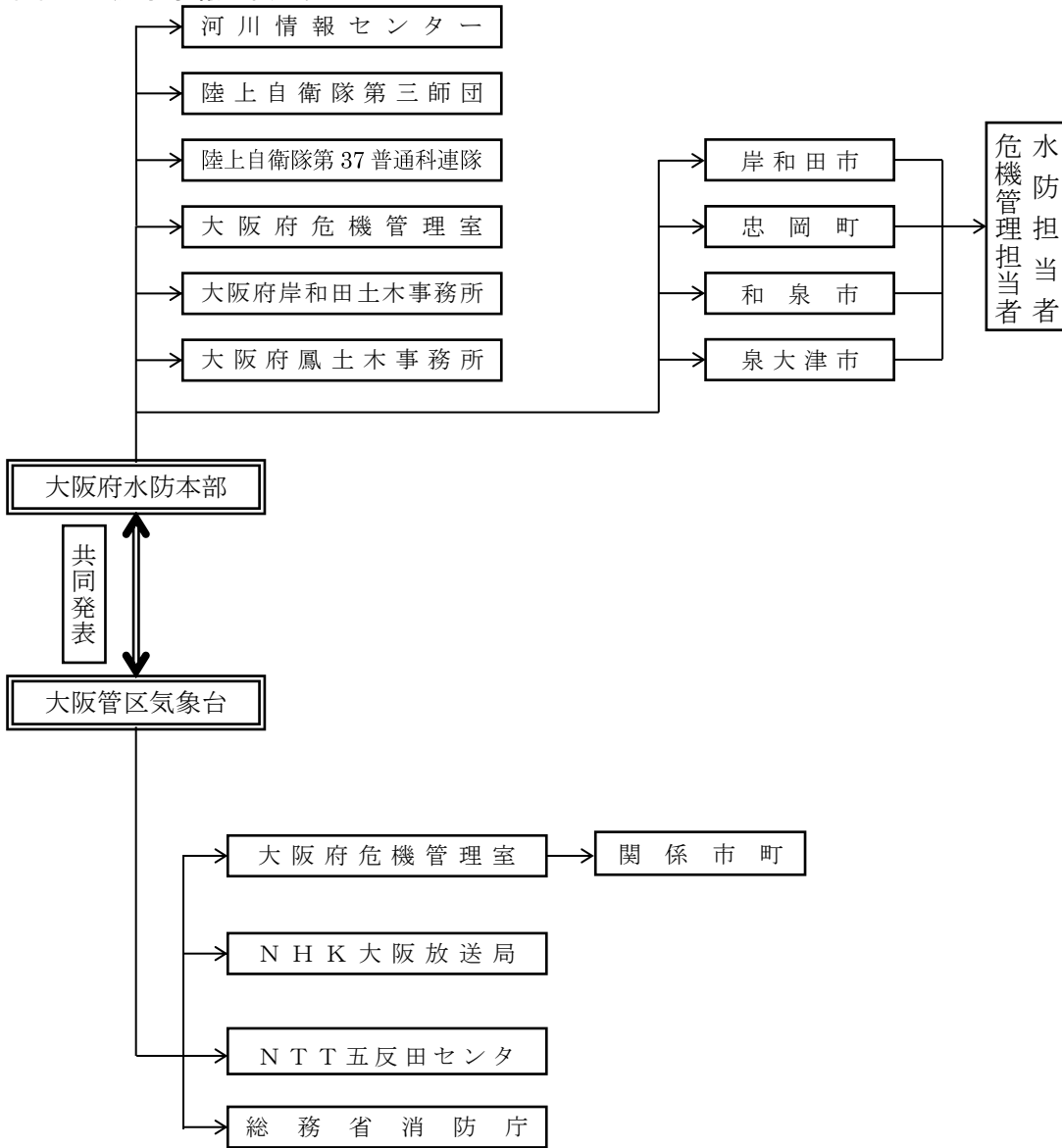
付表5 洪水予報に関する連絡窓口

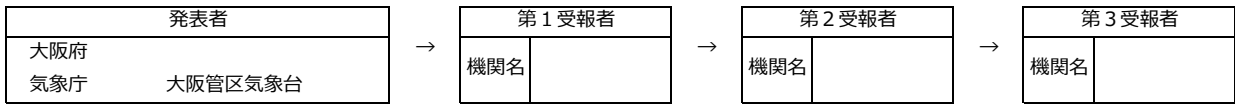
	洪水予報作業時の連絡先	平常時の連絡先
大阪府	大阪府水防本部 順位 1 電話 06-6944-6167 順位 2 電話 06-6944-4495 FAX 06-6944-0603	運用に関すること 事業調整室都市防災課 電話 06-6944-9268 システムや河川技術等に関すること 河川室河川整備課 電話 06-6944-9296
大阪管区气象台	予報課 電話 06-6949-6325 FAX 06-6941-1846 官執時間外 予報課現業 06-6949-6580	予報課 電話 06-6949-6325

付表6 機能喪失時の代行官署及び連絡先

气象台機能喪失時の代行官署	洪水予報作業時の連絡先
気象庁	大気海洋部予報課 気象監視・警報センター 電話 03-3584-8631 FAX 03-3434-9103

付図2 洪水予報の伝達先





正規

おおつかわすいけいいうしたきがわ
大津川水系牛滝川氾濫危険情報

大津川水系牛滝川洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
令和〇年〇月〇日〇時〇分
おおさかふ おおさかかんくしやうだい
大阪府・大阪管区气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】大津川水系牛滝川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。牛滝川の山直橋水位観測所（岸和田市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。牛滝川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	13日06時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
大津川水系流域	40ミリ	30ミリ

（水位）

大津川水系牛滝川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
山直橋 水位観測所 (岸和田市)	13日09時40分の状況	1.30				
	13日10時10分の予測	1.50				
	13日10時40分の予測	1.60				
	13日11時10分の予測	1.65				
	13日11時40分の予測	1.70				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示します。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	山直橋水位観測所		
	岸和田市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	2.30		
レベル3水位 避難判断水位※	2.20		
レベル2水位 氾濫注意水位	1.25		
レベル1水位 水防団待機水位	0.75		
受け持ち区間	牛滝川 左岸 岸和田市稲葉町 1344の1地先の稲 葉橋下流端から二 級河川大津川への 合流点まで 右岸 岸和田市稲葉町7 の1地先の稲葉橋 下流端から二級河 川大津川への合流 点まで		
氾濫が発生した場合の浸 水想定区域	大阪府泉大津市-、 大阪府和泉市-、 大阪府泉北郡岡町-、 大阪府岸和田市-		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
大阪府ホームページ	http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：大阪府 電話：06-6944-6167

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-6303

大阪府土砂災害警戒情報に関する実施要領

大阪府土砂災害警戒情報に関する実施要領

大阪府危機管理室（以下「甲」という。）及び大阪府都市整備部（以下「乙」という。）と大阪管区气象台気象防災部（以下「丙」という。）は、「大阪府と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定（平成18年9月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、大阪府土砂災害警戒情報について次のとおり実施要領を定める。

1 土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先

協定第2項で定める土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先は次の表のとおりとする。相互の連絡や資料の交換等には、乙と丙間に接続された情報処理システム又は電話・ファックスを用いるものとする。

発表作業担当部署	作業場所と連絡先
乙	大阪府水防本部 連絡責任者 事業管理室事業企画課参事 大阪府防災行政無線電話(内線電話) 200-4081 大阪府防災行政無線防災専用FAX 200-8810 NTT 電話 優先順位1 06-6944-6167 優先順位2 06-6941-4495 NTT FAX 06-6944-0603
丙	予報課現業作業室 連絡責任者 予報課長 大阪府防災行政無線電話(防災専用) (8)-816-8930 大阪府防災行政無線防災専用FAX (8)-816-8830 NTT 電話 06-6949-6147 NTT FAX 06-6941-1846

2 土砂災害警戒情報を行う際の資料の交換等

協定第3項で定める交換する資料の種類は、付表1とする。

3 土砂災害警戒情報作業の開始及び終了

協定第4項で定める作業の開始及び終了については、以下のとおりとする。

- (1) 土砂災害警戒情報に関する作業の開始は、次項で示す警戒基準に達した時とする。

なお、迅速かつ確実な作業の開始を図るため、通常勤務時間帯に限らず休日・夜間等においても事前に降雨の推移や土砂災害に関する密接な情報共有等を行うものとし、必要に応じて本要領第1項で定める連絡責任者の協議により作業開始に係る待機・準備の体制を構築するものとする。

- (2) 土砂災害警戒情報の作業の終了は、次項に示す警戒解除基準に従って発表対象地域全域の警戒を解除する情報を発表したときとする。

4 土砂災害警戒情報の発表基準

協定第5項で定める土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて付図1で示す基準に達したときとする。
- (2) 警戒解除基準は、付図1で示す基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、乙と丙が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。
なお、解除にあたり、乙は警戒対象市町村・土木事務所に災害発生状況の確認等を行う。
- (3) 地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、乙と丙は別添資料1「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」、別添資料2「土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しの考え方について」により基準を取り扱うものとする。

5 土砂災害警戒情報の発表

協定第6項で定める土砂災害警戒情報の形式は、以下の内容を踏まえたものとする。

また、土砂災害警戒情報の起案は、丙が行い、情報処理システムを用いて乙はその内容を確認し、双方密接な連絡・調整のもと、速やかな発表に努める。

また、気象状況が急変した場合等様々な状況においても土砂災害警戒情報を速やかに発表できるよう、平時から、土砂災害警戒情報の発表を優先して作業を迅速化する場合の作業内容、手順について、乙および丙の間で確認を行うとともに、それぞれの機関においても、作業を迅速化する場合の作業内容、手順を確認しておくものとする。

なお、情報処理システム等の障害が発生した場合は、本要領第7項の「情報処理システム等障害時の措置」に基づいて発表するものとする。

- (1) 土砂災害警戒情報の内容は、タイトル、情報番号、発表時間、発表者名、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村を示す地図（図形式のみ）からなる。図形式の土砂災害警戒情報の例を付図2に示す。
- (2) 情報番号は、一連の降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、すべての発表対象地域の警戒を解除する情報まで連続番号を用いるものとする。
- (3) 発表対象地域名は、付表2に示す名称を用いるものとする。

6 土砂災害警戒情報の伝達

協定第7項で定める土砂災害警戒情報の伝達先、伝達方法及び担当部署は、それぞれ付表3、付図3とする。

7 情報処理システム等障害時の措置

協定第8項で定める情報処理システム等の障害時における作業の要領については、以下のとおりとする。

- (1) 乙と丙は、土砂災害警戒情報を作成するために必要な付表4の資料を適宜、ファックス又は電話等により交換する。

- (2) 土砂災害警戒情報は、付図2に例示した形式を用いる。ただし、迅速な土砂災害警戒情報の作成が困難になった場合は、迅速な発表を優先して、乙と丙の合意の下で付図2の図の部分省いた形式で発表してもよい。
- (3) (2)で作成した土砂災害警戒情報は、甲、乙及び丙が付表3、付図3に定める伝達先へ確実に伝達する。
- (4) 情報処理システムの障害以外も含めて乙で業務継続が不可能となった場合、前各項を準用して土砂災害警戒情報を発表する。
同様に丙で業務継続が不可能となった場合、丙で実施すべき作業については、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

8 平常時の連絡窓口

土砂災害警戒情報作業によらない乙と丙それぞれの連絡先は次の表のとおりとする。

	連絡先		
乙	運用に関すること		
	事業管理室事業企画課	NTT 電話	06-6944-9269
	システム管理に関すること		
	河川室河川整備課	NTT 電話	06-6944-7592
	砂防技術に関すること		
	河川室河川環境課	NTT 電話	06-6944-9302
丙	予報課事務室 土砂災害気象官	NTT 電話	06-6949-6313

9 その他

本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について疑義が生じた場合には、速やかに協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は平成 18 年 9 月 1 日締結し、同日から実施する。
- 2 本実施要領は平成 20 年 5 月 30 日一部改正し、同日から実施する。
- 3 本実施要領は平成 21 年 3 月 31 日一部改正し、同日から実施する。
- 4 本実施要領は平成 22 年 5 月 27 日一部改正し、同日から実施する。
- 5 本実施要領は平成 25 年 4 月 1 日一部改正し、同日から実施する。
- 6 本実施要領は平成 25 年 10 月 1 日一部改正し、同日から実施する。
- 7 本実施要領は平成 27 年 10 月 1 日一部改正し、同日から実施する。
- 8 本実施要領は平成 30 年 2 月 8 日一部改正し、同日から実施する。
- 9 本実施要領は平成 30 年 5 月 15 日一部改正し、同日から実施する。
- 10 本実施要領は令和 元 年 5 月 29 日一部改正し、同日から実施する。
- 11 本実施要領は令和 3 年 7 月 21 日一部改正し、同日から実施する。

令和 3 年 7 月 21 日

(甲) 大阪府危機管理室長

小池 重一

(乙) 大阪府都市整備部長

谷口 友英

(丙) 大阪管区気象台気象防災部長

平石 直孝

付表 1 交換する資料の種類

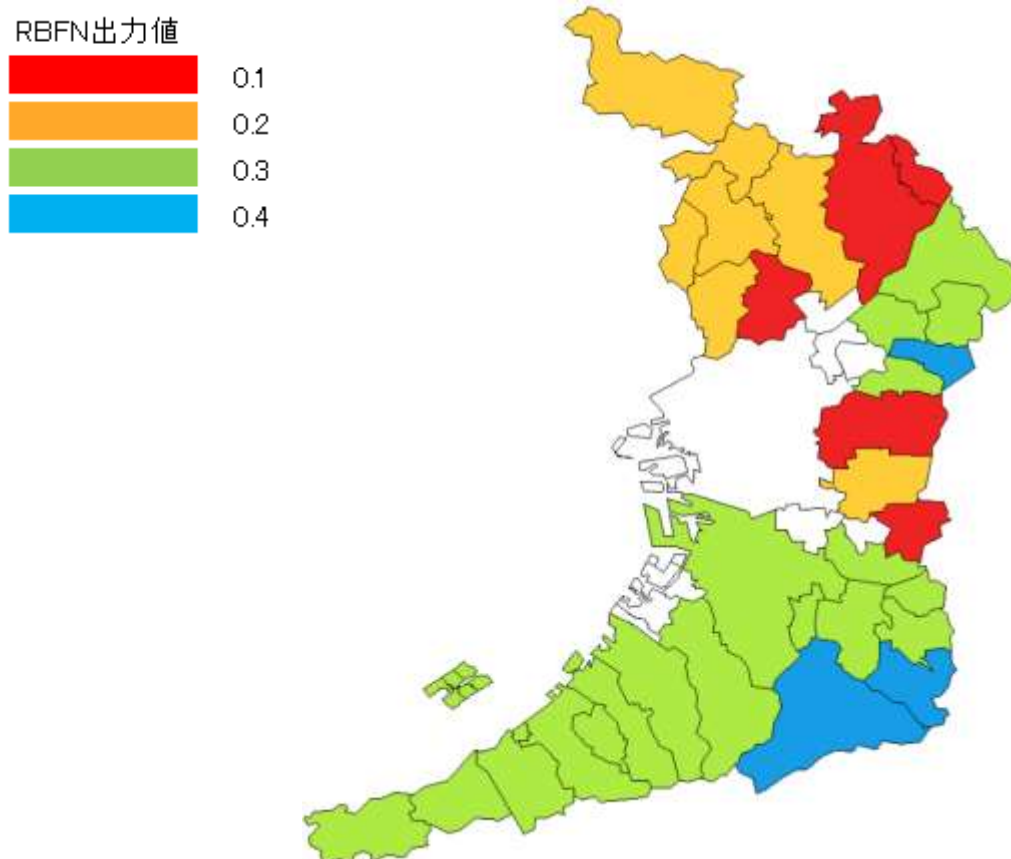
資料の種類	資料の提供頻度等
大阪府から大阪管区气象台に送付する資料	
大阪府が収集した雨量観測データ	データの発生頻度に合わせて提供
大阪管区气象台から大阪府に送付する資料	
大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報	随時提供
気象情報	大雨、台風、低気圧、梅雨等、土砂災害に関係のあるものを随時提供
速報版解析雨量	10分ごとに提供
速報版 10 分間降水量予測値	3 時間先までの予測値を 10 分ごとに提供
土壌雨量指数実況値	10 分ごとに提供
土壌雨量指数予想値	3 時間先までの予測値を 10 分ごとに提供
土砂災害警戒情報 (XML, PDF)	随時提供
土砂災害警戒判定メッシュ情報	10 分ごとに提供

付表2 土砂災害警戒情報の発表対象地域名

市町村コード	発表対象地域名	読み仮名
2714000	堺市	さかいし
2720200	岸和田市	きしわだし
2720300	豊中市	とよなかし
2720400	池田市	いけだし
2720500	吹田市	すいたし
2720700	高槻市	たかつきし
2720800	貝塚市	かいづかし
2721000	枚方市	ひらかたし
2721100	茨木市	いばらきし
2721200	八尾市	やおし
2721300	泉佐野市	いずみさのし
2721400	富田林市	とんだばやしし
2721500	寝屋川市	ねやがわし
2721600	河内長野市	かわちながのし
2721800	大東市	だいとうし
2721900	和泉市	いずみし
2722000	箕面市	みのおし
2722100	柏原市	かしわらし
2722200	羽曳野市	はびきのし
2722700	東大阪市	ひがしおおさかし
2722800	泉南市	せんなんし
2722900	四條畷市	しじょうなわてし
2723000	交野市	かたのし
2723100	大阪狭山市	おおさかさやまし
2723200	阪南市	はんなんし
2730100	島本町	しまもとちょう
2732100	豊能町	とよのちょう
2732200	能勢町	のせちょう
2736100	熊取町	くまとりちょう
2736200	田尻町	たじりちょう
2736600	岬町	みさきちょう
2738100	太子町	たいしちょう
2738200	河南町	かなんちょう
2738300	千早赤阪村	ちはやあかさかむら

※市町村コードは、総務省地方公共団体コードを100倍した値を基本とする。

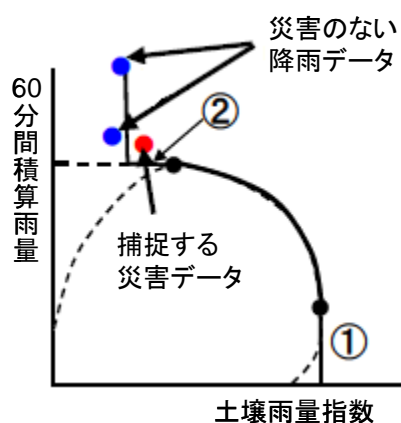
付図1 監視基準



いずれの市町についても、①最大土壌雨量指数値となる 60 分間積算雨量値以下の 60 分間積算雨量範囲については当該最大土壌雨量指数値を、②最大 60 分間積算雨量値となる土壌雨量指数値以下の土壌雨量指数範囲については当該最大 60 分間積算雨量値を、その基準とする。

なお、各市町における降雨発現確率と注 1) を基に作成した監視基準については、別冊資料を参照。

注1)



付図2 土砂災害警戒情報（例）

大阪府土砂災害警戒情報 第×号

令和△△年□□月□□日 □時□分
大阪府 大阪管区气象台 共同発表

【警戒対象地域】
豊中市* 池田市* 箕面市* 豊能町* 能勢町* 太子町* 河南町* 千早赤阪村町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
<概況>
大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<とるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



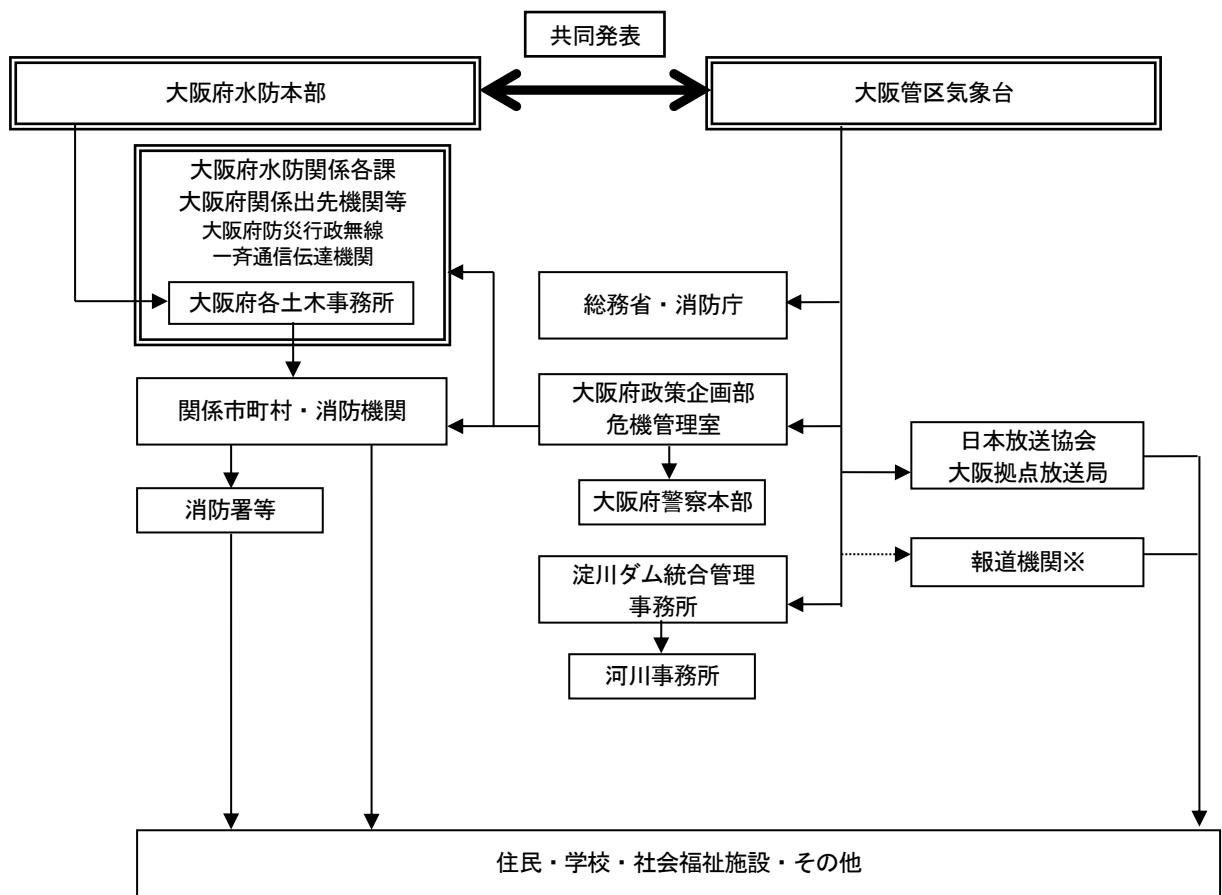
■ 警戒対象地域

問い合わせ先
06-6944-6167（大阪府）
06-6949-6303（大阪管区气象台予報課）

付表3 土砂災害警戒情報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当部署
大阪府危機管理室	専用回線	大阪管区气象台気象防災部
関係市町村・消防機関 府水防関係各課 府関係出先機関等（府防災行政無線：一斉通信伝達機関）	専用回線、FAX 又は一般加入電話	大阪府危機管理室
関係市町村 府土木事務所	専用回線	大阪府水防本部
淀川ダム統合管理事務所	専用回線	大阪管区气象台気象防災部
日本放送協会大阪拠点放送局	専用回線	大阪管区气象台気象防災部
総務省・消防庁	専用回線	大阪管区气象台気象防災部

付図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

付表4 情報システム障害時に交換する資料の種類

資料の種類	資料の提供頻度等
大阪府から大阪管区气象台に送付する資料	
大阪府が収集した雨量観測データ	状況に応じて適宜送付
大阪管区气象台から大阪府に送付する資料	
大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報	随時提供
気象情報	大雨、台風、低気圧、梅雨等、土砂災害に関係のあるものを随時提供
降水量解析値 ・ 1時間降水量解析値	状況に応じて適宜送付
土壌雨量指数解析値	状況に応じて適宜送付
土壌雨量指数予測値	状況に応じて適宜送付

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当部署	作業場所と連絡先
気象庁大気海洋部予報課	気象防災オペレーションルーム 連絡責任者 気象監視・警報センター所長 電話 03-3584-8631 ファックス 03-3434-9103

※気象庁側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、気象庁側から大阪府に対し、連絡するものとする。

【別添資料 1】

地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）

地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）について

1 暫定基準を設定する事象

- ・震度5強以上の地震を観測した場合に、大阪府と大阪管区気象台は協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合、大阪府及び大阪管区気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をする。ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

2 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町村等の発表単位の一部地域のみの場合には、市町村等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

3 地震等発生後の暫定基準の設定手順および設定方法

暫定基準の設定については、地震等発生後に速やかに実施する事項（以下「措置1」という。）と、被害状況の把握等を行ってから執るべき事項（以下「措置2」という。）がある。付図4に暫定基準設定にかかる作業フローを示す。

(1) 「措置1」：地震等発生後に速やかに実施する措置

発生した事象（震度5強以上の地震）が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定すべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

① 適用する暫定基準

原則として付図5に示す「暫定基準案」を暫定基準とする。

なお、事前に暫定基準案が準備されていない事象（震度5強以上の地震以外の事象）には、大阪府と大阪管区気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をする。

② 適用区域

以下の条件を満たした市町村等の発表単位に対して暫定基準を適用する。

- ・地震発生の場合には、震度5強以上が観測された市町村を対象とする。
- ・その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある市町村を対象とする。

③ 暫定基準の適用に関する留意事項

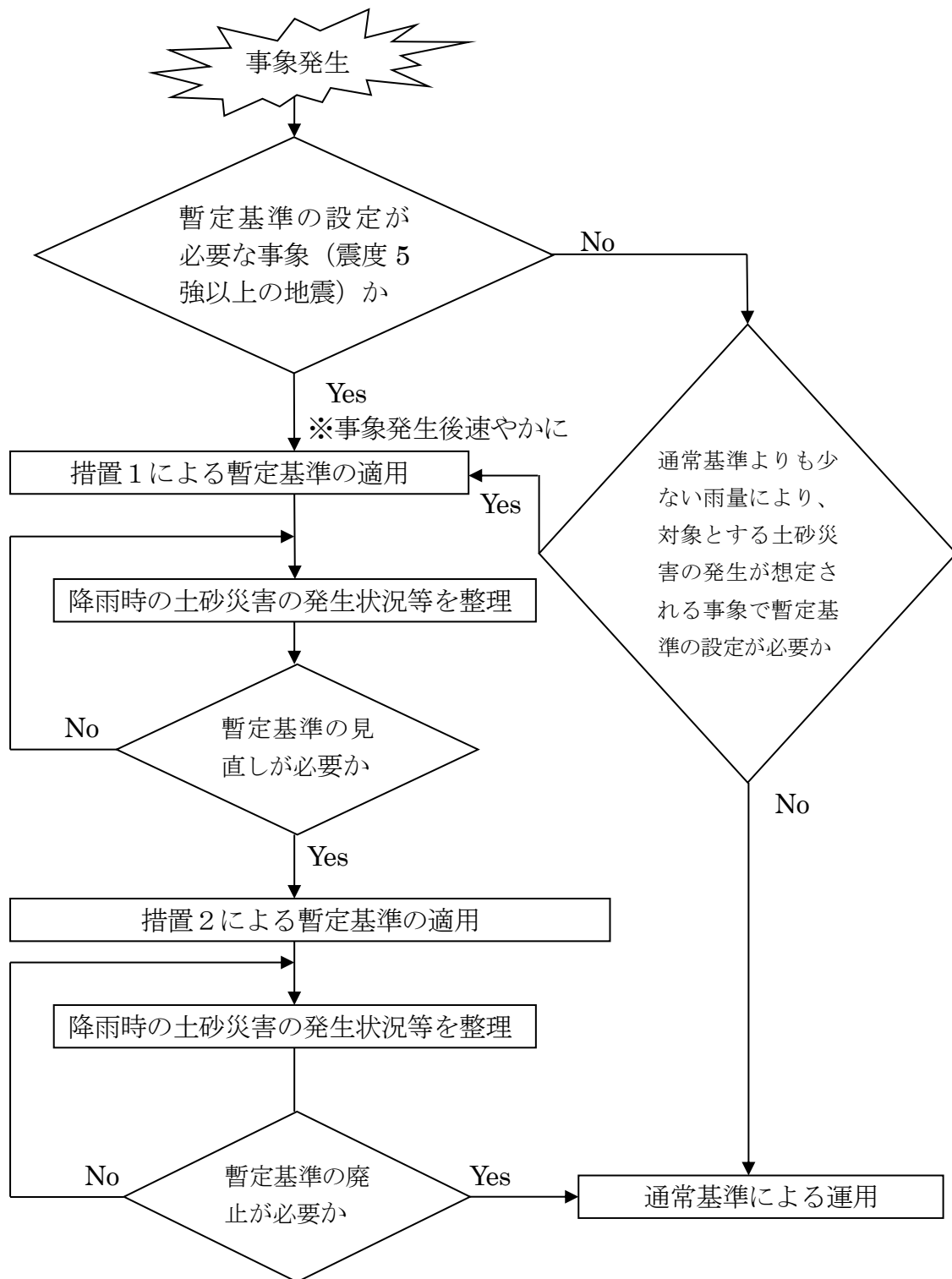
土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（付図6）。

暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

(2) 「措置2」：被害状況等の把握を行ってから執るべき措置

措置1により暫定基準を設定した後、降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して、暫定基準の見直しまたは廃止が必要と判断される場合には、別添資料2「土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しの考え方について」に従い、大阪府と大阪管区気象台が協議し、必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、大雨警報（土砂災害）の暫定基準の運用との整合に留意する。

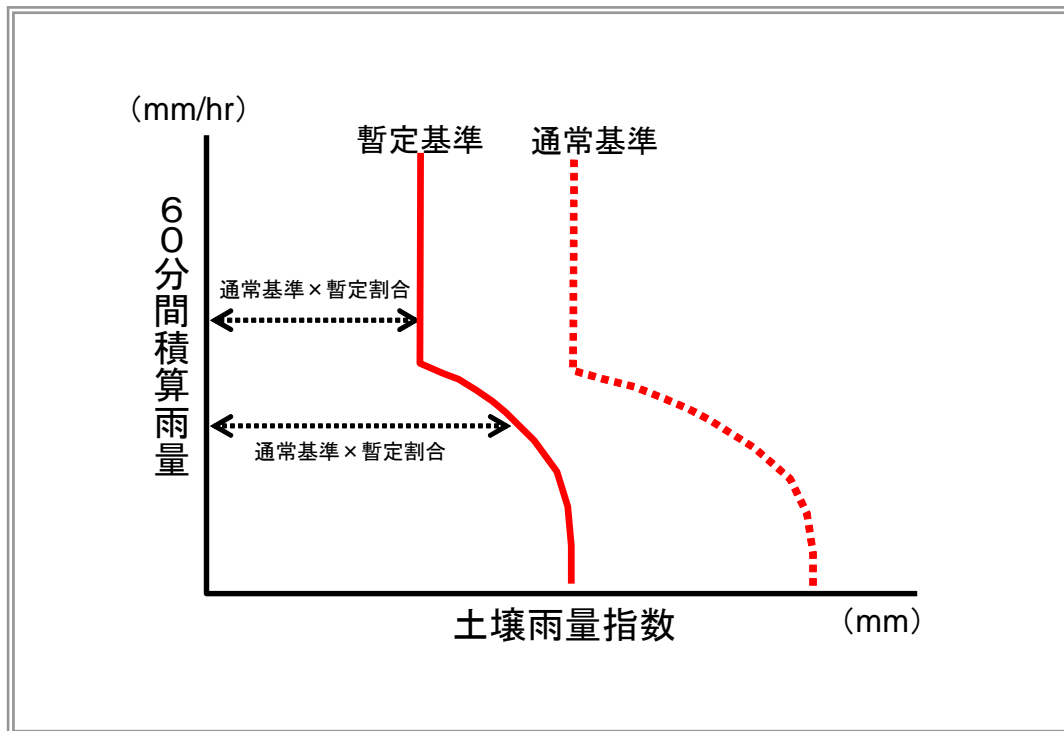
付図4 暫定基準設定に係る作業フロー



付図5 地震発生後の暫定基準案

暫定割合（通常基準に乗じる割合）の目安	
地震	
震度5強の地域	震度6弱以上の地域
8割※	7割※

※通常基準の土壌雨量指数に乗じる割合



付図6 土砂災害警戒情報（例）

大阪府土砂災害警戒情報 第×号

令和△△年□□月□□日 □時□分
大阪府 大阪管区气象台 共同発表

【警戒対象地域】

枚方市 八尾市 大東市 柏原市 東大阪市 四條畷市 交野市 羽曳野市

【警戒解除地域】

富田林市 河内長野市 太子町 河南町 千早赤阪村

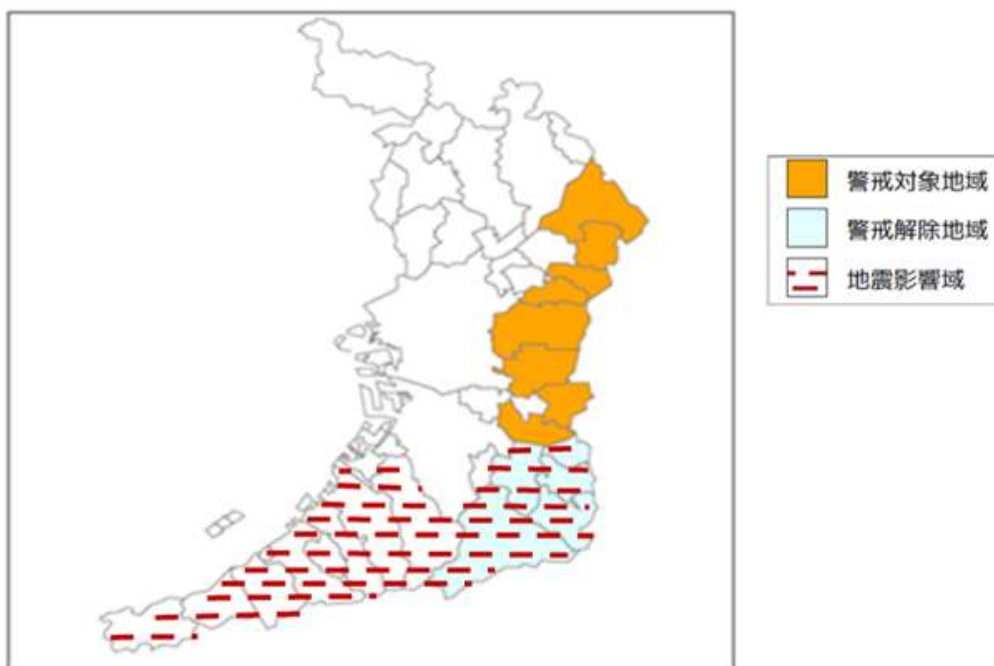
【警戒文】

<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



問い合わせ先

06-6944-6167 (大阪府)

06-6949-6303 (大阪管区气象台予報課)

【別添資料 2】

土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直し
の考え方について

土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準の見直しにあたっては、暫定基準設定後、大阪府と大阪管区気象台が地震発生後の降雨状況と土砂災害の発生状況を調査し、その結果に応じて以下の考え方で見直す。

1 暫定基準見直しの際の検討区域の設定

暫定基準の見直しは、土砂災害に対して概ね同様の特性を有していると判断した区域をまとめて検討する（以下、「検討区域」という。）ことを基本とする。

なお、検討区域に通常基準で運用している区域が含まれる場合は、その区域を除外して検討する。また、異なる暫定基準の区域が混在している場合は別々の検討区域として検討を行う。

2 地震により発生した崩壊・斜面変状の有無に応じた考え方

1で定めた検討区域内において、地震により発生した崩壊・斜面変状の有無により、以下(1)(2)のとおり、暫定基準見直しの考え方を使い分ける。崩壊・斜面変状の有無は、地震後に実施した土砂災害危険箇所の緊急点検の結果等を参考にする。緊急点検の結果は、概ね以下の3区分に分類される。

○分類 A：変状が大きく、緊急的な工事等を行う必要がある箇所

○分類 B：変状が軽微で、詳細調査の実施後、必要に応じて工事等を行う箇所

○分類 C：変状が無く、当面、工事等を行う必要がない箇所

以下、「まとまった数の崩壊・斜面変状箇所」とは、上記分類 A または B の箇所が検討区域にまとまってある箇所をいう。

なお、点検結果の分類が A および B の箇所について工事等の対策が完了した場合は、分類 C の箇所と同等に扱ってよいものとする。

(1) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がない場合

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊または崩壊・斜面変状発生箇所の崩壊・変状の拡大（以下、「新たな崩壊等」という。）が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度 6 弱以上の暫定基準→震度 5 強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一箇所で経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の箇所で基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験とみなす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表時間を原則とする。

(ア) 新たな崩壊等が発生した場合

新たな崩壊等の発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未滿の降雨であった場合は、あらためて暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。

新たな崩壊等の発生箇所周辺とは、新たな崩壊等が確認された箇所を含む5 kmメッシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

(イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、新たな崩壊等が確認されない場合は、通常基準に戻す。

(2) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がある場合

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊等が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺とは、崩壊・斜面変状が確認された箇所を含む5 kmメッシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験とみなす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

(ア) 新たな崩壊等が発生した場合

崩壊・斜面変状発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未達の降雨であった場合は、あらためて崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。

(イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

II 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、検討区域内に新たな崩壊等が確認されない場合は、暫定基準を一段階（震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準、震度5強の暫定基準→通常基準）引き上げる。

寝屋川流域における下水道の 雨水ポンプ施設の操作に関する要綱

寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川流域において、河川の整備水準を上回る豪雨に見舞われ、河川からの越水及び破堤等による氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条の規定に基づく「流域水害対策計画」のうち、下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する基本的な事項を河川管理者と下水道管理者が共同で定め、もって人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 1 ポンプ運転調整 河川の整備水準を上回る洪水時に、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため下水道ポンプ場から河川への放流量を制限することをいう。
- 2 河川 寝屋川流域における一級河川寝屋川、一級河川第二寝屋川、一級河川平野川、一級河川平野川分水路、一級河川恩智川、一級河川古川及び一級河川楠根川の7河川をいう。
- 3 河川管理者 前項に定める河川の管理者をいう。
- 4 大阪府水防本部長 水防法第7条に基づき策定された大阪府水防計画により定められた大阪府水防本部長をいう。
- 5 下水道ポンプ場 寝屋川流域内の河川に放流している下水道ポンプ場のうち、別表2に掲げる下水道ポンプ場をいう。
- 6 下水道管理者 前項に定める下水道ポンプ場の管理者をいう。
- 7 河川の整備水準 河川からの越水又は破堤等することなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 8 外水氾濫 河川からの越水又は破堤等により、河川を流下する洪水が沿川に流出して浸水することをいう。
- 9 基準地点 各下水道ポンプ場のポンプ運転調整の準備、開始又は解除を判断する河川水位を観測する水位観測所の設置地点をいう。
- 10 準備水位 ポンプ運転調整に必要な措置を迅速に実施できるよう準備を開始する水位をいう。
- 11 開始水位 ポンプ運転調整を開始する水位をいう。
- 12 解除水位 ポンプ運転調整を解除する水位をいう。

(ポンプ運転調整を実施する者)

第3条 ポンプ運転調整は、第1条の目的を達成するため、大阪府水防本部長の指示を受けて、下水道管理者が下水道ポンプ場の操作の一環として実施するものとする。

(基準地点と対象下水道ポンプ場)

- 第4条 ポンプ運転調整の実施を判断する基準地点にある水位観測所は、別表第1のとおりとする。
- 2 ポンプ運転調整の対象となる下水道ポンプ場は、別表第2のとおりとする。
 - 3 各基準地点に対応し、ポンプ運転調整を実施する下水道ポンプ場は、別表第3のとおりとする。

(ポンプ運転調整の準備)

第5条 下水道管理者は、基準地点の水位が別表第4に定める準備水位に到達した場合は、大阪府水防本部長の指示を受けて、ポンプ運転調整に必要な措置を迅速に実施できるよう準備を開始するものとする。

(ポンプ運転調整の開始)

第6条 下水道管理者は、基準地点の水位が別表第4に示す開始水位に到達した場合は、今後水位上昇が見込めない場合を除き、大阪府水防本部長の指示を受けて、対象下水道ポンプ場においてポンプ運転調整を開始するものとする。

2 下水道管理者は、前項に定めるポンプ運転調整開始時の下水道ポンプ場から河川への放流量を別表2に定める雨水放流量の原則50%に制限するものとする。

(ポンプ運転調整の解除)

第7条 下水道管理者は、前条第1項のポンプ運転調整を開始した後に、基準地点の水位が別表第4に定める解除水位まで低下した場合は、大阪府水防本部長の指示を受けて、ポンプ運転調整を解除するものとする。

(河川の越水及び破堤時の対応)

第8条 河川管理者は、第6条の定めに関わらず、河川からの越水又は破堤等が生じた場合は、ポンプ運転調整が必要となる下水道管理者に対してポンプ運転調整の開始、又はさらなる放流量制限を発令できるものとする。

2 前項の発令の後、越水又は破堤等箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し、ポンプ運転調整を解除しても越水又は破堤等箇所からの浸水被害が拡大するおそれなくなったときに、河川管理者から下水道管理者に対してポンプ運転調整の解除を発令するものとする。

(操作規則の策定)

第9条 下水道管理者は、公平かつ実効性のあるポンプ運転調整を実施するため、下水道ポンプ場毎にポンプ運転調整の内容を明記した操作規則を策定するものとする。

2 前項に定める操作規則には、第8条第1項及び第2項に定めるポンプ運転調整の実施についても明記するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ポンプ運転調整に関し必要な事項は寝屋川流域協議会に諮り、定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又はこの要綱を変更する必要がある場合には、寝屋川流域協議会に諮り、変更するものとする。

附則 この要綱は公表の日から施行する。

(別表1：第4条第1項関係) 水位観測所


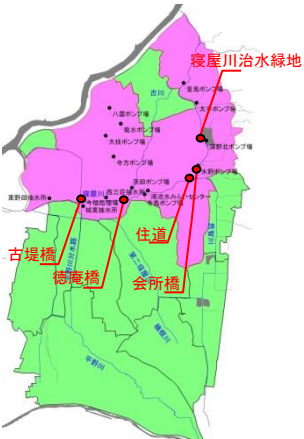

河川	基準地点	位置：緯度・経度	設置場所
寝屋川	京橋水位観測所	N:34° 41' 29" E:135° 31' 22"	大阪市都島区片町1丁目
	古堤橋水位観測所	N:34° 41' 47" E:135° 33' 12"	大阪市城東区今福南3丁目
	徳庵橋水位観測所	N:34° 41' 50" E:135° 34' 53"	大阪市鶴見区徳庵2丁目
	住道水位観測所	N:34° 42' 27" E:135° 37' 11"	大東市赤井1丁目
	会所橋水位観測所	N:34° 42' 47" E:135° 37' 26"	大東市深野1丁目
	寝屋川治水緑地水位観測所	N:34° 43' 36" E:135° 37' 42"	大東市深野北4丁目
第二寝屋川	城見橋水位観測所	N:34° 41' 20" E:135° 32' 27"	大阪市城東区中浜1丁目
	平野川分水路排水機場外水位観測所	N:34° 41' 16" E:135° 33' 12"	大阪市城東区東中浜7丁目
	照明橋水位観測所	N:34° 41' 15" E:135° 34' 03"	大阪市城東区諏訪町
	新田大橋水位観測所	N:34° 39' 57" E:135° 35' 35"	東大阪市御厨
恩智川	芝大橋水位観測所	N:34° 41' 14" E:135° 38' 01"	東大阪市水走
	花園多目的遊水地水位観測所	N:34° 40' 16" E:135° 37' 57"	東大阪市松原南
	恩智川治水緑地水位観測所	N:34° 38' 59" E:135° 37' 18"	八尾市福万寺町
	中高橋水位観測所	N:34° 37' 42" E:135° 37' 32"	八尾市東山本町1-13
平野川	剣橋水位観測所	N:34° 40' 02" E:135° 32' 21"	大阪市東成区玉津3丁目
	平野川三川合流点水位観測所	N:34° 38' 31" E:135° 32' 15"	大阪市生野区林寺6-6
	鳥居先(平野川下流)水位観測所	N:34° 38' 05" E:135° 32' 58"	大阪市平野区平野馬場1-3
	中竹渕橋水位観測所	N:34° 37' 17" E:135° 33' 52"	大阪市平野区加美南陽町
	太子橋水位観測所	N:34° 36' 53" E:135° 35' 02"	八尾市南太子堂6丁目
平野川分水路	平野川分水路排水機場内水位観測所	N:34° 41' 16" E:135° 33' 12"	大阪市城東区東中浜7丁目
	今里大橋水位観測所	N:34° 39' 58" E:135° 33' 02"	大阪市東成区大今里南3丁目
	巽橋水位観測所	N:34° 39' 11" E:135° 32' 54"	大阪市生野区巽中1-1
	鳥居先(平野川分水路)水位観測所	N:34° 38' 05" E:135° 32' 58"	大阪市生野区巽南4-9
古川	徳庵橋古川水門内水位観測所	N:34° 41' 50" E:135° 34' 51"	大阪市鶴見区徳庵2丁目
	桑才水位観測所	N:34° 43' 26" E:135° 35' 44"	門真市北島849
楠根川	萱振大橋水位観測所	N:34° 38' 03" E:135° 36' 27"	八尾市緑ヶ丘1丁目



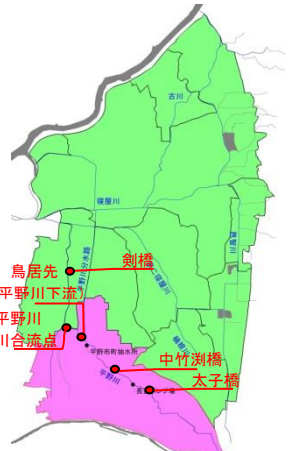
(別表2：第4条第2項関係) ポンプ運転調整対象下水道ポンプ場

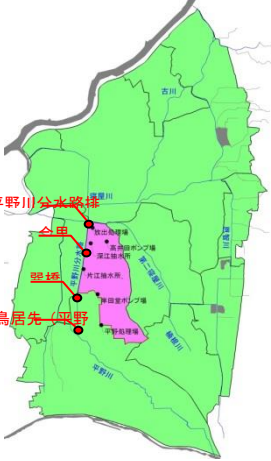
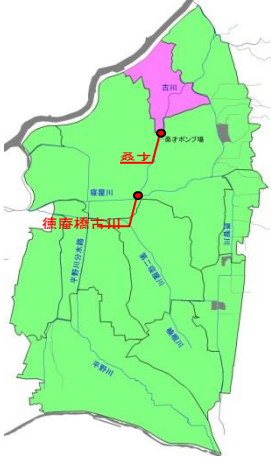
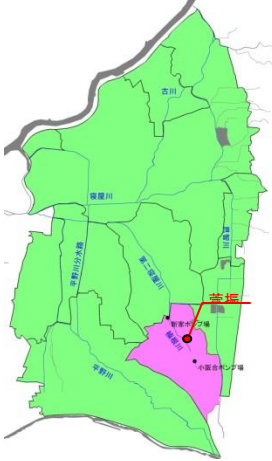
放流河川	運転調整対象ポンプ場	設置場所	雨水放流量 (m ³ /s)	管理者
寝屋川	東野田抽水所	大阪市都島区東野田町3-3-30	17.202	大阪市
	今福処理場	大阪市城東区今福南3-3-2	33.670	大阪市
	城東抽水所	大阪市城東区放出西2-3-6	14.837	大阪市
	西三荘抽水所	大阪市鶴見区横堤1-5-49	30.000	大阪市
	菊水ポンプ場	守口市菊水通1丁目2-4	8.000	大阪府
	八雲ポンプ場	守口市八雲東町1丁目4-8	9.694	守口市
	大枝ポンプ場	守口市松下町1-97	6.200	守口市
	寺方ポンプ場	守口市南寺方東通1丁目7-7号	2.900	守口市
	茨田ポンプ場(茨田排水区分)	大阪市鶴見区諸口5丁目2-27	18.670	大阪府
	寺島ポンプ場	東大阪市西鴻池町4丁目2-20	36.000	大阪府
	鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町1-18	36.000	大阪府
	氷野ポンプ場	大東市大東町2-1	23.400	大阪府
	深野北ポンプ場	大東市深野北2丁目171-4	9.630	大阪府
	太平ポンプ場	寝屋川市讃良西町7番21号	16.000	大阪府
萱島ポンプ場	寝屋川市東神田町193-1	20.930	大阪府	
第二寝屋川	中浜東処理場	大阪市城東区中浜1-17-10	57.764	大阪市
	川俣ポンプ場	東大阪市川俣2丁目1-1	53.000	大阪府
	小阪ポンプ場	東大阪市若江西新町1丁目11-21	29.180	大阪府
恩智川	深野ポンプ場	大東市南新田1丁目4-8	18.000	大阪府
	植付ポンプ場	東大阪市中石切町7丁目2-18	15.000	大阪府
	新池島ポンプ場	東大阪市新池島町4丁目3-35	24.800	大阪府
平野川	平野市町抽水所	大阪市平野区平野北1-1-15	10.534	大阪市
	長吉ポンプ場	八尾市南亀井町3丁目1-56	36.870	大阪府
平野川 分水路	放出処理場	大阪市城東区永田2-3-61	4.134	大阪市
	深江抽水所※	大阪市東成区神路1-10-17	6.667	大阪市
	片江抽水所	大阪市東成区大今里南4-12-24	12.176	大阪市
	平野処理場	大阪市平野区加美北2-6-69	11.083	大阪市
	高井田ポンプ場	東大阪市高井田西6丁目2-26	9.050	東大阪市
	岸田堂ポンプ場	東大阪市岸田堂西2丁目9-3	9.500	東大阪市
古川	桑才ポンプ場	門真市東田町15-1	33.000	大阪府
楠根川	新家ポンプ場	八尾市新家町1丁目97	40.300	大阪府
	小阪合ポンプ場	八尾市南小阪合町1丁目2-7	19.600	大阪府

※中浜東処理場に統合後廃止

(別表3：第4条第3項関係) 対象下水道ポンプ場

基準地点	京橋	古堤橋・徳庵橋・住道・会所橋・ 寝屋川治水緑地	城見橋・平野川分水路排水機場外水 位・昭明橋・新田大橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	対象となるすべての 下水道ポンプ場	東野田抽水所・今福処理場・ 城東抽水所・西三荘抽水所・ 菊水ポンプ場・八雲ポンプ場・ 大枝ポンプ場・寺方ポンプ場・ 茨田ポンプ場・寺島ポンプ場・ 鴻池水みらいセンター・ 氷野ポンプ場・深野北ポンプ場・ 太平ポンプ場・萱島ポンプ場	中浜東処理場・川俣ポンプ場・ 小阪ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	京橋が開始水位を超過した場合のポン プ運転調整対象流域 	一級河川寝屋川流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川第二寝屋川流域が開始水位を 超過した場合のポンプ運転調整対象流 域 

基準地点	芝大橋・花園多目的遊水地	恩智川治水緑地・中高橋	剣橋・三川合流・ 鳥居先(平野川下流)・ 中竹洲橋・太子橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	深野ポンプ場・植付ポンプ場	新池島ポンプ場	平野市町抽水所・長吉ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	一級河川恩智川下流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川恩智川上流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川平野川流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 

基準地点	平野川分水路排水機場内水位・ 今里大橋・箕橋・ 鳥居先(平野川分水路)	徳庵橋古川水門内水位・桑才	萱振大橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	放出処理場・深江抽水所・片江抽水所・平野処理場・ 高井田ポンプ場・岸田堂ポンプ場	桑才ポンプ場	新家ポンプ場・小阪合ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	一級河川平野川分水路流域が開始水位を超過した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川古川流域が開始水位を超過した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川楠根川流域が開始水位を超過した場合のポンプ運転調整対象流域 

(別表4：第5条、第6条及び第7条関係) 基準水位

ポンプ運転調整 対象流域		基準地点	基準水位			
			準備水位	開始水位	解除水位	
寝屋川全流域		京橋水位観測所	0P+3.00	0P+3.50	0P+3.30	
寝屋川流域		古堤橋水位観測所	0P+3.30	0P+3.94	0P+3.74	
		徳庵橋水位観測所	0P+3.50	0P+4.62	0P+4.42	
		住道水位観測所	0P+3.90	0P+5.33	0P+5.13	
		会所橋水位観測所	0P+3.78	0P+5.25	0P+5.05	
		寝屋川治水緑地水位観測所	0P+4.20	0P+5.57	0P+5.37	
第二寝屋川流域		城見橋水位観測所	0P+3.20	0P+3.90	0P+3.70	
		平野川分水路排水機場外水位観測所	0P+3.20	0P+4.33	0P+4.13	
		昭明橋水位観測所	0P+3.40	0P+4.85	0P+4.65	
		新田大橋水位観測所	0P+4.00	0P+5.85	0P+5.65	
恩智川流域		下流	芝大橋水位観測所	0P+6.00	0P+6.18	0P+5.98
			花園多目的遊水地水位観測所	0P+6.25	0P+8.13	0P+7.93
		上流	恩智川治水緑地水位観測所	0P+7.05	0P+7.60	0P+7.40
			中高橋水位観測所	0P+9.10	0P+10.59	0P+10.39
平野川流域		剣橋水位観測所	0P+3.30	0P+4.40	0P+4.20	
		平野川三川合流点水位観測所	0P+3.80	0P+5.07	0P+4.87	
		鳥居先（平野川下流）水位観測所	0P+5.50	0P+5.97	0P+5.77	
		中竹渕橋水位観測所	0P+7.70	0P+9.08	0P+8.88	
		太子橋水位観測所	0P+9.46	0P+11.48	0P+11.28	
平野川分水路流域		平野川分水路排水機場内水位観測所	0P+3.20	0P+4.35	0P+4.15	
		今里大橋水位観測所	0P+3.30	0P+4.63	0P+4.43	
		巽橋水位観測所	0P+3.30	0P+4.82	0P+4.62	
		鳥居先（平野川分水路）水位観測所	0P+5.00	0P+5.69	0P+5.49	
古川流域		徳庵橋古川水門内水位観測所	0P+3.00	0P+3.20	0P+3.00	
		桑才水位観測所	0P+3.20	0P+3.67	0P+3.47	
楠根川流域		萱振大橋水位観測所	0P+6.74	0P+8.18	0P+7.98	

(注釈) 本要綱第6条に定める「今後水位上昇が見込めない場合」とは、以下に示す状況のいずれかを指す。

1. 「開始水位に到達」しても「河川水位が下降傾向にあることが予測される」場合。
2. 本表に示す各ポンプ運転調整対象流域に存在する、大阪府知事が指定する洪水予報河川の基準地点（京橋水位観測所を除く）において、「氾濫危険水位」に達していない場合。

様式

1.	様式1号	台風情報発表文（例文）	637
2.	様式4-1号	淀川洪水予報発表文例	639
3.	様式4-2号	大和川下流洪水予報発表文例	641
4.	様式4-3号	猪名川洪水予報発表文例	645
5.	様式6号	淀川水防警報・情報発表文	647
6.	様式7号	大和川・石川水防警報・情報発表文	648
7.	様式8号	猪名川水防警報発表文	649
8.	様式9号	大阪府知事指定水位周知河川の氾濫警戒情報文	650
9.	様式9-1号	大阪府知事指定水位周知河川の氾濫危険情報文	651
10.	様式9-2号	大阪府知事指定水位周知河川の氾濫発生情報文	652
11.	様式9-3号	大阪府知事指定水位周知海岸の高潮氾濫発生情報文	653
12.	様式9-4号	大阪府知事指定水位周知海岸の高潮氾濫発生情報解除文	655
13.	様式10号	大阪府知事指定水防警報河川の水防警報発表文	656
14.	様式10-1号	大阪府知事指定水防警報海岸等の水防警報発表文	657
15.	様式11-1号	〇〇〇ダム洪水警戒体制の通知	658
16.	様式11-2号	〇〇〇ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知	659
17.	様式11-3号	〇〇〇ダム洪水量到達の情報	660
18.	様式11-4号	〇〇〇ダム【重要通知 緊急放流（非常用洪水き吐越流）3時間前】	661
19.	様式11-5号	〇〇〇ダム【重要通知 緊急放流（非常用洪水吐き越流）1時間前】	662
20.	様式11-6号	〇〇〇ダム【重要通知 緊急放流（非常用洪水吐き越流）開始】	663
21.	様式11-7号	〇〇〇ダム 緊急放流（非常用洪水吐き越流）終了の情報	664
22.	様式11-8号	〇〇〇ダム洪水警戒体制解除の情報	665
23.	様式11-9号	〇〇〇ダム事前放流開始の通知	666
24.	様式11-10号	〇〇〇ダム常用洪水吐き越流開始の通知	667
25.	様式12-1号	水防実施状況報告書	668
26.	様式12-2号	水防実施状況報告書（図形式）	669
27.	様式12-3号	大阪府水防実施状況報告書	670
28.	様式13号	身分証票	672
29.	様式14号	公用負担権限証明書	673
30.	様式15号	公用負担証	673

平成30年 台風第21号に関する大阪府気象情報 第5号 (発表)

平成 30 年 09 月 04 日 11 時 33 分 大阪管区気象台発表

(見出し)

非常に強い台風第21号は、4日昼過ぎに大阪府へ最も接近する見込みです。台風の接近に伴い、雨や風が急激に強まるでしょう。暴風、高潮、土砂災害に厳重に警戒し、浸水害、河川の増水や氾濫、高波に警戒してください。

(本文)

非常に強い台風第21号は、4日10時には室戸岬の南約60キロにあって、1時間におよそ45キロの速さで北北東へ進んでいます。

中心の気圧は945ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は45メートル、最大瞬間風速は60メートルで、中心の南東側190キロ以内と北西側90キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は速度を速めながら北北東に進み、4日昼過ぎに大阪府へ最も接近する見込みです。

台風の北上に伴い、大阪府には暖かく湿った空気が流れ込んでいるため、大気の状態が非常に不安定となっています。

[雨の予想]

大阪府では、4日夜のはじめ頃にかけて、局地的に雷を伴って激しい雨が降る見込みです。特に、4日昼過ぎから夕方にかけて、非常に激しい雨となるおそれがあります。

4日に予想される1時間降水量は、多い所で、

70ミリ

5日12時までに予想される24時間降水量は、多い所で、

250ミリ

[風と波の予想]

大阪府では、4日夕方にかけて暴風となる見込みです。特に、4日昼過ぎから夕方にかけては猛烈な風が吹き、海上はしけるでしょう。

4日に予想される最大風速（最大瞬間風速）は、

陸上 35メートル（50メートル）

海上 40メートル（55メートル）

4日に予想される波の高さ（ピーク）は、

4メートル

[高潮の予想]

大阪府の沿岸地域の海岸や河口付近では、4日昼過ぎから夜遅くにかけて高潮のおそれがあります。特に、4日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて厳重な警戒が必要です。

台風の接近と共に急激に潮位が上昇し、過去最高の潮位に匹敵する記録的な高潮となるおそれがあります。

[防災事項]

暴風、高潮、土砂災害に厳重に警戒してください。

浸水害、河川の増水や氾濫、高波に警戒してください。

竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

台風接近時には、雨や風が急激に強まるため身動きがとれず、台風通過後も交通障害などのおそれがあります。

不要不急の活動は極力控え、台風が接近する前の早めの避難を心がけてください。

[お知らせ]

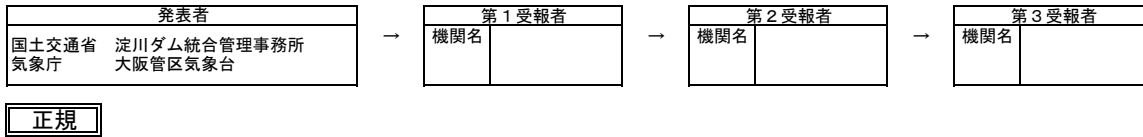
平成30年6月18日の大阪府北部の地震に伴い、揺れの大きかった地域の大雨警報・注意報は、通常基準より引き下げた運用となっています。

[補足事項]

最新の台風情報や、気象台の発表する警報、注意報、竜巻注意情報、気象情報などに留意してください。

次号は、4日17時頃に発表する予定です。

付図 3



正規

よどがわ
淀川氾濫注意情報

淀川洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
よどがわ とうごうかんりじむしょ おおさかあくきょうたい
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】淀川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】淀川の枚方水位観測所(枚方市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	12日08時50分～14日08時50分 までの流域平均雨量	14日08時50分～14日11時50分 までの流域平均雨量の見込み
淀川流域	100ミリ	20ミリ

(水位)

淀川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
枚方 水位観測所 (枚方市)	14日08時50分の状況	4.50 -	■■■■■			
	14日09時50分の予測	4.60 -	■■■■■			
	14日10時50分の予測	4.70 -	■■■■■			
	14日11時50分の予測	4.80 -	■■■■■			
	14日12時50分の予測	4.90 -	■■■■■			
	14日13時50分の予測	5.00 -	■■■■■			
	14日14時50分の予測	5.10 -	■■■■■			

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	枚方 水位観測所		
	枚方市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	5.50		
レベル3水位 避難判断水位※	5.40		
レベル2水位 氾濫注意水位	4.50		
レベル1水位 水防団待機水位	2.70		
受け持ち区間	淀川 左岸 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで 右岸 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府高槻市 大阪府摂津市 大阪府三島郡島本町 大阪府大阪市 大阪府守口市 大阪府枚方市 大阪府寝屋川市 大阪府吹田市 大阪府茨木市 大阪府大東市 大阪府門真市 大阪府東大阪市 大阪府豊中市 大島町3丁目の一部 京都府乙訓郡大山崎町 京都府八幡市 橋本地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

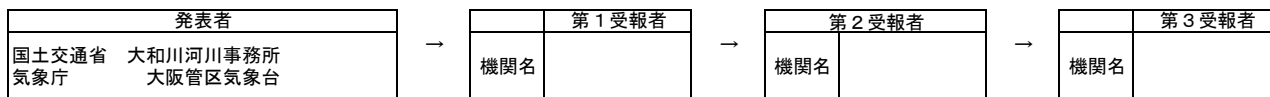
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281
気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

付図3



正規

やまとがわかりゅう
大和川下流氾濫警戒情報

大和川下流洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
令和〇年〇月〇日〇時〇分
やまとがわかせんじむしょ おおさかかんくきしようだい
大和川河川事務所・大阪管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル3相当情報[洪水]】大和川下流では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

（主 文）

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。大和川の柏原水位観測所（藤井寺市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。大和川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、大阪市、堺市、八尾市、松原市、藤井寺市、柏原市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

ところにより1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	1日09時50分～3日09時50分までの流域平均雨量	3日09時50分～3日12時50分までの流域平均雨量の見込み
大和川下流域	190ミリ	200ミリ

（水位）

大和川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
柏原 水位観測所 (藤井寺市)	3日09時50分の状況	4.55↑				
	3日10時40分の予測	4.90-				
	3日11時40分の予測	5.20-				
	3日12時40分の予測	4.90-				
	3日13時40分の予測	5.20-				
	3日14時40分の予測	5.20-				
	3日15時40分の予測	5.50-				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

（注意事項）

観測所名	柏原水位観測所		
	藤井寺市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	5.10		
レベル3水位 避難判断水位※	4.50		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.20		
レベル1水位 水防団待機水位	1.50		
受け持ち区間	大和川		
	左岸 奈良県・大阪府県境 から 海まで		
	右岸 奈良県・大阪府県境 から 海まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	<p>大阪府大阪市天王寺区、 大阪府大阪市浪速区、 大阪府大阪市東成区、 大阪府大阪市生野区、 大阪府大阪市城東区、 大阪府大阪市阿倍野区、 大阪府大阪市住吉区、 大阪府大阪市東住吉区、 大阪府大阪市西成区、 大阪府大阪市住之江区、 大阪府大阪市平野区、 大阪府大阪市中央区、 大阪府堺市堺区、 大阪府堺市西区、 大阪府堺市北区、 大阪府八尾市相生町、青山 町、曙川東、曙町、明美 町、旭ヶ丘、 大阪府八尾市跡部北の町、 跡部本町、跡部南の町、植 松町、老原、 大阪府八尾市太田、太田新 町、刑部、大字刑部、恩智 北町、 大阪府八尾市恩智中町、恩 智南町、垣内、柏村町、春 日町、上尾町、 大阪府八尾市上之島町北、 上之島町南、亀井町、萱振 町、北亀井町、 大阪府八尾市北木の本、北 久宝寺、北本町、木の本、 大字木本、 大阪府八尾市久宝寺、教興 寺、空港、光南町、郡川、 大阪府八尾市小阪合町、桜 ヶ丘、志紀町、志紀町西、 志紀町南、 大阪府八尾市渋川町、清水 町、神宮寺、神武町、末広 町、荘内町、 大阪府八尾市太子堂、田井 中、高町、高美町、高安町 北、高安町南、 大阪府八尾市竹淵、竹淵 西、竹淵東、天王寺屋、中 田、永畑町、 大阪府八尾市西木の本、西 久宝寺、西高安町、西弓 削、沼、服部川、 大阪府八尾市光町、東老 原、東久宝寺、東太子、東 本町、東町、 大阪府八尾市東山本新町、 東山本町、東弓削、大字東 弓削、 大阪府八尾市福栄町、福万 寺町、福万寺町北、福万寺 町南、二俣、</p>		

大阪府八尾市大字二俣、本町、松山町、緑ヶ丘、南植松町、
大阪府八尾市南亀井町、南木の本、南久宝寺、南小阪合町、
大阪府八尾市南太子堂、南本町、都塚、大字都塚、八尾木、
大阪府八尾市大字八尾木、八尾木北、八尾木東、安中町、
大阪府八尾市山本高安町、山本町、山本町北、山本町南、弓削町、
大阪府八尾市弓削町南、陽光園、龍華町、若草町、若林町、
大阪府松原市天美我堂、天美北、天美西、天美東、天美南、
大阪府松原市大堀、小川、北新町、一津屋、別所、
大阪府松原市三宅中、三宅西、三宅東、若林、
大阪府柏原市青谷、旭ヶ丘、安堂町、石川町、今町、円明町、大泉、
大阪府柏原市片山町、上市、河原町、清州、国分市場、国分西、
大阪府柏原市国分東条町、国分本町、大正、太平寺、高井田、
大阪府柏原市田辺、玉手町、堂島町、平野、古町、
大阪府柏原市法善寺、本郷、山ノ井町、
大阪府羽曳野市碓井、川向、誉田、島泉、
大阪府藤井寺市梅が園町、大井、川北、国府、古室、小山、小山新町、
大阪府藤井寺市小山藤の里町、小山藤美町、沢田、惣社、津堂、
大阪府藤井寺市道明寺、西大井、西古室、林、船橋町、北條町、
大阪府藤井寺市御舟町、
大阪府東大阪市足代、足代北、足代新町、足代南、荒川、池島町、
大阪府東大阪市永和、近江堂、大蓮北、大蓮東、大蓮南、柏田西、
大阪府東大阪市柏田東町、柏田本町、金岡、上小阪、川俣、
大阪府東大阪市岸田堂北町、岸田堂西、岸田堂南町、衣摺、源氏ヶ丘、
大阪府東大阪市小阪、寿町、小若江、三ノ瀬、新喜多、洪川町、
大阪府東大阪市下小阪、俊徳町、新池島町、新上小阪、太平寺、
大阪府東大阪市高井田、高井田中、高井田西、高井田本通、
大阪府東大阪市高井田元町、長栄寺、長堂、友井、中小阪、長瀬町、
大阪府東大阪市西堤西、西堤、西堤学園町、西堤楠町、西堤本通西、

	大阪府東大阪市西堤本通東、東上小阪、菱屋西、宝持、御厨、大阪府東大阪市御厨栄町、御厨中、御厨西ノ町、御厨南、森河内西、大阪府東大阪市森河内東、横沼町、吉松、若江西新町		
--	---	--	--

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

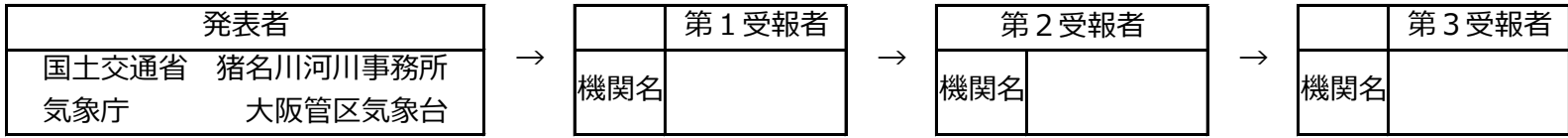
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 大和川河川事務所 調査課 電話：072-971-1381

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303



正規

いながわ

猪名川氾濫注意情報

猪名川洪水予報第○号
洪水注意報(発表)
令和○年○月○日○時○分
いながわかせんじむしょ おおさかかんくきしょうだい
猪名川河川事務所・大阪管区气象台 共同発表

(見出し)

いながわ

**【警戒レベル2相当情報[洪水]】猪名川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

いながわ おおべ いけだし

【警戒レベル2相当】猪名川の小戸水位観測所(池田市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

ところにより1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	11日09時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
猪名川流域	180ミリ	60ミリ

(水位)

猪名川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
小戸 水位観測所 (池田市)	13日09時40分の状況	2.80 ↑				
	13日10時40分の予測	3.00 -				
	13日11時40分の予測	3.20 -				
	13日12時40分の予測	3.20 -				
	13日13時40分の予測	3.00 -				
	13日14時40分の予測	3.20 -				
	13日15時40分の予測	3.30 -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	小戸水位観測所	
	池田市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.00	
レベル3水位 避難判断水位※	3.40	
レベル2水位 氾濫注意水位	2.50	
レベル1水位 水防団待機水位	1.00	
受け持ち区間	猪名川 左岸 大阪府池田市古江町69番地 先から神崎川合流点まで 右岸 兵庫県川西市滝山字上ノ宮9 番地先から神崎川合流点まで	
	藻川 左岸 猪名川からの分派点から猪名 川合流点まで	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府豊中市稲津町、今在家地区、 上津島地区、利倉東地区、服部寿 町、服部西町、服部南町、利倉西地 区、庄内幸町、庄内栄町、庄内西 町、庄内東町、名神口地区、野田 町、原田中地区、原田南地区、日出 町、穂積地区、三国地区、曾根南町 大阪府池田市東山町、古江町、中川 原町、木部町、室町、桃園地区、姫 室町、呉服町、満寿美町、宇保町、 神田地区、豊島南地区、ダイハツ 町、八王寺地区、天神地区、豊島北 地区、井口堂地区、荘園地区、住吉 兵庫県尼崎市全域 兵庫県伊丹市下河原地区、中村地 区、桑津地区、森本地区、口酒井地 区、岩屋地区、小坂田地区(空港敷 地)、北伊丹地区、北園地区、北河 原地区、北本町地区、藤ノ木地区、 東有岡地区 兵庫県川西市出在家町、絹延町、南 花屋敷地区、栄根地区、小戸地区、 加茂地区、下加茂地区	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 猪名川河川事務所 工務課 電話：072-751-1111(代表)、1986(直通)

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
淀川	枚方水位観測所	第3号

平成29年07月07日10時00分

国土交通省 淀川河川事務所発表

【現況】

淀川の枚方水位観測所（枚方市）の水位は、7日10時00分現在4.47mです。

淀川の枚方水位観測所（枚方市）の水位は、水防団待機水位を超え、上昇しています。

淀川の枚方水位観測所（枚方市）の水位は、氾濫注意水位を上回る見込みです。

【発表】

水防機関は出動してください。

淀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
加茂			○	
桂			○	
枚方			○	
向島			○	

(参考)

淀川 枚方水位観測所（枚方市）

（受け持ち区間は 淀川左岸：京都府界から海まで、右岸：京都府界から海まで）

問い合わせ先

国土交通省 淀川河川事務所 電話：072-843-2861 (内線) 500

(参考)

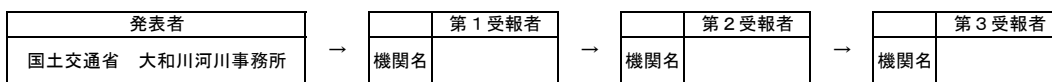
枚方【大阪府枚方市】

計画高水位 : 6.36m
 氾濫危険水位 : 5.50m
 避難判断水位 : 5.40m
 氾濫注意水位 : 4.50m
 水防団待機水位 : 2.70m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/



正規

水防警報（待機・準備・出動・解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
大和川 石川 曾我川 佐保川	柏原 板東 番条 保田	第 号
平成 年 月 日 時 分	国土交通省 大和川河川事務所	

（現 況）

〔大和川 佐保川 曾我川〕の〔柏原水位観測所（藤井寺市） 板東水位観測所（大和郡山市） 番条観測所（大和郡山市） 保田観測所（川西町）〕の水位は、
 日 時 分現在 mです。

今後水位は、〔はん濫危険水位 避難判断水位 はん濫注意水位 水防団待機水位〕〔を上回る 程度の を下回る〕見込みです。

（被災状況）

（発 表）

〔第1段階 水防機関は待機してください。 第2段階 水防機関は準備してください。 第3段階 水防機関は出動してください。 第4段階 水防警報を解除します。〕

（特 記）

大和川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
番条観測所				
保田観測所				
板東観測所				
柏原観測所				

（参考資料）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
 国土交通省 大和川河川事務所調査課

電話：072-971-1381

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
猪名川	小戸水位観測所	第1号

平成26年08月09日09時10分

国土交通省 猪名川河川事務所発表

【現況】

猪名川の小戸水位観測所（池田市）の水位は、9日09時00分現在1.05mです。

【発表】

水防機関は待機してください。

猪名川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出勤	解除
小戸	○			

(参考)

猪名川 小戸水位観測所（池田市）

（受け持ち区間は 猪名川左岸：池田市古江町69番地先から神崎川への合流点まで、右岸：川西市滝山字上ノ宮9番地先から神崎川への合流点まで
藻川左岸：猪名川からの分派点から猪名川への合流点まで）

問い合わせ先

国土交通省 猪名川河川事務所 管理課 電話：072-751-1111（内線）351

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

〇〇川 水 防 警 報 第 号

令和 年 月 日 時 分
大阪府〇〇〇〇事務所長発表

発表	段階 (種類)	本 文	備考
	第 2 段階 (準備)	川の水位は 時 分現在、 地点で m cm となり、水防団待機水位(通報水位)を突破しました。 水防機関は出動の準備をしてください。	
	第 3 段階 (出動)	川の水位は 時 分現在、 地点で m cm となり、氾濫注意水位(警戒水位)に近づきました。 水防機関は嚴重な警戒をしてください。	※ 1
		川の水位は 時 分現在、 地点で m cm となり、氾濫注意水位(警戒水位)を突破しました。 水防機関は危険箇所の早期水防をしてください。	
	第 4 段階 (解除)	川の水位は 時 分現在、 地点で m cm となり、氾濫注意水位(警戒水位)を下回りましたの で、水防警報を解除します。	
		川の水位は 時 分現在、 地点で m cm となり、水防団待機水位(通報水位)を下回りましたの で、水防警報を解除します。	※ 2
		大雨 (洪水) 注意報が解除されましたので、水防警報を解除しま す。	

発表欄に○印を記入する。

- ※ 1 第 3 段階 (出動) は降雨状況・予測、急激な水位上昇等を考慮し、どちらかを発表する。
- ※ 2 水防団待機水位を突破し、急激な水位上昇で氾濫注意水位に近づき、第 3 段階 (出動) を発表したものの、氾濫注意水位を突破せず、水防団待機水位を下回った場合に発表する。

設定水位	水位(m)
水防団待機水位(通報水位)	
氾濫注意水位(警戒水位)	
【参考】避難判断水位(特別警戒水位)	
【参考】氾濫危険水位(危険水位)	

連絡先	送信者名	受信者名	確認時刻
			：
			：
			：
			：
			：
			：
			：
			：
			：
			：
			：

管内高潮区域
 天保山運河
 大阪港
 布屋海岸
 泉北海岸
 泉南海岸

水防警報 第 号

令和 年 月 日 時 分
 事務所長発表

「警報の種類」 { 第2段階（準備）
 第3段階（出動）
 第4段階（解除） }

（本文） { 安治川水門
 三国
 出来島 検潮所地点で潮位がO. P. +2.00mに達し、
 堺港 なお著しい上昇のおそれがあります。
 泉北港
 岸和田水門
 深日港

{ 高潮注意報が発表されました。
 台風が岡山以東、大阪湾内を通過します。
 台風等の接近により、大阪湾において風速15m以上の南ないし西よりの風が吹き、同時に満潮になります。
 地震が発生し、津波警報が発表されました。
 その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知しました。

1. 水防機関は出勤し { 出動の準備をして下さい。
 厳重な警戒をして下さい。
 危険ヶ所の早期水防をして下さい。

2. 高潮等のおそれがなくなった為、水防警報を解除します。

連絡先(確認連絡要機関)	送信者名	受信者名

通知（受信確認が必要）

ダム連絡

○○○ダム洪水警戒体制の通知

令和○年○月○日○時○分
大阪府○○土木事務所
発信者：○○○○

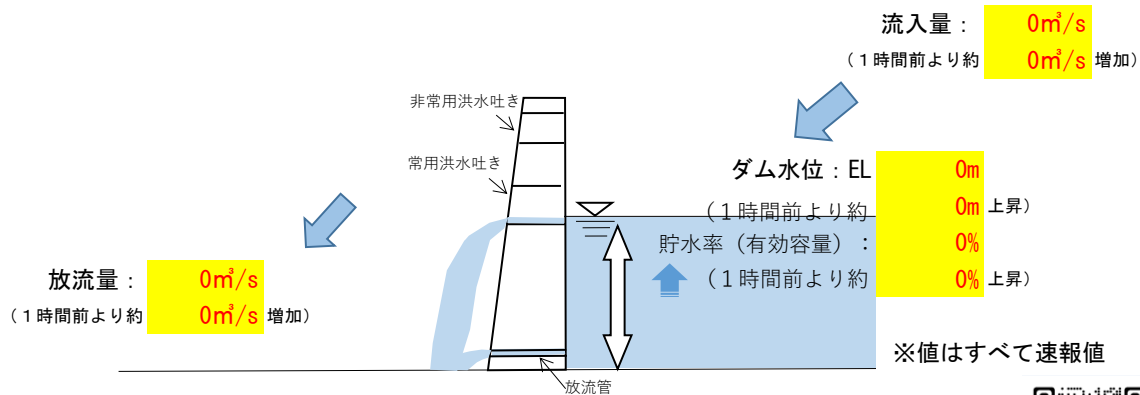
<ダムに関する通知>

○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、○月○日○時○分に洪水警戒体制に入りました。
流入が増加し、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。
今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。
ダムからの通知はFAXにより行いますので、FAXを常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。
ダムの流入量や放流量、貯水量等の情報は、大阪府河川防災情報のHPを確認ください。

洪水警戒体制に入った理由	<input type="checkbox"/> 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表された。 発表時刻：○月○日○時○分
	<input type="checkbox"/> 貯水池への流入量が ○m ³ /s に達した。
	（ <u>台風</u> ）（ <u>低気圧</u> ）（ <u>前線</u> ）（ <u>その他</u> ） により洪水が予想されるため。

【ダム情報】

現在時刻： 令和○年○月○日○時○分



※ダム情報のホームページ

<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/choruryuo.html>



<受信確認> FAX受信後、確認のため受信連絡をお願いします。

受信確認連絡は、下記へお願いします。

大阪府○○土木事務所 TEL：○○○ - ○○○ - ○○○○ [防災無線電話：] FAX:○○○ - ○○○ - ○○○○

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

通知（受信確認が必要）

ダム連絡

○○○ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和○年○月○日○時○分
 大阪府○○土木事務所
 発信者：○○○○

<ダムに関する通知>

○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、ダム放流量が増加する見込みです。

下流河川の水位上昇に注意してください。
また、河川内に立ち入らないように注意してください。

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。河川内に立ち入らないように注意してください。

【ダム情報】
 現在時刻：令和○年○月○日○時○分

流入量：
 (1時間前より約 **0m³/s** 増加)

ダム水位：EL **0m**
 (1時間前より約 **0m** 上昇)

非常用洪水吐き
 常用洪水吐き

放流量：
 (1時間前より約 **0m³/s** 増加)

放流管

貯水率（有効容量）：
 (1時間前より約 **0%** 上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ
<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/choryuryo.html>

<受信確認> FAX受信後、確認のため受信連絡をお願いします。

受信確認連絡は、下記へお願いします。

大阪府○○土木事務所 TEL：○○○ - ○○○ - ○○○○ [防災無線電話：] FAX:○○○ - ○○○ - ○○○○

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

ダム連絡

○○○ダム洪水量到達の情報

令和○年○月○日○時○分
大阪府○○土木事務所
発信者：○○○○

<ダムに関する連絡>

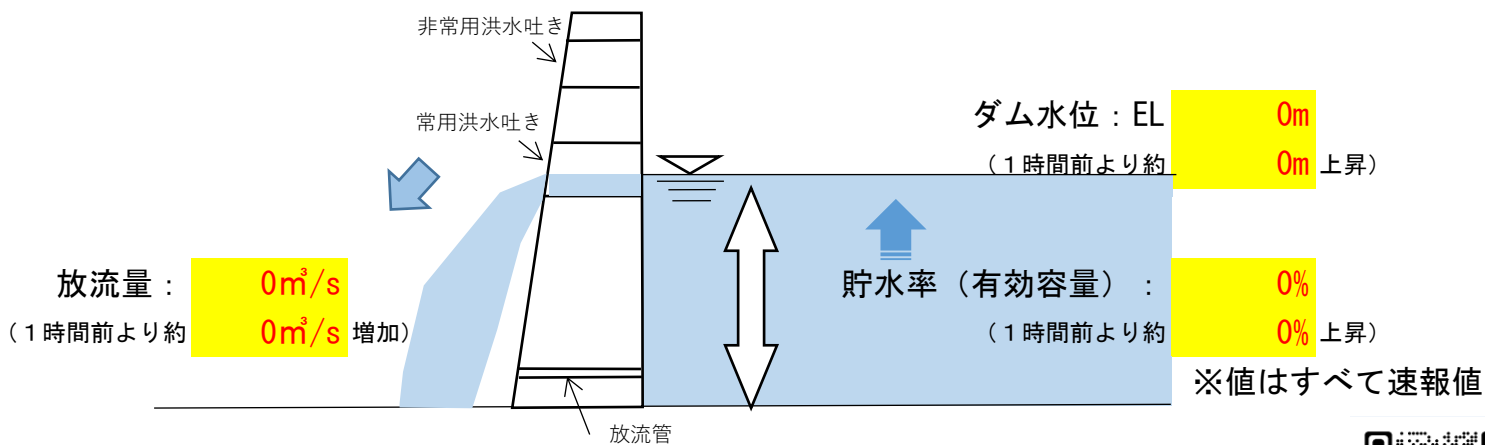
○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、○月○日○時○分にダムへの流入量が洪水量（ $0\text{m}^3/\text{s}$ ）に達しました。流入量の一部がダムから越流し、残りをダムに貯留しています。ダム流下量（放流量）は徐々に増加します。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。

【ダム情報】

現在時刻：令和○年○月○日○時○分

流入量： **$0\text{m}^3/\text{s}$**
(1時間前より約 **$0\text{m}^3/\text{s}$** 増加)



※ダム情報のホームページ

<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ia/choruryo.html>



※受信確認は不要です。

通知（受信確認が必要）

ダム連絡

緊急 ○○○ダム

【重要通知 緊急放流（非常用洪水吐き越流） 3時間前】

令和○年○月○日○時○分
大阪府○○土木事務所
発信者：○○○○

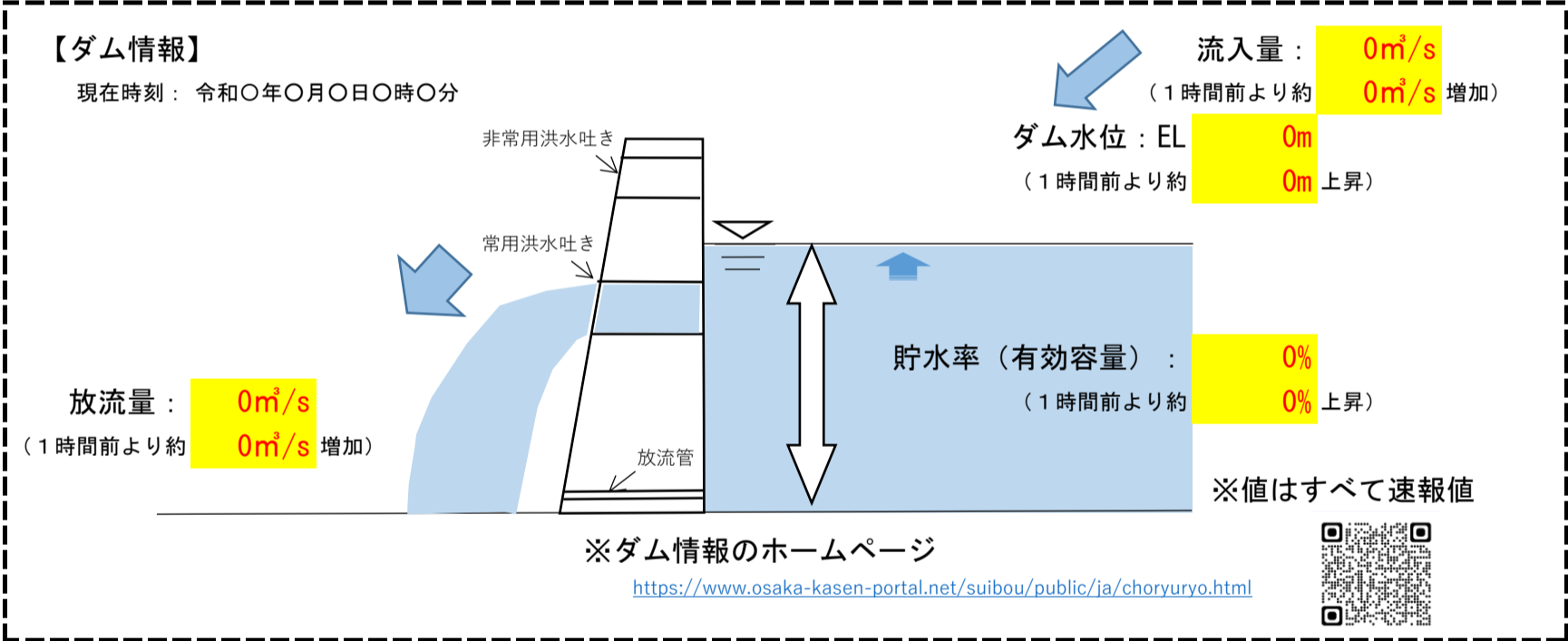
＜ダムに関する通知＞

○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、現在、洪水調節を行っています。
今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、○月○日○時○分頃から緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）となり、下流に流れる水量が増えるおそれがあります。
そのため、洪水氾濫のおそれがあります。
非常用洪水吐きから越流するおおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

基準水位到達時刻から
3時間後を目安に、越流が
予想される時間を記入

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれあり。
- ・避難指示等の措置が必要。



＜受信確認＞ FAX受信後、確認のため受信連絡をお願いします。

受信確認連絡は、下記へお願いします。

大阪府○○土木事務所 TEL：○○○ - ○○○ - ○○○○ [防災無線電話：] FAX:○○○ - ○○○ - ○○○○

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

ダム連絡

緊急 ○○○ダム

通知（受信確認が必要）

【重要通知 緊急放流（非常用洪水吐き越流） 1時間前】

令和○年○月○日○時○分
大阪府○○土木事務所
発信者：○○○○

＜ダムに関する通知＞

○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、現在、洪水調節を行っていますが、洪水調節に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、○月○日○時○分頃から緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）となり、下流に流れる水量が増えるおそれがあります。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

非常用洪水吐きから越流した場合は、ただちにその旨を通知します。

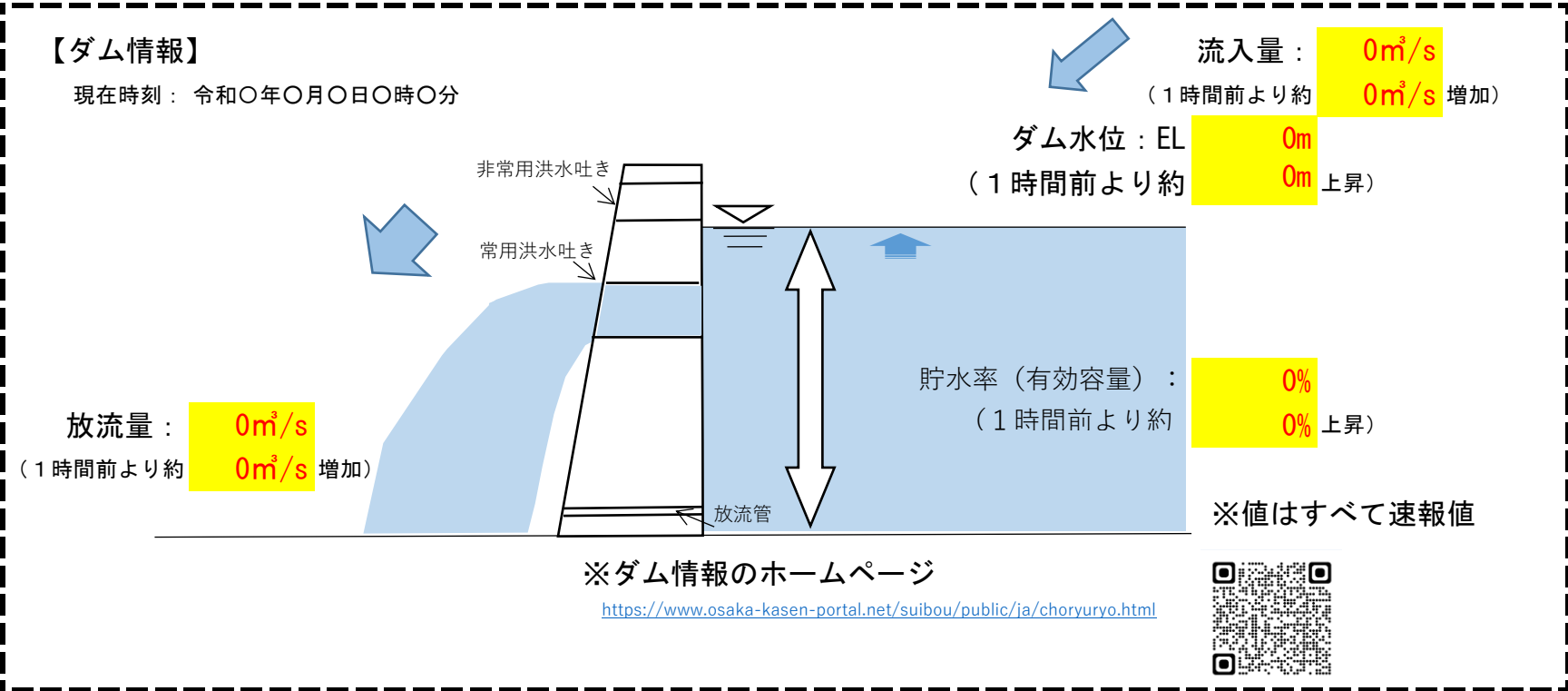
※放流警報を吹鳴します。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

基準水位到達時刻から
1時間後を目安に、越流が予想される時間を記入

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要です。



＜受信確認＞ FAX受信後、確認のため受信連絡をお願いします。

受信確認連絡は、下記へお願いします。

大阪府○○土木事務所 TEL：○○○ - ○○○ - ○○○○ 【防災無線電話： 】 FAX:○○○ - ○○○ - ○○○○

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

通知（受信確認が必要）

ダム連絡

緊急 ○○○ダム

【重要通知 緊急放流（非常用洪水吐き越流）開始】

令和○年○月○日○時○分
大阪府○○土木事務所
発信者：○○○○

<ダムに関する通知>

○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、計画規模を超える洪水のため、○月○日○時○分に緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）となりました。

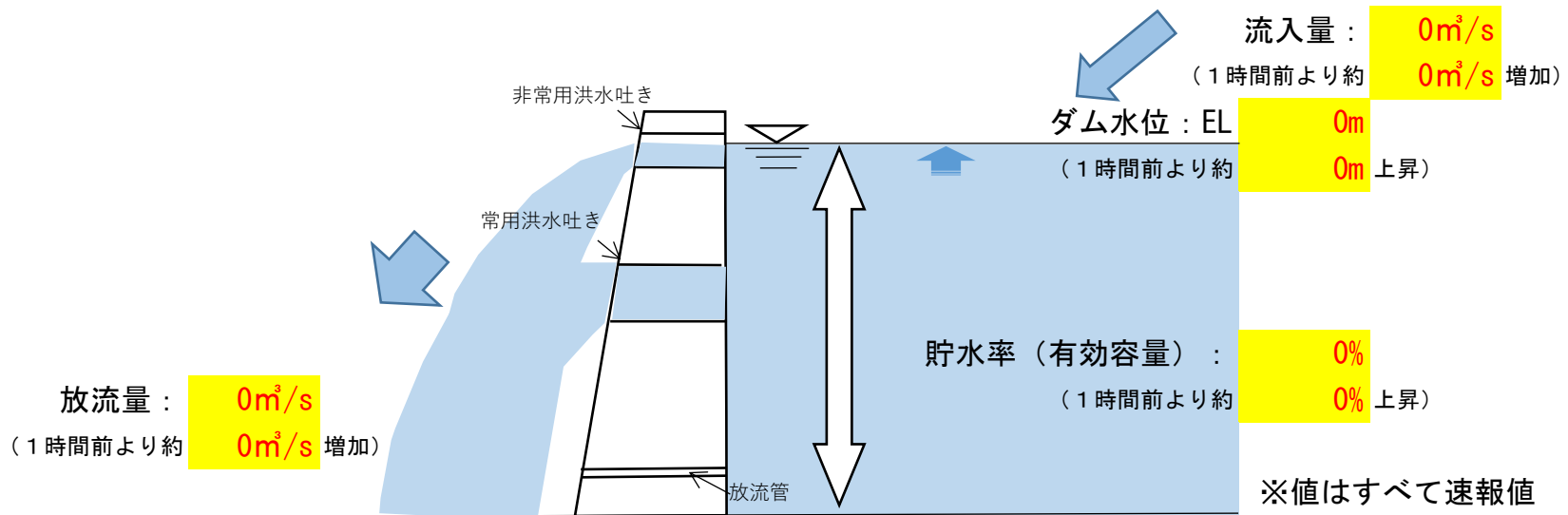
警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：令和○年○月○日○時○分

ダムの空容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※ダム情報のホームページ

<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/choryuryo.html>



<受信確認> FAX受信後、確認のため受信連絡をお願いします。

受信確認連絡は、下記へお願いします。

大阪府○○土木事務所 TEL：○○○ - ○○○ - ○○○○ [防災無線電話：] FAX：○○○ - ○○○ - ○○○○

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

情報

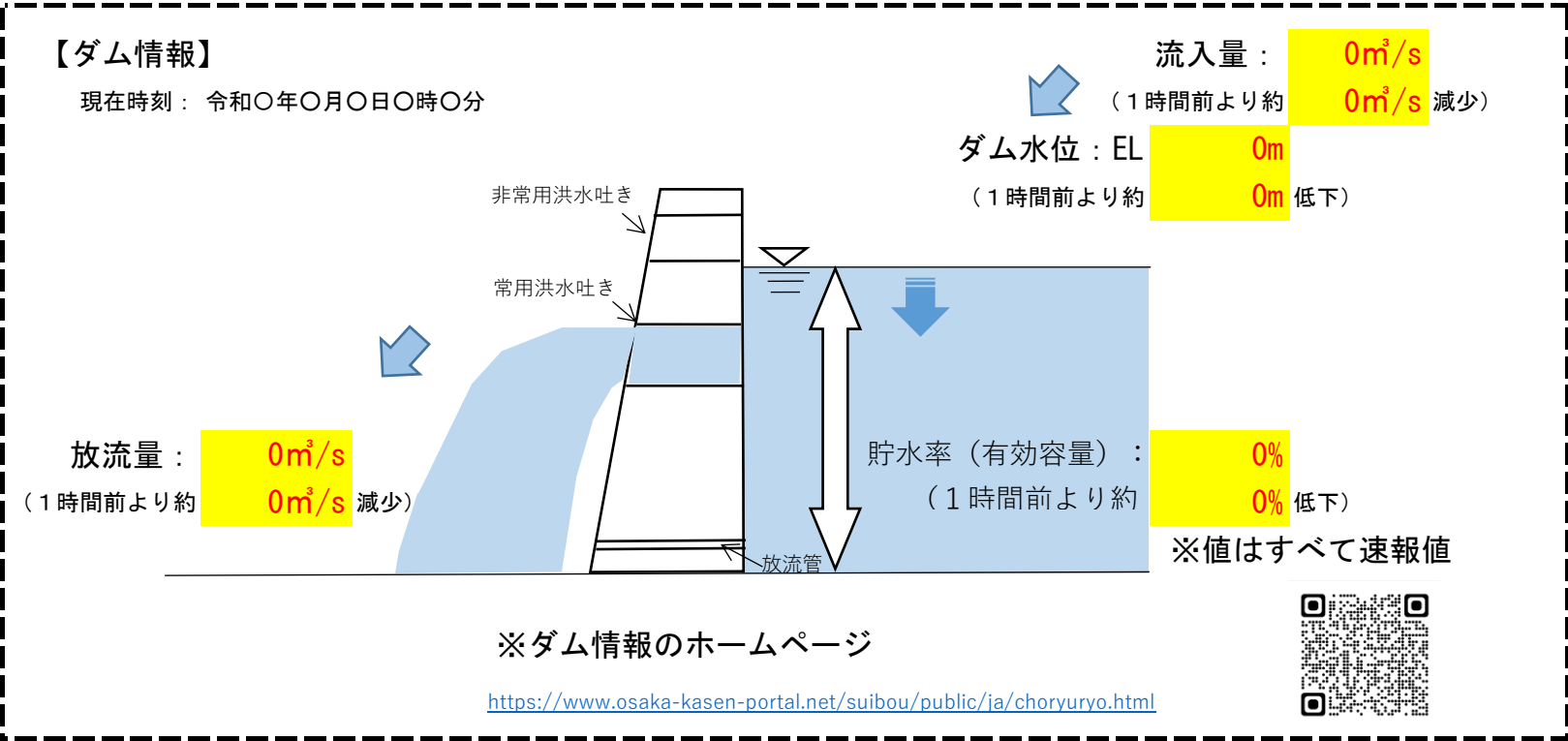
ダム連絡

○○○ダム緊急放流（非常用洪水吐き越流） 終了の情報

令和○年○月○日○時○分
大阪府○○土木事務所
発信者：○○○○

<ダムに関する連絡>

○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が○月○日○時○分に終了しました。
今後、ダムからの放流量は減少していきますが、河川水位は引き続き高い状況が続きますので注意してください。



※受信確認は不要です。

ダム連絡

○○○ダム洪水警戒体制解除の情報

令和○年○月○日○時○分
大阪府○○土木事務所
発信者：○○○○

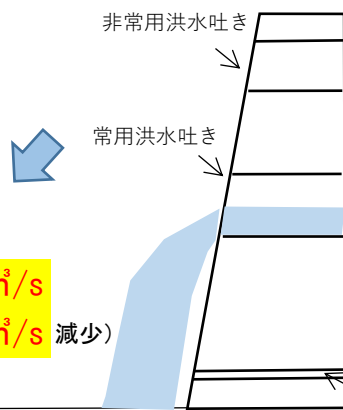
<ダムに関する連絡>

○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、○月○日○時○分に洪水警戒体制を解除しました。
雨量及び下流河川水位の状況から、ダムからの情報提供は終了します。

【ダム情報】

現在時刻： 令和○年○月○日○時○分

流入量： **0m³/s**
(1時間前より約 **0m³/s** 減少)



ダム水位：EL **0m**
(1時間前より約 **0m** 低下)

放流量： **0m³/s**
(1時間前より約 **0m³/s** 減少)

貯水率（有効容量）：**0%**
(1時間前より約 **0%** 低下)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ

<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/choruyuryo.html>



※受信確認は不要です。

通知（受信確認が必要）

ダム連絡

○○○ダム事前放流開始の通知

令和○年○月○日○時○分
 大阪府○○土木事務所
 発信者：○○○○

<ダムに関する通知>

【事前放流】
 ○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、○月○日○時○分に事前放流を開始しました。
 今後、ダム放流量が増加する見込みです。
下流河川の水位上昇に注意してください。

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】
 現在時刻：令和○年○月○日○時○分

流入量：**0m³/s**
 (1時間前より約 **0m³/s** 増加)

ダム水位：EL **0m**
 (1時間前より約 **0m** 上昇)

貯水率（有効容量）：**0%**
 (1時間前より約 **0%** 上昇)

放流量：**0m³/s**
 (1時間前より約 **0m³/s** 増加)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ
<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/choryuryo.html>

<受信確認> FAX受信後、確認のため受信連絡をお願いします。

受信確認連絡は、下記へお願いします。

大阪府○○土木事務所 TEL：○○○ - ○○○ - ○○○○ [防災無線電話：] FAX:○○○ - ○○○ - ○○○○

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

通知（受信確認が必要）

ダム連絡

○○○ダム常用洪水吐き越流開始の通知

令和○年○月○日○時○分
 大阪府○○土木事務所
 発信者：○○○○

<ダムに関する通知>

【事前放流】
 ○○川水系 ○○川 ○○○ダム（○○市）では、水位が常用洪水吐き敷高（EL. ○○m）を超え、常用洪水吐きから越流を開始しダム放流量が増加する見込みです。
下流河川の水位上昇に注意してください。

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】
 現在時刻：令和○年○月○日○時○分

流入量： **0m³/s**
 （1時間前より約 **0m³/s** 増加）

非常用洪水吐き
 常用洪水吐き

ダム水位：EL **0m**
 （1時間前より約 **0m** 上昇）

貯水率（有効容量）：
 （1時間前より約 **0%** 上昇）

放流量：**0m³/s**
 （1時間前より約 **0m³/s** 増加）

放流管

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ
<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/choruryo.html>

<受信確認> FAX受信後、確認のため受信連絡をお願いします。

受信確認連絡は、下記へお願いします。

大阪府○○土木事務所 TEL：○○○ - ○○○ - ○○○○ [防災無線電話：] FAX:○○○ - ○○○ - ○○○○

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

各課・所										
受信者										
送信者										
時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

様式第12-1号 水防実施状況報告書

(作成責任者)



(水防管理団体で水防箇所毎に作成するもの)

管理団体名								指定、非指定の別						
水防実施時の台風名また豪雨名								報告年月日		令和 年 月 日				
水防実施箇所	左岸 川 右岸 地先 m							所要経費	管理団体分	府支出分	合計			
	日 時	自 月 日 時		至 月 日 時					人 手 当	円	円	円		
その他		計				費	円		円	円				
出動人員数	水防団員	消防団員	その他	計					物 資材費	円	円	円		
	人	人	人	人			器 器材費		円	円	円			
水防作業の概況及工法	工法 箇所 m								費 燃料費	円	円	円		
									雑 雑費	円	円	円		
									計	円	円	円		
									合 合計	円	円	円		
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使用材料	呎・土のう袋	枚	枚	枚	
											苧	枚	枚	枚
	被害										縄	kg	kg	kg
											丸太	本	本	本
											その他			

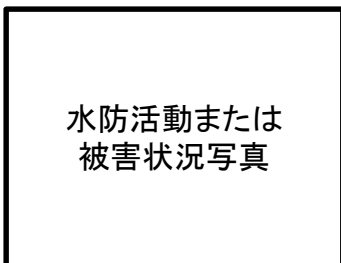
他の団体よりの応援の状況		立退き状況及びそれを指示した理由	
居住者 出動状況		水防功労者の氏名 年齢所属及びその功績概要	
警察の 援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時は、その場所および損傷状況	
現場指導 官公吏名		水防活動に関する自己批判	
水防関係者 の死傷		備 考	

令和 年台風第 号における水防活動 (大阪府〇〇市◇◇◇団・令和 年 月 日～ 日)

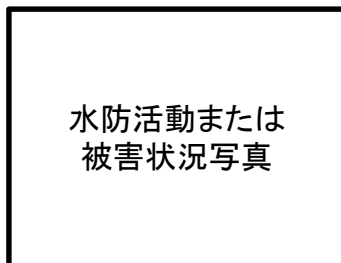
〇概要

〇〇市◇◇◇団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により、河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

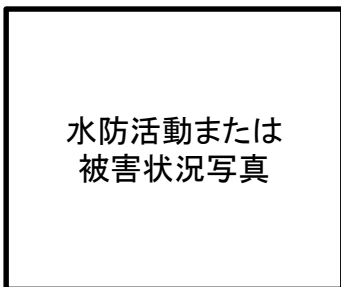
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)



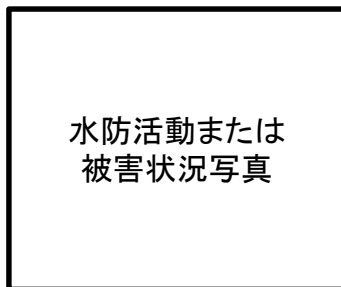
〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視



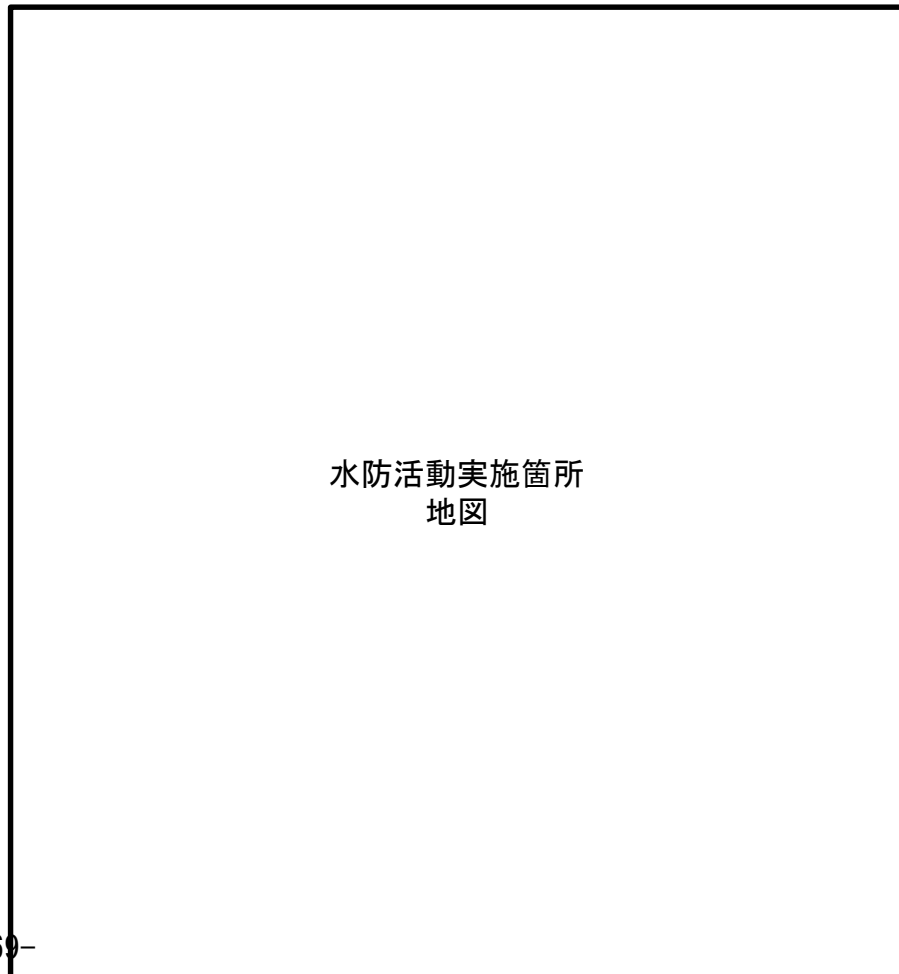
〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工



〇〇川左岸(〇〇地先)
月の輪工



〇〇地区の浸水被害



様式第12-3号 大阪府水防実施状況報告書

(土木事務所・農と緑の総合事務所・農政室で作る総括表)

令和 年 月 日

事務所名	出水の概況	水防実施箇所	水防実施の日時 及終結日時	出動人員数	水防作業の概況	効果		被害		所要経費概算	
				水防団員		堤防	m	m	府費	円	
				人		田	ha	ha	管理団体	円	
				消防団員		畑	ha	ha	計	円	
				人		家屋	戸	戸	人件費	円	
				府水防要員		鉄道	m	m	物件費	円	
				人		道路	m	m	その他	円	
				その他					使用資料		
				人					凧・土のう袋	枚	
				合計					縄	kg	
				人					丸太	本	
									その他		

水防実施状況報告書記載上の注意

第 12-1 号様式

1. 各水防管理団体で水防を行った箇所毎に作成する。
2. 各管理団体は一般については、管轄土木事務所長、治水事務所、工営所長に、ため池については、管轄農と緑の総合事務所、農政室に、箇所毎の報告書に集計表をつけて 3 部提出すること。
3. 集計表は、本様式を利用し水防実施箇所の欄には箇所数のみを記入すること。
4. 一般及びため池関係は各別とすること。

第 12-2 号様式

1. 各水防管理団体で作成する。
2. 本様式（例）を参考に、実施状況に応じて作成する。
3. 各管理団体は一般については、管轄土木事務所長、治水事務所、工営所長に、ため池については、管轄農と緑の総合事務所、農整室長に電子ファイルにより提出すること。
4. 一般及びため池関係は各別とすること。

第 12-3 号様式

1. 土木事務所、治水事務所、工営所、農と緑の総合事務所、農政室は各管理団体より提出された第 12-1 号様式を集計して第 12-3 様式を作成する。
2. 第 12-3 号様式に第 12-1 号様式を附して 2 部水防本部宛提出すること。
 - a. 出水の概況
出水当時の模様を具体的に記入すること。但し、雨量、水位の詳細については観測資料と共に別途報告のこと。
 - b. 水防実施箇所
箇所数のみ記載のこと。
 - c. 水防実施の日時及び終結日時
管轄管理団体中出動の最も早かったものと最終解散のものについて記載する。
 - d. 作業の概要
工法の種類と工法ごとの箇所数及び延長を記入のこと。

様式第13号 身分証票

(表)

(裏)

心 得

1. 記名以外の者の使用を禁ず。
2. 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
3. 本証の身分を失ったときは直ちに本証を返還すること。
4. 本証は水防法第49条第2項による立入証である。

平成 年 月 日発行

様式第14号 公用負担権限証明書

第 号

公用負担権限証明書

身分

氏名

上の者は (水防管理者
又は水防団長 氏名) の命に基き〇〇の区域に
消防機関の長

おける水防法第28条第1項の権限を行使するものであることを証明する

年 月 日

(水防管理者
又は水防団長
消防機関長) 氏名 印

様式第15号 公用負担証

第 号

公用負担証

負担者 住所

氏名 殿

物件	数量	負担内容 (使用、収用、処分)	期間	摘要

年 月 日

命令者 氏名 印

水 防 工 法

1. 河川堤防被害の原因 675
2. 水防工法の種類 676
3. 水防工法解説 677

1. 河川堤防被害の原因

河川堤防被害の原因は、越水、浸透、洗掘の三つに大別される。

- (a) 越水 堤防天端の低いところ、河床が隆起しているところ、橋梁や用水ぜきなど河川を横断した工作物のある上流側は越水の危険がある。堤防天端より水位がかさみ、あふれ始めは裏堤防のり先附近を洗掘し、次第にその洗掘が拡大し破堤する。
- (b) 浸透 砂目の多い堤防、やせた堤防、旧河川を横切って築堤したところ、樋門、樋管のある箇所などに浸透水がにじみ出て堤体がうみ、のり崩れや堤体に亀裂が入ってくる。またこの浸透が箇所的に集中し、水脈となって噴出するものがある。
- (c) 洗掘 河川の湾曲部の水当り箇所、護岸の痛んでいる箇所、橋梁、用水ぜきなどの下流側などは流速により洗掘される危険が大きい。また、大河川など河幅の広いところでは波浪により洗掘される恐れがある。
したがって、これらに適合した水防工法を選ばねばならない。また、水防は出水緊急時で暗夜暴風雨中においても確実に実施可能なものである必要があり、このためにも平常から資材、労力を確保し、水防演習を行って熟練しておくことが大切である。

2. 水防工法の種類

現象	工法	工法の概略説明	おもに使用される箇所、河川	主要材料	摘要	
越水	積土俵工	堤防天端に土俵を何段か積み重ねる	一般河川	土俵(吹)、(杭または竹)	応急嵩上げ工	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板を当てる	都市周辺河川(木材の得やすいところ)	杭、板、(釘)	"	
	蛇籠積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇籠を積む	急流河川	蛇籠、詰石、葎、(枕)	"	
	裏葎張工	堤防裏のり面を葎で被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	葎、縄、竹、土俵または吹	応急溢流堤工	
浸水	漏	釜段工	裏小段裏のり先平地に円形に積土俵する	一般河川	土俵、吹、葎(杭または竹、縄)	漏水緩和工
		月の輪工	同上でのりにかかり欠円形に積土俵する	同上	同上	"
		詰土俵工	川表の漏水口に土俵を詰める	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ	土俵(吹)、縄(葎、杭、竹)	漏水止め工
		縫ぎ葎張り工	川表の漏水面に葎を垂れ被覆する	漏水面の広いところ、水深の浅いところ	葎、縄、竹、杭、土俵	これは表のり欠壊工にも用いる
	葎張り工	川表の漏水面に葎を張る	水深のあまり深くないところ	葎、竹(縄、土俵)	漏水止め工	
	畳張り工	上記葎の代わりに畳を用いる	同上	古畳、杭(土俵、縄)	"	
	裏のり亀裂	五徳縫い工	裏のり面の亀裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、縄、土俵	
		挿し竹工	裏のり面の亀裂を竹で挿して崩壊を防ぐ	同上	竹(土俵)	
		力杭打ち工	裏のり先付近に大きな杭を並べる	粘土質堤防のすべり面に沿い滑動するもの	杭(竹)	
		籠止め工	裏のりを菱形様に杭打ち竹または鉄線で縫う	砂質堤防	杭、竹(鉄線)、土俵(粗朶)	
	裏のり崩壊	立籠工	裏のり面に蛇籠を立て被覆する	砂利質堤防、急流河川	蛇籠、詰石(杭)	
		杭打ち積土俵工	裏のり面に杭を打ち並べ中詰土俵を入れる	砂質堤防	杭、鉄線、布木、土俵	
		土俵羽口工	裏のり面に土俵を小口に張り上げる	一般堤防	土俵、竹(または杭)	これはのり崩壊にも用いられる
		築回し工	裏のり面に杭打ち柵をかき中詰土俵を入れる	同上	杭柵材、布木、土俵	表のり崩壊の断面補充にも用いる
		縫杭打ち工	杭を数列のりの上下に打ち並べこれを連結し中詰土俵を入れる	同上	杭、丸太材、縄、土俵	
		柵掻き詰土俵工	上記の工法とほぼ同じで柵をかく	同上	杭、柵材、土俵	
天端付近の亀裂		折返し工	天端の亀裂を両肩付近に竹を挿し折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土俵、縄	
	杭打ち縫ぎ工	同上の竹の代わりに杭を用い鉄線でつなぐ	砂質堤防	杭、鉄線		
	控取り工	亀裂が天端から裏のりにかかるもの、折返しと同様	粘土質堤防	竹、土俵、縄		
	縫ぎ縫い工	同上の現象で杭打ち繋ぎと同様	砂質堤防	杭、鉄線、土俵		
洗堀	木流し工	樹木を重り土俵をつけて流し被覆してやる	急流河川	立木、土俵、縄、鉄線、杭		
	葎張り工 畳張り工 縫ぎ葎張り工		比較的緩流河川			
	築回し工		凸側堤防、他の工法と併用			
	立籠工	表のりに蛇籠を立てて被覆する	砂利堤防、急流河川			
堀	わく入れ工	川倉、牛わく、猪の子などを入れる	急流河川、かなり河幅の広い河川	わく工材		
	捨石工	大きな石または石俵などを投入する	急流河川	石、石俵など		

3. 水防工法解説

◎ 越水対策

積土俵工

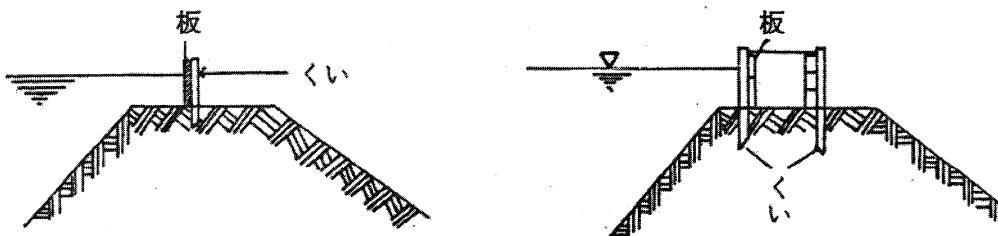
積土俵工は増水はなはだしく堤防てんばより越水するおそれがある場合に、堤防の欠け込みを考慮して、てんばの表のり肩より0.5~1.0mぐらい後退して土俵を水深に応じ1~3段積み等にするものとする。

せき板工

せき板工を行う場合には、くいをとおりよく打込み、その前面に板をくぎ付けして越水を防ぐか、またはくいを2列に打ち、その両内側に板をくぎ付けし中に土砂をてん充するものとする。

解説

この工法は土砂の採取困難で、板の入手が容易な市街地等に適し、板の厚さに応じ、くいを適当な間隔に打ちくい板に簡単に釘付けし、漏水を防ぐため板の前面に粘土または土砂を置き十分踏み固める。滞水時間の長い河川において時間的に余裕のある場合、幅の狭い板を用いるとき、その高さによっては板の継目が多くなるので、くいを2列に打ち内側には留め板を打付け、粘土および土砂をてん充する方法は相当な効果がある。くいの末口、打込み長さおよびてん充土砂の厚さは、せき板の高さに応じて決めなければならない。



蛇籠積み工

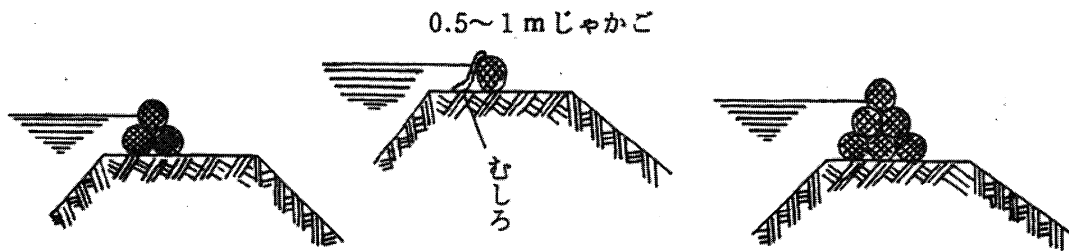
じゃかご積み工を行う場合は堤防てんばの表肩より0.5~0.1m後退して位置を決定し、じゃかごの径は45cm程度で1段並び2段(2.1積み)3段(3.2.1積み)に積み重ね、漏水を防ぐためむしろを前面にそり入るものとする。

解説

この工法は玉石などの容易に採取できる地方で滞水時間の比較的短い急流部に使用されるもので多くの場合竹じゃかごが用いられる。

竹じゃかご 5 m 当り

竹じゃかご	45cm × 5 m	(本)	6	3段積み
玉石		(m)	1.2	



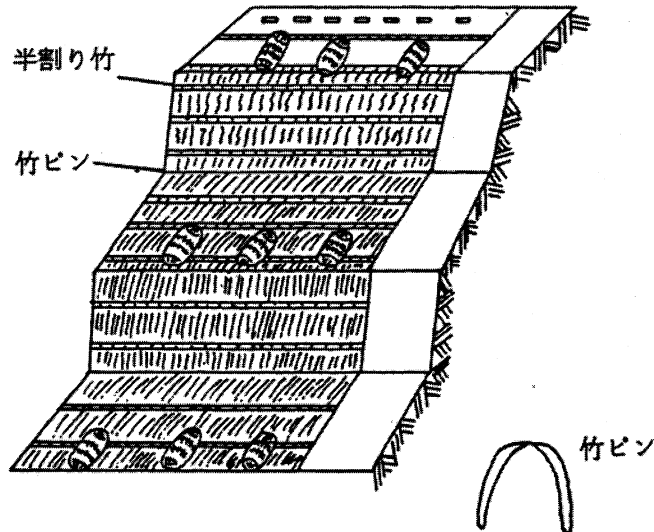
裏むしろ張工

裏むしろ張り工は堤防川裏にむしろを最下部最下流から堤防に長手が平行になるよう、下流側が下になり、のりに対して羽重ねになるよう敷き並べるものとする。

解説

この工法は越流し堤防のてんば、裏小段または犬走りなどが洗堀拡大するのを防ぐ場合、積土俵などより漏水が多い場合、または水位上昇し越水のおそれある場合などに積土俵とあわせ使用される。

むしろの継目は重ね合せ15cm程度として、張り初めおよび張り終りの縁の重ね合せの部分には半割りにした竹を刺しあて、さらに2年子竹の竹ピンを0.5m間隔に刺し込む。さらにてんば、小段、犬走りなどの平場には重し土俵を1.5m程度の間隔で長手を堤防に直角になるように置く。この工法で注意を要することは、てんばに十分むしろをかぶせるようにし、のり先にも平場の部分にもむしろを張って保護することである。また越流するような場合にも十分落ちついて粗雑に施工したり、設計したりすることのないよう最善の努力をすべきである。



◎ 漏水（浸透）防止

詰土俵工

詰土俵工は堤防の表のり面の漏水口に土俵をもって詰め、土俵が移動するおそれがある場合は小ぐいまたは竹を突き刺して安全を図るものとする。

解説

漏水口をはっきり探しあてるには、表のり面の水中を棒で突き、その結果著しい濃濁水の生じた場合は吸込み口を探りあてた証拠であり、また水中にもぐり手をあてて見れば確認できるので、土俵を詰め込み閉そくするものである。しかし、これははっきり漏水口がある場合で、浸透面が広い場合はこの工法では効果が期待できない。



むしろ張り工

むしろ張り工は堤防表のり面にむしろを何枚か縫い継ぎして、力竹を通し、これを竹ピンでのり面に刺し、場合によって重し土俵を載せるものとする。

解説

吸込み口が判然とせずまたは数箇所より浸透して詰土俵を閉そく困難な場合に、堤防のり面にむしろ張りを施し漏水を極力防止する工法で、水深の比較的浅いところに用いる。むしろには小割竹を曲げてのり面に針子縫いを施し、状況によって力竹を50cm間隔に通し、これに重し土俵を載せ刺し竹を行い浮扇を防止しなければならない。

針子縫いの竹は2年子竹を使用した方がよい。なおこの工法は堤防のり面が欠け込んだ場合にも用いる。

継ぎむしろ張り工

継ぎむしろ張り工を行う場合は、漏水箇所の前面ののり面にむしろを羽重ねし、これをなわで縫い合わせ、さらに力竹を0.5~0.9m間隔に荒く縫い、最下位のむしろ1枚1俵の割で重し土俵を取付け、これをくいで固定し、必要に応じ上流側に重し土俵を載せるものとする。

解説

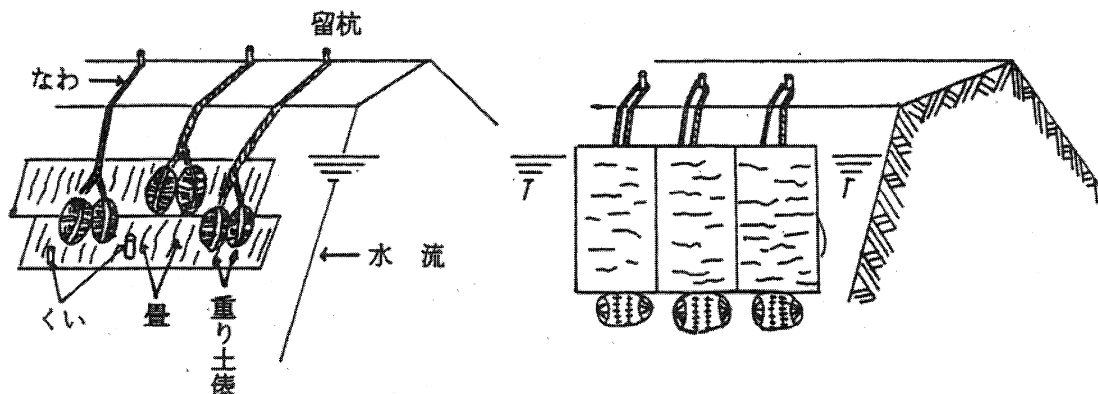
浸透箇所が水中深い場合にはむしろ張りでは防止作業困難で効果も望みにくいのでこの工法を用いる。

またこれはのり面の欠壊防止にも採用される。継ぎむしろの大きさは、漏水または欠壊箇所を完全におさえる大きさを必要とし、むしろの織り目が表層に平行で、流れに対し下流側が下に、のり面に対して羽重ねになるよう15cm程度重ね合わせ二子なわで縫い合わせる。

しかし、表層に沿う辺が長いと施工上困難であるので3枚を限度とし、のり長に応じ6枚、9枚あるいは12枚を前と同様に二子なわで縫い合わせて使用するのが効果的である。

つぎにあおりを防ぎ、重し土俵のつりなわの安定を図るため、長手上下端とその間に力竹を50~90cm間隔

に荒く縫い入れ、下端にむしろ1枚1俵の割で重し土俵を取付け、この重し土俵はあらかじめ用意した2本より合わせのなわで胴中を縛り、その後、そのなわで先に縫い付けた力竹を下から順序よく巻き付け、その上端を堤防てんば裏肩附近に打った留ぐいに結束できるようにしておく。



なお、下部土俵は別のなわで各土俵の左右2箇所を縛り、そのなわの端を力竹に結びつける。むしろの継ぎ合わせは竹針または鉄製針で縫い合わせる。竹は裏竹をそいで穴をあけ二子なわを通す。むしろを掛けおろすには、普通むしろおよび土俵などをすの子巻きとし、別のなわまたは鉄線をすの子巻きにしたむしろに巻きつける。なわの一方をゆるめながら漸次掛けおろして所定の位置におろすと、裏のりに打込んだ留ぐいに下端の重し土俵と力竹とを連結してなわを結びつける。

なお、むしろのあおり止めとして必要に応じ重し土俵を載せる。この作業で注意しなければならないことは、むしろを上下する前に控なわを使用せずに巻きおろすと、水流によって流されて危険をとまらう。

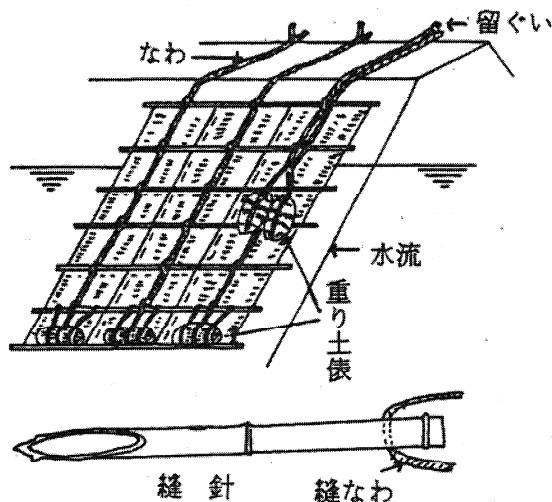
畳張り工

畳張り工を行う場合は、畳の長手を表肩に平行に置き、それに長さ90cm前後の竹ぐいをもって数箇所打込みのり面に密着させる。その上に重し土俵を載せ、土俵の移動を防止するため留なわをもっててんばに打った留めぐいに結びつけるものとする。

解説

この工法はむしろの代わりに畳をのり面の漏水または欠壊部分におしあてる工法である。

継ぎむしろ張



◎ 川裏に施す工法

かま段工

かま段工は漏水箇所の周囲に、漏水圧に対抗するよう円形に土俵を積むものとする。

解 説

裏小段のり先平場などに漏水が生じた場合にその周囲を円形に土俵を積み、漏水による噴水をせき上げ、圧力を減殺する方法であり、別名をかま築き、かま止めと呼ばれている。

この工法の施工上の注意としては、ゆう水の箇所をあわてて土やむしろで詰めたりすると、水は堤体に充満し、堤防はゆるみ裏のり崩れをはじめ、ついには破堤に至るから、このようなことはしてはならない。

また、漏水の水位より高く土俵を積まないようにする。これは堤体をうます原因となるからである。積土俵に1段、2段積みなどがあると同様に、漏水位の高さによりその積み方を変えてゆく。水密をよくするため、土俵と土俵の重ね目には粘土または良質の土をもって十分詰土をする。円の大きさは、普通直径2～3m程度で、なるべく大き目の方がよい。また水の逃げ口は土表から犬走り、のり先附近に徐々に放流するよう簡単などゆをかけ、流水の落下するところはむしろまたはあき俵をあてて洗堀を防ぐ必要がある。

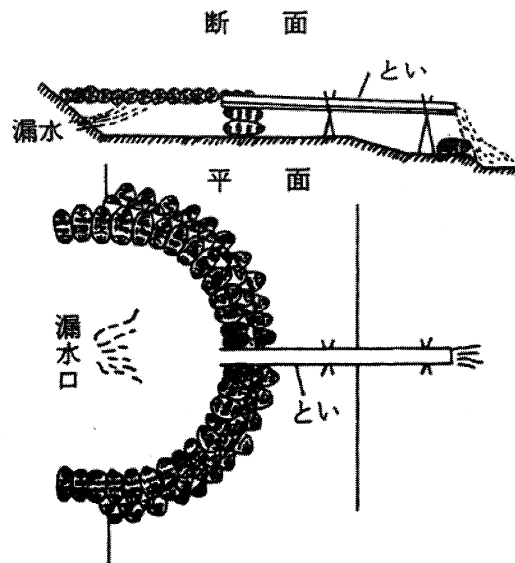
か ま 段



月の輪工

月の輪工は、漏水圧に対抗させるため、堤防ののり面に接して漏水箇所の周辺を半円型に土俵を積むものとする。

月の輪



解説

月の輪工は、かま段工の円型に対し、のり面に土俵堤がかかる半円型の土俵積みの工法である。これは川裏ののり先より漏水し、次第に水量を増し、かつ濁りが加わってくる場合施すもので、この中に漏水をためて水圧を減ずる程度まで築き上げ、静かにたたえられた水は、とゆなど仕掛けて流動し、流水の落下するところはむしろ、またはあき俵を置き洗堀を防ぐ。土俵堤の高さは水圧を弱める程度とし、大きさは漏水量により定めるが、普通半径1～2m位で築かれる。

土俵は小口並べとし、その間げきに粘土質の土砂をもって十分踏み固める。3俵以上重ねるときは、土俵に木または竹の留めぐいを打ち、土俵の頂部は竹でじゃ腹縫いにすることもある。また、積土俵の内側を長手並べに積み上げる場合も外側の積土俵は、必ず小口並べにすることが肝要である。

導水むしろ張り工

導水むしろ張り工は漏水の流路にむしろを張るか、またはその両側に丸太や竹を並べて、中だれにむしろを張って導水するものとする。

解説

この工法は堤防の裏のり、犬走りなどに漏水し、その量が少ない場合に行い、漏水による土の軟弱を防ぎ、堤防の崩壊を防ぐものである。

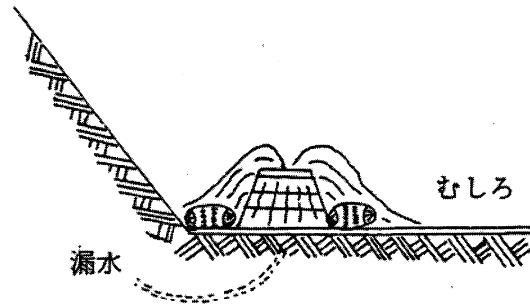
たる伏せ工

たる伏せ工は底抜きたる、またはおけを置くかあるいは土管、コンクリート留を立てて漏水口を囲うものとする。

解説

たる伏せ工は、かま段の場合と同様に平場に漏水があり、これが小規模の場合に、地盤を十分考慮して施すものである。たるなどにより越流した水が、まわりを洗掘したり、または流水が堤防に害を与えないよう、むしろをもって安全な場所まで導水しなければならない。

また手頃の土管またはコンクリート管があるといつて、漏水口にかぶせることは、水位が管長より低い場合よくないので注意する。



◎ 欠壊防止

木流し工

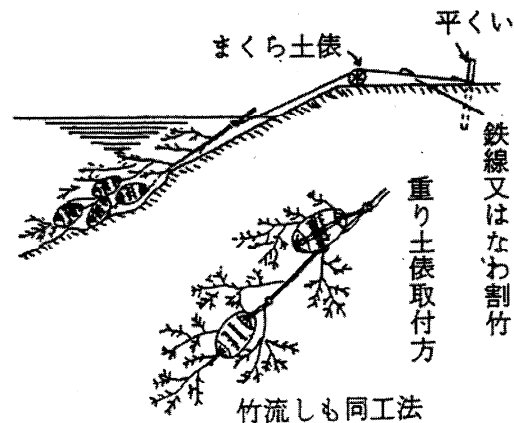
木流し工はなるべく枝葉の繁茂した樹木（松、杉、ひのき、柳、なら）を根元から伐採し、枝幹に重し土俵を数箇結束し、これに鉄線を根元に結びつけ、上流側から局部に当るように流し留ぐいにつなぐものとする。

解説

この工法は別名掛け木という。これは緩流部などの波よけ防止にも用いられるが、主として急流部において堤脚や護岸のり面が激流などのため欠け崩れた場合に有効で、流水を緩和し欠壊の拡大を防止するため一般に施工される。これに使用される木は枝葉のついたものとし土俵または砂袋を重しに付けて鉄線またはなわでてんばの川裏のくいにつなぐ。くいにつなぐ場合は、はじめ留ぐいに板つなぎし、位置が定ったら本つなぎとする。なお鉄線が堤防にくい込まないように表のり面にまくら土俵を置く。木が得られないときは、竹を数本束にして木のかわりをさせる。これを竹流しと呼ぶ。

この工法で注意を要するのは、投げかけた木や竹が欠壊した箇所によく当ることで、大事な傷口に当たっていないこと、その効果はないのである。

木流し



築回し工

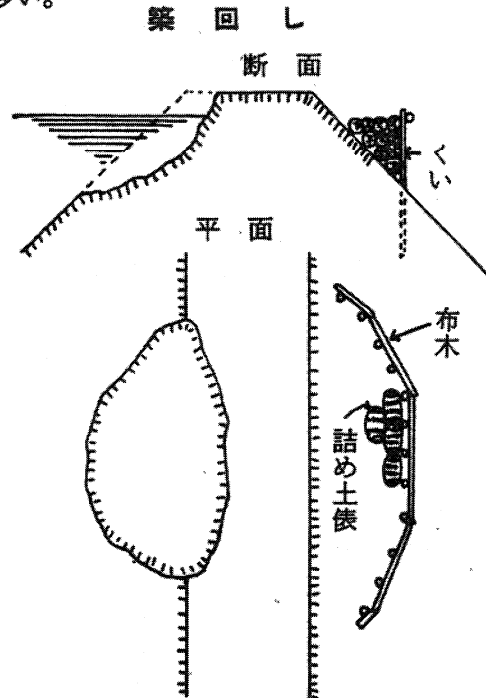
築回し工を行う場合には、欠壊箇所の裏のりにくいを0.9m程度の間隔に打ち、竹さくをかけ、その内部に土俵を長手にして詰め込むものとする。

解説

堤防の表が欠壊したとき断面の不足を裏のりで補足する工法である。

川表の欠壊はある程度進むとそれ以上は欠壊の程度が止まることがあるが、この場合堤防はやせ、漏水で破堤することがある。このようなときに適した工法であり、くいを0.9m位の間隔に打ち竹しがらを築きその内部に土俵を長手にして芋継ぎを避けて踏み固めながら詰め込んでゆく。しがらのかわりにくいを土俵1俵につき2本の割合で打ち並べ、その安定をはかるため布木を取付けることもある。

しかしながら川表の被害箇所に直接施工することが望ましいので、川表にはむしろ張りなど施工し、しかる後に築回しを行うことが多い。



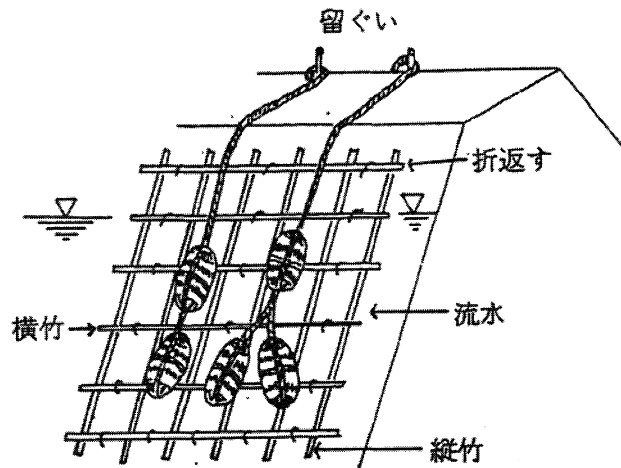
びょう部返し工

びょう部返し工は、目通り6～9cm程度の竹を30～40cm間隔に堤防の表肩に押し立てこれを縦骨としてかやよしまたは長茎の草あるいは空俵を立てかけ、その表裏に横骨として竹を約45cm間隔に押し当てて縦骨と横骨をなわで結束してびょうぶのようなものをつくり、しかる後に縦骨の根元を折りまげ、その上に重し土俵を適当に載せるものとする。

解説

波浪または流水により川表が欠け込んだ場合、その拡大を防止するときに使用され、またまた漏水防止工法としても採用される。

重し土俵はあらかじめなわ、または鉄線で結束しておき最後にてんばの留ぐいにつなぐのである。



◎ ひびわれ防止

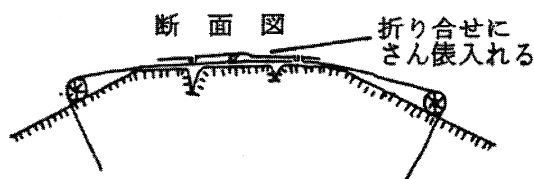
折返し工

折返し工を行う場合は、表のり裏のりの適当なところに土俵を置き、その土俵の下側に竹を突き刺してこれを土俵の上で折り曲げ、てんばにおいて双方折り返し、二子なわで結ぶものとする。

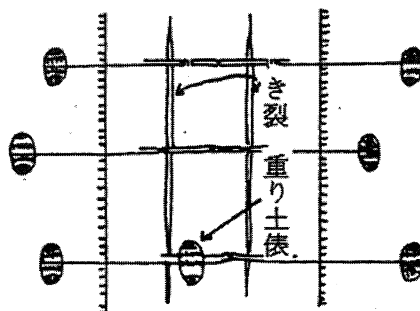
解説

この工法は堤防のでんばにひびわれを生じ、放置すれば堤防欠壊のおそれがある場合に行うものである。表のりと裏のりの適宜の位置に目通り15~18cmの竹を堤体深く突き刺し、その根元に土俵を千鳥型に配置する。その間隔は1~2mが適当で、この土俵をまくらとして双方の竹を折り曲げ、てんばにおいて双方の竹を折り返し、その曲部にあき俵などを切断したもの当てて竹の急曲による切断防止をなし、折返した部分をなわで結束する。竹の引締め加減は土俵の下に差し込むか重し土俵を載せて調整する。なおひびわれの部分は土をもって埋め水の漏らないようにする。

折返し



平面図



控え取り工

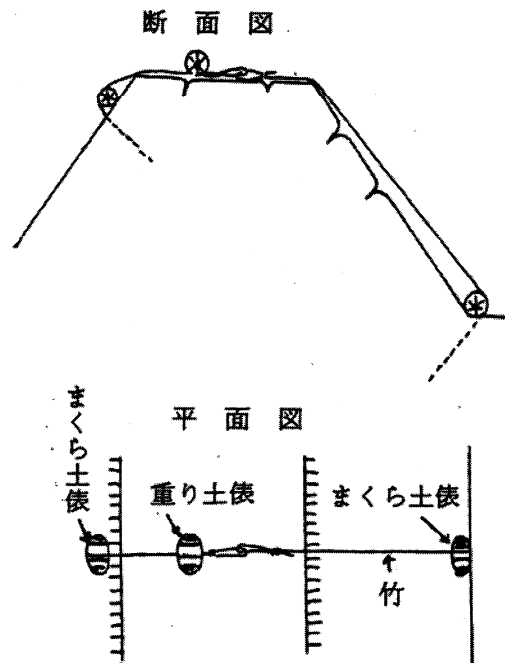
控え取り工を行う場合は、堤防表のり肩と裏のり先に土俵を置き、それぞれに竹を突き刺し、双方の竹を折り曲げ、てんばにおいて折り返し、二子なわで結ぶものとする。

解説

折返しはてんばのひびわれの場合であるが、控え取りはてんばから裏のりにかけてひびわれが生じた場合である。

作業方法は、川裏のり先に土俵の長手を堤防に平行するよう並べ、これに細竹を突き刺しじゃ腹縫いにするかまたは小ぐいを打ち地盤に固定させ、これに沿い目通り15~18cmの竹を2~5mごとに刺し立て、これに対応するよう表肩附近に竹を立て、その根元にまくら土俵を置き、双方の竹を折り曲げてんばで双方の竹を折り返し、その曲部に土俵など当て連結しなわで結束する。この締付けの工合はまくら土俵か重し土俵で加減する。

控 取 り



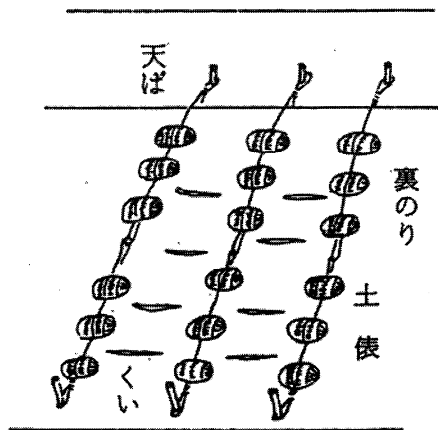
継ぎ縫い工

継ぎ縫い工を行う場合は、裏のりまたはのり先に末口6~9cm長さ2.7~3.6mのくいをのり面に対し直角に1~2m間隔に打ち込み、これに対応しててんばにもひびわれをはさんでくいを打ち双方のくいに目通り9~15cmの竹でつなぎ、その上に適宜土俵を載せなわで竹に縛るものとする。

解説

折り返し工に対するくい打ち継ぎがあるように、控え取りの竹のかわりにくい木を用いたものがこの方法である。竹の取扱は控え取り工などと同様である。なお注意を要することは竹先の細い部分は約2mの継ぎ手を残して折り曲げること。生竹がない場合は鉄線を使用し、当工法のみで防止しにくい場合には竹刺し、五徳縫いなどを併用すると有効である。

つなぎ縫

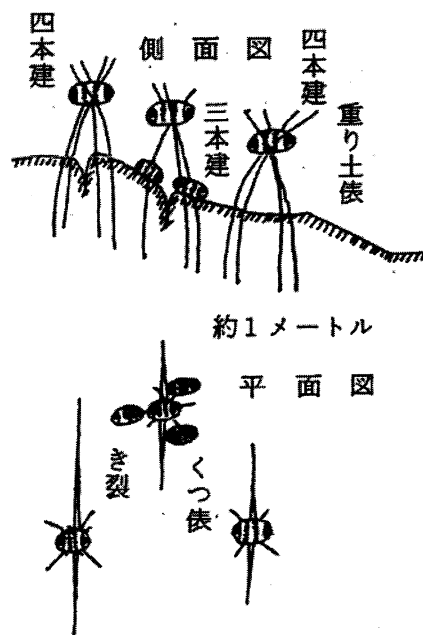


◎ 川裏崩壊防止

五徳縫い工

五徳縫い工を行う場合は、ひびわれをはさんで目通り15~18cmの竹3本か4本を1組になるよう地中深く正三角形または正方形に1m間隔に竹を刺し、地上1.2~1.5m程度のところで1組づつなわで結束し、その交差点上に重し土俵を載せるものとする。

五 徳 縫



解 説

この五徳工法は、川裏のり面や小段にひびわれが生じ、そのまま放置しておくと崩壊のおそれがある場合に行うもので、状況によっては竹を3本建または4本建とする。当工法を何組か適當の間隔に組立ててのり崩れを防止するが、堤体が軟弱で竹が曲がっても堤体上が締らないことのないように土俵を足にはかせてやる場合もある。踏土俵はのり長方向に長手を置き、土と密着するよう踏み固め、その上から竹を刺す。

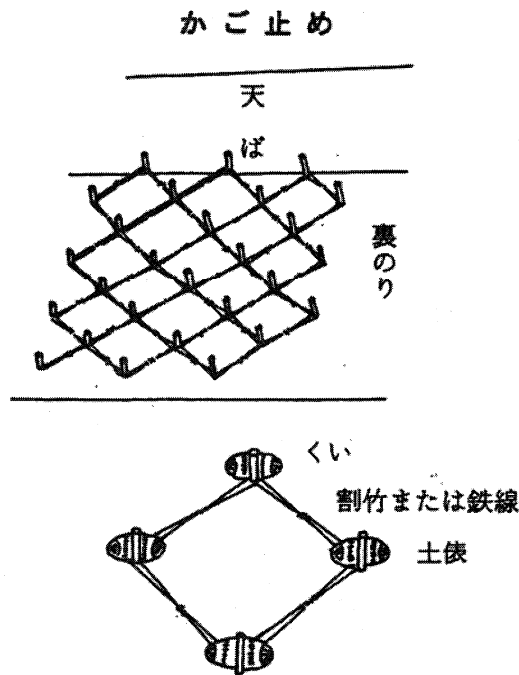
竹を五徳形に結束するには、まず2本を縛り、つぎに3本目の竹を引き寄せ、前のなわの端で巻き4本目も同様にして最後に竹の大きさに応じて数回巻きつけて結束する。

かご止め工

かご止め工を行う場合は、長さ1.8~2.7mぐらいを2m間隔に打込み、さらにその中間に千鳥に打ち、ひし形になるように鉄線で相互に緊結する。鉄線かわりに割竹をつぎ留めることもある。各くいの根元に土俵を置き、重しにするものとする。

解説

これは川表側がひびわれを生じたときに用いることもあるが、この場合はのり面にそだを敷いて保護し、くいごとに重し土俵を載せて、堤腹の崩壊を未然に防止する。



立かご工

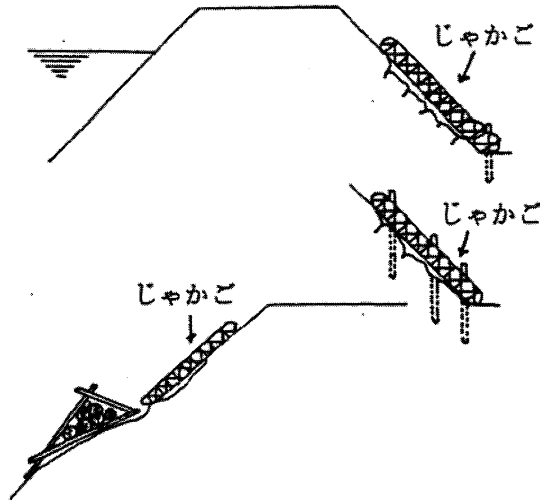
立かご工を行う場合は、のり先に沿い1列じゃかごを布設し留ぐいを打ち、これに縦にじゃかご工を施すか、または縦じゃかごのみ施工し、これに数本の留ぐいを打つものとする。なお、のり面が軟弱である場合は敷そだを行い、その上にじゃかごを施工するものとする。

解説

この工法は急流河川および急流部に施される。

かかる場所の堤防は、玉石混りの切込砂利で造られているため、時として芝の根張り不完全な裏のりが浸透水または内水によりのり崩れをおこすので、このような場合立じゃかごを伏せ込みこれを防止する工法である。

立かご



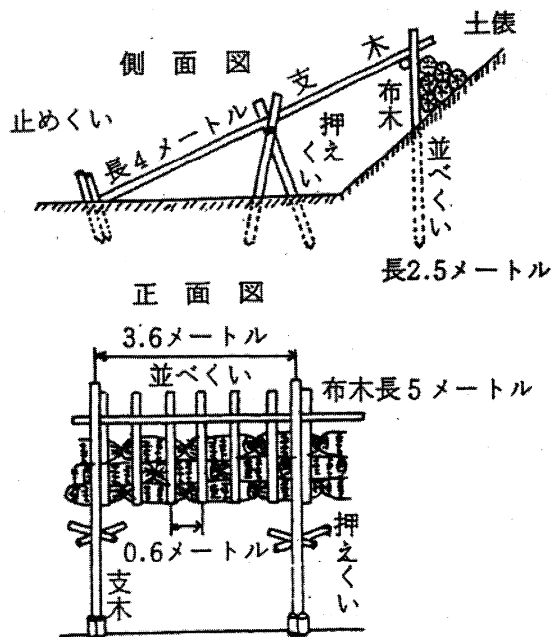
くい打積み土俵工

くい打積み土俵工は、のり崩れまたはそのおそれがある場合その下部に長さ2.5m程度のくいを土俵1俵につき2本ぐらい打ち、これに長手の土俵を段積みとし、くい頭より30cm下りに布木を取付け、約3.6m間隔で長さ4mの支え木をくい、布木に鉄線でよく締め結び木の根元に長さ1.2mぐらいのくい2本並べて打つものとする。なお支え木とくいおよび押えくいの交差上に重し土俵を載せることもある。

解説

のり崩れまたはそのおそれあるとき、その下部にくいを打ちならべ、これに積み土俵を行う方法である。

くい打積み土俵

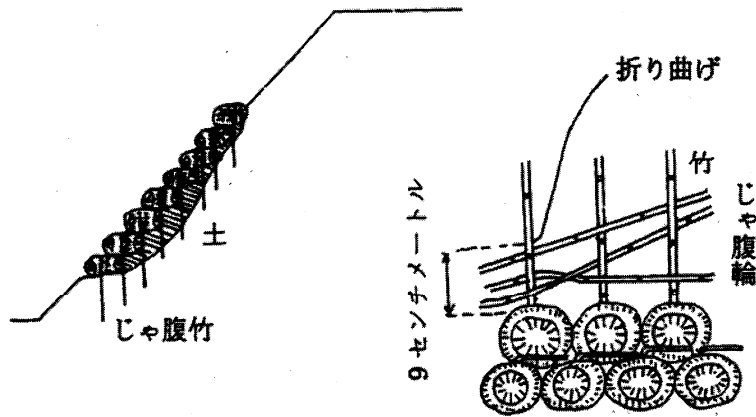


土俵羽口工

土俵羽口工を行う場合は、崩壊の下部に土俵を1段に小口に並べ、この土俵の中央に竹を突き刺して止めるかまたは目通り6～9cmの竹を深く突き刺してじゃ腹縫いをして土俵を安定し、土俵の間げきと裏に土を詰め突固め、2段目からも半俵引きのこう配をあたえ、順次積み上げてゆくものとする。

解説

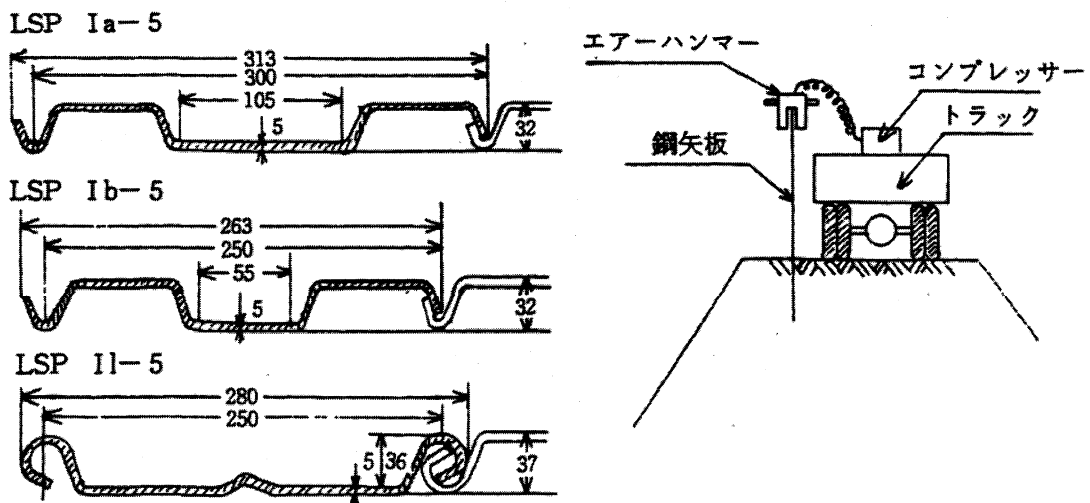
本工法は、川裏が崩壊したときまたは川表の欠壊したときに用いるもので、堤防断面の補強または崩れの拡大を防止するものである。



簡易鋼矢板工

目的	溢水防止
材料	鋼矢板（軽量鋼矢板）
工法	鋼矢板を噛合せしながら打込み延長する。

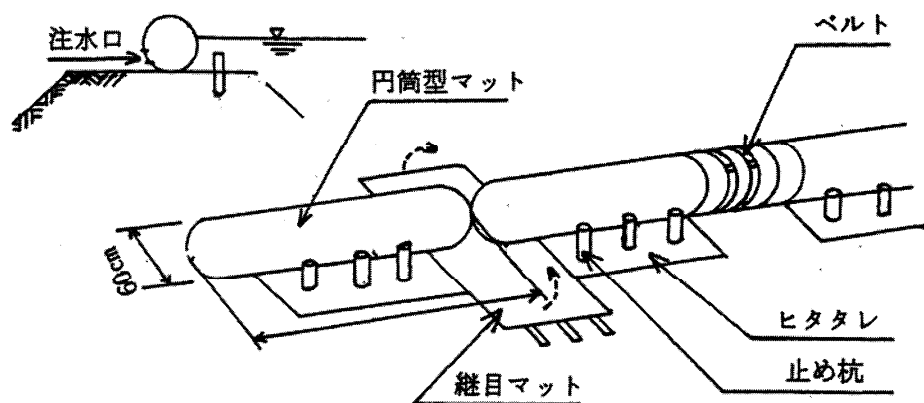
簡易鋼矢板打工



水マット工

目的	溢水防止（円筒形マット）、漏水防止（円錐形マット、ドーナツ形マット）
材料	ゴム引きナイロン布を素材としたマット
工法	マットに水を充填し、ヒタタレ部の杭穴へ杭打ちする。 なお継目部は、同質の素材でできた布で覆い、ベルトで締める。

水マット工（円筒形マット）



土砂災害警戒区域等一覧表

1. 土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧 693
2. 地すべり危険箇所及び地すべり防止区域一覧 694

土砂災害警戒区域等一覧

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域
公表HPアドレス

https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html

地すべり危険箇所及び地すべり防止区域一覧表

地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定に よる 指定区域 (平成29年12月1日現在)	所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	
1	東山辺		豊能郡能勢町山辺
2	東山辺		豊能郡能勢町山辺
3	上所		豊能郡能勢町長谷
4	上杉		豊能郡能勢町長谷
5	平通		豊能郡能勢町長谷
6	下最寄		豊能郡能勢町下田尻
7	中村		豊能郡能勢町下田尻
8	東藤木		豊能郡能勢町上田尻
9	野間西山	野間西山	豊能郡能勢町地黄
10	野間大原		豊能郡能勢町地黄
11	地黄北		豊能郡能勢町地黄
12	上村		豊能郡能勢町倉垣
13	吉野		豊能郡能勢町倉垣
14	野間口		豊能郡豊能町余野
15	寺田		豊能郡豊能町余野
16	中の東		豊能郡豊能町切畑
17	中之町		豊能郡豊能町吉川
18	打越		豊能郡豊能町川尻
19	崩尻		豊能郡豊能町木代
20	鉢伏山		箕面市
21	新稲一丁目		箕面市新稲
22	畑三丁目		池田市畑
23	上庄		茨木市銭原
24	車川庄		茨木市銭原
25	中ノ谷		茨木市音羽
26	下ノ谷		茨木市音羽
27	長谷		茨木市銭原
28	清阪		茨木市銭原
29	下音羽		茨木市銭原
30	忍頂寺(1)		茨木市銭原

地すべり危険箇所及び地すべり防止区域一覧表

地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定に よる 指定区域 (平成29年12月1日現在)	所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	
31	西谷		茨木市泉原
32	泉原(1)		茨木市泉原
33	千提寺		茨木市千提寺
34	忍頂寺(2)		茨木市千提寺
35	忍頂寺(3)		茨木市千提寺
36	泉原(2)		茨木市泉原
37	一町田		茨木市千提寺
38	中谷		茨木市大岩
39	安威		茨木市
40	青山台三丁目		吹田市青山台三丁目
41	千里丘北		吹田市千里丘北
42	出灰		高槻市田能
43	田能		高槻市田能
44	田能		高槻市田能
45	原	原	高槻市原
46	霊仙寺		高槻市
47	松ヶ丘		高槻市松ヶ丘四丁目
48	梶原二丁目		高槻市梶原二丁目
49	尊延寺三丁目		枚方市尊延寺三丁目
50	宗谷一丁目		枚方市宗谷一丁目
51	穂谷		枚方市穂谷
52	穂谷三丁目		枚方市穂谷三丁目
53	清水谷	清水谷(亀の瀬)	柏原市小字雁多尾畑
54	高井田		柏原市
55	青谷		柏原市
56	西旭ヶ丘	西旭ヶ丘	柏原市旭ヶ丘二丁目
57	田辺二丁目		柏原市田辺二丁目
58	旭ヶ丘	旭ヶ丘	柏原市旭ヶ丘四丁目
59	羽曳が丘西五丁目		羽曳野市学園前四丁目
60	西除川	西除川	大阪狭山市池之原一丁目

地すべり危険箇所及び地すべり防止区域一覧表

地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定に よる 指定区域 (平成29年12月1日現在)	所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	
61	大野		大阪狭山市大野中
62	大野		大阪狭山市大野中
63	PL学園		富田林市喜志
64	蒲ダノ木谷	蒲ダノ木谷	富田林市甘南備
65	下赤坂城跡		富田林市
66	昭和町		南河内郡太子町太子
67	向小路		南河内郡太子町太子
68	北仲町		南河内郡太子町春日
69	青山		南河内郡太子町太子
70	青山		南河内郡太子町春日
71	上の町		南河内郡太子町山田
72	鹿向谷		南河内郡太子町山田
73	東條		南河内郡太子町山田
74	畑		南河内郡太子町畑
75	長坂	長坂	南河内郡河南町白木
76	白木		南河内郡河南町中
77	南加納		南河内郡河南町鈴美台1丁目
78	南加納		南河内郡河南町平石
79	持尾		南河内郡河南町持尾
80	平石		南河内郡河南町平石
81	上河内		南河内郡河南町上河内
82	青崩		南河内郡河南町上河内
83	青崩		南河内郡河南町水分
84	水分		南河内郡千早赤阪村桐山
85	二河原辺		南河内郡千早赤阪村二河原辺
86	下出		南河内郡千早赤阪村東坂
87	東之尾		南河内郡千早赤阪村中津原
88	宮之尾		南河内郡千早赤阪村中津原
89	日野		河内長野市日野
90	小塩町		河内長野市小塩町

地すべり危険箇所及び地すべり防止区域一覧表

地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定による 指定区域 (平成29年12月1日現在)	所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	
91	石仏		河内長野市美加の台1丁目
92	神ヶ丘		河内長野市神ガ丘
93	寺元		河内長野市河内寺
94	鳩原		河内長野市寺元
95	滝尻		河内長野市滝畑
96	加賀田		河内長野市日野
97	中山		河内長野市加賀田
98	中の組		河内長野市加賀田
99	上の組		河内長野市加賀田
100	石見川		河内長野市石見川
101	東ノ村		河内長野市滝畑
102	滝畑		河内長野市滝畑
103	大谷池北		和泉市上代町
104	西野		堺市東区西野
105	片蔵		堺市南区片蔵
106	釜室		堺市南区釜室
107	逆瀬川		堺市南区逆瀬川
108	美木多上		堺市南区美木多上
109	美木多上		堺市南区美木多上
110	鉢ヶ峰寺		堺市南区鉢ヶ峰寺
111	畑		堺市南区畑
112	畑		堺市南区畑
113	酪農団地		堺市南区豊田
114	土生滝町		岸和田市土生滝町
115	河合町		岸和田市河合町
116	神於町		岸和田市神於町
117	内畑町		岸和田市内畑町
118	山滝		岸和田市内畑町
119	水間	水間	貝塚市水間
120	馬場		貝塚市馬場

地すべり危険箇所及び地すべり防止区域一覧表

地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定に よる 指定区域 (平成29年12月1日現在)	所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	
121	馬場		貝塚市木積
122	下高田		泉南郡熊取町
123	樫井川	樫井川	泉佐野市上之郷
124	母山		泉佐野市上之郷
125	野口		泉南市新家
126	童子畑		泉南市信達童子畑
127	葛畑		泉南市信達葛畑
128	岬町		泉南郡岬町淡輪
129	多奈川谷川		泉南郡岬町多奈川谷川
130	中村		豊能郡能勢町中村
131	上土室四丁目		高槻市上土室四丁目
132	杉責谷一丁目		枚方市杉責谷一丁目
133	穂谷二丁目		枚方市穂谷二丁目
134	寺田		南河内郡河南町寺田
135	中		南河内郡河南町白木
136	伏見堂		富田林市伏見堂
137	上佐備		富田林市佐備
138	上久保		河内長野市小塩町
139	若樫	若樫	和泉市若樫
140	母山		泉佐野市上之郷
141	春木	春木	和泉市春木
142	尊延寺五丁目	尊延寺	枚方市尊延寺五丁目
143	黒谷	黒谷	八尾市黒谷五丁目
144	男里川		泉南市幡代二丁目
145	杉	杉	枚方市杉1丁目
146		国分町	和泉市国分町
地すべり防止区域 計		16	